東京都主税局委託調査

少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査及びシミュレーション調査委託

最終報告書

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
Mitsubishi UFJ Research and Consulting

■はじめに－調査の背景と目的－

本調査は、東京都税制調査会の検討における基礎資料とするため、少子化対策や子育て世帯への経済的支援として導入されている給付付き税額控除やN分N乗制度等の諸外国の先進事例の調査を行ったうえで、我が国の所得税・住民税の所得控除方式を変更した場合等における、家族構成や所得階層ごとの税負担及び税収に係るシミュレーションを実施するものである。

現在、我が国の出生数は年間80万人を割り込み、人口減少が加速している。2030年代に入るまでの間に少子化傾向を反転できるかどうかが重要となっていることから、政府は次元の異なる少子化対策を検討している。その財源として、社会保障負担の増大が検討されているが、これは所得に対して逆進的であることが指摘されている。社会経済構造が変化する中で、財源調達機能、所得再分配機能など税の機能を十分に果たしつつ、少子化対策や子育て世帯への支援を行う税制措置の検討が必要である。

諸外国においても、少子化対策、貧困対策など目的は様々であるが、子育て世帯への経済的支援を税制措置によって行う例がみられる。児童税額控除を含む税額控除のほか、子育て関連費用の所得控除、子どもの数を考慮した世帯単位課税であるN分N乗法などが挙げられる。また、税制措置以外にも、子育て世帯を対象とした現金給付、保育園や幼児教育を含む子育て関連の現物支給なども実施されている。諸外国における少子化対策や子育て世帯への支援の事例を調査することは、我が国における今後の制度検討において重要な示唆となるものである。

また、我が国において、所得税・住民税の所得控除方式の変更、給付付き税額控除の導入等によって少子化対策や子育て世帯への支援制度を取り入れた場合において、マクロで必要財源やその財源調達方法、家族構成や所得階層ごとの税負担の変化などをシミュレーションすることも我が国における今後の制度検討において重要なものとなる。制度設計次第で、必要となる財源や恩恵を受ける世帯類型が異なることが想定されることから、様々な制度設計に対応したシミュレーションを実施し、支援を必要としている世帯、少子化対策の効果が大きいことが見込まれる世帯が恩恵を受けられる制度改革を検討することが重要である。

本調査において実施している諸外国の事例調査やシミュレーション結果が、少子化という我が国における喫緊の課題に対して、税制の面からどのような対応が考えられるのか検討いただく一助になれば幸いである。

令和6年3月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社

■調査の方法(諸外国調査)

本調査では、フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデン、アメリカ、カナダの 6 か国を調査対象としている。

調査対象国の少子化対策・子育て世帯への支援策に係る現行の制度や経緯・議論については、OECD Family Database や各国の家族政策を所管する省庁の Web サイトや民間団体等の資料を中心に情報収集を行い、これらの概要を把握した。また、その中でも税制措置あるいは現金給付(給付付き税額控除等)については、各国税務当局の Web サイト等を中心に情報収集を行い、税制の概要(制度概要、税収内訳、税収推移等)、適用に当たって実務上必要となる手続きを把握した。

併せて、少子化対策・子育て世帯への支援策の効果や実務の詳細、今後の課題については、現地の関係機関等に対して聞き取り調査を行った。

■調査の方法(シミュレーション調査)

本調査では、国税である個人所得税、地方税である住民税のほか、消費税、社会保険料等を対象としてシミュレーション調査を実施した。

具体的には、少子化対策・子育て世帯への税制措置として、何らかの税制措置を取った場合における必要な財源、財源を確保するために必要となる他の制度改正を導出可能なシミュレーションシートを構築した。その上で、当該税制措置を取った場合における、世帯類型毎の対象税目・社会保障制度、対象税目・社会保障制度毎の世帯類型毎の負担・給付の構造を導出した。

＜目次＞

OECD による家族関係社会支出の定義 1

第 Ⅰ 章 少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査 1

1. フランス 1
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 3
 (2) 個人所得課税の仕組み 18
 (3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 24
 (4) 給付付き税額控除に類似した制度 27
2. ドイツ 29
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 31
 (2) 個人所得課税の仕組み 34
 (3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 36
 (4) 児童を扶養する親に対する現金給付 40
3. イギリス 48
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 50
 (2) 個人所得課税の仕組み 54
 (3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 57
 (4) 給付付き税額控除 58
 (5) ユニバーサルクレジット 65
4. スウェーデン 72
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 74
 (2) 個人所得課税の仕組み 87
 (3) 勤労所得税額控除 91
5. アメリカ 94
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 96
 (2) 個人所得課税の仕組み 98
 (3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 108
6. カナダ 130
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 132
 (2) 個人所得課税の仕組み 140
 (3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 146
 (4) 給付付き税額控除 148
7. 日本 156
 (1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般 156

(2) 個人所得課税の仕組み 159
(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援 166

第 II 章 個人所得課税のシミュレーション調査・財源調達の影響分析 ... 167
1. シミュレーション調査の概要 167
2. シミュレーション調査の前提条件 169
(1) シミュレーションシートの体系 169
(2) 対象とする税・社会保障制度 169
(3) 世帯条件 172
3. シミュレーション結果(個別措置－減税・給付措置) 174
(1) 定額の税額控除(所得税)の導入(給付なし) 175
(2) 定額の税額控除(住民税)の導入(給付なし) 182
(3) 定額の税額控除(所得税)の導入(給付付き) 189
(4) 定額の税額控除(住民税)の導入(給付付き) 196
(5) 児童手当の拡充(こども未来戦略による拡充) 203
(6) 勤労所得税額控除の導入(給付付き) 210
(7) N 分 N 乗法の導入 217
(8) N 分 N 乗法の導入(個人単位課税) 224
4. シミュレーション結果(個別措置－財源確保措置) 234
(1) 扶養控除(所得税・16-22 歳)の廃止 235
(2) 扶養控除(住民税・16-22 歳)の廃止 242
(3) 配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)の廃止 250
(4) 配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)の廃止 256
(5) 基礎控除(所得税)の減額 263
(6) 基礎控除(住民税)の減額 270
(7) 消費税の引き上げ 277
(8) 社会保険料の引き上げ(定額) 283
(9) 社会保険料の引き上げ(定率) 290
(10) 制度改正にあたっての課題 297
5. シミュレーション結果（給付なし税額控除＋税収中立） 301
(1) 扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者変更なし) 302
(2) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者変更なし) 309
(3) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者拡大) 316
6. シミュレーション結果（定額の給付付き税額控除の導入＋税収中立） 323
(1) 扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者変更なし) 324
(2) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者変更なし) 331
(3) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入(対象者拡大) 338

(4) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（子どものみ）.....345
7. シミュレーション結果（その他）.....352
(1) 勤労所得税額控除の導入＋消費税率 0.5%引き上げ.....353
(2) N 分 N 乗方式の導入（世帯単位かつ配偶者控除・扶養控除廃止）＋消費税率 2%引き上げ.....361
(3) こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入（支援金は定額）.....369
(4) こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入（支援金は定率）.....377

第 III 章 わが国への示唆 385
1. 調査対象国における少子化対策・子育て支援策.....385
2. シミュレーション調査結果からの示唆.....388
3. 少子化対策・子育て支援策に係る税制度のあり方.....389
(1) 税制を含む制度の企画立案に係る考え方.....389
(2) 日本において導入が考えられる税制措置等の課題の整理・評価.....390

参考 インタビューの概要 398

【OECD による家族関係支出の定義】

OECD による家族関係社会支出の定義

OECD で定義される家族関係社会支出（public spending on family benefits）は、大きく 3 タイプに分けられる。

① 子どものいる家庭への現金給付
児童手当（子どもの年齢により支給水準が異なったり、所得制限があったりする場合もある）、育児休業期間中の所得支援、ひとり親家庭への所得支援など。

② 子どものいる家庭のためのサービス（現物給付）
保育・早期教育施設提供者への直接融資や補助金、親への特定補助金による公的保育支援、青少年支援や入所施設に対する公的支出（これには、支援を必要とする家庭のためのセンター型施設やホームヘルプサービスを含む）など。

③ 税を通じて提供される家族への経済的支援（税制措置）
非課税措置（児童手当からの所得を課税ベースから除外）、児童扶養控除（総所得から差し引かれ、課税所得に含まれない、子どもの養育に係る金額）、および児童税額控除など。

なお、医療や住宅など他の社会政策分野に計上されている支出は、家族のみへの支援に限定されているわけではないので、OECD の定義による家族関係社会支出には含まれていない。本調査における「少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障」で説明する各制度と OECD の家族関係社会支出は必ずしも一致するものではないが、家族関係社会支出対 GDP 比については各国間の比較のため、OECD の定義に基づく GDP 比を用いるものとする。

第Ⅰ章 少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

1. フランス

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- フランスにおける子どもを持つ家庭に対する税制その他の支援は、少子化対策(出生率上昇のための施策)として位置づけられているわけではなく、子どもを持つ世帯を含めた「家族政策」として位置付けられる。
- 家族関係社会支出については、2019 年に GDP 比で 3.4%(うち税制措置 0.7%、現金給付 1.3 %、現物給付 1.4%)となっており、日本よりも高い水準である。
- 家族補足手当や、所得税制上のN分N乗方式の採用など、多子世帯が有利となるインセンティブが取り入れられている制度もある。

【個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援】

- 少子化対策・子育て支援を含む子育て世帯が関わる個人所得税の規定としては、税額算定にあたっての N 分 N 乗法の適用、子どもの養育費の所得控除、育児費用の税額控除、子の教育費の税額控除が挙げられる。
- N 分 N 乗法は、第二次世界大戦後の 1946 年に導入されたもので、二度の世界大戦を経て減少した人口を回復させる目的で導入されたものである。世帯全員の総所得を合算し、総所得を家族の人数に応じた係数により分割し、分割額に税率計算表に当てはめて税額を算定し、これに、分割の際に用いた係数を乗じる。累進課税の下では、子どもの数が多いほど分割係数が大きくなり、税額が小さくなる。
- かつては労働はしているが所得が低い者に対しては、子どもの数も加味した「就業手当 (Prime pour l' emploi)」という給付付き税額控除が存在したが、2016 年に「就業者向けの生活保護(RSA d' activité)」と統合され、「活動手当(Prime d' activité)」という給付に一本化されている。

【税制措置以外の少子化対策・子育て支援】

- かつては、家族手当等の経済的支援が中心であったが、女性の社会進出が進んだ 1970 年代以降は保育サービスの充実が進み、現在では、出産・子育てと就業が両立できる施策・環境整備を進める施策が中心となっている。
- 家族手当や乳幼児受入れ手当等の現金給付の他、保育サービス等の現物給付は、施設型・在宅型・折衷型に分かれ、多様なメニューが用意されている。
- これらの諸施策もあり、フランスの出生率は欧州の中でも最も高くなっている。

図表 I-1　基本的事項（フランス）

国名	フランス共和国
首都	パリ
人口	約 6,804 万人（2023 年 1 月 1 日、INSEE）
年齢別人口構成	15 歳未満 17.8%、15～64 歳未満 61.8%、65 歳以上 20.4%（2023 年）
出生数	約 72 万 3,000 人（2022 年、INSEE）
出生率	1.80（2022 年、INSEE）
家族関係社会支出対 GDP 比	3.44%(うち税制措置 0.73%　現金給付 1.34%、現物給付 1.38%)(2019 年)
国民負担率	69.9% (うち租税負担率 45.0%、社会保障負担率 24.9%) (2020 年)
ジニ係数	0.298 (再配分後ジニ係数) 0.526(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

出典：家族関係社会支出対 GDP 比は OECD"Family Database"、ジニ係数は OECD "Income Distribution Database"

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

フランスでは、18 世紀末に早くも長期的な出生率の低下傾向が見られ、民間による家族扶養手当のための補償金庫が形成されたほか、政府により家族構成に応じた所得税制度が作られた。1930 年代には少子化は国家的課題と位置づけられ、1932 年には 2 人以上の子どもを扶養する被用者世帯への家族手当が労働法に規定された。その後、家族手当は農業や自営業世帯にも拡大されるなど、少子化対策や子育て支援を含む家族支援は、公的な「家族政策」へと発展を遂げた。1939 年には、フランス議会上院に「人口問題高等委員会（Haut conseil de la famille : HCF）」が設置され、出生率引き上げ対策が議論されるようになった。また、家族に対する物質的援助によって出産を奨励する家族法典（Code de la famile）が制定された。

家族政策は、第二次大戦後に本格的に展開されたが、当初は専業主婦世帯を対象としていた。しかし、女性の社会進出に伴い生活スタイルの変化が進展し、1970 年代に再び出生率が低下すると、経済的支援だけではなく、育児・保育の支援や就業における男女の平等が進められてきた。このように、フランスの家族政策は、1960 年代までは家族手当を中心とした経済的支援が主流であったが、1970 年代以降は保育サービスの充実へとシフトし、さらに出産・子育てと就業に関して幅広い選択ができるように、両立支援の環境づくりが強化されるようになってきた。

このうち、特に、育児・保育支援策については、1977 年に第三子からの育児休暇が創設され、専業主婦手当は廃止された。1980 年代後半以降は、第三子以降を出産した際に育児休暇を取る親のための育児手当や、在宅保育士（ナニー）を雇用する際の社会保険料を補助する在宅育児手当が設けられた。また、同時期には、保育所の増設と保育所の不足を補うために、認定保育士（認定保育ママ）等の在宅保育サービスが広がっていった。その後、さらに出産・子育てと就業に関して、幅広い選択が可能となる方向での政策が推進されている。

また、子どもの数が増えるほど増額となる家族手当や、所得税制上のＮ分Ｎ乗法の採用など、多子世帯が有利となる制度設計が取り入れられている[1]。

① 家族関係社会支出

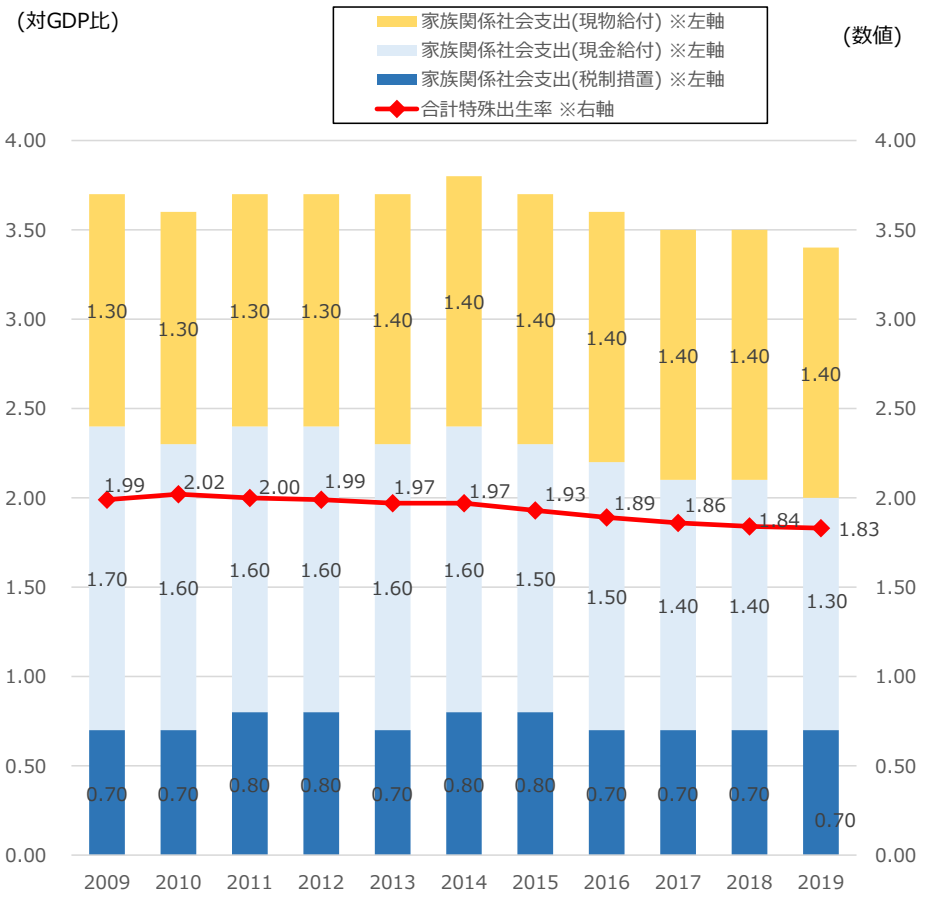
フランスにおける家族関係社会支出の対 GDP 比、合計特殊出生率の推移は、OECD 統計によると以下の図表 I-2 のとおりである。2019 年では、GDP 比で 3.40%(うち税制措置 0.70%、現金給付[2]1.30%、現物給付 1.40%)の支出がなされ、かつては現金給付割合が最も大きかった

[1] ここまでは、主に、泉眞樹子・近藤倫子・濵野恵（2017）「フランスの家族政策－人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由－」『調査と情報』第 941 号、かながわ男女共同参画センター（2022）「ヨーロッパ諸国における女性の就業継続とキャリアアップの取組に関する調査研究ースウェーデン、フランス、ドイツ、オランダの取組ー」の第 2 章第 2 節を基に、取りまとめた。

[2] OECD の定義とは別にフランスの社会保障法典 L511-1 条には、家族給付制度に含まれる諸手当として、①乳幼児受入れ手当（Prestation d′accueil du jeune enfant：PAJE）、②家族手当（Allocations

が、現在では現物給付の割合の方が大きくなっている。また、合計特殊出生率は、低下傾向ではあるものの、欧州では最も高い 1.83 となっている[3]。

図表 I-2　フランスにおける家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の推移



注： OECD の家族関係社会支出の定義に含まれるものに限られる。家族負担の調整(児童手当・児童扶養控除等)のほか、保育・幼児教育に関して利用者負担分を除いた公費負担を含む。
出典：OECD Database on Social Expenditure より MURC 作成

② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

フランスにおける主な少子化対策・子育て支援策を手段別・ステージ別に整理すると、以

familiales：AF)、③家族補足手当（Complément familial：CF)、④住宅手当（Allocation de logement：AL)、⑤障がい児養育手当（Allocation d'éducationde l'enfant handicapé：AEEH)、⑥家族扶養手当（Allocation de soutien familial：ASF)、⑦新学年度手当（Allocation de rentrée scolaire：ARS)、⑧付添い日額手当（Allocationjournalière de présence parentale：AJPP）の 8 種類が記されている。このうち、家族向け給付を担当する家族手当金庫 CAF の利用ガイド（"La Caf et Vous-Guide des presentations-）2023 年度版では、④住宅手当を除く 7 つの手当を「子育て（éleverses enfants)」関連の給付として紹介している（ただし、住宅手当自体は、CAF が給付する家族向け給付の一つであり、「住宅関連」給付として紹介されている。）

[3] 2022 年は 1.80 に低下したが、依然として欧州の中では最も高い。

下のとおりとなる。

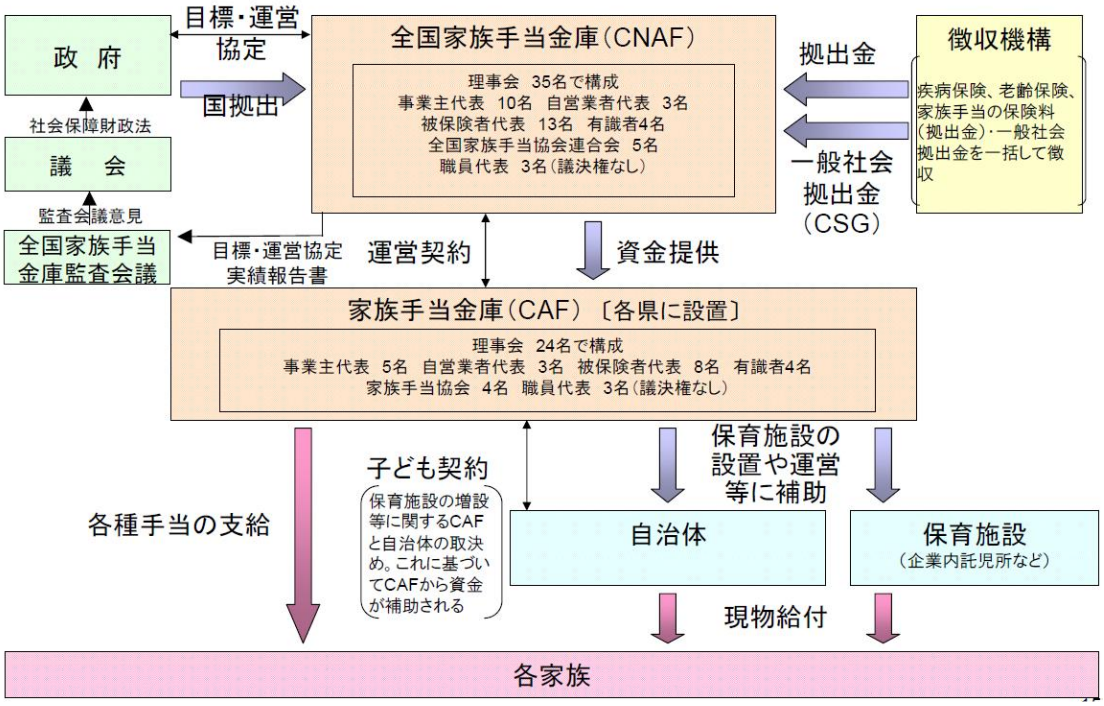
図表 I-3　フランスにおける主な少子化対策・子育て支援策

	子育て世帯一般への支援	出産前後の支援	幼児教育・保育
税制措置	・N 分 N 乗法	・現金給付に関する所得控除	・家庭外保育費用税額控除 ・在宅雇用費用税額控除 ・子どもの教育費税額控除
現金給付	・家族手当(第 2 子以降) ・家族補足手当(多子手当) ・基礎手当 [1] ・障害児養育手当 ・家族扶養手当 ・付添い日額手当	・出産･養子手当 [1]	・育児分担手当 PréParE[1] ・保育方法自由選択補足手当 CMG[1] ・新学年手当
現物給付等		・出産休暇 ・父親休暇 ・育児休暇	・施設型保育サービス(保育学校、幼児園、保育所、零細託児所、一時託児所、複合保育施設) ・在宅型保育サービス(認定保育士、在宅保育士) ・折衷型保育サービス（家庭託児所、保育士の家）

注 1：乳幼児受入れ手当(PAJE)を構成する 4 つの給付措置
※：政策には、出生数増加を目的とするものだけでなく、子どもを持つ親・家庭を支援する政策を含む。
出典：各種資料より MURC 作成

このうち、現金給付を伴う家族政策は、全国家族手当金庫（Caisse nationale des allocations familiales : CNAF）および各県の家族手当金庫（Caisses d'allocations familiales : CAF）を中心に運営されている。国と CNAF の間では、複数年の目標・運営協定が締結され、CNAF と各県の CAF との間でも運営契約が締結され、各世帯への現金給付は CAF により支給されている。さらに、CAF と基礎自治体との間でも子ども契約が締結されており、保育施設については CAF から自治体への補助を通じて、自治体が整備・運営を行っている。CNAF の財源は、約 6 割が社会保障拠出金（事業主が賃金の 5.4%相当を拠出)、約 2 割が一般化社会拠出金（CSG：個人の所得に課せられる社会保障目的税であり、税率は 7.5%。うち、CNAF 分は 1.1%)、残りが国庫からの拠出金である。

図表 I-4　全国家族手当金庫による家族政策の流れ



出典：社会保障審議会少子化対策特別部会（2009）「第 1 次報告参考資料」

家族給付制度（prestations familiales）には、出産や養子引き取り時に関する給付、養育や子どもの看護対応に関する給付、育児や子育て中の就業・休業に関して保育方法の選択の自由を保障する給付など様々なものがある。

家族手当金庫 CAF の利用ガイド（“La Caf et Vous-Guide des presentations-）2023 年度版にて、「子育て関連」と位置づけられている現金給付は、以下の 7 種類である。

図表 I-5　子育て関連現金給付策

給付名称	
1.家族手当(allocations familiales：AF)	
2.家族補足手当(complément familial：CF)	
3.乳幼児受入れ手当（Prestation d′accueil du jeune enfant：PAJE）	
	a.出産手当（Prime de naissance：PN）・養子手当（Prime d'adoption：PA）
	b.基礎手当(Allocation de base：AB)
	c.保育方法自由選択補足手当(Complément du libre choix du mode de garde：CMG)
	d.育児分担手当(Prestation partagée d'éducation de l'enfant：PréParE)
4.新学年度手当（Allocation de rentrée scolaire：ARS）	
5.障がい児養育手当（Allocation d′éducationde l′enfant handicapé：AEEH）	
6.家族扶養手当（Allocation de soutien familial：ASF）	
7.付添い日額手当（Allocationjournalière de présence parentale：AJPP）	

出典：CAF 利用ガイド 2023 年版

現物給付としての保育サービスは、保育所等の施設型、保育士を在宅で雇用する在宅型、両者の折衷型に分かれる。

図表 I-6　フランスの主な現物給付型保育サービス

タイプ	保育サービス	
施設型	保育学校（école maternelle）	
	幼児園（jardin d'enfant）	
	保育所(crèche)	集団保育所(crèche collective)
		認定保育企業(entreprise de garde à domicile)
		親保育所(crèche parentale)
	零細託児所(micro-crèche)	
	一時託児所(halte-garderie)	
	複合保育施設(multi-accueil)	
在宅型	認定保育士(à un assistant maternel agréé)	
	在宅保育士(garde à domicile)	
折衷型	家庭託児所（crèche familiale）	
	保育士の家（maison d'assistants maternels: MAM）	

出典：泉・近藤・濵野（2017）、自治体国際化協会（2023）、CAF のウェブサイト等を基に MURC 作成

また、出産前後に受けられる現物給付としての休暇と、休業中の現金給付としての手当の関係は、以下のとおり整理できる。

図表 I-7　出産休暇・育児休暇と休業手当

対象	休暇制度	休業中の手当
母親	出産休暇（母親休暇）（Congé de maternité）	・出産休暇（母親休暇）手当（Indemnités journalières de congé de maternité）*1
父親	父親休暇（Congé de paternité）	・父親休暇手当（Indemnités journalières de congé de paternité）*1
両親	育児休暇（Congé parental d'éducation）	・育児分担手当(Prestation partagée d'éducation de l'enfant：PréParE)*2 ・増額 PréParE*2

*1：疾病金庫より支給
*2：家族手当金庫 CAF より支給（図表 I-5 の 3.d を参照）
出典：泉・近藤・濵野（2017）、かながわ男女共同参画センター（2022）等を基に MURC 作成

以下、現金給付策としての家族手当(allocations familiales：AF)、家族補足手当(complément familial：CF、乳幼児受入れ手当（Prestation d'accueil du jeune enfant：PAJE）を中心に取り上げる。

a) 家族手当（allocations familiales）

ア. 家族手当(allocations familiales：AF)

フランスにおける家族手当は、日本における児童手当に相当する。

20 歳未満の子どもが 2 人以上いる世帯に対して給付され、子どもの数が多くなるほど、また、子どもの年齢が高くなるほど、1 人・月当たりの給付額が増加する。2015 年までは所得制限は無かったが、社会的公正という観点から、現在では 3 段階の所得区分に応じて、格差をつけた給付額となっている。

根拠法は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L521-1～L521-3 条である。

家族手当支給の運営は、全国家族手当金庫（CNAF）によって行われる。

図表 I-8　家族手当（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

＜子どもが 2 人の場合（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得(2021 年)	基本給付月額	追加給付額
71,194 以下	141.99	＋71.00　（第二子が 14 歳超）
71,194 超 94,893 以下	71.00	＋35.50　（第二子が 14 歳超）
94,893 超	35.50	＋17.76　（第二子が 14 歳超）

＜子どもが 3 人の場合（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得(2021 年)	基本給付月額	追加給付額
77,126 以下	323.91	＋71.00 / 人　（14 歳超の子ども）
77,126 超 100,825 以下	161.95	＋35.50 / 人　（14 歳超の子ども）
100,825 超	80.98	＋17.76 / 人　（14 歳超の子ども）

＜子どもが 4 人以上の場合の子ども 1 人当たり追加額（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得(2021 年)	基本給付月額	追加給付額
83,058 以下	181.92	＋71.00 / 人　（14 歳超の子ども）
83,058 超 106,757 以下	90.97	＋35.50 / 人　（14 歳超の子ども）
106,757 超	45.49	＋17.76 / 人　（14 歳超の子ども）

出典：CAF ウェブサイトをもとに MURC 作成。

イ. 家族補足手当(complément familial：CF)

3 歳以上 21 歳未満の扶養対象の子どもが 3 人以上いる世帯に対しては、以下の条件を満たせば、家族補足手当を受給することができる。

1）一般的な家族手当の受給条件を満たしていること。

2）3 歳以上 21 歳未満の子どもを 3 人以上養育していること。

3）世帯状況に応じた以下の範囲の所得 R があること（N 年の受給条件は、N-2 年における世帯所得により決定される。）

図表 I-9 図表 I-9 の範囲の所得の場合、給付額は月額 184.81 ユーロである（2023 年 4

月 1 日～2024 年 3 月 31 日までの給付額)。

図表 I-9　家族補足手当の所得制限（2021 年所得）

単位:ユーロ

3 歳以上 21 歳未満の扶養対象の子どもの数	一人働き世帯の世帯所得（N-2）	単身または共働き世帯の世帯所得（N-2）
3	19,915＜R≦39,822	24,361＜R≦48,714
4	23,234＜R≦46,459	27,680＜R≦55,351
追加 1 人あたり	＋3,319~6,637	

また、図表 I-10 の所得範囲の場合は、給付額は月額 277.23 ユーロである（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までの給付額)。

図表 I-10　家族補足手当の所得制限（2021 年所得）

単位:ユーロ

3 歳以上 21 歳未満の扶養対象の子どもの数	一人働き世帯（N-2）	単身または共働き世帯（N-2）
3	R≦19,915	R≦24,361
4	R≦23,234	R≦27,680
追加 1 人あたり	＋3,319	

家族補足手当は、末子の 3 歳の誕生日から毎月支給される。以下の条件のいずれかに当てはまると、支給は停止される。

1）扶養している子どもの数が 3 人未満の場合

2）3 歳未満の子どもを出生又は養子として迎え入れた場合、翌月から

3）PAJE から基礎手当または PréParE が支給された場合

b) 乳幼児受入れ手当（La prestation d’accueil du jeune enfant ：PAJE)

日本における育児休業給付金に相当するが、支援対象・範囲は、日本の育児休業給付金よりも広い。

出産（予定も含む）または養子縁組をした場合、乳幼児受入れ手当（PAJE）の給付を受けることができる。PAJE は、家計収入を補う（ア）出産・養子手当(Prime de naissance/ Prime d'adoption)、（イ）基礎手当(Allocation de base)と、仕事と育児の両立を支援する（ウ）保育方法自由選択補足手当(Complément du libre choix du mode de garde：CMG)、（エ）育児分担手当(Prestation partagée d'éducation de l'enfant：PréParE)の 4 つの手当から構成される。

なお、完全に仕事を停止して PréParE を受給している場合には、同時に CMG を受給する

ことはできない。

ア. 出産・養子手当(Prime de naissance/ Prime d'adoption)

1）出産手当（Prime de naissance）

子どもの誕生に関連する出費に充当することができる手当である。所得制限内であれば、妊娠 14 週以内に家族手当金庫（CAF）と疾病金庫（健康保険（CPAM））に妊娠を申告することにより、妊娠 7 カ月目に 1 回のみ支給される。なお、家族手当（allocations familiales）の一般的受給資格[4]を満たすことが求められる。

図表 I-11　出産手当の所得制限（2021 年度所得）と給付額（2023 年 12 月 31 日まで）

単位:ユーロ

子どもの数	一人働き世帯	単身または共働き世帯	給付額
1	33,040	43,665	1019.40
2	39,648	50,273	1019.40
3	47,578	58,203	1019.40
追加 1 人あたり	＋7,930		1019.40

出典：家族手当金庫（CAF）ウェブサイトをもとに MURC 作成。

2）養子手当（Prime d'adoption）

20 歳未満の子どもを養子縁組により養育する親に対して、養子が世帯に到着した時点で、養子 1 人につき 1 回のみ支給される。所得制限は、出産手当と同一である。なお、家族手当（allocations familiales）の受給資格を満たすことが求められる。

図表 I-12　養子手当の所得制限（2021 年度）と給付額（2023 年 12 月 31 日まで）

単位:ユーロ

養子の数	一人働き世帯	単身または共働き世帯	給付額
1	33,040	43,665	2038.81
2	39,648	50,273	2038.81
3	47,578	58,203	2038.81
追加 1 人あたり	＋7,930		2038.81

出典：家族手当金庫（CAF）ウェブサイトをもとに MURC 作成。

[4] 一般的受給資格とは、
・受給者はフランスに居住していること、
・受給者は所得申告（本人分および配偶者分）をしていること
・EU や EEA、スイス国民の場合は、フランスに合法的に居住していることの証明書
・子どもが外国生まれの場合、フランスに合法的に居住していることの証明書、等である。

ｲ. 基礎手当(Allocation de base)

子どもが出生または世帯に到着した翌月から 3 歳の誕生日の前月まで支給される。養子縁組の場合は、20 歳の誕生日を限度に最低 12 カ月間支給される（原則、養子縁組から 3 年間）。

給付額は、2014 年 4 月以降、所得要件によって満額給付の場合と半額給付の場合に分けられ、中所得層への支給額は低所得層への支給額の半額となった。

基礎手当は、多胎児出生または同時に多子を養子縁組する場合を除き、1 世帯につきいちどきに 1 人の子どもにのみ支給される。多胎児出生または同時に多子を養子縁組する場合、家族手当金庫（CAF）は、同時出生または同時養子縁組の子どもと同数分の基礎手当を支給する。

なお、家族手当（allocations familiales）の一般的受給資格を満たすことが求められる。

図表 I-13　基礎手当の所得制限(2021 年度：2023 年 12 月 31 日まで有効)と月額給付額

低所得層（満額給付）の場合（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの給付額）

単位:ユーロ

子どもまたは養子の数	一人働き世帯	単身または共働き世帯	満額給付額
1	27,654	36,546	184.81
2	33,185	42,077	184.81
3	39,822	48,714	184.81
追加 1 人あたり	＋6,637		184.81

中所得層（半額給付）の場合（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの給付額）

単位:ユーロ

子どもまたは養子の数	一人働き世帯	単身または共働き世帯	半額給付額
1	33,040	43,665	92.40
2	39,648	50,273	92.40
3	47,578	58,203	92.40
追加 1 人あたり	＋7,930		92.40

出典：家族手当金庫（CAF）ウェブサイトをもとに MURC 作成。

ｳ. 保育方法自由選択補足手当(Complément du libre choix du mode de garde：CMG)

CMG は、仕事と育児の両立を図るため、認定保育士（assistant maternel agréé）または在宅保育士（garde à domicile）、家庭保育協会または保育認定企業（association ou une entreprise de garde à domicile）、家庭託児所（crèche familiale）、零細託児所（micro crèche）を利用して保育をしてもらう場合、かかった費用に対して、子どもが 6 歳になるまで支給さ

れる手当である。

なお、これらの利用料については、税額控除の対象となる。

1）受給条件

CMG を受給するためには、申請月に 1 時間以上働いていること、または、以下のいずれかの資格が必要である。

・積極的連帯所得[5]の受給者、

・継続的職業に従事、

・障がい者手当の受給者、

・特定連帯手当[6]の受給者、

・学生、

・市民サービス契約[7]の締結者

なお、家族手当（allocations familiales）の一般的受給資格を満たすことが求められる。

利用に際しては、利用サービスに応じて条件が設定されている。

・母子保護局認定の認定保育士を利用する場合

支払い額は、1 日子ども 1 人当たり 57.60 ユーロを超えないこと

・在宅保育士（CMG 受給者の配偶者以外）、家庭保育協会、保育認定企業を利用する場合

保育時間は、月 16 時間以上であること

・家庭託児所、零細託児所を利用する場合

1 時間当たりの料金が子ども 1 人につき 10 ユーロ以下の託児所であること。また、月 16 時間以上の保育であること。

2）給付額

CMG は、認定保育士、家庭託児所、零細託児所を利用する場合は、子ども 1 人当たりに対して給付される。一方、在宅保育士、家庭保育協会や保育認定企業を利用する場合は、世帯に対して給付される。給付額は、選択した保育の種類、扶養する子どもの数、保育対象の子どもの年齢、世帯所得によって異なる。

[5] 一定の所得水準を下回る貧困者に金銭扶助等を行う最低社会復帰扶助（Revenu minimum d'insertion：RMI）に代わる制度として、2009 年 6 月 1 日から、全国で本格導入された。従来、RMI 及び片親手当（API）、その他に分かれていた扶助を一本化し、従来対象となっていない低所得労働者にも補足的な給付を支給する。

[6] 失業保険の受給権を使い果たした求職者、または少なくとも 50 歳以上で失業保険を受給中の求職者に給付される手当。

[7] 16 歳から 25 歳（障害者は 30 歳）までの若者が、文化、環境、連帯等の官民のプロジェクトへ自発的に参加することを通じて公共の利益に奉仕すること目的としている。政府と主催団体から給付金を受け取ることができる。

なお、保育士や託児所にかかる保育費用については、最低15%の自己負担がある。

図表 I-14　保育方法自由選択補足手当の所得別(2021 年度)・子どもの数別・給付額

単位：ユーロ

【子どもの数別・所得限度額の区分】

子どもの数	2021 年度世帯所得の限度額区分（2023 年 12 月 31 日まで有効）		
	所得階層 1	所得階層 2	所得階層 3
1	21,661 以下	21,661 超 48,135 以下	48,135 超
2	24,735 以下	24,735 超 54,968 以下	54,968 超
3	27,809 以下	27,809 超 61,801 以下	61,801 超
追加 1 人当たり	+3,074	+6,833	

※ ひとり親世帯の場合、限度額は 40%増額される

【認定保育士・在宅保育士を雇う場合の給付額】

子どもの年齢	最大給付月額 （2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）		
	所得階層 1	所得階層 2	所得階層 3
3 歳未満	506.00	319.07	191.41
3 歳以上 6 歳未満	253.00	159.56	95.71

【家庭託児所（通常、認定保育士を雇用)、零細託児所または在宅保育士を雇用する施設を利用する場合】

最大給付月額 （2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）			
家庭託児所や、認定保育士を雇用する施設を利用する場合			
子どもの年齢	所得階層 1	所得階層 2	所得階層 3
3 歳未満	765.70	638.09	510.48
3 歳以上 6 歳未満	382.85	319.05	255.24
零細託児所や在宅保育士を雇用する組織を利用する場合			
子どもの年齢	所得階層 1	所得階層 2	所得階層 3
3 歳未満	925.26	797.60	669.99
3 歳以上 6 歳未満	462.63	398.80	335.00

＜減額措置＞

就業活動の割合が 50%以下の場合に支給される育児分担手当（PréParE）を受給している場合は、これらの金額を 2 で割った額が支給される。

＜増額措置＞

・日曜日または祝日に午後 10 時から午前 6 時まで子どもを保育する場合は、＋10%

・本人および／または配偶者が障がい者手当を受給している場合は、＋30%増

・障害児教育手当を受給している場合は、＋30%

・ひとり親で子どもと暮らしている場合は、＋30%

3）社会保険料負担の補助

親が保育士を雇用して保育サービスを受ける場合、親は雇用主となるので、社会保険料の雇用主負担分が発生する。しかし、社会保険料について、家族手当金庫（CAF）は、利用形態に応じて、親の社会保険料雇用主負担分を補助する。

①認定保育士を雇用する場合

CAF は、社会保険料の雇用主負担分の 100%をカバー、

②在宅保育士を雇用する場合

・3 歳未満の子どもについては、月額上限 471 ユーロの範囲内で、社会保険料の 50%を補助

・3 歳以上 6 歳未満の子どもについては、月額上限 236 ユーロの範囲内で、社会保険料の 50%を補助

4）給付期間

子どもを養育している限り、最長で子どもが 6 歳になる月まで支給される。

なお、3 歳未満の子どもの養育に適用される CMG は、子どもが 3 歳になった後の 9 月入学の前月まで延長される。この措置は、子どもが 3 歳の誕生日を迎えた月に CMG を受給できる家庭に適用される。

ｴ. 育児分担手当(Prestation partagée d'éducation de l'enfant：PréParE)

育児分担手当（PréParE）は、第 1 子（出生または養子）以降、新しい子どもが生まれるごとに、子育てのために就業活動を停止または縮小した場合に受けることができる給付である。給付額は、就業活動が減少した程度に依る。また、給付期間は、子どもの人数と世帯の状況（夫婦または単身）によっても異なる。

受給のためには、少なくとも 8 四半期の間、老齢年金保険へ拠出をし、その後に就業活動を縮小または停止したことを証明する必要がある。

1）受給条件

・家族手当の一般受給条件を満たしていること、

・3 歳未満の子どもがいるか、20 歳未満の養子を迎えていること

・就労活動を中止または縮小すること。自営業や旅客代理店の場合は、収入が考慮される

・少なくとも 2 年間（つまり 8 四半期）働いていること

第 1 子の場合は、直近 2 年間

第 2 子の場合は、直近 4 年間

第 3 子以降の場合は、直近 5 年間

PréParE の就労期間としてカウントされる期間には、有給の病気休業、出産休暇、有給の

職業訓練期間も含まれる。第 2 子以降は、失業手当や PréParE の受給期間もカウントされる。PréParE の給付を受けるためには、有給休暇中であってはならず、日雇い傷病手当金、出産手当金、労災保険、障害年金、退職手当金、失業手当金を受給していてはいけない。

2）給付額

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの給付額は、労働時間の短縮度合いによって異なる。

・完全に就労をやめた場合、月額 428.71 ユーロ

・就労活動が 50%以下の場合、月額 277.14 ユーロ

・就労活動が 50%以上 80%以下の場合：月額 159.87 ユーロ

PréParE の受給資格は、配偶者と共有することができる。同月を選択した場合、最大で月額 428.71 ユーロを受け取ることができる。

3）給付期間

①第一子の場合

・夫婦の場合

夫婦それぞれが、子どもの 1 歳の誕生日の前月まで、最長 6 ヶ月間受給可能。

・単身の場合

就労を休止した月から子どもの 1 歳の誕生日の前月まで受給可能。

・養子縁組をした場合：

養子縁組をしてから 12 ヶ月間、それぞれの親が受給可能。

②第二子以降

・夫婦の場合

夫婦それぞれが、最後に生まれた子どもの 3 歳の誕生日の前月まで、最長 24 ヶ月間受給可能。ただし、子どもが 2 人以上の場合、出産手当を受給している産後の月数分だけ受給期間が短縮される。

・単身の場合

就労を休止した日が月の 1 日の場合、その月から最後に生まれた子どもの 3 歳の誕生日の前月まで受給可能。就労休止が月の 2 日以降の場合は翌月から権利が発生する。

・養子縁組をした場合：

それぞれの親は、養子縁組をした月から最長 12 ヶ月間、受給可能。この期間は、最後の子どもが 3 歳になる前の月まで延長することができる。

③三つ子以上の場合

・夫婦の場合

夫婦それぞれが、子どもの 6 歳の誕生日の前月まで、最長 48 ヶ月間受給可能。ただし、子どもが 2 人以上の場合、出産手当を受給している産後の月数分だけ受給期間が短縮される。

・単身の場合

就労を休止した月から子どもの 6 歳の誕生日の前月まで受給可能。

・同時に 3 人以上養子縁組した場合

それぞれの親は、養子縁組をした月から最長 36 ヶ月間、受給可能。ただし、養子を 2 人以上迎える場合、養子縁組休暇月数分、受給期間が短縮される。

4）PréParE と併用できない給付

・就労活動を完全に停止した場合、保育方法自由選択補足手当(CMG)との併用不可
・家族手当
・同一受給者に対する日額親族滞在手当
・日額手当（傷病手当金、出産手当金など）
・障害年金または退職年金

就労活動を再開する場合（フルタイム、パートタイムを問わず)、子どもが生後 18 カ月から 29 カ月の間であれば、2 カ月分の給与と一緒に PréParE を合算することができる。子どもが 1 人の場合、この合算はできない。

5）延長 PréParE

子どもが 3 歳以降、保育園や託児施設に入れない場合、3 歳の誕生日から就学までの間、PréParE を延長することができる（延長 PréParE)。受給条件は、以下のとおり。

・子どもが 2 人以上いること
・子どもが 3 歳になる前月に PréParE を受給していること
・幼稚園や託児所への入園を拒否されていること
・2021 年の所得が上限額以下であること

図表 I-15　延長 PréParE の所得上限(2021 年度)

単位:ユーロ

子どもの数	一人働き世帯	単身または共働き世帯
2	33,185	42,077
3	39,822	48,714
4	46,459	55,351
追加 1 人あたり	＋6,637	

出典：家族手当金庫（CAF）ウェブサイトをもとに MURC 作成。

給付額は、通常の PréParE と同様に以下のとおりである。

・完全に就労をやめた場合、月額 428.71 ユーロ

・就労活動が 50%以下の場合、月額 277.14 ユーロ

・就労活動が 50%以上 80%以下の場合：月額 159.87 ユーロ

延長 PréParE は、子どもが 3 歳の誕生日を迎えた後の 8 月まで支給される。ただし、それ以前に幼稚園や保育園に入園する場合は、支給されない。

6）増額 PréParE

子どもが 3 人以上いる場合、増額 PréParE を受給することができる。給付額は PréParE より多いが、給付期間は短い。なお、PréParE と増額 PréParE は、どちらかを選択しなければならない（最終的な決定)。

増額 PréParE を受けるための条件は以下のとおり。

・扶養している子どもが 3 人以上いること

・仕事をやめていること

・子どもの出生または養子縁組前の 5 年間に、少なくとも 8 四半期の老齢年金保険料の支払いを証明できること

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで受給額は、1 世帯につき月額 700.74 ユーロである。増額 PréParE の受給期間は、以下のとおりとなっている。

・夫婦の場合

子どもが 1 歳の誕生日の前月まで、両親それぞれが最大 8 ヶ月間、出産手当金（Cpam）の日額を差し引いた額を受給可能

・単身の場合：子どもの 1 歳の誕生日の前月まで受給可能。

③ 少子化・子育て世帯に対する支援策の課題

2015 年に、CLCA(complément de libre choix d'activité：就業自由選択補足手当)から PréParE へと移行する改革が行われたが、一般的にはこの改革は失敗であったと評価されて

いる。当時の目的は、父親の育児参加を増やし、母親の雇用を増やすことであったが、給付金受給者は 2015 年から 2021 年にかけて半分に減る等、当該目的達成に対して効果がなかったことが複数のレポートで明らかにされている[8]。この点に関し、制度改正の方向性として、PréParE の受給期間を短縮する代わりに補償を充実させることが提言されている。2024 年 1 月にアタル新内閣が発足し、それに当たり、マクロン大統領が記者会見を開き、少子化対策・子育て支援策として、「育児休暇期間を短縮して、PréParE の給付水準を改善する」という方針を示している。

また、CMG に関しても、給付に関する不均衡が問題になっており、手当に対する家庭の支払い能力のバランスが不均衡ではないかという批判が出ている。最も大きな問題が、認定保育士に依頼する場合と、保育所に預ける場合との間で大きな差があることである(前者に預ける方が家庭の負担が大きい)。シングルマザー・ファザーのような社会的弱者は、負担の大きな認定保育士ではなく、保育所に預ける割合が高い。現在、フランスでは、各家庭が最終的に負担しなければならない金額(所得に対する負担額の比率)が同等となるような改革を目指している[9]。

(2) 個人所得課税の仕組み

① 制度概要

フランス居住者は、租税条約で除外されていない限り、通常、全世界の所得に対して国税である個人所得税(impôt sur le revenu)[10]が課される。非居住者は、フランス国内で発生した所得のみに対して個人所得税が課税される。

② 税額の算定

a) 課税所得

租税条約あるいは国内法で明示的に除外されている場合を除き、居住者がフランス国内及び国外で得た給与所得はフランスの個人所得税の対象となる。給与所得は広く定義され

[8] PréParE の改革に関する評価レポート
1)France Stratégie（2023）" L'impact de la prestation partagée d'éducation de l'enfant (PreParE) sur le congé parental des pères, l'emploi des mères et les modes de garde"
https://www.strategie.gouv.fr/publications/limpact-de-prestation-partagee-deducation-de-lenfant-prepare-conge-parental-peres
2)OFCE(2021)" Cinq ans après la réforme du congé parental (PreParE), les objectifs sont-ils atteints ?"
https://www.ofce.fr/pdf/pbrief/2021/OFCEpbrief88.pdf
3)HCFEA(2019)" Voies de réforme des congés parentaux dans une stratégie globale 'accueil de la petite enfance"
https://www.hcfea.fr/IMG/pdf/2019_HCFEA_Rappport_Conges_PreParE_VF-2.pdf

[9] CMG に関する評価レポート
HCFEA（2021）" Le complement de libre choix du mode de garde « assistants maternelles » constats et pistes de reforme"
https://www.hcfea.fr/IMG/pdf/rapport_cmg_-_constats_et_pistes_de_reforme.pdf

[10] フランス一般税法典(Code général des impôts)第 193 条から第 200 条

ており、現金による支給、現物支給を問わず、雇用主から支給されるすべての給与手当が含まれる。不動産所得、年金等は、給与所得と合算され、総合課税の対象となる総所得が算定される(詳細は図表 I-16 図表 I-16)。個人所得税率は、累進課税方式が採用されている。

なお、CSG（一般化社会拠出金（社会保障税））の税率は、原則 9.2%である。

利子所得・配当所得及び有価証券の譲渡所得は分離され、所得税 12.8%、CSG17.2%の定率税が課される。

なお、総所得の算定後、子どもの養育費、元配偶者等への慰謝料、尊属への扶養料について、一定の条件の下、その全額が所得控除される。さらに、高齢者・障がい者・子どもの状況等による控除も設けられている。

図表 I-16　所得分類と課税方法

所得分類	所得金額	課税方法
給与・賃金・年金所得	給与・賃金－標準控除(給与収入について、13,522 ユーロを限度として給与の10%が所得控除)又は必要経費	総合課税
	公的年金－年金控除	総合課税
商工業からの所得	商工業からの事業収入－必要経費	総合課税
	事業に係る長期譲渡収入	分離課税
非商業からの所得	自由業からの事業収入－必要経費	総合課税
農業からの所得	農業からの事業収入－必要経費	総合課税
不動産所得	不動産収入－必要経費	総合課税
動産資本所得	配当収入･利子収入－必要経費(総合課税の場合)	総合課税・分離課税選択可
不動産・有価証券・動産・事業用資産からの譲渡所得	不動産の譲渡収入－取得費	分離課税
	動産の譲渡収入－取得費	分離課税
	有価証券等の譲渡収入－取得費	分離課税

出典：Insee ホームページ(https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1308), economie.gouv.fr ホームページ(https://www.economie.gouv.fr/particuliers/prelevement-forfaitaire-unique-pfu#)

図表 I-17　主な所得控除項目(2023 年)

項目	内容
標準控除	給与所得について、13,522 ユーロを限度として給与の 10%が所得控除される。 なお、標準控除に代えて通勤費、外出先での食事代・出張費

	等の控除対象経費の実費控除の選択も可能である。
養育費・扶養料等	子どもの養育費、元配偶者等への慰謝料、尊属への扶養料については、一定の条件の下、その全額が所得控除される。

出典：Service-Public.fr ホームページ(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1989, https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19785)

b) 税額の算定（N 分 N 乗法）

フランスにおいては N 分 N 乗法と呼ばれる方式が採用されている。第二次世界大戦後の 1946 年に導入されたもので、二度の世界大戦を経て減少した人口を回復させる目的で導入されたものである[11]。

まず、世帯全員の総所得を合算し、総所得を家族の状況に応じた係数により分割し、分割額に税率計算表に当てはめて税額を算定し、これに、分割の際に用いた係数を乗じる。累進課税のもと、家族の状況に応じた係数が大きいほど、つまり、子どもの人数が多いほど分割係数が大きくなり、税額が小さくなる仕組みである。なお、別居・離婚協議中等の場合については、家族を分離した課税方法を選択することもできる。

係数は、単身者は 1、子どものいない既婚者は 2、2 人以下の子どもは一人当たり 0.5、3 人目以降の子どもは一人当たり 1、シングルペアレントは追加で 0.5 がなされる。ただし、離婚等をした後共同で扶養している子どもについては、1 人目は 0.25、2 人目は 0.5、3 人目は 1 となる。また、障がい児については障がい者手帳を有している場合に係数が追加される。

2023 年における分割係数は、以下のとおりである。

図表 I-18　分割にあたっての係数（2023 年）

世帯構成	分割係数
1）単身者	1
2）夫婦(子どもなし)	2
3）夫婦＋子ども n 人（n≦2）	夫婦 1×2＋子ども 0.5×n 例）　n が 2(子ども 2 人)の場合＝3
3)’ シングルペアレント＋子ども n 人（n≦2）	親 1＋子ども 0.5×n +シングルペアレント加算 0.5 例）n が 2(子ども 2 人)の場合＝2.5
4）夫婦＋子ども n 人（n ≧3）	夫婦 1×2＋子ども 0.5×2＋子ども 1×(n－2) 例）n が 3(子ども 3 人)の場合＝4

出典：Service-Public.fr ホームページ(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34328)

[11] 家族単位での課税が導入された背景としては、フランス民法が一定の財産を夫婦の共有財産と定める「法定共通制」を取っていることが挙げられる。(参議院 縄田康光(2009)「少子化を克服したフランス～フランスの人口動態と家族政策～」(立法と調査 2009.10 No.297))

税率は図表 I-19 に示す通りであり、最高税率は 45%となっている。また、所得が単身で 25 万ユーロ・夫婦で 50 万ユーロを超える部分には 3%、単身で 50 万ユーロ・夫婦で 100 万ユーロを超える部分には 4%の加算税が課される。さらに、算定された税額から、税額控除額を差し引き、最終的な納税額が確定する。

図表 I-19　個人所得税の税率(2023 年)

課税所得	税率
～10,777 ユーロ	非課税
10,778～27,478 ユーロ	11%
27,479～78,570 ユーロ	30%
78,571～168,994 ユーロ	41%
168,994 ユーロ～	45%

出典：Service-Public.fr ホームページ(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34328)

N 分 N 乗法は、異性婚、同性婚、事実婚、Pacs（パートナーシップ）のカップルのいずれの場合でも等しく適用され、納税に際し、毎年度、個人あるいは家族単位で確定申告することが必要となる。出産等により家族関係変化が生じた場合は、財務省が設けている個人手続きサイト[12]に自身の納税者番号を用いてアクセスし、扶養家族の人数を変更しなければならない。これにより、源泉徴収税額が変更され、この値は記入済申告書の作成にも用いられる。

c) 一般化社会拠出金（contribution sociale généralisée：CSG）

フランスでは、1991 年に一般化社会拠出金（CSG）と呼ばれる社会保障目的の税が個人所得税に付加して導入され、それ以降、社会保険料の引き下げと CSG の税率引き上げが複数回行われ、社会保障財源の租税化が推進されてきた。この背景には、疾病等による休業補償的な役割を担っていた医療保険が、次第に医療保障を中心とする給付へと変化したことにより、その財源を広く租税によって負担することが主張されるようになったためである。現在、CSG の税率は原則 9.2%であり、老齢保険（年金）、医療保険、家族向け手当等の財源に充てられている。なお、家族向け手当は、全国家族手当金庫 CNAF および各県の家族手当金庫 CAF を通じて給付される。

d) 税額控除

算定された税額から、税額控除額を差し引き、最終的な納税額が確定する。税額控除項目としては、図表 I-20 に示すものがある。

[12] https://www.impots.gouv.fr/accueil

図表 I-20　主な税額控除項目(2023 年)

項目	内容
寄付金控除	慈善団体、教育団体、宗教団体等に対する寄付について、寄付額の最大 66%の税額控除を受けることができる。
育児費用	単身/既婚/離婚を問わず、7 歳未満の子どもを保育園等に預ける費用について、保育費用の 50%、子ども 1 人当たり年間 3,500 ユーロを限度として税額控除を受けることができる。
子の教育費控除	扶養している子どもの教育費について、学校種別に応じて一人当たり年間 61～183 ユーロの税額控除を受けることができる。
住宅関連の投資額控除	エネルギー品質向上、高齢者・障がい者向け設備の設置、電気自動車充電設備設置のための支出について、一定額の税額控除を受けることができる。

出典：Service-Public.fr ホームページ(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19785)

③ 申告手続

個人所得税については、毎年度個人あるいは家族単位で確定申告することが必要となる。18 歳になると、親と同一世帯に入らない場合には確定申告を行うことが求められる。

なお、結婚や Pacs の締結、家族の誕生・死亡など家族関係の変化が生じた場合には、税務当局に対して報告することが求められ、家族関係の変化に応じて源泉徴収税額が変更されるとともに、記入済申告書の作成にも用いられる。

結婚又は Pacs の締結を行った場合、郵送あるいは財務省が設ける個人手続きサイト(impots.gouv.fr)に自身の納税者番号を用いてアクセスし、①結婚又は Pacs の締結日、②配偶者・パートナーの情報(氏名、生年月日、納税者番号)、③新たな納税者世帯の銀行口座情報、④新たな世帯の収入合計を報告することが必要となる。手続内容は結婚と Pacs で同一となっている。

子どもが誕生した場合にも同様に郵送あるいは財務省が設ける個人手続きサイト(impots.gouv.fr)に自身の納税者番号を用いてアクセスし、扶養家族の人数を変更する。

図表 I-21　財務省の個人手続きサイト（impots.gouv.fr）



出典：impots.gouv.fr ホームページ

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

フランス政府の公式行政ウェブサイト Service-Public.fr[13]には、家族関連の税制上の優遇措置が挙げられている。

少子化対策・子育て支援を含む子育て世帯が関わる個人所得税の規定としては、税額算定にあたっての N 分 N 乗法の適用、子どもの養育費の所得控除、育児費用の税額控除、子の教育費の税額控除が挙げられる。

① 税額算定にあたっての N 分 N 乗法の適用

a) 制度概要

フランスでは、暦年単位の所得税（国税）の算定には、N 分 N 乗方式が用いられている。子どもの数に応じて所得の分割係数が大きくなるため、税額が低くなる仕組みである。

N 分 N 乗法の制度概要については、1.(2)②b)を参照されたい。

b) 制度の評価

フランスの N 分 N 乗方式が出生率の上昇に与えた影響については、見解が分かれている。N 分 N 乗方式を含む家族政策が、フランスの欧州最高の出生率に貢献していることを評価する論者がいる一方、これまでの実証分析の整理[14]によれば、出生率にはほとんど影響を与えていないことが示されている。また、主たる稼得者以外の者（特に既婚女性）の労働参加については、むしろマイナスの影響を与えていることが示されている。

図表 I-22　N 分 N 乗方式の評価

評価事項	結果	被説明変数	説明変数	著者・サンプル
N分N乗方式において税負担軽減額の上限が設けられているところ、当該上限に達した高所得世帯は出生率は低いのか	**有意差なし**（N分N乗法による効果は明らかでない）	高所得世帯と低所得世帯の出生率の差	N分N乗方式における税負担軽減額の上限の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	Landais(2004) フランス（1975～1986 年）
第3子以降に対する優遇が設けられたことで、子3人以上世帯が増えたのか	**有意差なし**（N分N乗法による効果は明らかでない）	子2人世帯と子3人以上の世帯が占める割合の差	N分N乗方式における第3子以降に対する優遇の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	Landais(2004) フランス（1975～1986 年）
N分N乗法により、主たる稼得者以外の者の労働参加を抑制するのか	**マイナスの影響**（N分N乗法により労働参加を抑制）	主たる稼得者以外の者の労働参加の有無を表すダミー	主たる稼得者以外の者の所得税率、主たる稼得者以外の者の所得を除く世帯の所得	Carbonnier(2008) フランス（2005 年）
N分N乗法により、既婚女性の労働時間を抑制するのか	**マイナスの影響**（N分N乗法により労働時間を抑制）	既婚女性の労働時間	1995 年の改正後ダミー、婚外子数、1995 年の改正後ダミーと婚外子数の交差項、年齢、就学年数、年齢と婚外子数の交差項、就学年数と婚外子数の交差項	Buffeteau and Echevin (2003) フランス（1990～2000 年）

出典：鎌倉ほか(2023)を基に MURC が作成

[13] https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19785

[14] 鎌倉治子・深澤映司・田村なつみ「家計への所得移転策と出生率との関係に係る理論と実証 ―フランスの所得税における N 分 N 乗方式を中心に―」『レファレンス』第 869 号

N 分 N 乗方式は、先進国ではフランス以外での導入例がない[15]。フランスで N 分 N 乗方式の導入が可能となった背景としては、①フランスでは、人口減少に見舞われた 18 世紀末以降、伝統的に人口政策が支持されてきたこと、②比較的、夫婦共有財産制度が維持されてきたこと、そして、③伝統的に税制において消費課税の比重が高く、所得課税の比重は低く、所得税は高所得層に負担が偏っていたこと、等が挙げられている。

② 子どもの養育費の所得控除

扶養家族としてはカウントされていない子どもの養育費用（Pension alimentaire versée à un enfant）は、一定の条件の下、所得から控除することができる。ただし、この子どもをN分N乗法による分割係数の対象に含めてはいけない。

③ 育児費用の税額控除

a) 家庭外保育費用税額控除

課税年度の 1 月 1 日時点で 6 歳未満の子どもを扶養し、子どもが認定保育士または保育施設で保育されている場合、実際に発生した食費以外の家庭外保育費用（Frais de garde de jeunes enfants hors du domicile）の 50%を、所得税額から税額控除することができる（控除上限あり）。この場合、親の勤務先からの金銭的支援や CMG を受け取っている場合は、家庭外保育費用から差し引かなければならない。

図表 I-23　家庭外保育費用に係る税額控除額

	子ども一人当たり	子ども一人当たり(共同親権の場合)
家庭外保育費用(申告額)	最大 3,500 ユーロ	最大 1,750 ユーロ
税額控除額	最大 1,750 ユーロ	最大 875 ユーロ

【Service-Public.fr に掲載されている計算例】

・認定保育士に対する年間の給与・社会保険料支給額：4,500 ユーロ

・CMG 受給額：3,500 ユーロ

・控除対象となる家庭外保育費用：4,500－3,500＝1,000 ユーロ

・税額控除可能額：500 ユーロ（＝1,000×50%）

b) 在宅雇用費用税額控除

一定の条件の下、親が直接的な雇用主となって、認定されている、または社会保障機関に

[15] N 分 N 乗方式は、1990 年代初頭までは、ルクセンブルクで導入されていた。また、ポルトガルでは 2015 年に導入したが、2016 年に廃止された。

雇用されている保育士を在宅雇用する場合、在宅雇用費用（Emploi d'un salarié à domicile）の 50%までを所得税額から控除することができる。なお、親の勤務先雇用主からの金銭的支援や CMG を受け取っている場合は、在宅保育者雇用費用から差し引かなければならない。

④ 子の教育費の税額控除

扶養対象の子どもが、中等教育または高等教育を受けている場合（ただし、公立または私立学校の授業料、国立通信教育センターCNED を通じて受講した最初のオンラインのコースである場合に限る）、子どもの教育費用（Frais de scolarisation des enfants）に関する税額控除を受けることができる。2023 年度の控除額は、以下のとおりである。

図表 I-24　子どもの教育費に係る税額控除

教育機関	子ども一人当たり控除額
前期中等教育機関 collége	61 ユーロ
後期中等教育機関 lycée	153 ユーロ
高等教育機関	183 ユーロ

(4) 給付付き税額控除に類似した制度

フランスでは、給付付き税額控除に類似した仕組みとして「活動手当（Prime d' activité）」という給付制度が設けられている。就労インセンティブを持たせ、社会保障制度に依存することを防止するとともに、低所得者の購買力支援を目的としている。

少子化・子育てに関わる条件としては、子どもの数や世帯人数によって手当額が増加する仕組みがある。

① 活動手当

a) 導入の経緯・背景

「活動手当(Prime d' activité)」は、2015 年 8 月に成立した「社会対話及び雇用に関する法律」(通称、レブサメン法)によって、従来の「就業手当（Prime pour l' emploi)」と「就業者向けの生活保護(RSA d' activité)」の 2 つの給付が統合され、2016 年 1 月 1 日に創設され、給付が開始された制度である。

b) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　　趣旨

勤労収入のある 18 歳以上の就業者のみを対象として、収入が一定額に達するまで手当が支給される。就労に対するインセンティブを持たせ、失業者に再就職を促すことで、就業せずに社会保障制度に依存することを防ぐ狙いがあるとともに、低賃金労働者の購買力を高めることも目的にしている。ある程度の収入があるが、高収入でない学生や見習も対象となっている。

ｲ.　　対象・適用要件

活動手当の受給条件は、以下の通り。

- 18 歳以上
- フランス国内(海外県も含む)に持続的に居住していること。ただし、一時的な就労のためにフランス滞在している者は不可
- 就労していること。(賃金労働者だけでなく、個人事業主も受給可能)また、育児休業中の者は原則受給不可であるが、育児休業中に勤労収入がある(給与が支給されている)者は活動手当の受給が可能
- フランス国民か EU 圏内の国籍保持者(スイス国籍も含む)、5 年以上に渡って正規滞在しているその他の国籍保持者

ｳ.　　給付額

活動手当額は、受給者の状況によって異なり、世帯構成、扶養している子どもの数、申請

者と他の世帯員の収入額等が考慮される。また、活動手当額が 15 ユーロ未満となる場合は、支給されない。活動手当額の計算式は以下の通りであるが、条件設定が複雑であるため、ポータルサイトで用意されているシミュレーターで受給可能額を計算することが推奨されている。

c) 制度の仕組み・体制

算定額の仕組みは以下のとおり。

活動手当の額＝（定額分 ＋ 増額分 ＋ 勤労所得の 61% ＋ 個人ボーナス）
－ 世帯収入を考慮した額

2023 年の活動手当の定額分は 595.25 ユーロである。扶養している子どもがいる夫婦の場合（1 人目の追加分は 50%、その後 1 人追加ごとに 30%）、またはひとり親の場合（定額分の 128.412%、その後子ども 1 人につき 42.804%）、増額される場合がある。

月給が 664.93 ユーロを超えた場合、個人ボーナスが支給される場合がある。所得が高いほどボーナスも高くなり、例えば、月収 700 ユーロの場合は 26.29 ユーロ、1,352.40 ユーロ以上の場合は 170.60 ユーロとなる。

なお、受給者が住宅手当（APL、ALF、ALS）を受けている場合、活動手当額から住宅手当額が差し引かれる。住宅手当額は、単身者の場合 72.93 ユーロ、2 人世帯の場合 145.86 ユーロ、3 人世帯の場合 180.50 ユーロである。

2. ドイツ

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- ドイツにおける子どもを持つ家庭に対する税制その他の支援は、少子化対策(出生率上昇のための施策)として位置づけられているわけではなく、子どもを持つ家庭の生活の安定を目的としている。
- 家族関係社会支出については、2019 年に GDP 比で 3.2%(うち税制措置 0.8%、現金給付 1.1 %、現物給付 1.3%)となっており、日本よりも高い水準である。
- 現在、現金給付である児童手当と、税制措置である児童扶養控除等の一元化に向けた検討がなされている。

【個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援】

- 個人所得に対する税は、連邦・州の共同税である所得税のみである。所得税は累進課税制度が取られている。
- 子どもを持つ家庭に対する支援としては、養育費(保育料等)・教育費の控除が設けられているほか、子どもの数に応じて所得控除がなされる児童扶養控除(＋介護・教育・訓練控除)が挙げられる。児童扶養控除等と、現金給付である児童手当のいずれか一方のみが適用される。
- 児童手当・児童扶養控除は、子どもを持ちたいという国民の希望の実現にプラスの影響を与えたと評価している。同等の手当がない場合と比較して、3%多く出産することとなる。また、25 歳から 29 歳までの間に出産する女性は 7%増加するとしている。ただし、保育サービスの方が効果は高いとの結果となっている。
- 子どもを持つ家庭に限定されないが、婚姻又はシビル・パートナーシップを締結している場合、配偶者と共同で確定申告を行うことが可能である。

【税制措置以外の少子化対策・子育て支援】

- 子ども一人当たり一律月 250 ユーロの児童手当が導入されている。児童手当には親の所得制限はなく、18 歳以下の子ども、18 歳以上 25 歳未満で一定の条件を満たす子どもを持つ親が対象となっている。
- 条件を満たす場合には、一旦児童手当が家族手当事務所から支給される。毎年の税額算定にあたって、所得控除である児童扶養控除等を適用するほうが納税者にとって有利であると判断される場合には、児童扶養控除等が適用されるとともに支給された児童手当相当額が税に加算される。なお、児童扶養控除等は税務署、児童手当は家族手当事務所であるが、納税者番号をもとに情報連携がなされている。

図表 I-25　基本的事項（ドイツ）

国名	ドイツ連邦共和国
首都	ベルリン
人口	8,436 万人(2022 年末)
年齢別人口構成	20 歳未満 : 18.8%、20 歳以上 60 歳未満 : 51.7%、60 歳以上 : 29.5%
出生数	795,492 人(2021 年)
出生率	1.58 (2021 年)
家族関係社会支出対 GDP 比	3.24%(うち税制措置 0.82%　現金給付 1.08%、現物給付 1.34%) (2019 年)
国民負担率	54.0% (うち租税負担率 30.3%、社会保障負担率 23.7%) (2020 年)
ジニ係数	0.303 (再配分後ジニ係数) 0.496(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2020 年)

出典：人口・年齢別人口構成・出生率はドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt)、出生率及び家族関係社会支出対 GDP 比は OECD"Family Database"、ジニ係数は OECD "Income Distribution Database"

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

① 家族関係社会支出

子どもを育てる親に対する連邦政府による支援策として、子育て期間を通じた現金給付の形で児童手当（Kindergeld）、税制上の措置として児童扶養控除(Kinderfreibetrag)が導入されている。児童手当・児童扶養控除はいずれか有利な一方のみが適用可能となっている。低所得者層向けには追加児童手当(Kinderzuschlag)が児童手当に追加して支給される。追加児童手当の支給を受ける者は、学校行事等に係る費用に対する支援である教育参加手当(Bildung und Teilhabe)の支給を併せて受けることができる。出産時には、出産休暇及び母性手当(Mutterschaftsgeld)の支給が、育児の時期には、最長生後 36 か月の育児休暇及び両親手当の支給がある。各種手当については、家族負担の調整(Familienleistungsaus-gleich ：FLA)[16]と呼ばれている。

2021 年に発足した新連立政権における連立協定の中で児童手当等の抜本的な改革(児童手当・年少扶養控除等の一元化)が盛り込まれている。これは、家族支援制度の簡素化と、子ども貧困対策を目的とするもので、2023 年 9 月に児童保護基本法(Kindergrundsicherung)が閣議決定された。児童保護基本法における新たな子ども向け支援は、①所得に関わらず全ての子どもを対象として同額が給付される基本児童保障額(Kindergarantiebetrag)、②所得・年齢に応じて支給額が異なる追加児童手当(Kinderzuschlag)、③教育参加手当(Bildung und Teilhabe)から構成される[17]。

子どもを育てる親に対する州政府による支援策として、保育・就学前教育の提供が挙げられる。ドイツにおいては、保育・就学前教育政策については各州の裁量にゆだねられており、就学前教育・保育の在り方は州によって大きく異なる。

OECD による家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移を図表 I-26 に示す。ドイツにおいては、2019 年に GDP 比で 3.2%(うち税制措置 0.8%、現金給付 1.1 %、現物給付 1.3%)の支出がなされた。

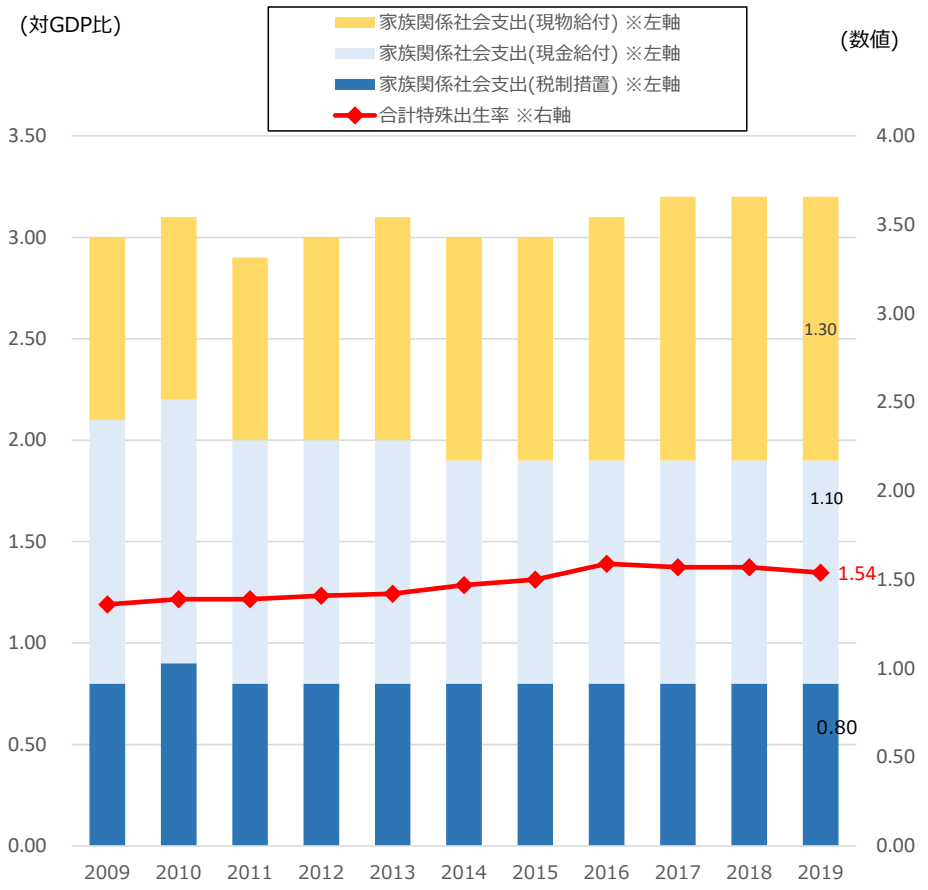
なお、ドイツにおいては子育て世帯への支援の目的の一つとして、希望出生率の実現[18]が挙げられているが、出生率の上昇そのものを目的として挙げているわけではない。

[16] 子どもの養育や教育のために家族が負担する追加的な費用を補償することを目的とした家族関連の手当を総称した概念である。児童手当・児童扶養控除を中核として、追加児童手当、所得税上の費用控除、両親手当等を含むものである。

[17] https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kindergrundsicherung

[18] 児童手当等の効果を評価した Prognos(2014)" Gesamtevaluation der ehe- und familienbezogenen Maßnahmen und Leistungen in Deutschland"において、1992 年から 2003 年までに 20-39 歳までの女性を対象とした調査である 1.75 人程度、あるいは別の調査における 2.1 人を希望出生率と置いている。

図表 I-26 ドイツにおける家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移



注： OECD の家族関係社会支出の定義に含まれるものに限られる。家族負担の調整(児童手当・児童扶養控除等)のほか、保育・幼児教育に関して利用者負担分を除いた公費負担を含む。
出典：OECD Database on Social Expenditure より MURC 作成

② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

主な少子化・子育て世帯に対する支援策として、現金給付としては児童手当・追加児童手当、出産前後の母性手当・両親手当が挙げられる。税制措置としては、児童扶養控除のほか、所得税上の子育て関連費用の控除が挙げられる。

図表 I-27　ドイツにおける主な少子化・子育て世帯に対する支援策

	子育て世帯一般への支援	出産前後の支援	幼児教育・保育(州)
税制措置	● 児童扶養控除 ● 所得税上の費用控除(養育費控除・教育費控除等)		

現金給付	● 児童手当 ● 追加児童手当	● 母性手当 ● 両親手当	● 幼稚園費補助
現物給付等		● 出産休暇 ● 両親休暇	● 幼児教育･保育の無償･低廉な提供

注：政策には、出生数増加を目的とするものだけでなく、子どもを持つ親・家庭を支援する政策を含む。
出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

③ 少子化・子育て世帯に対する支援策の課題

ドイツにおいては現在家族向け支援施策として、児童手当等の抜本的な改革(児童手当・年少扶養控除等の一元化)に向けた取り組みがなされている。現状の家族支援制度が複雑であることが課題として取り上げられている。

(2) 個人所得課税の仕組み

ドイツ居住者は、租税条約で除外されていない限り、通常、全世界の所得に対して所得税(Einkommensteuer)[19]が課される。非居住者は、ドイツ国内で発生した所得のみに対して所得税が課税される。

なお、所得税は連邦政府・州政府の共同税(Gemeinschaftssteuer)[20]として、連邦・州が共同で徴収する。所得税以外に個人所得に課される地方税はない。

① 税額の算定

a) 課税所得

租税条約あるいは国内法で明示的に除外されている場合を除き、居住者がドイツ国内及び国外で得た給与所得はドイツの所得税の対象となる。所得は 7 所得に分類され、資本投資所得を除き全て合算され、総所得に対して課税がなされる。なお、資本投資所得は分離され、一律 25%の所得税率、所得税額の 5.5%の連帯付加税(合計 26.375%)が課される。

図表 I-28　所得分類と課税方法

所得分類	所得金額	課税方法
農業・林業所得	農業・林業収入－必要経費	総合課税
事業所得	事業収入－必要経費	総合課税
独立専門家所得	自由業からの事業収入－必要経費	総合課税
雇用所得	雇用所得－得関連費用(従業員控除として最低 1,230 ユーロ)	総合課税
資本投資所得	資本投資所得－所得関連費用 ※1,000 ユーロまでは投資家控除(Sparerpauschbetrag)として非課税	総合課税又は分離課税
賃貸料・ロイヤリティ所得	賃貸料・ロイヤリティ所得－所得関連費用	総合課税
その他の所得	その他所得－所得関連費用	総合課税

出典：ドイツ所得税法(Einkommensteuergesetz)

また、特定の政策目的のため、一定の非課税所得が設けられている。子育て関連では、育児のための非課税雇用者給付(steuerfreie Arbeitgeberleistungen zur Kinderbetreuung)を非課税とすること、児童手当を非課税とすること等が規定されている。

19 ドイツ所得税法(Einkommensteuergesetz)
20 ドイツ基本法第 106 条第 3 項
https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Steuern/Steuereinnahmen/Glossar/gemeinschaftsteuern.html

図表 I-29　主な所得控除項目(2023 年)

項目	内容
慰謝料・養育費	離婚・離縁したパートナーに支払った慰謝料等について、最高 13,805 ユーロ控除を受けることが可能である[21]
養育費	14 歳未満の子ども又は障害児に対して、養育費の 3 分の 2 が控除される(1 人当たり年間 4,000 ユーロが控除上限)。
教育費	①児童手当を受給している ②子どもがドイツ国内又は EU/EEA 領域内の私立学校に通っている のいずれかも満たす場合、学費の 30%が控除される(1 人当たり年間 5,000 ユーロが控除上限)
健康保険・介護保険料	全額が控除される
雇用保険料	失業保険等に支払った保険料について、年間 2,800 ユーロを控除上限として控除 ※被雇用者・年金受給者は 1,900 ユーロが控除上限
年金拠出金	老齢年金への拠出金について、全額が控除される(単独申告の場合は年間 25,639 ユーロ、夫婦合算申告の場合は 51,278 ユーロが上限)
家事関連サービス費用	家事手伝い等を家庭で雇用している場合には、支払額の一定額が控除される
標準控除	単身者の場合は 36 ユーロ、夫婦の場合 72 ユーロが証明不要で控除される
児童扶養控除 介護・教育・訓練控除	子ども一人当たり、児童扶養控除 3,012 ユーロ、介護・教育・訓練控除 1,464 ユーロが両親それぞれの課税所得から控除される(夫婦合算申告の場合は 2 倍)。 ※ひとり親には追加で年間 4,260 ユーロの追加控除がなされる。2 人目以降は子ども 1 人につき 240 ユーロが追加される。 ※児童手当のいずれか一方のみ適用される

出典：Familien portal ホームページ (https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/)　Handbook Germany ホームページ(https://handbookgermany.de/en/tax-declaration)、ドイツ所得税法 (Einkommensteuergesetz)

b) 税額の算定

ドイツにおいて、婚姻又はシビル・パートナーシップ(Lebenspartnerschaft)を締結している

[21] 受領した相手方の所得に算定される。

場合、配偶者と共同で確定申告を行うことが可能である(Ehegattensplitting)。単独申告かいずれか選択することが可能である。

税率は図表 I-30 に示す通りであり、最高税率は 45%となっている。また、所得税額に対して最高 5.5%の連帯付加税が課される。連帯付加税について、所得税額が単独申告の場合には 17,543 ユーロ、夫婦合算申告の場合には 35,086 ユーロ以下の場合には課されない。当該閾値を超えた所得税額が課される者について、連帯付加税の税率は所得税額に応じて変動し、単独申告の場合には 101,400 ユーロ、夫婦合算申告の場合には 202,800 ユーロを超える者に対して 5.5%の連帯付加税が課される。

図表 I-30　個人所得税の税率(2023 年)

単独申告	夫婦合算申告	
所得	所得	税率
～10,908 ユーロ	～21,816 ユーロ	非課税
10,908～62,809 ユーロ	21,816～125,618 ユーロ	14~42%
62,809～277,825 ユーロ	125,618～555,650 ユーロ	42%
277,825 ユーロ～	555,650 ユーロ～	45%

注：第二段階の税率は、所得に応じて徐々に高まるよう定められている。具体的な所得税額は以下の通りとなっている。いずれも単独申告の場合の閾値を表している。

10,908 ユーロ～15,999 ユーロについては、

(979.18×y＋1,400)×y

※y は課税所得から 10,908 ユーロを引いた金額の 1 万分の 1 を切り捨てた金額

16,000 ユーロ～62,809 ユーロについては、

(192.59×z＋2,397)×z＋966.53

※z は課税所得から 15,999 ユーロを引いた金額の 1 万分の 1 を切り捨てた金額

出典：Familien portal ホームページ (https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen) 、ドイツ所得税法 (Einkommensteuergesetz)

c) 税額控除

税額から、税額控除額を差し引き、最終的な納税額が確定する。

② 申告手続

所得税については、年に一回確定申告を行うことが原則であるが、源泉徴収対象所得のみを受領している者（被用者等）については確定申告不要である。

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て世帯に対する支援策として、図表 I-31 に示すものが挙げられる。

図表 I-31 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て世帯に対する支援策

種別	措置
非課税措置	育児のための非課税雇用者給付
所得控除	養育費
	教育費
	児童扶養控除 介護・教育・訓練控除
	ひとり親控除
現金給付 ※所得控除といずれか適用	児童手当
	追加児童手当

① 育児のための非課税雇用者給付

雇用主が、被用者に対して子どもの宿泊・世話のために給与と別に任意で手当を給付する場合、当該給付について以下の条件を満たす場合には非課税となる。

①対象となる子どもが義務教育年齢に達していないこと
②給付は、事前に合意された給与に上乗せする形で雇用主が給付すること
③子どもの宿泊・世話を目的としたものであること　(教育のための給付は非課税でない)
④給付が現金で支給される場合、上記目的で使用したことを雇用主に証明すること

出典：Familien portal ホームページ
(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/kann-ich-kosten-fuer-die-kinderbetreuung-als-sonderausgabe-absetzen--125214)

② 養育費

子どもの養育費について、子ども 1 人あたり年間 4,000 ユーロを控除上限として、費用の 3 分の 2 を所得控除することが可能である。

子どもの要件	下記のいずれかを満たすこと ● 14 歳未満であること ● 障がい者であり、25 歳になる前に障害を負ったこと
費用の要件	下記のいずれも満たすこと ● 子どもを養育し、その結果費用[22]が発生したこと ● 費用について請求書・銀行の振込明細書等によって税務署に証明可能であること

出典：Familien portal ホームページ (https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/kann-ich-kosten-fuer-die-kinderbetreuung-als-sonderausgabe-absetzen--125214)、ドイツ所得税法 (Einkommensteuergesetz)

③ 教育費

子どもの教育費について、子ども 1 人あたり年間 5,000 ユーロを控除上限として、費用の 30%を所得控除することが可能である。

子どもの要件	下記のいずれかを満たすこと ● 18 歳未満 ● 21 歳未満で、失業中かつ求職者として登録されている ● 25 歳未満で、以下のいずれかの条件を満たす 　➢ 子どもが学校・職業訓練等を受けておりまだ就職していない 　➢ 一度就職しているが再度入学又は職業訓練等を受けておりかつ週 20 時間を超える就労を行っていない 　➢ 学校卒業後で別の学校等に入学するまでの期間(4 か月以内)である 　➢ 職業訓練場所をまだ見つけられないために職業訓練を開始又は継続できない 　➢ 社会奉仕・ボランティア活動に従事している 　➢ 開発労働者・軍属等として海外に居住している ● 25 歳になる前に障害を負い、かつ当該障害のために自活できない者(収入が 10,908 ユーロ以下)
費用の要件	下記のいずれも満たすこと

[22] 幼稚園・保育所・託児所・児童養護施設等の利用料、子どもの世話をする家事手伝いの雇用にかかる費用等が対象となる。なお、修学旅行の代金、音楽等の指導料、スポーツ・レジャー活動、授業料は含まれない。(https://www.finanztip.de/kinderbetreuungskosten/)

	● 独立した学校又は私費で運営される学校に通学するための費用であること(宿泊費、食事代等を除く) ● 当該学校が EU/EEA 領域内に所在し、所管省庁から認定されていること

出典：Familien portal ホームページ
(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/kann-ich-kosten-fuer-die-kinderbetreuung-als-sonderausgabe-absetzen--125214)、ドイツ所得税法
(Einkommensteuergesetz)

④ 児童扶養控除、介護・教育・訓練控除

児童扶養控除は、下記に示す児童手当よりも早く 1920 年にライヒ所得税法により導入された。

現在、子ども 1 人あたり、児童扶養控除として年間 3,012 ユーロ、介護・教育・訓練控除として年間 1,464 ユーロが定額で控除される。なお、当該金額は両親それぞれが控除を受けることが可能であり、夫婦合算申告の場合には、それぞれ 2 倍になり、児童扶養控除が 6,024 ユーロ、介護・教育・訓練控除が 2,928 ユーロとなる。児童扶養控除、介護・教育・訓練控除は名称は異なるが、要件の違いや別途の手続きが必要なわけではなく、一体として運用されている。児童扶養控除は子どもの最低生活費を、介護・教育・訓練控除は子どもの介護・教育・訓練にかかる費用を非課税とすることが制度の趣旨である[23]。

ひとり親世帯の場合には、児童扶養控除 3,012 ユーロ、介護・教育・訓練控除 1,464 ユーロに加えて、第 1 子が 4,260 ユーロ、第 2 子以降は一人増えるごとに更に 240 ユーロが追加された金額が控除される。

また、当該控除については、後述の児童手当といずれか一方のみが適用される。

子どもの要件	下記のいずれかを満たすこと ● 18 歳未満であること。 ● 21 歳未満で、失業中かつ求職者として登録されている場合 ● 25 歳未満で、以下のいずれかの条件を満たす者 ➢ 子どもが学校・職業訓練等を受けておりまだ就職していない ➢ 一度就職しているが再度入学又は職業訓練等を受けておりかつ週 20 時間を超える就労を行っていない ➢ 学校卒業後で別の学校等に入学するまでの期間(4 か月以内)である

[23] https://www.kindergeld.org/kinderfreibetrag/#google_vignette

	➢ 職業訓練場所をまだ見つけられないために職業訓練を開始又は継続できない ➢ 社会奉仕・ボランティア活動に従事している ➢ 開発労働者・軍属等として海外に居住している ● 25 歳になる前に障害を負い、かつ当該障害のために自活できない者(収入が 10,908 ユーロ以下)
費用の要件	特になし(定額)

出典：BMFSJ ホームページ
(https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder/freibetraege-fuer-kinder-73890)、ドイツ所得税法(Einkommensteuergesetz)

(4) 児童を扶養する親に対する現金給付

児童を扶養する親に対しては、所得制限のない児童手当(Kindergeld)、低所得者を対象とした追加児童手当(Kinderzuschlag)が設けられている。

① 児童手当

a) 導入の経緯・背景

ドイツの児童手当の淵源は、戦間期の民間主導の多子家庭対策(いくつかの産業における独自の調整金庫が設けられ、子どもの多い家庭に対して助成)に遡る。1936 年に人口政策的な目的を有する児童扶助(Kinderbeihilfe)が導入され、当初は子どもの多い家庭(導入当初は 5 人以上、1941 年からは 3 人以上)に金銭の支給が行われた。当該制度については、1945 年に連合国管理員会により廃止された。

戦後は再び産業別・職業別の家族負担調整金庫が設立され、多子家庭に対する民間主導の助成措置が復活した。その後、第二次アデナウアー政権の下で、1954 年 11 月に児童手当法が制定され、翌 1955 年 1 月から施行された。当初は、①事業主の拠出金が財源、②職業別同業者組合加入者が対象者、③子どもが 3 人以上いる場合に支給、④拠出金の徴収・手当支給は各職業別同業者組合に設置される家族調整金庫が行うものとされていた。その後の制度改正により、①財源は全額公費、②親の制限の撤廃、③支給対象の子を第一子まで拡大、④連邦職業紹介・失業保険長が執行することとなった。

b) 他の支援制度との関係

ドイツ基本法第 6 条において、婚姻と家族は国の特別な保護を受けることが定められており、家族負担調整(Familienleistungsaus-gleich　: FLA)[24]と呼ばれる概念が用いられてきた。家族負担の調整に関し、①子どものいる者といない者の租税負担能力の差を考慮して税負

[24] 子どもの養育や教育のために家族が負担する追加的な費用を補償することを目的とした家族関連の手当を総称した概念である。児童手当・児童扶養控除を中核として、追加児童手当、所得税上の費用控除、両親手当等を含むものである。

担を軽減する児童扶養控除、②子育てにかかる費用負担に応じて経済的な支援を行う児童手当のいずれを優先させるべきか、議論が続いてきた。

1996 年に児童扶養控除・児童手当は一本化され、いずれか有利な一方のみが適用されるよう改正されるとともに、児童扶養控除・児童手当の金額が大幅に引き上げられた。

また、出産時には、出産休暇及び母性手当(Mutterschaftsgeld)の支給が、育児の時期には、最長生後 36 か月の育児休暇及び両親手当の支給がある。

2021 年に発足した新連立政権における連立協定の中で児童手当等の抜本的な改革(児童手当・年少扶養控除等の一元化)が盛り込まれている。これは、家族支援制度の簡素化と、子ども貧困対策を目的とするもので、2023 年 9 月に児童保護基本法(Kindergrundsicherung)が閣議決定された。児童保護基本法における新たな子ども向け支援は、①所得に関わらず全ての子どもを対象として同額が給付される基本児童保障額(Kindergarantiebetrag)、②所得・年齢に応じて支給額が異なる追加児童手当(Kinderzuschlag)、③教育参加手当(Bildung und Teilhabe)から構成される。

現状においては、児童手当及び追加児童手当、児童扶養控除及び介護・教育・訓練控除はいずれか一方のみが適用される。手続きとしては、以下の順序で行われる。

①納税者である子どもの両親が児童手当等を受け取る。
②毎年実施される所得税評価の中で、児童手当・児童扶養控除のいずれが納税者にとって有利であるかを税務当局が確認する。
③税務当局が児童扶養控除が有利であると判断した場合には、受給済の児童手当相当額が納税額に加算される。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　　趣旨

子どものいる世帯に対して最低限度の生活を営むことを保証することが趣旨である。

ｲ.　　対象・適用要件

給付対象となるのは、以下の条件を全て満たす子どもを持つ親[25]である。

- 年齢要件として以下のいずれかを満たすこと
 - 18 歳未満
 - 21 歳未満で、失業中かつ求職者として登録されている
 - 25 歳未満で、以下のいずれかの条件を満たす
 ① 学校に在学又は職業訓練等を受けておりまだ就職していない

[25]祖父母と孫が同居し、かつ児童手当を両親でなく祖父母が受給する旨を家族手当事務所に書面で伝える場合には、祖父母について受給が可能。

② 一度就職しているが再度入学又は職業訓練等を受けておりかつ週 20 時間を超える就労を行っていない
③ 学校卒業後で別の学校等に入学するまでの期間(4 か月以内)である場合
④ 職業訓練場所をまだ見つけられないために職業訓練を開始又は継続できない
⑤ 社会奉仕・ボランティア活動に従事している
⑥ 開発労働者・軍属等として海外に居住している

➢ 25 歳になる前に障害を負い、かつ当該障害のために自活できない者(収入が 10,908 ユーロ以下)

・ 定期的に世話をしており、同一世帯に暮らしていること(連れ子、里子[26]でも構わない)
・ 居住地がドイツ、その他 EU 諸国、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド、スイスである

出典：ドイツ家族向けポータルサイト (Familien portal)
(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/kindergeld)より MURC 作成

ｳ.　適用税目

税とは関係なく支給される。ただし、所得税上の措置である児童扶養控除の方が有利と判断された場合には、支給済の児童手当相当額が所得税額に上乗せされる。

ｴ.　財政規模

児童手当の給付実績を図表 I-32 に示す。2022 年において対象児童数は 1,719 万人、給付総額は 47,920 百万ユーロとなっている。

図表 I-32 児童手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
対象児童数(万人)	1,442	1,453	1,455	1,472	1,497	1,546	1,584	1,627	1,669	1,719
金額(百万ユーロ)	33,314	33,472	34,339	35,208	35,898	36,928	38,777	45,660	47,626	47,920

出典：ドイツ労働局 “Kindergeld und Kinderzuschlag - Deutschland und Länder (Jahreszahlen der Familienkasse der BA)”より MURC 作成

[26] 実親との監護関係が存在しないことが必要。

オ.　　給付額

子ども 1 人につき月 250 ユーロが支給される[27]。なお、給付額については、数年に 1 回変更となっている。

図表 I-33 児童手当の金額の変遷

	第一子	第二子	第三子	第四子以降一人当たり
2010/1/1 ～ 2010/12/31	184	184	190	215
2011/1/1 ～ 2014/12/31	100	100	100	100
2015/1/1 ～ 2015/12/31	188	188	194	219
2016/1/1 ～ 2017/12/31	190	190	196	221
2018/1/1 ～ 2019/6/30	194	194	200	225
2019/7/1 ～ 2020/12/31	204	204	210	235
2021/1/1 ～ 2022/12/31	219	219	225	250
2023/1/1～	250	250	250	250

出典：ドイツ労働局 “Kindergeld und Kinderzuschlag - Deutschland und Länder (Jahreszahlen der Familienkasse der BA)” および JILPT(2023)「2023 年の労働分野における主な法改正」より MURC 作成

d) 制度の仕組み・体制[28]

ア.　　支給額

現行制度において、子ども一人当たりの児童手当の支給額は子どもの数に関わらず、一律 250 ユーロである[29]。

[27] 2023 年時点の金額。2022 年までは、第 1 子・第 2 子は月額 219 ユーロ、第 3 子は月額 225 ユーロ、第 4 子以降は月額 250 ユーロとなっており、子どもの数に応じて金額が異なっていた。もともと多子家庭を対象としていた制度であり、第二子・第三子以降の金額が高い傾向にあった。

[28] ドイツ家族向けポータルサイト（Familien portal）(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/kindergeld)参照

[29] 子どもの間での平等な取扱いを重視する観点から、一律の金額となった。

ｲ.　　申請・支給手続

児童手当の請求権は、子自身ではなく、子どもを扶養している親である。

支給にあたっては、家族手当事務所に対して申請書を提出することが必要である。申請書には、親及び子の納税者番号を記載することが求められる。

支給は月 1 回なされる。

ｳ.　　執行機関

連邦雇用庁(Bundesagentur für Arbeit)の家族手当事務所が執行機関となっている。申請受付・支給は全て家族手当事務所が実施している。

e) 導入後の評価

2014 年に連邦財務省、連邦家族・高齢者・女性・青少年省が、外部のコンサルティング会社に対して、家族支援施策に係る評価を委託した[30]。

当該評価によると、児童手当・児童扶養控除は、子どもを持ちたいという国民の希望の実現にプラスの影響を与えたと評価している。同等の手当がない場合と比較して、3%多く出産することとなる。また、25 歳から 29 歳までの間に出産する女性は 7%増加するとしている[31]。

[30] Prognos(2014)" Gesamtevaluation der　ehe- und familienbezogenen Maßnahmen und Leistungen in Deutschland"

[31] 保育サービスの提供については 11%増加させるとの結果が出ており、保育サービスの提供と近くして児童手当・児童扶養控除が出生に与える影響は小さい。

② 追加児童手当

a) 導入の経緯・背景

低所得者の子育て世帯が、子どもを持つことを理由として貧困状態に陥ることを防ぐことが目的となっている。なお、追加児童手当を受給しても生活費を賄えない場合には、追加児童手当ではなく、生活保護による支援が想定されている。

b) 他の支援制度との関係

児童手当の記載を参照

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　　趣旨

低所得の子育て世帯に対して、特に手厚く経済的支援を行うことが目的である。

ｲ.　　対象・適用要件

給付対象となるのは、子が児童手当を受給しており、以下の条件を全て満たす者である。

- 子が同居していること
- 子が 25 歳未満であること
- 子が結婚、シビル・パートナー登録をしていないこと
- 世帯総収入(月額)が、夫婦の場合には 900 ユーロ、ひとり親の場合には 600 ユーロを超えていること[32]
- 所得と資産が一定額以下であること

出典：ドイツ家族向けポータルサイト (Familien portal)
(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/kinderzuschlag)より MURC 作成

ｳ.　　適用税目

税とは関係なく支給される。ただし、所得税上の措置である児童扶養控除の方が有利と判断された場合には、支給済の児童手当相当額が所得税額に上乗せされる。

ｴ.　　財政規模

追加児童手当の給付実績を図表 I-34 に示す。2022 年において給付総額は 1,287 百万ユーロとなっている。

[32] 追加児童手当を用いても生活費を賄えない場合には、追加児童手当の支給対象とならないとされる。

図表 I-34 追加児童手当の給付実績[33]

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
金額(百万ユーロ)	370	342	302	325	413	399	445	1,009	1,269	1,287

出典：ドイツ労働局 “Kindergeld und Kinderzuschlag - Deutschland und Länder (Jahreszahlen der Familienkasse der BA)”より MURC 作成

オ.　　給付額

子ども 1 人につき月最大 250 ユーロが支給される。

また、追加児童手当を支給される世帯については、教育参加手当(Bildung und Teilhabe)(日帰りの旅行・遠足、宿泊を伴う旅行・遠足、学用品購入費、通学交通費、学習支援、給食費、地域の社会・文化的生活への参加に係る支援)を受けることができる[34]。

d) 制度の仕組み・体制[35]

ア.　　支給額

世帯総収入(月額)が、夫婦の場合には 900 ユーロ、ひとり親の場合には 600 ユーロを超えていることが必要である。

2024 年には子ども一人当たり最大 292 ユーロが支給される。

世帯状況に応じて算定される一定の収入を超える場合には減額される。減額の閾値は、世帯構成(親、子どもの年齢、住居費等)によって定められる。例えば、夫婦、子ども 2 人(16 歳と 11 歳)で、住宅費が月 900 ユーロの家庭においては、両親の月収が 900 ユーロ以上、1,941 ユーロ以下の場合に追加児童手当の最大支給額である月 292 ユーロが支給される[36]。

イ.　　申請・支給手続

児童手当の請求権は、子自身ではなく、子どもを扶養している親である。

支給にあたっては、家族手当事務所に対して申請書を提出することが必要である。申請書には、親及び子の納税者番号を記載することが求められる。また、過去 6 か月の収入を証明する書類、資産明細書、住居費を証明する書類も必要となる。

申請は 6 か月に一回行うことが必要となる。

支給は月 1 回、児童手当と併せて支給される。

[33] 2019 年 7 月、2020 年 1 月に給付に係る制度変更が実施されている

[34] https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/bildung-und-teilhabe

[35] ドイツ家族向けポータルサイト（Familien portal）(https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/kinderzuschlag)、連邦雇用庁 HP(https://www.arbeitsagentur.de/familie-und-kinder/kinderzuschlag-verstehen/kinderzuschlag-anspruch-hoehe-dauer)参照

[36] Kinderzuschlag.org ホームページ(https://www.kinderzuschlag.org/einkommensgrenzen/)

ｳ.　　執行機関

連邦雇用庁(Bundesagentur für Arbeit)の家族手当事務所が執行機関となっている。申請受付・支給は全て家族手当事務所が実施している。

3. イギリス

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- イギリスにおける子どもを持つ家庭に対する税制その他の支援は、少子化対策(出生率上昇のための施策)として位置づけられているわけではない。
- 家族関係社会支出については、2019 年に GDP 比で 2.5%(うち税制措置 0.1%、現金給付 1.4 %、現物給付 1.0%)の支出がなされた。近年減少傾向であるが、依然として日本よりも高い水準である。
- 2013 年に種々の社会保障制度の簡素化・就労インセンティブの強化等を目的としてユニバーサルクレジットが導入され、給付付き税額控除である勤労税額控除や児童税額控除もユニバーサルクレジットに一元化されている(経過措置としてユニバーサルクレジット導入以前に受給していた者は受給可)。ユニバーサルクレジットの算定において、子どもの数に応じて加算される。

【個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援】

- 個人所得に対する税は、国税である個人所得税のみである。所得税は累進課税制度が取られている。
- 子どもを持つ家庭に対する支援としては、経過措置となっている勤労税額控除における子どもの数を考慮した金額算定や児童税額控除が挙げられる。なお、ユニバーサルクレジット導入以降は、新たに勤労税額控除や児童税額控除を申請することはできない。
- 子どもを持つ家庭に限定されないが、婚姻又はシビル・パートナーシップを締結している場合、個人の基礎控除のうち 1,260 ポンドを配偶者等に譲渡することが可能である。

【税制措置以外の少子化対策・子育て支援】

- ユニバーサルクレジットの算定において、子どもの数に応じて加算される。ただし、第一子・第二子は加算があるが、第三子以降はユニバーサルクレジットの金額への加算はない。
- ユニバーサルクレジットは、従来の児童税額控除、勤労税額控除、住宅給付、インカムサポートなどの様々な社会保障給付を統合するものである。
- 児童手当は、子どもの数に応じて支給されるものである。第三子以降についても支給される。なお、所得制限は形式的には課されていないが、実質的に課されており、受給者又は配偶者の所得が 5 万ポンドを超えると支給額が減額される。

図表 I-35　基本的事項(イギリス)

国名	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国
首都	ロンドン
人口	6,703 万人（2021 年）
年齢別人口構成	14 歳以下：17.6%、15-64 歳：63.9%、65 歳以上：18.5%
出生数	693,853 人(2021 年)
出生率	1.53 (2021 年)
家族関係社会支出対 GDP 比	2.49%(うち税制措置 0.08%　現金給付 1.44%、現物給付 0.97%) (2019 年)
国民負担率	46.0% (うち租税負担率 34.3%、社会保障負担率 11.7%) (2020 年)
ジニ係数	0.354 (再配分後ジニ係数) 0.510(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

出典：人口・年齢別人口構成・出生率は国家統計局(Office for National Statistics)、出生率及び家族関係社会支出対 GDP 比は OECD"Family Database"、ジニ係数は OECD "Income Distribution Database"

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

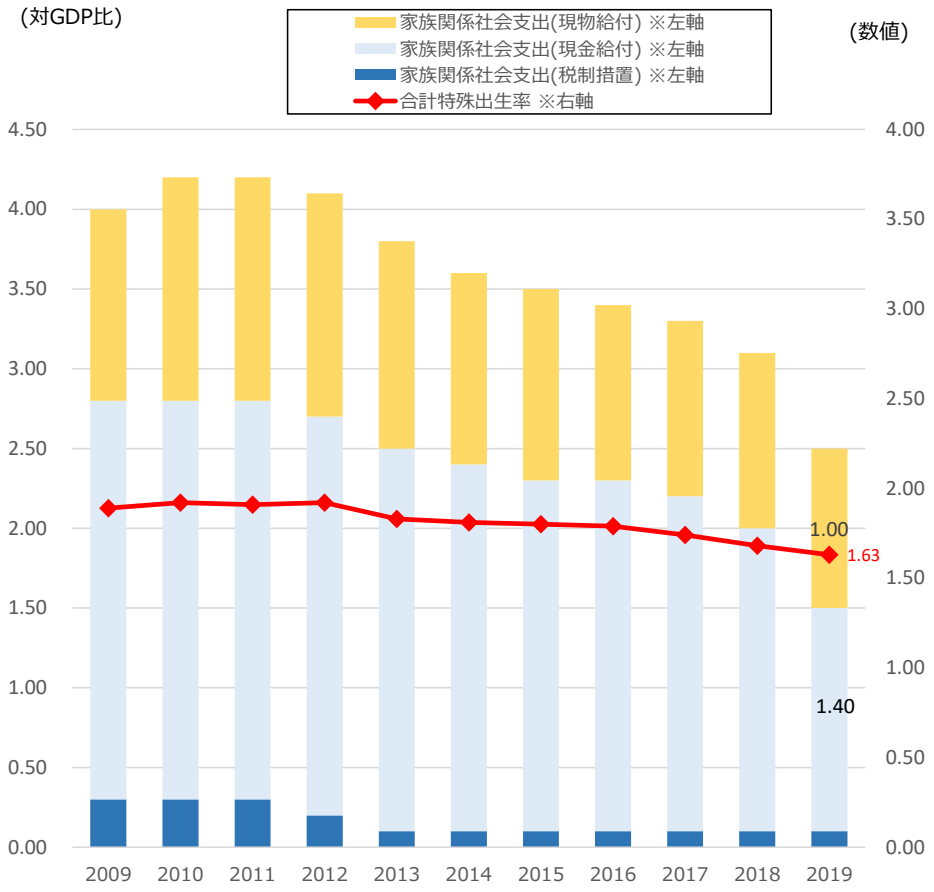
① 家族関係社会支出

イギリスでは、第二次世界大戦中の 1942 年に、第二次世界大戦後の社会保障制度のあり方として社会保険制度を中心としてすべての国民の最低生活を保障しようとした「ベヴァリッジ報告」が出された。1944 年に国民保険省が設置された。戦争終結後の 1945 年に成立したアトリー政権(労働党)において、「ゆりかごから墓場まで」の最低生活が保障される社会保障制度が導入された。家族関係においては、第二子以降の子に家族手当が支給されることとなった。

イギリスの社会保障制度は先進国のモデルとされ、保守党政権でも継承されていたが、1970 年以降では福祉政策が財政を圧迫して経済発展が阻害され国民に勤労意欲低下する等の「イギリス病」の要因とされてきた。1980 年代のサッチャー政権(保守党)において福祉の縮小を含む「小さな政府」への方向転換がはかられた。1997 年に成立したブレア政権(労働党)においては、福祉国家を掲げ、再び社会保障制度の充実等が図られている。

OECD による家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移を図表 I-36 に示す。イギリスにおいては、2019 年に GDP 比で 2.5%(うち税制措置 0.1%、現金給付 1.4 %、現物給付 1.0%)の支出がなされた。

図表 I-36 イギリスにおける家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移



注： OECD の家族関係社会支出の定義に含まれるものに限られる。
出典：OECD Database on Social Expenditure より MURC 作成

② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

主な少子化・子育て世帯に対する支援策として、現金給付としてはユニバーサルクレジット、児童手当が挙げられる。また、両親をなくした子ども・ひとり親の子どもには児童手当に上乗せして保護者手当が支給される。税制措置としては、経過措置ではあるが、児童税額控除・就労税額控除が設けられている。また、子どもの有無に関わらず婚姻控除が導入されている。

図表 I-37　イギリスにおける主な少子化・子育て世帯に対する支援策

	子育て世帯一般への支援	出産前後の支援	幼児教育・保育
税制措置	● 児童税額控除(経過措置) ● 就労税額控除(経過措置) ● 婚姻控除		
現金給付	● ユニバーサルクレジット ● 児童手当（Child Benefit） ● 保護者手当（Guardian’s Allowance）	● 育児休業給付金	●
現物給付等		● 育児休暇 ● 看護休暇	● 幼児教育･保育の無償･低廉な提供

注：政策には、出生数増加を目的とするものだけでなく、子どもを持つ親・家庭を支援する政策を含む。
出典：GOV.UK 家族向け支援(https://www.gov.uk/browse/benefits/families)等より MURC 作成

a) 児童手当(Child Benefit)[37]

ア.　導入の経緯

児童手当は、1945 年に導入された家族手当(Family Allowance)、1909 年に導入された児童税額控除(Child Tax Allowance)が元となっている。家族手当は子どもの数に応じて現金が給付されるものであるが、支給対象は第二子以降に限定されており、第一子は対象外であった。また、当時、家族手当よりも歴史が古い税制上の措置として所得税における所得控除である児童税額控除(Child Tax Allowance)が設けられていた。児童税額控除に係る 1972 年の改革案において、家族手当・児童税額控除を廃止した上で、新たな児童手当(new child credit)を設けることが盛り込まれた。所得控除においては低所得者層が十分な恩恵を受けられないこと、子どもの年齢や家族手当の金額との連動等制度が複雑化していることが要因である[38]。

家族手当・児童税額控除を統合する形で、1975 年に児童手当(Child Benefit)が導入された。

[37] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/child-benefit)参照
[38] https://publications.parliament.uk/pa/cm199899/cmselect/cmsocsec/114/144a02.htm

児童手当では、第一子も支給対象となった。児童税額控除(Child Tax Allowance)は児童手当導入により段階的に縮小され、1979 年に廃止された。現在の児童手当は、2005 年児童手当法(Child Benefit Act 2005)に基づいて実施されている。

ｲ.　　支給要件

児童手当の支給を受けることができるのは、以下の条件を満たす子どもを養育し、かつ英国に居住している者である。

・　16 歳未満であること
・　16 歳以上 20 歳未満で、認可されている教育・職業訓練等[39]を受けていること

児童手当に所得制限はないが、所得が一定額を超える者には高額所得者児童手当負担金(High Income Child Benefit Charge)が課される[40]。年間所得が 5 万ポンドを超える場合、100 ポンドにつき 1 ポンドが負担金として課され、6 万ポンドを超える場合には児童手当と同額が負担金として課される。そのため、実質的に 5 万ポンドを超えると児童手当は減額、6 万ポンドを超えると児童手当の支給がゼロとなる。

ｳ.　　支給額・支給方法

支給額(2023/24)は、第一子が週 24 ポンド、第二子以降が週 15.9 ポンドとなっている。

支給は、4 週間ごとに支給されることが原則である。

なお、両親を亡くした子ども、ひとり親の子どもについては、保護者手当(Guardian's Allowance)[41]として児童手当に支給額が上乗せされる(現在は週 20.4 ポンド)

[39] 認定された教育・職業訓練等については、GOV.UK ホームページに列挙されている https://www.gov.uk/child-benefit-16-19

[40] https://www.gov.uk/government/publications/high-income-child-benefit-charge-data/high-income-child-benefit-charge

[41] https://www.gov.uk/guardians-allowance

(2) 個人所得課税の仕組み

① 制度概要

居住者は、イギリス人・外国人を問わず、租税条約で除外されていない限り、通常、全世界の所得に対して国税である個人所得税(Income Tax)が課される。非居住者は、イギリス国内で発生した所得のみに対して個人所得税が課される。

② 税額の算定

a) 課税所得

各種所得を合算し、合計所得を算定する。所得控除額を差し引き、課税所得が算定される。課税所得については、キャピタルゲイン/ロスを除いて損益通算がなされる(図表 I-38)。

図表 I-38　所得分類と課税方法

所得分類	所得金額	課税方法
給与所得	給与収入－必要経費	総合課税
事業所得	事業収入等－必要経費	総合課税
農業からの所得	農業からの事業収入－必要経費	総合課税
不動産所得	不動産収入－必要経費	総合課税
雑所得	その他収入－必要経費	総合課税
利子所得	利子所得	総合課税※ (他の所得と損益通算したうえで、異なる税率表を適用)
配当所得	配当所得	
キャピタルゲイン/ロス	譲渡収入－取得費等	分離課税

出典： GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/income-tax)

所得分類に応じて、それぞれ非課税枠が設けられている。

図表 I-39　各種所得の非課税枠(2023/24 年度[42])

所得の種類	非課税枠
利子所得	最大 5,000 ポンドが非課税となる。 ただし、他の所得が基礎控除を超える場合、基礎控除を超過した所得 1 ポンドにつき、利子所得の非課税枠は 1 ポンド減少する。そのため、17,570 ポンドを超える所得を有する者は利子所得の非課税枠はゼロとなる。

[42] 2023 年 4 月 6 日～2024 年 4 月 5 日

配当所得	1,000 ポンドが非課税となる。 なお、非課税枠を超えた配当金については、図表 I-41 に示す税率よりも軽減され、基本税率は 8.75%、高額税率は 33.75%、追加税率は 39.35%となる。
個人事業主としての所得	1,000 ポンドが控除される。
賃貸物件からの収入	1,000 ポンドが控除される。 ※Rent a Room Scheme を利用していない場合

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/income-tax-rates), (https://www.gov.uk/apply-tax-free-interest-on-savings), (https://www.gov.uk/tax-on-dividends)

所得控除は、図表 I-40 に示す項目に従い、下記算定式によって算定される。

所得控除　＝　基礎控除±婚姻控除＋視覚障がい者の追加控除－高所得者の減額

図表 I-40　所得控除項目(2023/24 年度)

項目	内容
基礎控除 (Personal Allowance)	12,570 ポンドが標準的な基礎控除額として設定されている。 所得が 10 万ポンドを超える場合には、超過額 2 ポンドにつき 1 ポンドが減額される。
婚姻控除 (Marriage Allowance)	個人の基礎控除のうち 1,260 ポンドを上限として、配偶者、シビル・パートナーに譲渡することが可能である。 譲渡した場合、譲渡した本人の基礎控除額が減少するが、夫婦合算では納税額が減少する可能性がある[43]。 譲渡人は所得税を支払っていないか、所得が 12,570 ポンド以下であることが必要である。
視覚障がい者の追加控除 (Blind Person's Allowance)	納税者本人が高度視覚障がい者である場合、視覚障がい者の追加控除を受けることができる。控除額は 2,870 ポンドとなっている。 また、当該追加控除は、婚姻控除と同様に配偶者、シビル・パートナーに譲渡が可能である。

(注)1948 年 4 月 6 日以前に生まれた者については、控除額が増額。
(出所)GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/income-tax-rates), (https://www.gov.uk/marriage-allowance),(https://www.gov.uk/blind-persons-allowance)

[43]本人の所得が 11,500 ポンド、配偶者の所得が 20,000 ポンドの場合、婚姻控除がなければ本人は課税所得は(11,500-12,570)＝-1,070＜0 より課税所得ゼロ、配偶者は課税所得が(20,000-12,570)＝7,430 ポンドとなり、夫婦の納税額は 7,430×20%＝1,486 ポンドとなる。他方、本人が 1,260 ポンドの基礎控除を配偶者に譲渡する場合、本人の課税所得は(11,500-12,570+1,260)=190 ポンド、配偶者の課税所得は(20,000-12,570-1,260)=6.170 ポンドとなり。夫婦の納税額は 190×20%＋6,170×20%=1,272 ポンドとなる。したがって、婚姻控除により夫婦の合計納税額は 1,486-1,272=214 ポンド減少する。

b) 税額の算定

各年度に納める所得税額は、所得控除を超える所得額が含まれる税率帯を基に決定する。各所得額で決定される税率は以下に示す。

図表 I-41　個人所得税の税率(2023/2024 年 イングランド)

	所得控除後の課税所得	税率
基本税率	0～37,700 ポンド	20%
高額税率	37,701 ポンド～125,140 ポンド	40%
追加税率	125,141 ポンド以上	45%

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-income-tax/income-tax-rates-and-allowances-current-and-past#tax-rates-and-bands)

c) 税額控除

税額から、税額控除額を差し引き、最終的な納税額が確定する。税額控除項目としては、図表 I-42 に示すものがある。

図表 I-42　主な税額控除項目　(2023/24 年度)

項目	内容
寄付金控除	慈善団体、コミュニティ・アマチュア・スポーツ・クラブに対する寄付について、寄付額の 25%の税額控除を受けることができる(Gift Aid)。
配偶者等に対する扶養料控除 (Maintenance Payments Relief)	①夫婦、シビル・パートナーシップいずれかが 1935 年 4 月 6 日以前に誕生している、②離婚後に裁判所の命令で支払っている、③元配偶者又は元シビル・パートナーシップ又は 21 歳未満の子どもの養育費として支払われる費用について、当該費用の 10%(最大で年間 401 ポンド)の税額控除を受けることができる

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/income-tax-reliefs) ,(https://www.gov.uk/donating-to-charity/gift-aid) (https://www.gov.uk/income-tax-reliefs/maintenance-payments-tax-relief) (https://www.gov.uk/working-tax-credit)

③ 申告手続

個人所得税について、給与所得者の多くは源泉徴収(Pay As You Earn：PAYE)のみによって完結し、確定申告の必要はない。なお、源泉徴収にあたっては、Real Time Information システム(RTI)が用いられており、RTI の制度下では、給与と共に各種給付等の情報も給与支払いのたびに歳入関税庁(HM Revenue & Customs: HMRC)に送信される。RTI では当該課税年

度の累計額も報告されるため、その都度課税額も調整される。納税は前月分の給与支払いについて毎月行われる。したがって他の職や収入を持っていたり、高所得者である場合など収入源が複雑でない限りは、いわゆる年末調整や納税申告書の提出(Tax Return)は必要ない[44]。

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

現在、個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援の方策としては、経過措置として設けられている勤労税額控除における子どもの数を考慮した給付額の算定、児童税額控除が挙げられる。これらは、(4)給付付き税額控除の項目で説明する。

加えて、子育て世帯への支援そのものではないが、結婚等を行うカップルに対する優遇措置として婚姻控除が設けられている。

① 婚姻控除

子どもの有無に関わらないが、配偶者、シビル・パートナーが存在する場合、個人の基礎控除のうち 1,260 ポンドを上限として譲渡することが可能である。配偶者が就業していない又は収入が低い場合には、夫婦合計の税負担額が軽減される。

[44] 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング(2022) 個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況等に関する各国調査委託報告書

(4) 給付付き税額控除

イギリスの税額控除として、勤労税額控除(Working Tax Credit)と児童税額控除(Child Tax Credit)が導入されている。なお、2013 年にユニバーサルクレジット(Universal Credit)が導入されたことに伴い、これらの税額控除は現在は経過措置として取り扱われている。ユニバーサルクレジット導入前から受給していた者に限り、これらの税額控除を受けることが可能である。

① 勤労税額控除[45]

a) 導入の経緯・背景[46]

労働党・ブレア政権の下で、”welfare to work”が掲げられ、社会保障と税の統合が進められた。1999 年に従来の家族控除(Family Credit)を拡充する形で給付付き税額控除である勤労世帯税額控除(Working Families Tax Credit)が導入された。2003 年に現在の勤労税額控除の形になった。なお、併せて、児童手当以外の児童向けの支援が児童税額控除に集約された。

b) 他の支援制度との関係[47]

ア.　ユニバーサルクレジット

ユニバーサルクレジットへの移行に伴い、新規に申請することはできない。また、本人又は配偶者(シビルパートナー含む)がユニバーサルクレジットを請求する場合、ユニバーサルクレジットを申請した配偶者(シビルパートナー含む)と同居する場合には、勤労税額控除は停止される。停止された後、再度勤労税額控除を請求することはできない。

イ.　他の社会保障制度

勤労税額控除を受けている者が受けることのできる可能性がある支援として、以下が紹介されている。

項目	詳細
医療費	処方箋、歯科治療、視力検査等に係る費用を援助
4 歳未満の子どもの親又は妊婦への現物支給	ビタミン、ミルク、食料等を現物支給
出産助成金(Sure Start Maternity Grant)	出産にかかる費用を援助するため、一回限り 500 ポンドを支給

[45] Gov.UK ホームページ（https://www.gov.uk/working-tax-credit）参照
[46] 鎌倉治子(2010)”諸外国の給付付き税額控除の概要”参照
[47] Gov.UK ホームページ（https://www.gov.uk/how-tax-credits-affect-other-benefits）参照

学費関連費用	学校給食費、制服代、通学交通費、遠足代等
葬儀費用給付	葬儀にかかる費用(埋葬料、火葬料金、葬儀代、花代等)の一部を助成
裁判費用	

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/how-tax-credits-affect-other-benefits)

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　趣旨

子どもの貧困の削減、家庭への経済的支援への強化と就労・勤労意欲の向上が目的となっている。

ｲ.　対象・適用要件

勤労税額控除の対象は、既に児童税額控除又は勤労税額控除を受給し、かつ就労時間・就労形態の要件を満たす者である。

図表 I-43 勤労税額控除の資格を得るための労働時間(2023/2024 年)

種別	労働時間
25 歳から 59 歳	週 30 時間以上
60 歳以上	週 16 時間以上
障がい者	週 16 時間以上
16 歳未満又は 16 歳以上 20 歳未満で教育・職業訓練中の子どもを持つ親(シングル)	週 16 時間以上
16 歳未満又は 16 歳以上 20 歳未満で教育・職業訓練中の子どもを持つ親(結婚又はシビルパートナーシップ締結)	一方が週 16 時間以上かつ合計で週 24 時間以上[48]

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/working-tax-credit)

就労形態として、4 週間以上継続又は 4 週間以上継続することが予想されるものでなければならない。また、報酬が支払われなければならない。

ｳ.　適用税目

個人所得税

[48] ただし、一方が週 16 時間以上働いている場合で、配偶者又はパートナーが障がい者・60 歳以上・介護手当受給者・入院中又は服役中の場合には合計 24 時間未満でも受給資格を得る。

エ.　　財政規模

勤労税額控除・児童税額控除はユニバーサルクレジットへの移行措置となっており、受給世帯数は年々減少している(図表 I-44)。

図表 I-44 勤労税額控除・児童税額控除の受給者数・受給総額

項目	2018	2019	2020	2021	2022
勤労税額控除・児童税額控除双方	160 万世帯 143 億ポンド	140 万世帯 127 億ポンド	110 万世帯 99 億ポンド	87 万世帯 88 億ポンド	60 万世帯 57 億ポンド
勤労税額控除のみ	34 万世帯 8 億ポンド	28 万世帯 6 億ポンド	21 万世帯 7 億ポンド	22 万世帯 4 億ポンド	13 万世帯 4 億ポンド
児童税額控除のみ(失業者)	110 万世帯 73 億ポンド	97 万世帯 65 億ポンド	71 万世帯 50 億ポンド	54 万世帯 40 億ポンド	43 万世帯 32 億ポンド
児童税額控除のみ(就労者)	76 万世帯 30 億ポンド	69 万世帯 28 億ポンド	59 万世帯 23 億ポンド	39 万世帯 17 億ポンド	35 万世帯 15 億ポンド

出典：HMRC(2023)" Child and Working Tax Credits Finalised Annual Awards 2021 to 2022 Main Commentary", HMRC(2023) ,"Child and Working Tax Credits statistics: finalised annual awards, supplement on payments, commentary - 2021 to 2022"

オ.　　給付額

勤労税額控除の金額は、各世帯にについて図表 I-45 に示す各要素の該当要素を合計した金額から、所得に応じて減額される金額となる。

図表 I-45 勤労税額控除の最大金額(2023/2024 年)

項目	金額
基礎要素(Basic element)	2,280 ポンド／年
カップル・シングル家庭要素(Couple and lone parent element)	2,340 ポンド／年
週 30 時間以上勤務要素(30 hour element)	950 ポンド／年
障がい者要素(Disabled worker element)	3,685 ポンド／年
重度障がい者要素(Severe disability element)	1,595 ポンド／年(通常は障がい者要素に上乗せ)
託児要素[49](Childcare element)	子どもが 1 人の場合は 122.50 ポンド／週

[49] 保育料の 70%(対象となる保育料は子ども 1 人の場合は 175 ポンド／週、2 人以上の場合は 300 ポンド／週が上限)が税額控除される。

	子どもが２人以上の場合は 210 ポンド／週

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/working-tax-credit/what-youll-get),(https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance/tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance)

d) 制度の仕組み・体制

勤労税額控除は、税額控除(Tax Credit)の名称であるが、個人所得税の申告手続の中での還付ではなく、週 1 回又は 4 週間ごとに受給額が支払われる。支払いは税務当局(HMRC)よりなされる。

世帯類型をもとに勤労税額控除・児童税額控除の該当要素を合算して最大控除額を算定し、所得が閾値を超える場合に減額する。世帯所得が 7,455 ポンドを超える場合、1 ポンドにつき 41 ペンスが減額される(逓減率 41%)。なお、児童税額控除のみが支給される世帯については、世帯所得が 18,725 ポンドを超える場合、1 ポンドにつき 41 ペンスが減額される(減額率 41%)[50]

e) 導入後の評価

他の社会保障制度との重複が多く、かつ複雑な制度であったことから、他の社会保障制度と併せてユニバーサルクレジットへ一本化された。

[50] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/government/statistics/child-and-working-tax-credits-statistics-provisional-awards-april-2023/background-and-definitions-child-and-working-tax-credits-statistics-provisional-awards-april-2023)及び(https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance/tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance)参照

② 児童税額控除

a) 導入の経緯・背景

2003 年の勤労税額控除の導入に併せて、児童手当以外の児童向けの支援が児童税額控除に集約された。

b) 他の支援制度との関係

ｱ.　　ユニバーサルクレジット

ユニバーサルクレジットへの移行に伴い、新規に申請することはできない。また、本人又は配偶者(シビルパートナー含む)がユニバーサルクレジットを請求する場合、ユニバーサルクレジットを申請した配偶者(シビルパートナー含む)と同居する場合には、児童税額控除は停止される。停止された後、再度児童税額控除を請求することはできない。

ｲ.　　他の社会保障制度

児童税額控除を受けている者が受けることのできる可能性がある支援として、以下が紹介されている。

項目	詳細
医療費	処方箋、歯科治療、視力検査等に係る費用を援助
4 歳未満の子どもの親又は妊婦への現物支給	ビタミン、ミルク、食料等を現物支給
出産助成金 (Sure Start Maternity Grant)	出産にかかる費用を援助するため、一回限り 500 ポンドを支給
学費関連費用	学校給食費、制服代、通学交通費、遠足代等
葬儀費用給付	葬儀にかかる費用(埋葬料、火葬料金、葬儀代、花代等)の一部を助成
裁判費用	

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/how-tax-credits-affect-other-benefits)

ｳ.　　非課税託児補助

イギリスでは、託児費用への公的補助として、非課税託児補助(Tax－Free Childcare)が導入されており、一定の要件を[51]満たすと、3 か月ごとに 500 ポンド、年間 2,000 ポンドが支給される[52]。児童税額控除を受給する場合には、非課税託児補助を受給することはできない

[51] 収入が一定額(23 歳以上の場合には 3 か月間で 2,176 ポンド等)を満たすこと、子どもの年齢が 11 歳以下で同居していること等が要件として課される。
[52] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/tax-free-childcare) 参照

[53]。

エ.　　児童手当

児童税額控除は児童手当には影響せず、双方を受給することが可能である[54]。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ア.　　趣旨

2003 年の勤労税額控除の導入に併せて、児童手当以外の児童向けの支援が児童税額控除に集約された。

イ.　　対象・適用要件

児童税額控除の支給を受けることができるのは、既に児童税額控除又は勤労税額控除を受給し、以下の条件を満たす子どもを養育し、かつ英国に居住している者である。

・　16 歳未満であること
・　16 歳以上 20 歳未満で、認可されている教育・職業訓練等を受けていること[55]

ウ.　　適用税目

個人所得税

エ.　　財政規模

受給者数・受給総額については、図表 I-44 に示すとおりである。勤労税額控除と同様に、移行措置であることから年々受給者数は減少している。

オ.　　給付額

児童税額控除の金額は、各世帯について図表 I-46 に示す各要素の該当要素を合計した金額から、所得に応じて減額される金額となる。

なお、子ども一人当たり要素の対象となる子どもの数については、子どもの年齢によって異なる。子ども全員が 2017 年 4 月 5 日以前に生まれた場合には、子ども全員が対象となる。子どもの 1 人以上が 2017 年 4 月 6 日以降に生まれた場合には原則として第二子までが対象となる。

また、世帯年収が 18,725 ポンド超える場合、1 ポンドにつき 41 ペンスの金額が削減される。勤労税額控除も受給している場合には、7,455 ポンドを超える場合、1 ポンドにつき 41

[53] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/how-tax-credits-affect-other-benefits) 参照
[54] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/child-tax-credit) 参照
[55] GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/child-tax-credit-when-child-reaches-16)参照

ポンドが減額される。

図表 I-46 児童税額控除の最大金額(2023/2024 年)

項目	金額
家族要素(family element)	545 ポンド／年
子ども一人当たり要素(child element)	3,235 ポンド／年
障がいを持つ子ども一人当たりの追加要素(Disability element: disabled child rate)	3,905 ポンド／年を子ども一人当たり要素に追加
重度障がいを持つ子ども一人当たりの追加要素(Disability element: severely disabled child rate)	1,575 ポンド／年を子ども一人当たり要素、障がいを持つ子ども一人当たりの追加に更に追加

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/child-tax-credit/new-claim)
(https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance/tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance)

d) 制度の仕組み・体制

児童税額控除は、税額控除(Tax Credit)の名称であるが、個人所得税の申告手続の中での還付ではなく、週 1 回又は 4 週間ごとに受給額が支払われる。支払いは税務当局(HMRC)よりなされる。

世帯類型をもとに勤労税額控除・児童税額控除の該当要素を合算して最大控除額を算定し、所得が閾値を超える場合に減額する。

e) 導入後の評価

他の社会保障制度との重複が多く、かつ複雑な制度であったことから、他の社会保障制度と併せてユニバーサルクレジットへ一本化された。

(5) ユニバーサルクレジット

① 導入の経緯・背景

ユニバーサルクレジット(Universal Credit)は、2013 年から段階的に導入されている社会保障給付制度のことで、従来の児童税額控除（Child Tax Credit）、勤労税額控除（Working Tax Credit）、住宅給付（Housing Benefit）、インカムサポート（Income Support）などの様々な社会保障給付を統合するものである。

2012 年福祉改革法(Welfare Reform Act 2012)によって、主に社会保障制度の簡素化と就労インセンティブの強化，納税者と社会保障サービスの受給者の間における公平性の担保，貯蓄推進，社会保障制度への依存の軽減と貧困の緩和などを目的とし，保守党が「時代錯誤の社会保障制度（legacybenefits）」と位置付ける所得要件付き給付を統合するものである[56]。

② 他の支援制度との関係

従前導入されていた各種税額控除について、既に受給している者は、ユニバーサルクレジット導入後も引き続き受給可能である。ただし、本人又は配偶者(シビルパートナー含む)がユニバーサルクレジットを請求する場合、ユニバーサルクレジットを申請した配偶者(シビルパートナー含む)と同居する場合には、各種税額控除は停止される。停止された後、再度各種税額控除を請求することはできない。

従前の税額控除を受ける場合には、以下の支援を受けることが可能であったが、ユニバーサルクレジットを受給する場合にもユニバーサルクレジットを受給していることを示すことで、引き続き受給することが可能である。

項目	詳細
医療費	処方箋、歯科治療、視力検査等に係る費用を援助
4 歳未満の子どもの親又は妊婦への現物支給	ビタミン、ミルク、食料等を現物支給
出産助成金 (Sure Start Maternity Grant)	出産にかかる費用を援助するため、一回限り 500 ポンドを支給
学費関連費用	学校給食費、制服代、通学交通費、遠足代等
葬儀費用給付	葬儀にかかる費用(埋葬料、火葬料金、葬儀代、花代等)の一部を助成
裁判費用	

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/how-tax-credits-affect-other-benefits)

なお、タックスクレジットの支給により、障がい者に対する支援制度である個人自立支援

[56] 土橋康人(2013)「英国におけるユニバーサル・クレジット(Universal Credit)の導入Ⅰ」

手当(Personal Independence Payment)、介護者に対する支援制度である介護手当(Care's Allowance)の支給には影響しない。

③ 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

a) 趣旨

2012 年福祉改革法(Welfare Reform Act 2012)によって、主に社会保障制度の簡素化と就労インセンティブの強化，納税者と社会保障サービスの受給者の間における公平性の担保，貯蓄推進，社会保障制度への依存の軽減と貧困の緩和などを目的とし，保守党が「時代錯誤の社会保障制度（legacybenefits）」と位置付ける所得要件付き給付を統合するものである。

b) 対象・適用要件

ユニバーサルクレジットは以下の条件に全て当てはまる者が受け取ることができる。

- 低所得者もしくは失業者であること
- 原則として 18 歳以上であること[57]
- 公的年金受給年齢に到達していないこと
- 世帯の金融資産が 16,000 ポンド以下であること
- イギリスに在住していること

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/universal-credit/eligibility)

なお、配偶者(シビルパートナー含む)と同居する場合には、共同で請求することが必要である。この場合、夫婦の一方が公的年金受給年齢に達した場合であっても、いずれかが達していなければユニバーサルクレジットの請求が可能である。ただし、一方が年金クレジットを受給している場合には、ユニバーサルクレジットを請求することで年金クレジットの支給が停止される。

口座番号や所得情報等と共に HMRC に対して申請を行って初めてユニバーサルクレジットを受給することができるようになる。職を得た場合など状況の変化が起きた場合には、都度各自のユニバーサルクレジットのアカウントを使って報告する必要がある。

c) 財政規模

ユニバーサルクレジットの受給世帯数は 2023 年 11 月時点で 480 万世帯(うち半数が子どもがいる世帯)である。また、同月の平均受給額は、子どものいる夫婦が 1,140 ポンド、子どもがいるシングル世帯が 1,130 ポンド、子どものいない夫婦が 820 ポンド、子どものいない

[57] 健康状態に問題がある場合、介護を行っている場合、扶養する子どもがいる場合、妊娠中である場合、親の扶養を受けていない場合等には、16 歳又は 17 歳の者も受給資格がある。

単身世帯が 650 ポンドであり、平均で 900 ポンドとなっている[58]。

2022 年度のユニバーサルクレジットの支給総額は 412 億ポンドとなっている[59]。

d) 給付額

ユニバーサルクレジットにおいては、標準手当と各種加算（子ども・障害及び健康状態・重度障がい者の介護者・住宅）から給付額が設定されているが、月々の収入が一定の水準を超えると、その閾値を超過した収入額に応じて一定割合で減額される。

④ 制度の仕組み・体制

①ユニバーサルクレジットの最大受給額(標準手当＋各種加算) －②所得等に基づく減額

a) 最大受給額

標準手当と各種加算（子ども・障害及び健康状態・重度障がい者の介護者・住宅）を合算し、最大受給額を算出する。

標準手当は図表 I-47 のとおり、配偶者の有無と双方の年齢によって金額が決定される[60]。

図表 I-47　標準手当

世帯類型	金額
単身・25 歳未満	£292.11
単身・25 歳以上	£368.74
夫婦・双方が 25 歳未満	£458.51
夫婦・片方もしくは双方が 25 歳以上	£578.82

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.understandinguniversalcredit.gov.uk/new-to-universal-credit/how-much-youll-get/)

子どもに関する加算については、子ども[61]が 1 人もしくは 2 人の場合はそれぞれの子どもについて所定の金額が加算される。3 人目以降は、所定の条件[62]を満たした場合に加算される。また、障害・重度障害の子どもがいる場合や保育料の支援が必要な場合にも加算が行わ

58 Department for Work & Pensions (2024) Universal Credit statistics, 29 April 2013 to 11 January 2024

59 NAO(2024) Progress in implementing Universal Credit

60 金額については、原則としてインフレ率等を考慮して毎年改定される。なお、当該金額の理論的根拠について特段整理されているわけではない。

61 16 歳以下もしくは、教育や認定訓練をフルタイムで受けている 16 歳から 19 歳までの子どもを指す。具体的な定義は https://www.understandinguniversalcredit.gov.uk/new-to-universal-credit/children-and-childcare/を参照のこと。

62 1. 生年月日が 2017 年 4 月 6 日より前、2. 2017 年 4 月 6 日より前に 3 人以上の子どもについて申請していた、3. その他の例外（https://www.gov.uk/guidance/universal-credit-and-families-with-more-than-2-children-information-for-claimants を参照のこと）、の条件のいずれかに当てはまること。

れる。また住宅費用についても、年齢と状況[63]に応じて相応の金額が支給される。

図表 I-48 加算（子ども関係）

要件・対象	加算額
1 番目の子どもに対して	£315.00 (2017 年 4 月 6 日よりも前に生まれた子ども) £269.58 (2017 年 4 月 6 日以降に生まれた子ども)
2 番目の子ども及びその他受給資格がある子どもに対して	£269.58（一人当たり）
障害・重度障害の子どもがいる場合	£146.31（障害）、£456.89（重度障害）
保育料の支援が必要な場合	費用の 85%までを補助。 ただし、子どもが 1 人の場合は £646.35、2 人以上の場合は£1,108.04 を上限とする。

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.understanduniversalcredit.gov.uk/new-to-universal-credit/how-much-youll-get/)

図表 I-49　加算（障害及び健康状態）、加算（重度障がい者の介護者）

要件・対象	加算額
労働やそれに類することが制限される場合	£390.06
労働が制限されているかつ、本加算もしくは雇用・支援手当（ESA）を 2017 年 4 月 3 日以前に申請している場合	£146.31
介護関係給付を受け取っている重度障がい者を週 35 時間以上介護している場合	£185.86

出典：GOV.UK ホームページ(https://www.gov.uk/universal-credit/what-youll-get)

b) 所得等に基づく減額

収入の 55%が、ユニバーサルクレジットの最大受給額から減額される。なお、児童を扶養している場合、就労に影響を及ぼす障害等を有している場合には、労働控除（work allowance）を超える金額の 55%が控除される。なお、労働時間の制約はない。

労働控除は、住宅費用に関する補助を受け取っている場合は 379 ポンド、住宅費用に関する補助を受け取っていない場合は 631 ポンドと設定されている。この計算の結果、ユニバーサルクレジットの給付額が 0 以下になると支給は停止される。

なお、過去のユニバーサルクレジットについて過払いがあることが明らかになった時、一

[63] 詳しくは、https://www.gov.uk/housing-and-universal-credit を参照のこと。

定の制裁がなされる場合には、収入に関わらず減額がなされる。また、標準手当の 25%を上限として、公共料金の支払い等に直接充てられる場合がある。

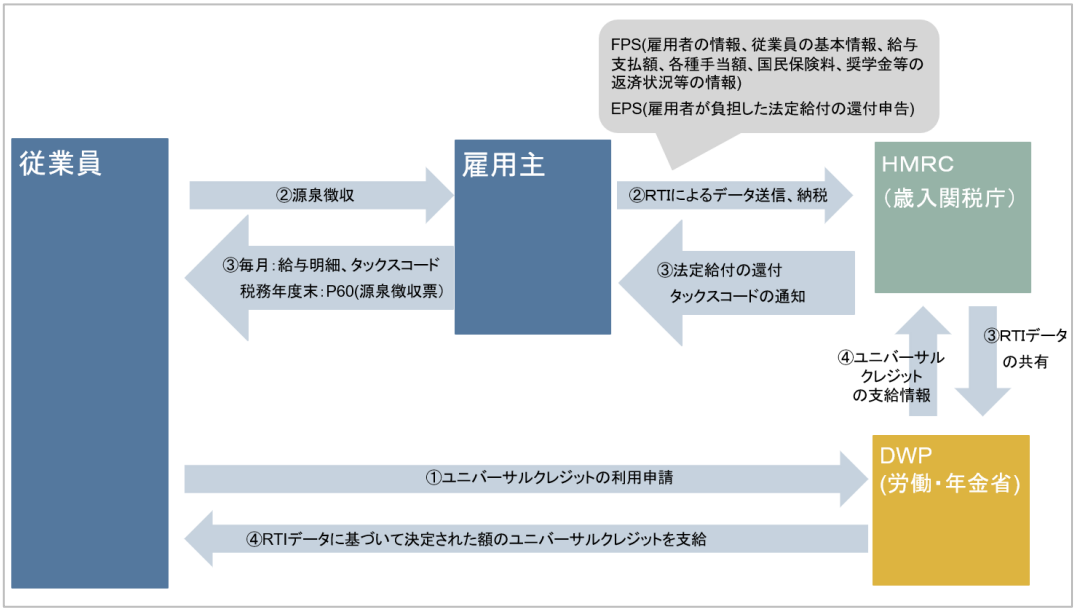
この調整を行うための所得に関する情報は PAYE の情報が利用される。支給停止から 6 か月以内に再びユニバーサルクレジットの受給基準を満たすようになった場合には、状況変化をユニバーサルクレジットアカウントを使って報告することで簡単に受給を再開することができる。支給停止から 6 か月以上経過した場合には、新たに申請を行う必要がある。

HMRC に送信した PAYE の情報は、申請者の次回のユニバ―サルクレジットの支払い額の計算時に使用するために雇用・年金省 (Department for Work and Pensions)に共有される。雇用主においては特に作業や操作は発生せず、通常の給与支払に係る PAYE の事務を行っていればよい。また、雇用主は従業員がユニバーサルクレジットの申請者かどうかについては関知しない。

その一方で、PAYE の情報を正確かつ適時に送信することはユニバーサルクレジットの制度において重要である。PAYE の報告の遅延や不正確な報告が行われた場合には申請者が想定される給付を受けられなくなる可能性がある。

RTI は PAYE の申告を給与支払毎に行うようにするという制度変更や取り組みを指し、税と国民保険料の正確かつ確実な徴収、税額控除と還付の正確性の向上、ユニバーサルクレジットの導入の成功を目的として、2013 年に導入された(図表 I-50 参照)。

図表 I-50 RTI の模式図



(注)番号は、フローの順序を示す。
(資料)各種情報をもとに MURC 作成

ｱ.　　申請・支給手続

ユニバーサルクレジットの申請にあたっては、オンラインでアカウント作成したうえで、当該アカウントを経由して行う(不可の場合には電話での手続も可能)。配偶者(シビルパートナー含む)と同居している場合には、双方のアカウントを作成することが可能である。

申請にあたって、口座情報、身分証明書類、住居費、収入、資産等を記載することが必要である。毎月ユニバーサルクレジットの金額が査定され、月 1 回支給される。

ｲ.　　執行機関

雇用・年金省 (Department for Work and Pensions: DWP)が執行機関となっている。

⑤ 導入後の評価

DWP が 2018 年に実施した評価によると、ユニバーサルクレジットは労働市場にプラスの影響を及ぼしており、費用対効果は高いと評価している。雇用を 20 万人増加させるとともに、既に就業している労働者の労働時間を増加させる[64]。ただし、会計検査院(National Audit Office: NAO)は 2018 年時点において、費用対効果を判断することはできないとしている[65]。

DWP は 2022 年に再度評価を行っている。2018 年の評価以降、ユニバーサルクレジットへの完全移行の時期が延長したことから、移行費用が増加しているものの、費用対効果は高いものと評価している[66]。

⑥ 制度導入時点の課題・対応策

制度導入時点において、移行前の各種給付措置・税額控除の適用者は経過措置として、継続することが認められていた。経過措置が適用される期間については、ユニバーサルクレジットと従前の制度の双方を運営することとなるため、行政側の事務コストが大きくなる課題があった。

当該課題については、一定の経過措置の後、2028 年にユニバーサルクレジットへの完全移行を予定している。完全移行時期については、2018 年時点では 2022 年を予定していたがその後 6 年遅れており、移行にかかる費用も増加している[67]。

⑦ 現時点での課題・対応策

NAO において、2024 年 2 月 27 日に「ユニバーサルクレジットへの移行の進展」(Progress

[64] DWP(2018) Universal Credit Programme full business case summary 参照
[65] NAO(2018) Rolling out Universal Credit
[66] NAO (2024) Progress in implementing Universal Credit
[67] NAO (2024) Progress in implementing Universal Credit

in implementing Universal Credit)との報告書を策定している。その中で、従前の社会保障給付制度からユニバーサルクレジットへの移行が課題となっていることを示している。

4.　スウェーデン

【概要】

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- スウェーデンにおける子どもを持つ家庭に対する支援は、少子化対策(出生率上昇のための施策)として位置づけられているわけではなく、子どもを持つ家庭の生活の安定を目的としている。
- 家族関係社会支出については、2019 年に GDP 比で 3.4%(うち税制措置 0.0%、現金給付 1.3 %、現物給付 2.1%)となっており、日本よりも高い水準である。ただし、少子化・子育て世帯に対する税制上の措置は特段設けられていない。

【個人所得課税の仕組み】

・　個人所得に対する税は、国税および市町村税としての地方所得税が導入されており、両者は一元徴収される。
・　税額は、個人単位で課税される。給与所得、年金収入、事業所得等の勤労所得については、国税分は二段階の累進税率となっており、地方所得税の税率は、地方自治体ごとに異なっている。資本所得に対しては、比例税率の分離課税が適用される。

【税制措置以外の少子化対策・子育て支援】

・　普遍主義的な福祉サービスを特徴づける施策として「児童手当」が設けられている。社会保険庁が支給する手当であり、16 歳未満のすべての子どもに一定額が毎月支給される。非課税であり、所得による制限はない。
・　16 歳以上の子どもであっても、高等学校に通っている場合、児童手当と同額の手当（「就学手当」）が支給されるほか、児童手当や就学手当を 2 人以上受給している場合は、「多子児童手当」も支給される。
・　18 歳未満の子どものいる世帯を対象に、持ち家や賃貸にかかわらず、子どもの数、住居の大きさ、所得等に応じ、「住宅手当」が支給されている。

図表 I-51 基本的事項（スウェーデン）

国名	スウェーデン王国
首都	ストックホルム
人口	約 1,056 万人（2023 年 9 月）
年齢別人口構成	18 歳未満 20.9%、18~64 歳 58.7%、65 歳以上 20.4%（2022 年）
出生数	104,734 人（2022 年）
出生率	1.67（2021 年）
家族関係社会支出対 GDP 比	3.42%(うち税制措置 0.00%　現金給付 1.29%、現物給付 2.13%)（2019 年）
国民負担率	54.5% (うち租税負担率 49.5%、社会保障負担率 5.1%) (2020 年)
ジニ係数	0.286 (再配分後ジニ係数) 0.440(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

出典：人口・年齢別人口構成・出生数は Statistics Sweden(SCB)、出生率・家族関係社会支出対 GDP 比は OECD"Family Database"、 税収総額対 GDP 比は OECD"Revenue Statistics 2023"、ジニ係数は OECD "Income Distribution Database"

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

スウェーデンでは、1930 年代初頭と 1990 年代終盤に、出生率低下の問題が深刻化した。30 年代中盤以降には、人口問題を射程に入れつつ、子どもの福祉と雇用の安定化を目指し、多角的で包括的な政策を講じた。2001 年には、政府は、人々の出産行動を抑制する要因解明を急務とみなし、内閣府と社会省合同のワーキング・グループを設置し報告書を発表した。報告書では、「子どもを育てやすい労働市場環境と子どもにやさしい社会」の重要性が指摘され、これを基に政策を打ち出し、出生率の改善に成功した。

スウェーデンでは、国民負担率は高いが、社会保障水準も極めて高く、子どもの福祉を主眼として、生育環境による格差是正と教育の機会均等を目指してきた。

普遍主義的な福祉サービスを特徴づける施策は「児童手当」であり、親の所得水準にかかわらず、16 歳未満のすべての子どもを対象としている。1938 年に、児童手当に関する、前身となる法律（lagen om barnbidrag）が制定され、ひとり親や障がいのある子を養育する親に対して支給された。その後、第二次世界大戦中、出生率の低下に直面したため、政府は子どもを養育する上での経済的負担に伴う出生率の低下を解決するために、1947 年に児童手当に関する法律（Lag om allmänna barnbidrag）[68]を制定した。本制定により、児童扶養控除が廃止となり、児童手当としてすべての 16 歳未満の子を養育する家庭に現金給付を開始した。児童扶養控除が廃止された理由は、税控除は高所得の家庭と比較して低所得の家庭に恩恵が少ないが、現金給付は親の収入に関係なく子どもに平等に支給されるためである。現在の児童手当の目的は、子どもを養育する家庭と、子どものいない家庭における生活水準および経済状況を均等化することとされている[69]。

そのほか、出産前後の休暇を補償する手当や、子どもの居住環境の改善を目指して導入された「住宅手当[70]」が現金給付として挙げられる。現物給付としては、子育て期の休暇補償や幼児教育・保育施設が充実している[71]。

① 家族関係社会支出

スウェーデンの家族関係社会支出は、児童手当、出産・育児休暇、保育である（図表 I-52）。また、OECD による家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移を図表 I-53 に示す。スウェーデンにおいては、2019 年に GDP 比で 3.4%（うち税制措置 0%、現金給付 1.3%、現物給付 2.1%）の支出がなされた。税制措置による家族関係支出はないことが特徴である。

68 2010 年に社会保険法典（Socialförsäkringsbalk）が制定され、児童手当を含む 31 の社会保険関係の法律は一つに統合されている。

69 有限責任監査法人トーマツ（2023）『令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業　児童手当の支給に関する諸外国における実施状況に関する調査研究報告書』

70 スウェーデンでは、子育て家族の生活支援施策として位置づけられている。

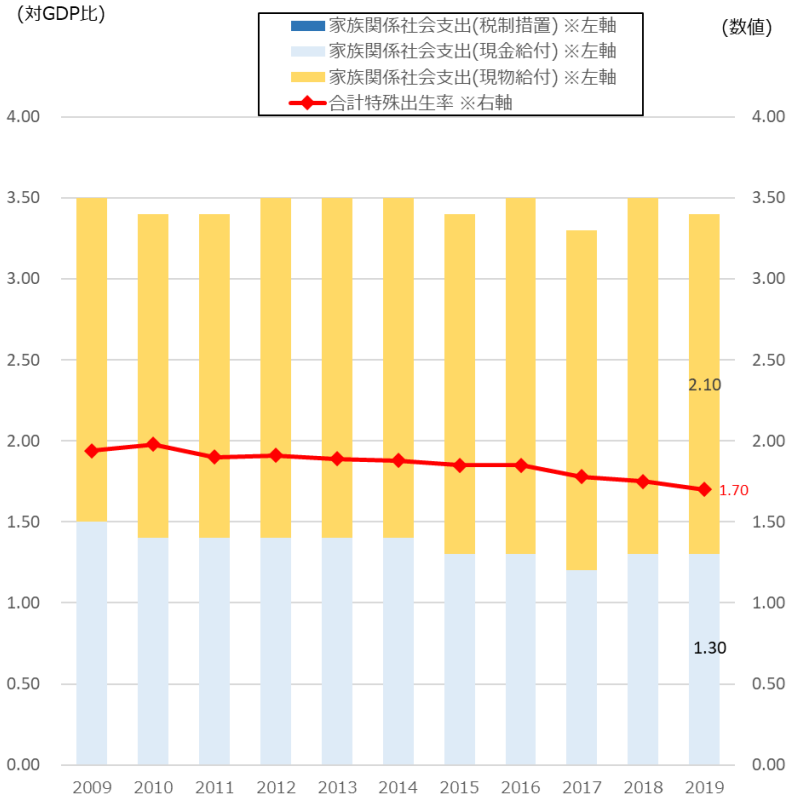
71 以上の内容は、高橋美恵子（2016）「第 4 部　各国の少子化対策　第 2 章　スウェーデン」『内閣府平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査』を要約して記した。

図表 I-52 スウェーデンにおける家族関係社会支出項目

支出項目	概要
家族手当	家族手当は、児童手当、就学手当、多子児童手当からなる。子どもが 16 歳になるまでは、すべての親に児童手当が支給される。その後、子どもが高等学校に通っている場合、親は就学手当を受給できる。児童手当は非課税で、子どもの人数によって異なる。支給額は、子ども 1 人あたり月額 1,250kr である。多子児童手当は、子どもが 2 人の場合は 150kr 加算され、子どもが増えると、さらに加算される。
出産・育児手当	子どもの出生、または養子縁組に対する親への現金給付は、子ども 1 人につき計 480 日間支給される。親権を共有する両親には、それぞれ総支給日数の半分の日数に支給される。支給期間のうち、390 日間は、一定の上限を条件として所得に基づき支払われる。残る 90 日間は日額一律 180kr が保障される。
保育	親が働いていたり、学生であったりするため、子ども達を預かるための場である。年中無休で、開園・閉園時間は、保護者の就労時間に合わせることが一般的である。少人数での保育が必要な子どもや、保育施設まで距離があるため代替施設が必要な子どもは、家庭保育所を利用する。

出典：OECD Family Database(https://www.oecd.org/els/family/database.htm) Country Note(Sweden)、スウェーデン社会保険庁(Försäkringskassan)HP より MURC 作成

図表 I-53 スウェーデンにおける家族関係社会支出対 GDP 比、
合計特殊出生率の過去の推移



注：OECD の家族関係社会支出の定義に含まれるものに限られる。
出典：OECD Database on Social Expenditure より MURC 作成

② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

スウェーデンにおける主な少子化・子育て世帯に対する支援策は図表 I-54 のとおりである。

図表 I-54 スウェーデンにおける主な少子化・子育て世帯に対する支援策

現金給付		
	家族手当	・児童手当、就学手当、多子児童手当など。 ・児童手当は親の所得水準にかかわらず、16 歳未満の全ての子どもを支給対象とする。 ・子どもの数に応じて加算される。
	両親手当	・育児休業手当、出産手当、妊娠手当、一時看護手当など。 ・スピードプレミアム（第一子以降の子どもにかかる特別措置として、出産から 30 か月以内に次の子どもが生まれると、休業中の親の両親手当が、以前の子どもと同額分受給できる）が設けられている。
	住宅手当	・18 歳未満の子どものいる世帯と、18~28 歳の若年世帯を支給対象とする。
現物給付		
	就学前保育・家庭保育所	・世帯所得と子どもの人数に応じて保育料が決められる。
	学童保育	・就労中あるいは就学中の親をもつ子どもが放課後や夏休み等を過ごす施設である。
	医療等の無償化・割引	・小児歯科は無料、医療・医薬品は小児割引が適用される。
	基礎学校[72]や高等学校に通う子どもの習い事	・基礎自治体（コミューン）の助成金で運営され、利用料は安く抑えられている。

出典：スウェーデン社会保険庁(Försäkringskassan)HP より MURC 作成

＜現金給付＞

a) 家族手当

ア.　　児童手当（Barnbidrag）

児童手当は、社会保険庁が支給する手当であり、16 歳未満のすべての子どもに一定額が毎月支給される。非課税であり、所得による制限はない[73]。

[72] スウェーデンでは、公的教育サービスはすべて無料で提供される。授業、教材、給食、学校における健康管理および通学に要する費用については、生徒やその保護者の負担は一切ない。学校教育の基礎となっているのは「教育法（Education Act)」であり、すべての児童および青少年に教育の機会が平等に与えられるべきこと、「教育」とは家庭との協力により知識と技術を与え、責任ある社会の一員とするため調和のとれた成長を促すことであるとしている（教育法第 1 章第 1 条、一般財団法人自治体国際化協会（2004)「スウェーデンの地方自治」より)。

[73] こども家庭庁「令和 4 年度内閣府委託事業　我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査　第 2 部調査結果　第 2 節　2.スウェーデン」2023 年 3 月

○給付対象

・16 歳未満であること。または、16 歳以上で小学校や特別支援学校に通っていること[74]。

・子どもも保護者もスウェーデンの社会保険の被保険者であること[75]。

○給付額

子ども 1 人につき月 1,250kr が支給される[76]。

○給付実績

図表 I-55 児童手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数（千人）	1,027	1,092	1,175	1,251	1,324	1,388	1,448	1,502	1,551	1,578
金額（百万クローナ）	1,832	1,870	1,913	1,955	2,000	2,417	2,448	2,457	2,465	2,443

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

イ.　就学手当（studiebidrag）

16 歳以上の子どもは、高等学校に通っている間（20 歳を迎えた春学期まで）、児童手当の代わりに中央就学支援委員会（Centrala Studiestödsnämnden：CSN）から就学手当が支給される。

○給付対象

・16 歳以上、かつ高等学校に通っている子どもの保護者であること。

○給付額

子ども 1 人につき月 1,250kr が支給される。児童手当と同額である。

○給付実績

図表 I-56 就学手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022

[74] 子どもが小学校または特別支援学校に延長して通っている場合、児童手当は延長される。
[75] スウェーデンに居住し、スウェーデン国籍、または滞在許可証を持っている場合、通常スウェーデンで被保険者となる。
[76] 多子児童手当も含めた詳細な給付額については、「多子児童手当」に記す。

受給者数（千人）	12	11	10	10	10	10	10	11	11	11
金額（百万クローナ）	13	12	12	11	11	13	13	13	13	13

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

ウ.　多子児童手当（Flerbarnstillägg）

児童手当や就学手当を 2 人以上受給している場合、自動的に多子児童手当も支給される。

○給付対象

児童手当や就学手当を 2 人以上受給している保護者[77]。ただし、就学手当を受給している子どもで、多子児童手当の対象となるのは以下の場合である。

・保護者と同居していること。

・フルタイム学生であること。

・未婚であること。

○給付額

子ども 2 名で 150kr が支給され、子どもが増えるとさらに増額する。

2014 年 3 月 1 日以降に生まれた子どもの場合、児童手当と多子児童手当の半額が保護者双方に支給される。2014 年 3 月 1 日より前に生まれた子どもの場合、児童手当は保護者のどちらか一方に支払われる。手当を共有したい場合、または手当の給付対象者を変更したい場合は、社会保険庁に申請する必要がある 。ひとり親世帯の場合、多子児童手当を加えた全額を受け取ることができる。

図表 I-57　児童手当、多子児童手当の給付額

（手当が全額ひとり親に支払われる場合、単位：kr）

子どもの数	児童手当	多子児童手当	合計給付額
1 人	1,250	－	1,250
2 人	2,500	150	2,650
3 人	3,750	730	4,480
4 人	5,000	1,740	6,740
5 人	6,250	2,990	9,240
6 人	7,500	4,240	11,740

[77] 子どもが 18 歳になり、子ども自身に支払われる就学手当を受け取った後も、多子児童手当の対象となる。

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

○給付実績

図表 I-58 多子児童手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数（千人）	653	694	739	791	844	890	961	1,004	1,043	1,066
金額（百万クローナ）	250	250	246	269	304	298	318	317	313	307

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

b) 両親手当

ア.　育児休業手当（Föräldrapenning）

「両親保険制度」の一つであり、育児休業中の親に経済的補填をしている。主な財源は、雇用主が負担する社会保障拠出金である。受給者は、社会保険庁のウェブサイト等を通じて各種申請を行う。

○給付対象

・子どもの親であること。
・育児のために、休職や勉学を控えている場合。
・子どもがスウェーデン、EU/EEA 加盟国、またはスイスに居住している場合。
・親がスウェーデン社会保険の被保険者であること。

○給付期間・給付額

給付期間は、子ども 1 人につき 480 日間支給される。原則として、両親間で分割するものとされている。

給付額は、出産予定日までに 240 日間継続して働いた場合は、支給期間のうち 390 日間は所得の約 80%（ただし、最高月額 942kr）が支給される。出産予定日までの就労期間が 240 日未満の場合、あるいは年間就労所得が 117,590kr 未満である場合（未就労者、失業者、学生を含む）は 1 日当たり 250kr が支給される。390 日を除いた、残りの 90 日間については、1 日当たり 180kr が支給される[78]。

図表 I-59 育児休業期間と給付水準（両親間で分割する場合）

	親 1	親 2

[78] 高橋美恵子（2016）「第 4 部　各国の少子化対策　第 2 章　スウェーデン」『内閣府　平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査』、スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP

所得の約 80%の日数、譲渡可	105 日	105 日
所得の約 80%の日数、譲渡不可[79]	90 日	90 日
日額 180 クローナの日数	45 日	45 日
合計	240 日	240 日

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

○給付実績

図表 I-60 両親手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数（千人）	756	769	791	817	858	888	891	857	824	812
金額(10億クローナ)	27	27	28	29	31	32	33	32	32	33

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

○スピード・プレミアム（speed-premiun）

第一子以降の子どもにかかる特別措置として、出産から 30 か月以内に次の子どもが生まれると、休業中の親の両親手当が、以前の子どもと同額分受給できる、スピード・プレミアム（speed-premiun）制度が 1980 年に導入された[80]。

スピード・プレミアム導入前は、第二子出産後に受け取る両親手当の給付額は、第一子出産後の収入に連動していたが、1980 年以降、育児休暇中の親は、次の子どもが 24 か月以内に生まれた場合、前の子どもの時と同額の給付を受け取ることができるようになった。1986 年には、最大出産間隔が 24 か月から 30 か月に延長された。導入前は、多くの母親が第一子出産後にパートタイム雇用を選択し、低い給与を得ていたため、スピード・プレミアムは両親手当給付の大幅増に貢献した。

出生率は、スピード・プレミアム導入後に上昇しはじめ、1983 年の 1.61 から、1990 年には 2.13 にまで達したが、その後急落し、1990 年代後半に再び上昇に転じている。1980 年代の出生率上昇は、特に出生間隔の短縮化によって、第一子出産後 30 か月以内の第二子出産確率が急上昇したことが明らかになっている[81]。一方で、調整出生率の上昇はそれほど

[79] スウェーデンでは、1995 年に両親手当の一部（90 日分）を父親に割り当てる「パパ月」が導入された。パートナーへの譲渡ができないため、受給しない場合は受給権が消滅する（濱野恵（2017）「男性の育児休業の取得促進に関する施策の国際比較：日・米・英・独・仏・スウェーデン・ノルウェー（資料）」『レファレンス』No.800,pp.99-127）。

[80] 高橋美恵子（2016）「第 4 部　各国の少子化対策　第 2 章　スウェーデン」『内閣府　平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査』

[81] このような強い影響があった理由のひとつとして、女性が出産後も、労働時間を短縮して働き続けると

大きくなく、スピード・プレミアムが導入された時点で、出産適齢期であった女性の完結出生率には、わずかな変化しかみられなかった[82]。

ｲ.　　妊娠手当（Graviditetspenning）

出産予定日の 60 日前から 11 日前までの間に、妊婦が身体的に負担のかかる仕事をしている場合や配置転換もできない場合に支給される手当である[83]。

○給付対象

･身体的に負担のかかる仕事をしている、または労働環境に危険が伴う場合。

･雇用主が、軽作業や危険の少ない業務を妊婦に割り当てることができない場合。

･傷病給付金適格所得（SGI）を満たす場合。

○給付期間・給付額

給付期間は、出産予定日の 60 日前から 11 日前までの間である。

給付額は、休業直前所得の 80%相当額が支給される。ただし、日額の上限は 837 クローナである[84]。

○給付実績

図表 I-61　妊娠手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数(千人)	24	25	25	27	27	26	25	25	38	29
金額(百万クローナ)	519	552	570	626	619	615	608	628	1,597	1,189

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

ｳ.　　出産手当（10-dagar föräldrapenning）

子どもの出生の際に、配偶者が休職する際の経済的補償として支給される手当である。養子縁組の場合にも支給される。

いう、一般的な慣行があることが指摘されている。スウェーデンでは、7 歳未満児のいる、雇用されている母親の 40%以上がパートタイムで働いている、とされている。

[82] 以上の内容は、内閣府経済社会総合研究所（2022）「少子化対策と出生率に関する研究のサーベイ」の内容を要約し記した。

[83] こども家庭庁「令和 4 年度内閣府委託事業　我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査　第 2 部調査結果　第 2 節　2.スウェーデン」2023 年 3 月

[84]　スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP

○給付対象

・妊婦でない親（通常父親）

・親がスウェーデン社会保険の被保険者であること[85]。

○給付期間・給付額

子どもが生まれる際に、10 日間仕事を休み、両親手当と同額の手当を受け取る権利がある。失業給付を受けていない人や、自営業者にも適用される。

図表 I-62 出産手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数(千人)	83	86	86	88	88	89	87	88	88	85
金額(百万クローナ)	762	810	808	837	845	873	872	892	911	893

注：養子縁組にかかる手当も含まれる。
出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

エ.　一時看護手当（tillfällig föräldrapenning）

生後 8 か月から 12 歳未満の子どもの看護のための手当として、一時看護手当（tillfällig föräldrapenning）が支給される。手当は、必ずしも子どもの親が受け取る必要はなく、条件を満たせば、親以外も手当を受け取ることができる。また、自営業者にも適用される。

課税対象であるが、社会保険料は免除される[86]。

○給付対象[87]

・病気や感染症にかかり、幼稚園や学校に通えない子どもの世話をする場合。
・子どもを病院やチャイルドケアセンターなどに連れていく場合。
・普段、子どもの世話をする者が病気のため、代わって子どもの世話をする場合。
・医療提供者が主催するコースに参加し、子どもの世話の方法を学ぶ場合。

以下の条件を満たす場合、子どもが 8 か月～12 歳未満でなくても手当が支給される。

＜子どもが 8 か月未満＞

[85] 海外に住んでいる場合、海外で働いている場合、および生まれる直前にスウェーデンに移住してきた場合は、対象外となる可能性がある。子どもは、スウェーデン、EU/EEA 内、またはスイスに居住している必要がある。

[86] こども家庭庁「令和 4 年度内閣府委託事業　我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査　第 2 部調査結果　第 2 節　2.スウェーデン」2023 年 3 月、スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP

[87] 親がスウェーデン社会保険の被保険者である場合に支給される。海外に住んでいたり、働いていたりする場合、または最近スウェーデンに移住してきた場合は例外となる場合がある。

・子どもが入院している場合。
・通常は、別のケアを受けているが、子どもが病気であるために、そのケアを受けられない場合。

＜子どもが 12 歳以上から 16 歳未満＞
・子どもと一緒に医師の診察を受ける必要がある場合。
・子どもが高熱を出すなど、看病が必要な一時的な病気に罹った場合。
・子どもが、病気や障がいにより、特別なケアが必要な場合。

＜子どもが 16 歳以上＞
・子どもが重病である場合。
・特定の障がい者に対する支援とサービスに関する法律（LSS）の適用を受ける場合。

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

○給付期間・給付額

子ども 1 人につき年間 120 日まで、両親手当と同額が支給される。ただし、通常子どもをみている者の病気を理由とした休業補償については、年 60 日間が上限である[88]。

○給付実績

図表 I-63 一時看護手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受給者数（千人）	747	757	778	812	837	866	877	891	855	908
金額（百万クローナ）	5,028	5,218	5,452	5,708	6,050	6,552	6,470	8,156	8,354	8,719

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

c) 子育て世帯向け住宅手当

18 歳未満の子どものいる世帯を対象に、子どもの数、住居の大きさ、所得等に応じた額を支給する、所得制限付きの手当である[89]。持ち家や賃貸にかかわらず受給できる。

○給付対象

[88] 高橋美恵子（2018）「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状－整備された労働環境と育児休業制度－」
[89] 住宅手当は、18 から 28 歳の若年世帯も対象としているが、本調査では割愛する。

・18 歳未満の子どもがいる世帯（世帯年収 426,000kr 未満で、年間 30 日以上同居している場合）

○給付額

世帯構成（子どもの同居有無）、住居費、住居の広さ、所得水準に関する申請書の情報に基づいて、社会保険庁が支給額を計算する。手当を受け取った翌年に、収入額を見積もり、税務庁（Skatteverket）に提出しなければならない。申請書に記入した収入より多かった場合は、返済しなければならない一方、収入が少なかった場合は、追加手当を受給できる[90]。

子どもがパートタイムで働いている場合や、同居期間が年間の半分に満たない場合は、受給額が低くなる可能性がある。

支給額が適切であるために、収入や家族状況等の変更があった場合には、すみやかに社会保険庁に報告しなければならない。報告が遅れると、返済するリスクが高まる一方、追加で手当を受給できる場合、短期間で手当が支給される。

住宅手当に影響を与える可能性がある変更は、以下のとおりである。

- 収入が変化する場合。
- 家賃が変化する場合。
- 引越しや、住居人の構成が変化する場合。
- 子どもが同居し始めた場合。
- 子どもが 18 歳に達し、就学手当や児童手当を受けられなくなった場合。

出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

○給付実績

図表 I-64 住宅手当の給付実績

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
世帯数（千）	181	187	188	183	180	177	174	175	168	154
金額（百万クローナ）	4,252	4,728	4,737	4,589	4,652	4,580	4,961	4,603	4,293	3,843

注：子育て世帯のみ示す。
出典：スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）HP より MURC 作成

90 「Socialförsäkringen i siffror 2023」スウェーデン社会保険庁（Försäkringskassan）

＜現物給付＞

d) 公的保育[91]

公的保育は公教育の一環として位置づけられており、学校法に基づいて全てのコミューン（基礎自治体）に 1 歳から 12 歳の子どもに対し、就学前保育と学童保育の場を提供する義務を課している。

保育サービスについては、3 歳から就学前の児童を対象に、少なくとも年間 525 時間分のサービスが無償化されている。保育サービスの自己負担限度額は、第一子の場合、所得の 3%となっており、最高月額 1,645kr である（子どもが 6 歳から 12 歳の場合は、所得の 2%で、最高月額 1,097kr）。第二子の場合は、所得の 2%で、最高月額 1,097kr である（子どもが 6 歳から 12 歳の場合は、所得の 1%で、最高月額 548kr）。第三子の場合は、所得の 1%で、最高月額 548kr となり、第 4 子以降は無料である。

ｱ.　就学前保育

「就学前学校（保育所）」は、就労中や就学中の親をもつ 1 歳から 5 歳児を対象とする最も一般的な保育施設で、保育料は世帯所得と子どもの人数によって決められる。すべての子どもに公的保育を受ける権利を保障すべきという考えから、失業中、育児休業中、あるいは就学中の親をもつ子どもに対して通う権利が与えられている。

「家庭保育所」の入所の条件、および保育料は基本的には就学前学校と同様である。コミューンの委託を受けた保育士が、通常 5～6 人の子どもを自宅で預かる制度である。

ｲ.　学童保育

「余暇活動センター（学童保育所）」は、就労中あるいは就学中の親をもつ 6～9 歳児が、放課後や夏休み等を過ごす学童保育施設である。

また、就労中あるいは就学中の親をもつ 10 から 12 歳児を対象とした「余暇活動クラブ」や定期的に行事や活動を行う「オープン余暇活動センター」も整備されている。

③ 少子化・子育て世帯に対する支援策の効果

- 子育て支援施策の中で、最も効果があったものは保育所である。保育所利用に関して、親は金銭的な負担がほとんどない。家で子どもを育てることと比較して、子どもを保育所に預け働くことで経済的に恩恵を受けられるよう、国が様々な制度を設けたため、子どもを産むうえで金銭的な負担はほとんどないとの認識がある。

[91] 本節の内容は、高橋美恵子（2016）「第 4 部　各国の少子化対策　第 2 章　スウェーデン」『内閣府平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査』、こども家庭庁「令和 4 年度内閣府委託事業　我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査　第 2 部調査結果　第 2 節　2.スウェーデン」2023 年 3 月、スウェーデン国立教育庁（Skolverket） HP を基に、要約して記した。

(2) 個人所得課税の仕組み

① 制度概要

a) 課税年度

暦年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）を課税年度としている。

b) 納税義務者（申告義務者）

国所得税は労働所得が 614,000kr を超える個人に対して課税され、労働所得が 614,000kr を下回る場合にはコミューン税（地方所得税）[92]のみが課税される。

② 税額の算定方法

税額は個人単位で課税される。給与所得、年金収入、事業所得等の勤労所得については、国税分は 2 段階の累進税率となっており、コミューン税分は比例税率となっている。コミューン税の税率は地方自治体ごとに異なっているが、直近の平均は 32%である。資本所得（利子、配当、キャピタルゲイン等）については比例税率（30%）の分離課税が適用される。また、スウェーデン国内で働く非居住者や、恒久的施設（permanent establisment）を持つ外国人労働者に対しては一律 25%の個人所得税が課せられる。

a) 所得調整額（adjustments to income）

前述の通り、資本所得は分離課税が適用されるが、資本所得内で損益通算をして損失が残る場合、その一定割合を勤労所得税税額や不動産税額から控除できる。

b) 基礎控除

所得税の計算においては、所得金額に応じて変化する基礎控除[93]（grundavdrag）が認められている。2024 課税年度における基礎控除額は、年間 52,400kr までの課税所得につき 24,300kr から始まり、155,900 から 178,400kr の区分において最大の 44,200kr、その後次第に減少し 413,600kr においては 16,800kr の基礎控除が認められる。

図表 I-65 基礎控除表（2024 年、年額）

課税所得（単位：スウェーデンクローナ）	基礎控除額
24,300-52,400	24,300

[92] コミューンとは、概ね日本の市町村に近い基礎自治体を指す。スウェーデンでは、憲法である統治組織法において、地方自治体に課税権が認められているが、この課税権は個人の勤労所得に対してのみ課税できることになっており、それ以外の所得に対して地方自治体は課税する権利は有していない（一般財団法人自治体国際化協会（2004）「スウェーデンの地方自治」）。

[93] スウェーデンの所得税の計算においては、基礎控除が認められているのみで、配偶者控除や扶養控除などは設けられていない（松田有加(2018)「スウェーデンにおける勤労所得税額控除のワーキングプア対策としての可能性」、『彦根論叢』No.415）。

52,500-52,900	24,400
…	…
155,600-155,800	44,100
155,900-178,400	44,200
178,500-179,400	44,100
…	…
450,500-451,400	16,900
413,600 超	16,800

注：65 歳以下の場合を指す。66 歳以上の場合には控除額が引き上げられている。
出典：スウェーデン税務庁 “Basic tax-free allowance”(https://skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/individualsandemployees/declaringtaxesforindividuals/basictaxfreeallowance.4.5c281c7015abecc2e2028678.html) より MURC 作成

c) 適用税率

所得税額は、課税所得の金額に税率を適用することで算定される。

図表 I-66　勤労所得税率表（2023 年）

課税所得（単位：スウェーデンクローナ）	国所得税	コミューン税
0 - 615,400	0%	32.34%
615,400 超	20%	32.34%

※コミューン税率は平均値を用いている。コミューンによって異なり、28.98%から 35.15%まであり、平均が 32.34%である。
出典：スウェーデン税務庁 “Skiktgränser, brytpunkter, prisbasbelopp m.m.” より、Taxes in Sweden” https://sweden.se/life/society/taxes-in-sweden” より MURC 作成

d) 税額控除

所得税額の算定の後、税額控除額を差し引くことで、支払税額又は還付税額が算定される。税額控除は地方税の軽減として実施される。調整総所得前控除や項目別控除等は税率を適用する前の所得から控除するのに対し、税額控除は税率を適用した後の税額からの控除である点でその性格は大きく異なり、実質的に政府による納税者への補助金としての機能を果たす。

税額控除は、納税者の税額を負の値にし、還付を受けることができるかどうかにより、還付可能税額控除（refundable credits）と不還付型税額控除（nonrefudable credits）に大別される。

多くの税額控除は、納税者の税額の範囲で利用することができるものであり、負の値にすることはできない。これを不還付型税額控除という。スウェーデンにおける不還付型税額控除としては勤労所得税額控除が挙げられる。

勤労所得税額控除については次節にて解説する。

③ 納税手続

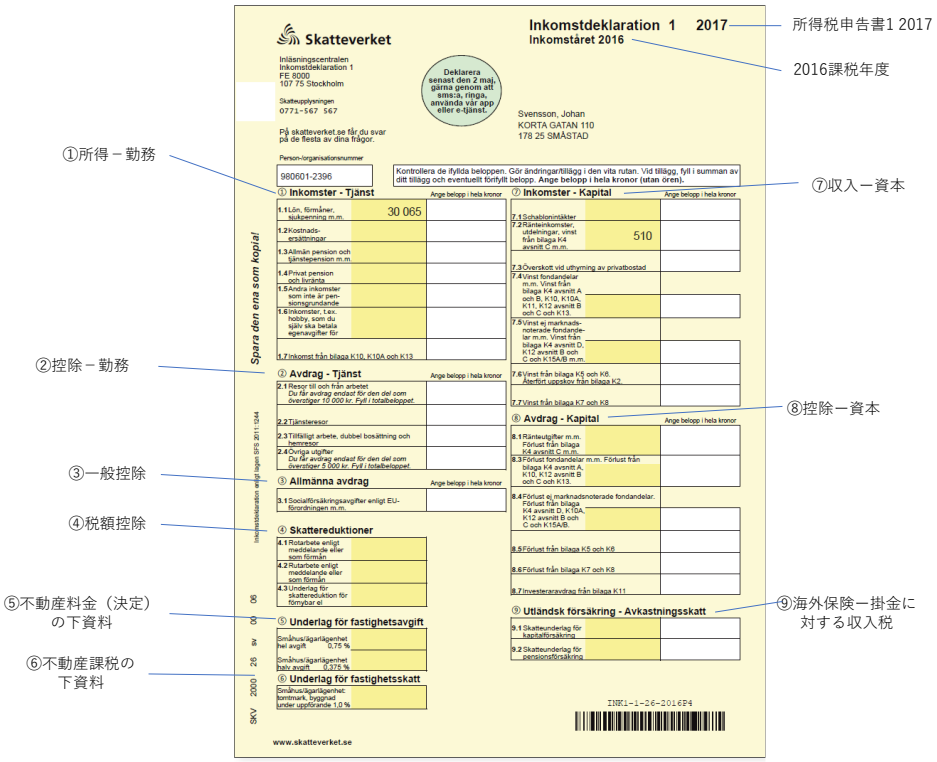
a) 確定の方式

所得については、後述の（３）勤労所得税額控除を参照されたい。勤労所得税額控除の金額については、雇用主から情報申告された情報等をもとに税務庁自身が算定し、記入済納税申告書を作成する。個人は、記入済納税申告書の金額を確認し提出する形となる。

b) 申告書

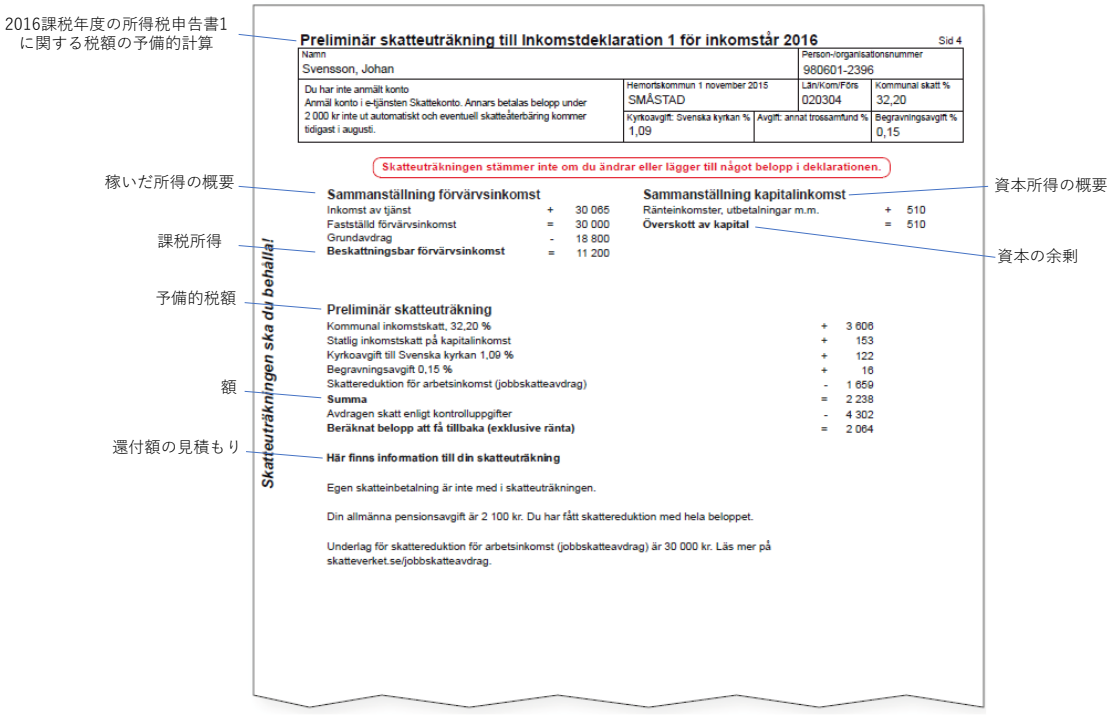
所得税の申告書は図表 I-67、記入済納税申告書は図表 I-68 である。また所得税申告のフローを示したものが図表 I-69 である。

図表 I-67 2017 年所得税申告書（2016 課税年度）



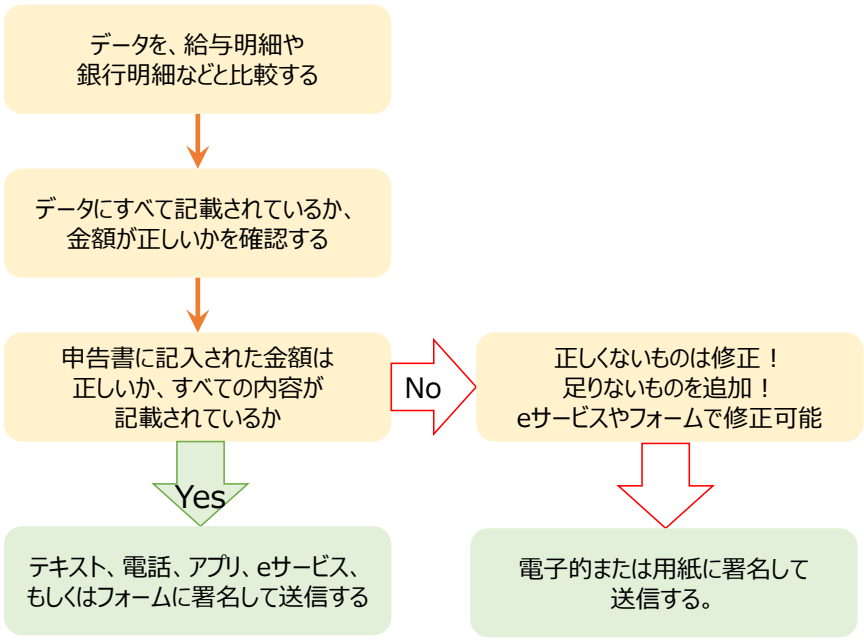
出典：スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」に和訳を付与

図表 I-68 2016 年度の所得税申告書に関する税額の予備的計算（記入済納税申告書）



出典：スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」に和訳を付与

図表 I-69 所得税申告のフロー



出典：スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」を和訳

c) 租税の納付・徴収

6 月から 12 月にかけて賦課決定がなされる。電子申告の場合は、6 月に賦課決定通知書を受け取り還付等の調整が行われる。

5 月 2 日までに申告しない場合、6 月中旬までに警告があり、無申告者には過料が課される。9 月になっても未申告の人については、税務庁から加算税が課される。

(3) 勤労所得税額控除

スウェーデンでは、コミューン税額に対する不還付型税額控除として勤労所得税額控除（Jobbskatteavdraget）が存在する。勤労所得税額控除は地方自治体の所得税に対してのみ適用され、国税からは控除されない。

以下では、勤労所得税額控除について説明する。

① 勤労所得税額控除

a) 導入の経緯・背景

スウェーデンでは 1980 年代末まで失業率が低い水準で推移していたものの、1990 年代半ばに急騰し、2000 年以降も 6～8%と高止まりしていた。当時、スウェーデンでは所得税の限界税率が特に低所得者に対して高くなっており、これが労働市場への参入を抑制する原因の 1 つであると考えられた。

こうした課題を解決することを目的として勤労所得税額控除は 2007 年に導入された。

b) 他の支援制度との関係

労働者は最低限度の生活保障よりも高い水準の生活が保障される一方で、労働市場へ参加していない人々は社会保険制度から排除されやすい。このような社会保険制度の網から漏れた場合、年金も含め、働かない者には最低限の給付しか与えない代わりに、就労の過程でやむなく失業した者には、失業手当や職業訓練など比較的に手厚い保障が受けられる制度となっている[94]。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目）[95]

ア.　　趣旨

高齢化が進行する状況下で、就業率が低下しており、休業（欠勤）の増加も問題となっていた。労働のメリットを高め、就業率を高めることを目的として勤労税額控除が導入された。労働のインセンティブは中低所得層で特に弱いとされており、このような所得層への勤労促進を図る目的があった。また、所得税の限界税率が特に低所得者に対して高くなっていた

[94] 三菱総合研究所（2011）「給付付き税額控除に関する調査」
[95] 同上

ことから、限界税率の是正の目的もあった。

ｲ.　　対象・適用要件

適用対象となるのは、所得税の課税対象となる社会保障給付を除く、被雇用者所得とアクティブな事業活動からの所得がある個人である。勤労所得税額控除は雇用主が給与の支払いにおいて使用する税額表に含まれており、被雇用者が自分で控除を申請する必要はない。

所得税の課税対象となる社会保障給付には年金等が該当し、例えば年金受給者には勤労所得税額控除が適用されない。

ｳ.　　適用税目

労働所得（雇用所得と事業所得）が対象であり、社会保障給付（社会保険基金からの疾病給付、両親手当、失業時所得補償、活動支援金、年金、労災年金）は対象外である。

d) 制度の仕組み・体制

控除額は 65 歳以上と 65 歳未満で異なる。税額控除は年金受給者には適用されないため、65 歳以上の減税額を大きくすることで労働市場に留まることを意図した仕組みとなっている。

65 歳以上と 65 歳未満における勤労所得額別の控除額を示したものが下表である。

図表 I-70 勤労所得税額控除額（2022 年）

	勤労所得額	控除額
65 歳以上	10 万 kr まで	0.2×勤労所得
	10 万～30 万 kr まで	1.5 万 Kr+0.05×勤労所得
	30 万～60 万 kr まで	3 万 kr
	60 万 kr~	3 万 kr+0.03×（勤労所得-60 万 kr）
65 歳未満	0.91PBB [注1] まで	0.2×勤労所得
	0.91PBB～3.24PBB	(0.91PBB+0.3874×(勤労所得-0.91PBB)-基礎控除)×コミューン所得税率
	3.24PBB～8.08PBB	(1.812PBB+0.128×(勤労所得-3.24PBB)-基礎控除)×コミューン所得税率
	8.08PBB～13.54PBB	（2.432PBB-基礎控除）×コミューン所得税率
	13.54PBB～	（2.432PBB-基礎控除）×コミューン所得税率-0.03×（勤労所得-13.54PBB）

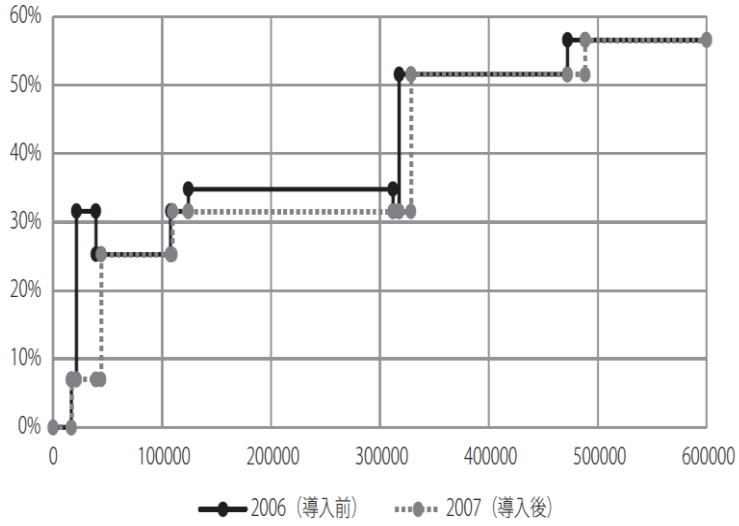
(注) PBB は Prisbasbelopp の略記で、毎年度の物価変動を調整した、基礎控除の算定にも使用される概念である。2022 年においては、1PBB=48,300kr となっている。
出典：スウェーデン税務庁ホームページより MURC 作成

e) 導入後の評価

勤労所得税額控除の導入前後における限界税率を示したものが下図である。先に述べたように、導入以前においては低所得者部分でイレギュラーな限界上昇が発生していたこと

が見て取れる。しかし、勤労所得税額控除導入後にはそれがなくなり、所得の増加に伴って限界税率がなだらかに上昇する様子がうかがえる。また、中低所得層に対する限界税率が低下している。

図表 I-71 勤労所得税額控除導入前後の限界税率



出典：松田有加(2018)「スウェーデンにおける勤労所得税額控除のワーキングプア対策としての可能性」、『彦根論叢』No.415

5. アメリカ

【概要】

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- アメリカにおいて、子育て世帯に対する支援に関しては、貧困対策としての側面が強く、2019 年の家族関係社会支出対 GDP 比は 1.1%(うち税制措置 0.4%、現金給付 0.1 %、現物給付 0.6%)と限定的である。

【個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援】

- 子どもの数によって適用額が変わる税額控除の仕組みとして、勤労所得税額控除、児童税額控除、子女養育費税額控除が存在している。
- 子女養育費税額控除は、非還付型の税額控除であり、夫婦共働き世帯がベビーシッターを雇う場合や託児所を利用する際の費用の補填を通じて、雇用と勤労の促進することを目的としているものである。
- 勤労所得税額控除は、給付付き税額控除であり、①低所得者に対する社会保障税の負担軽減、②就労・勤労意欲の向上が大きな目的とするものである。勤労意欲を阻害しないため、逓増区間(収入の増加に応じて税額控除額が増加する収入の区間)が設けられている。
- 児童税額控除は、給付付き税額控除であり、子どもを有する家庭の金銭的負担を軽減するものである。

図表 I-72 基本的事項(アメリカ)

国名	アメリカ合衆国
首都	ワシントン D.C
人口	約 3 億 3,589 万人（2023 年 12 月）
年齢別人口構成	0～14 歳 : 18.15%、15～64 歳 : 63.72%、65 歳以上 : 18.12%(2023 年)
出生数	3,661,220 人（2022 年）
出生率	1.66（2021 年）
家族関係社会支出対 GDP 比	1.04%(うち税制措置 0.42%　現金給付 0.06%、現物給付 0.56%)
国民負担率	32.3% (うち租税負担率 23.8%、社会保障負担率 8.5%) (2020 年)
ジニ係数	0.375 (再配分後ジニ係数) 0.517(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

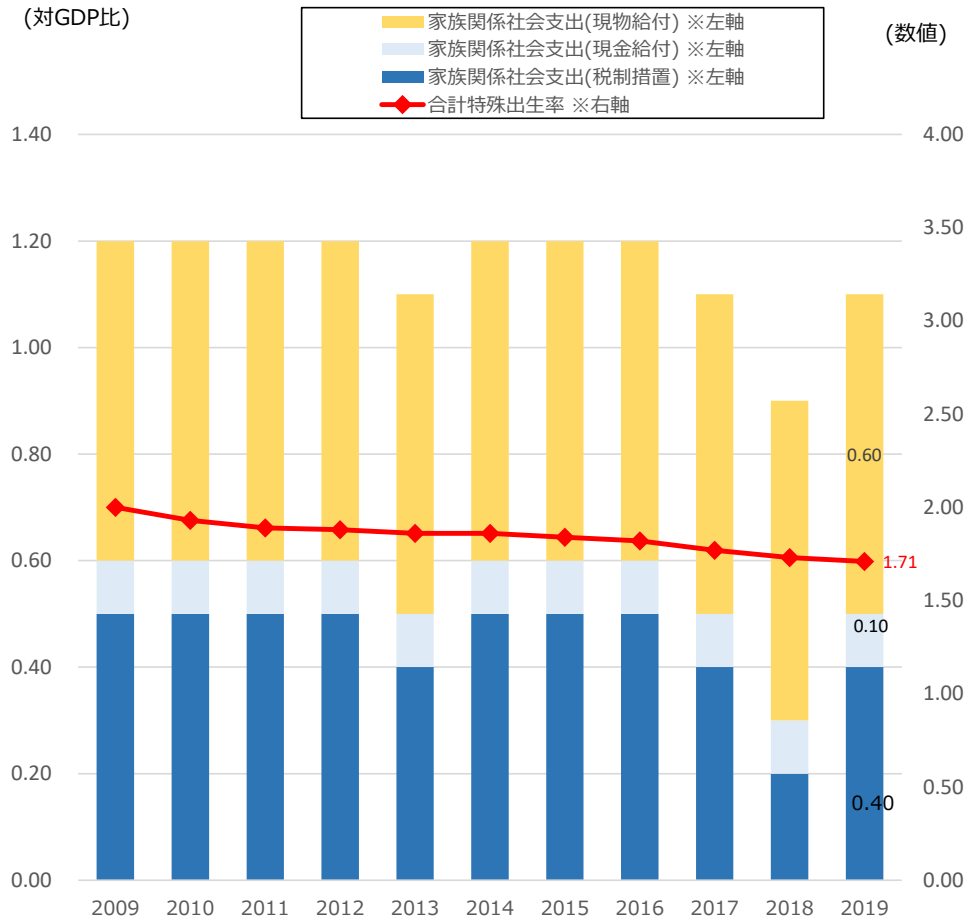
出典：人口・年齢別人口構成・出生数は U.S. Census Bureau、出生率・家族関係社会支出対 GDP 比は OECD”Family Database”、 税収総額対 GDP 比は OECD”Revenue Statistics 2023”、ジニ係数は OECD “Income Distribution Database”

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

① 家族関係社会支出

OECD による家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移を図表 I-73 に示す。アメリカにおいては、2019 年に GDP 比で 1.1%(うち税制措置 0.4%、現金給付 0.1 %、現物給付 0.6%)の支出がなされた。

図表 I-73 アメリカにおける家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移



注：OECD の家族関係社会支出の定義に含まれるものに限られる。
出典：OECD Database on Social Expenditure より MURC 作成

② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

一般に「アメリカは基本的に普遍的な家族政策を持たない」（白波瀬 2007）とされている

[96]。少子化対策についても政策イシューとして取り上げられておらず、子育て世帯への支援は、基本的に貧困対策としての性質が強いと考えられる。

税制措置としては、かつては人的控除・扶養控除が設けられており子どもの数に応じて一定額の所得控除がなされていたが、2018 年度からは実質的に廃止されている。

子どもの数に応じて変動する制度は、給付付き税額控除として、勤労税額控除(Earned Income Tax Credit)・児童税額控除（Child Tax Credit）が設けられているほか、税額控除として子女養育費税額控除（Child and Dependent Care Credit）が制度として存在している。

[96] 白波瀬 佐和子（2007）「アメリカの子育て支援--高い出生率と限定的な家族政策」『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所

(2) 個人所得課税の仕組み

① 税目全体の概要

アメリカでは、所得税は連邦・州レベルそれぞれで課税される。以下においては連邦所得税について説明する。

個人所得税については、申告納税方式(Self-assessment system)を採用している。利子や配当も源泉分離課税ではないので、所得または控除(Deduction)として申告を行う。

課税年度は、暦年課税(1 月～12 月)、申告期限は翌年の 4 月 15 日である。

なお、別途社会保障税(Social Sevurity Tax)、メディケア税(Medicare tax)が徴収される[97]。社会保障税は老齢年金、遺族年金、障害年金の財源となるもので、給与の 12.4%(労使折半)を支払う[98]。メディケア税は、メディケアの財源となるもので、給与の 2.9%(労使折半)を支払う。なお、年収 20 万ドルを超える場合には、20 万ドルを超える部分について 0.9%の追加メディケア税が徴収される。

a) 制度概要

ア.　納税申告が必要な総所得(Gross Income)

年間総所得が標準控除(Standard Deduction)と人的控除・扶養者控除(Exemption)の合計額以上ある人は、所得税申告書(Form 1040)を用いて納税申告を行う必要がある。

標準控除は申告資格により異なる。また、人的控除・扶養者控除は 2018 年度で実質的に廃止された。

1)主な課税所得

①給与・ボーナス(Form W-2 を添付)

②利子・配当金(Schedule B)

※地方債の利子は非課税だが、申告は必要

③自営業者 の純利益(Schedule C)

④譲渡所得・キャピタルゲイン(Schedule D)

⑤賃貸からの純利益(Schedule E)

⑥ギャンブル・宝くじでの賞金(Form W-2G を添付)

⑦失業保険金

⑧社会保険給付金、年金

⑨離婚慰謝料(受取側)

※養育費・財産分与は非課税

⑩州所得税還付金(前年度に項目別控除をした場合)

97 https://www.irs.gov/taxtopics/tc751

98 社会保障税の対象となる給与は年収 16 万 8,000 ドルが上限である。メディケア税については上限はない。

※連邦所得税還付金は非課税

2)主な非課税所得

①生命保険金

②損害賠償金

③奨学金

④相続又は贈与によって受け取った財産

※ただし、遺産税・贈与税(いずれも連邦税)の対象となる。

遺産税は遺産課税方式。贈与税は贈与者が納税義務者であり、配偶者間の相続・贈与は免税[99]となる。

ｲ.　　申告資格

申告資格(Filing　status)には、以下の５つがあり、申告者個人が該当する資格を選択して、納税申告を行う。

・単身者申告(Single)

・夫婦合算申告(Married filing jointly)

・夫婦個別申告(Married filing separately)

・特定世帯主申告(Head of household)

・適格寡婦(夫)申告(Qualifying widow(er))

年の途中で申告資格が変わる場合は、変更後の資格で申告を行う。なお、配偶者と死別した年も、夫婦合算申告を用いることができる。

また、適格寡婦(夫)とは、配偶者との死別後の次の 2 年間のみ、一定の条件を満たせば適用できる申告資格である。

一般的には、夫婦合算課税が有利となるケースが多い(具体例については、「コ．夫婦合算申告と夫婦個別申告の比較」を参照)。

ｳ.　　主な調整総所得(Adjusted Gross Income: AGI)前控除(Above-the-Line Deductions)

①特定の退職年金基金(Traditional IRA)への拠出金

②転職・転勤等による引越費用

③教育ローンの支払利子

④離婚慰謝料(支払側)

※養育費・財産分与は控除できない。

⑤自営業者の医療保険料(本人、配偶者、扶養者分)

99 日本の相続税法は、相続または遺贈により財産を取得した人(原則として個人)に対し課税する遺産取得者課税方式を採用している。贈与税についても、財産を取得した受贈者を納税義務者としている。

エ.　　調整総所得(AGI)後控除(Under-the-Line-Deductions)

標準控除か項目別控除のいずれか有利な方(控除額が多い方)を選択できる。通常は、標準控除を選択する。

1)標準控除(Standard Deduction)(2023 課税年)

図表 I-74 2023 課税年における申告資格別標準控除額

申告資格	標準控除額(ドル)
単身者(single)	13,850
夫婦合算申告(married filing jointly)	27,700
夫婦個別申告(married filing separately)	13,850
特定世帯主(heads of household)	20,800
適格寡婦(夫)(Qualifying widow(er))	27,700

注：高齢者又は目の不自由な人には追加の控除額がある。
出典：内国歳入庁ホームページ(https://www.irs.gov/newsroom/irs-provides-tax-inflation-adjustments-for-tax-year-2023)

2)項目別控除(Itemized Deductions); Schedule A

①医療費(眼鏡代、歯科費、医療保険料も控除対象)

※AGI の 7.5%を超えた分が控除対象

②税金(州所得税、固定資産税など)

③支払利息(住宅ローン利息など)

④寄付金

⑤災害・盗難損失

⑥その他(税務申告書作成料など)

オ.　　人的控除・扶養者控除(Exemptions)

2017 年減税及び雇用法(Tax Cuts and Jobs Act of 2017)の成立により、人的控除（personal exemption）・扶養者控除(dependency exemption)については、2018 年度からその金額はゼロとなり、実質的に利用できなくなった[100]。

人的控除・扶養者控除(Exemption)とは、(本人＋配偶者＋扶養者の総人数)×一定額が調整前総所得(Adjusted Gross Income)から控除される制度である。居住者(Resident)と非居住者(Non Resident)では扱いが異なる(以下は居住者の場合)

- 本人：本人が他の納税者の扶養者(Dependent)になり得る場合、 本人の控除は利用

[100] 税制の簡素化のため、人的控除・扶養者控除をゼロとし、標準控除を増加させるとともに、税額控除が増加している。ただし、この措置は 2026 年までの予定とされている。

できない。
- 配偶者控除：年度末に法律婚をしていることが条件。夫婦個別申告(Married Filing Separately)の場合は、配偶者(Spouse)に所得がなく、かつ他の人の扶養者(Dependent)でない場合のみ配偶者控除を受けられる。なお、配偶者は扶養者としては扱われない。
- 扶養者控除：Qualifying Child または Qualifying Relative に該当しており、扶養者となる者が夫婦合算申告を提出していないこと等の条件を満たしている場合に控除が認められる。

カ.　税額控除(Tax Credits)

連邦所得税の主な税額控除としては、①外国税額控除(Foreign Tax Credit)、②児童税額控除(Child Tax Credit)、③勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)が挙げられる。

前述のとおり、2017 年減税及び雇用法(Tax Cuts and Jobs Act of 2017：TCJA)の成立により、2018 年からは、所得控除としての人的控除・扶養控除は廃止されたが、扶養家族に関する税額控除が拡充された。この拡充は扶養家族税額控除（dependent tax credit）と呼ばれ、税制上の子ども以外の扶養家族 1 人につき 500 ドルを税額控除（非還付）できるようになった[101]。

図表 I-75 主な税額控除

主な税額控除	概要
外国税額控除	国外源泉所得について外国政府に対して所得税を支払った場合、二重課税を防止する観点から、外国税額控除を利用することができる。 限度額＝国外源泉所得／全世界課税所得合計 ×外国税額控除前の連邦税額
児童税額控除	2023 課税年の場合、児童の適格要件として ・扶養児童が、年末時点で 17 歳未満であること ・息子、娘、継子、適格養子、兄弟、姉妹、義兄弟、義姉、異母兄弟、異母姉妹、またはこれらの子孫であること ・1 年の半分以上同居していること 等、7 つのすべての資格要件を満たし、年間の調整所得が 20 万ドル(夫婦合算申告の場合は 40 万ドル)以下であれば、対象となる児童一人につき 2,000 ドル相当の税額控除が認められる。所得が基準値を超える場合、税額控除が消滅するまで、所得 1,000 ドルごとに 50 ドルずつが減額される。
勤労所得税額控除	低所得世帯を対象に、勤労インセンティブを損なわないよう、一定所得までは勤労所得が増大するとともに利用可能な税額控除額が増大し、勤労所得が閾値を超えると、所得の増大とともに税額控除額が逓減しはじめ、最終的には控除額が 0 になる還付可能型税額控除である。なお、控除率は、子どもの数によって異なり、申告資格によって最大可能控除額も異なる。

101 なお、この扶養家族税額控除は 2025 課税年度までの時限的制度である。

キ.　　税率(Tax Rate)

申告資格及び課税所得に応じて、それぞれ 10%から 37%までの税率(2023 年度の場合)で累進課税される。

図表 I-76 申告資格別・課税所得階層別の連邦所得税税率表（2023 年度）

単身者(Single)

税率	課税所得階層
10%	$0 to $11,000
12%	$11,001 to $44,725
22%	$44,726 to $95,375
24%	$95,375 to $182,100
32%	$182,101 to $231,250
35%	$231,251 to $578,125
37%	$578,126 or more.

夫婦合算申告(Married, filing Jointly)、適格寡婦(夫)（Qualified Widow(er)）)

税率	課税所得階層
10%	$0 to $22,000
12%	$22,001 to $89,450
22%	$89,451 to $190,750
24%	$190,751 to $364,200
32%	$364,201 to $462,500
35%	$462,501 to $693,750
37%	$693,751 or more.

夫婦個別申告(Married, filing Separately)

税率	課税所得階層
10%	$0 to $11,000
12%	$11,001 to $44,725
22%	$44,726 to $95,375
24%	$95,376 to $182,100
32%	$182,101 to $231,250
35%	$231,251 to $346,875
37%	$346,876 or more

特定世帯主(Head of Household)

税率	課税所得階層
10%	$0 to $15,700
12%	$15,701 to $59,850
22%	$59,851 to $95,350
24%	$95,351 to $182,100
32%	$182,101 to $231,250
35%	$231,251 to $578,100
37%	$578,101 or more

ｸ.　税額の計算方法

1) 調整総所得(AGI)= 総所得(Gross Income)－調整総所得前控除
2) 課税所得(Taxable Income)= 調整総所得(AGI)－調整総所得後控除－人的控除･扶養者控除(Exemptions)
3) 税額(Tax)= 課税所得(Taxable Income)× 税率(Tax Rate)
4) 確定税額(Tax liability)= 税額(Tax)－ 税額控除(Tax Credits)
5) 還付金(Tax Refund)又は追加納税(Tax Due)= 確定税額(Tax liability)－源泉徴収税額(Withholding Tax)及び予定納税額(Estimated Tax)

ｹ.　代替ミニマム税(Alternative Minimum Tax)

高額納税者の課税逃れを防止するために 1960 年代に導入された制度である。課税所得の計算には、一般的には標準控除(Standard deduction)を選択するが、高額納税者が個別項目別の控除(Itemized deduction)を選択して低い納税額を計算した場合、別途に代替ミニマム税(AMT)を計算し、どちらか高い方の税額を選択して納税する。課税所得階層別の課税所得に税率をかけて計算する通常の税額とは異なる方法で計算した調整後の税額の差額を、代替ミニマム税(AMT)として追納する。

ｺ.　夫婦合算申告と夫婦個別申告の比較

上記「キ．税率」では、申告資格別・課税所得階級別税率が示されている。

連邦税法の下では、法律婚のカップル(異性婚・同性婚とも)は、連邦個人所得税の納税の際、夫婦合算申告(Married Filing Jointly)または夫婦個別申告(Married Filing Separately)のいずれかの申告資格を選択することができる。累進税率制の下では、通常、二分二乗法に基づく夫婦合算申告の方が、夫婦合計の納税額を小さくすることができるため、夫婦合算申告を選択するカップルが多い。

ここでは、連邦個人所得税の納税額を例に、単身者、夫婦合算申告、夫婦個別申告のそれぞれの場合におけるカップル合計の納税額を比較する。

ケース１：
　2 人の所得がそれぞれ 20,000 ドルと 50,000 ドルの場合(カップル合計 70,000 ドル)
a)2 人とも単身者の資格で納税する場合
　20,000 ドルの課税所得者の納税額は、2,180 ドル
　50,000 ドルの課税所得者の納税額は、6,307.5 ドル
　カップル合計の納税額は、8,487.5 ドル
b)2 人が夫婦合算申告で納税する場合
　夫婦合算の課税所得が 70,000 ドルでの納税額は、7,960 ドル
c) 2 人が夫婦個別申告で納税する場合
　20,000 ドルの課税所得者の納税額は、2,180 ドル
　50,000 ドルの課税所得者の納税額は、6,307.5 ドル

カップル合計の納税額は、8,487.5 ドル
よって、ケース 1 でのカップル合計の納税額を比べると
単身者 2 人＝夫婦個別申告(8,487.5 ドル)＞夫婦合算申告(7,960 ドル)
となり、納税額上、夫婦合算申告が有利となることが分かる。

ケース 2
2 人の所得が、ともに 35,000 ドルの場合(カップル合計 70,000 ドル)
a)2 人とも単身者の資格で納税する場合
35,000 ドルの課税所得者の納税額は、3,980 ドル
カップル合計の納税額は、7,960 ドル
b)2 人が夫婦合算申告で納税する場合
夫婦合算の課税所得が 70,000 ドルでの納税額は、7,960 ドル
c)2 人が夫婦個別申告で納税する場合
35,000 ドルの課税所得者の納税額は、3,980 ドル
カップル合計の納税額は、7,960 ドル
よって、ケース 2 のように、カップルが 2 人とも同額の所得を得ている場合、納税額は、
単身者 2 人＝夫婦個別申告＝夫婦合算申告(7,960 ドル)
となり、どの申告資格で納税しても、カップル合計の納税額は同額となる。
※ ただし、最高税率区分が適用される所得階級では、単身者と夫婦個別申告の場合では異なるため、常にこのようになるとは限らない(ケース 3 を参照)

ケース 3：
カップルが 1,000,000 ドルと 900,000 ドルの所得の場合(カップル合計 1,900,000 ドル)
a)2 人とも単身者の資格で納税する場合
1,000,000 ドルの課税所得者の納税額は、330,332 ドル
900,000 ドルの課税所得者の納税額は、293,332 ドル
カップル合計の納税額は、623,664 ドル
b)2 人が夫婦合算申告で納税する場合
夫婦合算で課税所得が 1,900,000 ドルでの納税額は、632,913.63 ドル
c)2 人が夫婦個別申告で納税する場合
1,000,000 ドルの課税所得者の納税額は、334,957 ドル
900,000 ドルの課税所得者の納税額は、297,957 ドル
カップル合計の納税額は、632,914 ドル
よって、ケース 3 のようにカップル双方が超高額所得者の場合の合計の納税額を比べると
夫婦個別申告(632,914)＞夫婦合算申告(632,913.63)＞単身者 2 人(623,664)
となり、納税額上、単身者としての申告が有利となる場合がある(極めて稀なケース)[102]

ア.　夫婦合算申告制度導入の趣旨・経緯[103]

連邦国家であるアメリカでは、アングロサクソン系の諸州では夫婦別産制、ラテン系の諸州では夫婦共有財産制が、伝統的に採用されてきた。夫婦共有財産制を採用している州では、夫婦は運命共同体であり、夫が稼いだお金であっても、それは妻が家庭を守っているからこ

[102] このように、極めて高い所得水準では、夫婦合算申告の場合の課税所得の税率が単身者の 2 倍未満に設定されているため、カップルの 2 人がともに高所得の場合、世帯合算所得に適用される税率は、単身者同士よりも高くなり、税負担が増えることがある(マリッジ・ペナルティ(marriage penalty)と言われる)。
[103] 鎌倉治子(2009)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除―給付付き税額控除を視野に入れて―」『レファレンス』平成 21 年 11 月号等を要約して記述した。

そ得られたものと考え、夫婦が協力して半分ずつ得たもの(夫婦共有財産)だと考える。

1930 年の合衆国最高裁判所判決(シーボーン事件。282 U.S. 101, 51S. Ct. 58 (1930))により、夫婦共有財産制を採用している州では、夫婦で所得を二分して申告することが認められるようになったため、納税者が夫婦共有財産制と夫婦別産制の州のいずれに住むかによって税負担が異なる、という地域的な不公平が生ずることとなった。この不公平は、1930 年代に行われた所得税の累進税率の引上げによって、さらに拡大されることとなった。そのため、連邦レベルでも、1948 年に二分二乗法に基づく夫婦合算申告制度が、個人単位の課税との選択制で採用されるようになった。

このように、夫婦合算申告制度が導入された背景には、夫婦共有財産制の考え方の存在がある。

なお、夫婦は、必ず夫婦合算申告をしなければならないということではない。夫婦が別々に申告することは自由であり、基本的には納税額が少なくなる方を選ぶことができる。

イ.　税制上の子ども（qualifying child）

2004 年より、税法上共通の「税制上の子ども（qualifying child）」の定義が用いられている。各制度はこの「税制上の子ども」をベースとして、制度の目的に応じて、追加条件などを設けている。税制上の子どもとは、次の 6 つの要件をすべて満たすものをいう。

図表 I-77 税制上の子どもの要件

要件項目	要件の内容
親族	納税者の子ども等（実施、継子、養子、適格里子、兄弟姉妹、異母兄弟、異母姉妹、継兄弟、継姉妹またはこれらのものの直系卑属）であること
同居	原則として納税者と当該課税年度の半分超の期間にわたり同居していたこと
年齢	子どもの年齢が一定以下であること ・　扶養控除の利用、特定世帯主の申告資格、勤労所得者税額控除の利用（以下のいずれかに該当すること） ➢　課税年度末において 19 歳未満（かつ納税者若しくは納税者と夫婦合算申告をしているその配偶者の年齢未満）であること ➢　24 歳未満で 5 か月以上のフルタイムの学生（かつ納税者若しくは納税者と夫婦合算申告をしているその配偶者の年齢未満）であること

要件項目	要件の内容
	➢　（年齢に関係なく、法 22 条（e）(3)に規定された）障がい者であること ・　児童税額控除の利用 ➢　17 歳未満であること ・　子女養育費税額控除の利用（以下のいずれかに該当すること） ➢　13 歳未満 ➢　（年齢に関係なく、法 22 条（e）(3)に規定された）障がい者であること
扶養	自らの生活費の 50%超を他人（納税者又はその他のもの）に依存していた（つまり自らの生活費の 50%超を自らが負担していない）こと
市民/居住者	原則としてアメリカ合衆国国籍、アメリカ合衆国市若しくはアメリカ合衆国居住者、又はカナダ若しくはメキシコの居住者であること
夫婦合算申告	子どもが既婚者の場合、原則として、その配偶者と夫婦合算申告をしていないこと。ただし、税制上の子どもによる申告が、還付を目的とした申告である場合には差し支えない。

出典：伊藤公哉（2021）『アメリカ連邦税法〈第 8 版〉』より MURC 作成

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

アメリカ合衆国では、子どもの数によって適用額が変わる税額控除の仕組みとして、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：以下"EITC"）、児童税額控除（Child tax credit：以下"CTC"）、子女養育費税額控除（Child and Dependent Care Credit：以下"CDCC"）が存在している。EITC と CTC は給付付き税額控除となっており、低所得者は還付を受けることができる仕組みとなっている。

EITC では、所得が増加するにつれ、税額控除額も増加するように設計されており、最大控除額に達した後は一定の所得水準まで最大控除額が維持され、さらに所得が増加すると控除額は逓減しはじめ、ゼロになる所得水準まで税額控除額は減少する。

CTC では、勤労所得が一定額を上回る場合には、控除額が逓減するように設計されている。ただし、一定の所得水準の範囲においては、控除額は一定となっている。

CDCC は、子どもや障がいのある扶養家族にかかる費用に応じて税額が控除される仕組みであり、所得に応じて控除率は逓減し、一定の所得を超えると、控除率は 0%となる。

CTC は 2001 年から、CDCC は時限的に 2021 年度に給付付き税額控除に変更された。バイデン政権下の 2021 年 3 月に成立したアメリカ救済プラン法（The America Rescue Plan Act：以下"ARPA"）において CTC と CDCC は 2021 課税年度を対象として時限的に大幅拡充された。2022 年からはこの拡充措置は停止されており、CDCC は給付がない通常の税額控除制度となっているが、2024 年会計年度の予算教書には、ARPA で盛り込まれたこれらの拡充の恒久化が含まれている[104]。

個人所得課税の仕組みの中での支援のため、IRS によりその事務が行われている。

① 勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit）

a) 導入の経緯・背景

勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の重い社会保険料負担（社会保障税の逆進性）を緩和するため、フォード政権下の 1975 年に導入された。①低所得者に対する社会保障税の負担軽減、②就労・勤労意欲の向上が大きな目的となっている。

b) 他の支援制度との関係

他の税額控除制度と併用が可能である。また、EITC の給付金は他の制度利用における所得制限の判断において所得とはみなされない。

104 執筆時点では 2024 年会計年度の予算は成立していない。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ア.　　趣旨

イ.　　対象・適用要件

以下の要件を全て満たすことが求められる。

- 勤労所得が一定額以下である
- 請求者が米国市民あるいは米国の市民権を有するか、米国居住者(外国人)である。なお、本人あるいは配偶者が課税年度のいずれかの時期に外国人非居住者であった場合には、①申告資格が夫婦合算資格であり、かつ②(a)本人あるいは配偶者が社会保障番号（Social Security Number: SSN）を持つ米国市民である、(b)申告対象年度のうち最低 6 ヶ月以上は米国居住者（外国人）であり有効な SSN を有する、のいずれかを満たすことが必要である
- 婚姻者が外国に居住する配偶者を支給の適格者として扱うためには、外国での収入を含めたすべての所得につき米国所得税の対象とすることを条件とする
- 有効な SSN を有している
- 年間の投資所得が$11,000 以下である
- 申告が夫婦個別申告でない

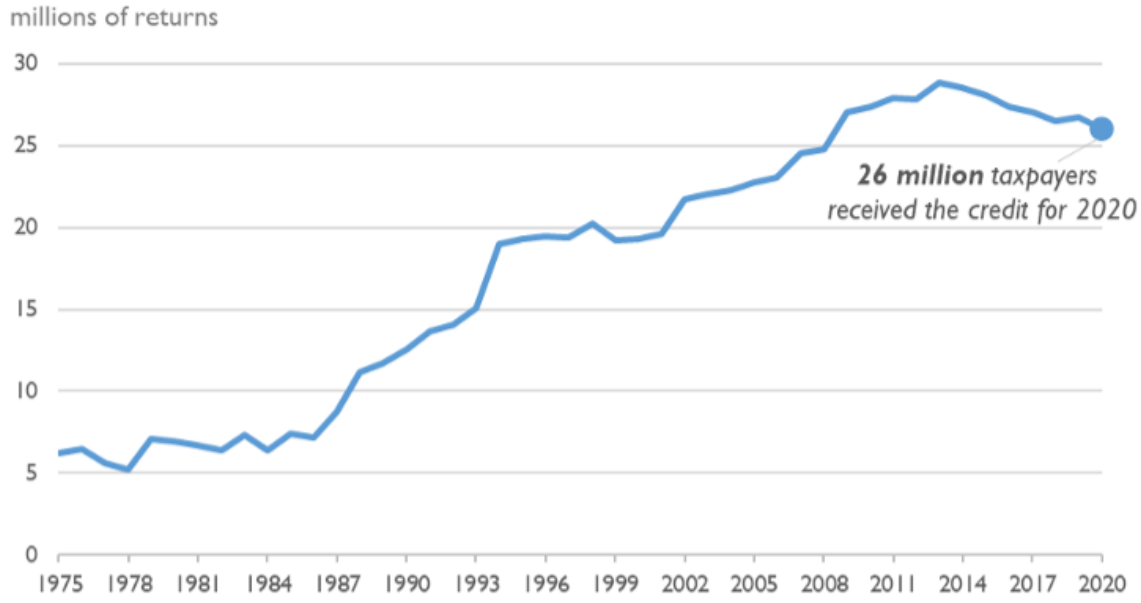
ウ.　　適用税目

個人所得税

エ.　　財政規模

EITC の適用件数は、2020 課税年度では約 2600 万件である。制度導入当初は 1000 万件に届かない適用件数であったが、80 年代後半から 90 年代前半にかけて 2000 万件程度に増加した。2000 年代後半以降は、2500 万件を超える水準で推移している。この規模は、個人所得税申告の約 16%に相当する。（図表 I-78）

図表 I-78 EITC の適用件数の推移（1975-2020 年）



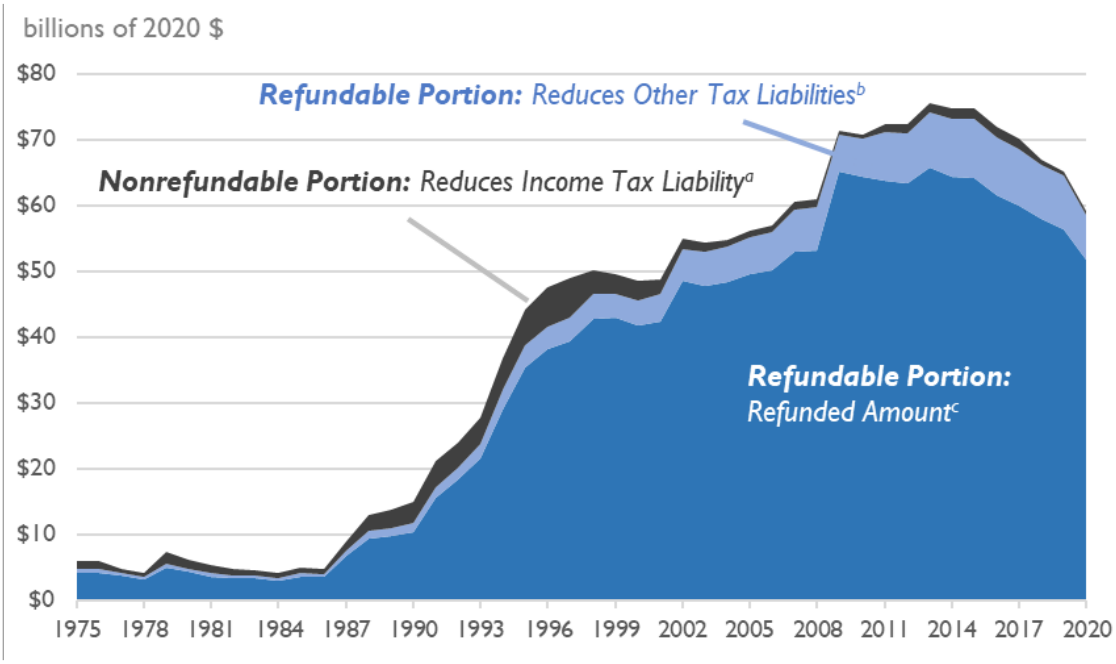
出典：CRS（2023）"The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It"

EITC は全体で 592 億ドル（2020 課税年度）である。各種所得税負担と相殺した後に残っている EITC の部分を、EITC の「還付可能部分（refundable portion）」と呼び、所得税負担と相殺された部分を、EITC の「非還付可能部分（nonrefundable portion）」と呼ぶ。「還付可能部分」は、実際に納税者に給付される部分（図表 I-79 の濃青部）と社会保障税等の税負担を軽減する部分に分けることができる（図表 I-79 の淡青部）。

図表 I-79 のとおり、EITC の大部分は納税者に直接還付されている。2020 年課税年度の EITC は 592 億ドルであるが、具体的な内訳は以下のとおりである。

- 非還付可能部分（所得税負担相殺部分）：7 億ドル
- 還付可能部分（社会保障税等相殺部分）：68 億ドル
- 還付可能部分（直接還付）：517 億ドル

図表 I-79 EITC での税額控除・給付額の推移（1975-2020 年）



注：2020 年全都市消費者物価指数（CPI-U）で基準化している。
出典：CRS（2023）"The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It"）

d) 給付額・制度の仕組み

勤労所得税額控除は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。還付される場合には、連邦所得税の申告後に一括で還付が行われる。

EITC の還付金は、公的サービスを受けるための所得制限においては所得としてカウントされないほか、給付後 12 か月間は、公的サービスを受けるための資産制限にもカウントされない。

勤労所得税額控除の算定に用いられる勤労所得（earned income）は、賃金給与等の労働により稼得された所得や、自営業者利益全ての課税所得を含むものである。図表 I-80 に、勤労所得に含まれる所得、含まれない所得を示す。

図表 I-80 勤労所得の範囲

勤労所得に含まれる	● Form W-2 において連邦所得税の源泉徴収がなされている給与、チップ ● 雇用主が源泉徴収を行わない職（例：ギグエコノミー関係）から得られる所得 ● 個人事業主として獲得した金銭（事業者や農場の経営、宗教法人、法定従業員） ● 組合のストライキによる給付金

	● 最低退職年齢に達する前に受けた障害給付金 ● 非課税のコンバット・ペイ[105]
勤労所得に含まれない	● 刑務所で受刑者として服していた際に支払われた手当 ● 利息・配当 ● 年金 ● 失業手当 ● 扶養手当 ● 養育費

出典：IRS “Earned Income and Earned Income Tax Credit (EITC) Tables”

[105] 激しい戦いに従事した兵隊のための割増賃金

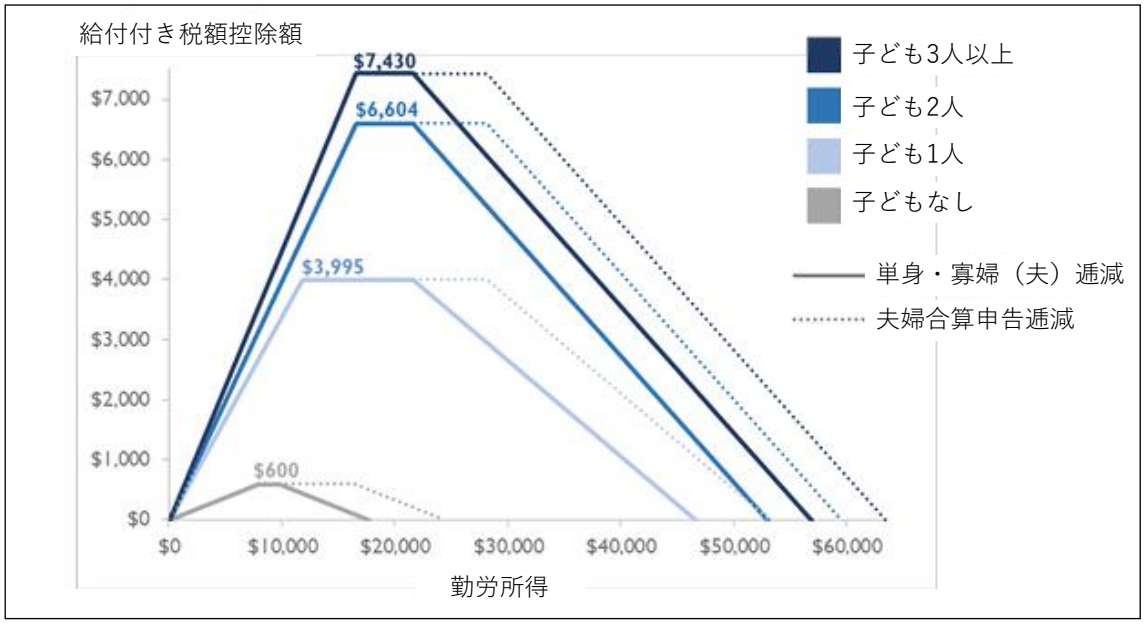
勤労所得税額控除額は、勤労所得額および家族構成によって異なる。家族構成により、逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が異なっている。

図表 I-81 勤労所得税額控除のそれぞれの区間での所得金額範囲（米ドル、2023 年）

子どもの数	逓増域の勤労所得額 (EITC 逓増率)	定額域（勤労所得額	逓減域の勤労所得額 (EITC 逓減率)	税額控除最大額
単独申告				
0 人	$0~$7,840 (7.65%)	$7,840~$9,800	$9,800~$17,640 (7.65%)	$600
1 人	$0~$11,750 (34%)	$11,750~$21,560	$21,560~$46,560 (15.98%)	$3,995
2 人	$0~$16,510 (40%)	$16,510~$21,560	$21,560~$52,918 (21.06%)	$6,604
3 人以上	$0~$16,510 (45%)	$16,510~$21,560	$21,560~$56,838 (21.06%)	$7,430
既婚者（夫婦合算申告）				
0 人	$0~$7,840 (7.65%)	$7,840~$16,370	$16,370~$24,210 (7.65%)	$600
1 人	$0~$11,750 (34%)	$11,750~$28,120	$28,120~$53,120 (15.98%)	$3,995
2 人	$0~$16,510 (40%)	$16,510~$28,120	$28,120~$59,478 (21.06%)	$6,604
3 人以上	$0~$16,510 (45%)	$16,510~$28,120	$28,120~$63,398 (21.06%)	$7,430

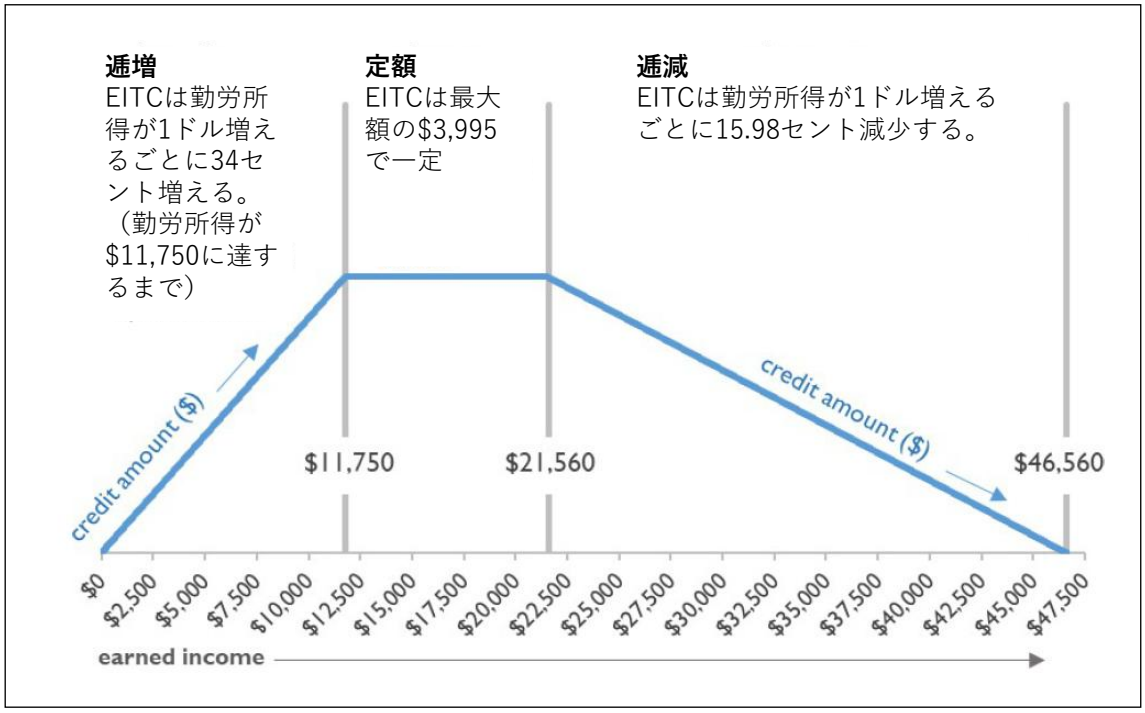
出典：Internal Revenue Service, Revenue Procedure 2022-38; 26 U.S.C. § 32IRS

図表 I-82 勤労所得税額控除の金額と勤労所得の関係（米ドル、2023 課税年度）



出典：CRS レポート https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43805

図表 I-83 単独申告（子 1 人）の EITC（米ドル、2023 課税年度）



出典：CRS レポート https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43805

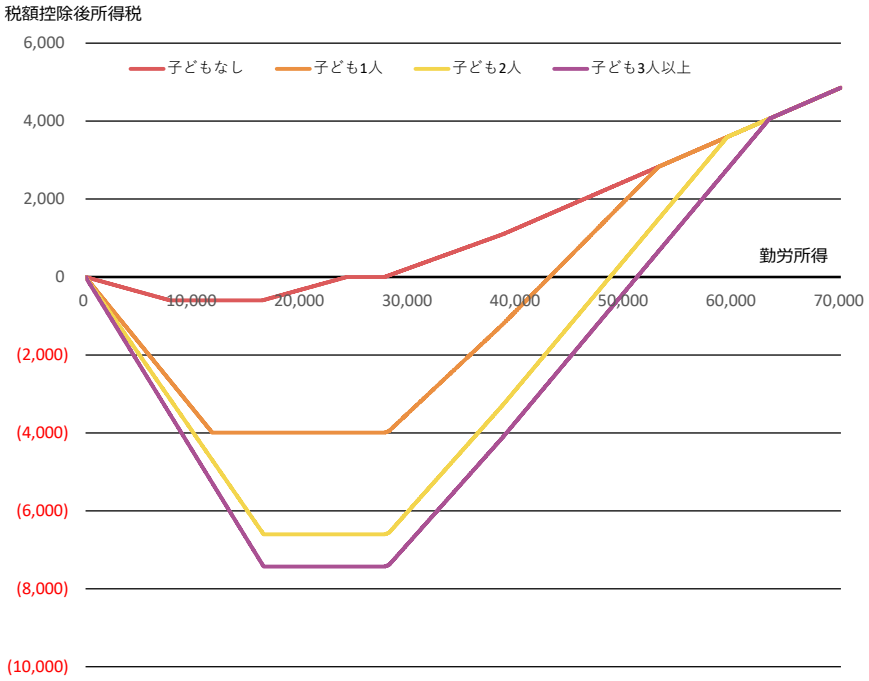
ア.　　シミュレーション

勤労所得税額控除と所得税額の関係を一定の仮定を置いてシミュレーションしたものが、図表 I-84 と図表 I-85 である。

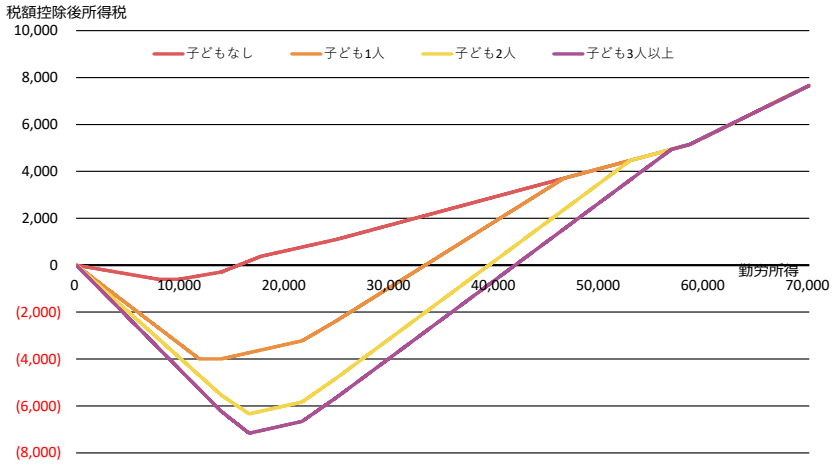
＜仮定・設定＞

- 申告は単独申告もしくは夫婦合算申告で行う
- 納税者の所得は、勤労所得のみであり、利子所得、配当所得等は含まない
- 調整総所得後控除は標準控除を適用する
- 課税年度は 2023 年である
- 児童税額控除等の他の税額控除の影響については捨象する。

図表 I-84 勤労所得税額控除の適用後の所得税シミュレーション（夫婦合算申告）



図表 I-85 勤労所得税額控除の適用後の所得税シミュレーション（単独申告）



e) 導入後の評価

EITC は、低所得及び中所得の勤労者世帯に対して、実質的に効果を持つ政策であり、毎年 500 万から 600 万人を貧困状態から引き上げ、またより多くの人の貧困を軽減していると評価されており、複数の論文で EITC 受給者の就業状況、賃金、経済的安定性、子どもの

健康などへの効果について検証が行われ、その効果が確認されている[106]。2018 年、連邦政府の EITC は約 560 万人(半数以上は子ども)を貧困状態から脱却させたとの結果がある。また、州レベルで類似の EITC を導入することで、乳幼児の低出生児の減少に繋がっているとの結果がある[107]。

f) 現時点での課題・対応策

EITC については、受給資格の判断が複雑であり、それに伴う過大受給・無資格受給が課題とされており、GAO（米国会計検査院）からたびたび指摘を受けている[108]。IRS は計画を策定し、システムの改修やリソースの拡充に取り組んでいる[109]。

なお、1978 年から 2010 年までは前払い制度(Advance Earned Income Tax Credit)として、確定申告の前に EITC で受給可能と思われる金額の相当額を定期的に受け取ることができる制度が設けられていた。しかし、対象者のうち利用者が 3%程度と低迷したこと、不正受給が多くみられたこともあり、2010 年に廃止された[110]。

106 Maag, Elaine, William J. Congdon, and Eunice Yau (2021). "The Earned Income Tax Credit: Program Outcomes, Payment Timing, and Next Steps for Research," OPRE Report #2021-34, Washington, DC: Office of Planning, Research, and Evaluation, Administration for Children and Families, U.S. Department of Health and Human Services.
107 Komro et al. (2019) Effects of State-Level Earned Income Tax Credit Laws on Birth Outcomes by Race and Ethnicity
108 GAO (2016) "Refundable Tax Credits: Comprehensive Compliance Strategy and Expanded Use of Data Could Strengthen IRS's Efforts to Address Noncompliance"
109 https://www.gao.gov/products/gao-16-475
110 GAO(2007) Advance Earned Income Tax Credit: Low Use and Small Dollars Paid Impede IRS's Efforts to Reduce High Noncompliance 参照。

② 児童税額控除（Child Tax Credit）

a) 導入の経緯・背景

子どもを有する家庭の負担を軽減するため、1998 年から開始された。導入当初は不還付型税額控除であったが、拡充が繰り返され、2001 年以降給付付き税額控除となった。主な変遷は図表 I-86 のとおりである。2021 年には、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応である、アメリカ救済プラン法（ARPA）において、2021 課税年度を対象とした時限的拡充措置として、主に、税額控除額の引き上げと、還付上限額の撤廃、旧来は還付が無かった所得の少ないもしくは全くない世帯でも納税額にかかわらず全額還付が行われた。この拡充措置は 2022 課税年度からは消滅し、2018 年の制度に戻っている。詳しい変遷は、小林（2023）を参照いただきたい。

図表 I-86 児童税額控除（Child Tax Credit）制度の主な変遷

時期	税額控除額・対象年齢	還付	削減
1998	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 400 ドル。	・ なし。	・ 共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
1999	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 500 ドル。	・ なし。	・ 共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2001	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 600 ドル。	・ 10,000 ドル以上の所得がある納税者に対しては一部もしくは全額還付。	・ 共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2009	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 1,000 ドル。	・ 3,000 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。	・ 共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2018	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 2,000 ドル。 ・ 17・18 歳の子どもと 19～23 歳のフルタイム大学生 1 人につき、還付なしの 500 ドルの税額控除。	・ 2,500 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。 ・ 還付上限は 1,400 ドル。	・ 共働きの場合は所得 40 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上から削減。
2021	・ 0～5 歳の子ども 1 人につき 3,600 ドル。 ・ 6～17 歳の子ども 1 人につき 3,000 ドル。 ・ 控除の半額は毎月給付され、残り半額は納税時に給付される。	・ 全額還付。	・ 共働きの場合は 15 万ドルから、ひとり親・片働きの場合は 11.25 万ドルから削減され、2021 年以前の水準に達するまで削減。 ・ さらに、共働きの場合は所得 40 万ドルから、ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上からゼロになるまで削減。
2022	・ 16 歳以下の子ども 1 人につき 2,000 ドル。 ・ 17・18 歳の子どもと 19～23 歳のフルタイム大学生 1 人につき、還付なしの 500 ドルの税額控除。	・ 2,500 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。 ・ 還付上限は 1,500 ドル。	・ 共働きの場合は所得 40 万ドル以上から削減。 ・ ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上から削減。

出典：小林庸平（2023）「子どもの貧困を劇的に減らしたアメリカの子ども税額控除（Child Tax Credit）をめぐる政策論議と日本への示唆」

b) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　　趣旨

子どもを有する家庭の金銭的負担を軽減する。

ｲ.　　対象・適用要件

「税制上の子ども」の要件に次の要件が加わっている。

- 子どもがその年の終わりに 17 歳に達していないこと（給付無しの税額控除については、17・18 歳の子どももしくは 19 歳から 23 歳までのフルタイム大学生について適用される。）
- 米国市民権保持者、米国国籍保持者、米国永住権保持者のいずれかであること
- 納税申告の際に扶養家族として適切に申告されていること

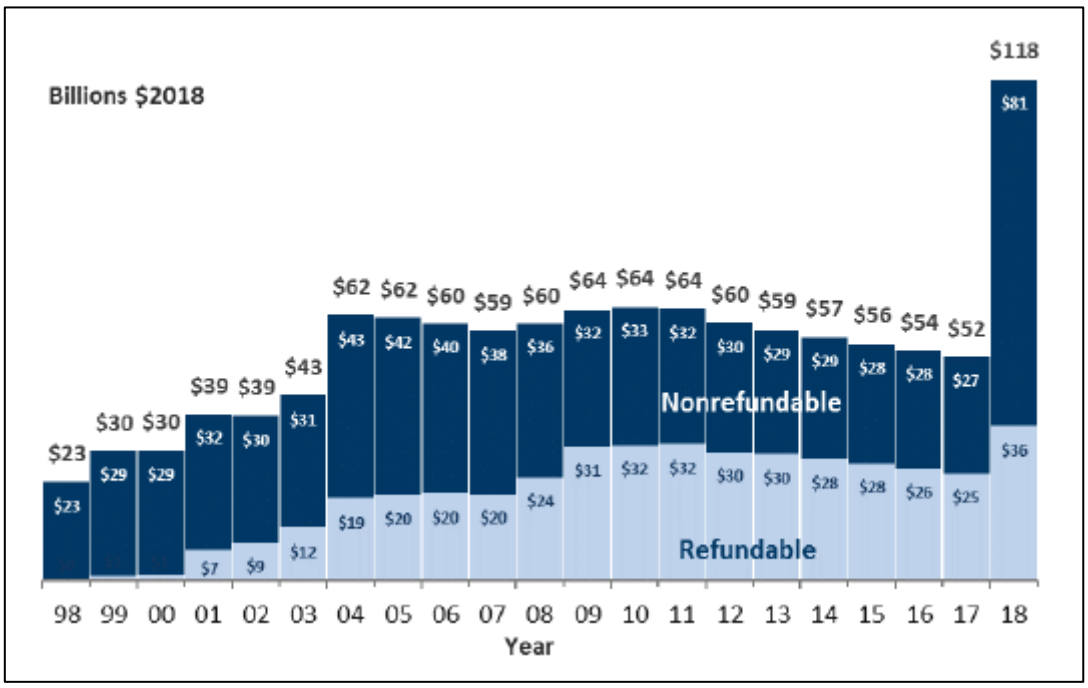
ｳ.　　適用税目

個人所得税

ｴ.　　財政規模

図表 I-87 からわかるように、児童税額控除は、還付可能部分の導入とともに適用額が増加し、2017 年減税及び雇用法（Tax Cuts and Jobs Act of 2017）における拡充により、飛躍的に適用額が増加した。その結果 2018 年の自動税額控除の総額は、1,180 億ドルに達している。

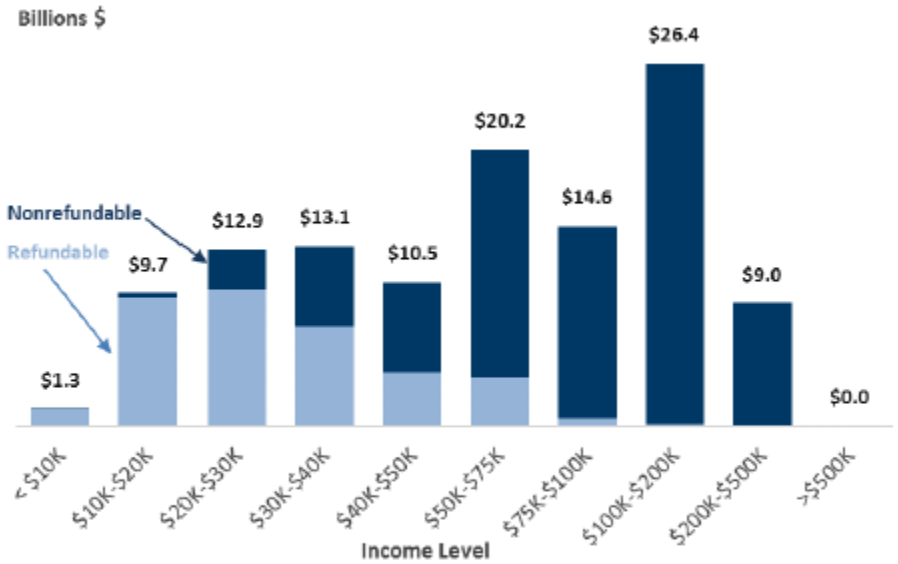
図表 I-87 児童税額控除総適用額 1998－2018（単位:10 億ドル）



注:2018 年の消費者物価で基準化した数値を使用
出典：CRS（2021）"The Child Tax Credit: How It Works and Who Receives It"

また、適用された税額控除の総額を所得階層別に計算したものが図表 I-88 である。還付の大半は所得が 75,000 ドル以下の納税者が対象となっているが、税額控除の適用自体はより高所得な納税者にも行われている。

図表 I-88 2018 年の所得階層別児童税額控除適用額（単位:10 億ドル）



c) 制度の仕組み・体制

児童税額控除は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

勤労所得税額控除の算定に用いられる勤労所得は、全ての課税所得を含むものである。

2023 年の児童税額控除については、17 歳までの子どもは一人当たり 2,000 ドル、17 歳・18 歳の子ども及び 19~23 歳の学生等は 500 ドルとなっている。なお、還付上限額は 1,600 ドルとなっている。

子どもの人数による上限はない。

なお、児童税額控除の金額は、勤労所得が一定額を上回る場合には逓減することとなる。ひとり親・夫婦の場合で、異なる閾値が設定されている。

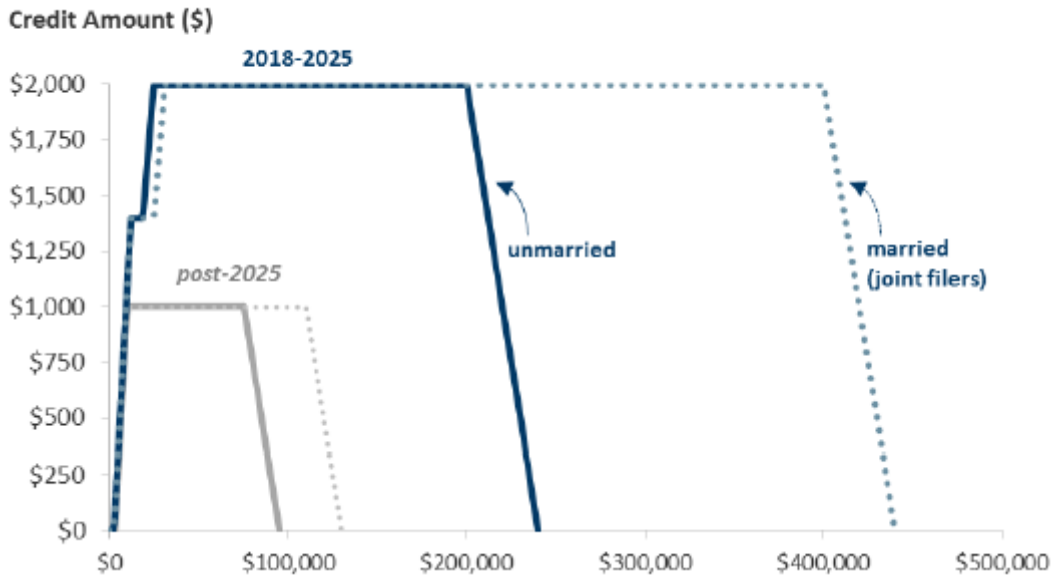
図表 I-89 児童税額控除と所得金額の関係（米ドル、2023 年）

子ども年齢	世帯	逓増	定額（17 歳未満は$2,000、17 歳以上は$500）	逓減
17 歳未満	ひとり親	2,500～15,833 （変動率：15%）	15,833～200,000	200,000～240,000 （変動率：▲5%）
	夫婦	2,500～15,833 （変動率：15%）	15,833～400,000	400,000～440,000 （変動率：▲5%）
17 ～ 18 歳 19~23 歳の学生等	ひとり親	2,500～5,833 （変動率：15%）	5,833～200,000	200,000～210,000 （変動率：▲5%）
	夫婦	2,500～5,833 （変動率：15%）	5,833～400,000	400,000～410,000 （変動率：▲5%）

注：上段は所得金額範囲、下段は変動率又は定額の場合には当該金額を指す。
出典：Tax Foundation ホームページ (https://taxfoundation.org/blog/child-tax-credit-reform-debate/) 、Tax Policy Center ホームページ(https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-child-tax-credit)

図表 I-89 の制度をグラフ化したものが図表 I-90 である。

図表 I-90 児童税額控除と所得金額の関係グラフ

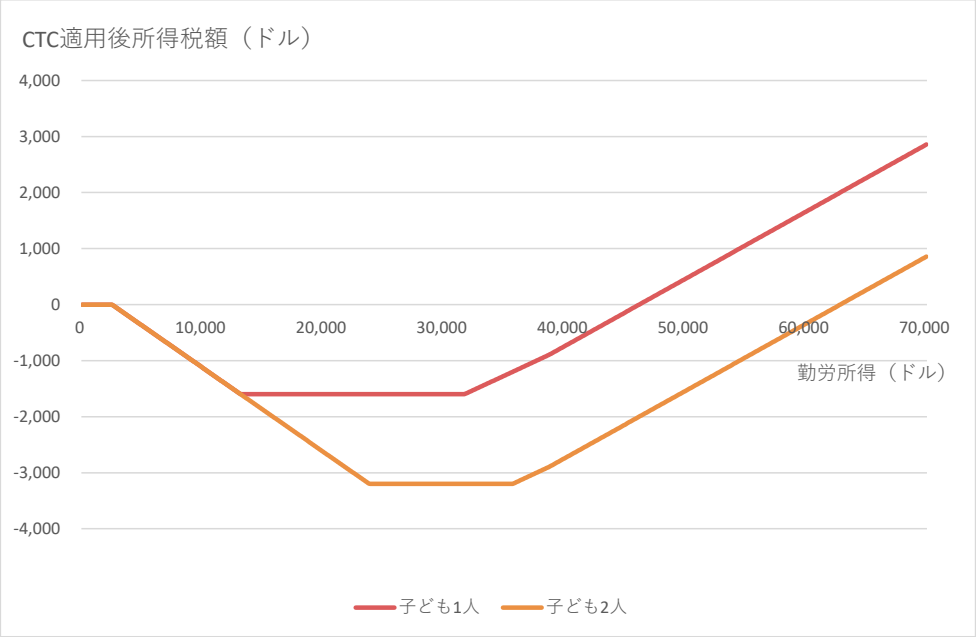


児童税額控除について税額控除適用後の所得税額シミュレーションを行ったものが図表 I-91 である。シミュレーションは以下の仮定・設定の下で行った。子ども 1 人の場合には 4 万ドル台半ば、子ども 2 人の場合には 6 万ドルを超える辺りの勤労所得の場合から所得税負担が発生し始めることが分かる。

＜仮定・設定＞

- 申告は夫婦合算申告で行う
- 納税者の所得は、勤労所得のみであり、利子所得、配当所得等は含まない
- 勤労所得 400,000 ドル以上で発生する逓減は捨象する
- 調整総所得後控除は標準控除を適用する
- 課税年度は 2023 年である
- 子どもは 17 歳未満の子どもが 1 人もしくは 2 人である
- 児童税額控除以外の税額控除の影響については捨象する

図表 I-91 児童税額控除適用後の所得税額シミュレーション



d) 導入後の評価

小林（2023）によると、複数の研究で 2021 年の児童税額控除の拡大は子どもの貧困率の逓減に効果的という研究結果が出ている。

③ 子女養育費税額控除（Child and Dependent Care Credit）

子女養育費税額控除は、扶養家族に関する非還付型税額控除である。

a) 導入の経緯・背景

CDCC は 1976 年に制定された。その後の法改正により、認められる費用と控除率が引き上げられ、控除額が拡大された。

b) 他の支援制度との関係

勤務先の福利厚生としての雇用主負担の保育サービス等について総所得から所得控除できる制度を利用する場合には、子女扶養税額控除の対象となる費用は減算される。

c) 制度の仕組み・体制

ｱ.　　趣旨

夫婦共働き世帯がベビーシッターを雇う場合や託児所を利用する際の費用の補填を通じて、雇用と勤労を促進するという政策目標を背景としている[111]。

ｲ.　　対象・適用要件

納税者が、税制上の子どもの要件を満たす 13 歳未満の子ども、もしくは障害のある家族を扶養し、そのための費用を勤労を目的として支出していることが制度利用の条件である。この条件に当てはまる扶養家族を適格個人（qualyfing dependent）と呼ぶ。

納税者が婚姻関係にある場合には、子女養育費税額控除の利用は、夫婦合算申告の場合にのみ可能である。

ｳ.　　適用税目

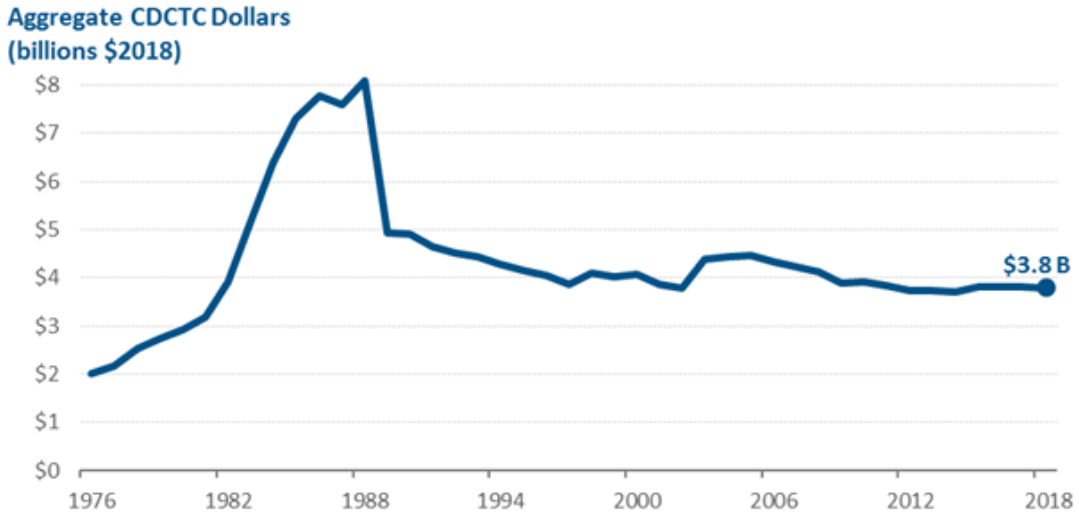
個人所得税

ｴ.　　財政規模

1976 年から開始された CDCC の 2018 年の総税額控除額は、約 38 億ドルとなっている。また、2018 年の平均税額控除額は 586 ドルとなっている。

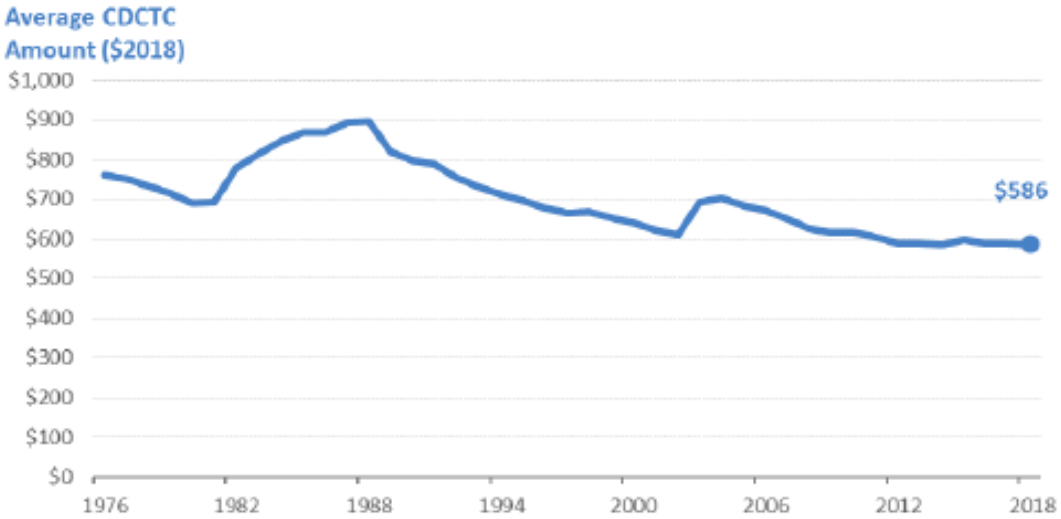
111 伊藤公哉（2021）『アメリカ連邦税法〈第 8 版〉』中央経済社

図表 I-92 CDCC の総税額控除額（1976～2018）（2018 年の物価水準で標準化）



出典：Crandall-Hollic, Margot L., and Gene Falk. （2021）"The Child and Dependent Care Credit: Impact of Selected Policy Options." *CRS Report*. Congressional Research Service. https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45035.）

図表 I-93 CDCC の平均税額控除額（1976～2018）（2018 年の物価水準で標準化）



出典：Crandall-Hollic, Margot L., and Gene Falk. （2021）"The Child and Dependent Care Credit: Impact of Selected Policy Options." *CRS Report*. Congressional Research Service. https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45035.）

図表 I-94 は子女養育費税額控除の沿革である。1981 年の変更により総税額控除額が急増し、1988 年の変更により総税額控除額が抑えられた。

図表 I-94 子女養育費税額控除の沿革

年	内容
1976	P.L. 94-455:適格個人が 1 人の場合は 2,000 ドル、2 人以上の場合は 4,000 ドルを適格費用の上限として設定し、適格費用に控除率 20%をかけたものを税額控除額としていた。閾値はインフレ調整はされない。
1981	P.L. 97-34:所得が増加するにつれて控除率が減少する現在の「スライド式」控除率が創設された。調整後総所得が 10,000 ドル以下の納税者の場合、控除率は 30%だが、10000 ドルを超えると、2000 ドル毎に控除率が 1 ポイントずつ引き下げられ、28,000 ドルを超えてからは控除率を 20%（一定）と設定された。同法はまた、適格個人が 1 人の場合の適格費用上限額を 2,000 ドルから 2,400 ドルに、適格個人が 2 人以上の場合の適格費用上限額額を 4,000 ドルから 4,800 ドルに引き上げた。
1986	P.L. 99-514:税額控除額は納税者一人当たり 5,000 ドルに制限された。
1988	P.L. 100-48:雇用主が提供する扶養家族に関する福利厚生（employer-sponsored care）についての所得控除と CDCTC の対象となる費用が一対一で相殺するように変更された。
2001	P.L. 107-16:控除率のスライド制が変更された。最高控除率は 30%から 35%に引き上げられ、この控除率の所得水準は 10,000 ドルから 15,000 ドルに引き上げられた。適格個人が 1 人の場合の適格費用上限額を 2,400 ドルから 3,000 ドルに、適格費用上限額 2 人以上の場合の適格費用上限額を 4,800 ドルから 6,000 ドルに引き上げた。閾値はインフレ調整はされない。これらは 2010 年末に失効する時限的措置として制定された。
2010	P.L. 111-312:2001 年の変更が 2011 年と 2012 年に延長された
2012	P.L. 112-240:2001 年の変更が恒久化された。

出典：Crandall-Hollic, Margot L., and Gene Falk. （2021）“The Child and Dependent Care Credit: Impact of Selected Policy Options.” *CRS Report*. Congressional Research Service. https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45035.）より MURC 作成

オ.　適格支出（Qualifying Expenses）

次の 3 つの内、最も小さい金額を適格支出として計算し、これに調整総所得に応じて定まる控除率を乗ずることにより、税額控除額が計算される。

I.　実際に保育・介助費用として支出した金額。

II.　子ども等の適格者 1 人当たり$3,000、2 人以上の場合には$6,000。なお、勤務先の福利厚生等で雇用主が負担しており、納税者が非課税の扱いを受けた費用については、その分だけ控除上限が低下する

III. 納税者の勤労所得額。既婚者の場合には夫婦のいずれか少ない方の勤労所得額が用いられる。配偶者が学生または障害者なために勤労所得が少額またはない場合には、適格者 1 人でひと月あたり$250、適格者 2 人以上で 1 月当たり$500 の勤労所得があるものとみなす。

カ.　控除率と最大税額控除額

納税者の調整総所得（AGI）が$15,000 以下であれば控除率は 35%であり、以降、AGI が$2,000 増えるごとに控除率は 1%減少する。控除率の一覧は図表 I-95 に示す通り。

図表 I-95 子女養育費税額控除の控除率

調整総所得（AGI）	控除率	最大税額控除額	
		子 1 人	子 2 人以上
$0-$15,000	35%	$1,050	$2,100
$15,000-$17,000	34%	$1,020	$2,040
$17,000-$19,000	33%	$990	$1,980
$19,000-$21,000	32%	$960	$1,920
$21,000-$23,000	31%	$930	$1,860
$23,000-$25,000	30%	$900	$1,800
$25,000-$27.000	29%	$870	$1,740
$27,000-$29,000	28%	$840	$1,680
$29,000-$31,000	27%	$810	$1,620
$31,000-$33,000	26%	$780	$1,560
$33,000-$35,000	25%	$750	$1,500
$35,000-$37,000	24%	$720	$1,440
$37,000-$39,000	23%	$690	$1,380
$39,000-$41,000	22%	$660	$1,320
$41,000-$43,000	21%	$630	$1,260
$43,000+	20%	$600	$1,200

出典：Crandall-Hollic, Margot L., and Gene Falk. 2021. "The Child and Dependent Care Credit: Impact of Selected Policy Options." *CRS Report*. Congressional Research Service. https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45035.）より MURC 作成

④ EITC、CTC、CDCC を適用した場合のシミュレーション

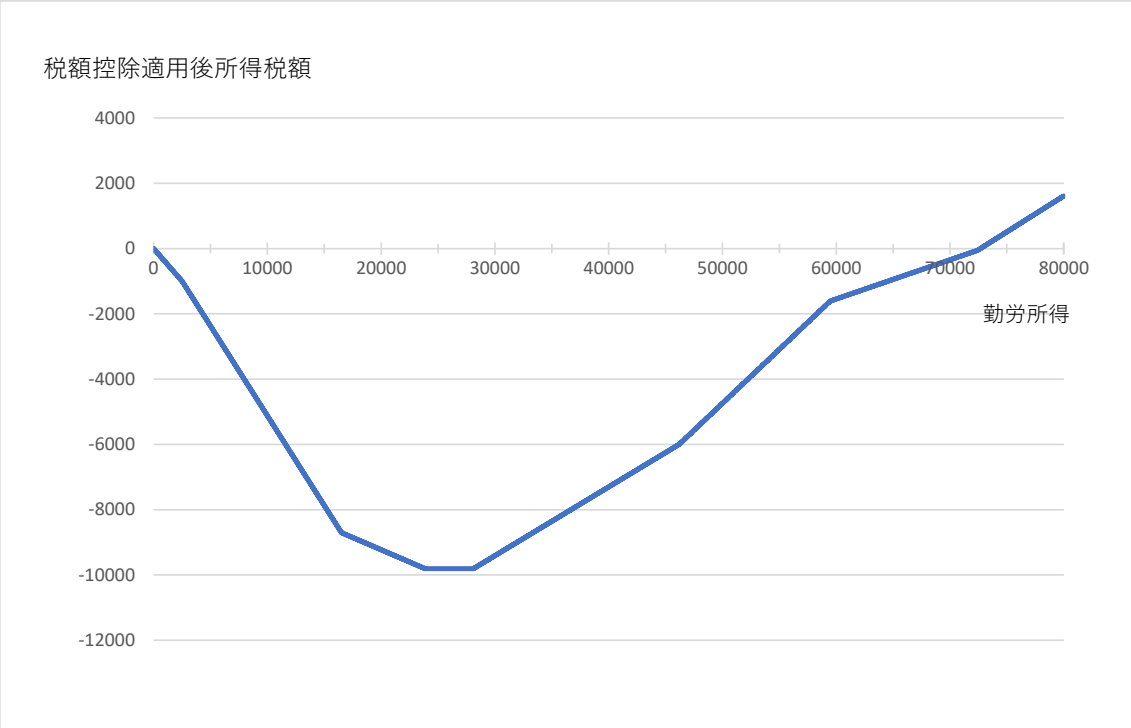
各税額控除制度について、一定の仮定を置いて勤労所得と所得税額の関係をシミュレーションを行ったものが、図表 I-96 である。

＜仮定＞

- 申告は夫婦合算申告にて行う
- 12 歳と 10 歳の子どもがいる
- 各納税者の所得は、勤労所得のみであり、利子所得、配当所得等は含まない
- 夫婦は同額の勤労所得を得ている
- 調整総所得後控除は標準控除を適用する
- 課税年度は 2023 年である

シミュレーションの結果として、給付額は勤労所得が 30,000 ドル近辺になるまで最大約 10,000 ドルまで逓増し、その後逓減するが、所得税負担は 70,000 ドルを超える辺りまで発生しないという結果を得られた。

図表 I-96 子どもに関連する税額控除制度の適用シミュレーション（夫婦合算申告・子ども二人）



⑤ 税額控除の出生率への影響

アメリカの税額控除制度が合計特殊出生率（Fertility rate）に与えた影響について簡単に

整理する。Baughman & Dickert-Conlin（2009）[112]では、EITC が合計特殊出生率に与えた影響を見ている。1990 年から 1999 年のデータを使用し、1991 年の EITC の拡大が合計特殊出生率に与えた影響を分析したが、発見できたのは、白人女性の第 2 子以降の出生率をわずかに下げたという効果のみだとしている。

CDCC が合計特殊出生率に与えた影響を見た論文に Averett & Wang （2023）がある。Averett & Wang（2023）[113]では、州レベルの CDCC を分析し、CDCC の拡大は、既婚女性の労働参加率を高めるが、出生率を抑制する可能性があることが判明した。また、妊娠年齢も高める効果も示唆されている。

[112] Baughman, R., & Dickert-Conlin, S. (2009). The Earned Income Tax Credit and Fertility. *Journal of Population Economics*, *22*(3), 537–563. http://www.jstor.org/stable/40344745

[113] Averett, S., & Wang, Y. (2023). Assessing the Fertility Effects of Childcare Cost Subsidies: Evidence from the Child and Dependent Care Tax Credit. IZA Discussion Paper No.. 16263

6. カナダ

【概要】

【少子化・子育て世帯に対する支援策全般】

- カナダにおける子どもを持つ家庭に対する税制その他の支援は、少子化対策(出生率上昇のための施策)として位置づけられているわけではなく、子どもを持つ家庭への支援として実施されている。
- 家族関係社会支出については、2019 年に GDP 比で 1.9%(うち税制措置 0.1%、現金給付 1.5 %、現物給付 0.3%)となっており、日本よりも低い水準である。

【個人所得課税の仕組み】

- 課税年度において納税義務を有する者は申告書を提出することが求められており、税の還付や給付付き税額控除の給付を希望する者も申告書において申請する必要がある。

【個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援】

- 個人所得課税の中での子どもを持つ家庭に対する支援としては、保育費用に係る控除や扶養控除などがある。また、給付付き税額控除であるカナダ勤労給付や GST/HST クレジットでは子どもの有無や人数により給付金額が異なる設計となっている。

【税制措置以外の少子化対策・子育て支援】

- 従来は子育て世帯への給付及び所得維持制度として、普遍的保育手当（Universal Child Care Benefit : UCCB）とカナダ児童税給付（Canada Child Tax Benefit : CCTB）の基礎給付及び全国児童付加給付が存在したが、制度が複雑であることや公平性の観点から 2016 年 7 月にカナダ子ども手当（CCB）に統合されている。
- カナダ子ども手当は家庭の収入や子どもの人数・年齢に応じて支払額が異なる。

図表 I-97　基本的事項(カナダ)

国名	カナダ
首都	オタワ
人口	40,097,761 人（2023 年 7 月 1 日時点）
年齢別人口構成	14 歳以下：15.6%（6,070,576 人） 15-64 歳：65.6%（25,528,721 人） 65 歳以上：18.8%（7,330,605 人） （2022 年 7 月 1 日時点）
出生数	351,679 人（2022 年） （2017 年 : 377,627 人　2012 年 : 382,666 人　2007 年 : 370,014 人）
出生率	1.43（2021 年）
家族関係社会支出対 GDP 比	1.87%(うち税制措置 0.11%　現金給付 1.48%、現物給付 0.28%)
国民負担率	46.0% (うち租税負担率 39.5%、社会保障負担率 6.5%) (2020 年)
ジニ係数	0.292 (再配分後ジニ係数) 0.436(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

出典：人口・年齢別人口・出生数はカナダ統計局(Statistics Canada)、出生率・家族関係社会支出対 GDP 比は OECD"Family Database"、 税収総額対 GDP 比は OECD"Revenue Statistics 2023"、ジニ係数は OECD "Income Distribution Database"

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

カナダでは保育・幼児教育は連邦政府の事業ではないため州が中心の運用となっている。連邦政府による保育・幼児教育への関与は第二次世界大戦で女性の労働力参入が必要になり初めて実施された。なお、大戦後に社会福祉は急速に拡大した一方、保育事業への支援はしばらく行われなかった。1966 年になり、「カナダ社会扶助プラン（Canada Assistance Plan　CAP）」により再び連邦政府による子育て支援が開始された。カナダ社会扶助プランは州が実施する貧困層向けの取組への補助であり、保育分野では低所得層の保育費用に対する財政的援助が実施された。

出産・育児休暇等については、1971 年の「失業保険法（Unemployment Insurance Act）」に基づき公的な出産休業制度が導入され、1990 年には失業保険法（現在は雇用保険法（Employment Insurance Act））の改正に伴い「親休業給付（Parental Benefits）」制度が導入された、休業期間や給付率などは随時見直しが行われている。

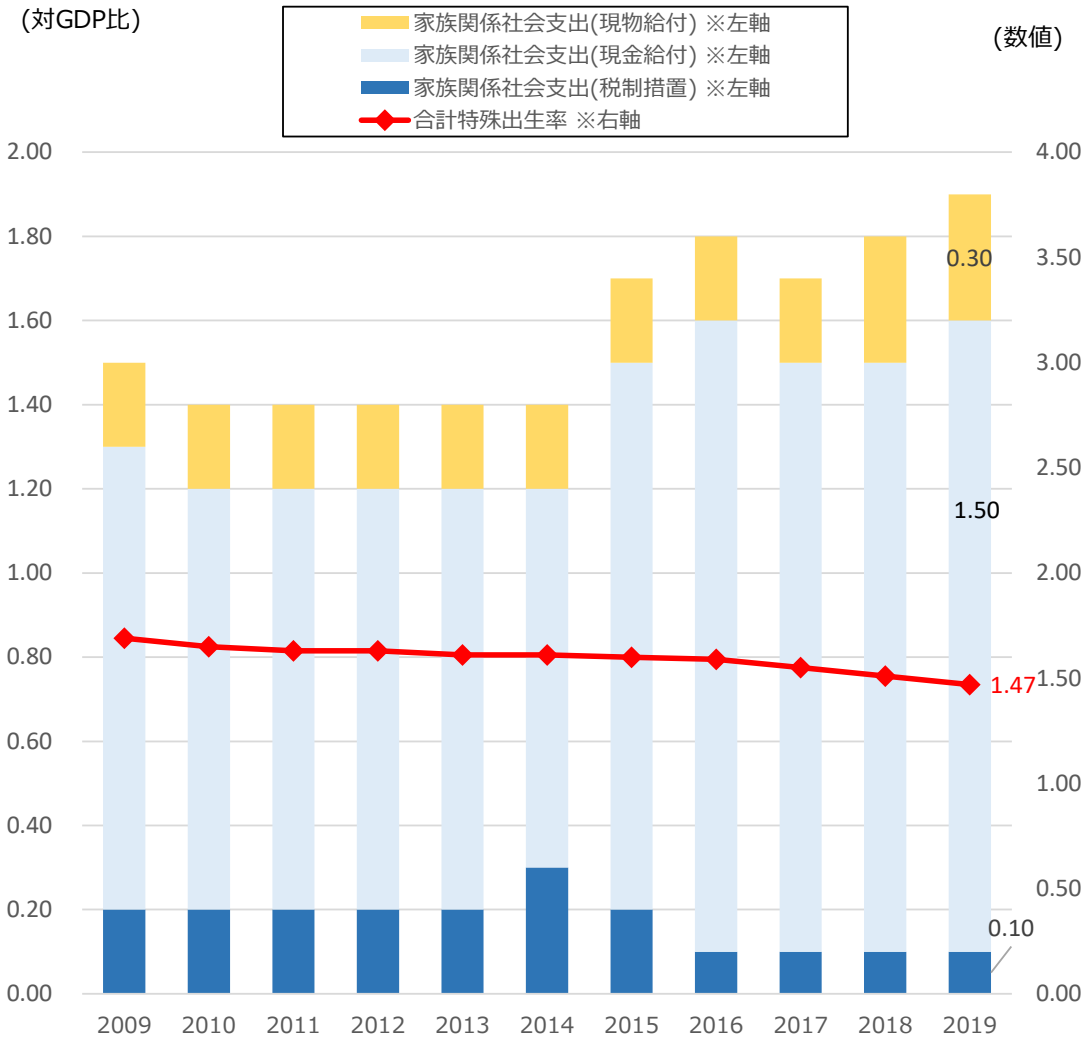
子どものいる家庭への直接的な支援については、2006 年より「ユニバーサル保育手当（Universal Child Care Benefit UCCB）」という 6 歳未満の子どもを持つ家庭への直接的支援が開始された。さらに、個人所得税の還付型税額控除である児童税額控除（Redundable Child Tax Credit CTC）やカナダ児童税給付（Canada Child Tax Benefit CCTB）などの取組も実施されたが、現在はカナダ児童手当（Canada Child Benefit CCB）として統合されている。

① 家族関係社会支出

カナダの合計特殊出生率は 2009 年には 1.69 であったが、右肩下がりで推移を続けており 2019 年には 1.47 となっている。

OECD による家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の推移を図表 I-98 に示す。カナダにおいては、2019 年に GDP 比で 1.9%（うち税制措置 0.1%、現金給付 1.5%、現物給付 0.3%）の支出がなされた。

図表 I-98　カナダにおける家族関係社会支出対 GDP 比、合計特殊出生率の過去の推移



② 少子化・子育て世帯に対する支援策の全体像

主な少子化・子育て世帯に対する支援策を手段別・対象時期別に整理すると、以下のとおりとなる。

図表 I-99　カナダにおける主な少子化・子育て世帯に対する支援策

	子育て世帯一般への支援	特定時期におけるサービス等
税制措置	● 養育費控除 ● 授業料税額控除 ● カナダ勤労給付 ● GST/HST クレジット	
現金給付	● カナダ子ども手当（Canada Child Benefit） 所得等に応じて支給	● 育児休業給付金 ● 教育費補助(州による)
現物給付		● 育児休暇・看護休暇 ● 保育の提供 ● 教育の提供

以下は現金給付・現物給付における主要な子育て支援策である「カナダ子ども手当（Canada Child Benefit : CCB）」、「育児休業給付金」、「育児休暇・看護休暇」について制度の概要等を整理している。

a) カナダ子ども手当（Canada Child Benefit : CCB）

カナダ子ども手当（Canada Child Benefit : CCB）は、連邦政府が支給する手当であり、17 歳以下の子ども一人につき一定額が毎月支給される制度である。親の収入状況により給付金額は異なる。

従来の児童に対する給付及び所得維持制度としては、普遍的保育手当（Universal Child Care Benefit : UCCB）とカナダ児童税給付（Canada Child Tax Benefit : CCTB）の基礎給付及び全国児童付加給付が存在したが、制度が複雑であることや公平性の観点から 2016 年 7 月にカナダ子ども手当（CCB）に一本化されている。なお、カナダ子ども手当（CCB）とは別に非還付型税額控除としての児童扶養控除（Child Care Expense Deduction）が存在する。また、州政府が還付型税額控除等の独自の児童扶養支援を実施している場合もある。

ア.　　給付対象

カナダ子ども手当（CCB）の受給対象は、以下の条件を全て満たす必要がある。なお、通常の場合には「子どもの養育に対する主たる責任を有する」のは女性とみなされる。そのため、男性が「子どもの養育に対する主たる責任を有する」場合には、女性の署名付きの書類を申請書類に添付する必要がある。

・18 歳未満の子どもと同居していること

・子どもの養育に対する主たる責任を有していること
・税務上のカナダの居住者であること
・本人または配偶者（common-law partner を含む）のいずれかが以下に該当すること
✓カナダ国民
✓永住者
✓被保護者
✓Indian Act に基づき登録されている・登録される資格のある人
✓過去 18 カ月間カナダに居住しており、19 か月目に「ステータスを与えていない」または「一時滞在者ステータスを与えていない」以外の有効な許可を持っている一時滞在者

イ.　給付金額

カナダ子ども手当（CCB）の給付年度は 7 月から翌年の 6 月までであり、給付金額は以下に基づいて算出される。

・養育対象の子どもの数
・子どもの年齢
・本人の婚姻状況
・昨年の税務申告書に記載された調整家族純収入[114](AFNI : adjusted family net income)

具体的な支給額は、子どもの人数・年齢に応じた金額から調整家族純収入(AFNI)に基づく削減額を除すことで算出される。なお、調整家族純収入(AFNI)が 34,863 カナダドル未満の場合には、削減額は 0 カナダドルとなり満額が支給される。

図表 I-100　子ども一人当たりの金額（2023 年 7 月から 2024 年 6 月まで）

対象	支給額	
	年額	月額
6 歳未満	7,437 カナダドル	619.75 カナダドル
6 歳以上～18 歳未満	6,725 カナダドル	552.91 カナダドル

[114] 調整家族純収入とは世帯の総収入から障害者年金等に係る所得などを除いた金額である。
)

図表 I-101　調整家族純収入(AFNI)に基づく削減額

子の数	調整後世帯所得	
	34,864～75,537	75,538 以上
１人	7.0%×(所得額－34,863)	3.2%×(所得額－75,537)+2,847
２人	13.5%×(所得額－34,863)	5.7%×(所得額－75,537)+5,491
３人	19.0×(所得額－34,863)	8.0%×(所得額－75,537)+7,728
４人	23.0×(所得額－34,863)	9.5%×(所得額－75,537)+9,355

(資料) https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-child-benefit-overview/canada-child-benefit-we-calculate-your-ccb.html

b) 育児休業給付金

育児休業給付金は雇用保険の出産手当(Maternith Benefits)及び両親手当(Parental Benefit)で構成される。出産手当(Maternith Benefits)は、出産休暇（産前産後休暇）中の労働者（妊婦）に対して従前の賃金の 55%を支給する制度である。また、両親手当(Parental Benefit)は育児のために休業する親に対して従前の賃金の 55%または 33%を支給する制度である。

「出産休業給付(Maternity Benefit)」は、1971 年の「失業保険法(Unemployment Insurance Act)」の改正により整備され、資格要件を満たす女性に 15 週の出産休業給付（休業前給与の 60%）が支給された。1990 年に失業保険が改正され「親休業給付」制度(Parental Benefits)が導入され、２週間の待機期間を経て生物学上の父母が合算して 10 週間まで休業前給与の 60%を受給することができた。2000 年には法改正により親休業給付の期間が 35 週間まで拡大された(1996 年には失業保険法が「全国職業訓練法」と統合され「雇用保険法(Employment Insurance Act)」に改められている)。

なお、ケベック州は「ケベック親保険制度（RQAP/QPIP)」という独自の制度を運用している。自営業者や学生も保険料を負担すれば利用可能である点や、両親間でシェアできない５週間の「父親休業」給付などの特徴がある（連邦政府も 2011 年５月より自営業者や学生も保険料の負担により利用可能となっている)。

ア.　給付対象

出産手当(Maternith Benefits)の受給条件は以下のとおりである。

・妊娠している人

・出産により仕事を休職している人

出産予定日または出産日の 12 週間前から受け取り始めることが可能であり、出産予定日または出産日のいずれか遅い方から 17 週間を超えると受け取ることができなくなる。

両親手当(Parental Benefit)の受給条件は以下のとおりである。

・新生児または新たな養子の両親
・収入が少なくとも 1 週間以上にわたり 40%以上減少している
・保険金請求の開始前の 52 週間または前回の保険金請求以降の 52 週間のうち短い方において累計 600 時間以上の被保険者労働時間がある

イ.　　給付金額

出産手当(Maternith Benefits)の給付金額は以下のとおりである。

・最大週数：15 週間まで
・従前の賃金の 55%
・最大給付額（週当たり）：650 カナダドル

出産予定日または出産日の 12 週間前から受け取り始めることが可能であり、出産予定日または出産日のいずれか遅い方から 17 週間を超えると受け取ることができなくなる。

両親手当(Parental Benefit)は以下の２つの選択肢から世帯ごとに１つを選択する必要がある（なお、両親手当(Parental Benefit)を一度受領すると変更できない）。

①標準的な両親手当
②期間延長型の両親手当

給付金額は以下のとおりである。

①の場合

最大週数：最大 40 週を両親間で共有化（なお、一方の親は 35 週以上の利用は不可）
給付率：従前の賃金の 55%
最大給付額（週当たり）：650 カナダドル
受給可能期間：52 週（12 か月）以内

②の場合

最大週数：最大 69 週を両親間で共有化（なお、一方の親は 61 週以上の利用は不可）
給付率：従前の賃金の 33%
最大給付額（週当たり）：390 カナダドル
受給可能期間：78 週（18 カ月）以内

(資料) https://www.canada.ca/en/services/benefits/ei/ei-maternity-parental.html

c) 保育の提供

保育サービスの提供は他の社会福祉サービスと同様に州政府の所管であるため、州により制度や支援内容は異なっている。しかし、2017 年３月に公表された 2017 年度予算方針により連邦政府が 2018 年度から 10 年間で総額 70 億カナダドルの投資をすることが表明された。2017 年６月には早期学習及び保育の多角的な枠組み（Multilateral Early Learning and

Child Care Framework）に連邦・州政府等が合意し保育システムの強化等に取り組むこととされている。

③ 少子化・子育て世帯に対する支援策の課題

a) 支援策の成果・課題

2016 年にカナダ子ども手当（CCB）が導入されたことにより、貧困状態にある子どもの割合が 2016 年の 11%から 9%に改善するなど、カナダ子ども手当（CCB）は子どもの貧困削減に寄与した可能性が指摘されている。一方、カナダ子ども手当（CCB）は世帯年収に基づき支給金額が決定されるため結婚に対する抑制効果がある可能性や、世帯年収の増加に伴い支給金額が減少することから労働参加に対する意欲を減少させる可能性なども指摘されている[115]。

出産休業給付金（Maternity Benefits）と両親手当（Parental Benefits）に関して、法改正のあった 2000 年前後における利用した母親の割合をみると、2000 年から 2001 年において 54%から 61%へ、賃金労働を行っていた母親の割合は 79%から 84%へ増加するなど、取得率の向上や女性の労働参画拡大に影響を与えた可能性が指摘されている。男性においても 2000 年から 2001 年において両親手当（Parental Benefits）を申請または申請する予定である割合が 3%から 10%に増加するなど大きく向上している。2000 年の法改正前は両親に対して 2 週間の無給付の待機期間が課されていたため、短期間での利用等が困難であった可能性が指摘されている。ケベック州における「ケベック親保険制度（RQAP/QPIP）」という独自の出産・親休業制度について、2006 年の導入前後における対象者の利用率を比較すると、2005 年の 32%から 2006 年の 56%へ大きく向上している。従前賃金の 70%の所得補償という連邦制度と比較して高い給付率などの影響の可能性が指摘されている[116]。

Milligan, K. (2005)[117]では、1988 年から 1997 年においてケベック州で独自に実施された「新生児手当（Allowance for Newborn Childcare：ANC）」という所得制限のない子どもを持つ家庭に対する現金給付に係る効果検証が行われている。1988 年から 1997 年においてケベック州以外の州では子育て世帯に対する大きな制度改革が実施されなかった点を踏まえ差の差分析という手法での分析が行われ、ANC による取組が出生率を引き上げた可能性が指摘されている。

115 https://ifstudies.org/blog/the-pros-and-cons-of-canadas-child-benefit
116 飯島香「カナダの出産休業給付制度および育児休業給付制度～日本の子育て支援・育児休業制度のあり方の参考として～」
117 Milligan, K. (2005). Subsidizing the stork: New evidence on tax incentives and fertility.Review of Economics and statistics, 87(3), 539-555

b) 文化・教育等の社会的背景と少子化対策の関連性

カナダでは保育・幼児教育は連邦政府の事業でなく、州による運用が中心となっている。連邦政府が保育・幼児教育への関与を開始したのは第二次世界大戦時における労働力不足がきっかけである。1966 年に開始された「カナダ社会扶助プラン（Canada Assistance Plan : CAP）」も低所得層に対する支援が中心であり、子育て支援政策は 1990 年代以降に徐々に拡大されてきている。

また、カナダでは 2022 年 11 月 1 日に 2023 年から 2025 年における移民計画が発表されている。カナダでは 2021 年に 40 万 5,000 人と過去最高の移民を受け入れているが、2023 年に 46 万 5,000 人、2024 年に 48 万 5,000 人、2025 年に 50 万人の移民の受け入れを目指すこととしている。この計画では、医療・製造・建設業などの深刻な労働力不足に直面する分野においてスキルを有する移民を受け入れることとしている。

(2) 個人所得課税の仕組み

① 所得税の基本的な仕組み[118]

a) 課税年度

暦年(1 月 1 日から 12 月 31 日まで)を課税年度としており、現年課税方式が採られている。

b) 納税義務者（申告義務者）

課税年度に納税義務を有する者は申告書を提出することが求められる。また、税の還付を求める者、給付付き税額控除の給付を希望する者も申告書を提出することが必要である。

② 税額の算定方法

所得の種類に応じて一定の所得控除及び税額控除が認められている。なお、課税所得の算出にあたっては、全ての所得が合算される。

a) 総所得

ｱ. 給与所得

給与所得には、給料・賃金、賞与、コミッション、役員報酬、雇用に関連して受領又は享受したその他の課税対象ベネフィットが含まれる。

雇用に関連して受領又は享受したその他の課税対象ベネフィットとしては、雇用主から支給される住宅手当、自動車手当、無利子又は低利息の従業員貸付金等が含まれる。

ｲ. 投資所得

カナダの居住者は、全世界の投資所得についてカナダで課税される。

カナダの投資所得について、カナダの金融機関は T5（投資所得明細書）を発行する。ただし、T5 の受領の有無に関わらず、全世界の投資所得をカナダにおいて申告することが必要である。

ｳ. キャピタルゲイン

カナダ居住者が得たキャピタルゲインの 50%がその資産の所在地に関係なくカナダで課税される。

ｴ. その他の所得

上記項目以外に、カナダ居住者が何らかの所得を受領した場合には、当該所得は課税対象となる。

なお、生命保険から支払われる死亡給付、宝くじの賞金、兵役年金、納税者の主たる住居

[118] 以下は 2022 年の個人所得税について記載する。

の売却によるキャピタルゲイン等は非課税となる。

b) 所得控除

課税所得の算定にあたっては、一定の所得控除が認められている。一般的な項目としては、以下が挙げられる[119]。

- 登録者退職貯金基金（節税貯蓄）
- 年金制度の拠出金
- 職業上所属する協会に支払った年会費
- 引越し費用で雇用主から支払われなかったもの（海外移転の場合は除く）
- 収入を得るために子どもを保育所などに預けた場合の費用
- 投資所得を得るために生じた費用（利子、貸金庫使用料、会計士費用、投資相談費用等）
- 別居、離婚等に起因する扶養手当の支払

c) 適用税率

所得税額は、課税所得の金額に税率を適用することで算定される。

個人納税者の税率は、以下の通りとなっている。

図表 I-102　所得税率表（2023 年）

税率	所得額
15%	$0 - $53,359
20.5%	$53,359 - $106,717
26%	$106,717 - $165,430
29%	$165,430 - $235,675
33%	$235,675 -

(資料) CRA ホームページ

d) 税額控除

課税所得に税率を乗じることで、連邦所得税の金額が計算される。そこから、各種税額控除を差し引くことで、最終的に納付すべき金額が算定される。税額控除項目としては、以下が挙げられる[120]。

- 個人基礎控除（本人の年齢、配偶者の有無、扶養家族の課税状況等に基づいて計算される）

[119] 日本税理士会連合会（2020）「カナダ税制視察調査報告書」
[120] 日本税理士会連合会（2020）「カナダ税制視察調査報告書」

- 授業料税額控除
- 外国税額控除
- 医療費控除
- カナダ年金基金掛金控除
- 雇用保険料控除
- 慈善団体に対する寄附金控除
- 特定の政治献金控除
- 扶養控除
- カナダ雇用税額控除
- 公共交通機関の定期券購入費用控除
- 16 歳未満の子女の芸術・文化的プログラム及びフィットネス税額控除（オンタリオ州のみ）。

③ 納税手続

a) 確定の方式

申告納税方式が採用されている。

b) 申告の流れ

申告義務者は、原則として、課税年度翌年の 4 月 30 日までに、T1（個人所得税申告書）をオンライン又は紙で CRA（Canada Revenue Agencu：カナダ歳入庁）に提出し、税額を納付することが求められる。なお、事業所得を有する個人においては、申告期限は 6 月 15 日となっているが、納付期限は給与所得と同様に 4 月 30 日となっている。

給与所得等については、雇用主が源泉徴収を行うが、年末調整制度は導入されていないため、納税者自身による納税申告が必要となる。

c) 申告書

T1 は税額の算定プロセスに沿って構成されている[121]。

Step1 は、申告者の個人情報・納税資格の確認、Step2 は総所得の算定、Step3・Step4 は所得控除等を踏まえた課税所得の算定、Step5 は連邦個人所得税の税額の算定及び税額控除の算定がなされる。

なお、2015 年から、納税者の利便性向上等の観点から、記入済納税申告書が導入されている。記入済納税申告書を利用するためには、納税者ポータルである My Account にアカウント登録を行い、NETFILE 認定ソフトウェアを用いることが必要となる。記入済納税申告

[121] Federal Income Tax and Benefit Guide（https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/formspubs/pub/5000-g/5000-g-22e.pdf）

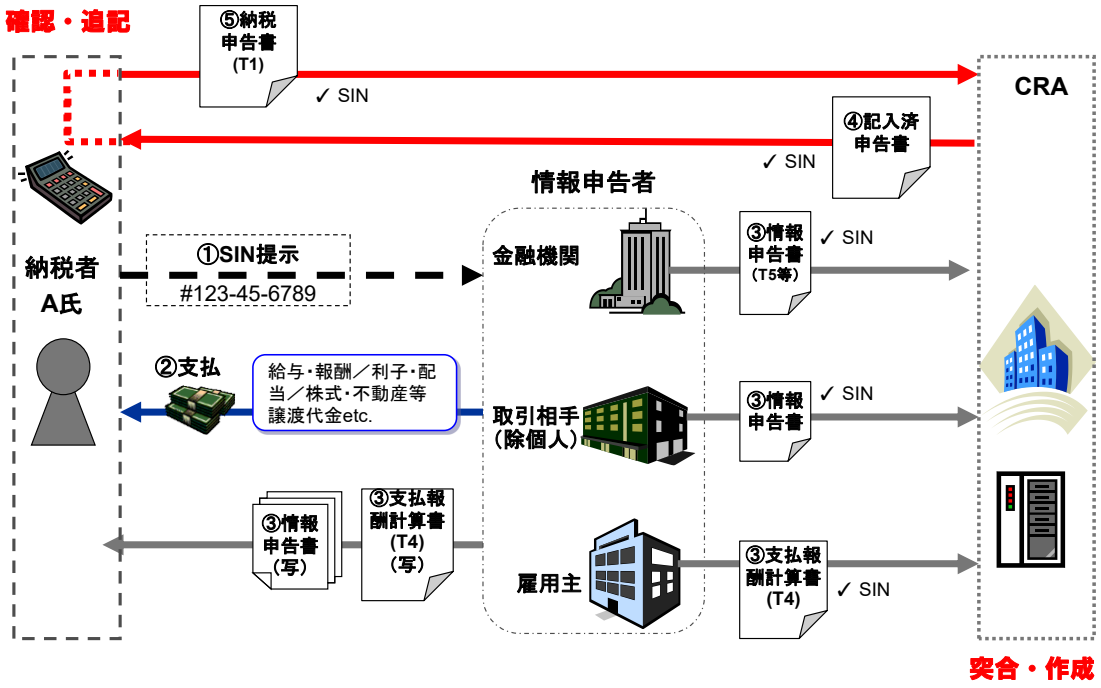
書に記載される項目は、既存の制度上当局が入手可能な以下の情報申告書の情報である。

図表 I-103　記入済納税申告書に記載される情報申告書の情報

T3, Statement of Trust Income Allocations and Designations（信託所得税申告書）
T4, Statement of Remuneration Paid（報酬に係る申告書）
T4A, Statement of Pension, Retirement, Annuity, and Other Income（年金、退職金等に係る明細書）
T4A(OAS), Statement of Old Age Security（老齢基礎年金に係る明細書）
T4A(P), Statement of Canada Pension Plan Benefits（カナダ年金給付に係る明細書）
T4E, Statement of Employment Insurance and Other Benefits（雇用保険給付等に係る明細書）
T4RIF, Statement of Income from a Registered Retirement Income Fund（登録退職所得基金給付に係る明細書）
T4RSP, Statement of Registered Retirement Savings Plan Income（登録退職貯蓄年金給付に係る明細書）
T5, Statement of Investment Income（投資所得に係る申告書）
T5007, Statement of Benefits（給付明細書）
T5008, Statement of Securities Transactions（証券取引明細書）
RC62, Universal Child Care Benefit Statement（保育手当に係る明細書）
RC210, Canada Workers Benefit Advance Payments Statement（カナダ勤労給付（前払い分）に係る明細書）
RRSP, Registered Retirement Savings Plan contribution receipt（老齢退職貯蓄年金への支払に係る領収書）
PRPP, Pooled Registered Pension Plan contribution receipt（プール型登録企業年金への支払に係る領収書）
T2202, Tuition and Enrolment Certificate（授業料及び入学金）
T1204, Government Service Contract Payments（政府サービスに係る支払い契約書）
RENT ASSIST（家賃補助）
T5013, Statement of Partnership income（パートナーシップ所得に係る明細書）

（資料）CRA ホームページ (https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/about-auto-fill-return.html)

図表 I-104　納税申告のイメージ



(注)番号は、フローの順序を示す。
(資料)各種情報より MURC 作成

一方、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要である[122]。

また、記入済納税申告であっても、提出する際には、申告者の責任において計数を確認することが必要である。

納税申告書については、NETFILE という電子納税申告サービスを利用してオンラインで提出することができる[123]。CRA は、個人の税務手続ポータルサイトである My Account を提供している。納税者は My Account にログインすることによって、納税額の確認、税務申告書の修正、給付付き税額控除の確認、記入済納税申告書の確認等が可能である。My Account への登録にあたっては、ユーザー名及びパスワードとしてオンラインバンキングにおける ID・パスワード等を利用することが可能である。

d) 租税の納付・徴収

納税期限は申告期限と同じく課税年度後の 4 か月目の 30 日（暦年課税年度では、翌年の 4 月 30 日）となっている。

[122] 政府税制調査会海外調査報告（アメリカ・カナダ）
[123] NETFIL の詳細は CRA ホームページ参照(https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/e-services-individuals/netfile-overview.html)

e) 滞納処分

期限内に納税がなされない場合に、CRA が定める利率に基づいて延滞税が課されることとなる。2021 年はいずれの四半期も５%の利率であり、2022 年は第１・２四半期が５%、第３四半期が６%、第４四半期が７%、2023 年は第１四半期が８%、第２四半期以降が９%となっている。

申告期限に遅れた場合にも罰則が設けられており、申告期限前に申告がない場合、納税額×利率に加え、1 ヶ月遅れるごとに 1%が延滞税として加算される[124]。

f) 納税者向けポータル

CRA は、個人の税務手続ポータルサイトである My Account を提供している。納税者は My Account にログインすることによって、納税額の確認、税務申告書の修正、給付付き税額控除の確認、記入済納税申告書の確認等が可能である。My Account への登録にあたっては、ユーザー名及びパスワードとしてオンラインバンキングにおける ID・パスワード等を利用することが可能である。

[124] https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/about-your-tax-return/interest-penalties/late-filing-penalty.html

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

カナダ勤労給付（給付付き税額控除）と GST/HST クレジット（給付付き税額控除）については「(4)給付付き税額控除」にて制度内容等を説明する。

① 元配偶者への慰謝料・扶養料（所得控除）

離婚判決等に基づき納税者が元配偶者等に支払う慰謝料・扶養料に係る所得控除である。なお、支払いは元配偶者等の課税所得に含まれる。対象となる支払い条件は以下のとおりである。

・裁判所命令に従って支払われていること
・受取人が支払い者の元配偶者等である場合には別居していること
・受取人が自身の裁量で使用できること
・支払いが定期的に実施されること
・支払いは受取人または代理人に対して行われること

② 養育費（所得控除）

納税者が雇用収入等を得るため、または就学のために子どもの面倒を見てもらった場合に支出した費用に係る所得控除である。

対象となる条件は以下のとおりである。

・子どもの年齢が 16 歳未満であること
・自身または配偶者、事実婚パートナーの子どもであること
・子どもが扶養対象であり、純収入が 14,398 カナダドル以下であること
・雇用収入等を得るために養育費の支払いを実施していること
・養育費の支払い時に子どもと同居していること
・養育サービスがカナダ国内でカナダ在住者により提供されていること
・自身が子どもの扶養者であること等

控除可能な具体的な経費の例は以下のとおりである。医療費や入院費、衣服費、交通費、教育費などは控除することはできない。

・資格のある保育者による保育サービスに係る費用
・保育園に係る費用
・教育機関（うち保育サービス）に係る費用
・養育を主たる目的としたデイキャンプに係る費用　等

控除額の上限は原則以下のとおりである。なお、納税者の所得の３分の２以上の控除は実施できない。

・６歳以下の子ども１人につき 8,000 カナダドル
・７歳以上 15 歳以下の子ども１人につき 5,000 カナダドル

・障害を有する 16 歳以上の子ども 1 人につき 5,000 カナダドル

③ 授業料控除（税額控除）

a) 制度概要

教育機関の授業料等の一定割合（15%）に係る税額控除である。対象となる教育機関は以下のとおりである。

・中等教育機関（universities, colleges, institutes）
・雇用・社会開発大臣（Minister of Employment and Social Development）により認められた職業スキル向上に係る教育機関　等

対象となる費用は以下のとおりである。なお、対象となる教育機関への支払額が年間で 100 カナダドルを超えている必要がある。

・入学金
・授業料
・図書館の利用料
・学習プログラムに不可欠な試験料（再試験料を含む）
・証明書等に係る費用　等

なお、学生の社会活動や医療費、交通費、食費等は対象に含まれない。

(4) 給付付き税額控除

カナダでは、給付付き税額控除の仕組みとして、カナダ勤労給付（Canada Workers Benefit : CWB）、GST/HST クレジットが存在している。

カナダ勤労給付では、所得が増加するにつれ、税額控除額も増加するように設計されており、最大控除額に達した後は一定の所得水準まで最大控除額が維持され、さらに所得が増加すると控除額は逓減しはじめ、ゼロになる所得水準まで税額控除額は減少する。

GST/HST クレジットでは、所得が増加するにつれ、控除額が逓減するように設計されている。ただし、一定の所得水準の範囲においては、控除額は一定となっている。

① カナダ勤労給付

a) 導入の経緯・背景

生活保護受給者が就労に伴って給付が減少することで、就労から得られる収入を含む手取収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するため、2007 年に就労所得手当（Working Income Tax Benefit：WITB）が導入された。

2019 年より、更なる制度拡充を行い、カナダ勤労給付に名称が変わった。

b) 他の支援制度との関係

カナダ勤労給付（CWB）の適用がカナダ子ども手当（CCB）や GST/HST クレジットに影響を与えることはない。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ア.　　趣旨

低所得者の就労促進への就労インセンティブの付与等が目的である。

イ.　　対象・適用要件

以下の要件を全て満たすことが求められる。

- 勤労所得を得ており、一定額以下である
- 対象年を通じてカナダの居住者である
- 12 月 31 日時点で年齢が 19 歳以上であるか、配偶者・パートナー・子どもと同居している
- 以下のいずれにも該当しない。
 - 対象年のうち 13 週間以上の間、指定教育機関（designated educational institution）にフルタイム学生として在籍している　※ただし、12 月 31 日時点で適格扶養家族がいる場合を除く
 - 対象年のうち 90 日以上を刑務所又は同等の施設に収容されている

- 外交官や外交官の家族・使用人など他国の職員・使用人であるために、カナダにおいて納税する必要がない

ｳ.　　適用税目

個人所得税

ｴ.　　給付額

単身者かつ子どもなしの場合には最大で 1,395 カナダドル、家族ありの場合には最大で 2,403 ドルの税額の税額控除が受けられる。詳細は下記に述べる。

d) 制度の仕組み・体制

カナダ勤労給付は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

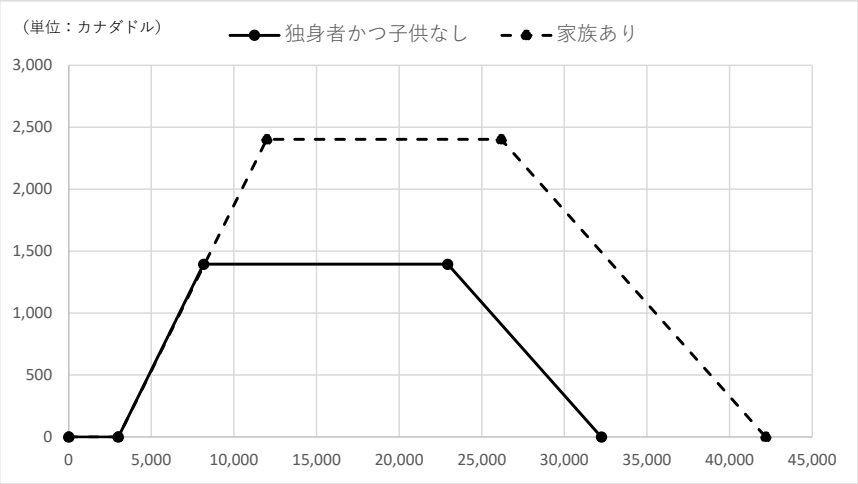
カナダ勤労給付は、勤労所得額及び家族構成によって異なる。家族構成により、逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が異なっている。

図表 I-105　カナダ勤労給付の金額と所得金額の関係（カナダドル、2022 年）

	逓増	定額	逓減
単身者かつ子どもなし	3,000～8,167 （変動率：27%）	8,167～22,944 （1,395 カナダドル）	22,944～32,244 （変動率：▲15%）
家族	3,000～11,900 （変動率：27%）	11,900～26,177 （2,403 カナダドル）	26,177～42,197 （変動率：▲15%）

(注 1)上段は所得金額範囲、下段は変動率又は定額の場合には当該金額を指す。
(注 2)アルバータ州、ケベック州・ヌナブト準州は異なる金額となっている。また、障がい者の追加分を含まない。
(注 3)所得が 3,000 ドル未満の場合には給付されない。
(資料) カナダ歳入庁 HP (https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-workers-benefit/calculation-sheets.html l)

図表 I-106　カナダ勤労給付の金額と所得金額の関係（図表版）



e) 導入後の評価、制度導入時点の課題・対応策

カナダでは過去数十年間において低・中所得層の労働者の賃金見通しが行き詰まり、金銭的に困難な状況に置かれていたため、2007 年に導入されていたカナダ就労所得手当（WITB）の制度拡充を図る形で 2019 年にカナダ勤労給付（CWB）は導入された。カナダ勤労給付（CWB）では、労働参画の促進や 7 万人の貧困からの脱却などを図っている。カナダ就労所得手当（WITB）と比較してカナダ勤労給付（CWB）ではより多くに給付金が支払われる[125]。また、カナダ勤労給付（CWB）ではアクセス性の向上のため、申請者が申請しやすい仕組みとすることとされている[126]。

f) 現時点での課題・対応策

昨今のインフレへの対応から前年の納税申告書に基づくカナダ勤労給付（CWB）の自動前払いなどが行われている。

[125] https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2018/04/backgrounder-introducing-the-canada-workers-benefit.html
[126] https://www.canada.ca/en/revenue-agency/programs/about-canada-revenue-agency-cra/federal-government-budgets/budget-2018-equality-growth-strong-middle-class/canada-workers-benefit.html

② GST/HST[127]クレジット

a) 導入の経緯・背景

物品サービス税（Goods and Services Tax：GST）が 1991 年に導入されたことに伴い、逆進性解消のために低中所得者への所得税率引下げと併せて導入された。

なお、2023 年度予算ではインフレ対策としてグロセリー給付金（New Grocery Rebate）が導入されている。GST/HST クレジットを受け取ることができる方を対象として、単身子どもなしの場合には最大で 234 カナダドル、家族子どもなしの場合には最大 306 カナダドルを受け取ることができる。

b) 他の支援制度との関係

GST/HST クレジットの適用がカナダ子ども手当（CCB）やカナダ勤労給付（CWB）に影響を与えることはない。

c) 制度の概要（趣旨、対象、適用要件、適用税目、規模、給付額）

ｱ.　　趣旨

GST/HST クレジットは連邦政府が課す付加価値税等の負担軽減を目的とした直接給付制度である。

ｲ.　　対象・適用要件

以下の要件のいずれかを満たすことが求められる。

- 年齢が 19 歳以上である
- 配偶者又はパートナーを有する
- 子どもと同居している

ｳ.　　適用税目

個人所得税

ｴ.　　給付額

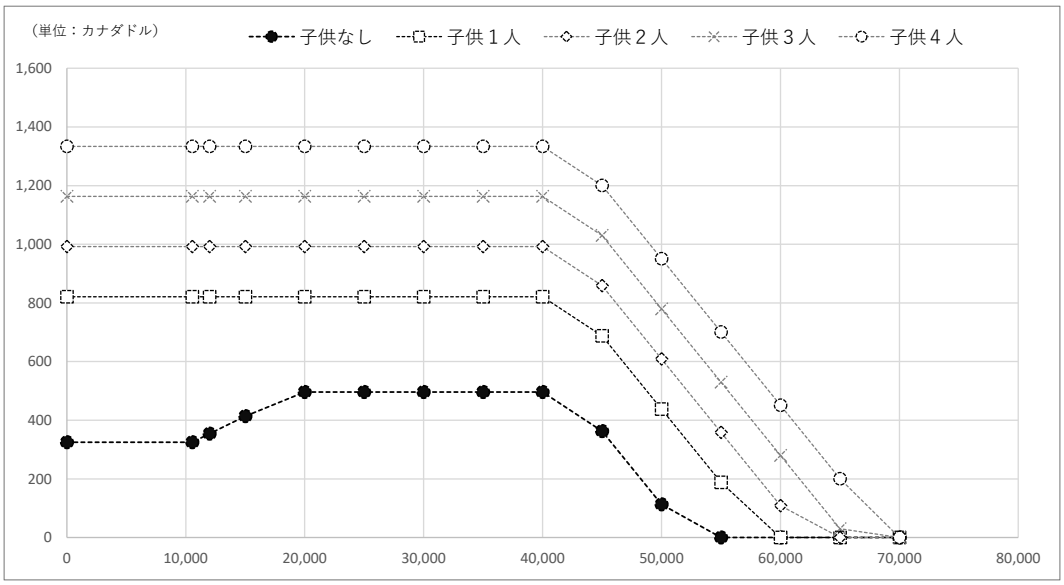
単身子どもなしの場合には最大で 496 カナダドル、家族の場合には最大で 650 カナダドルの給付を受けることができる。詳細は下記に述べる。

[127] GST は連邦政府が課す付加価値税である。州によっては、州税として州付加価値税である PST（Provincial sales taxes）が課されている。また、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバスコシア州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州の 5 州では、GST と PST を統合した HST(Harmonized Sales Tax)が課されている。

d) 制度の仕組み・体制

GST/HST クレジットは、個人所得税の申告により四半期ごとに支払われる非課税の支払いである。GST/HST クレジットは、勤労所得額及び家族構成によって異なる。家族構成により、逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が異なっている。

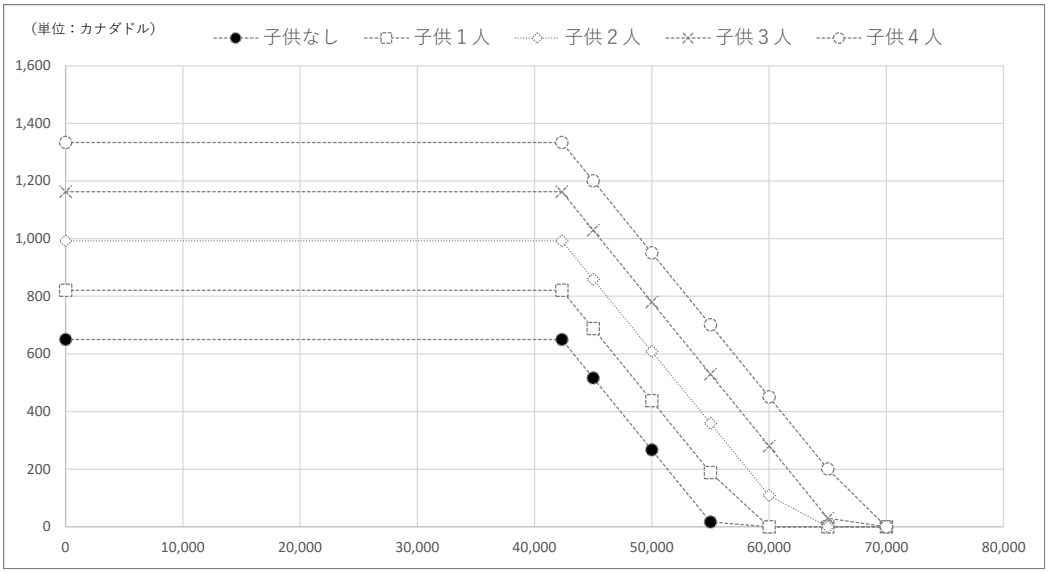
図表 I-107　GST/HST クレジット金額と所得金額の関係（独身）（カナダドル、2022 年）



勤労所得	子どもなし	子ども１人	子ども２人	子ども３人	子ども４人
Under $10,544	$325.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$12,000	$354.12	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$15,000	$414.12	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$20,000	$496.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$25,000	$496.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$30,000	$496.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$35,000	$496.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$40,000	$496.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$45,000	$362.75	$687.75	$858.75	$1,029.75	$1,200.75
$50,000	$112.75	$437.75	$608.75	$779.75	$950.75
$55,000	$0.00	$187.75	$358.75	$529.75	$700.75
$60,000	$0.00	$0.00	$108.75	$279.75	$450.75
$65,000	$0.00	$0.00	$0.00	$29.75	$200.75
$70,000	$0.00	$0.00	$0.00	$0.00	$0.00

（資料）CRA ホームページ (https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/goods-services-tax-harmonized-sales-tax-gst-hst-credit/goods-services-tax-harmonised-sales-tax-credit-payments-chart.html#not)　（以下、同様）

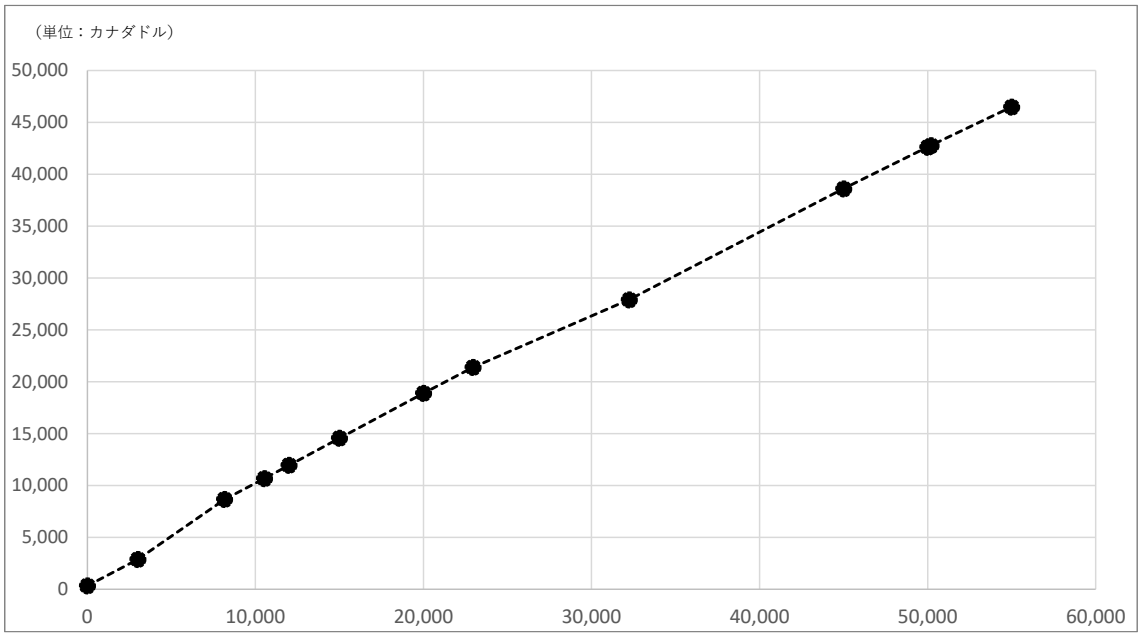
図表 I-108　GST/HST クレジット金額と所得金額の関係（家族）（カナダドル、2022 年）



勤労所得	子どもなし	子ども１人	子ども２人	子ども３人	子ども４人
Under $42,335	$650.00	$821.00	$992.00	$1,163.00	$1,334.00
$45,000	$516.75	$687.75	$858.75	$1,029.75	$1,200.75
$50,000	$266.75	$437.75	$608.75	$779.75	$950.75
$55,000	$16.75	$187.75	$358.75	$529.75	$700.75
$60,000	$0.00	$0.00	$108.75	$279.75	$450.75
$65,000	$0.00	$0.00	$0.00	$29.75	$200.75
$70,000	$0.00	$0.00	$0.00	$0.00	$0.00

参考図表　カナダ勤労給付と GST/HST クレジットを踏まえた可処分所得

（単身・子どもなしの場合）



勤労所得	子どもなし	子ども１人	子ども２人	子ども３人	子ども４人
$0	15	$0	$0	$325	$325
$3,000	15	$450	$0	$325	$2,875
$8,167	15	$1,225	$1,395	$325	$8,662
$10,544	15	$1,582	$1,395	$325	$10,682
$12,000	15	$1,800	$1,395	$354	$11,949
$15,000	15	$2,250	$1,395	$414	$14,559
$20,000	15	$3,000	$1,395	$496	$18,891
$22,944	15	$3,442	$1,395	$496	$21,393
$32,244	15	$4,837	$0	$496	$27,903
$45,000	15	$6,750	$0	$363	$38,613
$50,000	15	$7,500	$0	$113	$42,613
$50,197	15	$7,530	$0	$108	$42,775
$55,000	20.5	$8,514	$0	$0	$46,486
$100,392	20.5	$17,820	$0	$0	$82,572
$155,625	26	$32,180	$0	$0	$123,445
$221,708	29	$51,344	$0	$0	$170,364
$300,000	33	$77,181	$0	$0	$222,819

e) 導入後の評価及び導入時点の課題・対応策

「政府税制調査回海外調査報告（アメリカ、カナダ）（平成 21 年 8 月 6 日）[128]」によると、給付を行ったうちの 98%は適切な給付であったなど過誤支給・不正受給は問題となっていない。背景として、低所得者については原則として受給額が一定であるなど簡素な制度設計である点、給付申請手続きは確定申告時に行われ給付は一定期間経過後に行われるなど所得情報等を確認するための期間が確保されている点などが示唆されている。

GST/HST クレジットの執行時には、社会保険番号（Social Insurance Number：SIN）を用いて申請者の給与所得額は雇用者からの報告額とのマッチングによる確認も行われている。執行は CRA（カナダ歳入庁）が担っているが、州ごとに差異のある社会保障制度を全国一律のものとするために導入された経緯による。なお、CRA（カナダ歳入庁）の職員数の多さや、州の徴税業務の一部を担っていたこと、既存のシステムを用いて所得情報を把握できた点なども背景にある。

[128] https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/sg/2009/pdf/sg5kai5-1.pdf

7.　日本

(1) 少子化・子育て世帯に対する支援策全般

我が国の基本的事項を図表 I-109 に示す。家族関係社会支出対 GDP 比は、アメリカ・カナダを上回っているが、欧州諸国を下回っている。

図表 I-109　基本的事項（日本）

国名	日本国
首都	東京
人口	1 億 2,444 万人（2023 年 8 月 1 日、総務省人口統計）
年齢別人口構成	15 歳未満 11.6%、15～64 歳未満 59.4%、65 歳以上 29.0%（2022 年 10 月 1 日、総務省人口統計）
出生数	77 万 750 人（2022 年、厚生労働省人口動態調査）
出生率	1.26（2022 年、厚生労働省人口動態調査）
家族関係社会支出対 GDP 比	1.95%(うち税制措置 0.20％ 現金給付 0.66%、現物給付 1.08%)(2019 年)
国民負担率	47.9% (うち租税負担率 28.2%、社会保障負担率 19.8%) (2020 年)
ジニ係数	0.381 (再配分後ジニ係数) 0.570(再配分前ジニ係数)　(いずれも 2021 年)

出典：家族関係社会支出対 GDP 比は OECD”Family Database”、ジニ係数は OECD “Income Distribution Database”

日本における主な少子化・子育て世帯に対する支援策を図表 I-110 に示す。なお、児童手当・扶養控除については図表 I-111 に示す通り、改革が予定されている。現金給付である児童手当は所得制限の撤廃・高校生への対象拡大・第三子以降の増額と拡充が予定されている。一方、扶養控除については高校生（16～18 歳）への扶養控除の縮小が予定されている。

図表 I-110 日本における主な少子化・子育て世帯に対する支援策

種類	制度名	概要
現金給付	児童手当	中学生以下の子どもを扶養する者に対して、子ども一人当たり月額 5,000 円から 15,000 円を支給※所得制限あり
	特別児童扶養手当	20 歳未満の心身に障害を有する子どもを扶養する者に対して、障害の程度に応じて手当を支給 ※所得制限あり
	出産手当金	健康保険の被保険者等が出産のために会社等を休み、給与の支給を受けなかった場合に、仕事を休んだ期間を対象として手当を支給
	出産育児一時金	健康保険の被保険者等が出産した際に、一定額を支給
	育児休業給付金	雇用保険の被保険者等が、原則 1 歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に給付金を支給
税制措置	扶養控除	16 歳以上 18 歳以下の子を扶養する場合には 38 万円、19 歳以上 22 歳以下の子を扶養する場合には 63 万円の所得控除を受ける。 ※扶養者・被扶養者ともに所得制限あり
現物給付等	子ども・子育て支援制度	教育・保育給付 ➢ 施設型給付費(認定こども園、幼稚園、保育所) ➢ 地域型保育給付費(小規模保育等) 施設等利用給付 ➢ 施設等利用費(施設型給付を受けない幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等) 地域子ども・子育て支援(一時預かり等) 仕事・子育て両立支援(企業主導型保育事業等)

図表 I-111 児童手当・扶養控除の改革

種類			現制度	新制度
児童手当	0～2 歳	第 1 子・第 2 子	月 1 万 5,000 円	月 1 万 5,000 円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	3 歳～小学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	中学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万円	**月 3 万円**
	高校生	第 1 子・第 2 子	なし	**月 1 万円**
		第 3 子以降	なし	**月 3 万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**
扶養控除	0～15 歳		なし	なし
	16～18 歳	所得税	38 万円	**25 万円**
		住民税	33 万円	**12 万円**
	19～22 歳	所得税	63 万円	63 万円
		住民税	45 万円	45 万円

注：新制度の開始時期は、児童手当は 2024 年 10 月、扶養控除は 2026 年からとなっている。
出典：こども未来戦略方針、税制改正大綱

(2) 個人所得課税の仕組み

居住者は、租税条約で除外されていない限り、通常、全世界の所得に対して所得税・個人住民税が課される。非居住者は、日本国内で発生した所得のみに対して所得税が課税される。

所得税は国税、個人住民税は道府県民税・市町村税となっている。

① 所得税

a) 税額の算定

ア.　　課税所得

所得は 10 種類に分類し、各種所得ごとに、それぞれの所得金額を計算する。

図表 I-112　所得分類と課税方法

所得分類	所得金額	課税方法
利子所得	収入金額	一律 20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)の源泉分離課税
配当所得	収入金額－株式等を取得するために要した負債の利子	源泉徴収のうえ総合課税 ただし、上場株式等の配当等は確定申告不要 また、上場株式等の配当所得は申告分離課税を選択可
不動産所得	総収入金額－必要経費	総合課税
事業所得	総収入金額－必要経費	総合課税
給与所得	収入金額－給与所得控除額	総合課税
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額[129]	総合課税 ただし、土地建物等に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得は申告分離課税
一時所得	総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額[130]	総合所得 ただし、先物取引等に係る雑所得は申告分離課税
雑所得	(公的年金等以外) 総収入金額－必要経費	総合所得 ただし、割引債の償還差益は一定のものを除き源泉分離課税

[129] 総所得金額を計算する場合、長期譲渡所得の金額は 2 分の 1 が総合所得の対象になる。
[130] 総所得金額を計算する場合、所得金額の 2 分の 1 が総合所得の対象になる。

	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額	
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額	申告分離課税(5 分 5 乗方式)
退職所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2	申告分離課税

出典：法人税法

各種所得金額がすべて黒字である場合には、総合課税が行われる所得については合計した総所得金額が、分離課税が行われる所得についてはそれぞれの所得金額が課税標準になる。

不動産所得、事業所得、譲渡所得、山林所得の各金額のうち赤字(損失の金額)がある場合には、他の黒字の各種所得の金額から控除することができる(損益通算)。

図表 I-113 損益通算の可否

項目	内容
損益通算のできる損失	次の所得の計算上生じた損失[131] ● 不動産所得 ● 事業所得 ● 譲渡所得 ● 山林所得
損益通算のできない損失	次の所得の計算上生じた損失 ● 利子所得 ● 配当所得 ● 給与所得 ● 退職所得 ● 一時所得 ● 雑所得 ● 個人に対し時価の 1/2 未満の価額で譲渡した場合の損失

131 以下の損失は損益通算できない。
・別荘、骨董、貴金属等生活に通常必要でない資産の譲渡等による損失
・主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産による損失
・非課税所得について生じた損失
・土地建物等の譲渡損失(一定の居住用財産の譲渡損失を除く)
・株式等の譲渡損失
・先物取引による差金決済により生じた損失
・不動産所得の損失のうち、土地取得のための借入金利子に対応する金額

課税所得の算出にあたっては、総所得金額から図表 I-114 に示す所得控除額を控除して、課税総所得金額を算出する。控除しきれないときは、一定の順序で他の所得の金額から順次控除して他の課税所得金額を算出する。

図表 I-114　所得控除項目

項目	内容
雑損控除	①災害関連支出が 5 万円以下の場合 損失の金額－総所得金額等×10% ②災害関連支出が 5 万円超の場合 損失の金額－下記のいずれか少ない金額 ・損失の金額－(災害関連支出額－5 万円) ・総所得金額等×10% ③損失のすべて災害関連支出の場合 損失の金額－下記のいずれか少ない金額 ・5 万円 ・総所得金額等×10%
医療費控除	(支払った医療費－保険金等による補てん額)－10 万円 ※最高限度額 200 万円
セルフメディケーション税制	一定のスイッチ OTC 医薬品の購入対価の額－12,000 円 ※医療費控除との選択適用
社会保険料控除	支払った社会保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の金額
生命保険料控除	新契約(平成 24 年 1 月 1 日以降に契約)、旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に契約)それぞれ異なる限度額等が設定されている。
地震保険料控除	支払保険料が 5 万円以下の場合は全額 支払保険料が 5 万円超の場合は 5 万円
寄付金控除	以下のいずれか少ない方－2,000 円 ・特定寄附金の支出が鵜 ・総所得金額等×40%
障害者控除	一般の障害者 1 人につき 27 万円 特別障害者 1 人につき 40 万円 同居特別障害者 1 人につき 75 万円
寡婦控除	27 万円

<table>
<tr><td></td><td>※本人の合計所得金額が 500 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>ひとり親控除</td><td>35 万円
※本人の合計所得金額が 500 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>勤労学生控除</td><td>27 万円
※本人の合計所得金額が 75 万円以下かつ勤労に基づく所得以外の所得が 10 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>本人の合計所得金額に応じて以下の通り設定されている。
<table><tr><td>納税者の合計所得金額</td><td>控除対象配偶者の控除額</td><td>老人控除対象配偶者の控除額</td></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>38 万円</td><td>48 万円</td></tr><tr><td>900～950 万円</td><td>26 万円</td><td>32 万円</td></tr><tr><td>950～1,000 万円</td><td>13 万円</td><td>16 万円</td></tr><tr><td>1,000 万円超</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>※配偶者は合計所得金額が 48 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>配偶者特別控除</td><td>本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて、1 万円から 38 万円まで設定されている。
※配偶者控除を受けられない人について適用
※本人の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は適用なし
※配偶者の合計所得金額が 133 万円超の場合は適用なし</td></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>一般の控除対象扶養親族(16 歳から 18 歳、23 歳から 69 歳までの者)1 人につき 38 万円
特定扶養親族(19 歳から 22 歳までの者)1 人につき 63 万円
老人扶養親族(70 歳以上の者)1 人につき、48 万円又は 58 万円
※扶養親族の合計所得金額が 48 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下の場合は 32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下の場合は 16 万円</td></tr>
</table>

出典：所得税法

ｲ.　　税額の算定

課税所得金額ごとに次のように税額を求める(税率・控除額は図表 I-115 参照)。

- 課税総所得金額×税率－控除額＝算出税額
- 課税退職所得金額×税率－控除額＝算出税額
- (課税山林所得金額×1/5×税率－控除額)×5＝算出税額

図表 I-115　個人所得税の税率(2023 年)

課税所得金額(千円未満切り捨て)	税率	控除額
195 万円以下	5%	0
195 万円超～330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超～695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超～900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超～1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超～4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

出典：所得税府

ｳ.　　税額控除

算出税額の合計額から、配当控除・住宅ローン控除、外国税額控除等を差し引いて納税額を算定する。

b) 申告手続

給与所得者の場合には、給与の支払いを受けるごとに所得税が源泉徴収され、年末に年末調整によって年税額が精算されるため、以下の者を除き確定申告をする必要はない。

- 給与の年間収入額が 2,000 万円を超えるとき
- 1 か所から給与の支払いを受ける人で「給与所得および退職所得以外の所得」が 20 万円を超えるとき。
- 給与を 2 か所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が 20 万円を超えるとき。
- 同族会社の役員やその親族等で、その会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料等の支払いを受けているとき。
- 一定の事由により、給与所得及び退職所得について正規の源泉徴収がなされていないとき。

ただし、確定申告義務はないが、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっている者は、確定申告により還付を受けることができる。

② 個人住民税

住民税には「均等割」と「所得割」とがある。道府県・市町村に住所がある人は、通常均等割額と所得割額との合計を納めなくてはならない。なお、一定の所得金額の人については非課税措置がとられている。均等割額については、市町村民税の標準税率が 3,500 円、道府県民税の標準税率が 1,500 円となっている。

以下は所得割額の算定について記載する。

a) 税額の算定

ア.　課税所得

課税所得は、前年の所得金額を基礎として計算され、所得金額の計算はおおむね所得税の計算と同様である。

所得控除については、所得税と異なる金額が設定されている項目がある。

図表 I-116　所得控除項目

項目	内容
雑損控除	所得税と同じ
医療費控除	所得税と同じ
社会保険料控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	所得税と同じ
生命保険料控除	所得税と金額が異なる
地震保険料控除	所得税と金額が異なる
寄付金控除	以下のいずれか少ない方－2,000 円 ・特定寄附金の支出が鵜 ・総所得金額等×40%
障害者控除	一般の障害者 1 人につき 26 万円 特別障害者 1 人につき 30 万円 同居特別障害者 1 人につき 53 万円
寡婦控除	26 万円 ※本人の合計所得金額が 500 万円以下であることが必要
ひとり親控除	30 万円 ※本人の合計所得金額が 500 万円以下であることが必要
勤労学生控除	26 万円 ※本人の合計所得金額が 75 万円以下かつ勤労に基づく所得

<table>
<tr><td></td><td>以外の所得が 10 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>本人の合計所得金額に応じて以下の通り設定されている。
<table><tr><td>納税者の合計所得金額</td><td>控除対象配偶者の控除額</td><td>老人控除対象配偶者の控除額</td></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900～950 万円</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950～1,000 万円</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr><tr><td>1,000 万円超</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>※配偶者は合計所得金額が 48 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>配偶者特別控除</td><td>本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて、1 万円から 33 万円まで設定されている。
※配偶者控除を受けられない人について適用
※本人の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は適用なし
※配偶者の合計所得金額が 133 万円超の場合は適用なし</td></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>一般の控除対象扶養親族(16 歳から 18 歳、23 歳から 69 歳までの者)1 人につき 33 万円
特定扶養親族(19 歳から 22 歳までの者)1 人につき 45 万円
老人扶養親族(70 歳以上の者)1 人につき、38 万円又は 45 万円
※扶養親族の合計所得金額が 48 万円以下であることが必要</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下の場合は 29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下の場合は 15 万円</td></tr>
</table>

ｲ.　　税額の算定

課税所得金額に対して一律 10%が適用される。

ｳ.　　税額控除

算出税額の合計額から、配当控除・住宅ローン控除、外国税額控除等を差し引いて納税額を算定する。

b) 申告手続

給与所得者の場合には、住民税の申告書を提出する必要はない。

(3) 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て世帯に対する支援策として、図表 I-117 図表 I-31 に示すものが挙げられる。ひとり親控除、16 歳から 22 歳までの扶養対象の子に対する控除に限定されている。

図表 I-117 個人所得課税の仕組みの中での少子化対策・子育て世帯に対する支援策

項目	内容
ひとり親控除	30 万円 ※本人の合計所得金額が 500 万円以下であることが必要
扶養控除	16 歳から 18 歳までの子 1 人につき 33 万円 19 歳から 22 歳までの子 1 人につき 45 万円

第 II 章 個人所得課税のシミュレーション調査・財源調達の影響分析

1. シミュレーション調査の概要

国税である所得税、地方税である住民税のほか、消費税、社会保険料等を対象として、制度改正を実施した場合のシミュレーション調査を実施する。具体的には、少子化対策・子育て世帯への税制措置・給付措置等を対象として、必要な財源、財源を確保するために必要となる他の制度改正、マクロでの給付と負担の構造変化、個別世帯への影響をシミュレーションした。

現行制度において、所得税・住民税においては、配偶者控除・扶養控除等の各種人的控除が所得控除として取り入れられているが、所得税においては限界税率の高い高所得者に有利な制度となっている。所得控除を税額控除に転換する場合には、所得税・住民税の税額を上限として、所得水準に関わらず、一定の恩恵を受けることとなる。ただし、現行の還付なしの制度では、非課税世帯あるいは税額控除前の所得税額・住民税額が税額控除額を下回る世帯においては、十分な恩恵を受けることができない。税額控除を導入する場合で、還付あり、つまり給付付き税額控除の形式をとる場合には、低所得者層においても同等の恩恵を受けることが可能となる。なお、給付付き税額控除の形をとる場合、受益者の側からみると、税制の仕組みを取らず、同額の現金給付を行う場合でも同等の効果を有する。

第 I 章における各国調査により、少子化対策として導入されている N 分 N 乗法(フランス)、就業状況・賃金・経済的安定性・子どもの健康へのプラスの効果が見られる勤労所得税額控除(アメリカ・カナダ)、日本と比較して金額の大きく出生率向上の効果が見られる児童手当(ドイツ等)など、主要国における少子化対策・子育て世帯に対する様々な支援策が取り入れられていることが明らかになった。

本シミュレーションにおいては、各国調査における制度も参考として、子育て世帯に対する支援を拡充するため、子どものいる家庭に対する税額控除の導入・現金給付の拡大、児童手当の拡充、アメリカ・カナダにおいて取り入られている勤労税額控除の導入、フランスにおいて取り入れられている N 分 N 乗法等を日本で導入することを対象とした。

その上で、当該制度を導入する場合における財源確保策についても検討した。具体的には、各種人的控除の廃止、消費税や社会保険料の引き上げを実施することをシミュレーション対象とした。更に、支援拡充策と財源確保策を組み合わせ、財政に与える影響をネットでゼロにする場合のシミュレーションも実施した。

具体的なケースは図表 II-1 に示すとおりである。

【シミュレーション】

図表 II-1 シミュレーション調査の対象

	内容
個別措置―支援策	➢ 定額の税額控除(所得税)の導入（給付なし） ➢ 定額の税額控除(住民税)の導入（給付なし） ➢ 定額の税額控除(所得税)の導入（給付付き） ➢ 定額の税額控除(住民税)の導入（給付付き） ➢ 児童手当の拡充(こども未来戦略と同様) ➢ 勤労所得税額控除の導入（給付付き） ➢ N 分 N 乗法の導入 ➢ ※フランス同様の世帯合算のケースに加え、個人単位課税を前提とした別途ケースのシミュレーションも実施
個別措置―財源確保措置	➢ 扶養控除(所得税・16-22 歳)の廃止 ➢ 扶養控除(住民税・16-22 歳)の廃止 ➢ 配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)の廃止 ➢ 配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)の廃止 ➢ 基礎控除(所得税)の減額 ➢ 基礎控除(住民税)の減額 ➢ 消費税の引き上げ ➢ 社会保険料の引き上げ(定額) ➢ 社会保険料の引き上げ(定率)
組み合わせよる制度改正	➢ 扶養控除の廃止＋税額控除(給付なし)の導入 ➢ 配偶者控除等・扶養控除の廃止＋税額控除(給付なし)の導入 ※税額控除導入範囲を 2 パターン設定 ➢ 扶養控除の廃止＋税額控除(給付付き)の導入 ➢ 配偶者控除等・扶養控除の廃止＋税額控除(給付付き)の導入 ※税額控除導入範囲を 3 パターン設定 ➢ 勤労所得税額控除(給付付き)の導入＋消費税率引き上げ ➢ N 分 N 乗方式導入＋消費税率引き上げ ➢ 児童手当の拡充・扶養控除縮小・支援金(定額)の創設 ➢ 児童手当の拡充・扶養控除縮小・支援金(定率)の創設

2. シミュレーション調査の前提条件

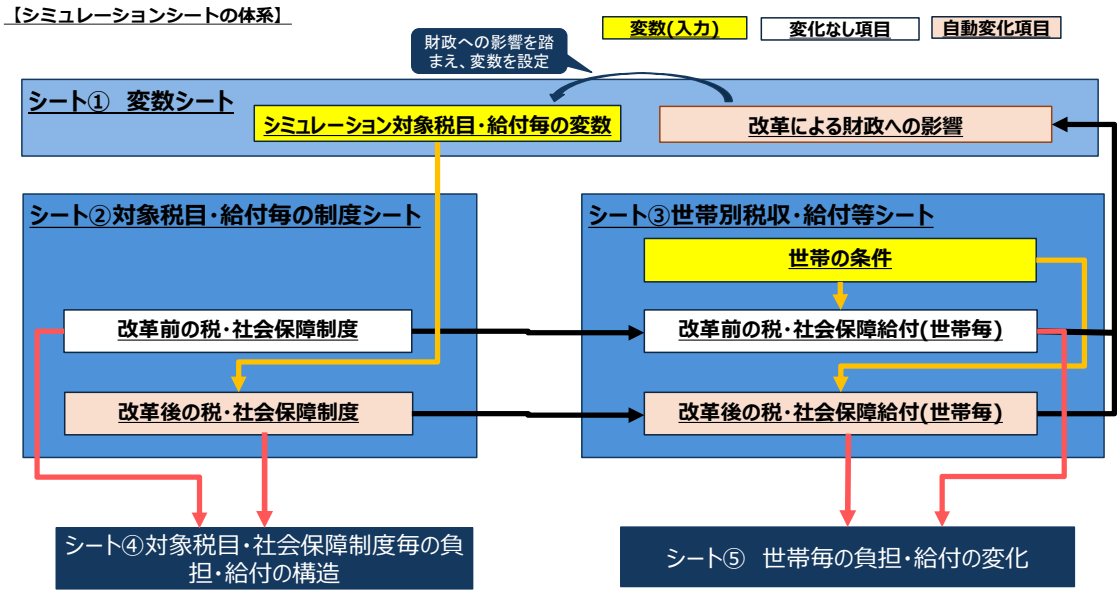
(1) シミュレーションシートの体系

シミュレーション実施に当たって、図表 II-2 に示す体系のシートを作成した。シートは、①変数シート、②対象税目・給付毎の制度シート、③世帯別税収・給付等シート、④対象税目・社会保障制度毎の負担・給付の構造、⑤世帯毎の負担・給付の変化の 5 種類のシートから構成される。

シミュレーションにおける変数としては、シミュレーション対象税目・給付毎の変数(所得税ブラケット、控除範囲・金額等)、世帯の条件が挙げられる。改革前の税・社会保障制度については予めシート②に入力しておき、シート③にて世帯条件に応じた改革前の税・社会保障給付(世帯毎)を算定する。また、シミュレーション対象税目・給付毎の変数に対応して、シート②において改革後の税・社会保障制度を設定する。シート③にて、当該制度設計及び世帯条件を前提とした改革後の税・社会保障給付(世帯毎)を算定する。シート③では、世帯毎の税・社会保障給付を算定するとともに、世帯類型毎の世帯数等の条件を設定し、マクロでの税収・社会保障給付も算定する。当該結果をもとに、シート①にて改革による財政への影響を表示し、当該金額を勘案した上で制度改革内容の調整を行う。

なお、シート②をもとに、シート④対象税目・社会保障制度毎の負担・給付の構造を作成する。また、シート③をもとに、シート⑤世帯毎の負担・給付の変化を作成する。

図表 II-2 シミュレーションシートの体系



(2) 対象とする税・社会保障制度

シミュレーションにおいて、図表 II-3 の大項目に示す税・社会保障制度をシミュレーションの対象とする。また、個々のケースにおいて、改正対象とするか否かについては図表

【シミュレーション】

II-3 に示す中項目単位で設定し、更に各項目について詳細な条件を設定できるものとしている。

なお、現行制度では存在していない新たな所得控除制度・税額控除制度の設定も可能としている。

図表 II-3　シミュレーションの対象項目

大項目	中項目	備考
所得税	課税方式	個人単位/世帯単位(合算分割)/世帯単位(合算非分割)の選択 合算分割については家族の係数も設定
	税率ブラケット	段階ごとの限界税率、上限・下限等を設定
	所得控除(雑損控除) 所得控除(医療費控除) 所得控除(社会保険料控除) 所得控除(小規模企業共済等掛金控除) 所得控除(生命保険料控除) 所得控除(地震保険料控除) 所得控除(寄附金控除) 所得控除(障がい者控除) 所得控除(寡婦控除) 所得控除(ひとり親控除) 所得控除(勤労学生控除) 所得控除(配偶者控除) 所得控除(配偶者特別控除) 所得控除(扶養控除) 所得控除(基礎控除) 所得控除(給与所得控除)	障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除については、納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれぞれ設定可とする。
	所得控除(新制度・定額) 所得控除(新制度・定率)	納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれぞれ設定可とする。
	税額控除(新制度・定額) 税額控除(新制度・定率)	納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれ

【シミュレーション】

大項目	中項目	備考
		ぞれ設定可とする。 還付の有無を設定可とする(還付有とすると給付付税額控除)
個人所得税	均等割額 課税方式 所得割税率ブラケット 所得控除(雑損控除) 所得控除(医療費控除) 所得控除(社会保険料控除) 所得控除(小規模企業共済等掛金控除) 所得控除(生命保険料控除) 所得控除(地震保険料控除) 所得控除(障がい者控除) 所得控除(寡婦控除) 所得控除(ひとり親控除) 所得控除(勤労学生控除) 所得控除(配偶者控除) 所得控除(配偶者特別控除) 所得控除(扶養控除) 所得控除(基礎控除) 所得控除(給与所得控除) 所得控除(新制度・定額) 所得控除(新制度・定率) 税額控除(新制度・定額) 税額控除(新制度・定率)	パラメーターについては小項目と同様。
消費税	税率(食料品・新聞) 税率(食料品・新聞以外)	
地方消費税	税率(食料品・新聞) 税率(食料品・新聞以外)	
社会保険料	保険料率(健康保険) 保険料率(介護保険)	現行の保険料率については、健康保険・介護保険・厚生年金保険に

大項目	中項目	備考
	保険料率(厚生年金保険) 保険料率(雇用保険)	ついては協会けんぽの東京都における保険料率を便宜的に使用する 標準報酬月額は、年収の 12 分の 1 と設定する
児童手当	児童手当	納税者本人の年齢・収入制限、扶養家族等の年齢・所得制限、子どもの数(第●子)をそれぞれ設定可とする。

(3) **世帯条件**

① 世帯構成

世帯主(必須)、配偶者(選択式)、子ども(最大４名)、その他扶養家族(最大２名)まで設定可としている。なお、世帯主が最も収入が高いものと想定しており、生命保険料控除や扶養控除は世帯主の所得算定に用いることとする。また、共働き世帯については、夫婦が同額を稼得することを想定する。更に、子ども・その他扶養家族は収入を得ないことを前提とする。

マクロの税収・社会保険料等の計数(制度改正に伴う増減収等)や、主体主年齢別の負担・給付の変化、ジニ係数の算定にあたっては、日本全体での世帯構成情報が必要となる。本調査では、令和４年就業構造基本調査、令和４年国民生活基礎調査、人口統計(2022 年 10 月 1 日時点)、令和４年人口動態調査を組み合わせてモデル世帯類型を作成した。

以下に示す(a)世帯構成、(b)世帯主の年齢、(c)子どもの数、(d)第一子の年齢、(e)世帯収入を組み合わせ、1,428[132]の世帯類型を作成し、当該世帯類型に該当する世帯数を算定した。

図表 II-4 マクロの税収・社会保険料・児童手当給付額等算定に用いる世帯類型

	内容
世帯構成(４パターン)	①単身、②夫婦のみ、③（祖父・祖母＋）夫婦＋23 歳未満の子、④父または子＋23 歳未満の子
世帯主の年齢(3 パターン)	①39 歳以下、②40～64 歳、③65 歳以上
子どもの数(4 パターン)	①1 人、②2 人、③3 人、④4 人
第一子の年齢(4 パターン)	①1 歳、②8 歳、③16 歳、④19 歳
世帯収入(14 パターン)	①50 万円未満、②150 万円、③250 万円、④350 万円、⑤450

[132] 単身・夫婦のみ世帯は子どもの数・第一子の年齢によるパターン分けはない。そのため、(子どものいる世帯)2×3×4×4×14＋(子どものいない世帯)2×3×14＝1,428 類型となる。

	万円、⑥550 万円、⑦650 万円、⑧750 万円、⑨850 万円、⑩950 万円、⑪1,125 万円、⑫1,325 万円、⑬1,750 万円、⑭2,500 万円

(注1)国民生活基礎調査における「その他の世帯」は集計対象に含んでいない。また、夫婦と23歳以上の未婚の子どもの世帯も集計対象に含んでいない。
(注2)複数の子どもがいる場合、それぞれの子どもは2歳差と仮定する。ただし、1歳又は2歳の子に下の子どもいる場合には、同年齢とする。

② 支出額

支出額については、2022 年 総務省家計調査の結果をもとに推計している。

具体的には、家計調査 家計収支編 第 2-3 表(年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出)、第 4-2 表(年間収入階級別 1 世帯当たり支出金額, 購入数量及び平均価格)を用いて、標準税率対象の支出額、軽減税率対象の支出額、医療費、一般生命保険料、個人年金保険料、地震保険料と世帯収入の関係式を導出した(図表 II-5)。

図表 II-5 世帯年収と支出額の関係

	世帯年収ゼロの場合の支出	世帯年収が 10,000 円増加するときの増加額
標準税率対象の支出額	1,000,000 円	2,100 円
軽減税率対象の支出額	550,000 円	400 円
医療費	40,000 円	50 円
一般生命保険料	56,000 円	30 円
介護医療保険料	10,000 円	10 円
地震保険料	8,000 円	0 円

(注 1)いずれも、家計調査の全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯の収入額・項目別支出額を用いて回帰分析を行い、推計している。軽減税率対象は、食料(外食除く)、新聞である。学校給食、授業料、家賃地代、医療費は非課税とし、消費支出のうち軽減税率対象及び非課税対象の支出を除いた金額を標準税率対象の支出額としている。
(注 2)用途分類「他の非貯蓄型保険料」を一般生命保険料、「医療保険料」を介護医療保険料、「火災・地震保険料」を地震保険料としている。

3. シミュレーション結果(個別措置－減税・給付措置)

個人所得課税等に係るシミュレーションの実施にあたり、個別の措置が財政・各世帯に与える影響を分析する。減税・給付措置としては、

- 定額の税額控除の導入（給付なし）
- 定額の税額控除の導入（給付付き）
- 勤労所得税額控除の導入（給付付き）
- Ｎ分Ｎ乗法の導入

を対象とする。

なお、いずれにおいても、世帯条件は図表 II-4 の類型にて算定した世帯構成をもとに試算する。当該世帯構成において、日本全体の世帯を必ずしも網羅していないことに留意が必要である。

【シミュレーション】

(1) 定額の税額控除(所得税)の導入（給付なし）

① 措置の内容

所得税において、22 歳以下の子ども一人当たり 1 万円の定額の税額控除を導入する。なお、所得制限は設けないが、税額控除額が納税額を下回る場合において還付(給付)は行わない。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人所得税が 1,942 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 24.2%を 30 代、46.9%を 40 代、23.8%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	2.3%	24.2%	46.9%	23.8%	2.8%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、子育て世帯が恩恵を受ける。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-6 に示す。

図表 II-6　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3865（改革により 0.0002 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3427（改革により 0.0001 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-7 に示すとおりである。

図表 II-7 世帯毎の負担・給付の変化（定額の税額控除(所得税)10,000 円の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	373,060	-5,192	258,252	253,060	-5,192
	3,000,000	668,446	658,446	-10,000	548,446	528,446	-20,000
	4,000,000	924,072	914,072	-10,000	804,072	784,072	-20,000
	5,000,000	1,174,266	1,164,266	-10,000	1,054,266	1,034,266	-20,000
	6,000,000	1,483,400	1,473,400	-10,000	1,363,400	1,343,400	-20,000
	7,000,000	1,802,431	1,792,431	-10,000	1,682,431	1,662,431	-20,000
	8,000,000	2,177,440	2,167,440	-10,000	2,057,440	2,037,440	-20,000
	9,000,000	2,579,990	2,569,990	-10,000	2,399,990	2,379,990	-20,000
	10,000,000	2,941,740	2,931,740	-10,000	2,881,740	2,861,740	-20,000
	11,000,000	3,346,990	3,336,990	-10,000	3,286,990	3,266,990	-20,000
	12,000,000	3,865,359	3,855,359	-10,000	3,865,359	3,845,359	-20,000
	13,000,000	4,270,734	4,260,734	-10,000	4,270,734	4,250,734	-20,000
	14,000,000	4,746,509	4,736,509	-10,000	4,746,509	4,726,509	-20,000
	15,000,000	5,242,804	5,232,804	-10,000	5,242,804	5,222,804	-20,000
	16,000,000	5,718,579	5,708,579	-10,000	5,718,579	5,698,579	-20,000
	17,000,000	6,194,354	6,184,354	-10,000	6,194,354	6,174,354	-20,000
	18,000,000	6,649,609	6,639,609	-10,000	6,649,609	6,629,609	-20,000
	19,000,000	7,104,864	7,094,864	-10,000	7,104,864	7,084,864	-20,000
	20,000,000	7,560,119	7,550,119	-10,000	7,560,119	7,540,119	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	989,131	-10,000	947,131	937,503	-9,628
	5,000,000	1,255,822	1,245,822	-10,000	1,203,822	1,183,822	-20,000
	6,000,000	1,543,235	1,533,235	-10,000	1,491,235	1,471,235	-20,000
	7,000,000	1,865,974	1,855,974	-10,000	1,794,974	1,774,974	-20,000
	8,000,000	2,178,420	2,168,420	-10,000	2,107,515	2,087,515	-20,000
	9,000,000	2,526,320	2,516,320	-10,000	2,417,320	2,397,320	-20,000
	10,000,000	2,894,186	2,884,186	-10,000	2,785,186	2,765,186	-20,000
	11,000,000	3,307,080	3,297,080	-10,000	3,198,080	3,178,080	-20,000
	12,000,000	3,747,160	3,737,160	-10,000	3,626,760	3,606,760	-20,000
	13,000,000	4,155,833	4,145,833	-10,000	4,035,433	4,015,433	-20,000
	14,000,000	4,565,190	4,555,190	-10,000	4,420,348	4,400,348	-20,000
	15,000,000	5,068,954	5,058,954	-10,000	4,910,554	4,890,554	-20,000
	16,000,000	5,548,464	5,538,464	-10,000	5,390,064	5,370,064	-20,000
	17,000,000	6,027,974	6,017,974	-10,000	5,869,574	5,849,574	-20,000
	18,000,000	6,483,229	6,473,229	-10,000	6,324,829	6,304,829	-20,000
	19,000,000	6,938,484	6,928,484	-10,000	6,780,084	6,760,084	-20,000
	20,000,000	7,393,739	7,383,739	-10,000	7,235,339	7,215,339	-20,000

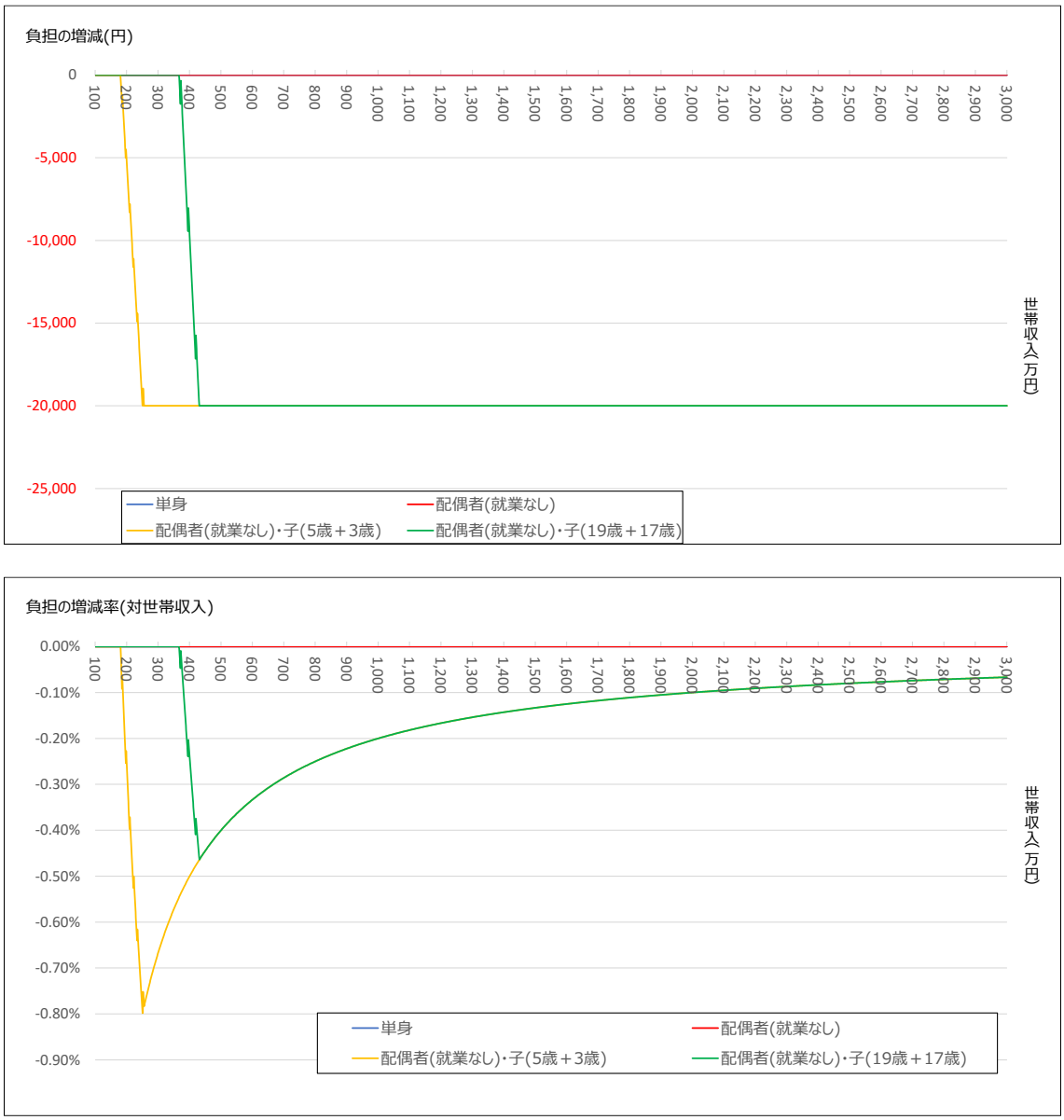
【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	881,572	-10,000	771,572	751,572	-20,000
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,106,833	-10,000	996,833	976,833	-20,000
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,414,191	-10,000	1,304,191	1,284,191	-20,000
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,663,818	-10,000	1,553,818	1,533,818	-20,000
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,925,444	-10,000	1,815,444	1,795,444	-20,000
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,192,946	-10,000	2,082,946	2,062,946	-20,000
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,462,788	-10,000	2,352,788	2,332,788	-20,000
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,814,696	-10,000	2,704,696	2,684,696	-20,000
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,085,100	-10,000	2,975,100	2,955,100	-20,000
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,358,510	-10,000	3,248,510	3,228,510	-20,000
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,788,449	-10,000	3,678,449	3,658,449	-20,000
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,156,515	-10,000	4,046,515	4,026,515	-20,000
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,549,781	-10,000	4,439,781	4,419,781	-20,000
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,871,731	-10,000	4,761,731	4,741,731	-20,000
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,292,081	-10,000	5,242,081	5,222,081	-20,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,652,431	-10,000	5,602,431	5,582,431	-20,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,012,781	-10,000	5,962,781	5,942,781	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,191,320	-6,141	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,505,958	-10,000	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,763,010	-10,000	1,721,010	1,708,380	-12,630
	8,000,000	2,042,062	2,032,062	-10,000	1,990,062	1,970,062	-20,000
	9,000,000	2,314,915	2,304,915	-10,000	2,262,915	2,242,915	-20,000
	10,000,000	2,573,421	2,563,421	-10,000	2,521,421	2,501,421	-20,000
	11,000,000	2,921,409	2,911,409	-10,000	2,869,409	2,849,409	-20,000
	12,000,000	3,194,460	3,184,460	-10,000	3,127,940	3,107,940	-20,000
	13,000,000	3,469,106	3,459,106	-10,000	3,398,106	3,378,106	-20,000
	14,000,000	3,877,573	3,867,573	-10,000	3,806,573	3,786,573	-20,000
	15,000,000	4,211,497	4,201,497	-10,000	4,140,497	4,120,497	-20,000
	16,000,000	4,612,739	4,602,739	-10,000	4,506,335	4,486,335	-20,000
	17,000,000	4,939,275	4,929,275	-10,000	4,830,275	4,810,275	-20,000
	18,000,000	5,305,741	5,295,741	-10,000	5,196,741	5,176,741	-20,000
	19,000,000	5,672,206	5,662,206	-10,000	5,563,206	5,543,206	-20,000
	20,000,000	6,038,671	6,028,671	-10,000	5,929,671	5,909,671	-20,000

【シミュレーション】

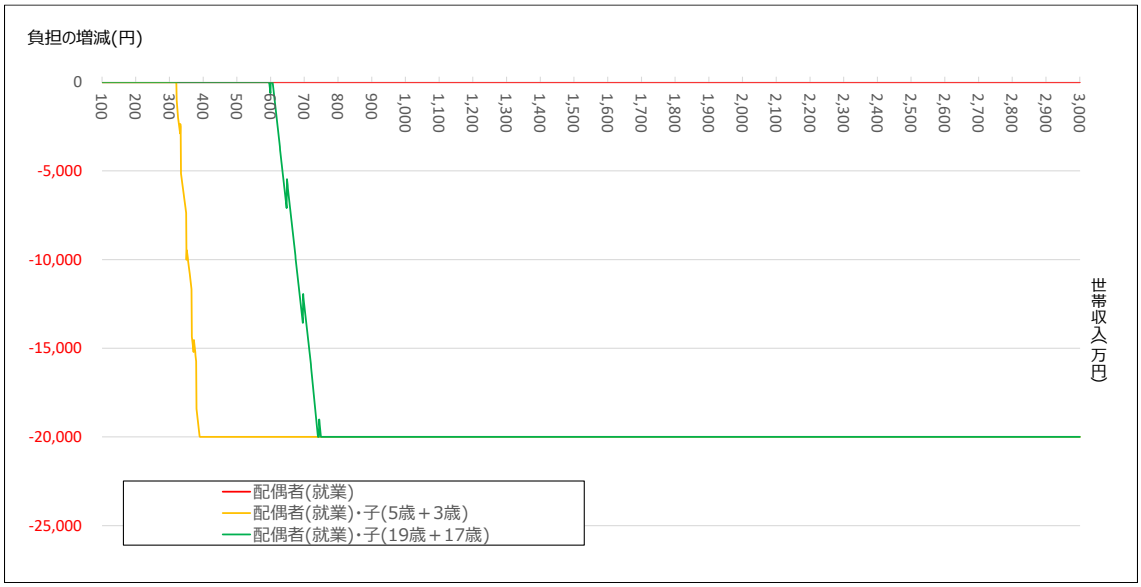
図表 II-8 世帯類型と負担の増減（定額の税額控除（所得税）10,000 円の導入①）

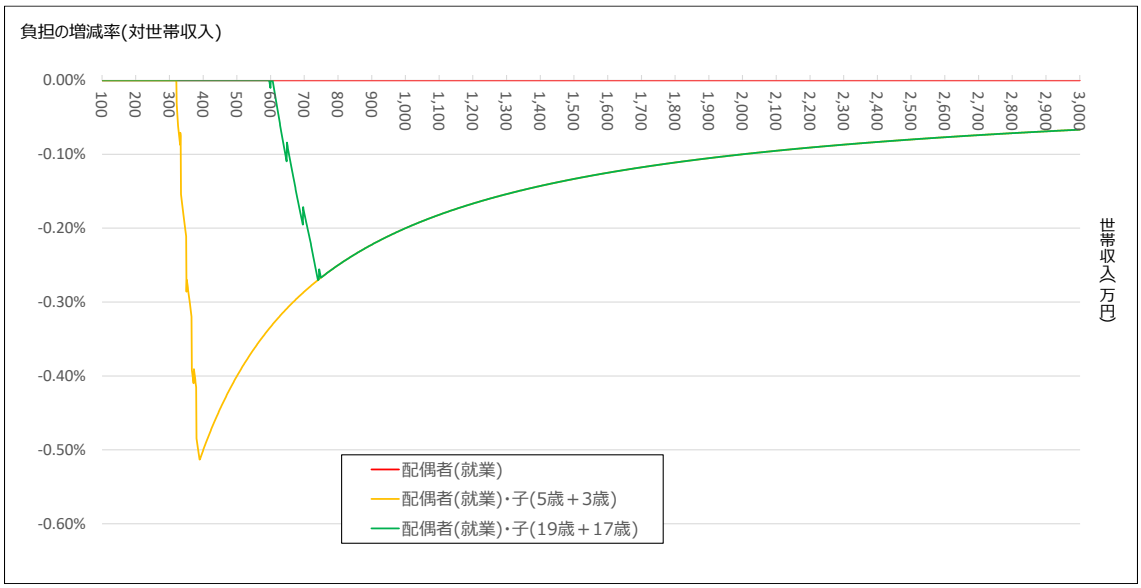


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

図表 II-9 世帯類型と負担の増減（定額の税額控除（所得税）10,000 円の導入②）





(注)「配偶者(就業あり)」は変化ゼロ

【シミュレーション】

(2) 定額の税額控除(住民税)の導入（給付なし）

① 措置の内容

住民税において、22 歳以下の子ども一人当たり 1 万円の定額の税額控除を導入する。なお、所得制限は設けないが、税額控除額が納税額を下回る場合において還付(給付)は行わない。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人住民税が 1,940 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 23.8%を 30 代、46.8%を 40 代、24.2%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	2.2%	23.8%	46.8%	24.2%	2.9%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、子育て世帯が恩恵を受ける。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-10 に示す。

図表 II-10　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3865（改革により 0.0002 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3427（改革により 0.0001 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-11 に示すとおりである。

図表 II-11 世帯毎の負担・給付の変化（定額の税額控除(住民税)10,000 円の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	658,446	-10,000	548,446	528,446	-20,000
	4,000,000	924,072	914,072	-10,000	804,072	784,072	-20,000
	5,000,000	1,174,266	1,164,266	-10,000	1,054,266	1,034,266	-20,000
	6,000,000	1,483,400	1,473,400	-10,000	1,363,400	1,343,400	-20,000
	7,000,000	1,802,431	1,792,431	-10,000	1,682,431	1,662,431	-20,000
	8,000,000	2,177,440	2,167,440	-10,000	2,057,440	2,037,440	-20,000
	9,000,000	2,579,990	2,569,990	-10,000	2,399,990	2,379,990	-20,000
	10,000,000	2,941,740	2,931,740	-10,000	2,881,740	2,861,740	-20,000
	11,000,000	3,346,990	3,336,990	-10,000	3,286,990	3,266,990	-20,000
	12,000,000	3,865,359	3,855,359	-10,000	3,865,359	3,845,359	-20,000
	13,000,000	4,270,734	4,260,734	-10,000	4,270,734	4,250,734	-20,000
	14,000,000	4,746,509	4,736,509	-10,000	4,746,509	4,726,509	-20,000
	15,000,000	5,242,804	5,232,804	-10,000	5,242,804	5,222,804	-20,000
	16,000,000	5,718,579	5,708,579	-10,000	5,718,579	5,698,579	-20,000
	17,000,000	6,194,354	6,184,354	-10,000	6,194,354	6,174,354	-20,000
	18,000,000	6,649,609	6,639,609	-10,000	6,649,609	6,629,609	-20,000
	19,000,000	7,104,864	7,094,864	-10,000	7,104,864	7,084,864	-20,000
	20,000,000	7,560,119	7,550,119	-10,000	7,560,119	7,540,119	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	726,835	-10,000	709,472	704,472	-5,000
	4,000,000	999,131	989,131	-10,000	947,131	927,131	-20,000
	5,000,000	1,255,822	1,245,822	-10,000	1,203,822	1,183,822	-20,000
	6,000,000	1,543,235	1,533,235	-10,000	1,491,235	1,471,235	-20,000
	7,000,000	1,865,974	1,855,974	-10,000	1,794,974	1,774,974	-20,000
	8,000,000	2,178,420	2,168,420	-10,000	2,107,515	2,087,515	-20,000
	9,000,000	2,526,320	2,516,320	-10,000	2,417,320	2,397,320	-20,000
	10,000,000	2,894,186	2,884,186	-10,000	2,785,186	2,765,186	-20,000
	11,000,000	3,307,080	3,297,080	-10,000	3,198,080	3,178,080	-20,000
	12,000,000	3,747,160	3,737,160	-10,000	3,626,760	3,606,760	-20,000
	13,000,000	4,155,833	4,145,833	-10,000	4,035,433	4,015,433	-20,000
	14,000,000	4,565,190	4,555,190	-10,000	4,420,348	4,400,348	-20,000
	15,000,000	5,068,954	5,058,954	-10,000	4,910,554	4,890,554	-20,000
	16,000,000	5,548,464	5,538,464	-10,000	5,390,064	5,370,064	-20,000
	17,000,000	6,027,974	6,017,974	-10,000	5,869,574	5,849,574	-20,000
	18,000,000	6,483,229	6,473,229	-10,000	6,324,829	6,304,829	-20,000
	19,000,000	6,938,484	6,928,484	-10,000	6,780,084	6,760,084	-20,000
	20,000,000	7,393,739	7,383,739	-10,000	7,235,339	7,215,339	-20,000

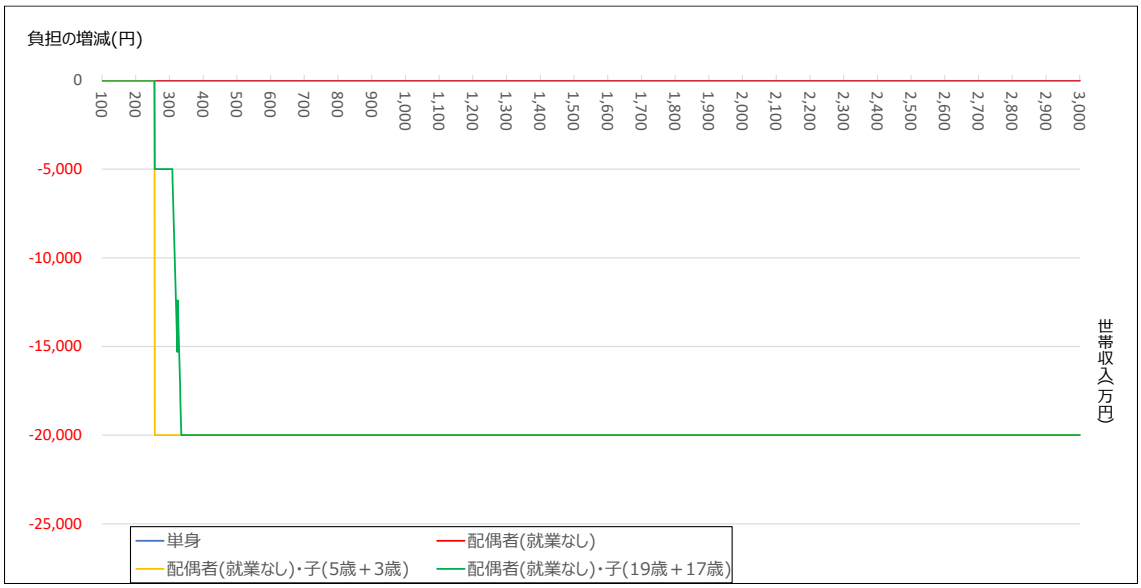
【シミュレーション】

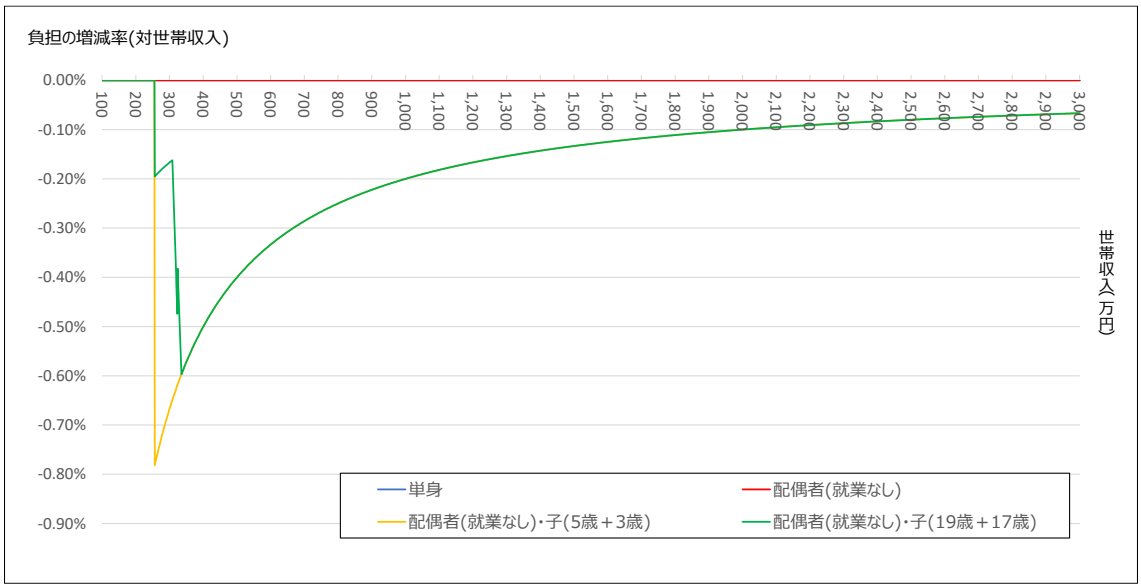
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	589,554	-5,000	474,554	469,554	-5,000
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	881,572	-10,000	771,572	751,572	-20,000
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,106,833	-10,000	996,833	976,833	-20,000
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,414,191	-10,000	1,304,191	1,284,191	-20,000
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,663,818	-10,000	1,553,818	1,533,818	-20,000
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,925,444	-10,000	1,815,444	1,795,444	-20,000
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,192,946	-10,000	2,082,946	2,062,946	-20,000
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,462,788	-10,000	2,352,788	2,332,788	-20,000
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,814,696	-10,000	2,704,696	2,684,696	-20,000
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,085,100	-10,000	2,975,100	2,955,100	-20,000
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,358,510	-10,000	3,248,510	3,228,510	-20,000
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,788,449	-10,000	3,678,449	3,658,449	-20,000
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,156,515	-10,000	4,046,515	4,026,515	-20,000
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,549,781	-10,000	4,439,781	4,419,781	-20,000
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,871,731	-10,000	4,761,731	4,741,731	-20,000
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,292,081	-10,000	5,242,081	5,222,081	-20,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,652,431	-10,000	5,602,431	5,582,431	-20,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,012,781	-10,000	5,962,781	5,942,781	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	735,008	-5,000	740,008	735,008	-5,000
	4,000,000	976,542	967,365	-9,178	972,365	967,365	-5,000
	5,000,000	1,197,461	1,187,461	-10,000	1,158,320	1,149,914	-8,406
	6,000,000	1,515,958	1,505,958	-10,000	1,464,976	1,444,976	-20,000
	7,000,000	1,773,010	1,763,010	-10,000	1,721,010	1,701,010	-20,000
	8,000,000	2,042,062	2,032,062	-10,000	1,990,062	1,970,062	-20,000
	9,000,000	2,314,915	2,304,915	-10,000	2,262,915	2,242,915	-20,000
	10,000,000	2,573,421	2,563,421	-10,000	2,521,421	2,501,421	-20,000
	11,000,000	2,921,409	2,911,409	-10,000	2,869,409	2,849,409	-20,000
	12,000,000	3,194,460	3,184,460	-10,000	3,127,940	3,107,940	-20,000
	13,000,000	3,469,106	3,459,106	-10,000	3,398,106	3,378,106	-20,000
	14,000,000	3,877,573	3,867,573	-10,000	3,806,573	3,786,573	-20,000
	15,000,000	4,211,497	4,201,497	-10,000	4,140,497	4,120,497	-20,000
	16,000,000	4,612,739	4,602,739	-10,000	4,506,335	4,486,335	-20,000
	17,000,000	4,939,275	4,929,275	-10,000	4,830,275	4,810,275	-20,000
	18,000,000	5,305,741	5,295,741	-10,000	5,196,741	5,176,741	-20,000
	19,000,000	5,672,206	5,662,206	-10,000	5,563,206	5,543,206	-20,000
	20,000,000	6,038,671	6,028,671	-10,000	5,929,671	5,909,671	-20,000

【シミュレーション】

図表 II-12 世帯類型と負担の増減(定額の税額控除(住民税)10,000 円の導入①)

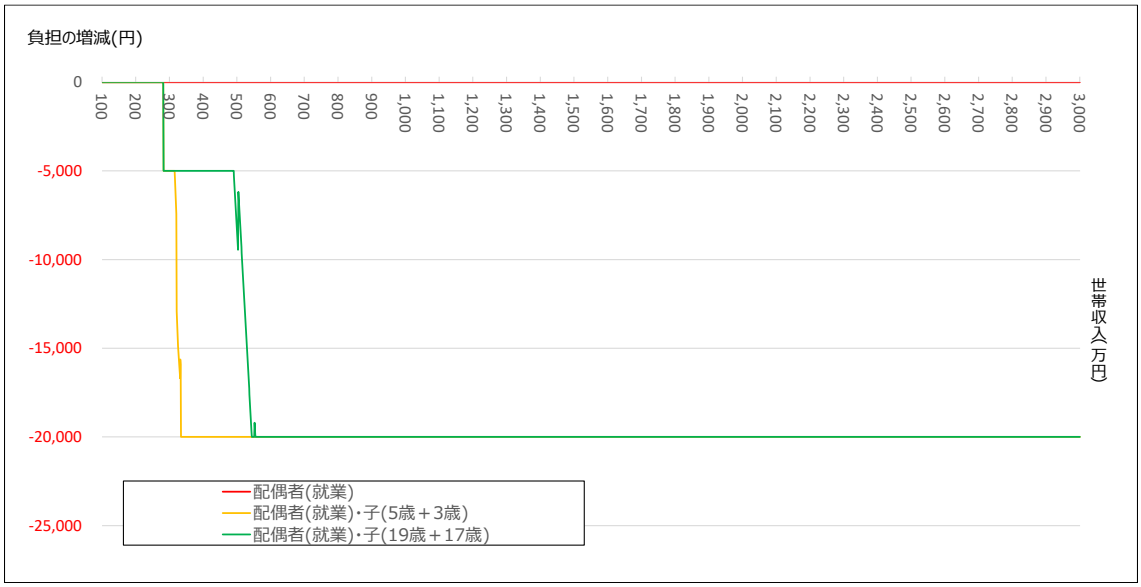


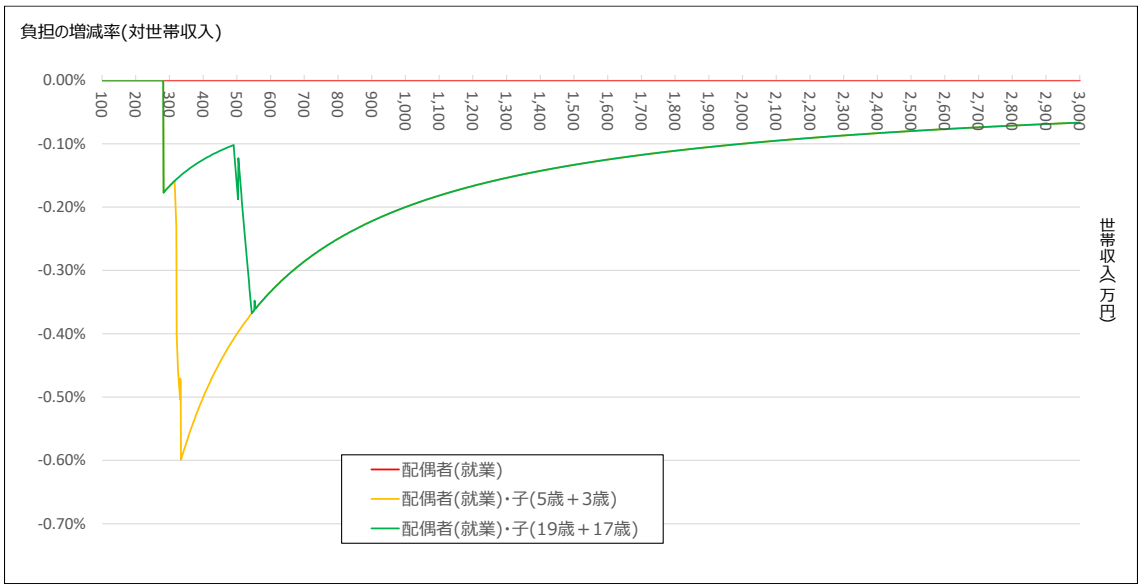


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

図表 II-13 世帯類型と負担の増減（定額の税額控除（住民税）10,000 円の導入②）





(注)「配偶者(就業あり)」は変化ゼロ

【シミュレーション】

(3) 定額の税額控除(所得税)の導入（給付付き）

① 措置の内容

所得税において、22 歳以下の子ども一人当たり 1 万円の定額の税額控除を導入する。なお、所得制限は設けないが、税額控除額が納税額を下回る場合において還付(給付)を行う。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

所得税が 2,024 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 23.9%を 30 代、46.9%を 40 代、24.0%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	2.3%	23.9%	46.9%	24.0%	3.0%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-14 に示す。

図表 II-14　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3865（改革により 0.0002 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3427（改革により 0.0001 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-15 に示すとおりである。

図表 II-15 世帯毎の負担・給付の変化（定額の税額控除(所得税)10,000 円の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	193,624	-10,000	83,624	63,624	-20,000
	2,000,000	378,252	368,252	-10,000	258,252	238,252	-20,000
	3,000,000	668,446	658,446	-10,000	548,446	528,446	-20,000
	4,000,000	924,072	914,072	-10,000	804,072	784,072	-20,000
	5,000,000	1,174,266	1,164,266	-10,000	1,054,266	1,034,266	-20,000
	6,000,000	1,483,400	1,473,400	-10,000	1,363,400	1,343,400	-20,000
	7,000,000	1,802,431	1,792,431	-10,000	1,682,431	1,662,431	-20,000
	8,000,000	2,177,440	2,167,440	-10,000	2,057,440	2,037,440	-20,000
	9,000,000	2,579,990	2,569,990	-10,000	2,399,990	2,379,990	-20,000
	10,000,000	2,941,740	2,931,740	-10,000	2,881,740	2,861,740	-20,000
	11,000,000	3,346,990	3,336,990	-10,000	3,286,990	3,266,990	-20,000
	12,000,000	3,865,359	3,855,359	-10,000	3,865,359	3,845,359	-20,000
	13,000,000	4,270,734	4,260,734	-10,000	4,270,734	4,250,734	-20,000
	14,000,000	4,746,509	4,736,509	-10,000	4,746,509	4,726,509	-20,000
	15,000,000	5,242,804	5,232,804	-10,000	5,242,804	5,222,804	-20,000
	16,000,000	5,718,579	5,708,579	-10,000	5,718,579	5,698,579	-20,000
	17,000,000	6,194,354	6,184,354	-10,000	6,194,354	6,174,354	-20,000
	18,000,000	6,649,609	6,639,609	-10,000	6,649,609	6,629,609	-20,000
	19,000,000	7,104,864	7,094,864	-10,000	7,104,864	7,084,864	-20,000
	20,000,000	7,560,119	7,550,119	-10,000	7,560,119	7,540,119	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	323,234	-10,000	333,234	313,234	-20,000
	2,000,000	511,624	501,624	-10,000	511,624	491,624	-20,000
	3,000,000	736,835	726,835	-10,000	709,472	689,472	-20,000
	4,000,000	999,131	989,131	-10,000	947,131	927,131	-20,000
	5,000,000	1,255,822	1,245,822	-10,000	1,203,822	1,183,822	-20,000
	6,000,000	1,543,235	1,533,235	-10,000	1,491,235	1,471,235	-20,000
	7,000,000	1,865,974	1,855,974	-10,000	1,794,974	1,774,974	-20,000
	8,000,000	2,178,420	2,168,420	-10,000	2,107,515	2,087,515	-20,000
	9,000,000	2,526,320	2,516,320	-10,000	2,417,320	2,397,320	-20,000
	10,000,000	2,894,186	2,884,186	-10,000	2,785,186	2,765,186	-20,000
	11,000,000	3,307,080	3,297,080	-10,000	3,198,080	3,178,080	-20,000
	12,000,000	3,747,160	3,737,160	-10,000	3,626,760	3,606,760	-20,000
	13,000,000	4,155,833	4,145,833	-10,000	4,035,433	4,015,433	-20,000
	14,000,000	4,565,190	4,555,190	-10,000	4,420,348	4,400,348	-20,000
	15,000,000	5,068,954	5,058,954	-10,000	4,910,554	4,890,554	-20,000
	16,000,000	5,548,464	5,538,464	-10,000	5,390,064	5,370,064	-20,000
	17,000,000	6,027,974	6,017,974	-10,000	5,869,574	5,849,574	-20,000
	18,000,000	6,483,229	6,473,229	-10,000	6,324,829	6,304,829	-20,000
	19,000,000	6,938,484	6,928,484	-10,000	6,780,084	6,760,084	-20,000
	20,000,000	7,393,739	7,383,739	-10,000	7,235,339	7,215,339	-20,000

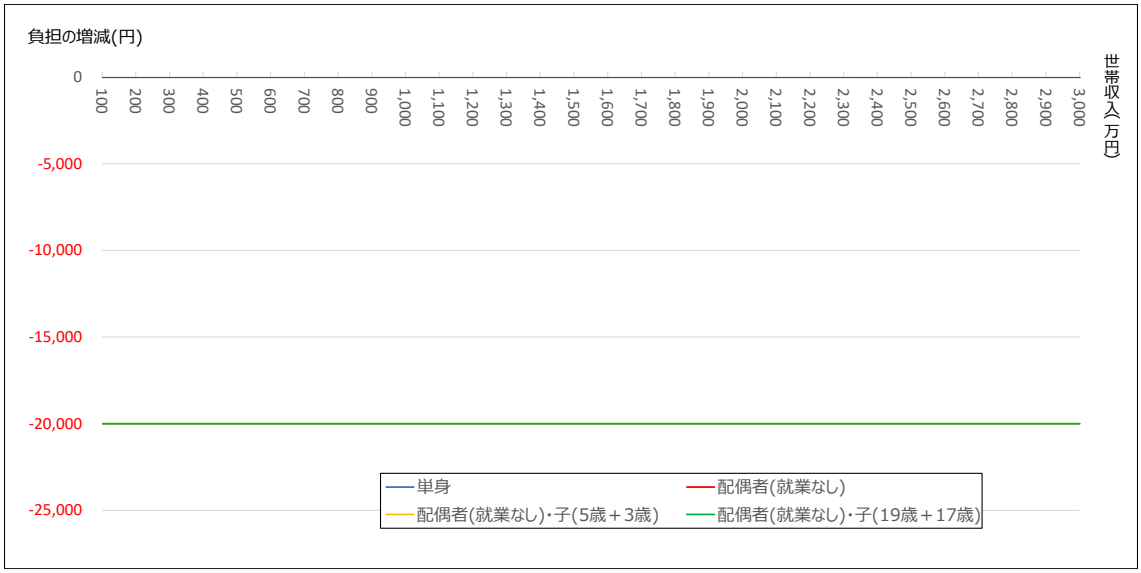
【シミュレーション】

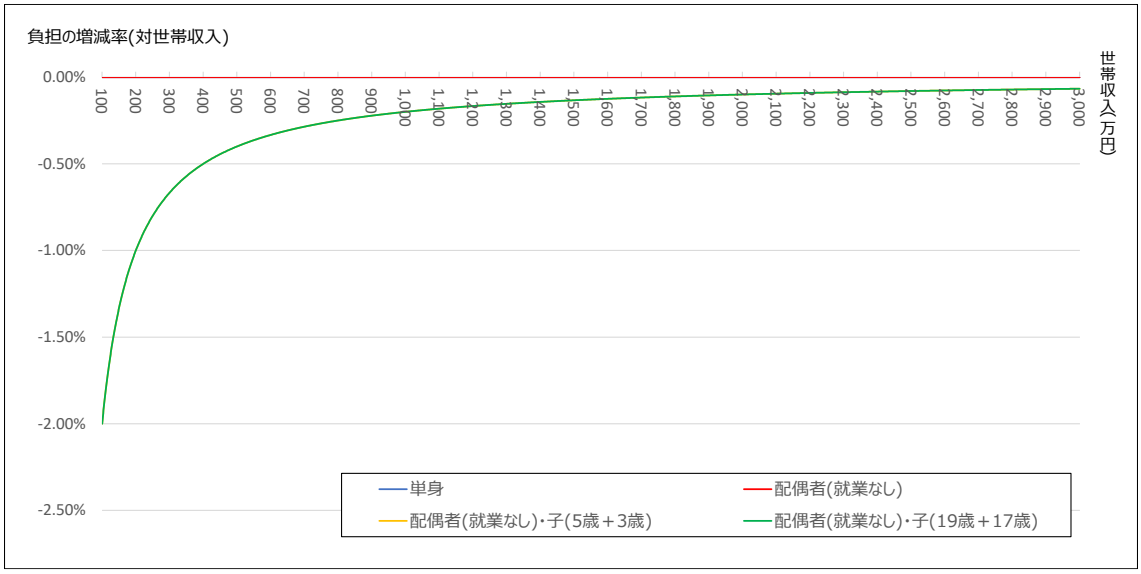
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	172,624	-10,000	62,624	42,624	-20,000
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	217,824	-10,000	107,824	87,824	-20,000
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	584,554	-10,000	474,554	454,554	-20,000
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	881,572	-10,000	771,572	751,572	-20,000
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,106,833	-10,000	996,833	976,833	-20,000
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,414,191	-10,000	1,304,191	1,284,191	-20,000
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,663,818	-10,000	1,553,818	1,533,818	-20,000
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,925,444	-10,000	1,815,444	1,795,444	-20,000
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,192,946	-10,000	2,082,946	2,062,946	-20,000
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,462,788	-10,000	2,352,788	2,332,788	-20,000
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,814,696	-10,000	2,704,696	2,684,696	-20,000
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,085,100	-10,000	2,975,100	2,955,100	-20,000
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,358,510	-10,000	3,248,510	3,228,510	-20,000
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,788,449	-10,000	3,678,449	3,658,449	-20,000
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,156,515	-10,000	4,046,515	4,026,515	-20,000
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,549,781	-10,000	4,439,781	4,419,781	-20,000
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,871,731	-10,000	4,761,731	4,741,731	-20,000
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,292,081	-10,000	5,242,081	5,222,081	-20,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,652,431	-10,000	5,602,431	5,582,431	-20,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,012,781	-10,000	5,962,781	5,942,781	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	298,958	-10,000	308,958	288,958	-20,000
	2,000,000	357,434	347,434	-10,000	357,434	337,434	-20,000
	3,000,000	740,008	730,008	-10,000	740,008	720,008	-20,000
	4,000,000	976,542	966,542	-10,000	972,365	952,365	-20,000
	5,000,000	1,197,461	1,187,461	-10,000	1,158,320	1,138,320	-20,000
	6,000,000	1,515,958	1,505,958	-10,000	1,464,976	1,444,976	-20,000
	7,000,000	1,773,010	1,763,010	-10,000	1,721,010	1,701,010	-20,000
	8,000,000	2,042,062	2,032,062	-10,000	1,990,062	1,970,062	-20,000
	9,000,000	2,314,915	2,304,915	-10,000	2,262,915	2,242,915	-20,000
	10,000,000	2,573,421	2,563,421	-10,000	2,521,421	2,501,421	-20,000
	11,000,000	2,921,409	2,911,409	-10,000	2,869,409	2,849,409	-20,000
	12,000,000	3,194,460	3,184,460	-10,000	3,127,940	3,107,940	-20,000
	13,000,000	3,469,106	3,459,106	-10,000	3,398,106	3,378,106	-20,000
	14,000,000	3,877,573	3,867,573	-10,000	3,806,573	3,786,573	-20,000
	15,000,000	4,211,497	4,201,497	-10,000	4,140,497	4,120,497	-20,000
	16,000,000	4,612,739	4,602,739	-10,000	4,506,335	4,486,335	-20,000
	17,000,000	4,939,275	4,929,275	-10,000	4,830,275	4,810,275	-20,000
	18,000,000	5,305,741	5,295,741	-10,000	5,196,741	5,176,741	-20,000
	19,000,000	5,672,206	5,662,206	-10,000	5,563,206	5,543,206	-20,000
	20,000,000	6,038,671	6,028,671	-10,000	5,929,671	5,909,671	-20,000

【シミュレーション】

図表 II-16 世帯類型と負担の増減（定額の税額控除（所得税）10,000 円の導入①）

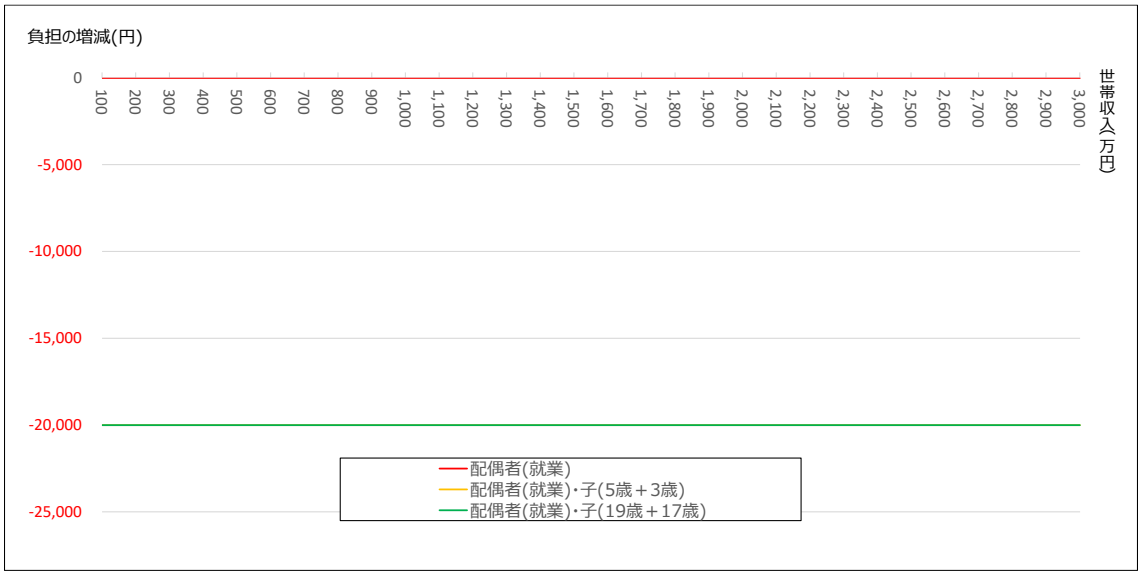


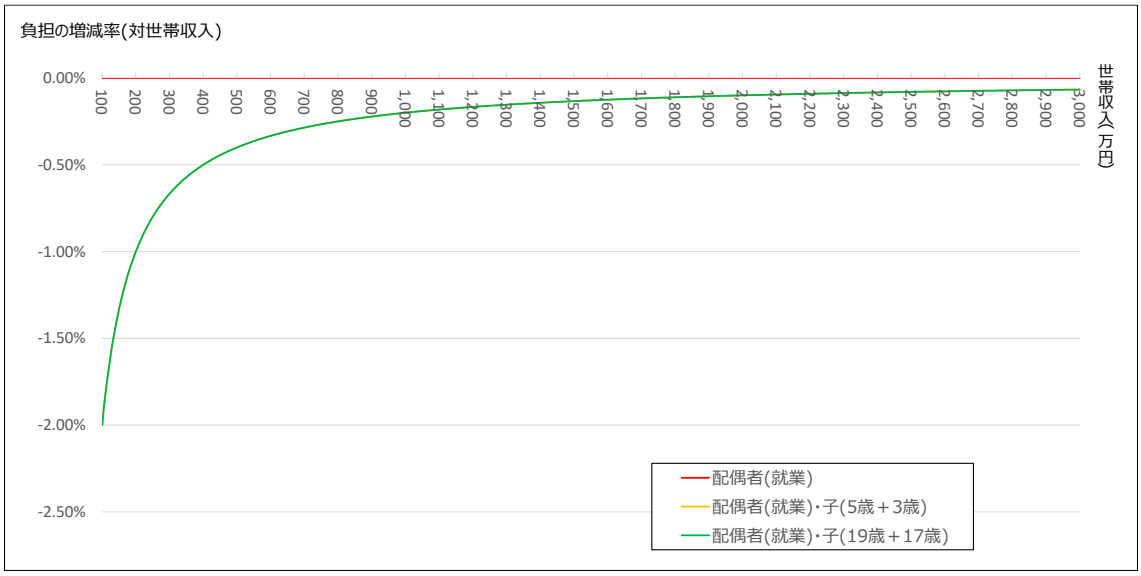


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」はいずれも変化ゼロ、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19 歳＋17 歳)」は完全に同一

【シミュレーション】

図表 II-17 世帯類型と負担の増減（定額の税額控除（所得税）10,000 円の導入②）





(注)「配偶者(就業あり)」は変化ゼロ。「配偶者(就業あり)・子(5 歳＋3 歳)」、「配偶者(就業あり)・子(19 歳＋17 歳)」は完全に同一

(4) 定額の税額控除(住民税)の導入（給付付き）

① 措置の内容

住民税において、22 歳以下の子ども一人当たり 1 万円の定額の税額控除を導入する。なお、所得制限は設けないが、税額控除額が納税額を下回る場合において還付(給付)を行う。

現在、住民税非課税世帯となっている世帯については、税額控除を考慮することで税額がマイナス(還付)になる場合には還付を行う。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人住民税が 1,978 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 23.8%を 30 代、46.9%を 40 代、24.2%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	2.2%	23.8%	46.9%	24.2%	3.0%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、子育て世帯が恩恵を受ける。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-18 に示す。

図表 II-18　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3865（改革により 0.0002 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3427（改革により 0.0001 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-19 に示すとおりである。

図表 II-19 世帯毎の負担・給付の変化（定額の税額控除(住民税)10,000 円の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	198,624	-5,000	83,624	68,624	-15,000
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	658,446	-10,000	548,446	528,446	-20,000
	4,000,000	924,072	914,072	-10,000	804,072	784,072	-20,000
	5,000,000	1,174,266	1,164,266	-10,000	1,054,266	1,034,266	-20,000
	6,000,000	1,483,400	1,473,400	-10,000	1,363,400	1,343,400	-20,000
	7,000,000	1,802,431	1,792,431	-10,000	1,682,431	1,662,431	-20,000
	8,000,000	2,177,440	2,167,440	-10,000	2,057,440	2,037,440	-20,000
	9,000,000	2,579,990	2,569,990	-10,000	2,399,990	2,379,990	-20,000
	10,000,000	2,941,740	2,931,740	-10,000	2,881,740	2,861,740	-20,000
	11,000,000	3,346,990	3,336,990	-10,000	3,286,990	3,266,990	-20,000
	12,000,000	3,865,359	3,855,359	-10,000	3,865,359	3,845,359	-20,000
	13,000,000	4,270,734	4,260,734	-10,000	4,270,734	4,250,734	-20,000
	14,000,000	4,746,509	4,736,509	-10,000	4,746,509	4,726,509	-20,000
	15,000,000	5,242,804	5,232,804	-10,000	5,242,804	5,222,804	-20,000
	16,000,000	5,718,579	5,708,579	-10,000	5,718,579	5,698,579	-20,000
	17,000,000	6,194,354	6,184,354	-10,000	6,194,354	6,174,354	-20,000
	18,000,000	6,649,609	6,639,609	-10,000	6,649,609	6,629,609	-20,000
	19,000,000	7,104,864	7,094,864	-10,000	7,104,864	7,084,864	-20,000
	20,000,000	7,560,119	7,550,119	-10,000	7,560,119	7,540,119	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	328,234	-5,000	333,234	318,234	-15,000
	2,000,000	511,624	506,624	-5,000	511,624	496,624	-15,000
	3,000,000	736,835	726,835	-10,000	709,472	689,472	-20,000
	4,000,000	999,131	989,131	-10,000	947,131	927,131	-20,000
	5,000,000	1,255,822	1,245,822	-10,000	1,203,822	1,183,822	-20,000
	6,000,000	1,543,235	1,533,235	-10,000	1,491,235	1,471,235	-20,000
	7,000,000	1,865,974	1,855,974	-10,000	1,794,974	1,774,974	-20,000
	8,000,000	2,178,420	2,168,420	-10,000	2,107,515	2,087,515	-20,000
	9,000,000	2,526,320	2,516,320	-10,000	2,417,320	2,397,320	-20,000
	10,000,000	2,894,186	2,884,186	-10,000	2,785,186	2,765,186	-20,000
	11,000,000	3,307,080	3,297,080	-10,000	3,198,080	3,178,080	-20,000
	12,000,000	3,747,160	3,737,160	-10,000	3,626,760	3,606,760	-20,000
	13,000,000	4,155,833	4,145,833	-10,000	4,035,433	4,015,433	-20,000
	14,000,000	4,565,190	4,555,190	-10,000	4,420,348	4,400,348	-20,000
	15,000,000	5,068,954	5,058,954	-10,000	4,910,554	4,890,554	-20,000
	16,000,000	5,548,464	5,538,464	-10,000	5,390,064	5,370,064	-20,000
	17,000,000	6,027,974	6,017,974	-10,000	5,869,574	5,849,574	-20,000
	18,000,000	6,483,229	6,473,229	-10,000	6,324,829	6,304,829	-20,000
	19,000,000	6,938,484	6,928,484	-10,000	6,780,084	6,760,084	-20,000
	20,000,000	7,393,739	7,383,739	-10,000	7,235,339	7,215,339	-20,000

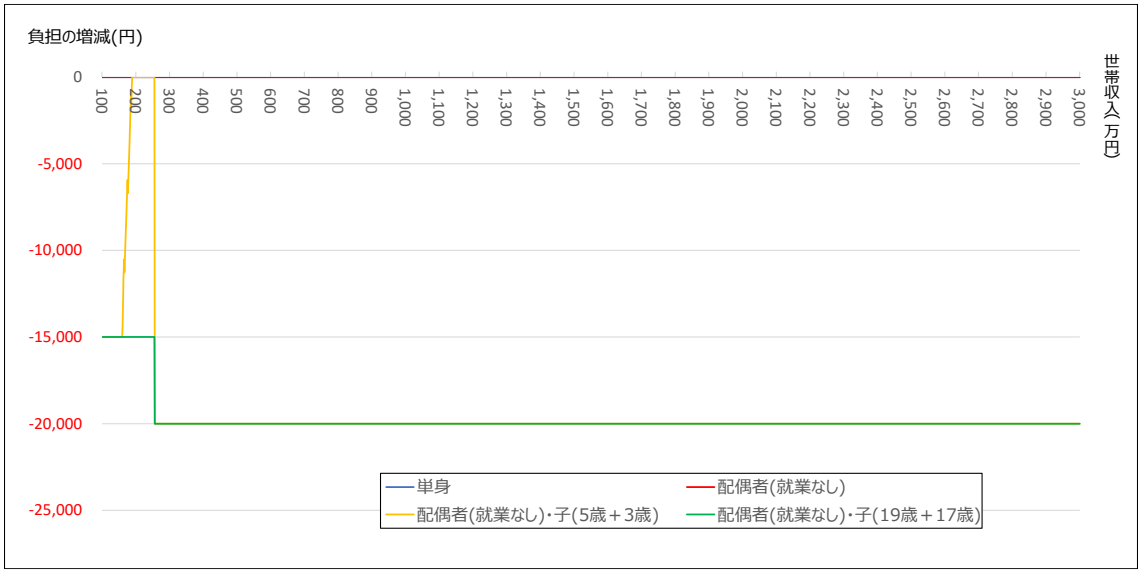
【シミュレーション】

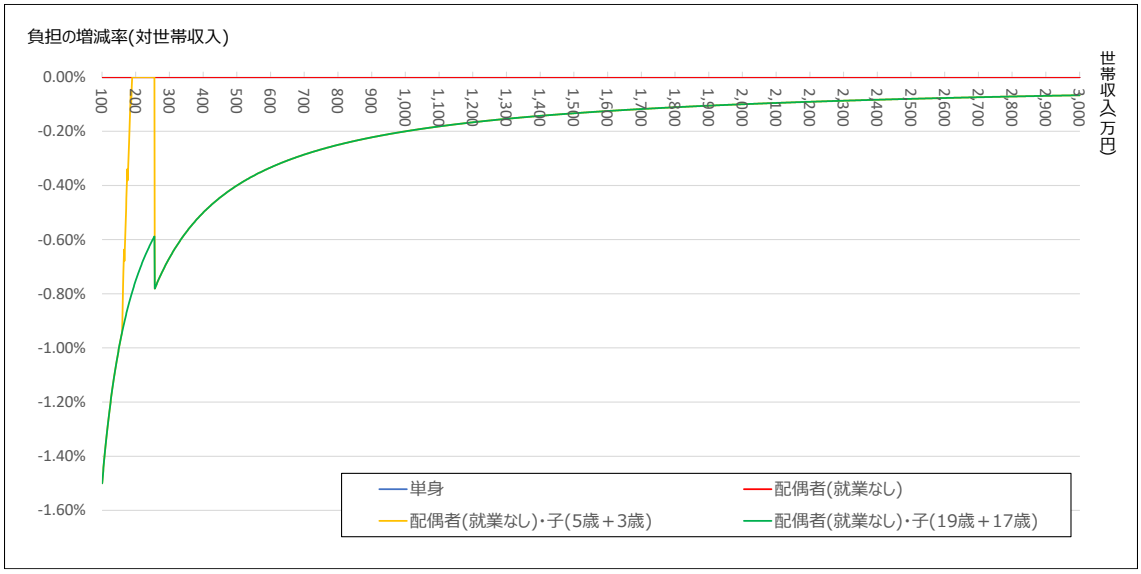
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	177,624	-5,000	62,624	47,624	-15,000
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	99,824	-8,000
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	584,554	-10,000	474,554	454,554	-20,000
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	881,572	-10,000	771,572	751,572	-20,000
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,106,833	-10,000	996,833	976,833	-20,000
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,414,191	-10,000	1,304,191	1,284,191	-20,000
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,663,818	-10,000	1,553,818	1,533,818	-20,000
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,925,444	-10,000	1,815,444	1,795,444	-20,000
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,192,946	-10,000	2,082,946	2,062,946	-20,000
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,462,788	-10,000	2,352,788	2,332,788	-20,000
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,814,696	-10,000	2,704,696	2,684,696	-20,000
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,085,100	-10,000	2,975,100	2,955,100	-20,000
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,358,510	-10,000	3,248,510	3,228,510	-20,000
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,788,449	-10,000	3,678,449	3,658,449	-20,000
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,156,515	-10,000	4,046,515	4,026,515	-20,000
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,549,781	-10,000	4,439,781	4,419,781	-20,000
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,871,731	-10,000	4,761,731	4,741,731	-20,000
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,292,081	-10,000	5,242,081	5,222,081	-20,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,652,431	-10,000	5,602,431	5,582,431	-20,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,012,781	-10,000	5,962,781	5,942,781	-20,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	303,958	-5,000	308,958	293,958	-15,000
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	349,434	-8,000
	3,000,000	740,008	730,008	-10,000	740,008	720,008	-20,000
	4,000,000	976,542	966,542	-10,000	972,365	952,365	-20,000
	5,000,000	1,197,461	1,187,461	-10,000	1,158,320	1,138,320	-20,000
	6,000,000	1,515,958	1,505,958	-10,000	1,464,976	1,444,976	-20,000
	7,000,000	1,773,010	1,763,010	-10,000	1,721,010	1,701,010	-20,000
	8,000,000	2,042,062	2,032,062	-10,000	1,990,062	1,970,062	-20,000
	9,000,000	2,314,915	2,304,915	-10,000	2,262,915	2,242,915	-20,000
	10,000,000	2,573,421	2,563,421	-10,000	2,521,421	2,501,421	-20,000
	11,000,000	2,921,409	2,911,409	-10,000	2,869,409	2,849,409	-20,000
	12,000,000	3,194,460	3,184,460	-10,000	3,127,940	3,107,940	-20,000
	13,000,000	3,469,106	3,459,106	-10,000	3,398,106	3,378,106	-20,000
	14,000,000	3,877,573	3,867,573	-10,000	3,806,573	3,786,573	-20,000
	15,000,000	4,211,497	4,201,497	-10,000	4,140,497	4,120,497	-20,000
	16,000,000	4,612,739	4,602,739	-10,000	4,506,335	4,486,335	-20,000
	17,000,000	4,939,275	4,929,275	-10,000	4,830,275	4,810,275	-20,000
	18,000,000	5,305,741	5,295,741	-10,000	5,196,741	5,176,741	-20,000
	19,000,000	5,672,206	5,662,206	-10,000	5,563,206	5,543,206	-20,000
	20,000,000	6,038,671	6,028,671	-10,000	5,929,671	5,909,671	-20,000

【シミュレーション】

図表 II-20 世帯類型と負担の増減(定額の税額控除(住民税)10,000 円の導入①)

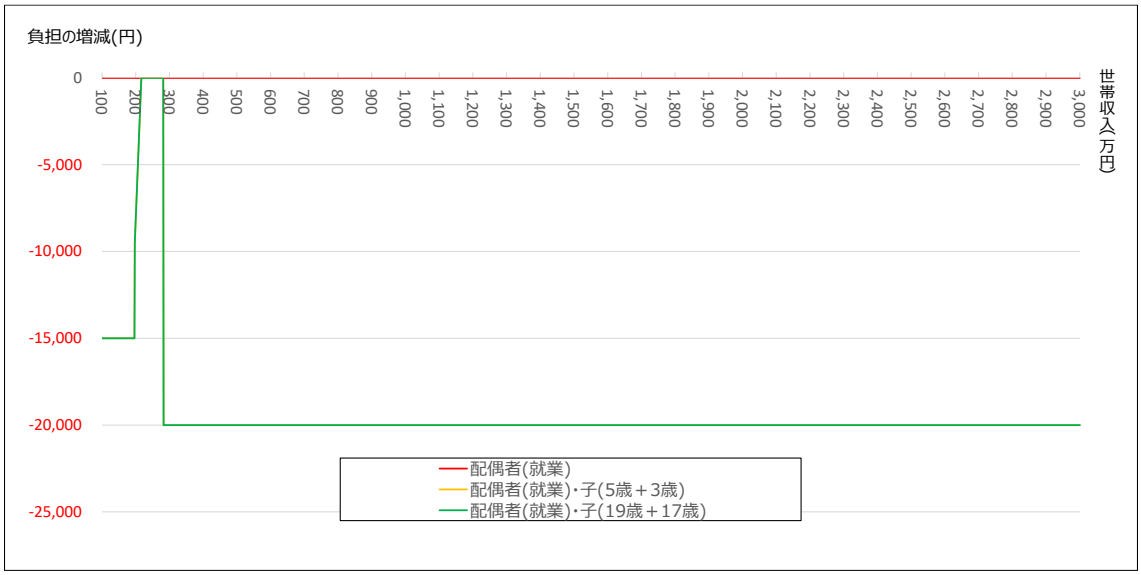


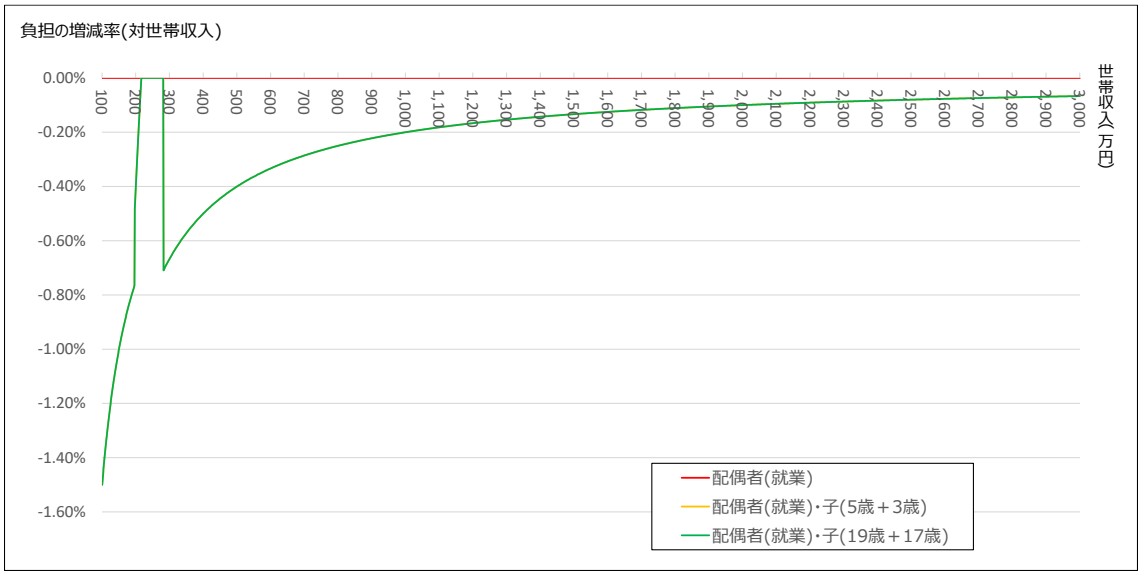


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」はいずれも変化ゼロ。

【シミュレーション】

図表 II-21 世帯類型と負担の増減(定額の税額控除(住民税)10,000 円の導入②)





(注)「配偶者(就業あり)」は変化ゼロ。

【シミュレーション】

(5) 児童手当の拡充(こども未来戦略による拡充)

① 措置の内容

児童手当について、こども未来戦略方針において掲げられている図表 II-22 の制度に拡充する。

図表 II-22 こども未来戦略において掲げられている児童手当の拡充

種類			現制度	新制度
児童手当	0～2 歳	第 1 子・第 2 子	月 1 万 5,000 円	月 1 万 5,000 円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	3 歳～小学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	中学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万円	**月 3 万円**
	高校生	第 1 子・第 2 子	なし	**月 1 万円**
		第 3 子以降	なし	**月 3 万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**

注：新制度の開始時期は、児童手当は 2024 年 10 月、扶養控除は 2026 年からとなっている。
出典：こども未来戦略方針、税制改正大綱

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

児童手当の支給額が 1 兆 477 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、給付増加分の 18.6%を 30 代、51.0%を 40 代、27.1%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	0.8%	18.6%	51.0%	27.1%	2.5%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、子育て世帯が恩恵を受ける。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-23 に示す。現行の児童手当の所得制限の撤廃により、高所得者への恩恵が大きくなることからジニ係数は現行よりも上昇している。

図表 II-23　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3880 (改革により 0.0017 上昇)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3431(改革により 0.0003 上昇)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-24 に示すとおりである。

図表 II-24 世帯毎の負担・給付の変化（児童手当の拡充）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,363,400	0
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,519,990	-60,000	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,881,740	-60,000	2,881,740	2,761,740	-120,000
	11,000,000	3,346,990	3,286,990	-60,000	3,286,990	3,166,990	-120,000
	12,000,000	3,865,359	3,745,359	-120,000	3,865,359	3,625,359	-240,000
	13,000,000	4,270,734	4,150,734	-120,000	4,270,734	4,030,734	-240,000
	14,000,000	4,746,509	4,626,509	-120,000	4,746,509	4,506,509	-240,000
	15,000,000	5,242,804	5,122,804	-120,000	5,242,804	5,002,804	-240,000
	16,000,000	5,718,579	5,598,579	-120,000	5,718,579	5,478,579	-240,000
	17,000,000	6,194,354	6,074,354	-120,000	6,194,354	5,954,354	-240,000
	18,000,000	6,649,609	6,529,609	-120,000	6,649,609	6,409,609	-240,000
	19,000,000	7,104,864	6,984,864	-120,000	7,104,864	6,864,864	-240,000
	20,000,000	7,560,119	7,440,119	-120,000	7,560,119	7,320,119	-240,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	213,234	-120,000
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	391,624	-120,000
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	589,472	-120,000
	4,000,000	999,131	999,131	0	947,131	827,131	-120,000
	5,000,000	1,255,822	1,255,822	0	1,203,822	1,083,822	-120,000
	6,000,000	1,543,235	1,543,235	0	1,491,235	1,371,235	-120,000
	7,000,000	1,865,974	1,865,974	0	1,794,974	1,674,974	-120,000
	8,000,000	2,178,420	2,178,420	0	2,107,515	1,987,515	-120,000
	9,000,000	2,526,320	2,526,320	0	2,417,320	2,297,320	-120,000
	10,000,000	2,894,186	2,894,186	0	2,785,186	2,665,186	-120,000
	11,000,000	3,307,080	3,307,080	0	3,198,080	3,078,080	-120,000
	12,000,000	3,747,160	3,747,160	0	3,626,760	3,506,760	-120,000
	13,000,000	4,155,833	4,155,833	0	4,035,433	3,915,433	-120,000
	14,000,000	4,565,190	4,565,190	0	4,420,348	4,300,348	-120,000
	15,000,000	5,068,954	5,068,954	0	4,910,554	4,790,554	-120,000
	16,000,000	5,548,464	5,548,464	0	5,390,064	5,270,064	-120,000
	17,000,000	6,027,974	6,027,974	0	5,869,574	5,749,574	-120,000
	18,000,000	6,483,229	6,483,229	0	6,324,829	6,204,829	-120,000
	19,000,000	6,938,484	6,938,484	0	6,780,084	6,660,084	-120,000
	20,000,000	7,393,739	7,393,739	0	7,235,339	7,115,339	-120,000

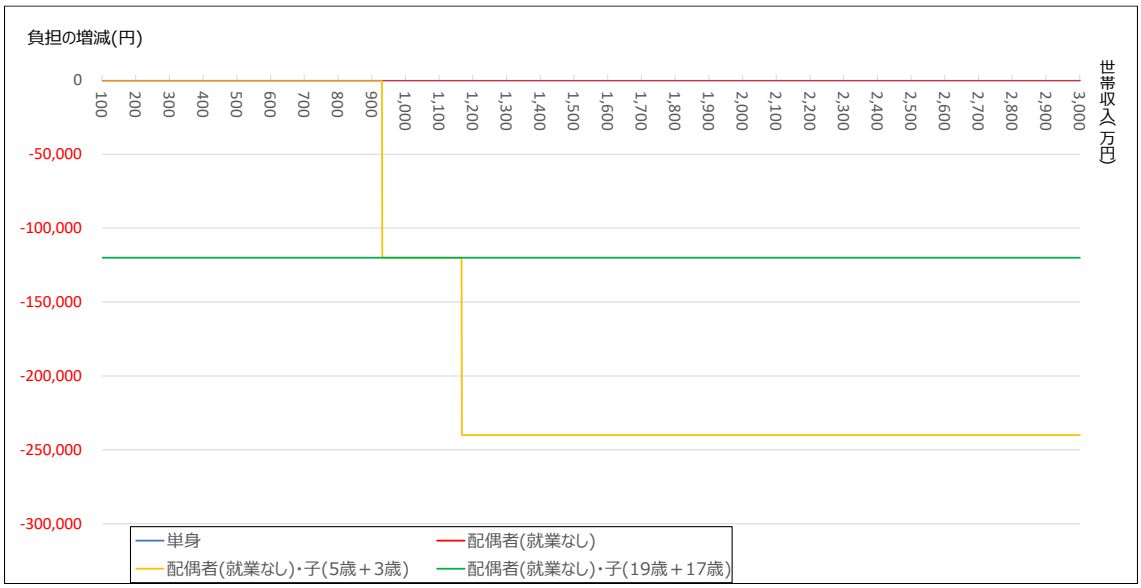
【シミュレーション】

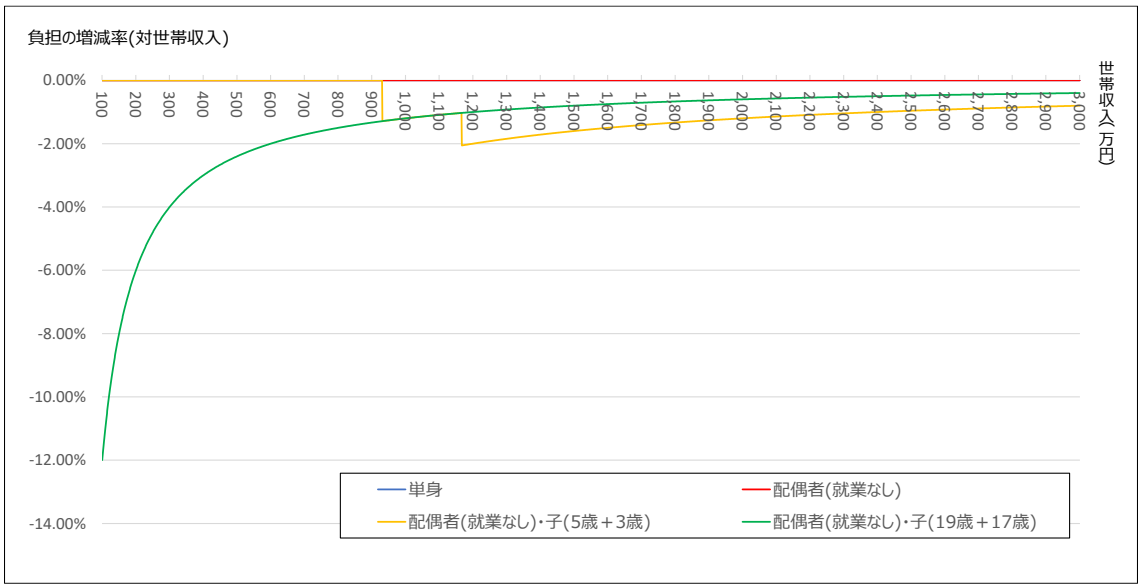
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,242,081	-60,000	5,242,081	5,122,081	-120,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,602,431	-60,000	5,602,431	5,482,431	-120,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	5,962,781	-60,000	5,962,781	5,842,781	-120,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	188,958	-120,000
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	237,434	-120,000
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	620,008	-120,000
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	852,365	-120,000
	5,000,000	1,197,461	1,197,461	0	1,158,320	1,038,320	-120,000
	6,000,000	1,515,958	1,515,958	0	1,464,976	1,344,976	-120,000
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,601,010	-120,000
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,870,062	-120,000
	9,000,000	2,314,915	2,314,915	0	2,262,915	2,142,915	-120,000
	10,000,000	2,573,421	2,573,421	0	2,521,421	2,401,421	-120,000
	11,000,000	2,921,409	2,921,409	0	2,869,409	2,749,409	-120,000
	12,000,000	3,194,460	3,194,460	0	3,127,940	3,007,940	-120,000
	13,000,000	3,469,106	3,469,106	0	3,398,106	3,278,106	-120,000
	14,000,000	3,877,573	3,877,573	0	3,806,573	3,686,573	-120,000
	15,000,000	4,211,497	4,211,497	0	4,140,497	4,020,497	-120,000
	16,000,000	4,612,739	4,612,739	0	4,506,335	4,386,335	-120,000
	17,000,000	4,939,275	4,939,275	0	4,830,275	4,710,275	-120,000
	18,000,000	5,305,741	5,305,741	0	5,196,741	5,076,741	-120,000
	19,000,000	5,672,206	5,672,206	0	5,563,206	5,443,206	-120,000
	20,000,000	6,038,671	6,038,671	0	5,929,671	5,809,671	-120,000

【シミュレーション】

図表 II-25 世帯類型と負担の増減(児童手当の拡充①)

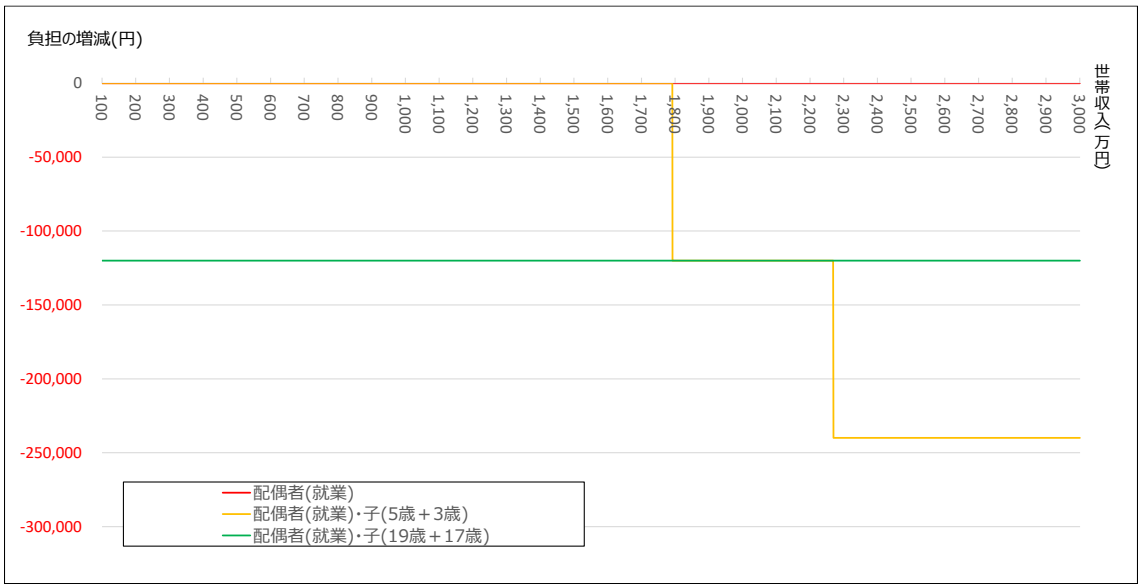


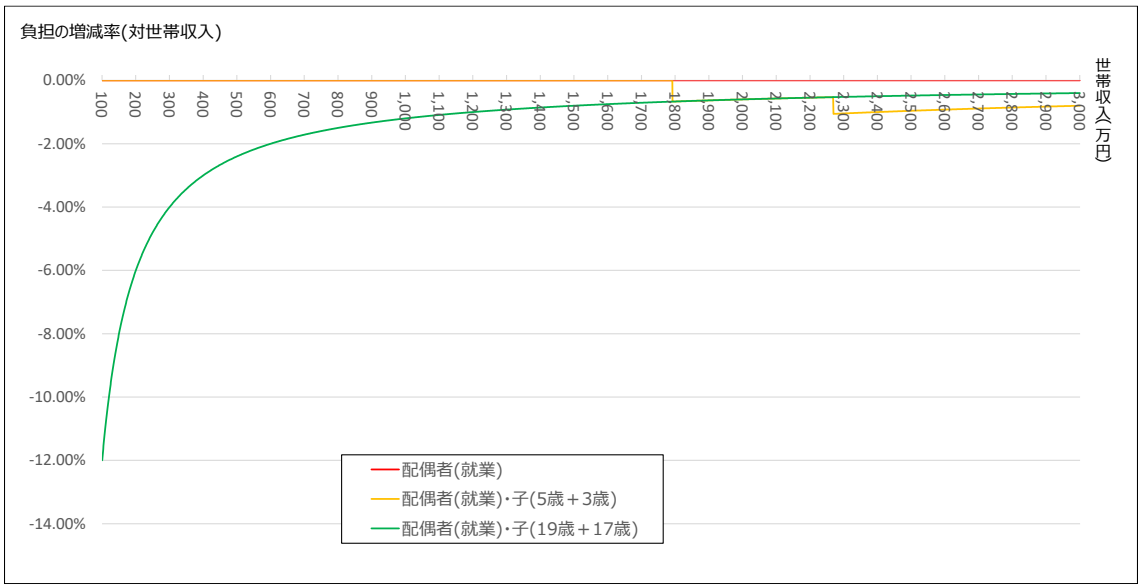


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」はいずれも変化ゼロ。

【シミュレーション】

図表 II-26 世帯類型と負担の増減(定額の税額控除(児童手当の拡充②))





(注)「配偶者(就業あり)」は変化ゼロ。

【シミュレーション】

(6) 勤労所得税額控除の導入（給付付き）

① 措置の内容

所得税において、米国の勤労所得税額控除類似の給付付き税額控除を導入する。（以下は世帯収入と税額控除額の関係）

ただし、日本と米国の所得水準の差を考慮し、閾値・税額控除最大額は米国の勤労税額控除の 0.6 倍とする。

子どもの数	逓増	定額	逓減	税額控除最大額
0	0～705,600 (7.65%)	705,600～882,000	882,000～1,587,600 (▲7.65%)	54,000
1	0～1,057,500 (34%)	1,057,500～1,940,000	1,940,000～4,190,400 (▲15.98%)	359,550
2	0～1,485,900 (40%)	1,485,900～1,940,000	1,940,000～4,762,620 (▲21.06%)	594,360
3 以上	0～1,485,900 (45%)	1,485,900～1,940,000	1,940,000～5,074,470 (▲21.06%)	668,700

※基準として採用する収入は、世帯合算の総所得金額である。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

所得税が 1 兆 2,483 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 26.8%を 30 代、42.0%を 40 代、18.0%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	5.1%	26.8%	42.0%	18.0%	8.2%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、全ての世帯が恩恵を受けるが、子育て世帯の比率が 80.2%と高くなっている。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	14.3%	5.4%	80.2%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-27 に示す。

図表 II-27　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3825（改革により 0.0038 下落）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3378（改革により 0.0050 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-28 に示すとおりである。

図表 II-28 世帯毎の負担・給付の変化（勤労所得税額控除の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	289,199	-34,425	323,624	289,199	-34,425
	2,000,000	576,386	555,915	-20,471	524,386	503,915	-20,471
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	50,624	-153,000	83,624	-96,376	-180,000
	2,000,000	378,252	18,702	-359,550	258,252	-269,748	-528,000
	3,000,000	668,446	321,677	-346,768	548,446	-29,069	-577,514
	4,000,000	924,072	695,535	-228,537	804,072	382,380	-421,692
	5,000,000	1,174,266	1,073,546	-100,720	1,054,266	801,030	-253,236
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,278,621	-84,780
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,579,990	0	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,941,740	0	2,881,740	2,881,740	0
	11,000,000	3,346,990	3,346,990	0	3,286,990	3,286,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	180,234	-153,000	333,234	153,234	-180,000
	2,000,000	511,624	152,074	-359,550	511,624	-16,376	-528,000
	3,000,000	736,835	390,067	-346,768	709,472	131,958	-577,514
	4,000,000	999,131	770,594	-228,537	947,131	525,439	-421,692
	5,000,000	1,255,822	1,155,102	-100,720	1,203,822	950,586	-253,236
	6,000,000	1,543,235	1,543,235	0	1,491,235	1,406,456	-84,780
	7,000,000	1,865,974	1,865,974	0	1,794,974	1,794,974	0
	8,000,000	2,178,420	2,178,420	0	2,107,515	2,107,515	0
	9,000,000	2,526,320	2,526,320	0	2,417,320	2,417,320	0
	10,000,000	2,894,186	2,894,186	0	2,785,186	2,785,186	0
	11,000,000	3,307,080	3,307,080	0	3,198,080	3,198,080	0
	12,000,000	3,747,160	3,747,160	0	3,626,760	3,626,760	0
	13,000,000	4,155,833	4,155,833	0	4,035,433	4,035,433	0
	14,000,000	4,565,190	4,565,190	0	4,420,348	4,420,348	0
	15,000,000	5,068,954	5,068,954	0	4,910,554	4,910,554	0
	16,000,000	5,548,464	5,548,464	0	5,390,064	5,390,064	0
	17,000,000	6,027,974	6,027,974	0	5,869,574	5,869,574	0
	18,000,000	6,483,229	6,483,229	0	6,324,829	6,324,829	0
	19,000,000	6,938,484	6,938,484	0	6,780,084	6,780,084	0
	20,000,000	7,393,739	7,393,739	0	7,235,339	7,235,339	0

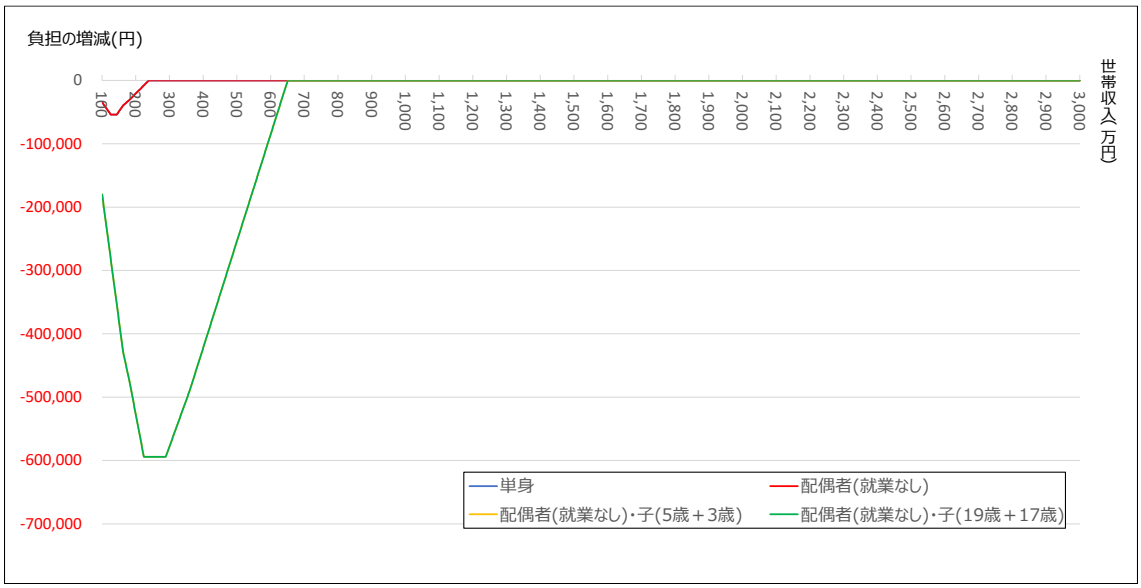
【シミュレーション】

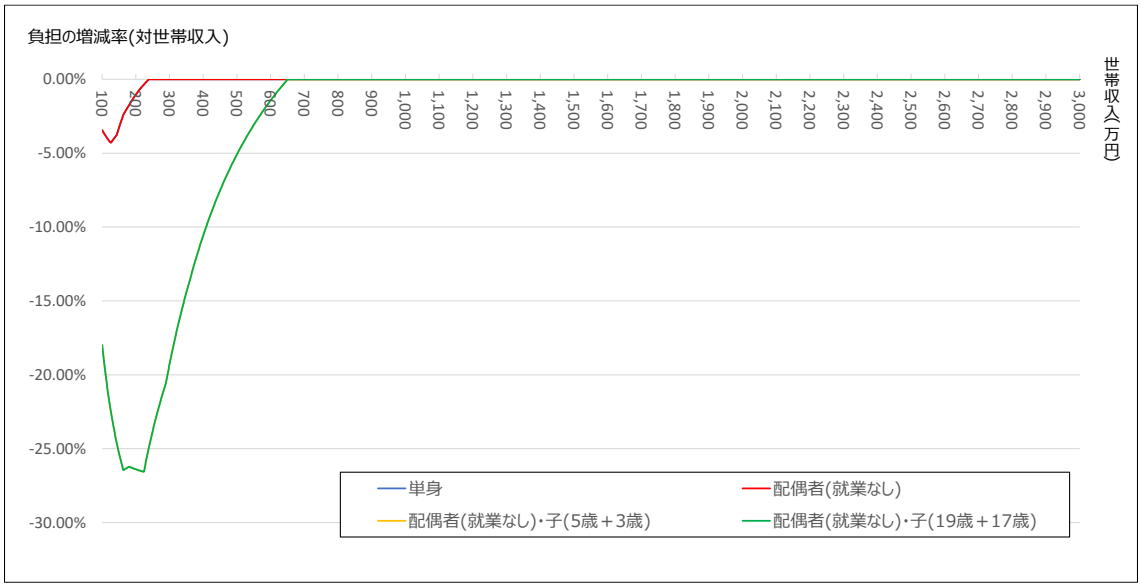
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	295,223	-52,601	227,824	-78,176	-306,000	107,824	-252,176	-360,000
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	235,004	-359,550	474,554	-119,806	-594,360
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	643,863	-247,710	771,572	324,612	-446,960
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	980,963	-135,870	996,833	697,271	-299,561
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,400,162	-24,029	1,304,191	1,152,029	-152,162
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,549,055	-4,763
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	51,434	-306,000	357,434	-2,566	-360,000
	3,000,000	740,008	380,458	-359,550	740,008	145,648	-594,360
	4,000,000	976,542	728,833	-247,710	972,365	525,404	-446,960
	5,000,000	1,197,461	1,061,591	-135,870	1,158,320	858,759	-299,561
	6,000,000	1,515,958	1,491,928	-24,029	1,464,976	1,312,814	-152,162
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,716,247	-4,763
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,990,062	0
	9,000,000	2,314,915	2,314,915	0	2,262,915	2,262,915	0
	10,000,000	2,573,421	2,573,421	0	2,521,421	2,521,421	0
	11,000,000	2,921,409	2,921,409	0	2,869,409	2,869,409	0
	12,000,000	3,194,460	3,194,460	0	3,127,940	3,127,940	0
	13,000,000	3,469,106	3,469,106	0	3,398,106	3,398,106	0
	14,000,000	3,877,573	3,877,573	0	3,806,573	3,806,573	0
	15,000,000	4,211,497	4,211,497	0	4,140,497	4,140,497	0
	16,000,000	4,612,739	4,612,739	0	4,506,335	4,506,335	0
	17,000,000	4,939,275	4,939,275	0	4,830,275	4,830,275	0
	18,000,000	5,305,741	5,305,741	0	5,196,741	5,196,741	0
	19,000,000	5,672,206	5,672,206	0	5,563,206	5,563,206	0
	20,000,000	6,038,671	6,038,671	0	5,929,671	5,929,671	0

【シミュレーション】

図表 II-29 世帯類型と負担の増減(勤労所得税額控除の導入①)

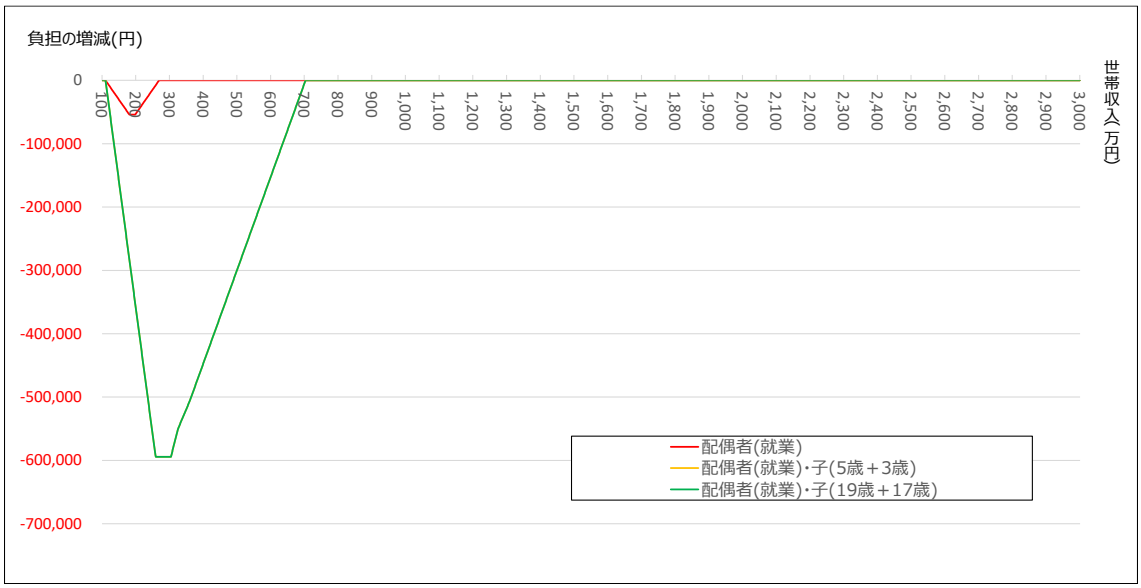


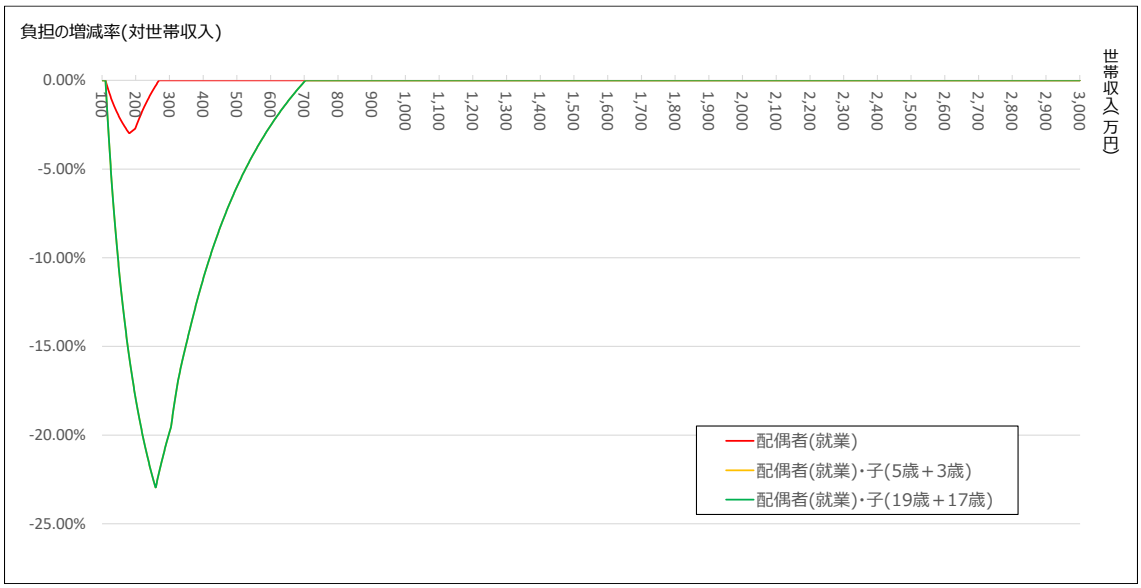


(注) 「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19 歳＋17 歳)」は同一

【シミュレーション】

図表 II-30 世帯類型と負担の増減（勤労所得税額控除の導入②）





(注)「配偶者(就業)・子(5 歳＋3 歳)」、「配偶者(就業)・子(19 歳＋17 歳)」は同一

【シミュレーション】

(7) N 分 N 乗法の導入

① 措置の内容

個人所得税の課税方式を世帯単位課税(合算分割)、つまり N 分 N 乗法(フランス同等)に変更する。

改正内容		詳細
所得税	N 分 N 乗法の採用	課税方式を個人単位から世帯単位に変更 分割計数は、納税者本人 1、配偶者 1、第 1 子 0.5、第 2 子 0.5、第 3 子 1、第 4 子以降 1、その他扶養家族 0.5　とする

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

所得税が 5 兆 1,743 億円減少することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、減税・給付の 14.3%を 30 代、36.6%を 40 代、38.0%を 50 代が受けることとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	1.3%	14.3%	36.6%	38.0%	9.7%

(注)分母に 20 代から 60 代までの減税・給付額の合計を、分子に世帯主年代別の減税・給付額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、夫婦のみ世帯が 6.6%、子育て世帯が 73.4%となっている。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	26.6%	73.4%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-31 に示す。

図表 II-31　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3997（改革により 0.0134 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3535(改革により 0.0107 上昇)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-32 に示すとおりである。

図表 II-32 世帯毎の負担・給付の変化（N 分 N 乗方式の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,573,325	-30,075
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,858,385	-64,047
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,129,560	-167,880
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,382,010	-257,980
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	2,649,260	-352,480
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	2,979,340	-427,650
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,402,590	-462,769
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	3,775,540	-495,194
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,127,490	-619,019
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	4,504,640	-738,164
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	4,856,590	-861,989
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	5,208,540	-985,814
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	5,535,290	-1,114,319
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	5,888,664	-1,216,200
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	6,245,069	-1,315,050

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,453,325	-30,075	1,363,400	1,333,325	-30,075
	7,000,000	1,802,431	1,738,385	-64,047	1,682,431	1,618,385	-64,047
	8,000,000	2,177,440	2,004,445	-172,995	2,057,440	1,884,445	-172,995
	9,000,000	2,579,990	2,273,235	-306,755	2,399,990	2,091,845	-308,145
	10,000,000	2,941,740	2,540,485	-401,255	2,881,740	2,431,710	-450,030
	11,000,000	3,346,990	2,840,385	-506,605	3,286,990	2,731,610	-555,380
	12,000,000	3,865,359	3,201,285	-664,074	3,865,359	3,152,510	-712,849
	13,000,000	4,270,734	3,561,715	-709,019	4,270,734	3,433,210	-837,524
	14,000,000	4,746,509	3,913,665	-832,844	4,746,509	3,699,840	-1,046,669
	15,000,000	5,242,804	4,290,815	-951,989	5,242,804	4,076,990	-1,165,814
	16,000,000	5,718,579	4,642,765	-1,075,814	5,718,579	4,428,940	-1,289,639
	17,000,000	6,194,354	4,994,715	-1,199,639	6,194,354	4,780,890	-1,413,464
	18,000,000	6,649,609	5,321,465	-1,328,144	6,649,609	5,107,640	-1,541,969
	19,000,000	7,104,864	5,648,215	-1,456,649	7,104,864	5,434,390	-1,670,474
	20,000,000	7,560,119	5,974,965	-1,585,154	7,560,119	5,761,140	-1,798,979

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	999,131	0	947,131	947,131	0
	5,000,000	1,255,822	1,255,822	0	1,203,822	1,203,822	0
	6,000,000	1,543,235	1,543,235	0	1,491,235	1,491,235	0
	7,000,000	1,865,974	1,836,648	-29,325	1,794,974	1,784,648	-10,325
	8,000,000	2,178,420	2,111,063	-67,357	2,107,515	2,059,063	-48,452
	9,000,000	2,526,320	2,324,960	-201,360	2,417,320	2,272,960	-144,360
	10,000,000	2,894,186	2,564,994	-329,191	2,785,186	2,500,386	-284,800
	11,000,000	3,307,080	2,873,630	-433,449	3,198,080	2,756,893	-441,187
	12,000,000	3,747,160	3,178,898	-568,262	3,626,760	3,059,123	-567,637
	13,000,000	4,155,833	3,474,035	-681,798	4,035,433	3,349,433	-686,000
	14,000,000	4,565,190	3,830,571	-734,619	4,420,348	3,611,374	-808,974
	15,000,000	5,068,954	4,216,894	-852,060	4,910,554	3,907,357	-1,003,197
	16,000,000	5,548,464	4,573,431	-975,033	5,390,064	4,250,606	-1,139,458
	17,000,000	6,027,974	4,929,967	-1,098,007	5,869,574	4,607,142	-1,262,432
	18,000,000	6,483,229	5,256,717	-1,226,512	6,324,829	4,933,892	-1,390,937
	19,000,000	6,938,484	5,583,467	-1,355,017	6,780,084	5,260,642	-1,519,442
	20,000,000	7,393,739	5,910,217	-1,483,522	7,235,339	5,587,392	-1,647,947

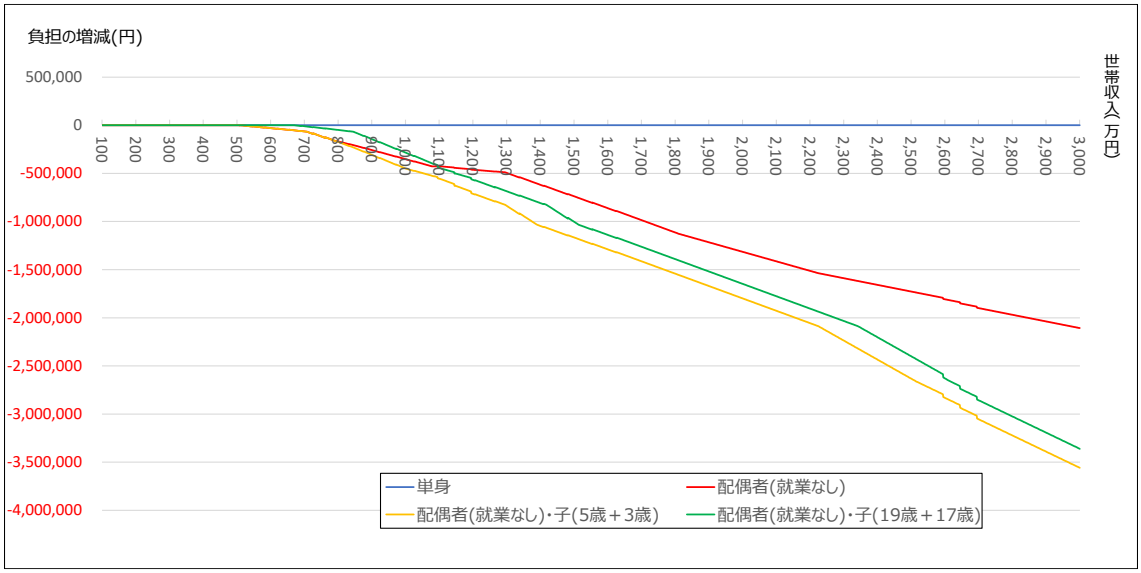
【シミュレーション】

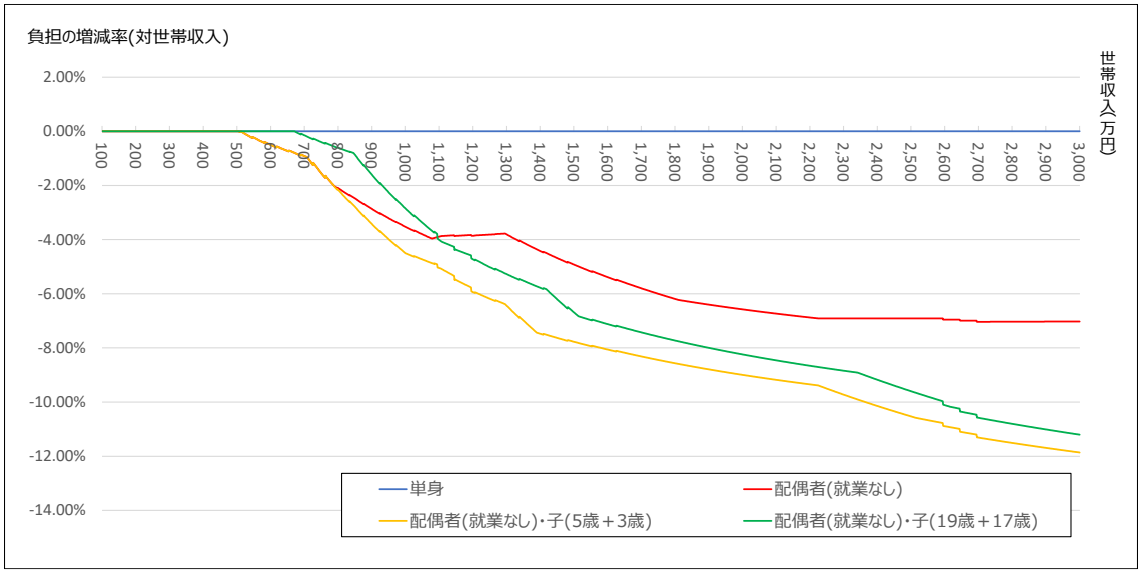
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,434	-512	2,202,946	2,200,108	-2,838	2,082,946	2,080,108	-2,838
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,435,906	-36,882	2,352,788	2,315,906	-36,882
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,775,921	-48,775	2,704,696	2,638,327	-66,369
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,046,325	-48,775	2,975,100	2,877,550	-97,550
	13,000,000	3,488,510	3,485,067	-3,444	3,368,510	3,315,729	-52,781	3,248,510	3,146,954	-101,556
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,682,637	-115,811	3,678,449	3,513,862	-164,586
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	3,972,041	-194,473	4,046,515	3,803,266	-243,248
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,345,956	-213,825	4,439,781	4,121,470	-318,310
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,667,906	-213,825	4,761,731	4,358,170	-403,560
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,088,256	-213,825	5,242,081	4,814,431	-427,650
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,448,606	-213,825	5,602,431	5,174,781	-427,650
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	5,808,956	-213,825	5,962,781	5,535,131	-427,650

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,197,461	0	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,515,958	0	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,721,010	0
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,990,062	0
	9,000,000	2,314,915	2,314,151	-763	2,262,915	2,262,151	-763
	10,000,000	2,573,421	2,555,519	-17,902	2,521,421	2,503,519	-17,902
	11,000,000	2,921,409	2,889,078	-32,331	2,869,409	2,837,078	-32,331
	12,000,000	3,194,460	3,145,685	-48,775	3,127,940	3,078,470	-49,470
	13,000,000	3,469,106	3,420,331	-48,775	3,398,106	3,319,112	-78,993
	14,000,000	3,877,573	3,797,722	-79,850	3,806,573	3,677,947	-128,625
	15,000,000	4,211,497	4,092,368	-119,129	4,140,497	3,972,593	-167,904
	16,000,000	4,612,739	4,421,055	-191,684	4,506,335	4,301,280	-205,054
	17,000,000	4,939,275	4,725,450	-213,825	4,830,275	4,543,222	-287,054
	18,000,000	5,305,741	5,091,916	-213,825	5,196,741	4,816,510	-380,230
	19,000,000	5,672,206	5,458,381	-213,825	5,563,206	5,135,556	-427,650
	20,000,000	6,038,671	5,824,846	-213,825	5,929,671	5,502,021	-427,650

【シミュレーション】

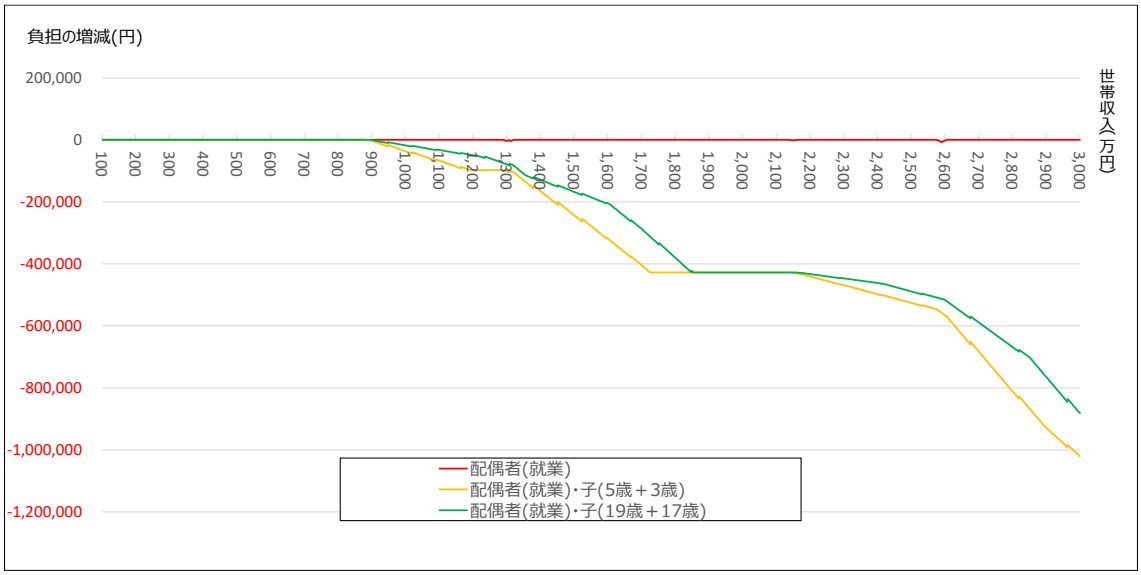
図表 II-33 世帯類型と負担の増減(N 分 N 乗方式の導入①)

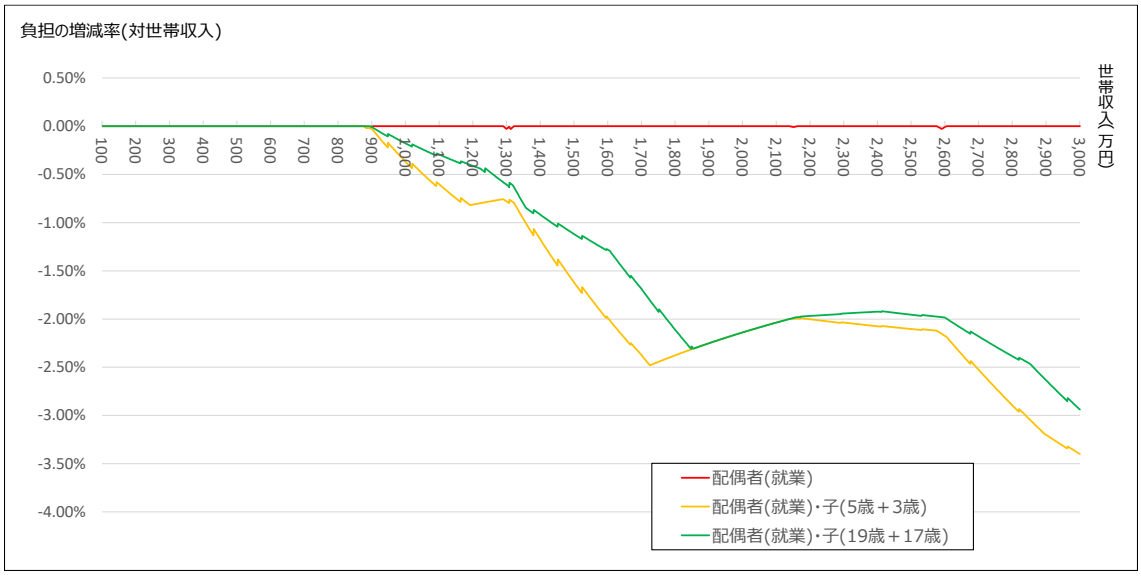




【シミュレーション】

図表 II-34 世帯類型と負担の増減(N 分 N 乗方式の導入②)





【シミュレーション】

(8) N 分 N 乗法の導入(個人単位課税)

① 措置の内容

個人所得税の課税方式について、個人単位課税をベースとして、子どもの数に応じた N 分 N 乗方式に切り替える。

改正内容		詳細
所得税	N 分 N 乗法の採用	課税方式は個人単位課税を維持 納税者本人と 22 歳以下の子どもの数のみ考慮した N 分 N 乗方式とする。 分割計数は、納税者本人 1、第 1 子 0.5、第 2 子 0.5、第 3 子 1、第 4 子以降 1 とする

② 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-35 に示すとおりである。

図表 II-35 世帯毎の負担・給付の変化（個人単位 N 分 N 乗方式の導入）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,453,325	-30,075	1,363,400	1,333,325	-30,075
	7,000,000	1,802,431	1,753,656	-48,775	1,682,431	1,618,385	-64,047
	8,000,000	2,177,440	2,058,335	-119,105	2,057,440	1,889,560	-167,880
	9,000,000	2,579,990	2,370,785	-209,205	2,399,990	2,142,010	-257,980
	10,000,000	2,941,740	2,727,915	-213,825	2,881,740	2,529,260	-352,480
	11,000,000	3,346,990	3,133,165	-213,825	3,286,990	2,859,340	-427,650
	12,000,000	3,865,359	3,616,415	-248,944	3,865,359	3,402,590	-462,769
	13,000,000	4,270,734	3,989,365	-281,369	4,270,734	3,775,540	-495,194
	14,000,000	4,746,509	4,341,315	-405,194	4,746,509	4,127,490	-619,019
	15,000,000	5,242,804	4,732,979	-509,825	5,242,804	4,504,640	-738,164
	16,000,000	5,718,579	5,113,504	-605,075	5,718,579	4,856,590	-861,989
	17,000,000	6,194,354	5,494,029	-700,325	6,194,354	5,208,540	-985,814
	18,000,000	6,649,609	5,881,319	-768,290	6,649,609	5,535,290	-1,114,319
	19,000,000	7,104,864	6,336,574	-768,290	7,104,864	5,888,664	-1,216,200
	20,000,000	7,560,119	6,791,829	-768,290	7,560,119	6,245,069	-1,315,050

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	999,131	0	947,131	947,131	0
	5,000,000	1,255,822	1,255,822	0	1,203,822	1,203,822	0
	6,000,000	1,543,235	1,543,235	0	1,491,235	1,491,235	0
	7,000,000	1,865,974	1,836,648	-29,325	1,794,974	1,784,648	-10,325
	8,000,000	2,178,420	2,129,740	-48,679	2,107,515	2,059,063	-48,452
	9,000,000	2,526,320	2,388,305	-138,015	2,417,320	2,272,960	-144,360
	10,000,000	2,894,186	2,680,361	-213,825	2,785,186	2,542,769	-242,416
	11,000,000	3,307,080	3,093,255	-213,825	3,198,080	2,851,405	-346,674
	12,000,000	3,747,160	3,520,327	-226,834	3,626,760	3,197,502	-429,259
	13,000,000	4,155,833	3,901,685	-254,148	4,035,433	3,578,860	-456,573
	14,000,000	4,565,190	4,258,221	-306,969	4,420,348	3,935,396	-484,952
	15,000,000	5,068,954	4,644,544	-424,410	4,910,554	4,321,719	-588,835
	16,000,000	5,548,464	5,020,912	-527,551	5,390,064	4,678,256	-711,808
	17,000,000	6,027,974	5,405,827	-622,146	5,869,574	5,034,792	-834,782
	18,000,000	6,483,229	5,762,232	-720,996	6,324,829	5,361,542	-963,287
	19,000,000	6,938,484	6,170,194	-768,290	6,780,084	5,688,292	-1,091,792
	20,000,000	7,393,739	6,625,449	-768,290	7,235,339	6,036,467	-1,198,871

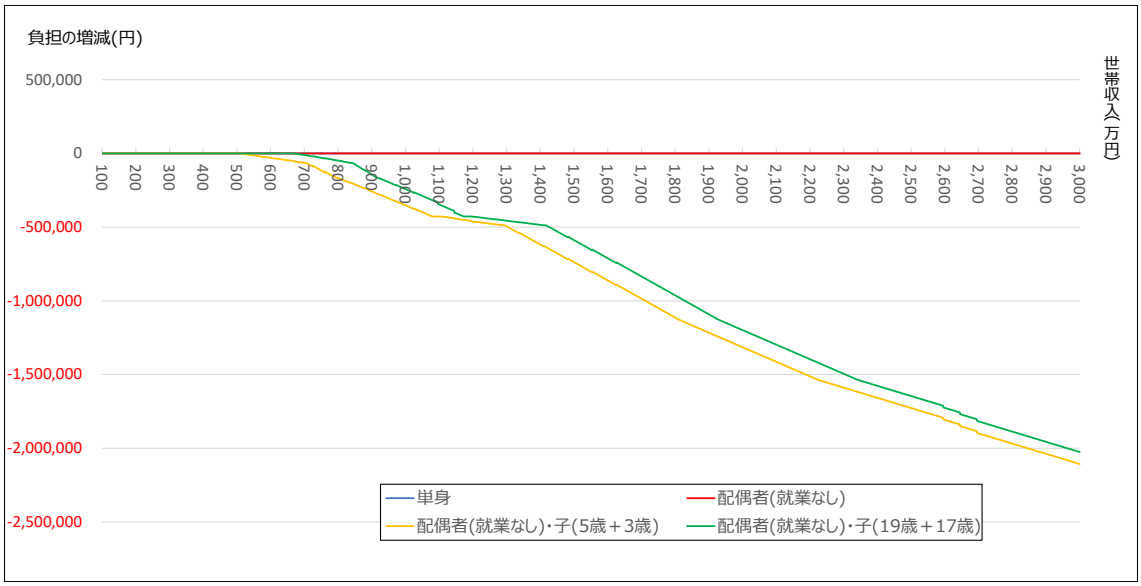
【シミュレーション】

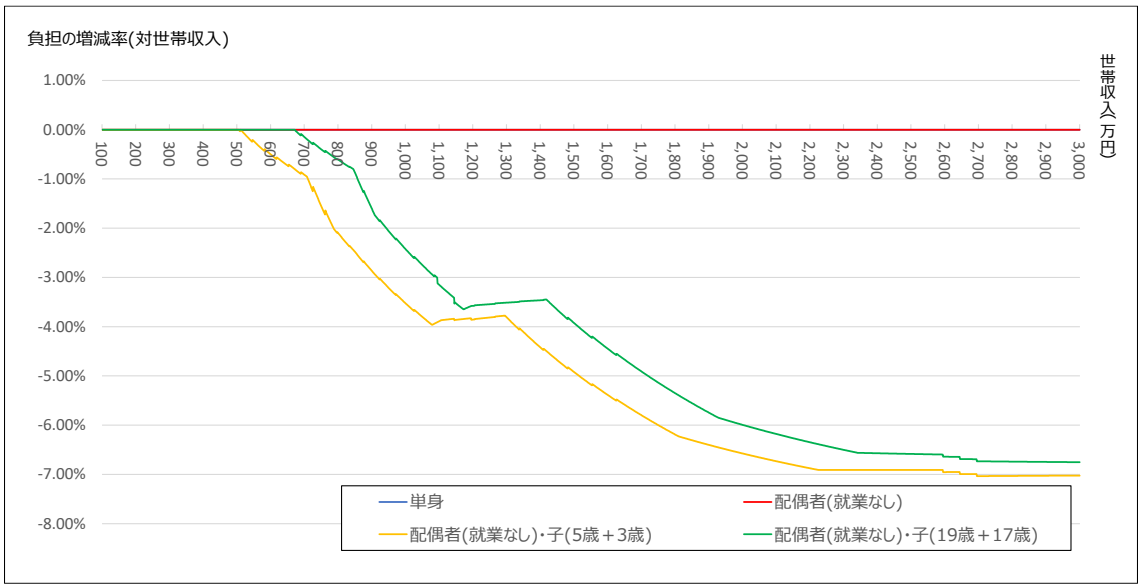
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	357,824	357,824	0	237,824	237,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	748,899	748,899	0	628,899	628,899	0	508,899	508,899	0
	4,000,000	1,016,072	1,016,072	0	896,072	896,072	0	776,072	776,072	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,080,108	-2,838
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,456,047	-16,741	2,352,788	2,315,906	-36,882
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,793,224	-31,472	2,704,696	2,638,327	-66,369
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,046,325	-48,775	2,975,100	2,877,550	-97,550
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,319,735	-48,775	3,248,510	3,146,954	-101,556
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,720,156	-78,293	3,678,449	3,513,862	-164,586
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,049,166	-117,349	4,046,515	3,803,266	-243,248
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,405,176	-154,605	4,439,781	4,121,470	-318,310
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,684,776	-196,955	4,761,731	4,358,170	-403,560
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,088,256	-213,825	5,242,081	4,814,431	-427,650
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,448,606	-213,825	5,602,431	5,174,781	-427,650
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	5,808,956	-213,825	5,962,781	5,535,131	-427,650

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	367,434	367,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	700,014	700,014	0
	4,000,000	979,542	979,542	0	927,542	927,542	0
	5,000,000	1,197,461	1,197,461	0	1,145,461	1,145,461	0
	6,000,000	1,515,958	1,515,958	0	1,463,958	1,463,958	0
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,721,010	0
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,990,062	0
	9,000,000	2,314,915	2,314,915	0	2,262,151	2,262,151	0
	10,000,000	2,573,421	2,573,421	0	2,503,519	2,503,519	0
	11,000,000	2,921,409	2,921,409	0	2,850,409	2,837,078	-13,331
	12,000,000	3,194,460	3,179,940	-14,520	3,123,460	3,078,470	-44,990
	13,000,000	3,469,106	3,437,722	-31,384	3,398,106	3,319,112	-78,993
	14,000,000	3,877,573	3,830,035	-47,538	3,775,497	3,679,185	-96,313
	15,000,000	4,211,497	4,162,722	-48,775	4,102,497	3,972,593	-129,904
	16,000,000	4,612,739	4,528,560	-84,179	4,503,739	4,301,280	-202,459
	17,000,000	4,939,275	4,813,074	-126,202	4,830,275	4,543,222	-287,054
	18,000,000	5,305,741	5,133,226	-172,515	5,196,741	4,816,510	-380,230
	19,000,000	5,672,206	5,458,381	-213,825	5,563,206	5,135,556	-427,650
	20,000,000	6,038,671	5,824,846	-213,825	5,929,671	5,502,021	-427,650

【シミュレーション】

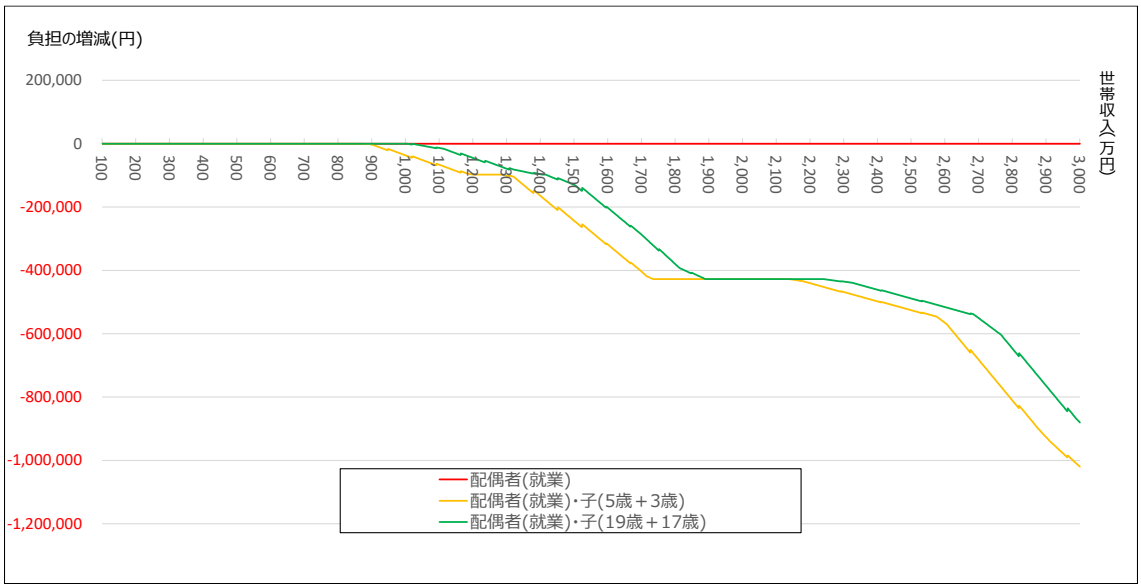
図表 II-36 世帯類型と負担の増減(個人単位Ｎ分Ｎ乗方式の導入①)

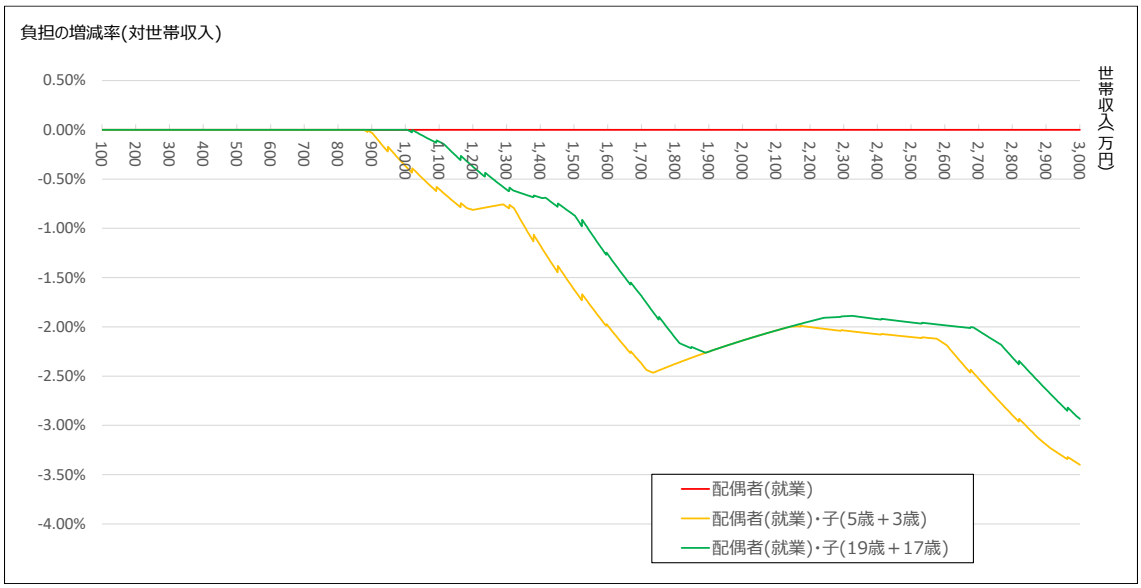




【シミュレーション】

図表 II-37 世帯類型と負担の増減(個人単位Ｎ分Ｎ乗方式の導入②)





③ N 分 N 乗方式(個人単位課税)の就業への影響

N 分 N 乗方式について、フランス同等の世帯単位の方式を取る場合には、配偶者の就業に対して悪影響を及ぼすとの先行研究がある(図表 I-22)。

これは、配偶者が一定額の収入を増加させる場合、税・社会保障負担を除いた手取りの金額の増加額について、現行税制よりも N 分 N 乗方式を採用する場合の方が低額であるためである。他方、個人単位課税を維持しつつ、納税者本人と子どもの数のみを考慮した N 分 N 乗方式を採用する場合には、世帯単位の N 分 N 乗方式と比較して、配偶者の所得が増加した場合における手取り額の増加が大きくなる可能性がある。その場合には、配偶者の就業を阻害する効果は小さくなる。

そこで、世帯主の年収を一定として、配偶者が収入を増加させる際の世帯の手取り額の増加額を、①現行税制、②N 分 N 乗方式(世帯単位)、③N 分 N 乗方式(個人単位)のそれぞれについて算定する。なお、配偶者控除の適用の有無等の影響を排除するため、配偶者の年収が 250 万円以上の場合に限定する。

手取り額の増加は、図表 II-39 に示すとおりである。

子どもなし、あるいは子どもの数が 1 人だけで、配偶者の収入が 650 万円以下であると、配偶者が一定額の収入を増やす場合における、世帯の手取りの金額の増加額は、N 分 N 乗方式(世帯単位)は現行制度と比較して低い。他方、N 分 N 乗方式(個人単位)については現行制度と同等の増加となる。そのため、N 分 N 乗方式(世帯単位)は配偶者の就労・収入増加に対するインセンティブを下げ、N 分 N 乗方式(個人単位)は配偶者の就労・収入増加に対するインセンティブに影響しない。

これは、配偶者の所得の限界税率が異なるためである。例として、夫婦のみ世帯で世帯主の所得が 1,000 万円、配偶者の所得が 300 万円である例を挙げる。現行税制においては配偶者の所得の限界税率は 10%である。他方、N 分 N 乗方式(世帯課税)を採用すると、(世帯主の所得＋配偶者の所得)÷2 の金額を基に限界税率が定められ、限界税率は 20%となる。ただし、配偶者の所得と世帯主の所得の差が小さくなる場合には限界税率は同等となり、配偶者の就労・収入増加に対するインセンティブに影響しなくなる。

なお、夫婦以外の扶養家族がおり、係数が 2 を超える場合には、配偶者収入によっては限界税率が逆転することもある。例として、夫婦及び子ども 2 人の世帯で世帯主の所得が 1,000 万円、配偶者の所得が 700 万円である例を挙げる。現行税制においては配偶者の所得の限界税率は 23%である。他方、N 分 N 乗方式(世帯課税)を採用すると、(世帯主の所得＋配偶者の所得)÷3 の金額を基に限界税率が定められ、限界税率は 20%となる。この場合には、N 分 N 乗方式(世帯課税)により、配偶者の就労・収入増加に対するインセンティブが高まることとなる。

【シミュレーション】

図表 II-38 世帯主の年収 1,000 万円の場合の配偶者収入別の世帯の手取り

世帯主年収1,000万円の場合の配偶者収入別手取り額		配偶者のみ				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入	2,500,000	8,839,975	9,142,314	8,839,975	302,340	0
	3,000,000	9,187,052	9,452,623	9,187,052	265,572	0
	3,500,000	9,562,995	9,786,704	9,562,995	223,710	0
	4,000,000	9,932,938	10,108,785	9,932,938	175,848	0
	4,500,000	10,298,543	10,427,866	10,298,543	129,324	0
	5,000,000	10,664,116	10,758,833	10,664,116	94,718	0
	5,500,000	10,988,937	11,054,142	10,988,937	65,206	0
	6,000,000	11,354,510	11,385,109	11,354,510	30,600	0
	6,500,000	11,716,076	11,716,076	11,716,076	0	0
	7,000,000	11,999,385	11,999,385	11,999,385	0	0
	7,500,000	12,315,352	12,315,352	12,315,352	0	0
	8,000,000	12,618,719	12,618,719	12,618,719	0	0
	8,500,000	12,957,744	12,957,744	12,957,744	0	0
	9,000,000	13,277,569	13,277,569	13,277,569	0	0
	9,500,000	13,597,394	13,597,394	13,597,394	0	0
	10,000,000	13,917,219	13,917,219	13,917,219	0	0

【シミュレーション】

世帯主年収1,000万円の場合の配偶者収入別手取り額		配偶者・子(5歳)				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入	2,500,000	8,899,975	9,297,085	9,113,800	397,110	213,825
	3,000,000	9,247,052	9,631,631	9,460,877	384,579	213,825
	3,500,000	9,622,995	9,993,345	9,836,820	370,350	213,825
	4,000,000	9,992,938	10,347,059	10,206,763	354,121	213,825
	4,500,000	10,358,543	10,698,773	10,572,368	340,230	213,825
	5,000,000	10,724,116	11,032,658	10,937,941	308,543	213,825
	5,500,000	11,048,937	11,327,967	11,262,762	279,031	213,825
	6,000,000	11,414,510	11,658,934	11,628,335	244,425	213,825
	6,500,000	11,776,076	11,989,901	11,989,901	213,825	213,825
	7,000,000	12,059,385	12,273,210	12,273,210	213,825	213,825
	7,500,000	12,375,352	12,589,177	12,589,177	213,825	213,825
	8,000,000	12,678,719	12,892,544	12,892,544	213,825	213,825
	8,500,000	13,017,744	13,231,569	13,231,569	213,825	213,825
	9,000,000	13,337,569	13,551,394	13,551,394	213,825	213,825
	9,500,000	13,657,394	13,871,219	13,871,219	213,825	213,825
	10,000,000	13,977,219	14,191,044	14,191,044	213,825	213,825

世帯主年収1,000万円の場合の配偶者収入別手取り額		配偶者・子(5歳＋3歳)				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入	2,500,000	8,959,975	9,405,860	9,173,800	445,885	213,825
	3,000,000	9,307,052	9,740,406	9,520,877	433,354	213,825
	3,500,000	9,682,995	10,102,120	9,896,820	419,125	213,825
	4,000,000	10,052,938	10,455,834	10,266,763	402,896	213,825
	4,500,000	10,418,543	10,807,548	10,635,206	389,005	216,663
	5,000,000	10,784,116	11,172,846	11,018,082	388,730	233,966
	5,500,000	11,108,937	11,497,392	11,357,659	388,455	248,722
	6,000,000	11,474,510	11,862,690	11,737,110	388,180	262,600
	6,500,000	11,836,076	12,227,988	12,102,683	391,911	266,606
	7,000,000	12,119,385	12,544,534	12,419,503	425,148	300,118
	7,500,000	12,435,352	12,863,002	12,775,076	427,650	339,724
	8,000,000	12,738,719	13,166,369	13,116,249	427,650	377,530
	8,500,000	13,077,744	13,505,394	13,498,174	427,650	420,430
	9,000,000	13,397,569	13,825,219	13,825,219	427,650	427,650
	9,500,000	13,717,394	14,145,044	14,145,044	427,650	427,650
	10,000,000	14,037,219	14,464,869	14,464,869	427,650	427,650

【シミュレーション】

図表 II-39 世帯主の年収 1,000 万円の場合の配偶者収入別の世帯の手取りの増加

配偶者収入が50万円上昇したときの世帯手取の増加		配偶者のみ				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入の増加	250万円→300万円	347,077	310,309	347,077	-36,768	0
	300万円→350万円	375,943	334,081	375,943	-41,862	0
	350万円→400万円	369,943	322,081	369,943	-47,862	0
	400万円→450万円	365,605	319,081	365,605	-46,524	0
	450万円→500万円	365,573	330,967	365,573	-34,606	0
	500万円→550万円	324,821	295,309	324,821	-29,512	0
	550万円→600万円	365,573	330,967	365,573	-34,606	0
	600万円→650万円	361,567	330,967	361,567	-30,600	0
	650万円→700万円	283,309	283,309	283,309	0	0
	700万円→750万円	315,967	315,967	315,967	0	0
	750万円→800万円	303,367	303,367	303,367	0	0
	800万円→850万円	339,025	339,025	339,025	0	0
	850万円→900万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	900万円→950万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	950万円→1000万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	1000万円→1050万円	315,625	315,625	315,625	0	0

【シミュレーション】

配偶者収入が50万円上昇したときの世帯手取の増加		配偶者・子(5歳)				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入の増加	250万円→300万円	347,077	334,546	347,077	-12,531	0
	300万円→350万円	375,943	361,714	375,943	-14,229	0
	350万円→400万円	369,943	353,714	369,943	-16,229	0
	400万円→450万円	365,605	351,714	365,605	-13,891	0
	450万円→500万円	365,573	333,886	365,573	-31,687	0
	500万円→550万円	324,821	295,309	324,821	-29,512	0
	550万円→600万円	365,573	330,967	365,573	-34,606	0
	600万円→650万円	361,567	330,967	361,567	-30,600	0
	650万円→700万円	283,309	283,309	283,309	0	0
	700万円→750万円	315,967	315,967	315,967	0	0
	750万円→800万円	303,367	303,367	303,367	0	0
	800万円→850万円	339,025	339,025	339,025	0	0
	850万円→900万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	900万円→950万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	950万円→1000万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	1000万円→1050万円	315,625	315,625	315,625	0	0

配偶者収入が50万円上昇したときの世帯手取の増加		配偶者・子(5歳＋3歳)				
		現行	N分N乗方式(世帯単位)	N分N乗方式(個人単位)	N分N乗方式(世帯単位)－現行	N分N乗方式(個人単位)－現行
配偶者収入の増加	250万円→300万円	347,077	334,546	347,077	-12,531	0
	300万円→350万円	375,943	361,714	375,943	-14,229	0
	350万円→400万円	369,943	353,714	369,943	-16,229	0
	400万円→450万円	365,605	351,714	368,443	-13,891	2,838
	450万円→500万円	365,573	365,298	382,876	-275	17,303
	500万円→550万円	324,821	324,546	339,577	-275	14,756
	550万円→600万円	365,573	365,298	379,451	-275	13,878
	600万円→650万円	361,567	365,298	365,573	3,731	4,006
	650万円→700万円	283,309	316,546	316,821	33,237	33,512
	700万円→750万円	315,967	318,469	355,573	2,502	39,606
	750万円→800万円	303,367	303,367	341,173	0	37,806
	800万円→850万円	339,025	339,025	381,925	0	42,900
	850万円→900万円	319,825	319,825	327,045	0	7,220
	900万円→950万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	950万円→1000万円	319,825	319,825	319,825	0	0
	1000万円→1050万円	315,625	315,625	315,625	0	0

4. シミュレーション結果(個別措置－財源確保措置)

個人所得課税等に係るシミュレーションの実施にあたり、個別の措置が財政・各世帯に与える影響を分析する。財源確保のための措置としては、

- 扶養控除(16-22 歳)の廃止
- 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止
- 基礎控除の減額
- 消費税率の引き上げ
- 社会保険料への定額上乗せ
- 社会保険料率の引き上げ

を対象とする。

なお、いずれにおいても、世帯条件は図表 II-4 の類型にて算定した世帯構成をもとに試算する。当該世帯構成において、日本全体の世帯を必ずしも網羅していないことに留意が必要である。

【シミュレーション】

(1) 扶養控除(所得税・16-22 歳)の廃止

① 措置の内容

所得税において設けられている扶養控除の中で、16 歳から 18 歳までの扶養親族を対象とする扶養控除(38 万円)、19 歳から 22 歳までの扶養親族を対象とする扶養控除(63 万円)を廃止する。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人所得税が 4,377 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 30.6%を 40 代、59.5%を 50 代が負担することとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	0.0%	0.5%	30.6%	59.5%	9.4%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、増税分は全て子育て世帯の負担である。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-40 に示す。

扶養控除は納税者本人の所得制限がなく、高い限界税率に直面する高所得者に恩恵が大きい制度である。ただし、減税額は、配偶者控除・配偶者特別控除が存在しない場合に想定される税額が上限となることから、低所得世帯においては十分な恩恵を受けることができない。

そのため、扶養控除を廃止することによる低所得者の負担は生じない又は小さく、高所得になるにつれ、負担が大きくなる。そのため扶養控除の廃止により、ジニ係数は低下する。

図表 II-40　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3854（改革により 0.0009 下落）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3423（改革により 0.0005 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-41 に示すとおりである。

子どものいない世帯について負担額は変化しない。16 歳から 22 歳までの子どもがおり、かつ所得税が課税される世帯においては、いずれも負担増となっており、収入階層が高い世帯の方が負担額が大きい。

ただし、対世帯収入比での負担の増減率を見ると、世帯年収 800 万円台までは上昇するが、それ以降は下落・上昇を繰り返し、2,400 万円程度を超えると所得の上昇に伴い低下する。

なお、子どもが 15 歳未満の家庭においては従前より扶養控除の対象外であるため、扶養控除の廃止によって影響を受けない。

図表 II-41 世帯毎の負担・給付の変化（扶養控除(16-22 歳：所得税)廃止）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,363,400	0
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,579,990	0	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,941,740	0	2,881,740	2,881,740	0
	11,000,000	3,346,990	3,346,990	0	3,286,990	3,286,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	515,888	4,264	511,624	515,888	4,264
	3,000,000	736,835	767,579	30,744	709,472	740,216	30,744
	4,000,000	999,131	1,030,631	31,500	947,131	997,631	50,500
	5,000,000	1,255,822	1,287,322	31,500	1,203,822	1,254,322	50,500
	6,000,000	1,543,235	1,602,080	58,845	1,491,235	1,569,080	77,845
	7,000,000	1,865,974	1,928,974	63,000	1,794,974	1,895,974	101,000
	8,000,000	2,178,420	2,304,420	126,000	2,107,515	2,271,420	163,904
	9,000,000	2,526,320	2,652,320	126,000	2,417,320	2,619,320	202,000
	10,000,000	2,894,186	3,020,186	126,000	2,785,186	2,987,186	202,000
	11,000,000	3,307,080	3,433,080	126,000	3,198,080	3,400,080	202,000
	12,000,000	3,747,160	3,892,060	144,900	3,626,760	3,859,060	232,300
	13,000,000	4,155,833	4,300,733	144,900	4,035,433	4,267,733	232,300
	14,000,000	4,565,190	4,773,090	207,900	4,420,348	4,740,090	319,742
	15,000,000	5,068,954	5,276,854	207,900	4,910,554	5,243,854	333,300
	16,000,000	5,548,464	5,756,364	207,900	5,390,064	5,723,364	333,300
	17,000,000	6,027,974	6,235,874	207,900	5,869,574	6,202,874	333,300
	18,000,000	6,483,229	6,691,129	207,900	6,324,829	6,658,129	333,300
	19,000,000	6,938,484	7,146,384	207,900	6,780,084	7,113,384	333,300
	20,000,000	7,393,739	7,601,639	207,900	7,235,339	7,568,639	333,300

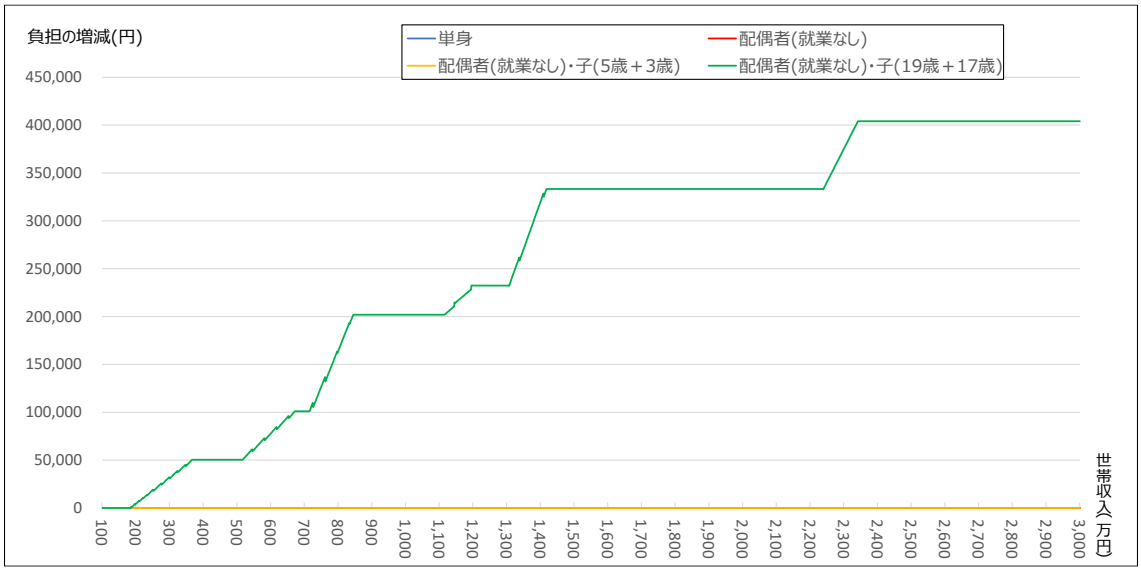
【シミュレーション】

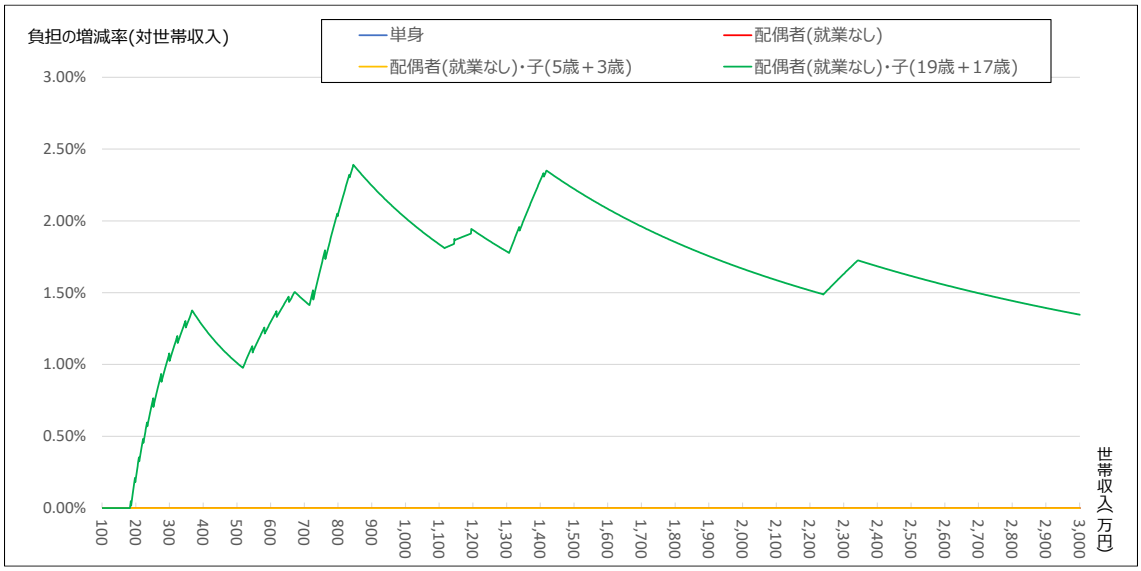
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	998,131	21,589	972,365	993,953	21,589
	5,000,000	1,197,461	1,228,961	31,500	1,158,320	1,195,961	37,641
	6,000,000	1,515,958	1,547,458	31,500	1,464,976	1,514,458	49,481
	7,000,000	1,773,010	1,804,510	31,500	1,721,010	1,771,510	50,500
	8,000,000	2,042,062	2,073,562	31,500	1,990,062	2,040,562	50,500
	9,000,000	2,314,915	2,346,415	31,500	2,262,915	2,313,415	50,500
	10,000,000	2,573,421	2,619,424	46,002	2,521,421	2,586,424	65,002
	11,000,000	2,921,409	2,981,815	60,406	2,869,409	2,948,815	79,406
	12,000,000	3,194,460	3,257,460	63,000	3,127,940	3,224,460	96,520
	13,000,000	3,469,106	3,532,106	63,000	3,398,106	3,499,106	101,000
	14,000,000	3,877,573	3,963,648	86,075	3,806,573	3,930,648	124,075
	15,000,000	4,211,497	4,336,300	124,804	4,140,497	4,303,300	162,804
	16,000,000	4,612,739	4,738,739	126,000	4,506,335	4,705,739	199,404
	17,000,000	4,939,275	5,065,275	126,000	4,830,275	5,032,275	202,000
	18,000,000	5,305,741	5,431,741	126,000	5,196,741	5,398,741	202,000
	19,000,000	5,672,206	5,798,206	126,000	5,563,206	5,765,206	202,000
	20,000,000	6,038,671	6,164,671	126,000	5,929,671	6,131,671	202,000

【シミュレーション】

図表 II-42 世帯類型と負担の増減(扶養控除(16-22 歳：所得税)廃止①)

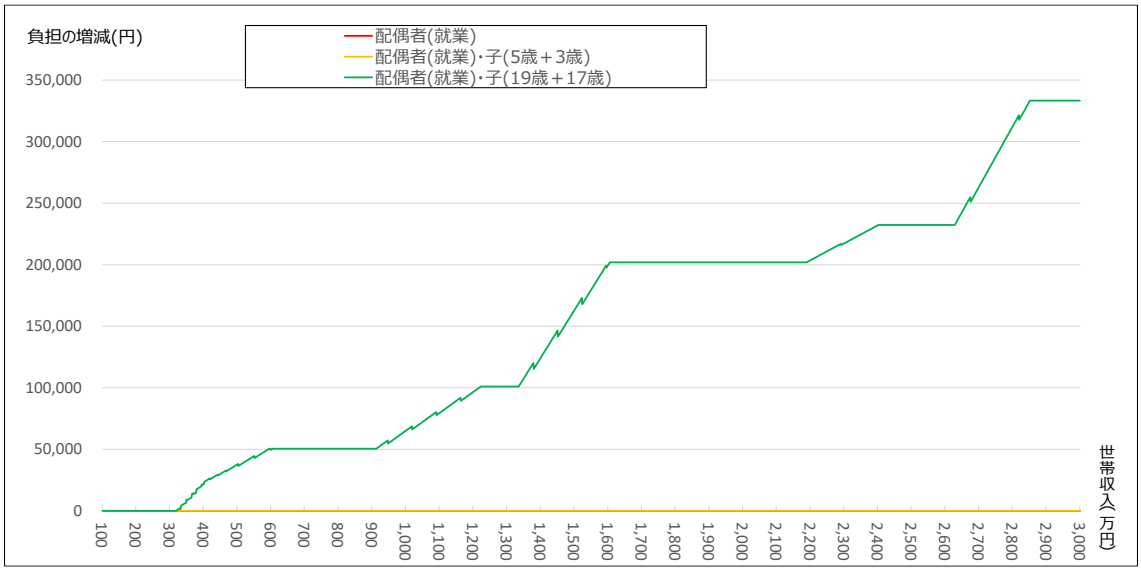


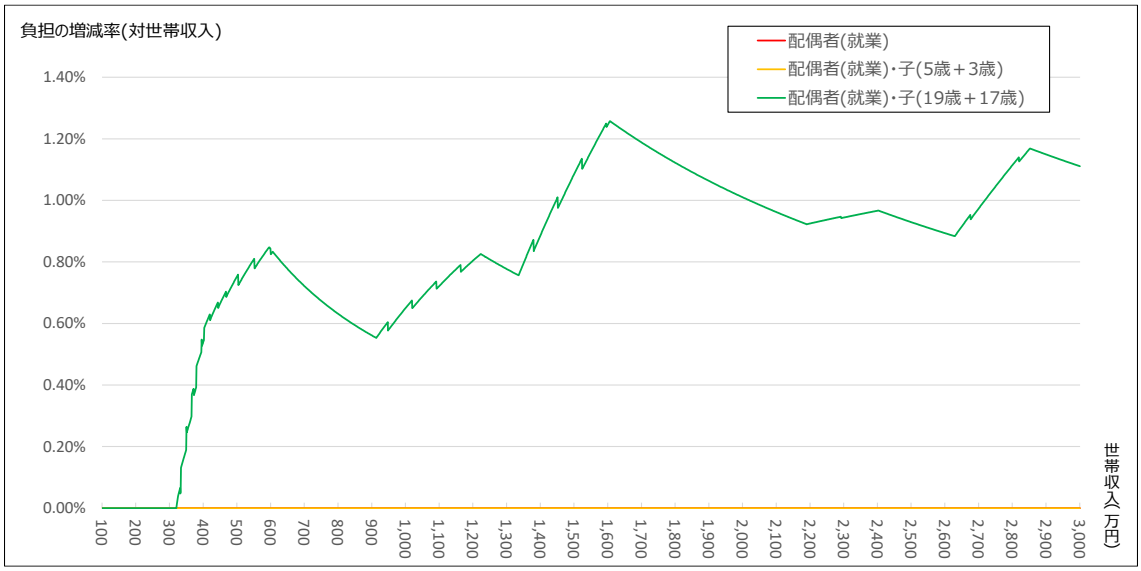


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

図表 II-43 世帯類型と負担の増減(扶養控除(16-22 歳：所得税)廃止②)





(注)「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

(2) 扶養控除(住民税・16-22 歳)の廃止

① 措置の内容

住民税において設けられている扶養控除の中で、16 歳から 18 歳までの扶養親族を対象とする扶養控除(33 万円)、19 歳から 22 歳までの扶養親族を対象とする扶養控除(45 万円)を廃止する。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人住民税が 1,963 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 34.1%を 40 代、55.5%を 50 代が負担することとなる。扶養控除(所得税)の廃止と比較して 40 代の割合が大きいが、①16-18 歳と 19-22 歳の控除額の差が異なること、②所得税の所得控除は高所得者に有利であるが、住民税の所得控除は高所得者も低所得者も同等の恩恵を与えるものであること、要因と考えられる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	0.0%	0.7%	34.1%	55.5%	9.7%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、増税分は全て子育て世帯の負担である。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	0.0%	100.0%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-44 に示す。

住民税の所得割は、所得に関わらず一定税率である。そのため、所得割が課される世帯においては、所得水準に関わらず、同額の恩恵を与える。

ただし、減税額は、配偶者控除・配偶者特別控除が存在しない場合に想定される税額が上限となることから、低所得世帯においては十分な恩恵を受けることができない。

そのため、扶養控除を廃止することによって低所得者の負担は生じない、又は小さいが、一定所得を超えると同額の負担が生じることとなる。そのため、扶養控除を廃止することで、ジニ係数は若干低下するものの、所得税と比較して、低下の水準は小さい。

図表 II-44　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3861（改革により 0.0002 下落）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3428（改革により変化せず）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-45 に示すとおりである。

子どものいない世帯について負担額は変化しない。16 歳から 22 歳までの子どもがおり、かつ住民税が課税される世帯においては、いずれも負担増となっている。低所得世帯を除き、収入階層に関わらず、増税額は変わらない。対世帯年収比率でみると、世帯年収が高い方が負担増加率が低くなる。

図表 II-45 世帯毎の負担・給付の変化（扶養控除(16-22 歳：住民税)廃止）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,363,400	0
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,579,990	0	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,941,740	0	2,881,740	2,881,740	0
	11,000,000	3,346,990	3,346,990	0	3,286,990	3,286,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	781,835	45,000	709,472	781,835	72,363
	4,000,000	999,131	1,044,131	45,000	947,131	1,025,131	78,000
	5,000,000	1,255,822	1,300,822	45,000	1,203,822	1,281,822	78,000
	6,000,000	1,543,235	1,588,235	45,000	1,491,235	1,569,235	78,000
	7,000,000	1,865,974	1,910,974	45,000	1,794,974	1,872,974	78,000
	8,000,000	2,178,420	2,223,420	45,000	2,107,515	2,185,515	78,000
	9,000,000	2,526,320	2,571,320	45,000	2,417,320	2,495,320	78,000
	10,000,000	2,894,186	2,939,186	45,000	2,785,186	2,863,186	78,000
	11,000,000	3,307,080	3,352,080	45,000	3,198,080	3,276,080	78,000
	12,000,000	3,747,160	3,792,160	45,000	3,626,760	3,704,760	78,000
	13,000,000	4,155,833	4,200,833	45,000	4,035,433	4,113,433	78,000
	14,000,000	4,565,190	4,610,190	45,000	4,420,348	4,498,348	78,000
	15,000,000	5,068,954	5,113,954	45,000	4,910,554	4,988,554	78,000
	16,000,000	5,548,464	5,593,464	45,000	5,390,064	5,468,064	78,000
	17,000,000	6,027,974	6,072,974	45,000	5,869,574	5,947,574	78,000
	18,000,000	6,483,229	6,528,229	45,000	6,324,829	6,402,829	78,000
	19,000,000	6,938,484	6,983,484	45,000	6,780,084	6,858,084	78,000
	20,000,000	7,393,739	7,438,739	45,000	7,235,339	7,313,339	78,000

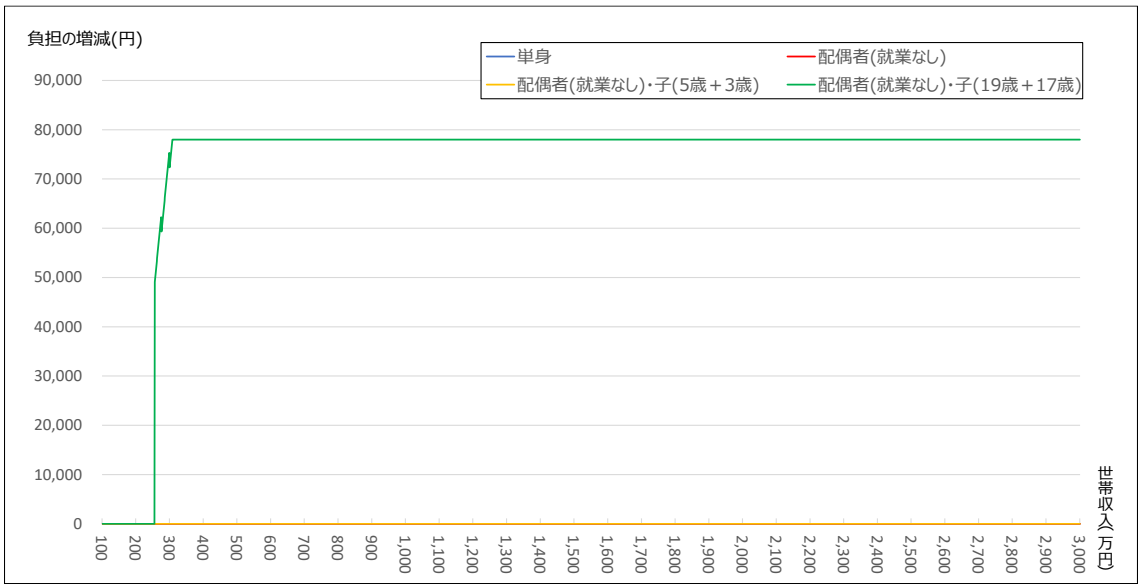
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

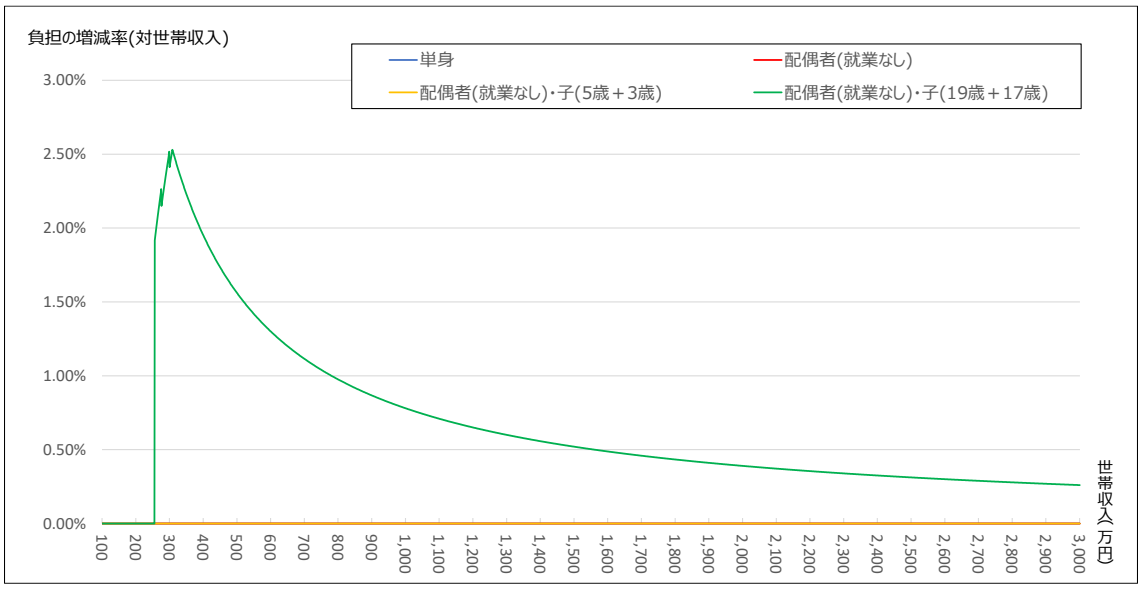
【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	1,021,542	45,000	972,365	1,021,542	49,178
	5,000,000	1,197,461	1,242,461	45,000	1,158,320	1,236,320	78,000
	6,000,000	1,515,958	1,560,958	45,000	1,464,976	1,542,976	78,000
	7,000,000	1,773,010	1,818,010	45,000	1,721,010	1,799,010	78,000
	8,000,000	2,042,062	2,087,062	45,000	1,990,062	2,068,062	78,000
	9,000,000	2,314,915	2,359,915	45,000	2,262,915	2,340,915	78,000
	10,000,000	2,573,421	2,618,421	45,000	2,521,421	2,599,421	78,000
	11,000,000	2,921,409	2,966,409	45,000	2,869,409	2,947,409	78,000
	12,000,000	3,194,460	3,239,460	45,000	3,127,940	3,205,940	78,000
	13,000,000	3,469,106	3,514,106	45,000	3,398,106	3,476,106	78,000
	14,000,000	3,877,573	3,922,573	45,000	3,806,573	3,884,573	78,000
	15,000,000	4,211,497	4,256,497	45,000	4,140,497	4,218,497	78,000
	16,000,000	4,612,739	4,657,739	45,000	4,506,335	4,584,335	78,000
	17,000,000	4,939,275	4,984,275	45,000	4,830,275	4,908,275	78,000
	18,000,000	5,305,741	5,350,741	45,000	5,196,741	5,274,741	78,000
	19,000,000	5,672,206	5,717,206	45,000	5,563,206	5,641,206	78,000
	20,000,000	6,038,671	6,083,671	45,000	5,929,671	6,007,671	78,000

【シミュレーション】

図表 II-46 世帯類型と負担の増減(扶養控除(16-22 歳：住民税)廃止①)

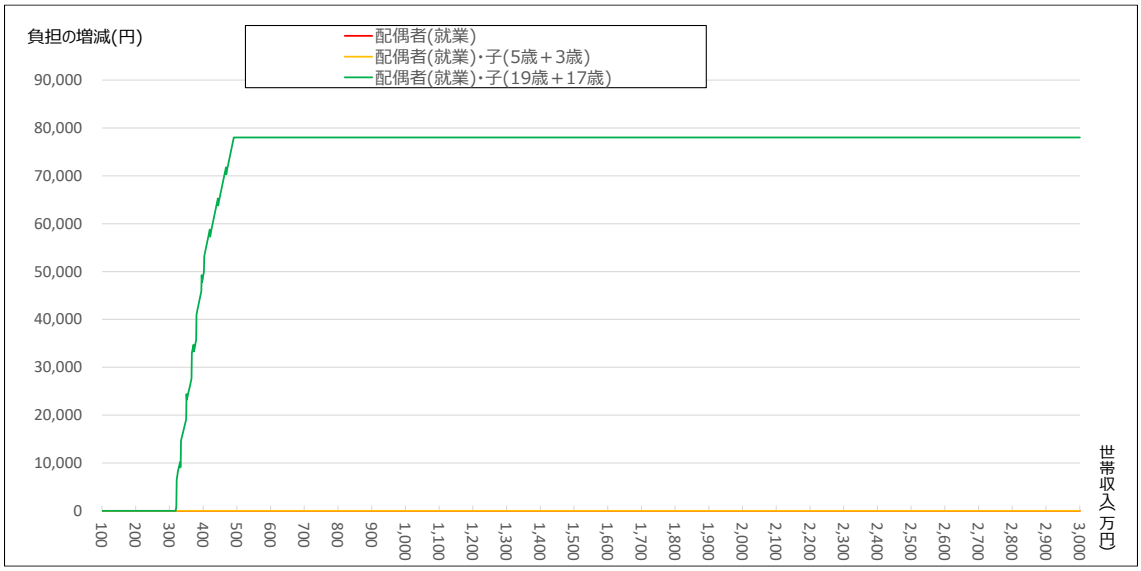


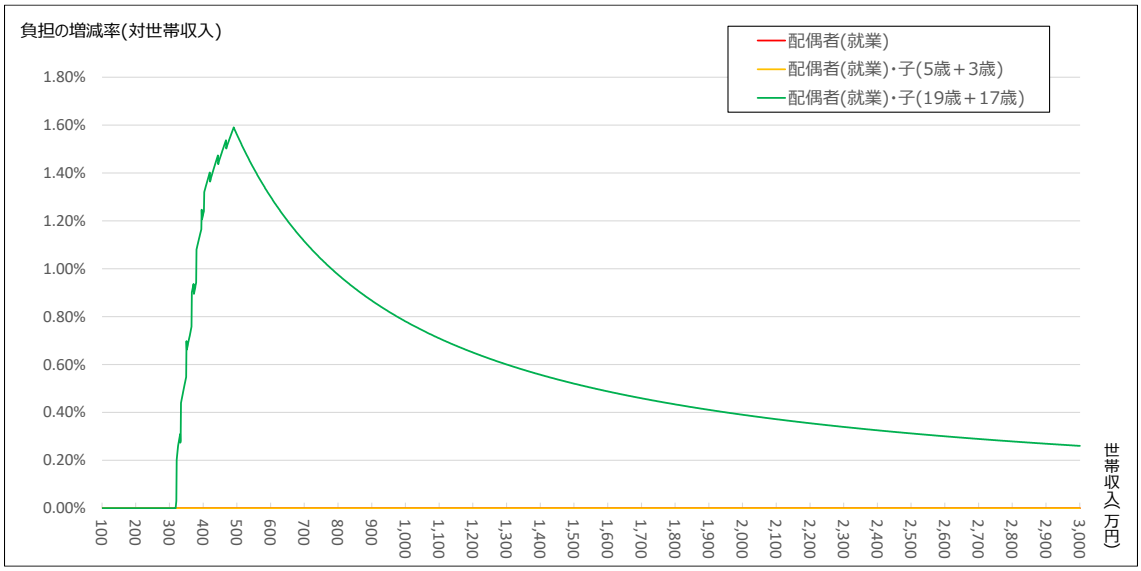


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

図表 II-47 世帯類型と負担の増減(扶養控除(16-22 歳：住民税)廃止②)





(注)「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも変化ゼロ

【シミュレーション】

(3) 配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)の廃止

① 措置の内容

所得税において設けられている配偶者控除・配偶者特別控除(最高 38 万円)を廃止する。なお、老人控除対象配偶者に係る上乗せ分は考慮しない。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人所得税が 9.881 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 18.7%を 30 代、33.6%を 40 代、26.3%を 50 代、18.1%を 60 代が負担することとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	3.3%	18.7%	33.6%	26.3%	18.1%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、夫婦のみ世帯、子育て世帯がそれぞれ半分程度負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	48.5%	51.5%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-48 に示す。

配偶者控除・配偶者特別控除は、高い限界税率に直面する世帯に恩恵が大きい制度である。しかしながら、所得制限が設けられており、合計所得額が 1,000 万円以下の場合には控除を受けることができない。また、減税額は、配偶者控除・配偶者特別控除が存在しない場合に想定される税額であることから、低所得世帯においても十分な恩恵を受けることができない。

そのため、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止することで、高所得世帯並びに所得税が課されない低所得世帯は負担が増加せず、中所得者層において累進的に税負担が増加する。トータルの効果としては、調整なしの場合にはジニ係数は若干低下しているが、等価ジニ係数についてはプラスマイナスゼロとなっている。

図表 II-48　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3860（改革により 0.0003 下落）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3428（改革により変化なし）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-49 に示すとおりである。

配偶者のいない世帯について負担額は変化しない。

配偶者がおり、かつ所得税が課税される世帯においては、一定収入額までは収入階層が高い世帯の方が負担額が大きくなる。ただし、世帯収入比の負担増加分を見ると、収入の必ずしも収入の増加に応じて比率が高くなるわけではない。また、配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限を超える場合には、負担額は変わらない。

図表 II-49 世帯毎の負担・給付の変化（配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)廃止）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	543,386	19,000
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	807,446	19,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,063,072	19,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,330,369	36,104
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,641,400	38,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,991,524	69,093
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,373,440	76,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,715,990	76,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,077,740	76,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,465,204	58,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	397,252	19,000	258,252	277,252	19,000
	3,000,000	668,446	687,446	19,000	548,446	567,446	19,000
	4,000,000	924,072	943,072	19,000	804,072	823,072	19,000
	5,000,000	1,174,266	1,210,369	36,104	1,054,266	1,090,369	36,104
	6,000,000	1,483,400	1,521,400	38,000	1,363,400	1,401,400	38,000
	7,000,000	1,802,431	1,871,524	69,093	1,682,431	1,751,524	69,093
	8,000,000	2,177,440	2,253,440	76,000	2,057,440	2,133,440	76,000
	9,000,000	2,579,990	2,655,990	76,000	2,399,990	2,475,990	76,000
	10,000,000	2,941,740	3,017,740	76,000	2,881,740	2,957,740	76,000
	11,000,000	3,346,990	3,405,204	58,214	3,286,990	3,345,204	58,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	755,079	18,244	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	1,018,131	19,000	947,131	966,131	19,000
	5,000,000	1,255,822	1,274,822	19,000	1,203,822	1,222,822	19,000
	6,000,000	1,543,235	1,577,080	33,845	1,491,235	1,510,235	19,000
	7,000,000	1,865,974	1,903,974	38,000	1,794,974	1,832,974	38,000
	8,000,000	2,178,420	2,254,420	76,000	2,107,515	2,145,420	37,904
	9,000,000	2,526,320	2,602,320	76,000	2,417,320	2,493,320	76,000
	10,000,000	2,894,186	2,970,186	76,000	2,785,186	2,861,186	76,000
	11,000,000	3,307,080	3,359,080	52,000	3,198,080	3,250,080	52,000
	12,000,000	3,747,160	3,747,160	0	3,626,760	3,626,760	0
	13,000,000	4,155,833	4,155,833	0	4,035,433	4,035,433	0
	14,000,000	4,565,190	4,565,190	0	4,420,348	4,420,348	0
	15,000,000	5,068,954	5,068,954	0	4,910,554	4,910,554	0
	16,000,000	5,548,464	5,548,464	0	5,390,064	5,390,064	0
	17,000,000	6,027,974	6,027,974	0	5,869,574	5,869,574	0
	18,000,000	6,483,229	6,483,229	0	6,324,829	6,324,829	0
	19,000,000	6,938,484	6,938,484	0	6,780,084	6,780,084	0
	20,000,000	7,393,739	7,393,739	0	7,235,339	7,235,339	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	724,044	9,490	594,554	604,044	9,490	474,554	484,044	9,490
	4,000,000	1,011,572	1,013,072	1,500	891,572	893,072	1,500	771,572	773,072	1,500
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,197,461	0	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,515,958	0	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,721,010	0
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,990,062	0
	9,000,000	2,314,915	2,314,915	0	2,262,915	2,262,915	0
	10,000,000	2,573,421	2,573,421	0	2,521,421	2,521,421	0
	11,000,000	2,921,409	2,921,409	0	2,869,409	2,869,409	0
	12,000,000	3,194,460	3,194,460	0	3,127,940	3,127,940	0
	13,000,000	3,469,106	3,469,106	0	3,398,106	3,398,106	0
	14,000,000	3,877,573	3,877,573	0	3,806,573	3,806,573	0
	15,000,000	4,211,497	4,211,497	0	4,140,497	4,140,497	0
	16,000,000	4,612,739	4,612,739	0	4,506,335	4,506,335	0
	17,000,000	4,939,275	4,939,275	0	4,830,275	4,830,275	0
	18,000,000	5,305,741	5,305,741	0	5,196,741	5,196,741	0
	19,000,000	5,672,206	5,672,206	0	5,563,206	5,563,206	0
	20,000,000	6,038,671	6,038,671	0	5,929,671	5,929,671	0

【シミュレーション】

図表 II-50 世帯毎と負担の増減（配偶者控除・配偶者特別控除（所得税）廃止①）



(注)「単身」は変化ゼロ。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」は同額の変化となる。

【シミュレーション】

(4) 配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)の廃止

① 措置の内容

住民税において設けられている配偶者控除・配偶者特別控除(最高 33 万円)を廃止する。なお、老人控除対象配偶者に係る上乗せ分は考慮しない。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人住民税が 7,082 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 33.1%を 40 代、24.3%を 50 代、22.6%を 60 代が負担することとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	3.6%	18.4%	31.1%	24.3%	22.6%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、夫婦のみ世帯が 56.5%、子育て世帯が 43.5%負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	0.0%	56.5%	43.5%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-51 に示す。

配偶者控除・配偶者特別控除は、控除額に住民税率 10%を乗じた金額の税負担の軽減が生じることが原則である。しかし、住民税非課税世帯においては軽減はゼロ、配偶者控除・配偶者特別控除がない場合の住民税額が減税額の上限となっている。

また、合計所得額が 1,000 万円以下の場合には控除を受けることができない。

そのため、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止することにより、一定範囲内の所得水準の世帯においては一定額(33,000 円)の負担増が生じるが、それを上回る世帯においてはゼロ、下回る世帯においてはゼロないし低額の負担増となる。トータルで見るとジニ係数は上昇している。

図表 II-51　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3868**(改革により 0.0005 上昇)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3436**(改革により 0.0008 上昇)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-52 に示すとおりである。

配偶者のいない世帯について負担額は変化しない。

配偶者がおり、かつ所得税が課税される世帯においては、一定収入範囲においては同額(33,000 円)の減税となる。ただし、配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限を超える場合や、低所得世帯においては負担額は変わらない、あるいは、33,000 円より少ない金額となっている。なお、世帯収入比の負担増加分を見ると、収入が高い方が増加率が低くなっている。

図表 II-52 世帯毎の負担・給付の変化（配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)廃止）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	557,386	33,000
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	821,446	33,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,077,072	33,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,327,266	33,000
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,636,400	33,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,955,431	33,000
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,330,440	33,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,672,990	33,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,034,740	33,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,428,990	22,000
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	701,446	33,000	548,446	581,446	33,000
	4,000,000	924,072	957,072	33,000	804,072	837,072	33,000
	5,000,000	1,174,266	1,207,266	33,000	1,054,266	1,087,266	33,000
	6,000,000	1,483,400	1,516,400	33,000	1,363,400	1,396,400	33,000
	7,000,000	1,802,431	1,835,431	33,000	1,682,431	1,715,431	33,000
	8,000,000	2,177,440	2,210,440	33,000	2,057,440	2,090,440	33,000
	9,000,000	2,579,990	2,612,990	33,000	2,399,990	2,432,990	33,000
	10,000,000	2,941,740	2,974,740	33,000	2,881,740	2,914,740	33,000
	11,000,000	3,346,990	3,368,990	22,000	3,286,990	3,308,990	22,000
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	769,835	33,000	709,472	736,835	27,363
	4,000,000	999,131	1,032,131	33,000	947,131	980,131	33,000
	5,000,000	1,255,822	1,288,822	33,000	1,203,822	1,236,822	33,000
	6,000,000	1,543,235	1,576,235	33,000	1,491,235	1,524,235	33,000
	7,000,000	1,865,974	1,898,974	33,000	1,794,974	1,827,974	33,000
	8,000,000	2,178,420	2,211,420	33,000	2,107,515	2,140,515	33,000
	9,000,000	2,526,320	2,559,320	33,000	2,417,320	2,450,320	33,000
	10,000,000	2,894,186	2,927,186	33,000	2,785,186	2,818,186	33,000
	11,000,000	3,307,080	3,329,080	22,000	3,198,080	3,220,080	22,000
	12,000,000	3,747,160	3,747,160	0	3,626,760	3,626,760	0
	13,000,000	4,155,833	4,155,833	0	4,035,433	4,035,433	0
	14,000,000	4,565,190	4,565,190	0	4,420,348	4,420,348	0
	15,000,000	5,068,954	5,068,954	0	4,910,554	4,910,554	0
	16,000,000	5,548,464	5,548,464	0	5,390,064	5,390,064	0
	17,000,000	6,027,974	6,027,974	0	5,869,574	5,869,574	0
	18,000,000	6,483,229	6,483,229	0	6,324,829	6,324,829	0
	19,000,000	6,938,484	6,938,484	0	6,780,084	6,780,084	0
	20,000,000	7,393,739	7,393,739	0	7,235,339	7,235,339	0

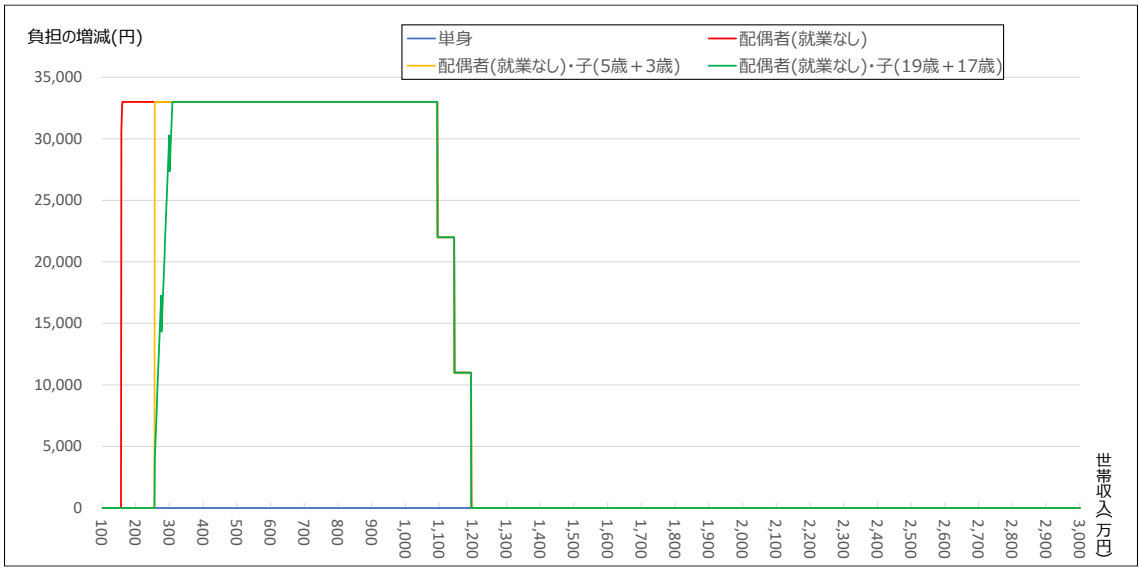
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	739,409	24,855	594,554	619,409	24,855	474,554	499,409	24,855
	4,000,000	1,011,572	1,014,572	3,000	891,572	894,572	3,000	771,572	774,572	3,000
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

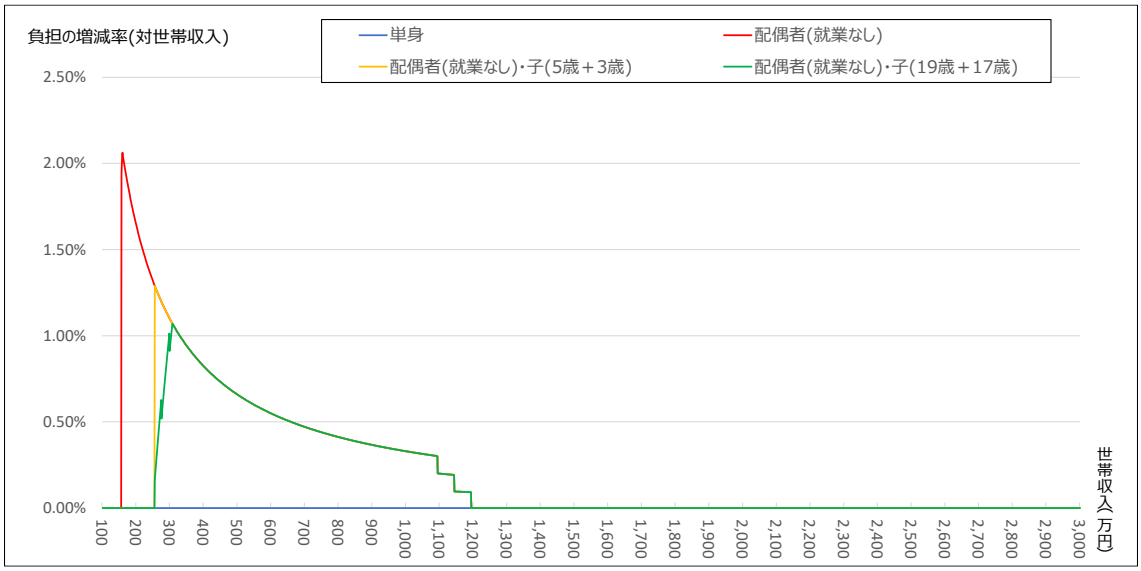
【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	979,542	3,000	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,197,461	0	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,515,958	0	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,773,010	0	1,721,010	1,721,010	0
	8,000,000	2,042,062	2,042,062	0	1,990,062	1,990,062	0
	9,000,000	2,314,915	2,314,915	0	2,262,915	2,262,915	0
	10,000,000	2,573,421	2,573,421	0	2,521,421	2,521,421	0
	11,000,000	2,921,409	2,921,409	0	2,869,409	2,869,409	0
	12,000,000	3,194,460	3,194,460	0	3,127,940	3,127,940	0
	13,000,000	3,469,106	3,469,106	0	3,398,106	3,398,106	0
	14,000,000	3,877,573	3,877,573	0	3,806,573	3,806,573	0
	15,000,000	4,211,497	4,211,497	0	4,140,497	4,140,497	0
	16,000,000	4,612,739	4,612,739	0	4,506,335	4,506,335	0
	17,000,000	4,939,275	4,939,275	0	4,830,275	4,830,275	0
	18,000,000	5,305,741	5,305,741	0	5,196,741	5,196,741	0
	19,000,000	5,672,206	5,672,206	0	5,563,206	5,563,206	0
	20,000,000	6,038,671	6,038,671	0	5,929,671	5,929,671	0

【シミュレーション】

図表 II-53 世帯毎と負担の増減（配偶者控除・配偶者特別控除（住民税）廃止①）





(注)「単身」は変化ゼロ。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳・3 歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19 歳・17 歳)」は、住民税非課税世帯の基準が異なるために負担増となる閾値が異なるが、負担増額、負担増の減少・ゼロとなる閾値については変わらない。

(5) 基礎控除(所得税)の減額

① 措置の内容

所得税において設けられている基礎控除(最高 48 万円)を半額にする。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人所得税が 1 兆 128 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 17.0%を 30 代、31.9%を 40 代、31.6%を 50 代が負担することとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	5.0%	17.0%	31.9%	31.6%	14.5%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、単身世帯が 20.9%、夫婦のみ世帯が 31.5%、子育て世帯が 47.6%を負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	20.9%	31.5%	47.6%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-54 に示す。

基礎控除は納税者本人の所得制限の基準が高く、合計所得金額 2,400 万円以下が対象となる。この範囲において、高い限界税率に直面する高所得者に恩恵が大きい制度である。

そのため、基礎控除の減額により高所得者の負担が相対的に重くなることから、ジニ係数は低下する。

図表 II-54　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3857（改革により 0.0006 下落）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3421（改革により 0.0007 下落）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-55 に示すとおりである。

金額で見ると、高所得世帯の方が負担増加額が大きい。世帯年収比の比率で見ると、増減を繰り返しつつ、高所得者世帯の方が負担が小さくなっている。

図表 II-55 世帯毎の負担・給付の変化（基礎控除(所得税)の半減）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,665	41	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	588,386	12,000	524,386	536,386	12,000
	3,000,000	840,446	852,446	12,000	788,446	800,446	12,000
	4,000,000	1,096,072	1,108,072	12,000	1,044,072	1,056,072	12,000
	5,000,000	1,363,369	1,387,369	24,000	1,294,266	1,316,369	22,104
	6,000,000	1,674,400	1,698,400	24,000	1,603,400	1,627,400	24,000
	7,000,000	2,024,524	2,072,524	48,000	1,922,431	1,963,524	41,093
	8,000,000	2,406,440	2,454,440	48,000	2,297,440	2,345,440	48,000
	9,000,000	2,748,990	2,796,990	48,000	2,639,990	2,687,990	48,000
	10,000,000	3,110,740	3,158,740	48,000	3,001,740	3,049,740	48,000
	11,000,000	3,487,204	3,542,404	55,200	3,406,990	3,460,604	53,614
	12,000,000	3,865,359	3,920,559	55,200	3,865,359	3,920,559	55,200
	13,000,000	4,270,734	4,349,934	79,200	4,270,734	4,349,934	79,200
	14,000,000	4,746,509	4,825,709	79,200	4,746,509	4,825,709	79,200
	15,000,000	5,242,804	5,322,004	79,200	5,242,804	5,322,004	79,200
	16,000,000	5,718,579	5,797,779	79,200	5,718,579	5,797,779	79,200
	17,000,000	6,194,354	6,273,554	79,200	6,194,354	6,273,554	79,200
	18,000,000	6,649,609	6,728,809	79,200	6,649,609	6,728,809	79,200
	19,000,000	7,104,864	7,184,064	79,200	7,104,864	7,184,064	79,200
	20,000,000	7,560,119	7,639,319	79,200	7,560,119	7,639,319	79,200

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	390,252	12,000	258,252	270,252	12,000
	3,000,000	668,446	680,446	12,000	548,446	560,446	12,000
	4,000,000	924,072	936,072	12,000	804,072	816,072	12,000
	5,000,000	1,174,266	1,196,369	22,104	1,054,266	1,076,369	22,104
	6,000,000	1,483,400	1,507,400	24,000	1,363,400	1,387,400	24,000
	7,000,000	1,802,431	1,843,524	41,093	1,682,431	1,723,524	41,093
	8,000,000	2,177,440	2,225,440	48,000	2,057,440	2,105,440	48,000
	9,000,000	2,579,990	2,627,990	48,000	2,399,990	2,447,990	48,000
	10,000,000	2,941,740	2,989,740	48,000	2,881,740	2,929,740	48,000
	11,000,000	3,346,990	3,400,604	53,614	3,286,990	3,340,604	53,614
	12,000,000	3,865,359	3,920,559	55,200	3,865,359	3,920,559	55,200
	13,000,000	4,270,734	4,349,934	79,200	4,270,734	4,349,934	79,200
	14,000,000	4,746,509	4,825,709	79,200	4,746,509	4,825,709	79,200
	15,000,000	5,242,804	5,322,004	79,200	5,242,804	5,322,004	79,200
	16,000,000	5,718,579	5,797,779	79,200	5,718,579	5,797,779	79,200
	17,000,000	6,194,354	6,273,554	79,200	6,194,354	6,273,554	79,200
	18,000,000	6,649,609	6,728,809	79,200	6,649,609	6,728,809	79,200
	19,000,000	7,104,864	7,184,064	79,200	7,104,864	7,184,064	79,200
	20,000,000	7,560,119	7,639,319	79,200	7,560,119	7,639,319	79,200

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	748,079	11,244	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	1,011,131	12,000	947,131	959,131	12,000
	5,000,000	1,255,822	1,267,822	12,000	1,203,822	1,215,822	12,000
	6,000,000	1,543,235	1,563,080	19,845	1,491,235	1,503,235	12,000
	7,000,000	1,865,974	1,889,974	24,000	1,794,974	1,818,974	24,000
	8,000,000	2,178,420	2,226,420	48,000	2,107,515	2,131,515	24,000
	9,000,000	2,526,320	2,574,320	48,000	2,417,320	2,465,320	48,000
	10,000,000	2,894,186	2,942,186	48,000	2,785,186	2,833,186	48,000
	11,000,000	3,307,080	3,355,080	48,000	3,198,080	3,246,080	48,000
	12,000,000	3,747,160	3,802,360	55,200	3,626,760	3,681,960	55,200
	13,000,000	4,155,833	4,211,033	55,200	4,035,433	4,090,633	55,200
	14,000,000	4,565,190	4,644,390	79,200	4,420,348	4,485,990	65,642
	15,000,000	5,068,954	5,148,154	79,200	4,910,554	4,989,754	79,200
	16,000,000	5,548,464	5,627,664	79,200	5,390,064	5,469,264	79,200
	17,000,000	6,027,974	6,107,174	79,200	5,869,574	5,948,774	79,200
	18,000,000	6,483,229	6,562,429	79,200	6,324,829	6,404,029	79,200
	19,000,000	6,938,484	7,017,684	79,200	6,780,084	6,859,284	79,200
	20,000,000	7,393,739	7,472,939	79,200	7,235,339	7,314,539	79,200

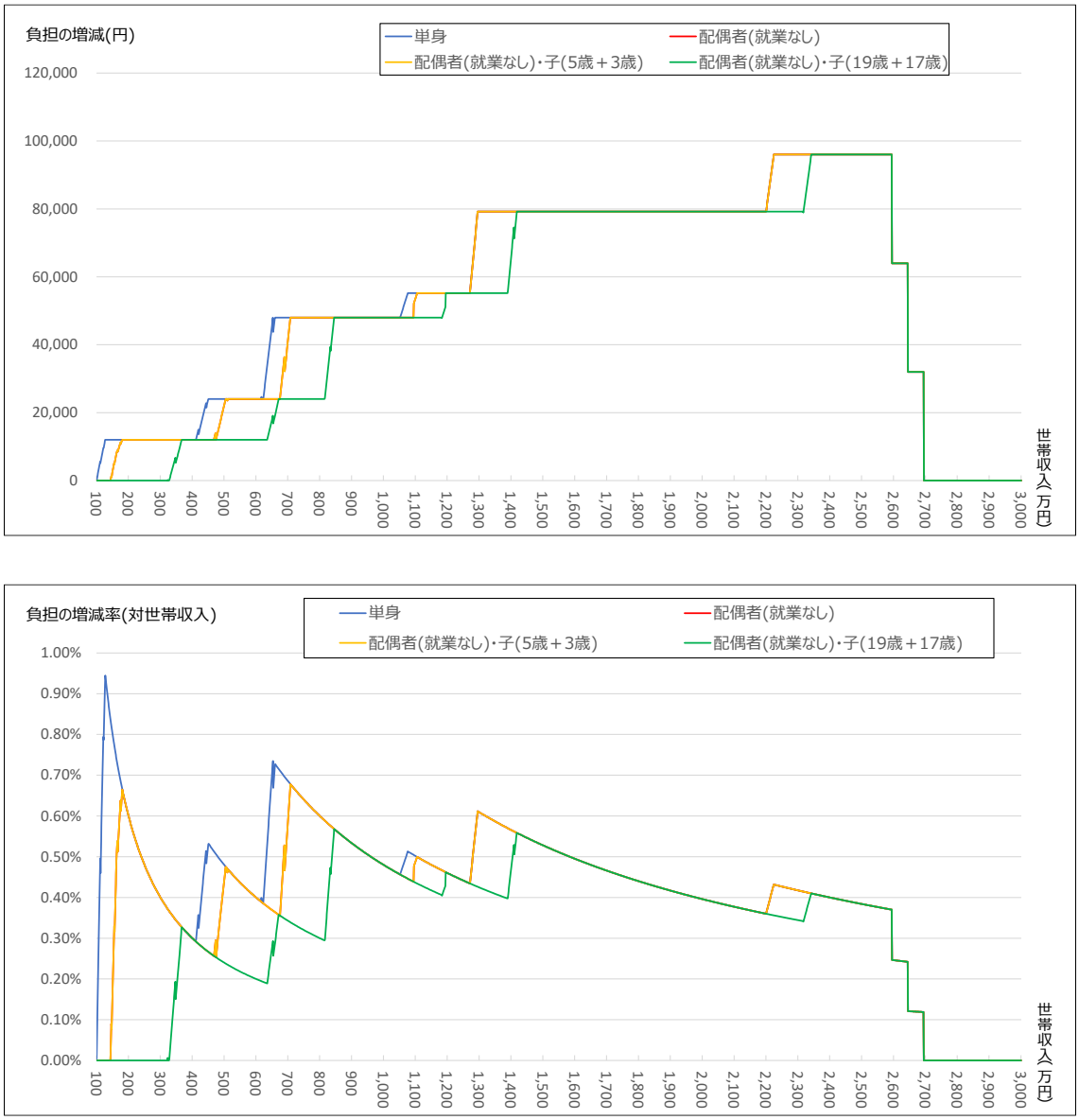
【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	358,324	10,500	227,824	238,324	10,500	107,824	118,324	10,500
	3,000,000	714,554	729,044	14,490	594,554	609,044	14,490	474,554	489,044	14,490
	4,000,000	1,011,572	1,035,572	24,000	891,572	915,572	24,000	771,572	795,572	24,000
	5,000,000	1,236,833	1,260,833	24,000	1,116,833	1,140,833	24,000	996,833	1,020,833	24,000
	6,000,000	1,544,191	1,568,191	24,000	1,424,191	1,448,191	24,000	1,304,191	1,328,191	24,000
	7,000,000	1,793,818	1,817,818	24,000	1,673,818	1,697,818	24,000	1,553,818	1,577,818	24,000
	8,000,000	2,055,444	2,079,444	24,000	1,935,444	1,959,444	24,000	1,815,444	1,839,444	24,000
	9,000,000	2,322,946	2,370,434	47,488	2,202,946	2,250,434	47,488	2,082,946	2,130,434	47,488
	10,000,000	2,592,788	2,640,788	48,000	2,472,788	2,520,788	48,000	2,352,788	2,400,788	48,000
	11,000,000	2,944,696	2,992,696	48,000	2,824,696	2,872,696	48,000	2,704,696	2,752,696	48,000
	12,000,000	3,215,100	3,263,100	48,000	3,095,100	3,143,100	48,000	2,975,100	3,023,100	48,000
	13,000,000	3,488,510	3,581,067	92,556	3,368,510	3,461,067	92,556	3,248,510	3,341,067	92,556
	14,000,000	3,918,449	4,014,449	96,000	3,798,449	3,894,449	96,000	3,678,449	3,774,449	96,000
	15,000,000	4,286,515	4,382,515	96,000	4,166,515	4,262,515	96,000	4,046,515	4,142,515	96,000
	16,000,000	4,679,781	4,775,781	96,000	4,559,781	4,655,781	96,000	4,439,781	4,535,781	96,000
	17,000,000	5,001,731	5,097,731	96,000	4,881,731	4,977,731	96,000	4,761,731	4,857,731	96,000
	18,000,000	5,362,081	5,458,081	96,000	5,302,081	5,398,081	96,000	5,242,081	5,338,081	96,000
	19,000,000	5,722,431	5,818,431	96,000	5,662,431	5,758,431	96,000	5,602,431	5,698,431	96,000
	20,000,000	6,082,781	6,178,781	96,000	6,022,781	6,118,781	96,000	5,962,781	6,058,781	96,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	367,934	10,500	357,434	367,934	10,500
	3,000,000	740,008	752,008	12,000	740,008	752,008	12,000
	4,000,000	976,542	990,631	14,089	972,365	984,365	12,000
	5,000,000	1,197,461	1,221,461	24,000	1,158,320	1,170,320	12,000
	6,000,000	1,515,958	1,539,958	24,000	1,464,976	1,487,958	22,981
	7,000,000	1,773,010	1,797,010	24,000	1,721,010	1,745,010	24,000
	8,000,000	2,042,062	2,066,062	24,000	1,990,062	2,014,062	24,000
	9,000,000	2,314,915	2,350,915	36,000	2,262,915	2,298,915	36,000
	10,000,000	2,573,421	2,609,421	36,000	2,521,421	2,557,421	36,000
	11,000,000	2,921,409	2,966,815	45,406	2,869,409	2,905,409	36,000
	12,000,000	3,194,460	3,242,460	48,000	3,127,940	3,171,460	43,520
	13,000,000	3,469,106	3,539,324	70,218	3,398,106	3,468,324	70,218
	14,000,000	3,877,573	3,949,573	72,000	3,806,573	3,878,573	72,000
	15,000,000	4,211,497	4,306,300	94,804	4,140,497	4,212,497	72,000
	16,000,000	4,612,739	4,708,739	96,000	4,506,335	4,599,739	93,404
	17,000,000	4,939,275	5,035,275	96,000	4,830,275	4,926,275	96,000
	18,000,000	5,305,741	5,401,741	96,000	5,196,741	5,292,741	96,000
	19,000,000	5,672,206	5,768,206	96,000	5,563,206	5,659,206	96,000
	20,000,000	6,038,671	6,134,671	96,000	5,929,671	6,025,671	96,000

【シミュレーション】

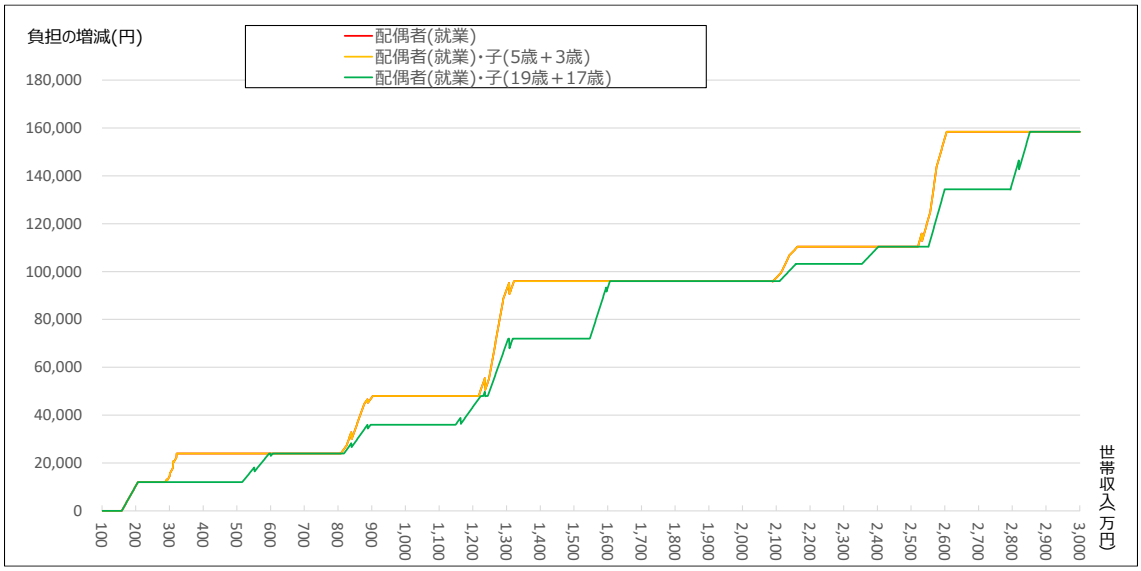
図表 II-56 世帯類型と負担の増減（基礎控除(所得税)の半減①）

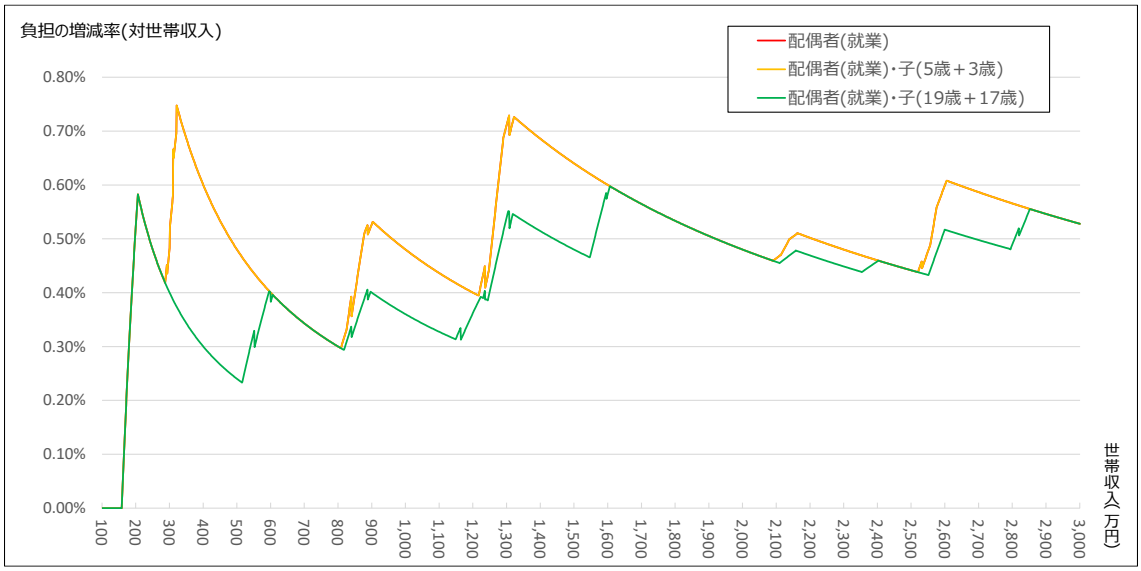


(注) 「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」は同額の変化となる。

【シミュレーション】

図表 II-57 世帯類型と負担の増減（基礎控除（所得税）の半減②）





(注) 「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5 歳＋3 歳)」は同額の変化となる

(6) 基礎控除(住民税)の減額

① 措置の内容

住民税において設けられている基礎控除(最高 43 万円)を半額にする。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

個人住民税が 7,285 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、増収分の 17.2%を 30 代、28.4%を 40 代、27.4%を 50 代が負担することとなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	7.9%	17.2%	28.4%	27.4%	19.2%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、単身世帯が 29.6%、夫婦のみ世帯が 34.6%、子育て世帯が 35.7%を負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	29.6%	34.6%	35.7%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-58 に示す。

基礎控除は納税者本人の所得制限の基準が高く、合計所得金額 2,400 万円以下の世帯において、一定の範囲までは同額の恩恵を受けている。

図表 II-58　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3868（改革により 0.0005 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3436（改革により 0.0008 上昇）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-59 に示すとおりである。

一定収入範囲においては同額(21,500 円)の減税となる。ただし、基礎控除の所得制限を超える場合や、低所得世帯においては負担額は変わらない、あるいは、21,500 円より少ない金額となっている。なお、世帯収入比の負担増加分を見ると、収入が高い方が増加率が低くなっている。

図表 II-59 世帯毎の負担・給付の変化（基礎控除(住民税)の半減）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	597,886	21,500	524,386	545,886	21,500
	3,000,000	840,446	861,946	21,500	788,446	809,946	21,500
	4,000,000	1,096,072	1,117,572	21,500	1,044,072	1,065,572	21,500
	5,000,000	1,363,369	1,384,869	21,500	1,294,266	1,315,766	21,500
	6,000,000	1,674,400	1,695,900	21,500	1,603,400	1,624,900	21,500
	7,000,000	2,024,524	2,046,024	21,500	1,922,431	1,943,931	21,500
	8,000,000	2,406,440	2,427,940	21,500	2,297,440	2,318,940	21,500
	9,000,000	2,748,990	2,770,490	21,500	2,639,990	2,661,490	21,500
	10,000,000	3,110,740	3,132,240	21,500	3,001,740	3,023,240	21,500
	11,000,000	3,487,204	3,508,704	21,500	3,406,990	3,428,490	21,500
	12,000,000	3,865,359	3,886,859	21,500	3,865,359	3,886,859	21,500
	13,000,000	4,270,734	4,292,234	21,500	4,270,734	4,292,234	21,500
	14,000,000	4,746,509	4,768,009	21,500	4,746,509	4,768,009	21,500
	15,000,000	5,242,804	5,264,304	21,500	5,242,804	5,264,304	21,500
	16,000,000	5,718,579	5,740,079	21,500	5,718,579	5,740,079	21,500
	17,000,000	6,194,354	6,215,854	21,500	6,194,354	6,215,854	21,500
	18,000,000	6,649,609	6,671,109	21,500	6,649,609	6,671,109	21,500
	19,000,000	7,104,864	7,126,364	21,500	7,104,864	7,126,364	21,500
	20,000,000	7,560,119	7,581,619	21,500	7,560,119	7,581,619	21,500

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	689,946	21,500	548,446	569,946	21,500
	4,000,000	924,072	945,572	21,500	804,072	825,572	21,500
	5,000,000	1,174,266	1,195,766	21,500	1,054,266	1,075,766	21,500
	6,000,000	1,483,400	1,504,900	21,500	1,363,400	1,384,900	21,500
	7,000,000	1,802,431	1,823,931	21,500	1,682,431	1,703,931	21,500
	8,000,000	2,177,440	2,198,940	21,500	2,057,440	2,078,940	21,500
	9,000,000	2,579,990	2,601,490	21,500	2,399,990	2,421,490	21,500
	10,000,000	2,941,740	2,963,240	21,500	2,881,740	2,903,240	21,500
	11,000,000	3,346,990	3,368,490	21,500	3,286,990	3,308,490	21,500
	12,000,000	3,865,359	3,886,859	21,500	3,865,359	3,886,859	21,500
	13,000,000	4,270,734	4,292,234	21,500	4,270,734	4,292,234	21,500
	14,000,000	4,746,509	4,768,009	21,500	4,746,509	4,768,009	21,500
	15,000,000	5,242,804	5,264,304	21,500	5,242,804	5,264,304	21,500
	16,000,000	5,718,579	5,740,079	21,500	5,718,579	5,740,079	21,500
	17,000,000	6,194,354	6,215,854	21,500	6,194,354	6,215,854	21,500
	18,000,000	6,649,609	6,671,109	21,500	6,649,609	6,671,109	21,500
	19,000,000	7,104,864	7,126,364	21,500	7,104,864	7,126,364	21,500
	20,000,000	7,560,119	7,581,619	21,500	7,560,119	7,581,619	21,500

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	758,335	21,500	709,472	725,335	15,863
	4,000,000	999,131	1,020,631	21,500	947,131	968,631	21,500
	5,000,000	1,255,822	1,277,322	21,500	1,203,822	1,225,322	21,500
	6,000,000	1,543,235	1,564,735	21,500	1,491,235	1,512,735	21,500
	7,000,000	1,865,974	1,887,474	21,500	1,794,974	1,816,474	21,500
	8,000,000	2,178,420	2,199,920	21,500	2,107,515	2,129,015	21,500
	9,000,000	2,526,320	2,547,820	21,500	2,417,320	2,438,820	21,500
	10,000,000	2,894,186	2,915,686	21,500	2,785,186	2,806,686	21,500
	11,000,000	3,307,080	3,328,580	21,500	3,198,080	3,219,580	21,500
	12,000,000	3,747,160	3,768,660	21,500	3,626,760	3,648,260	21,500
	13,000,000	4,155,833	4,177,333	21,500	4,035,433	4,056,933	21,500
	14,000,000	4,565,190	4,586,690	21,500	4,420,348	4,441,848	21,500
	15,000,000	5,068,954	5,090,454	21,500	4,910,554	4,932,054	21,500
	16,000,000	5,548,464	5,569,964	21,500	5,390,064	5,411,564	21,500
	17,000,000	6,027,974	6,049,474	21,500	5,869,574	5,891,074	21,500
	18,000,000	6,483,229	6,504,729	21,500	6,324,829	6,346,329	21,500
	19,000,000	6,938,484	6,959,984	21,500	6,780,084	6,801,584	21,500
	20,000,000	7,393,739	7,415,239	21,500	7,235,339	7,256,839	21,500

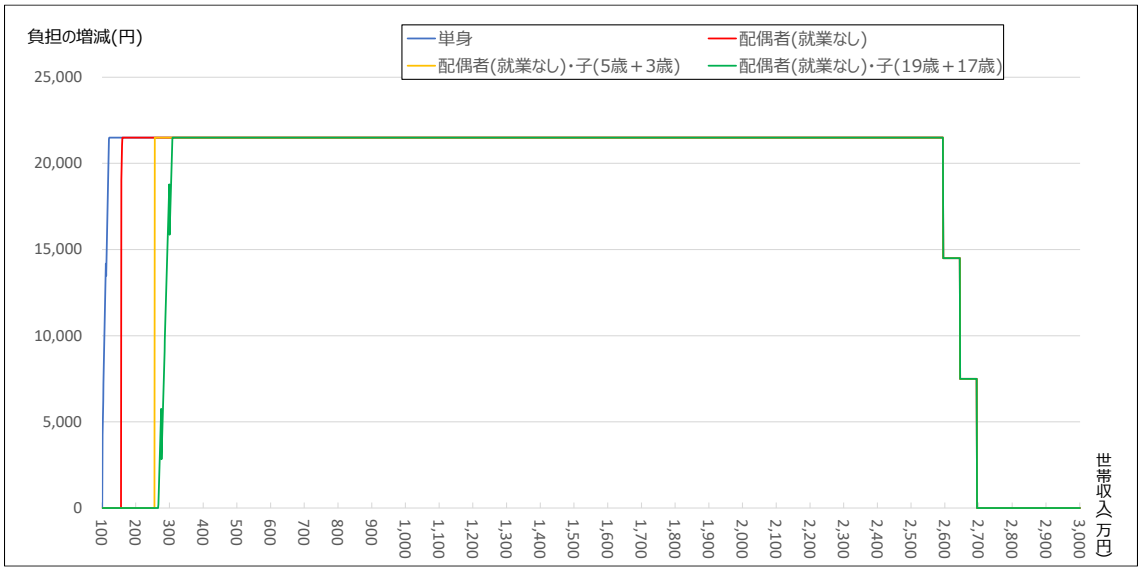
【シミュレーション】

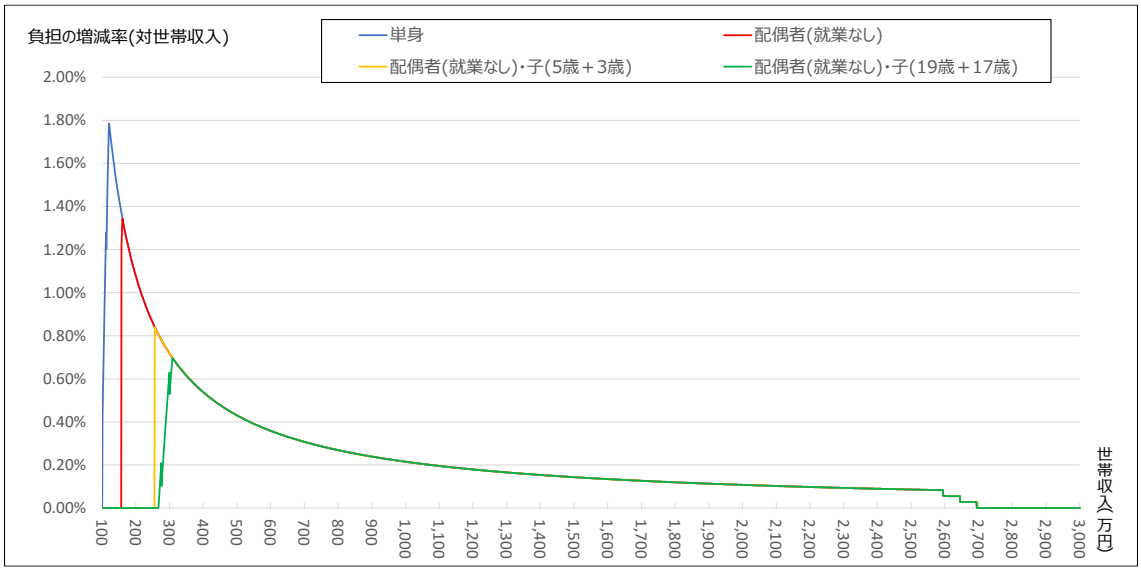
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	749,409	34,855	594,554	629,409	34,855	474,554	509,409	34,855
	4,000,000	1,011,572	1,054,572	43,000	891,572	934,572	43,000	771,572	814,572	43,000
	5,000,000	1,236,833	1,279,833	43,000	1,116,833	1,159,833	43,000	996,833	1,039,833	43,000
	6,000,000	1,544,191	1,587,191	43,000	1,424,191	1,467,191	43,000	1,304,191	1,347,191	43,000
	7,000,000	1,793,818	1,836,818	43,000	1,673,818	1,716,818	43,000	1,553,818	1,596,818	43,000
	8,000,000	2,055,444	2,098,444	43,000	1,935,444	1,978,444	43,000	1,815,444	1,858,444	43,000
	9,000,000	2,322,946	2,365,946	43,000	2,202,946	2,245,946	43,000	2,082,946	2,125,946	43,000
	10,000,000	2,592,788	2,635,788	43,000	2,472,788	2,515,788	43,000	2,352,788	2,395,788	43,000
	11,000,000	2,944,696	2,987,696	43,000	2,824,696	2,867,696	43,000	2,704,696	2,747,696	43,000
	12,000,000	3,215,100	3,258,100	43,000	3,095,100	3,138,100	43,000	2,975,100	3,018,100	43,000
	13,000,000	3,488,510	3,531,510	43,000	3,368,510	3,411,510	43,000	3,248,510	3,291,510	43,000
	14,000,000	3,918,449	3,961,449	43,000	3,798,449	3,841,449	43,000	3,678,449	3,721,449	43,000
	15,000,000	4,286,515	4,329,515	43,000	4,166,515	4,209,515	43,000	4,046,515	4,089,515	43,000
	16,000,000	4,679,781	4,722,781	43,000	4,559,781	4,602,781	43,000	4,439,781	4,482,781	43,000
	17,000,000	5,001,731	5,044,731	43,000	4,881,731	4,924,731	43,000	4,761,731	4,804,731	43,000
	18,000,000	5,362,081	5,405,081	43,000	5,302,081	5,345,081	43,000	5,242,081	5,285,081	43,000
	19,000,000	5,722,431	5,765,431	43,000	5,662,431	5,705,431	43,000	5,602,431	5,645,431	43,000
	20,000,000	6,082,781	6,125,781	43,000	6,022,781	6,065,781	43,000	5,962,781	6,005,781	43,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	761,508	21,500	740,008	761,508	21,500
	4,000,000	976,542	1,019,542	43,000	972,365	993,865	21,500
	5,000,000	1,197,461	1,240,461	43,000	1,158,320	1,201,320	43,000
	6,000,000	1,515,958	1,558,958	43,000	1,464,976	1,507,976	43,000
	7,000,000	1,773,010	1,816,010	43,000	1,721,010	1,764,010	43,000
	8,000,000	2,042,062	2,085,062	43,000	1,990,062	2,033,062	43,000
	9,000,000	2,314,915	2,357,915	43,000	2,262,915	2,305,915	43,000
	10,000,000	2,573,421	2,616,421	43,000	2,521,421	2,564,421	43,000
	11,000,000	2,921,409	2,964,409	43,000	2,869,409	2,912,409	43,000
	12,000,000	3,194,460	3,237,460	43,000	3,127,940	3,170,940	43,000
	13,000,000	3,469,106	3,512,106	43,000	3,398,106	3,441,106	43,000
	14,000,000	3,877,573	3,920,573	43,000	3,806,573	3,849,573	43,000
	15,000,000	4,211,497	4,254,497	43,000	4,140,497	4,183,497	43,000
	16,000,000	4,612,739	4,655,739	43,000	4,506,335	4,549,335	43,000
	17,000,000	4,939,275	4,982,275	43,000	4,830,275	4,873,275	43,000
	18,000,000	5,305,741	5,348,741	43,000	5,196,741	5,239,741	43,000
	19,000,000	5,672,206	5,715,206	43,000	5,563,206	5,606,206	43,000
	20,000,000	6,038,671	6,081,671	43,000	5,929,671	5,972,671	43,000

【シミュレーション】

図表 II-60 世帯類型と負担の増減（基礎控除(住民税)の半減①）

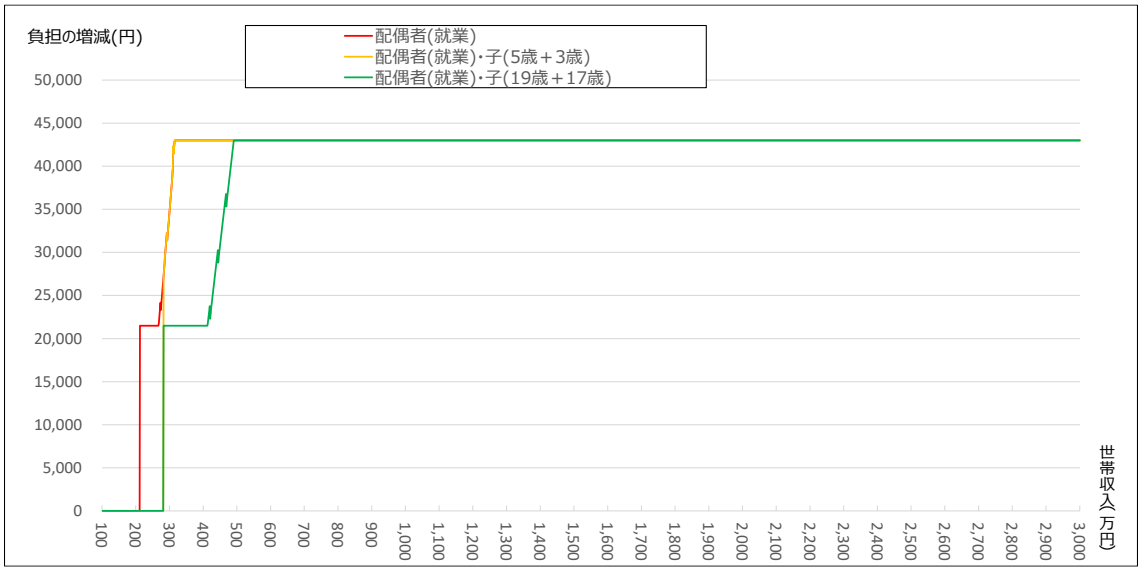


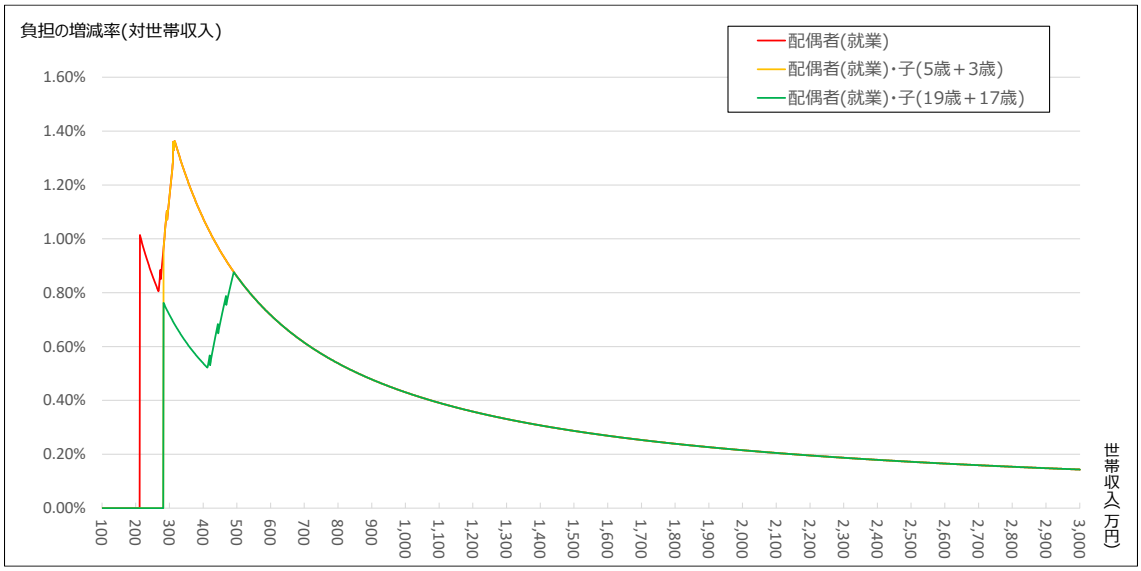


(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳・3 歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19 歳・17 歳)」は、住民税非課税世帯の基準が異なるために負担増となる閾値が異なるが、負担増額、負担増の減少・ゼロとなる閾値については変わらない。

【シミュレーション】

図表 II-61 世帯類型と負担の増減（基礎控除（所得税）の半減②）





【シミュレーション】

(7) 消費税の引き上げ

① 措置の内容

消費税について、軽減税率、標準税率ともに 1%引き上げる。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

消費税収が 1 兆 2,170 億円増加することが想定される。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、世帯主年齢別にみると、増収分の 16.3%を 30 代、29.2%を 40 代、29.1%を 50 代が負担することとなる。また、60 代についても 18.7%を負担する。

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	6.6%	16.3%	29.2%	29.1%	18.7%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、単身世帯が 31.6%、夫婦のみ世帯が 30.8%、子育て世帯が 37.6%を負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	31.6%	30.8%	37.6%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-62 に示す。

消費税引き上げは相対的に低所得者に負担増となるため、ジニ係数は上昇する。

図表 II-62　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3997
	再分配所得（改革後）	0.4013（改革により 0.0016 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3581
	再分配所得（改革後）	0.3599（改革により 0.0018 上昇）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度・消費税のみを考慮したジニ係数である。　消費税は本調査の他シミュレーションでは用いていないが、こちらのシミュレーションでは用いるものとする。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-63 に示すとおりである。

世帯類型に関わらず、世帯収入に基づいて消費額を設定していることから、変化額は世帯類型に依らない。世帯収入が高い世帯の方が消費額は多いため、負担増加額も世帯収入が高い世帯の方が大きい。

図表 II-63 世帯毎の負担・給付の変化（消費税率の 1%引き上げ）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	329,524	5,900	323,624	329,524	5,900
	2,000,000	576,386	582,686	6,300	524,386	530,686	6,300
	3,000,000	840,446	847,146	6,700	788,446	795,146	6,700
	4,000,000	1,096,072	1,103,172	7,100	1,044,072	1,051,172	7,100
	5,000,000	1,363,369	1,370,869	7,500	1,294,266	1,301,766	7,500
	6,000,000	1,674,400	1,682,300	7,900	1,603,400	1,611,300	7,900
	7,000,000	2,024,524	2,032,824	8,300	1,922,431	1,930,731	8,300
	8,000,000	2,406,440	2,415,140	8,700	2,297,440	2,306,140	8,700
	9,000,000	2,748,990	2,758,090	9,100	2,639,990	2,649,090	9,100
	10,000,000	3,110,740	3,120,240	9,500	3,001,740	3,011,240	9,500
	11,000,000	3,487,204	3,497,104	9,900	3,406,990	3,416,890	9,900
	12,000,000	3,865,359	3,875,659	10,300	3,865,359	3,875,659	10,300
	13,000,000	4,270,734	4,281,434	10,700	4,270,734	4,281,434	10,700
	14,000,000	4,746,509	4,757,609	11,100	4,746,509	4,757,609	11,100
	15,000,000	5,242,804	5,254,304	11,500	5,242,804	5,254,304	11,500
	16,000,000	5,718,579	5,730,479	11,900	5,718,579	5,730,479	11,900
	17,000,000	6,194,354	6,206,654	12,300	6,194,354	6,206,654	12,300
	18,000,000	6,649,609	6,662,309	12,700	6,649,609	6,662,309	12,700
	19,000,000	7,104,864	7,117,964	13,100	7,104,864	7,117,964	13,100
	20,000,000	7,560,119	7,573,619	13,500	7,560,119	7,573,619	13,500

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	209,524	5,900	83,624	89,524	5,900
	2,000,000	378,252	384,552	6,300	258,252	264,552	6,300
	3,000,000	668,446	675,146	6,700	548,446	555,146	6,700
	4,000,000	924,072	931,172	7,100	804,072	811,172	7,100
	5,000,000	1,174,266	1,181,766	7,500	1,054,266	1,061,766	7,500
	6,000,000	1,483,400	1,491,300	7,900	1,363,400	1,371,300	7,900
	7,000,000	1,802,431	1,810,731	8,300	1,682,431	1,690,731	8,300
	8,000,000	2,177,440	2,186,140	8,700	2,057,440	2,066,140	8,700
	9,000,000	2,579,990	2,589,090	9,100	2,399,990	2,409,090	9,100
	10,000,000	2,941,740	2,951,240	9,500	2,881,740	2,891,240	9,500
	11,000,000	3,346,990	3,356,890	9,900	3,286,990	3,296,890	9,900
	12,000,000	3,865,359	3,875,659	10,300	3,865,359	3,875,659	10,300
	13,000,000	4,270,734	4,281,434	10,700	4,270,734	4,281,434	10,700
	14,000,000	4,746,509	4,757,609	11,100	4,746,509	4,757,609	11,100
	15,000,000	5,242,804	5,254,304	11,500	5,242,804	5,254,304	11,500
	16,000,000	5,718,579	5,730,479	11,900	5,718,579	5,730,479	11,900
	17,000,000	6,194,354	6,206,654	12,300	6,194,354	6,206,654	12,300
	18,000,000	6,649,609	6,662,309	12,700	6,649,609	6,662,309	12,700
	19,000,000	7,104,864	7,117,964	13,100	7,104,864	7,117,964	13,100
	20,000,000	7,560,119	7,573,619	13,500	7,560,119	7,573,619	13,500

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	339,134	5,900	333,234	339,134	5,900
	2,000,000	511,624	517,924	6,300	511,624	517,924	6,300
	3,000,000	736,835	743,535	6,700	709,472	716,172	6,700
	4,000,000	999,131	1,006,231	7,100	947,131	954,231	7,100
	5,000,000	1,255,822	1,263,322	7,500	1,203,822	1,211,322	7,500
	6,000,000	1,543,235	1,551,135	7,900	1,491,235	1,499,135	7,900
	7,000,000	1,865,974	1,874,274	8,300	1,794,974	1,803,274	8,300
	8,000,000	2,178,420	2,187,120	8,700	2,107,515	2,116,215	8,700
	9,000,000	2,526,320	2,535,420	9,100	2,417,320	2,426,420	9,100
	10,000,000	2,894,186	2,903,686	9,500	2,785,186	2,794,686	9,500
	11,000,000	3,307,080	3,316,980	9,900	3,198,080	3,207,980	9,900
	12,000,000	3,747,160	3,757,460	10,300	3,626,760	3,637,060	10,300
	13,000,000	4,155,833	4,166,533	10,700	4,035,433	4,046,133	10,700
	14,000,000	4,565,190	4,576,290	11,100	4,420,348	4,431,448	11,100
	15,000,000	5,068,954	5,080,454	11,500	4,910,554	4,922,054	11,500
	16,000,000	5,548,464	5,560,364	11,900	5,390,064	5,401,964	11,900
	17,000,000	6,027,974	6,040,274	12,300	5,869,574	5,881,874	12,300
	18,000,000	6,483,229	6,495,929	12,700	6,324,829	6,337,529	12,700
	19,000,000	6,938,484	6,951,584	13,100	6,780,084	6,793,184	13,100
	20,000,000	7,393,739	7,407,239	13,500	7,235,339	7,248,839	13,500

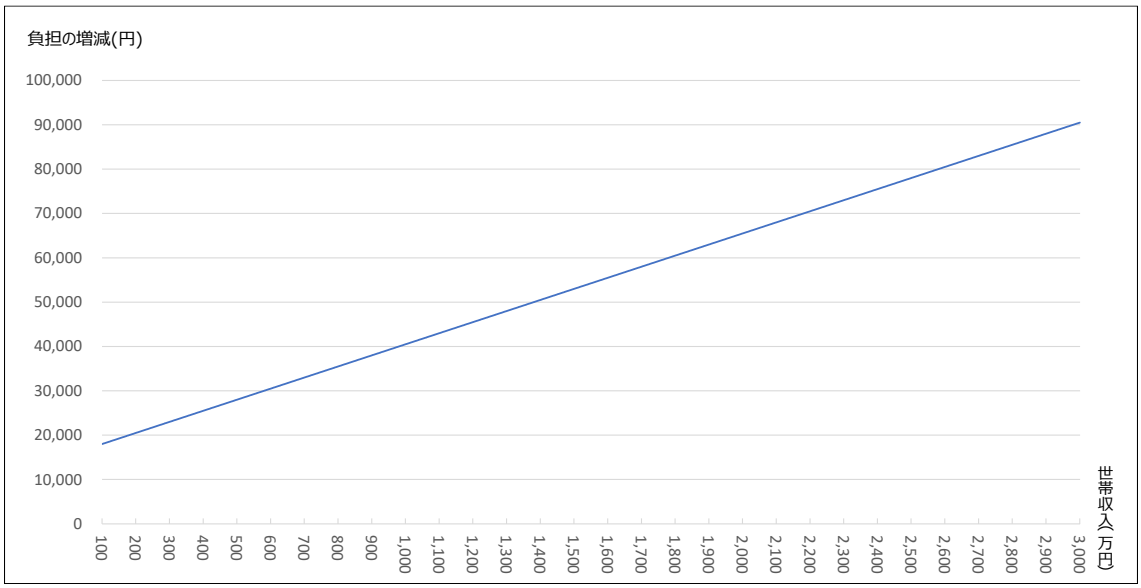
【シミュレーション】

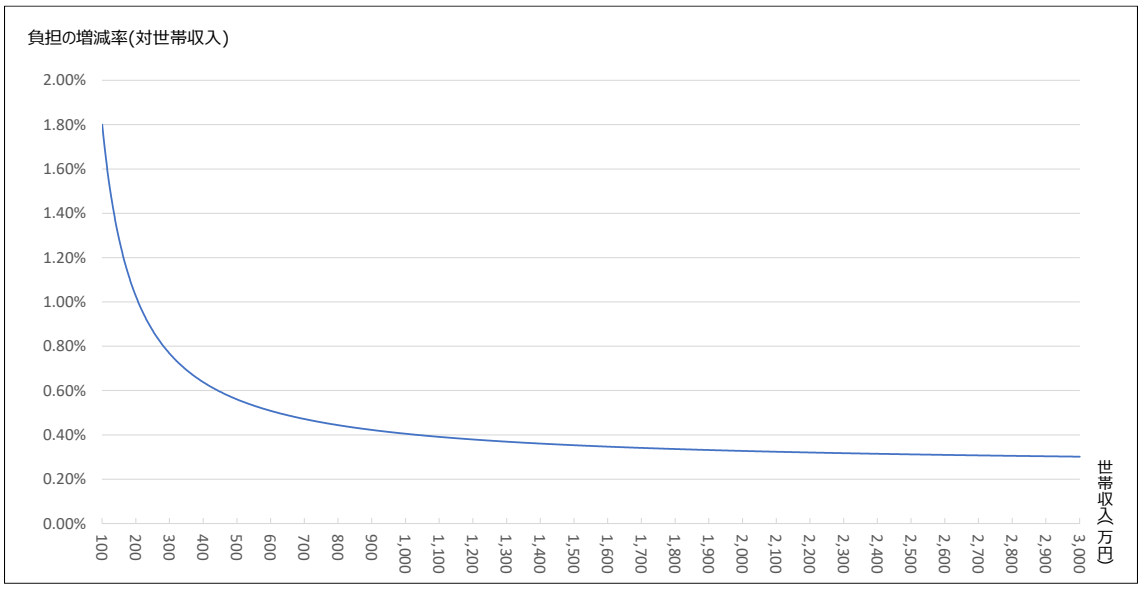
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	308,524	5,900	182,624	188,524	5,900	62,624	68,524	5,900
	2,000,000	347,824	354,124	6,300	227,824	234,124	6,300	107,824	114,124	6,300
	3,000,000	714,554	721,254	6,700	594,554	601,254	6,700	474,554	481,254	6,700
	4,000,000	1,011,572	1,018,672	7,100	891,572	898,672	7,100	771,572	778,672	7,100
	5,000,000	1,236,833	1,244,333	7,500	1,116,833	1,124,333	7,500	996,833	1,004,333	7,500
	6,000,000	1,544,191	1,552,091	7,900	1,424,191	1,432,091	7,900	1,304,191	1,312,091	7,900
	7,000,000	1,793,818	1,802,118	8,300	1,673,818	1,682,118	8,300	1,553,818	1,562,118	8,300
	8,000,000	2,055,444	2,064,144	8,700	1,935,444	1,944,144	8,700	1,815,444	1,824,144	8,700
	9,000,000	2,322,946	2,332,046	9,100	2,202,946	2,212,046	9,100	2,082,946	2,092,046	9,100
	10,000,000	2,592,788	2,602,288	9,500	2,472,788	2,482,288	9,500	2,352,788	2,362,288	9,500
	11,000,000	2,944,696	2,954,596	9,900	2,824,696	2,834,596	9,900	2,704,696	2,714,596	9,900
	12,000,000	3,215,100	3,225,400	10,300	3,095,100	3,105,400	10,300	2,975,100	2,985,400	10,300
	13,000,000	3,488,510	3,499,210	10,700	3,368,510	3,379,210	10,700	3,248,510	3,259,210	10,700
	14,000,000	3,918,449	3,929,549	11,100	3,798,449	3,809,549	11,100	3,678,449	3,689,549	11,100
	15,000,000	4,286,515	4,298,015	11,500	4,166,515	4,178,015	11,500	4,046,515	4,058,015	11,500
	16,000,000	4,679,781	4,691,681	11,900	4,559,781	4,571,681	11,900	4,439,781	4,451,681	11,900
	17,000,000	5,001,731	5,014,031	12,300	4,881,731	4,894,031	12,300	4,761,731	4,774,031	12,300
	18,000,000	5,362,081	5,374,781	12,700	5,302,081	5,314,781	12,700	5,242,081	5,254,781	12,700
	19,000,000	5,722,431	5,735,531	13,100	5,662,431	5,675,531	13,100	5,602,431	5,615,531	13,100
	20,000,000	6,082,781	6,096,281	13,500	6,022,781	6,036,281	13,500	5,962,781	5,976,281	13,500

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	314,858	5,900	308,958	314,858	5,900
	2,000,000	357,434	363,734	6,300	357,434	363,734	6,300
	3,000,000	740,008	746,708	6,700	740,008	746,708	6,700
	4,000,000	976,542	983,642	7,100	972,365	979,465	7,100
	5,000,000	1,197,461	1,204,961	7,500	1,158,320	1,165,820	7,500
	6,000,000	1,515,958	1,523,858	7,900	1,464,976	1,472,876	7,900
	7,000,000	1,773,010	1,781,310	8,300	1,721,010	1,729,310	8,300
	8,000,000	2,042,062	2,050,762	8,700	1,990,062	1,998,762	8,700
	9,000,000	2,314,915	2,324,015	9,100	2,262,915	2,272,015	9,100
	10,000,000	2,573,421	2,582,921	9,500	2,521,421	2,530,921	9,500
	11,000,000	2,921,409	2,931,309	9,900	2,869,409	2,879,309	9,900
	12,000,000	3,194,460	3,204,760	10,300	3,127,940	3,138,240	10,300
	13,000,000	3,469,106	3,479,806	10,700	3,398,106	3,408,806	10,700
	14,000,000	3,877,573	3,888,673	11,100	3,806,573	3,817,673	11,100
	15,000,000	4,211,497	4,222,997	11,500	4,140,497	4,151,997	11,500
	16,000,000	4,612,739	4,624,639	11,900	4,506,335	4,518,235	11,900
	17,000,000	4,939,275	4,951,575	12,300	4,830,275	4,842,575	12,300
	18,000,000	5,305,741	5,318,441	12,700	5,196,741	5,209,441	12,700
	19,000,000	5,672,206	5,685,306	13,100	5,563,206	5,576,306	13,100
	20,000,000	6,038,671	6,052,171	13,500	5,929,671	5,943,171	13,500

【シミュレーション】

図表 II-64 世帯類型と負担の増減（消費税率の 1%引き上げ）





(注)世帯類型に関わらず、世帯収入によって消費額を設定していることから、世帯類型に依る相違はない。

【シミュレーション】

(8) 社会保険料の引き上げ(定額)

① 措置の内容

社会保険料を定額で月 1,000 円引き上げる。扶養範囲は変えない。また、所得税・住民税における社会保険料控除の対象とする。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

社会保険料が 5,102 億円増加する一方、社会保険料控除額の増加により個人所得税は▲494 億円、個人住民税は▲407 億円となり、ネットで 4,201 億円の負担増となる。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、世帯主年齢別にみると、増収分の 16.0%を 30 代、25.9%を 40 代、25.5%を 50 代が負担することとなる。また、60 代についても 23.7%を負担する。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	8.8%	16.0%	25.9%	25.5%	23.7%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、単身世帯が 43.1%、夫婦のみ世帯が 30.1%、子育て世帯が 26.8%を負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	43.1%	30.1%	26.8%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-65 に示す。

所得水準に関わらず同一額の負担が上乗せされる。ただし、社会保険料の上乗せにより所得税・住民税の課税所得が引き下げられるが、これによる減税額は限界税率の低い高所得者の方が高額である。そのため、ジニ係数は上昇している。

図表 II-65　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3874（改革により 0.0011 上昇）
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3440（改革により 0.0012 上昇）

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-67 に示すとおりである。

所得水準に関わらず同一額の負担が上乗せされる。ただし、社会保険料の上乗せにより所得税・住民税の課税所得が引き下げられるが、これによる減税額は限界税率の低い高所得者の方が高額である。そのため、負担額は高所得者の方が低くなっている。

図表 II-66 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料の引き上げ(一律月 1,000 円)）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	335,624	12,000	323,624	335,624	12,000
	2,000,000	576,386	586,586	10,200	524,386	534,586	10,200
	3,000,000	840,446	850,646	10,200	788,446	798,646	10,200
	4,000,000	1,096,072	1,106,272	10,200	1,044,072	1,054,272	10,200
	5,000,000	1,363,369	1,372,969	9,600	1,294,266	1,304,466	10,200
	6,000,000	1,674,400	1,684,000	9,600	1,603,400	1,613,000	9,600
	7,000,000	2,024,524	2,032,924	8,400	1,922,431	1,932,031	9,600
	8,000,000	2,406,440	2,414,840	8,400	2,297,440	2,305,840	8,400
	9,000,000	2,748,990	2,757,390	8,400	2,639,990	2,648,390	8,400
	10,000,000	3,110,740	3,119,140	8,400	3,001,740	3,010,140	8,400
	11,000,000	3,487,204	3,495,244	8,040	3,406,990	3,415,390	8,400
	12,000,000	3,865,359	3,873,399	8,040	3,865,359	3,873,399	8,040
	13,000,000	4,270,734	4,277,574	6,840	4,270,734	4,277,574	6,840
	14,000,000	4,746,509	4,753,349	6,840	4,746,509	4,753,349	6,840
	15,000,000	5,242,804	5,249,644	6,840	5,242,804	5,249,644	6,840
	16,000,000	5,718,579	5,725,419	6,840	5,718,579	5,725,419	6,840
	17,000,000	6,194,354	6,201,194	6,840	6,194,354	6,201,194	6,840
	18,000,000	6,649,609	6,656,449	6,840	6,649,609	6,656,449	6,840
	19,000,000	7,104,864	7,111,704	6,840	7,104,864	7,111,704	6,840
	20,000,000	7,560,119	7,566,959	6,840	7,560,119	7,566,959	6,840

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	215,624	12,000	83,624	95,624	12,000
	2,000,000	378,252	389,652	11,400	258,252	269,652	11,400
	3,000,000	668,446	678,646	10,200	548,446	558,646	10,200
	4,000,000	924,072	934,272	10,200	804,072	814,272	10,200
	5,000,000	1,174,266	1,184,466	10,200	1,054,266	1,064,466	10,200
	6,000,000	1,483,400	1,493,000	9,600	1,363,400	1,373,000	9,600
	7,000,000	1,802,431	1,812,031	9,600	1,682,431	1,692,031	9,600
	8,000,000	2,177,440	2,185,840	8,400	2,057,440	2,065,840	8,400
	9,000,000	2,579,990	2,588,390	8,400	2,399,990	2,408,390	8,400
	10,000,000	2,941,740	2,950,140	8,400	2,881,740	2,890,140	8,400
	11,000,000	3,346,990	3,355,390	8,400	3,286,990	3,295,390	8,400
	12,000,000	3,865,359	3,873,399	8,040	3,865,359	3,873,399	8,040
	13,000,000	4,270,734	4,277,574	6,840	4,270,734	4,277,574	6,840
	14,000,000	4,746,509	4,753,349	6,840	4,746,509	4,753,349	6,840
	15,000,000	5,242,804	5,249,644	6,840	5,242,804	5,249,644	6,840
	16,000,000	5,718,579	5,725,419	6,840	5,718,579	5,725,419	6,840
	17,000,000	6,194,354	6,201,194	6,840	6,194,354	6,201,194	6,840
	18,000,000	6,649,609	6,656,449	6,840	6,649,609	6,656,449	6,840
	19,000,000	7,104,864	7,111,704	6,840	7,104,864	7,111,704	6,840
	20,000,000	7,560,119	7,566,959	6,840	7,560,119	7,566,959	6,840

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	345,234	12,000	333,234	345,234	12,000
	2,000,000	511,624	523,624	12,000	511,624	523,624	12,000
	3,000,000	736,835	747,635	10,800	709,472	721,472	12,000
	4,000,000	999,131	1,009,331	10,200	947,131	957,331	10,200
	5,000,000	1,255,822	1,266,022	10,200	1,203,822	1,214,022	10,200
	6,000,000	1,543,235	1,553,435	10,200	1,491,235	1,501,435	10,200
	7,000,000	1,865,974	1,875,574	9,600	1,794,974	1,804,574	9,600
	8,000,000	2,178,420	2,188,115	9,695	2,107,515	2,117,115	9,600
	9,000,000	2,526,320	2,534,720	8,400	2,417,320	2,425,720	8,400
	10,000,000	2,894,186	2,902,586	8,400	2,785,186	2,793,586	8,400
	11,000,000	3,307,080	3,315,480	8,400	3,198,080	3,206,480	8,400
	12,000,000	3,747,160	3,755,200	8,040	3,626,760	3,634,800	8,040
	13,000,000	4,155,833	4,163,873	8,040	4,035,433	4,043,473	8,040
	14,000,000	4,565,190	4,572,030	6,840	4,420,348	4,428,388	8,040
	15,000,000	5,068,954	5,075,794	6,840	4,910,554	4,917,394	6,840
	16,000,000	5,548,464	5,555,304	6,840	5,390,064	5,396,904	6,840
	17,000,000	6,027,974	6,034,814	6,840	5,869,574	5,876,414	6,840
	18,000,000	6,483,229	6,490,069	6,840	6,324,829	6,331,669	6,840
	19,000,000	6,938,484	6,945,324	6,840	6,780,084	6,786,924	6,840
	20,000,000	7,393,739	7,400,579	6,840	7,235,339	7,242,179	6,840

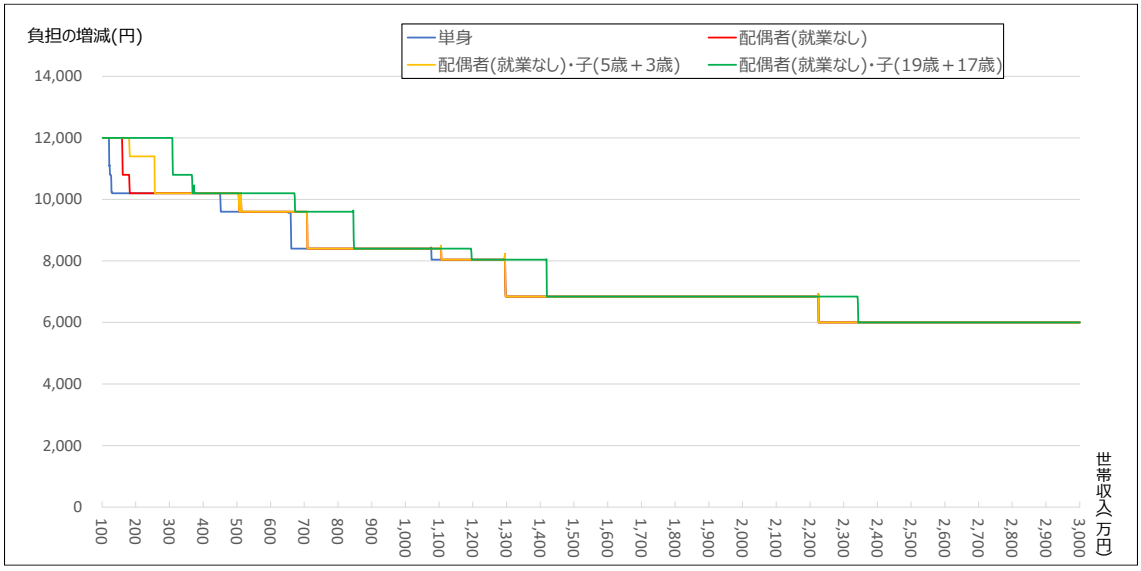
【シミュレーション】

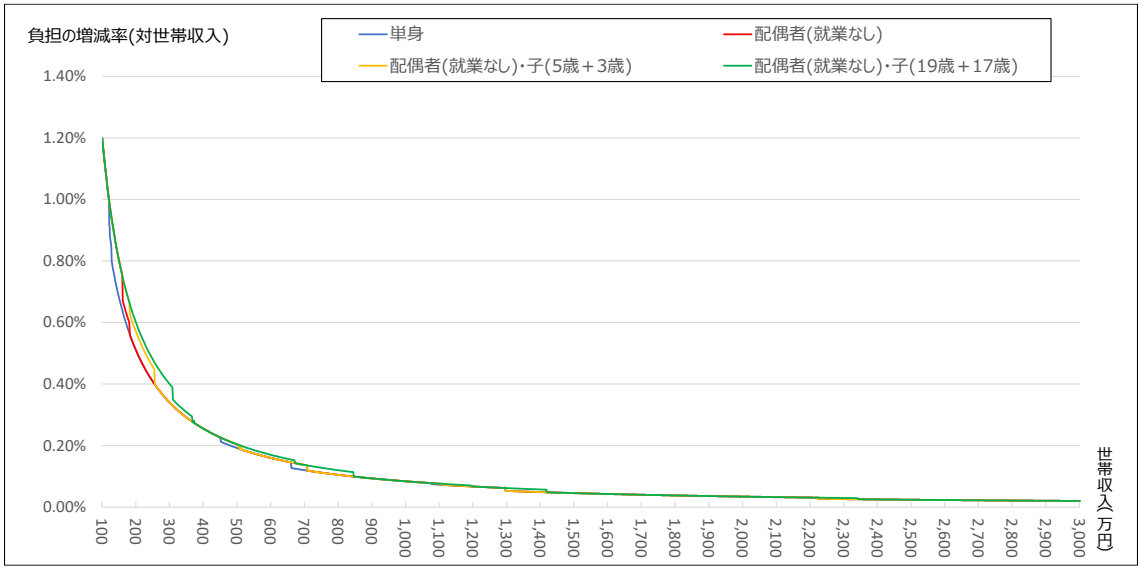
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	314,624	12,000	182,624	194,624	12,000	62,624	74,624	12,000
	2,000,000	347,824	359,824	12,000	227,824	239,824	12,000	107,824	119,824	12,000
	3,000,000	714,554	737,354	22,800	594,554	617,354	22,800	474,554	497,354	22,800
	4,000,000	1,011,572	1,032,572	21,000	891,572	912,572	21,000	771,572	792,572	21,000
	5,000,000	1,236,833	1,257,833	21,000	1,116,833	1,137,833	21,000	996,833	1,017,833	21,000
	6,000,000	1,544,191	1,565,191	21,000	1,424,191	1,445,191	21,000	1,304,191	1,325,191	21,000
	7,000,000	1,793,818	1,814,818	21,000	1,673,818	1,694,818	21,000	1,553,818	1,574,818	21,000
	8,000,000	2,055,444	2,076,444	21,000	1,935,444	1,956,444	21,000	1,815,444	1,836,444	21,000
	9,000,000	2,322,946	2,343,946	21,000	2,202,946	2,223,946	21,000	2,082,946	2,103,946	21,000
	10,000,000	2,592,788	2,613,188	20,400	2,472,788	2,493,188	20,400	2,352,788	2,373,188	20,400
	11,000,000	2,944,696	2,965,096	20,400	2,824,696	2,845,096	20,400	2,704,696	2,725,096	20,400
	12,000,000	3,215,100	3,235,500	20,400	3,095,100	3,115,500	20,400	2,975,100	2,995,500	20,400
	13,000,000	3,488,510	3,508,910	20,400	3,368,510	3,388,910	20,400	3,248,510	3,268,910	20,400
	14,000,000	3,918,449	3,937,649	19,200	3,798,449	3,817,649	19,200	3,678,449	3,697,649	19,200
	15,000,000	4,286,515	4,305,715	19,200	4,166,515	4,185,715	19,200	4,046,515	4,065,715	19,200
	16,000,000	4,679,781	4,698,981	19,200	4,559,781	4,578,981	19,200	4,439,781	4,458,981	19,200
	17,000,000	5,001,731	5,020,931	19,200	4,881,731	4,900,931	19,200	4,761,731	4,780,931	19,200
	18,000,000	5,362,081	5,381,281	19,200	5,302,081	5,321,281	19,200	5,242,081	5,261,281	19,200
	19,000,000	5,722,431	5,741,631	19,200	5,662,431	5,681,631	19,200	5,602,431	5,621,631	19,200
	20,000,000	6,082,781	6,101,981	19,200	6,022,781	6,041,981	19,200	5,962,781	5,981,981	19,200

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	320,958	12,000	308,958	320,958	12,000
	2,000,000	357,434	369,434	12,000	357,434	369,434	12,000
	3,000,000	740,008	762,808	22,800	740,008	762,808	22,800
	4,000,000	976,542	998,142	21,600	972,365	995,165	22,800
	5,000,000	1,197,461	1,218,461	21,000	1,158,320	1,179,920	21,600
	6,000,000	1,515,958	1,536,958	21,000	1,464,976	1,486,576	21,600
	7,000,000	1,773,010	1,794,010	21,000	1,721,010	1,742,010	21,000
	8,000,000	2,042,062	2,063,062	21,000	1,990,062	2,011,062	21,000
	9,000,000	2,314,915	2,335,915	21,000	2,262,915	2,283,915	21,000
	10,000,000	2,573,421	2,594,421	21,000	2,521,421	2,542,421	21,000
	11,000,000	2,921,409	2,942,409	21,000	2,869,409	2,890,409	21,000
	12,000,000	3,194,460	3,214,860	20,400	3,127,940	3,148,940	21,000
	13,000,000	3,469,106	3,489,506	20,400	3,398,106	3,418,506	20,400
	14,000,000	3,877,573	3,897,972	20,400	3,806,573	3,826,972	20,400
	15,000,000	4,211,497	4,231,896	20,400	4,140,497	4,160,896	20,400
	16,000,000	4,612,739	4,631,939	19,200	4,506,335	4,526,734	20,400
	17,000,000	4,939,275	4,958,475	19,200	4,830,275	4,849,475	19,200
	18,000,000	5,305,741	5,324,941	19,200	5,196,741	5,215,941	19,200
	19,000,000	5,672,206	5,691,406	19,200	5,563,206	5,582,406	19,200
	20,000,000	6,038,671	6,057,871	19,200	5,929,671	5,948,871	19,200

【シミュレーション】

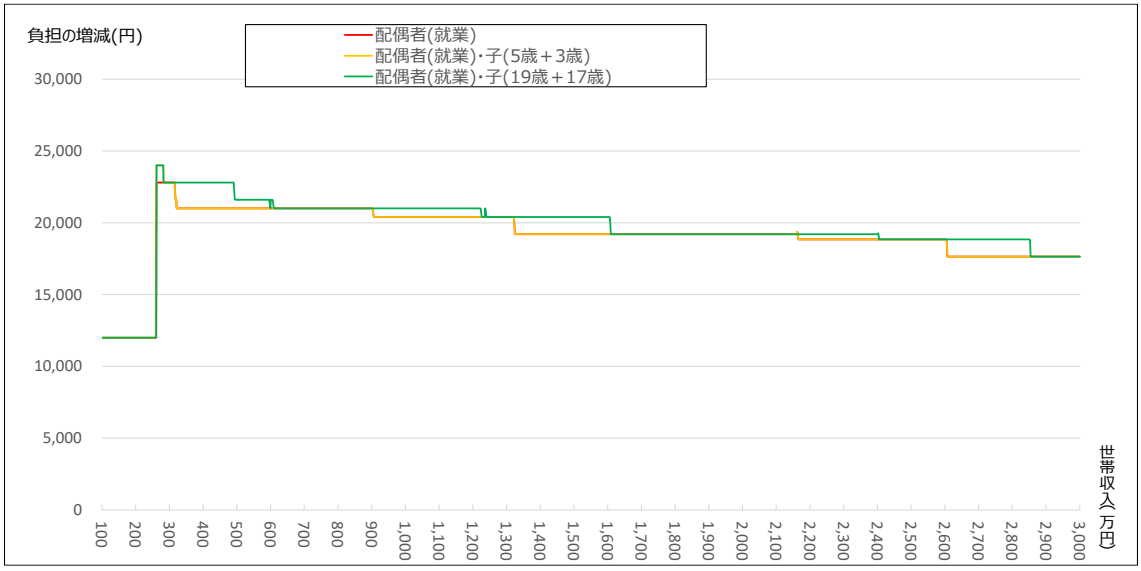
図表 II-67 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料の引き上げ(一律月 1,000 円)①）

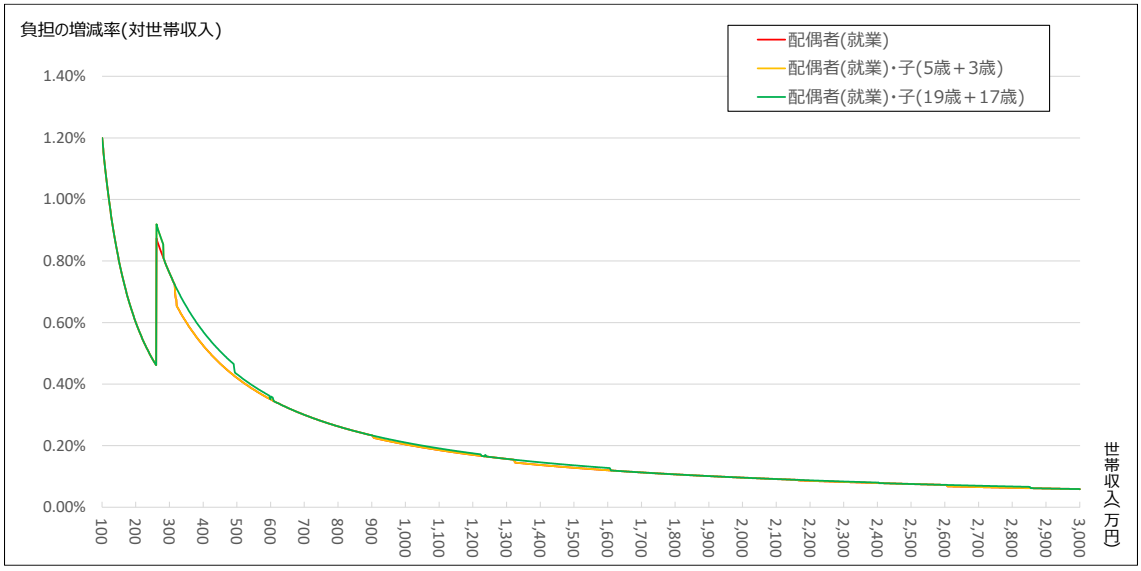




【シミュレーション】

図表 II-68 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料の引き上げ(一律月 1,000 円)②）





【シミュレーション】

(9) 社会保険料の引き上げ(定率)

① 措置の内容

国民健康保険の保険料率を 0.30%引き上げる。扶養範囲は変えない。また、所得税・住民税における社会保険料控除の対象とする。

② 措置によるマクロへの影響

a) 財政収支

社会保険料が 5,467 億円増加する一方、社会保険料控除額の増加により個人所得税は▲964 億円、個人住民税は▲527 億円となり、ネットで 3,976 億円の負担増となる。

b) 負担構造

世帯主年齢別にみると、世帯主年齢別にみると、増収分の 17.9%を 30 代、32.7%を 40 代、32.1%を 50 代が負担することとなる。また、60 代については 11.2%を負担する。定額の引き上げと比較すると、所得水準の高いものが多い現役世代の負担が重くなっている。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	6.0%	17.9%	32.7%	32.1%	11.2%

(注)分母に 20 代から 60 代までの増減税額の合計を、分子に世帯主年代別の増減税額の合計を取っている。

世帯構造別にみると、単身世帯が 23.8%、夫婦のみ世帯が 22.7%、子育て世帯が 53.6%を負担している。

世帯構造別の増税・減税割合

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯
世帯構造別の割合	23.8%	22.7%	53.6%

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-69 に示す。

所得に応じて一定率の負担増となり、ジニ係数に特段の変化は生じていない。

図表 II-69　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3863(改革により変化なし)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3428(改革により変化なし)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-70 に示すとおりである。

図表 II-70 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料率を 0.30%引き上げ）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	326,792	3,168	323,624	326,792	3,168
	2,000,000	576,386	581,588	5,202	524,386	529,588	5,202
	3,000,000	840,446	848,402	7,956	788,446	796,402	7,956
	4,000,000	1,096,072	1,106,476	10,404	1,044,072	1,054,476	10,404
	5,000,000	1,363,369	1,375,177	11,808	1,294,266	1,306,812	12,546
	6,000,000	1,674,400	1,688,800	14,400	1,603,400	1,617,800	14,400
	7,000,000	2,024,524	2,039,392	14,868	1,922,431	1,939,423	16,992
	8,000,000	2,406,440	2,423,576	17,136	2,297,440	2,314,576	17,136
	9,000,000	2,748,990	2,767,890	18,900	2,639,990	2,658,890	18,900
	10,000,000	3,110,740	3,131,656	20,916	3,001,740	3,022,656	20,916
	11,000,000	3,487,204	3,509,636	22,432	3,406,990	3,430,426	23,436
	12,000,000	3,865,359	3,888,997	23,638	3,865,359	3,888,997	23,638
	13,000,000	4,270,734	4,293,101	22,367	4,270,734	4,293,101	22,367
	14,000,000	4,746,509	4,770,107	23,598	4,746,509	4,770,107	23,598
	15,000,000	5,242,804	5,268,865	26,060	5,242,804	5,268,865	26,060
	16,000,000	5,718,579	5,745,871	27,292	5,718,579	5,745,871	27,292
	17,000,000	6,194,354	6,222,877	28,523	6,194,354	6,222,877	28,523
	18,000,000	6,649,609	6,678,132	28,523	6,649,609	6,678,132	28,523
	19,000,000	7,104,864	7,133,387	28,523	7,104,864	7,133,387	28,523
	20,000,000	7,560,119	7,588,642	28,523	7,560,119	7,588,642	28,523

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	206,792	3,168	83,624	86,792	3,168
	2,000,000	378,252	384,066	5,814	258,252	264,066	5,814
	3,000,000	668,446	676,402	7,956	548,446	556,402	7,956
	4,000,000	924,072	934,476	10,404	804,072	814,476	10,404
	5,000,000	1,174,266	1,186,812	12,546	1,054,266	1,066,812	12,546
	6,000,000	1,483,400	1,497,800	14,400	1,363,400	1,377,800	14,400
	7,000,000	1,802,431	1,819,423	16,992	1,682,431	1,699,423	16,992
	8,000,000	2,177,440	2,194,576	17,136	2,057,440	2,074,576	17,136
	9,000,000	2,579,990	2,598,890	18,900	2,399,990	2,418,890	18,900
	10,000,000	2,941,740	2,962,656	20,916	2,881,740	2,902,656	20,916
	11,000,000	3,346,990	3,370,426	23,436	3,286,990	3,310,426	23,436
	12,000,000	3,865,359	3,888,997	23,638	3,865,359	3,888,997	23,638
	13,000,000	4,270,734	4,293,101	22,367	4,270,734	4,293,101	22,367
	14,000,000	4,746,509	4,770,107	23,598	4,746,509	4,770,107	23,598
	15,000,000	5,242,804	5,268,865	26,060	5,242,804	5,268,865	26,060
	16,000,000	5,718,579	5,745,871	27,292	5,718,579	5,745,871	27,292
	17,000,000	6,194,354	6,222,877	28,523	6,194,354	6,222,877	28,523
	18,000,000	6,649,609	6,678,132	28,523	6,649,609	6,678,132	28,523
	19,000,000	7,104,864	7,133,387	28,523	7,104,864	7,133,387	28,523
	20,000,000	7,560,119	7,588,642	28,523	7,560,119	7,588,642	28,523

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	336,402	3,168	333,234	336,402	3,168
	2,000,000	511,624	517,744	6,120	511,624	517,744	6,120
	3,000,000	736,835	745,259	8,424	709,472	718,832	9,360
	4,000,000	999,131	1,009,535	10,404	947,131	957,535	10,404
	5,000,000	1,255,822	1,268,368	12,546	1,203,822	1,216,368	12,546
	6,000,000	1,543,235	1,558,535	15,300	1,491,235	1,506,535	15,300
	7,000,000	1,865,974	1,882,966	16,992	1,794,974	1,811,966	16,992
	8,000,000	2,178,420	2,198,099	19,680	2,107,515	2,127,099	19,584
	9,000,000	2,526,320	2,545,220	18,900	2,417,320	2,436,220	18,900
	10,000,000	2,894,186	2,915,102	20,916	2,785,186	2,806,102	20,916
	11,000,000	3,307,080	3,330,516	23,436	3,198,080	3,221,516	23,436
	12,000,000	3,747,160	3,770,798	23,638	3,626,760	3,650,398	23,638
	13,000,000	4,155,833	4,182,124	26,291	4,035,433	4,061,724	26,291
	14,000,000	4,565,190	4,588,788	23,598	4,420,348	4,448,086	27,738
	15,000,000	5,068,954	5,095,015	26,060	4,910,554	4,936,615	26,060
	16,000,000	5,548,464	5,575,756	27,292	5,390,064	5,417,356	27,292
	17,000,000	6,027,974	6,056,496	28,523	5,869,574	5,898,096	28,523
	18,000,000	6,483,229	6,511,751	28,523	6,324,829	6,353,351	28,523
	19,000,000	6,938,484	6,967,006	28,523	6,780,084	6,808,606	28,523
	20,000,000	7,393,739	7,422,261	28,523	7,235,339	7,263,861	28,523

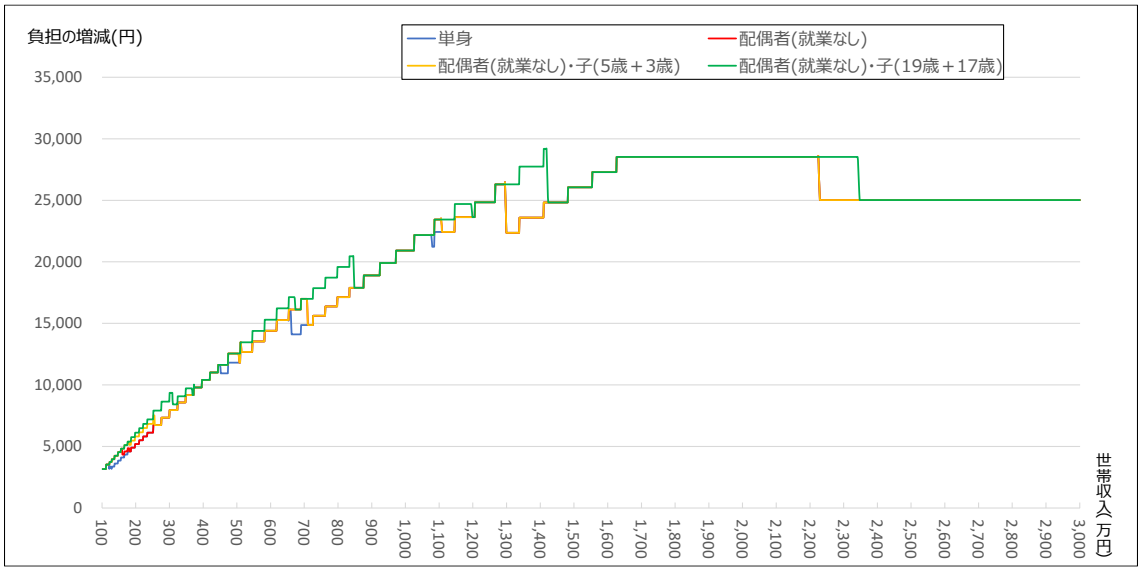
【シミュレーション】

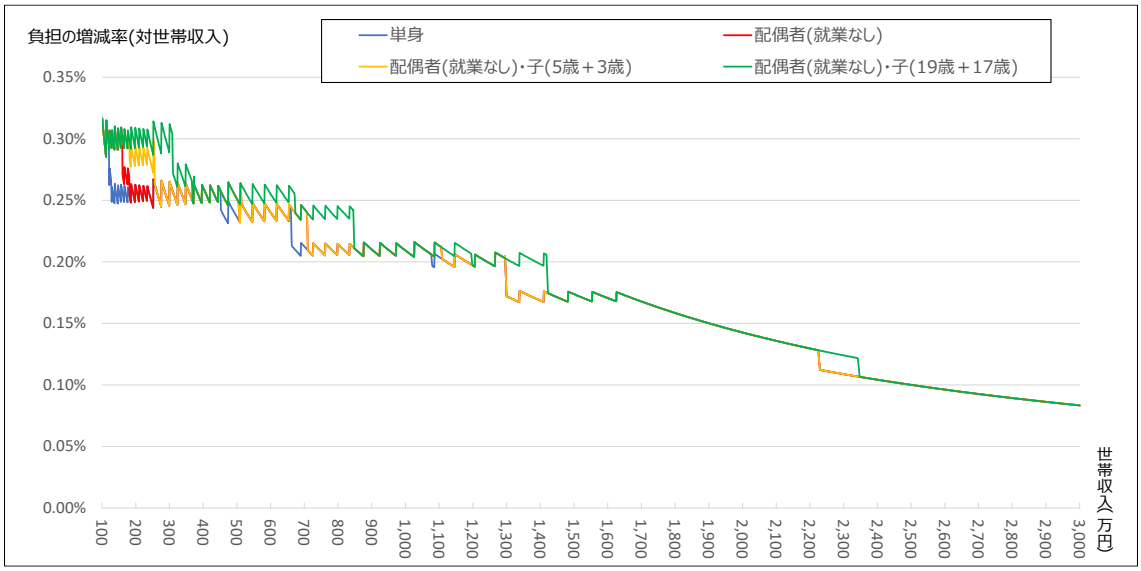
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	304,712	2,088	182,624	184,712	2,088	62,624	64,712	2,088
	2,000,000	347,824	350,992	3,168	227,824	230,992	3,168	107,824	110,992	3,168
	3,000,000	714,554	723,172	8,618	594,554	603,172	8,618	474,554	483,172	8,618
	4,000,000	1,011,572	1,022,282	10,710	891,572	902,282	10,710	771,572	782,282	10,710
	5,000,000	1,236,833	1,249,433	12,600	1,116,833	1,129,433	12,600	996,833	1,009,433	12,600
	6,000,000	1,544,191	1,560,571	16,380	1,424,191	1,440,571	16,380	1,304,191	1,320,571	16,380
	7,000,000	1,793,818	1,812,718	18,900	1,673,818	1,692,718	18,900	1,553,818	1,572,718	18,900
	8,000,000	2,055,444	2,076,864	21,420	1,935,444	1,956,864	21,420	1,815,444	1,836,864	21,420
	9,000,000	2,322,946	2,346,886	23,940	2,202,946	2,226,886	23,940	2,082,946	2,106,886	23,940
	10,000,000	2,592,788	2,617,880	25,092	2,472,788	2,497,880	25,092	2,352,788	2,377,880	25,092
	11,000,000	2,944,696	2,973,460	28,764	2,824,696	2,853,460	28,764	2,704,696	2,733,460	28,764
	12,000,000	3,215,100	3,245,700	30,600	3,095,100	3,125,700	30,600	2,975,100	3,005,700	30,600
	13,000,000	3,488,510	3,520,946	32,436	3,368,510	3,400,946	32,436	3,248,510	3,280,946	32,436
	14,000,000	3,918,449	3,952,433	33,984	3,798,449	3,832,433	33,984	3,678,449	3,712,433	33,984
	15,000,000	4,286,515	4,322,227	35,712	4,166,515	4,202,227	35,712	4,046,515	4,082,227	35,712
	16,000,000	4,679,781	4,718,949	39,168	4,559,781	4,598,949	39,168	4,439,781	4,478,949	39,168
	17,000,000	5,001,731	5,042,627	40,896	4,881,731	4,922,627	40,896	4,761,731	4,802,627	40,896
	18,000,000	5,362,081	5,405,281	43,200	5,302,081	5,345,281	43,200	5,242,081	5,285,281	43,200
	19,000,000	5,722,431	5,767,935	45,504	5,662,431	5,707,935	45,504	5,602,431	5,647,935	45,504
	20,000,000	6,082,781	6,130,589	47,808	6,022,781	6,070,589	47,808	5,962,781	6,010,589	47,808

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	311,046	2,088	308,958	311,046	2,088
	2,000,000	357,434	360,602	3,168	357,434	360,602	3,168
	3,000,000	740,008	748,627	8,618	740,008	748,627	8,618
	4,000,000	976,542	987,558	11,016	972,365	983,993	11,628
	5,000,000	1,197,461	1,210,061	12,600	1,158,320	1,171,280	12,960
	6,000,000	1,515,958	1,532,338	16,380	1,464,976	1,481,824	16,848
	7,000,000	1,773,010	1,791,910	18,900	1,721,010	1,739,910	18,900
	8,000,000	2,042,062	2,063,482	21,420	1,990,062	2,011,482	21,420
	9,000,000	2,314,915	2,338,855	23,940	2,262,915	2,286,855	23,940
	10,000,000	2,573,421	2,599,251	25,830	2,521,421	2,547,251	25,830
	11,000,000	2,921,409	2,951,019	29,610	2,869,409	2,899,019	29,610
	12,000,000	3,194,460	3,225,060	30,600	3,127,940	3,159,440	31,500
	13,000,000	3,469,106	3,501,542	32,436	3,398,106	3,430,542	32,436
	14,000,000	3,877,573	3,913,681	36,108	3,806,573	3,842,681	36,108
	15,000,000	4,211,497	4,249,441	37,944	4,140,497	4,178,441	37,944
	16,000,000	4,612,739	4,651,907	39,168	4,506,335	4,547,951	41,616
	17,000,000	4,939,275	4,980,171	40,896	4,830,275	4,871,171	40,896
	18,000,000	5,305,741	5,348,941	43,200	5,196,741	5,239,941	43,200
	19,000,000	5,672,206	5,717,710	45,504	5,563,206	5,608,710	45,504
	20,000,000	6,038,671	6,086,479	47,808	5,929,671	5,977,479	47,808

【シミュレーション】

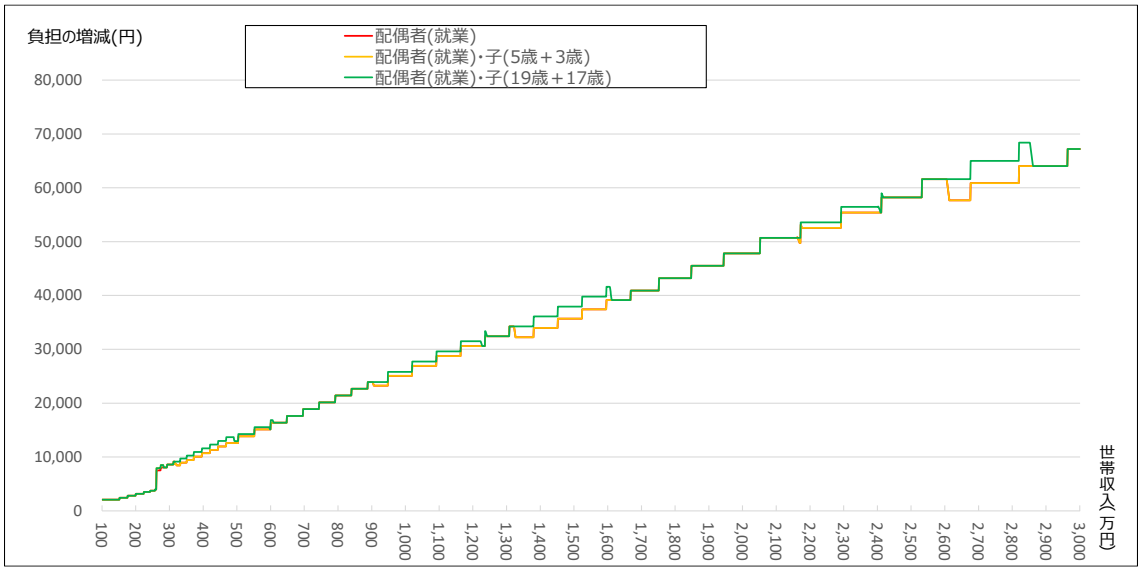
図表 II-71 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料の引き上げ(保険料率 0.3%)①）

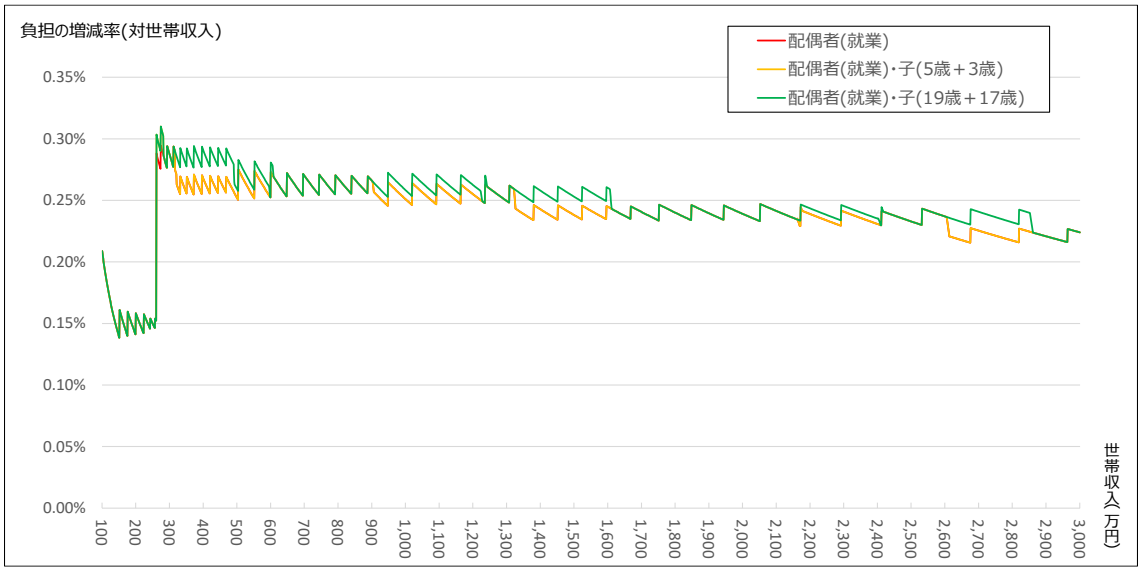




【シミュレーション】

図表 II-72 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料の引き上げ(保険料率 0.3%)②）





(10) 制度改正にあたっての課題

財源確保措置を設ける場合における法的課題(憲法上の課題、現行の各制度の目的規定等との整合性)を検討する。

所得控除(扶養控除、配偶者控除・配偶者特別控除、基礎控除)の縮小・廃止については、これらの所得控除が憲法上の要請であることを考慮する必要があるが、立法府に広範な裁量が認められている。

消費税の引き上げにあたっては、少子化・子育て支援の財源として用いることは消費税収入の使途と合致するものであり、法的な課題はない。ただし、政治的に消費税率引き上げは難しいものと想定される。

社会保険料の引き上げについては、社会保険料を少子化・子育て支援の財源として用いることは給付と負担の対応関係と整合しないことに留意することが必要である。社会保険料とは別の位置づけの「支援金」として整理する場合には、給付と負担の関係の問題は生じないが、法的課題とは別に保険者の事務負担に対する配慮が課題となる。

① 所得控除の廃止

現在所得税・住民税で導入されている所得控除を廃止し、少子化対策・子育て支援策の財源として用いることを検討する上では、現状の所得控除の根拠について整理する必要がある。現状の所得控除の根拠について、図表 II-73 に整理する。

財源確保措置として検討したものはいずれも人的控除に該当するものである。金子宏東京大学名誉教授によると、人的控除は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という考慮に基づくものであって、憲法 25 条の生存権の現れである」と解している。

図表 II-73 現在の所得控除の根拠

控除		根拠
人的控除	基礎控除	本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たない ＝憲法 25 条の生存権の保障の租税法における現れ
	配偶者控除	
	配偶者特別控除	
	扶養控除	
障害者控除		通常の者に比較して生活上追加的経費が必要である
寡婦控除		
勤労学生控除		
雑損控除		一定の金額を超える雑損失や医療費は納税者の担税力を弱める
医療費控除		
社会保険料控除		法令によって加入が義務づけられているか、あるいは

【シミュレーション】

小規模企業共済等掛金控除	そうでないとしても大多数の人々にとって加入するのが普通であるため、所得のうちこれら保険料の支払に充てた部分は担税力が弱い
生命保険料控除	
地震保険料控除	
寄附金控除	公益事業への個人の寄附を促進する＝一種の特別措置

(出所)金子宏「租税法」

所得控除の廃止にあたって、憲法上の要請と判例について検討する[133]。

憲法 13 条及び憲法 25 条の規定を税制に照らすと、公共の福祉を実現するためには、国民の最低生活費を侵害しない税制を構築する必要があることになる。つまり、最低生活費を侵害するような税制は憲法に違反することとなる。

最高裁昭和 60 年 12 月 17 日判決（裁判集民 146 号 291 頁）において、以下の地裁判決を支持しており、人的控除の在り方については、立法府に広範な裁量が委ねられている。

- 人的控除制度の趣旨は、最低生計費、基準生計費ないしは標準生計費に対応する部分を課税対象外におき、担税力のない者には、課税最低限を設定することによって納税義務を免除しようとすることにあることが認められる
- 立法府には、課税要件定立のために広範囲の裁量権がある
- 課税要件が、憲法 14 条 1 項の平等原則に違反するかどうかを判断する視点は、課税要件上の差別的取扱いが、明らかに合理性を欠くかどうかに限られる

なお、政府税制調査会(2023)「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」によると、所得控除は、「様々な事情により納税者の担税力が減殺されることを斟酌して、これを調整するため、所得から一定額を差し引くもの」とされているところである。同報告書において、個別の所得控除について検討が進められ「今後とも、家族や働き方等を巡る様々な議論を踏まえ、公平・中立な税制を構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除のあり方についても検討する必要があります」と整理しているように縮小・廃止の方向での検討がありうるものと示唆している。

また、政府の見解[134]としては「一定の所得金額までは税負担が生じないという所得税における課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していくべきと考えている。」としており、総合的な検討により人的控除の廃止・縮小もありうることを示唆している。

133 田中康男「所得控除の今日的意義 －人的控除のあり方を中心として－」を参照。なお、当該論文の結論としては、①人的控除は所得控除が妥当、②現行の所得控除を簡素・集約化する方向で改革を行うことが望ましいとしている。

134 第 200 回国会 95 個人所得課税の見直しに関する質問主意書に対する答弁書

② 消費税率の引き上げ

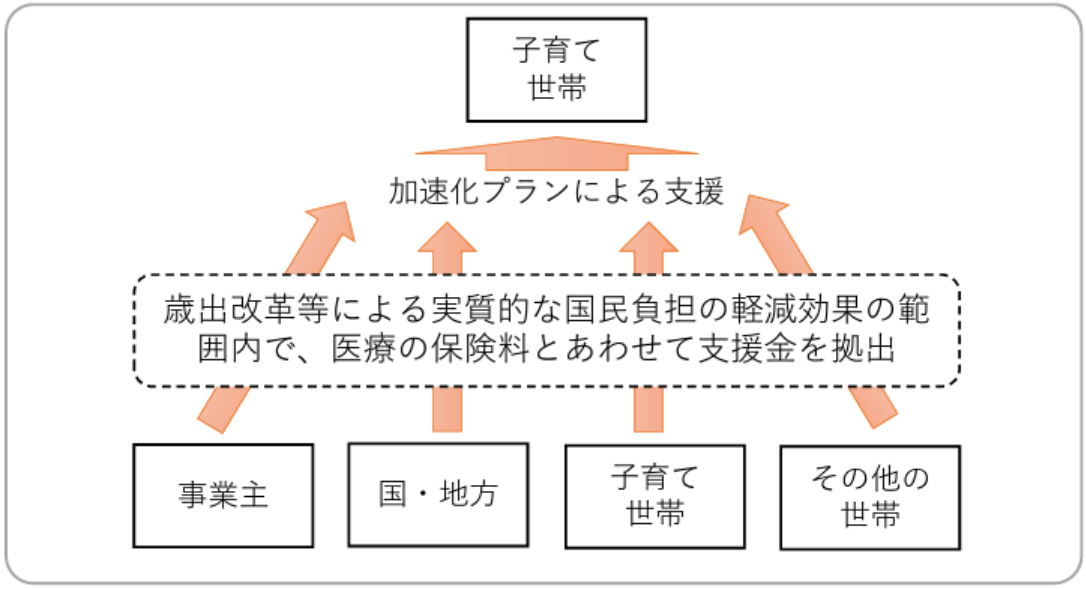
消費税率の引き上げについては、憲法上の課題は生じない。

また、現行の消費税法において、消費税の使途として「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とされているところであり、少子化対策の財源に消費税収入を充てることは使途に反するものではない[135]。

③ 社会保険料の引き上げ

少子化・子育て支援の財源として、政府において、「子ども・子育て支援金制度」の 2026 年度からの導入が打ち出されており、国民健康保険等の保険料に上乗せする形で支援金が徴収されることが見込まれている。

図表 II-74 こども・子育て支援金制度のイメージ



(出所)こども家庭庁(2024)「こども・子育て支援について」

支援金制度を創設し、社会保険料に上乗せして徴収することについては、①(社会保険料のとして徴収する場合)給付・負担の整合性に係る課題、②(社会保険料とは異なる位置づけの支援金を徴収する場合)保険者の事務負担の増加が課題として挙げられる。

135 こども大綱(令和 5 年 12 月 22 日)においても「例えば、消費税の引上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組を進め、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対ＧＤＰ比は、平成 25 年度の 1.13%から令和３年度には 2.46%まで上昇した。」と記載されており、消費税収入を子育て支援に充て、一定の成果が生まれたことを記している。

【シミュレーション】

なお、支援金について、憲法第 84 条における租税に当たるというのではないかとの指摘もあるが、当該指摘について、政府は当該支援金は国民健康保険料であり、「憲法第 84 条の規定が直接に適用されることはないというべきである」と回答している[136]。

[136] 第 213 回国会「子ども・子育て支援金と租税の関係に関する質問主意書」

5. シミュレーション結果（給付なし税額控除＋税収中立）

給付なしの税額控除を導入し、当該税額控除において必要となる財源を確保するための措置を併せて導入した場合のシミュレーションを実施する。

なお、シミュレーション条件として、以下の 3 条件を設定している。

- 16-22 歳の扶養控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、16-22 歳を対象とする税額控除を設定する。なお、扶養控除において、19-22 歳の者は「特定扶養親族」として、16-18 歳と比較して高額な所得控除が設定されていることから、本シミュレーションにおいても、同様の考え方に基づき、19-22 歳の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額のおよそ 1.5 倍とする。なお、住民税は所得に拠らず一定税率であり、所得控除を税額控除に移行しても、給付(還付)がない状態では経済的に同等であることから、所得税のみを制度改正の対象とする。
- 16-22 歳の扶養控除及び配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、16-22 歳及び配偶者を対象とする税額控除を設定する。なお、扶養控除において、19-22 歳の者は「特定扶養親族」として、16-18 歳及びと比較して高額な所得控除が設定されていることから、本シミュレーションにおいても、同様の考え方に基づき、19-22 歳の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額のおよそ 1.5 倍とする。また、配偶者控除の控除額は 16-18 歳の扶養控除の金額と同額であることから、配偶者の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額と同額とする。なお、住民税は所得に拠らず一定税率であり、所得控除を税額控除に移行しても、給付(還付)がない状態では経済的に同等であることから、所得税のみを制度改正の対象とする。
- 16-22 歳の扶養控除及び配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、22 歳以下の子ども及び配偶者を対象とする税額控除を設定する。子どもに対する税額控除を手厚くする観点から、税額控除額について、子どもは年齢を問わず同額とし、配偶者と同額とする。所得控除と税額控除の対象範囲が異なることから、住民税についても制度改正の対象とする。

【シミュレーション】

(1) 扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者変更なし）

① 制度改革の内容

個人所得税の扶養控除を廃止し、子ども・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	扶養控除の廃止	扶養控除を廃止する
	扶養控除の対象者に対して、税額控除を導入	扶養控除廃止を財源として、**16-18 歳**の子ども・その他扶養家族に対して一人**年間 76,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 114,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除が税額を上回っても還付なし ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,738,076,058,964	-1,721,558,809
個人住民税	11,463,842,961,409	11,463,842,961,409	0
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,189,361,876,291	-1,721,558,809

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、単身世帯・夫婦のみ世帯には全く影響はなく、子育て世帯の間での所得の再分配がなされる。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,409,811,361,827	61,189,361,876,291
差額	0	0	-1,721,558,809	-1,721,558,808

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-75 に示す。

再分配所得のジニ係数は、所得控除を税額控除に変更することで、所得控除・税額控除のいずれも対象となる世帯間での比較では、所得が低い世帯が有利であるため、若干下落して

いる。

ただし、低所得者については所得控除・税額控除ともに税額に影響しないため制度改正の影響を受けない。

図表 II-75　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3860**(改革により 0.0003 下落)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3425**(改革により 0.0003 下落)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

d) 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-76 に示すとおりである。

図表 II-76　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,363,400	0
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,579,990	0	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,941,740	0	2,881,740	2,881,740	0
	11,000,000	3,346,990	3,346,990	0	3,286,990	3,286,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	970,503	-28,628	947,131	937,503	-9,628
	5,000,000	1,255,822	1,193,907	-61,915	1,203,822	1,160,907	-42,915
	6,000,000	1,543,235	1,488,080	-55,155	1,491,235	1,416,840	-74,395
	7,000,000	1,865,974	1,814,974	-51,000	1,794,974	1,705,974	-89,000
	8,000,000	2,178,420	2,190,420	12,000	2,107,515	2,081,420	-26,096
	9,000,000	2,526,320	2,538,320	12,000	2,417,320	2,429,320	12,000
	10,000,000	2,894,186	2,906,186	12,000	2,785,186	2,797,186	12,000
	11,000,000	3,307,080	3,319,080	12,000	3,198,080	3,210,080	12,000
	12,000,000	3,747,160	3,778,060	30,900	3,626,760	3,669,060	42,300
	13,000,000	4,155,833	4,186,733	30,900	4,035,433	4,077,733	42,300
	14,000,000	4,565,190	4,659,090	93,900	4,420,348	4,550,090	129,742
	15,000,000	5,068,954	5,162,854	93,900	4,910,554	5,053,854	143,300
	16,000,000	5,548,464	5,642,364	93,900	5,390,064	5,533,364	143,300
	17,000,000	6,027,974	6,121,874	93,900	5,869,574	6,012,874	143,300
	18,000,000	6,483,229	6,577,129	93,900	6,324,829	6,468,129	143,300
	19,000,000	6,938,484	7,032,384	93,900	6,780,084	6,923,384	143,300
	20,000,000	7,393,739	7,487,639	93,900	7,235,339	7,378,639	143,300

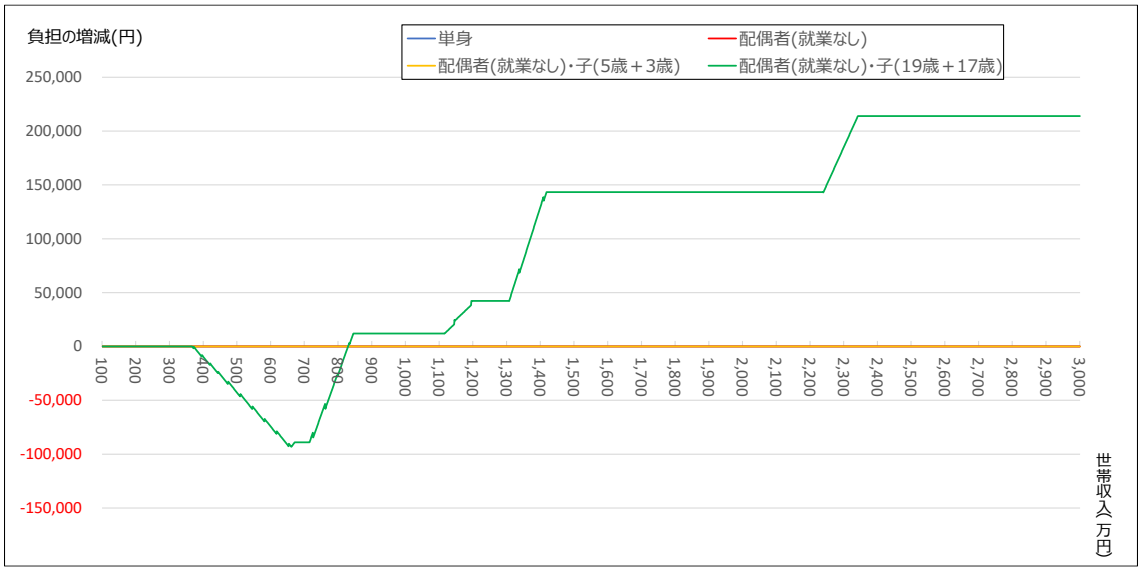
【シミュレーション】

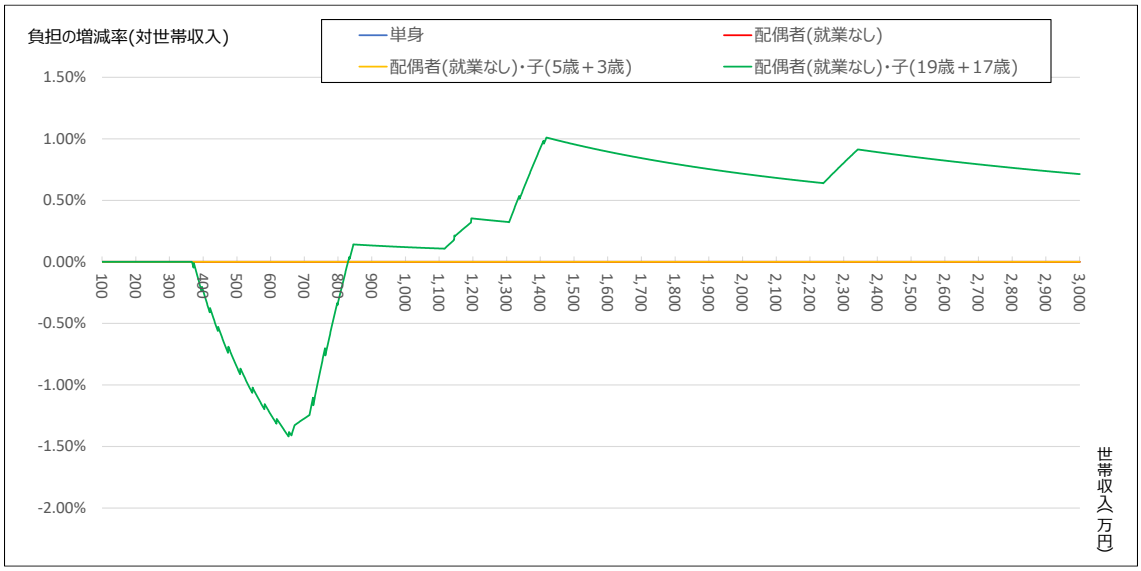
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,191,320	-6,141	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,497,976	-17,981	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,741,380	-31,630	1,721,010	1,708,380	-12,630
	8,000,000	2,042,062	1,994,784	-47,278	1,990,062	1,961,784	-28,278
	9,000,000	2,314,915	2,251,451	-63,463	2,262,915	2,218,451	-44,463
	10,000,000	2,573,421	2,505,424	-67,998	2,521,421	2,459,869	-61,552
	11,000,000	2,921,409	2,867,815	-53,594	2,869,409	2,793,453	-75,956
	12,000,000	3,194,460	3,143,460	-51,000	3,127,940	3,034,870	-93,070
	13,000,000	3,469,106	3,418,106	-51,000	3,398,106	3,309,106	-89,000
	14,000,000	3,877,573	3,849,648	-27,925	3,806,573	3,740,648	-65,925
	15,000,000	4,211,497	4,222,300	10,804	4,140,497	4,113,300	-27,196
	16,000,000	4,612,739	4,624,739	12,000	4,506,335	4,515,739	9,404
	17,000,000	4,939,275	4,951,275	12,000	4,830,275	4,842,275	12,000
	18,000,000	5,305,741	5,317,741	12,000	5,196,741	5,208,741	12,000
	19,000,000	5,672,206	5,684,206	12,000	5,563,206	5,575,206	12,000
	20,000,000	6,038,671	6,050,671	12,000	5,929,671	5,941,671	12,000

【シミュレーション】

図表 II-77 世帯類型と負担の増減

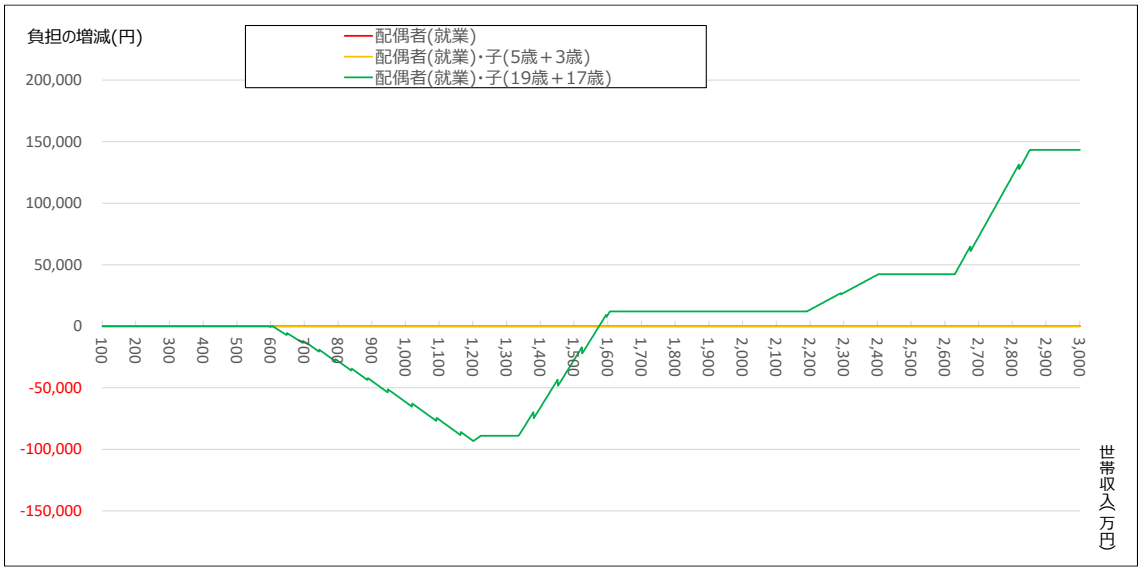


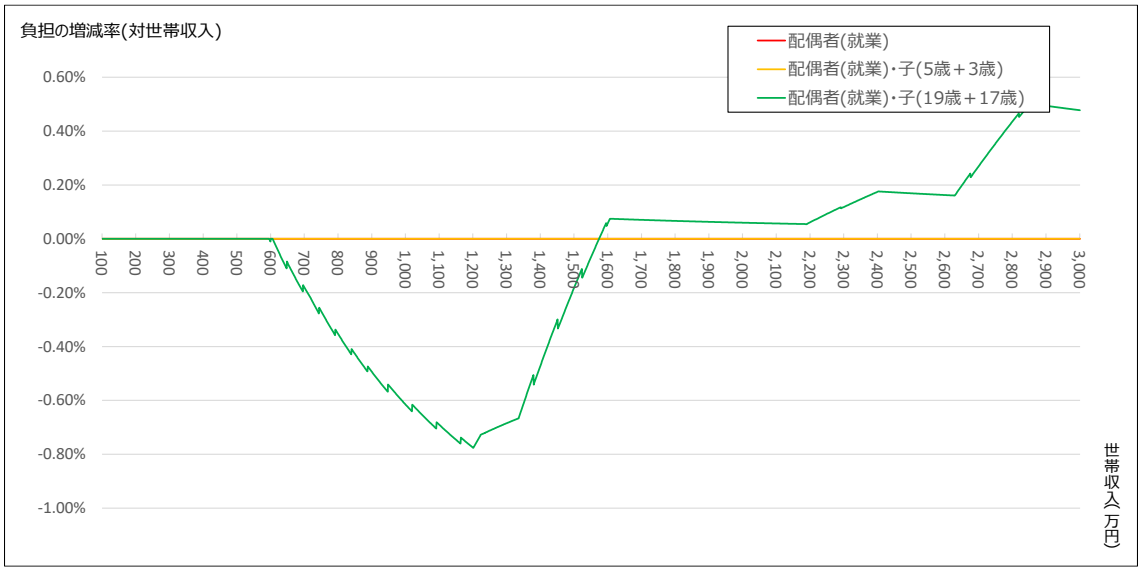


(注) 「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも影響なし

【シミュレーション】

図表 II-78 世帯類型と負担の増減





(注) 「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも影響なし

【シミュレーション】

(2) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者変更なし）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の人的控除(基礎控除除く)を廃止し、配偶者・子ども・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	人的控除の対象者に対して、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・16-18 歳の子ども**・その他扶養家族に対して一人**年間 51,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 78,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除が税額を上回っても還付なし ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,740,121,481,543	323,863,771
個人住民税	11,463,842,961,409	11,463,842,961,409	0
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,191,407,298,871	323,863,771

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。

(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。

(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、当シミュレーションでは子ども向けの扶養控除が、配偶者向けの税額控除の原資となっており、子育て世帯から夫婦のみ世帯への所得の移転がなされている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,171,168,985,858	30,494,427,883,159	61,191,407,298,871
差額	0	-82,571,098,753	82,894,962,524	323,863,771

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-79 に示す。

再分配所得のジニ係数は改革により若干下落している。

- 所得控除を税額控除に変更することで、所得控除・税額控除のいずれも対象となる世帯間での比較では、所得が低い世帯が有利である。

という理由から下落しているものと考えられる。

ただし、以下の理由により下落幅は限定的なものとなっている。

- 低所得者については所得控除・税額控除ともに税額に影響しないため制度改正の影響を受けない
- 所得控除を税額控除に変更することによる影響(ジニ係数を下げる方向)と、配偶者控除に所得制限が設けられる一方で、新たに導入する税額控除に所得制限を設けないことによる影響(ジニ係数を上げる方向)が共に存在する。

図表 II-79　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3854(改革により 0.0009 下落)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3419(改革により 0.0009 下落)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-80 に示すとおりである。

図表 II-80　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	519,194	-5,192
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	756,446	-32,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,012,072	-32,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,279,369	-14,896
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,590,400	-13,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,940,524	18,093
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,322,440	25,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,664,990	25,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,026,740	25,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,414,204	7,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,814,359	-51,000
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,219,734	-51,000
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,695,509	-51,000
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,191,804	-51,000
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,667,579	-51,000
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,143,354	-51,000
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,598,609	-51,000
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,053,864	-51,000
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,509,119	-51,000

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	373,060	-5,192	258,252	253,060	-5,192
	3,000,000	668,446	636,446	-32,000	548,446	516,446	-32,000
	4,000,000	924,072	892,072	-32,000	804,072	772,072	-32,000
	5,000,000	1,174,266	1,159,369	-14,896	1,054,266	1,039,369	-14,896
	6,000,000	1,483,400	1,470,400	-13,000	1,363,400	1,350,400	-13,000
	7,000,000	1,802,431	1,820,524	18,093	1,682,431	1,700,524	18,093
	8,000,000	2,177,440	2,202,440	25,000	2,057,440	2,082,440	25,000
	9,000,000	2,579,990	2,604,990	25,000	2,399,990	2,424,990	25,000
	10,000,000	2,941,740	2,966,740	25,000	2,881,740	2,906,740	25,000
	11,000,000	3,346,990	3,354,204	7,214	3,286,990	3,294,204	7,214
	12,000,000	3,865,359	3,814,359	-51,000	3,865,359	3,814,359	-51,000
	13,000,000	4,270,734	4,219,734	-51,000	4,270,734	4,219,734	-51,000
	14,000,000	4,746,509	4,695,509	-51,000	4,746,509	4,695,509	-51,000
	15,000,000	5,242,804	5,191,804	-51,000	5,242,804	5,191,804	-51,000
	16,000,000	5,718,579	5,667,579	-51,000	5,718,579	5,667,579	-51,000
	17,000,000	6,194,354	6,143,354	-51,000	6,194,354	6,143,354	-51,000
	18,000,000	6,649,609	6,598,609	-51,000	6,649,609	6,598,609	-51,000
	19,000,000	7,104,864	7,053,864	-51,000	7,104,864	7,053,864	-51,000
	20,000,000	7,560,119	7,509,119	-51,000	7,560,119	7,509,119	-51,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	736,835	0	709,472	709,472	0
	4,000,000	999,131	970,503	-28,628	947,131	937,503	-9,628
	5,000,000	1,255,822	1,193,907	-61,915	1,203,822	1,160,907	-42,915
	6,000,000	1,543,235	1,511,080	-32,155	1,491,235	1,427,080	-64,155
	7,000,000	1,865,974	1,862,624	-3,350	1,794,974	1,778,624	-16,350
	8,000,000	2,178,420	2,251,420	73,000	2,107,515	2,167,420	59,904
	9,000,000	2,526,320	2,599,320	73,000	2,417,320	2,515,320	98,000
	10,000,000	2,894,186	2,967,186	73,000	2,785,186	2,883,186	98,000
	11,000,000	3,307,080	3,359,247	52,167	3,198,080	3,275,247	77,167
	12,000,000	3,747,160	3,763,060	15,900	3,626,760	3,679,060	52,300
	13,000,000	4,155,833	4,171,733	15,900	4,035,433	4,087,733	52,300
	14,000,000	4,565,190	4,644,090	78,900	4,420,348	4,560,090	139,742
	15,000,000	5,068,954	5,147,854	78,900	4,910,554	5,063,854	153,300
	16,000,000	5,548,464	5,627,364	78,900	5,390,064	5,543,364	153,300
	17,000,000	6,027,974	6,106,874	78,900	5,869,574	6,022,874	153,300
	18,000,000	6,483,229	6,562,129	78,900	6,324,829	6,478,129	153,300
	19,000,000	6,938,484	7,017,384	78,900	6,780,084	6,933,384	153,300
	20,000,000	7,393,739	7,472,639	78,900	7,235,339	7,388,639	153,300

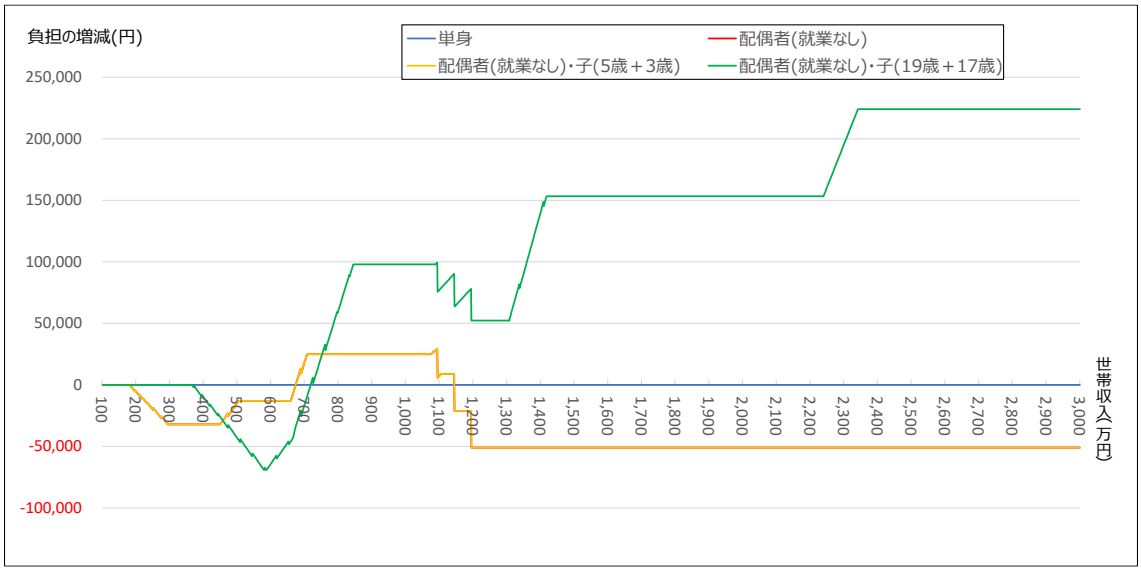
【シミュレーション】

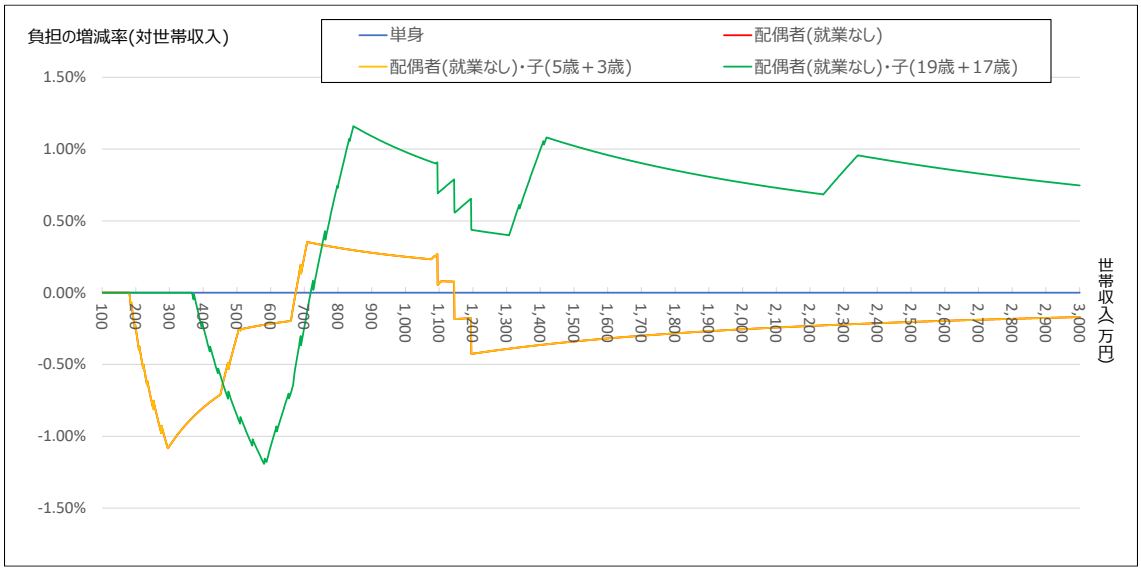
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	989,055	-22,517	891,572	869,055	-22,517	771,572	749,055	-22,517
	5,000,000	1,236,833	1,198,100	-38,733	1,116,833	1,078,100	-38,733	996,833	958,100	-38,733
	6,000,000	1,544,191	1,493,290	-50,901	1,424,191	1,373,290	-50,901	1,304,191	1,253,290	-50,901
	7,000,000	1,793,818	1,742,818	-51,000	1,673,818	1,622,818	-51,000	1,553,818	1,502,818	-51,000
	8,000,000	2,055,444	2,004,444	-51,000	1,935,444	1,884,444	-51,000	1,815,444	1,764,444	-51,000
	9,000,000	2,322,946	2,271,946	-51,000	2,202,946	2,151,946	-51,000	2,082,946	2,031,946	-51,000
	10,000,000	2,592,788	2,541,788	-51,000	2,472,788	2,421,788	-51,000	2,352,788	2,301,788	-51,000
	11,000,000	2,944,696	2,893,696	-51,000	2,824,696	2,773,696	-51,000	2,704,696	2,653,696	-51,000
	12,000,000	3,215,100	3,164,100	-51,000	3,095,100	3,044,100	-51,000	2,975,100	2,924,100	-51,000
	13,000,000	3,488,510	3,437,510	-51,000	3,368,510	3,317,510	-51,000	3,248,510	3,197,510	-51,000
	14,000,000	3,918,449	3,867,449	-51,000	3,798,449	3,747,449	-51,000	3,678,449	3,627,449	-51,000
	15,000,000	4,286,515	4,235,515	-51,000	4,166,515	4,115,515	-51,000	4,046,515	3,995,515	-51,000
	16,000,000	4,679,781	4,628,781	-51,000	4,559,781	4,508,781	-51,000	4,439,781	4,388,781	-51,000
	17,000,000	5,001,731	4,950,731	-51,000	4,881,731	4,830,731	-51,000	4,761,731	4,710,731	-51,000
	18,000,000	5,362,081	5,311,081	-51,000	5,302,081	5,251,081	-51,000	5,242,081	5,191,081	-51,000
	19,000,000	5,722,431	5,671,431	-51,000	5,662,431	5,611,431	-51,000	5,602,431	5,551,431	-51,000
	20,000,000	6,082,781	6,031,781	-51,000	6,022,781	5,971,781	-51,000	5,962,781	5,911,781	-51,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	740,008	0	740,008	740,008	0
	4,000,000	976,542	976,542	0	972,365	972,365	0
	5,000,000	1,197,461	1,191,320	-6,141	1,158,320	1,158,320	0
	6,000,000	1,515,958	1,497,976	-17,981	1,464,976	1,464,976	0
	7,000,000	1,773,010	1,741,380	-31,630	1,721,010	1,708,380	-12,630
	8,000,000	2,042,062	1,994,784	-47,278	1,990,062	1,961,784	-28,278
	9,000,000	2,314,915	2,251,451	-63,463	2,262,915	2,218,451	-44,463
	10,000,000	2,573,421	2,492,869	-80,552	2,521,421	2,459,869	-61,552
	11,000,000	2,921,409	2,852,815	-68,594	2,869,409	2,793,453	-75,956
	12,000,000	3,194,460	3,128,460	-66,000	3,127,940	3,044,460	-83,480
	13,000,000	3,469,106	3,403,106	-66,000	3,398,106	3,319,106	-79,000
	14,000,000	3,877,573	3,834,648	-42,925	3,806,573	3,750,648	-55,925
	15,000,000	4,211,497	4,207,300	-4,196	4,140,497	4,123,300	-17,196
	16,000,000	4,612,739	4,609,739	-3,000	4,506,335	4,525,739	19,404
	17,000,000	4,939,275	4,936,275	-3,000	4,830,275	4,852,275	22,000
	18,000,000	5,305,741	5,302,741	-3,000	5,196,741	5,218,741	22,000
	19,000,000	5,672,206	5,669,206	-3,000	5,563,206	5,585,206	22,000
	20,000,000	6,038,671	6,035,671	-3,000	5,929,671	5,951,671	22,000

【シミュレーション】

図表 II-81 世帯類型と負担の増減

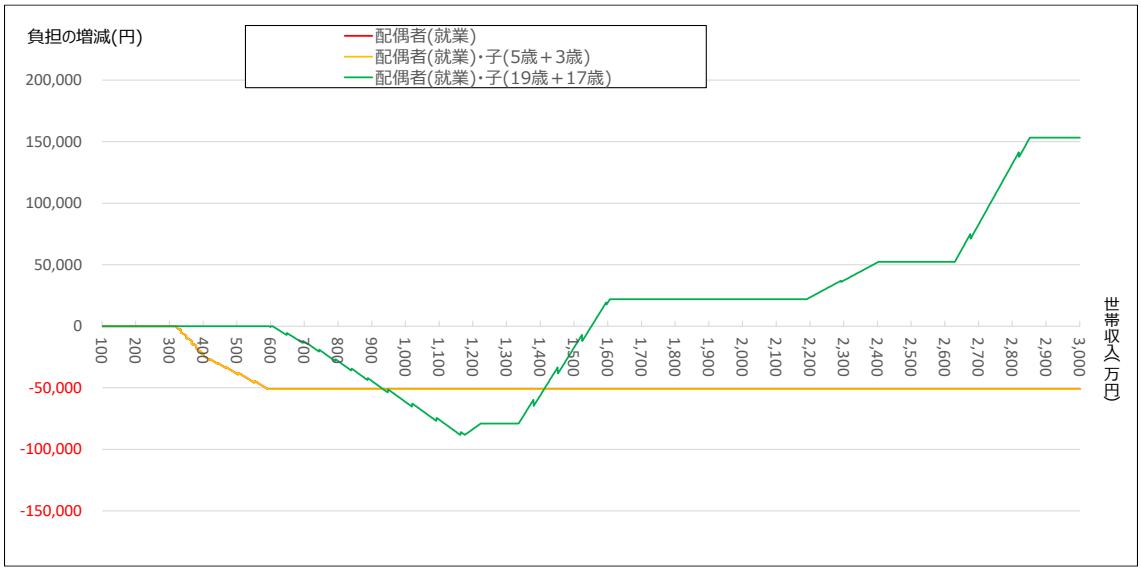


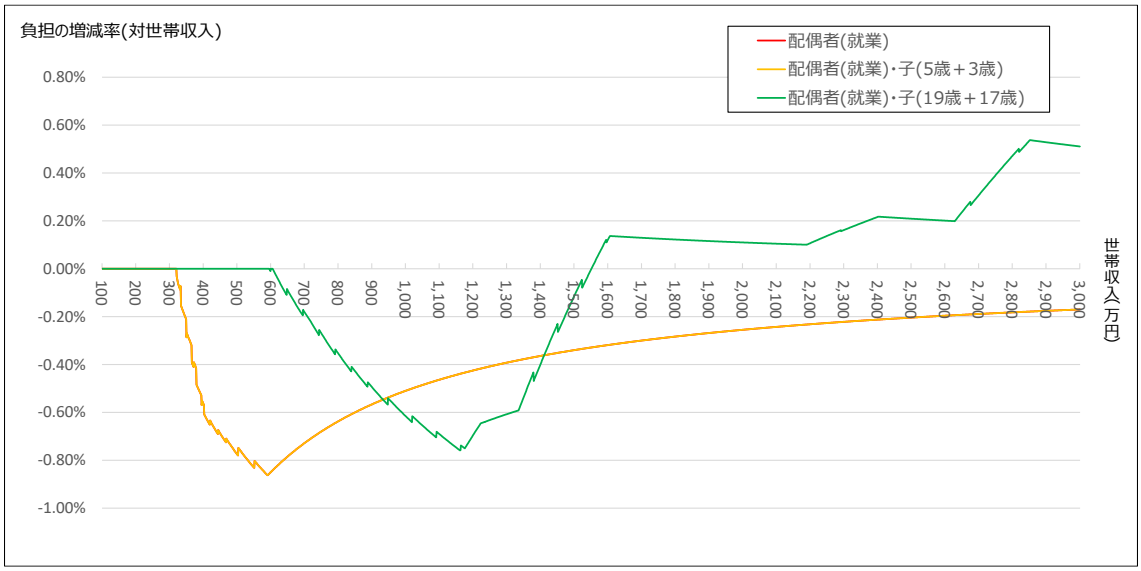


(注) 単身は影響なし。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」は完全に同一

【シミュレーション】

図表 II-82 世帯類型と負担の増減





(注) 「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5 歳＋3 歳)」は完全に同一。

【シミュレーション】

(3) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者拡大）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の人的控除(基礎控除除く)を廃止し、配偶者・子ども(扶養控除対象外の 15 歳以下含む)・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	15 歳以下の子供を含め、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・22 歳以下の子ども**・その他扶養家族に対して一人**年間 34,500 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除が税額を上回っても還付なし ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし
住民税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	15 歳以下の子供を含め、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・22 歳以下の子ども**・その他扶養家族に対して一人**年間 21,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除が税額を上回っても還付なし ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,742,927,535,376	3,129,917,604
個人住民税	11,463,842,961,409	11,472,035,634,057	8,192,672,648
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,202,406,025,351	11,322,590,252

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。

(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。

(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、当シミュレーションでは配偶者控除の廃止によって得られる財源の一部が、22 歳以下の子ども向けの税額控除の原資となっており、子育て世帯への所得の移転がなされている。

【シミュレーション】

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,480,518,514,813	30,196,077,080,685	61,202,406,025,351
差額	0	226,778,430,202	-215,455,839,950	11,322,590,252

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-83 に示す。

再分配所得のジニ係数は改革により若干下落している。

- 所得控除を税額控除に変更することで、所得控除・税額控除のいずれも対象となる世帯間での比較では、所得が低い世帯が有利である。
- 15 歳以下の子どもについては、従前は所得控除はなかったが、新たな制度では税額控除の対象としている。子どもがいる世帯の中では、低年齢の子どもがいる世帯の方が所得が低いことが多い。

という理由から下落しているものと考えられる。ただし、以下の理由により下落幅は限定的なものとなっている。

- 低所得者については所得控除・税額控除ともに税額に影響しないため制度改正の影響を受けない
- 所得控除を税額控除に変更することによる影響(ジニ係数を下げる方向)と、配偶者控除に所得制限が設けられる一方で、新たに導入する税額控除に所得制限を設けないことによる影響(ジニ係数を上げる方向)が共に存在する。

図表 II-83　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3861**(改革により 0.0002 下落)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3420**(改革により 0.0008 下落)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-84 に示すとおりである。

図表 II-84　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	531,194	6,808
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	784,946	-3,500
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,040,572	-3,500
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,307,869	13,604
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,618,900	15,500
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,969,024	46,593
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,350,940	53,500
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,693,490	53,500
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,055,240	53,500
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,431,704	24,714
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,809,859	-55,500
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,215,234	-55,500
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,691,009	-55,500
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,187,304	-55,500
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,663,079	-55,500
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,138,854	-55,500
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,594,109	-55,500
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,049,364	-55,500
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,504,619	-55,500

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	373,060	-5,192	258,252	253,060	-5,192
	3,000,000	668,446	627,282	-41,164	548,446	486,282	-62,164
	4,000,000	924,072	865,072	-59,000	804,072	712,088	-91,984
	5,000,000	1,174,266	1,132,369	-41,896	1,054,266	956,869	-97,396
	6,000,000	1,483,400	1,443,400	-40,000	1,363,400	1,267,900	-95,500
	7,000,000	1,802,431	1,793,524	-8,907	1,682,431	1,618,024	-64,407
	8,000,000	2,177,440	2,175,440	-2,000	2,057,440	1,999,940	-57,500
	9,000,000	2,579,990	2,577,990	-2,000	2,399,990	2,342,490	-57,500
	10,000,000	2,941,740	2,939,740	-2,000	2,881,740	2,824,240	-57,500
	11,000,000	3,346,990	3,316,204	-30,786	3,286,990	3,200,704	-86,286
	12,000,000	3,865,359	3,754,359	-111,000	3,865,359	3,698,859	-166,500
	13,000,000	4,270,734	4,159,734	-111,000	4,270,734	4,104,234	-166,500
	14,000,000	4,746,509	4,635,509	-111,000	4,746,509	4,580,009	-166,500
	15,000,000	5,242,804	5,131,804	-111,000	5,242,804	5,076,304	-166,500
	16,000,000	5,718,579	5,607,579	-111,000	5,718,579	5,552,079	-166,500
	17,000,000	6,194,354	6,083,354	-111,000	6,194,354	6,027,854	-166,500
	18,000,000	6,649,609	6,538,609	-111,000	6,649,609	6,483,109	-166,500
	19,000,000	7,104,864	6,993,864	-111,000	7,104,864	6,938,364	-166,500
	20,000,000	7,560,119	7,449,119	-111,000	7,560,119	7,393,619	-166,500

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	333,234	0	333,234	333,234	0
	2,000,000	511,624	511,624	0	511,624	511,624	0
	3,000,000	736,835	772,835	36,000	709,472	751,835	42,363
	4,000,000	999,131	1,016,631	17,500	947,131	985,503	38,372
	5,000,000	1,255,822	1,288,187	32,365	1,203,822	1,232,687	28,865
	6,000,000	1,543,235	1,607,080	63,845	1,491,235	1,551,580	60,345
	7,000,000	1,865,974	1,958,624	92,650	1,794,974	1,903,124	108,150
	8,000,000	2,178,420	2,347,420	169,000	2,107,515	2,291,920	184,404
	9,000,000	2,526,320	2,695,320	169,000	2,417,320	2,639,820	222,500
	10,000,000	2,894,186	3,063,186	169,000	2,785,186	3,007,686	222,500
	11,000,000	3,307,080	3,444,247	137,167	3,198,080	3,388,747	190,667
	12,000,000	3,747,160	3,826,060	78,900	3,626,760	3,770,560	143,800
	13,000,000	4,155,833	4,234,733	78,900	4,035,433	4,179,233	143,800
	14,000,000	4,565,190	4,707,090	141,900	4,420,348	4,651,590	231,242
	15,000,000	5,068,954	5,210,854	141,900	4,910,554	5,155,354	244,800
	16,000,000	5,548,464	5,690,364	141,900	5,390,064	5,634,864	244,800
	17,000,000	6,027,974	6,169,874	141,900	5,869,574	6,114,374	244,800
	18,000,000	6,483,229	6,625,129	141,900	6,324,829	6,569,629	244,800
	19,000,000	6,938,484	7,080,384	141,900	6,780,084	7,024,884	244,800
	20,000,000	7,393,739	7,535,639	141,900	7,235,339	7,480,139	244,800

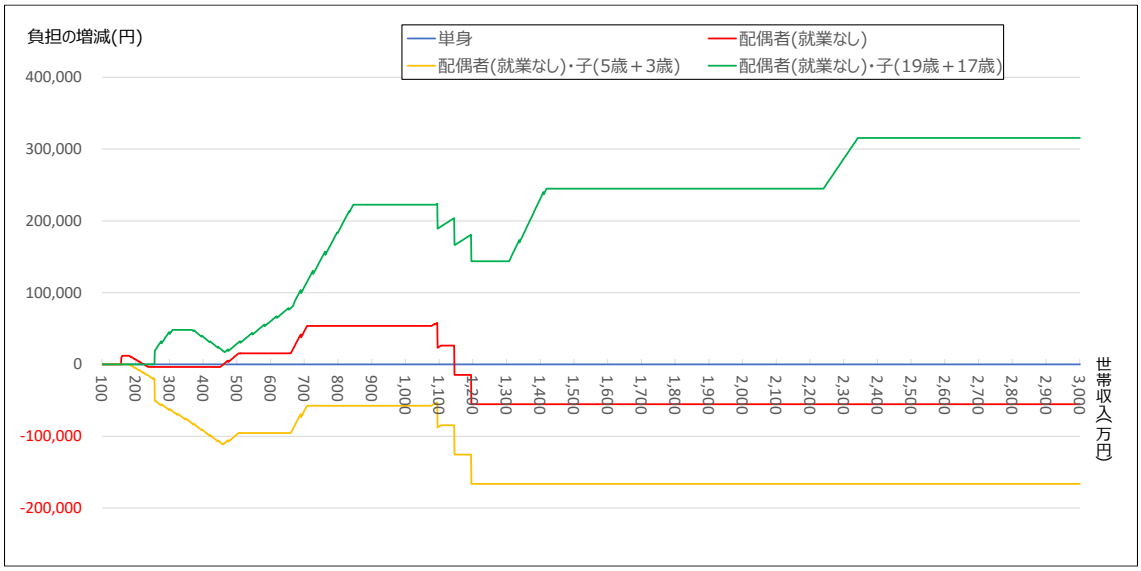
【シミュレーション】

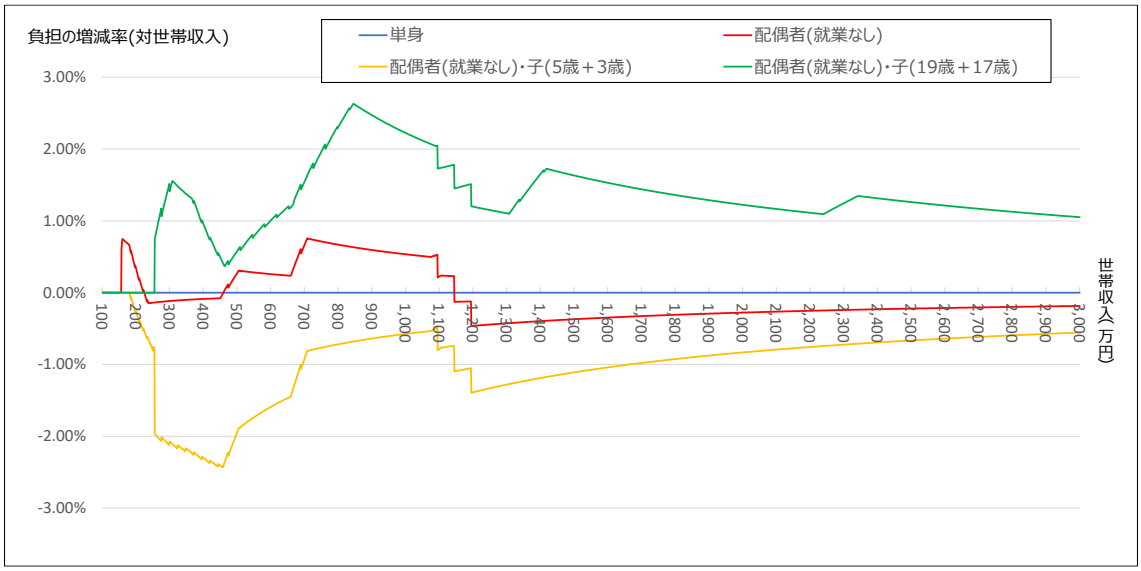
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	718,409	3,855	594,554	589,554	-5,000	474,554	469,554	-5,000
	4,000,000	1,011,572	971,055	-40,517	891,572	830,055	-61,517	771,572	693,021	-78,551
	5,000,000	1,236,833	1,181,333	-55,500	1,116,833	1,036,100	-80,733	996,833	895,100	-101,733
	6,000,000	1,544,191	1,488,691	-55,500	1,424,191	1,331,290	-92,901	1,304,191	1,190,290	-113,901
	7,000,000	1,793,818	1,738,318	-55,500	1,673,818	1,567,050	-106,768	1,553,818	1,426,050	-127,768
	8,000,000	2,055,444	1,999,944	-55,500	1,935,444	1,824,444	-111,000	1,815,444	1,671,810	-143,634
	9,000,000	2,322,946	2,267,446	-55,500	2,202,946	2,091,946	-111,000	2,082,946	1,922,908	-160,038
	10,000,000	2,592,788	2,537,288	-55,500	2,472,788	2,361,788	-111,000	2,352,788	2,186,288	-166,500
	11,000,000	2,944,696	2,889,196	-55,500	2,824,696	2,713,696	-111,000	2,704,696	2,538,196	-166,500
	12,000,000	3,215,100	3,159,600	-55,500	3,095,100	2,984,100	-111,000	2,975,100	2,808,600	-166,500
	13,000,000	3,488,510	3,433,010	-55,500	3,368,510	3,257,510	-111,000	3,248,510	3,082,010	-166,500
	14,000,000	3,918,449	3,862,949	-55,500	3,798,449	3,687,449	-111,000	3,678,449	3,511,949	-166,500
	15,000,000	4,286,515	4,231,015	-55,500	4,166,515	4,055,515	-111,000	4,046,515	3,880,015	-166,500
	16,000,000	4,679,781	4,624,281	-55,500	4,559,781	4,448,781	-111,000	4,439,781	4,273,281	-166,500
	17,000,000	5,001,731	4,946,231	-55,500	4,881,731	4,770,731	-111,000	4,761,731	4,595,231	-166,500
	18,000,000	5,362,081	5,306,581	-55,500	5,302,081	5,191,081	-111,000	5,242,081	5,075,581	-166,500
	19,000,000	5,722,431	5,666,931	-55,500	5,662,431	5,551,431	-111,000	5,602,431	5,435,931	-166,500
	20,000,000	6,082,781	6,027,281	-55,500	6,022,781	5,911,781	-111,000	5,962,781	5,796,281	-166,500

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	308,958	0	308,958	308,958	0
	2,000,000	357,434	357,434	0	357,434	357,434	0
	3,000,000	740,008	735,008	-5,000	740,008	735,008	-5,000
	4,000,000	976,542	982,542	6,000	972,365	967,365	-5,000
	5,000,000	1,197,461	1,194,320	-3,141	1,158,320	1,173,320	15,000
	6,000,000	1,515,958	1,500,976	-14,981	1,464,976	1,479,976	15,000
	7,000,000	1,773,010	1,744,380	-28,630	1,721,010	1,723,380	2,370
	8,000,000	2,042,062	2,007,562	-34,500	1,990,062	1,976,784	-13,278
	9,000,000	2,314,915	2,280,415	-34,500	2,262,915	2,233,451	-29,463
	10,000,000	2,573,421	2,553,424	-19,998	2,521,421	2,497,924	-23,498
	11,000,000	2,921,409	2,915,815	-5,594	2,869,409	2,860,315	-9,094
	12,000,000	3,194,460	3,191,460	-3,000	3,127,940	3,135,960	8,020
	13,000,000	3,469,106	3,466,106	-3,000	3,398,106	3,410,606	12,500
	14,000,000	3,877,573	3,897,648	20,075	3,806,573	3,842,148	35,575
	15,000,000	4,211,497	4,270,300	58,804	4,140,497	4,214,800	74,304
	16,000,000	4,612,739	4,672,739	60,000	4,506,335	4,617,239	110,904
	17,000,000	4,939,275	4,999,275	60,000	4,830,275	4,943,775	113,500
	18,000,000	5,305,741	5,365,741	60,000	5,196,741	5,310,241	113,500
	19,000,000	5,672,206	5,732,206	60,000	5,563,206	5,676,706	113,500
	20,000,000	6,038,671	6,098,671	60,000	5,929,671	6,043,171	113,500

【シミュレーション】

図表 II-85 世帯類型と負担の増減

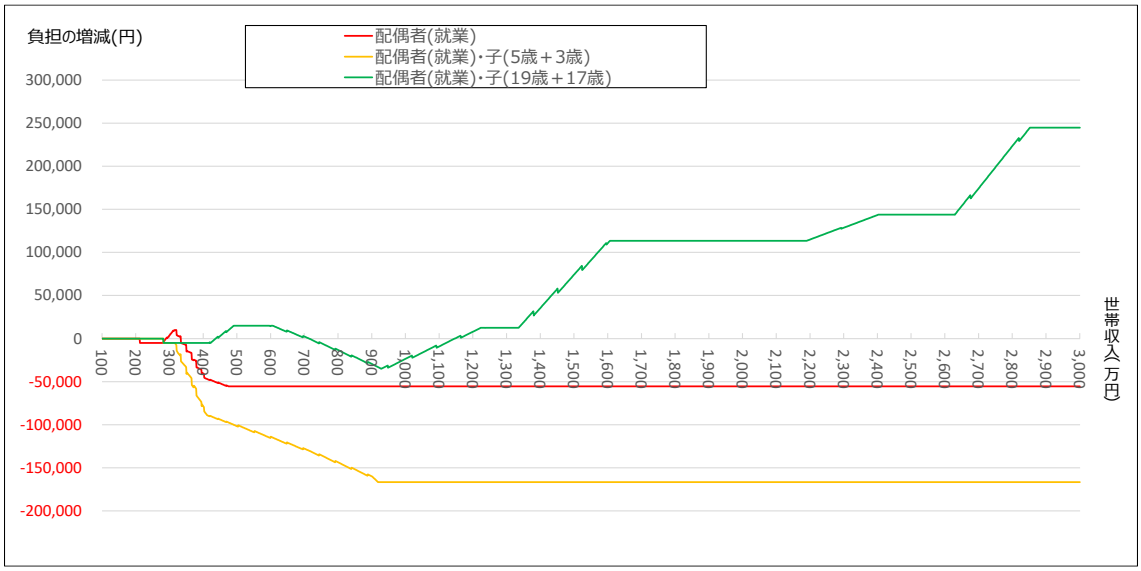


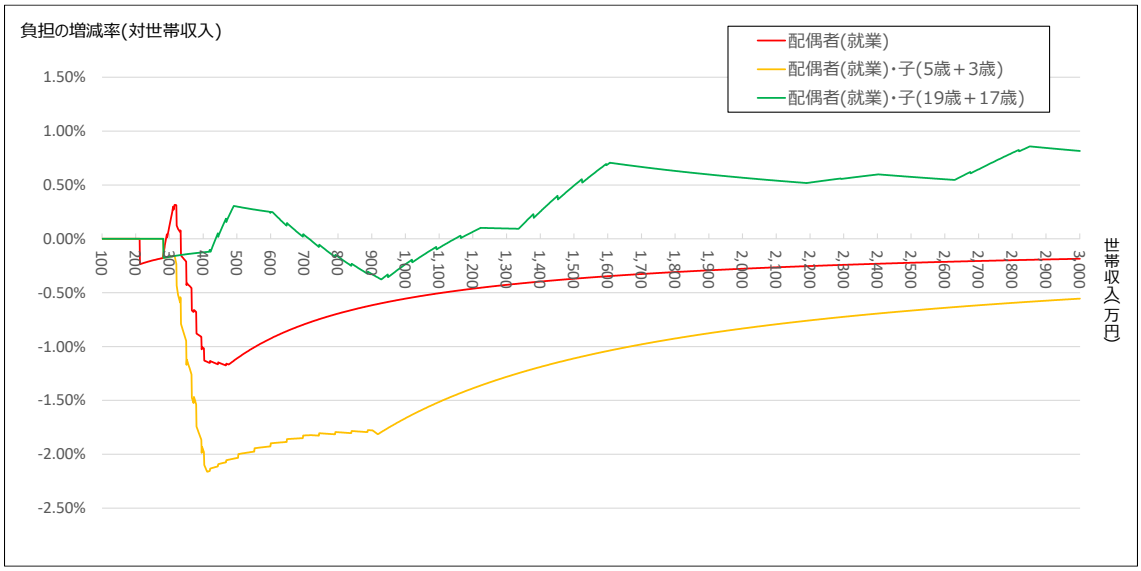


(注) 単身は影響なし。

【シミュレーション】

図表 II-86 世帯類型と負担の増減





6. シミュレーション結果（定額の給付付き税額控除の導入＋税収中立）

給付付きの定額の税額控除を導入し、当該税額控除において必要となる財源を確保するための措置を併せて導入した場合のシミュレーションを実施する。

なお、シミュレーション条件として、以下の 4 条件を設定している。

- 16-22 歳の扶養控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、16-22 歳を対象とする税額控除を設定する。なお、扶養控除において、19-22 歳の者は「特定扶養親族」として、16-18 歳と比較して高額な所得控除が設定されていることから、本シミュレーションにおいても、同様の考え方に基づき、19-22 歳の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額のおよそ 1.5 倍とする。なお、住民税は所得に拠らず一定税率であるが、給付付きとしていることから、所得控除を税額控除に移行する場合には所得によって影響額が異なる。そのため、住民税も制度改正の対象とする。
- 16-22 歳の扶養控除及び配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、16-22 歳及び配偶者を対象とする税額控除を設定する。なお、扶養控除において、19-22 歳の者は「特定扶養親族」として、16-18 歳及びと比較して高額な所得控除が設定されていることから、本シミュレーションにおいても、同様の考え方に基づき、19-22 歳の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額のおよそ 1.5 倍とする。また、配偶者控除の控除額は 16-18 歳の扶養控除の金額と同額であることから、配偶者の税額控除額は、16-18 歳の税額控除額と同額とする。なお、住民税は所得に拠らず一定税率であるが、給付付きとしていることから、所得控除を税額控除に移行する場合には所得によって影響額が異なる。そのため、住民税も制度改正の対象とする。
- 16-22 歳の扶養控除及び配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、22 歳以下の子ども及び配偶者を対象とする税額控除を設定する。子どもに対する税額控除を手厚くする観点から、税額控除額について、子どもは年齢を問わず同額とし、配偶者と同額とする。
- 16-22 歳の扶養控除及び配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、税収中立を保ちつつ、22 歳以下の子どもを対象とする税額控除を設定する。子どもに対する税額控除を手厚くする観点から、税額控除額について、子どもは年齢を問わず同額とする。配偶者に対する控除は設けない。

【シミュレーション】

(1) 扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者変更なし）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の扶養控除を廃止し、子ども・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	扶養控除廃止	扶養控除を廃止する
	扶養控除の対象者に対して、税額控除を導入	扶養控除廃止を財源として、**16-18 歳**の子ども・その他扶養家族に対して一人**年間 67,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 100,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし
住民税	扶養控除廃止	扶養控除を廃止する
	扶養控除の対象者に対して、税額控除を導入	扶養控除廃止を財源として、**16-18 歳**の子ども・その他扶養家族に対して一人**年間 30,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 46,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,741,902,021,546	2,104,403,773
個人住民税	11,463,842,961,409	11,463,923,447,693	80,486,284
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,193,268,325,157	2,184,890,057

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、単身世帯・夫婦のみ世帯には全く影響はなく、子育て世帯の間での所得の再分配がなされる。

【シミュレーション】

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,413,717,810,693	61,193,268,325,157
差額	0	0	2,184,890,057	2,184,890,057

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-87 に示す。

再分配所得のジニ係数は、所得控除を税額控除に変更することで、所得控除・税額控除のいずれも対象となる世帯間での比較では、所得が低い世帯が有利であるため、若干下落している。

図表 II-87　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3858**(改革により 0.0005 下落)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3422**(改革により 0.0006 下落)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-88 に示すとおりである。

図表 II-88　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	524,386	0
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	788,446	0
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,044,072	0
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,294,266	0
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,603,400	0
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,922,431	0
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,297,440	0
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,639,990	0
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,001,740	0
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,406,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	203,624	0	83,624	83,624	0
	2,000,000	378,252	378,252	0	258,252	258,252	0
	3,000,000	668,446	668,446	0	548,446	548,446	0
	4,000,000	924,072	924,072	0	804,072	804,072	0
	5,000,000	1,174,266	1,174,266	0	1,054,266	1,054,266	0
	6,000,000	1,483,400	1,483,400	0	1,363,400	1,363,400	0
	7,000,000	1,802,431	1,802,431	0	1,682,431	1,682,431	0
	8,000,000	2,177,440	2,177,440	0	2,057,440	2,057,440	0
	9,000,000	2,579,990	2,579,990	0	2,399,990	2,399,990	0
	10,000,000	2,941,740	2,941,740	0	2,881,740	2,881,740	0
	11,000,000	3,346,990	3,346,990	0	3,286,990	3,286,990	0
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	192,234	-141,000	333,234	95,234	-238,000
	2,000,000	511,624	394,166	-117,458	511,624	297,166	-214,458
	3,000,000	736,835	666,579	-70,256	709,472	569,579	-139,893
	4,000,000	999,131	929,631	-69,500	947,131	832,631	-114,500
	5,000,000	1,255,822	1,186,322	-69,500	1,203,822	1,089,322	-114,500
	6,000,000	1,543,235	1,501,080	-42,155	1,491,235	1,404,080	-87,155
	7,000,000	1,865,974	1,827,974	-38,000	1,794,974	1,730,974	-64,000
	8,000,000	2,178,420	2,203,420	25,000	2,107,515	2,106,420	-1,096
	9,000,000	2,526,320	2,551,320	25,000	2,417,320	2,454,320	37,000
	10,000,000	2,894,186	2,919,186	25,000	2,785,186	2,822,186	37,000
	11,000,000	3,307,080	3,332,080	25,000	3,198,080	3,235,080	37,000
	12,000,000	3,747,160	3,791,060	43,900	3,626,760	3,694,060	67,300
	13,000,000	4,155,833	4,199,733	43,900	4,035,433	4,102,733	67,300
	14,000,000	4,565,190	4,672,090	106,900	4,420,348	4,575,090	154,742
	15,000,000	5,068,954	5,175,854	106,900	4,910,554	5,078,854	168,300
	16,000,000	5,548,464	5,655,364	106,900	5,390,064	5,558,364	168,300
	17,000,000	6,027,974	6,134,874	106,900	5,869,574	6,037,874	168,300
	18,000,000	6,483,229	6,590,129	106,900	6,324,829	6,493,129	168,300
	19,000,000	6,938,484	7,045,384	106,900	6,780,084	6,948,384	168,300
	20,000,000	7,393,739	7,500,639	106,900	7,235,339	7,403,639	168,300

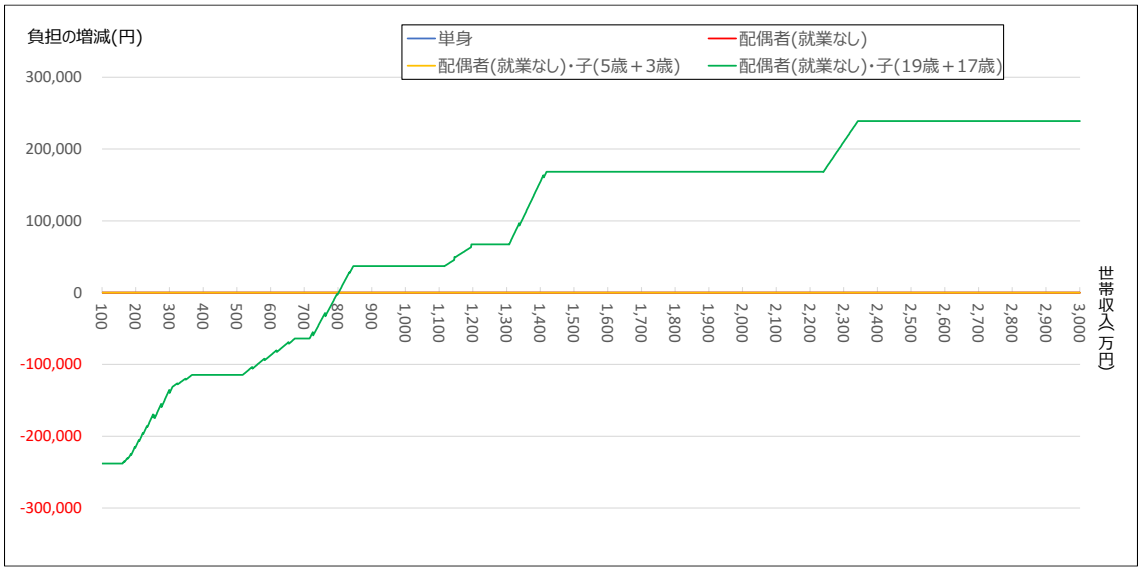
【シミュレーション】

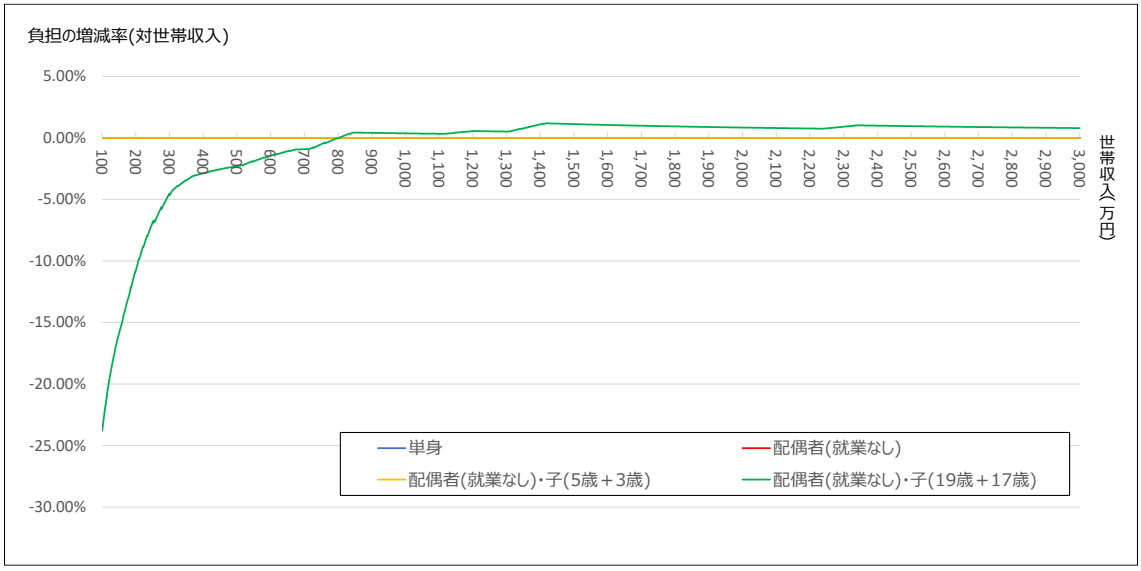
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	182,624	0	62,624	62,624	0
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	227,824	0	107,824	107,824	0
	3,000,000	714,554	714,554	0	594,554	594,554	0	474,554	474,554	0
	4,000,000	1,011,572	1,011,572	0	891,572	891,572	0	771,572	771,572	0
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,116,833	0	996,833	996,833	0
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,424,191	0	1,304,191	1,304,191	0
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,673,818	0	1,553,818	1,553,818	0
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,935,444	0	1,815,444	1,815,444	0
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,202,946	0	2,082,946	2,082,946	0
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,472,788	0	2,352,788	2,352,788	0
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,824,696	0	2,704,696	2,704,696	0
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	3,095,100	0	2,975,100	2,975,100	0
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,368,510	0	3,248,510	3,248,510	0
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,798,449	0	3,678,449	3,678,449	0
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,166,515	0	4,046,515	4,046,515	0
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,559,781	0	4,439,781	4,439,781	0
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,881,731	0	4,761,731	4,761,731	0
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,302,081	0	5,242,081	5,242,081	0
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,662,431	0	5,602,431	5,602,431	0
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	6,022,781	0	5,962,781	5,962,781	0

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	167,958	-141,000	308,958	70,958	-238,000
	2,000,000	357,434	223,434	-134,000	357,434	126,434	-231,000
	3,000,000	740,008	594,008	-146,000	740,008	497,008	-243,000
	4,000,000	976,542	897,131	-79,411	972,365	800,131	-172,233
	5,000,000	1,197,461	1,127,961	-69,500	1,158,320	1,030,961	-127,359
	6,000,000	1,515,958	1,446,458	-69,500	1,464,976	1,349,458	-115,519
	7,000,000	1,773,010	1,703,510	-69,500	1,721,010	1,606,510	-114,500
	8,000,000	2,042,062	1,972,562	-69,500	1,990,062	1,875,562	-114,500
	9,000,000	2,314,915	2,245,415	-69,500	2,262,915	2,148,415	-114,500
	10,000,000	2,573,421	2,518,424	-54,998	2,521,421	2,421,424	-99,998
	11,000,000	2,921,409	2,880,815	-40,594	2,869,409	2,783,815	-85,594
	12,000,000	3,194,460	3,156,460	-38,000	3,127,940	3,059,460	-68,480
	13,000,000	3,469,106	3,431,106	-38,000	3,398,106	3,334,106	-64,000
	14,000,000	3,877,573	3,862,648	-14,925	3,806,573	3,765,648	-40,925
	15,000,000	4,211,497	4,235,300	23,804	4,140,497	4,138,300	-2,196
	16,000,000	4,612,739	4,637,739	25,000	4,506,335	4,540,739	34,404
	17,000,000	4,939,275	4,964,275	25,000	4,830,275	4,867,275	37,000
	18,000,000	5,305,741	5,330,741	25,000	5,196,741	5,233,741	37,000
	19,000,000	5,672,206	5,697,206	25,000	5,563,206	5,600,206	37,000
	20,000,000	6,038,671	6,063,671	25,000	5,929,671	5,966,671	37,000

【シミュレーション】

図表 II-89 世帯類型と負担の増減

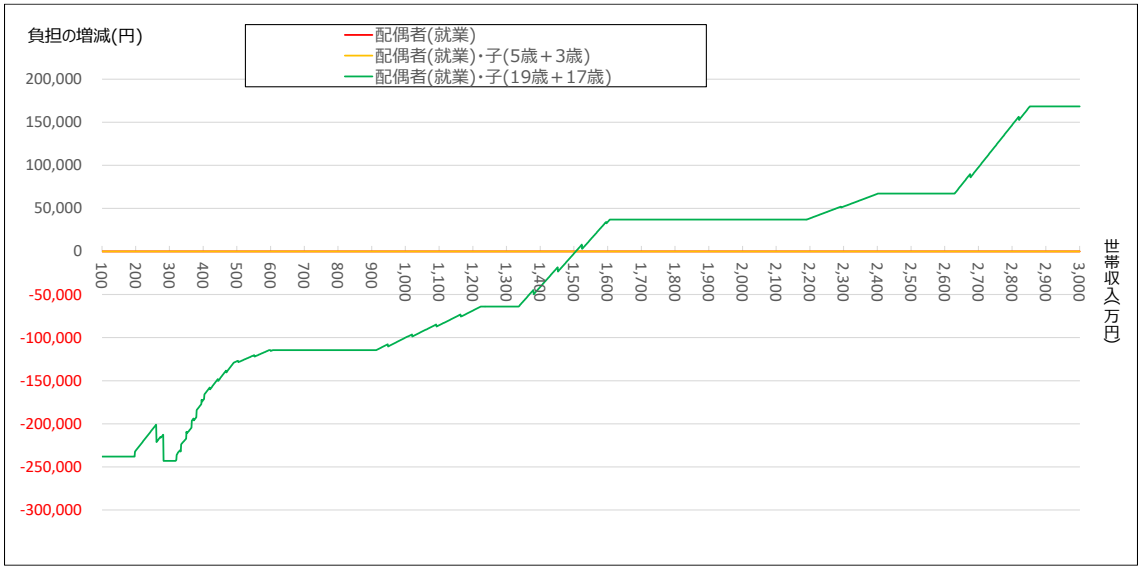


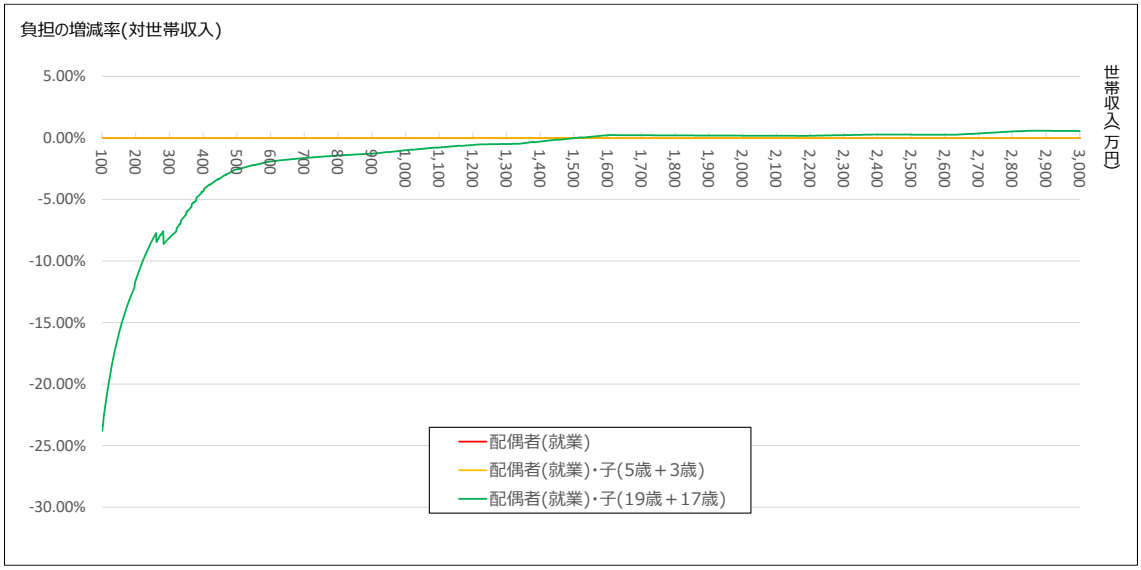


(注) 「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも影響なし

【シミュレーション】

図表 II-90 世帯類型と負担の増減





(注) 「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5 歳＋3 歳)」はいずれも影響なし

(2) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者変更なし）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の人的控除(基礎控除除く)を廃止し、配偶者・子ども・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	人的控除の対象者に対して、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・16-18 歳**の子ども・その他扶養家族に対して一人**年間 46,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 69,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし
住民税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	人的控除の対象者に対して、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・16-18 歳**の子ども・その他扶養家族に対して一人**年間 29,000 円**の税額控除を設ける。また、**19-22 歳**の子どもに対して一人**年間 45,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者の所得制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,748,187,719,314	8,390,101,542
個人住民税	11,463,842,961,409	11,473,096,590,502	9,253,629,094
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,208,727,165,735	17,643,730,636

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。

(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。

(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、当シミュレーションでは配偶者控除の廃止によって

得られる財源の一部が、16～22 歳の子ども向けの税額控除の原資となっており、子育て世帯への所得の移転がなされている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,164,250,538,434	30,518,666,197,447	61,208,727,165,735
差額	0	-89,489,546,176	107,133,276,812	17,643,730,636

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-91 に示す。

再分配所得のジニ係数は改革後に下落しており、給付なしの場合と比較してもジニ係数はやや下がっている。これは給付付きとしたことで、所得税額が税額控除額を下回る低所得者も恩恵を受けることが要因であると考えられる。

図表 II-91　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3849(改革により 0.0014 下落)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3413 (改革により 0.0015 下落)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

d) 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-92 に示すとおりである。

図表 II-92　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	253,624	-70,000
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	501,386	-23,000
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	765,446	-23,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,021,072	-23,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,288,369	-5,896
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,599,400	-4,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,949,524	27,093
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,331,440	34,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,673,990	34,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,035,740	34,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,412,204	5,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,790,359	-75,000
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,195,734	-75,000
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,671,509	-75,000
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,167,804	-75,000
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,643,579	-75,000
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,119,354	-75,000
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,574,609	-75,000
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,029,864	-75,000
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,485,119	-75,000

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	133,624	-70,000	83,624	13,624	-70,000
	2,000,000	378,252	351,252	-27,000	258,252	231,252	-27,000
	3,000,000	668,446	645,446	-23,000	548,446	525,446	-23,000
	4,000,000	924,072	901,072	-23,000	804,072	781,072	-23,000
	5,000,000	1,174,266	1,168,369	-5,896	1,054,266	1,048,369	-5,896
	6,000,000	1,483,400	1,479,400	-4,000	1,363,400	1,359,400	-4,000
	7,000,000	1,802,431	1,829,524	27,093	1,682,431	1,709,524	27,093
	8,000,000	2,177,440	2,211,440	34,000	2,057,440	2,091,440	34,000
	9,000,000	2,579,990	2,613,990	34,000	2,399,990	2,433,990	34,000
	10,000,000	2,941,740	2,975,740	34,000	2,881,740	2,915,740	34,000
	11,000,000	3,346,990	3,352,204	5,214	3,286,990	3,292,204	5,214
	12,000,000	3,865,359	3,790,359	-75,000	3,865,359	3,790,359	-75,000
	13,000,000	4,270,734	4,195,734	-75,000	4,270,734	4,195,734	-75,000
	14,000,000	4,746,509	4,671,509	-75,000	4,746,509	4,671,509	-75,000
	15,000,000	5,242,804	5,167,804	-75,000	5,242,804	5,167,804	-75,000
	16,000,000	5,718,579	5,643,579	-75,000	5,718,579	5,643,579	-75,000
	17,000,000	6,194,354	6,119,354	-75,000	6,194,354	6,119,354	-75,000
	18,000,000	6,649,609	6,574,609	-75,000	6,649,609	6,574,609	-75,000
	19,000,000	7,104,864	7,029,864	-75,000	7,104,864	7,029,864	-75,000
	20,000,000	7,560,119	7,485,119	-75,000	7,560,119	7,485,119	-75,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	149,234	-184,000	333,234	74,234	-259,000
	2,000,000	511,624	403,166	-108,458	511,624	328,166	-183,458
	3,000,000	736,835	675,579	-61,256	709,472	600,579	-108,893
	4,000,000	999,131	938,631	-60,500	947,131	863,631	-83,500
	5,000,000	1,255,822	1,210,187	-45,635	1,203,822	1,135,187	-68,635
	6,000,000	1,543,235	1,529,080	-14,155	1,491,235	1,454,080	-37,155
	7,000,000	1,865,974	1,880,624	14,650	1,794,974	1,805,624	10,650
	8,000,000	2,178,420	2,269,420	91,000	2,107,515	2,194,420	86,904
	9,000,000	2,526,320	2,617,320	91,000	2,417,320	2,542,320	125,000
	10,000,000	2,894,186	2,985,186	91,000	2,785,186	2,910,186	125,000
	11,000,000	3,307,080	3,366,247	59,167	3,198,080	3,291,247	93,167
	12,000,000	3,747,160	3,748,060	900	3,626,760	3,673,060	46,300
	13,000,000	4,155,833	4,156,733	900	4,035,433	4,081,733	46,300
	14,000,000	4,565,190	4,629,090	63,900	4,420,348	4,554,090	133,742
	15,000,000	5,068,954	5,132,854	63,900	4,910,554	5,057,854	147,300
	16,000,000	5,548,464	5,612,364	63,900	5,390,064	5,537,364	147,300
	17,000,000	6,027,974	6,091,874	63,900	5,869,574	6,016,874	147,300
	18,000,000	6,483,229	6,547,129	63,900	6,324,829	6,472,129	147,300
	19,000,000	6,938,484	7,002,384	63,900	6,780,084	6,927,384	147,300
	20,000,000	7,393,739	7,457,639	63,900	7,235,339	7,382,639	147,300

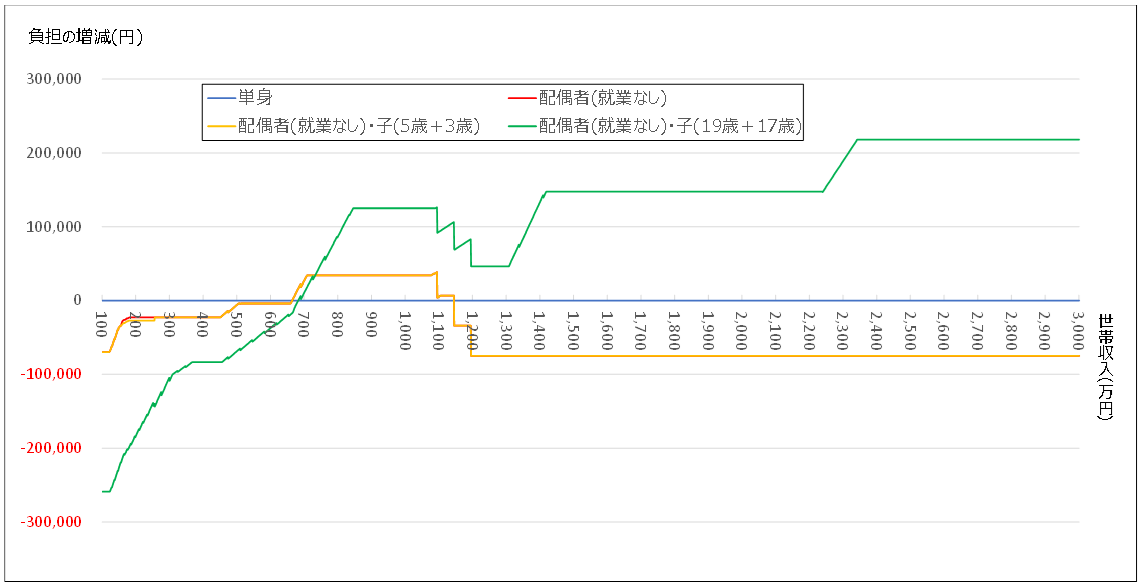
【シミュレーション】

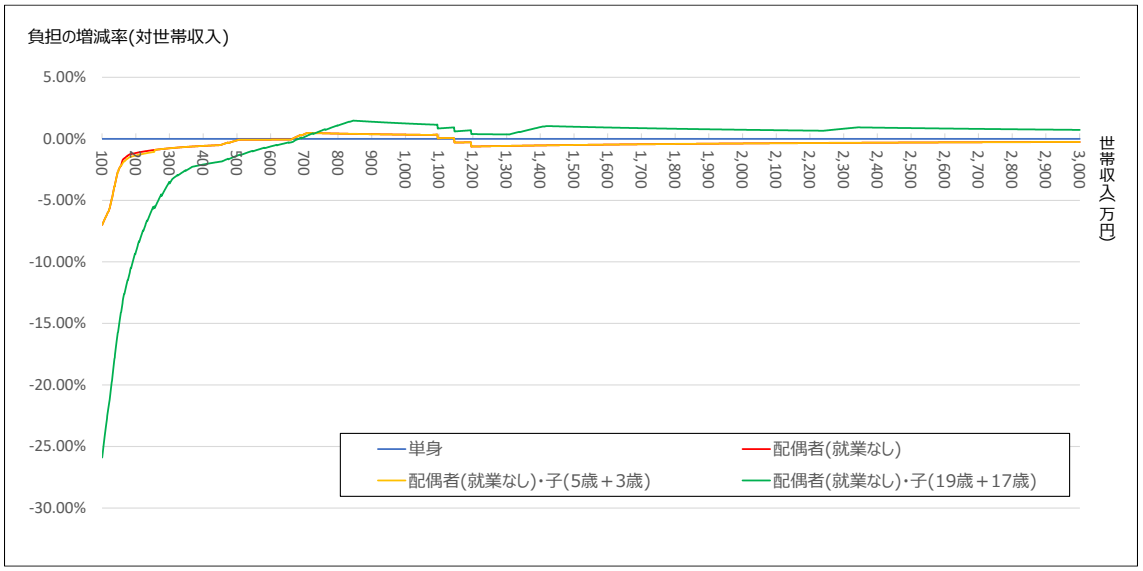
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入	1,000,000	302,624	232,624	-70,000	182,624	112,624	-70,000	62,624	-7,376	-70,000
	2,000,000	347,824	284,824	-63,000	227,824	164,824	-63,000	107,824	44,824	-63,000
	3,000,000	714,554	673,899	-40,655	594,554	553,899	-40,655	474,554	433,899	-40,655
	4,000,000	1,011,572	941,072	-70,500	891,572	821,072	-70,500	771,572	701,072	-70,500
	5,000,000	1,236,833	1,161,833	-75,000	1,116,833	1,041,833	-75,000	996,833	921,833	-75,000
	6,000,000	1,544,191	1,469,191	-75,000	1,424,191	1,349,191	-75,000	1,304,191	1,229,191	-75,000
	7,000,000	1,793,818	1,718,818	-75,000	1,673,818	1,598,818	-75,000	1,553,818	1,478,818	-75,000
	8,000,000	2,055,444	1,980,444	-75,000	1,935,444	1,860,444	-75,000	1,815,444	1,740,444	-75,000
	9,000,000	2,322,946	2,247,946	-75,000	2,202,946	2,127,946	-75,000	2,082,946	2,007,946	-75,000
	10,000,000	2,592,788	2,517,788	-75,000	2,472,788	2,397,788	-75,000	2,352,788	2,277,788	-75,000
	11,000,000	2,944,696	2,869,696	-75,000	2,824,696	2,749,696	-75,000	2,704,696	2,629,696	-75,000
	12,000,000	3,215,100	3,140,100	-75,000	3,095,100	3,020,100	-75,000	2,975,100	2,900,100	-75,000
	13,000,000	3,488,510	3,413,510	-75,000	3,368,510	3,293,510	-75,000	3,248,510	3,173,510	-75,000
	14,000,000	3,918,449	3,843,449	-75,000	3,798,449	3,723,449	-75,000	3,678,449	3,603,449	-75,000
	15,000,000	4,286,515	4,211,515	-75,000	4,166,515	4,091,515	-75,000	4,046,515	3,971,515	-75,000
	16,000,000	4,679,781	4,604,781	-75,000	4,559,781	4,484,781	-75,000	4,439,781	4,364,781	-75,000
	17,000,000	5,001,731	4,926,731	-75,000	4,881,731	4,806,731	-75,000	4,761,731	4,686,731	-75,000
	18,000,000	5,362,081	5,287,081	-75,000	5,302,081	5,227,081	-75,000	5,242,081	5,167,081	-75,000
	19,000,000	5,722,431	5,647,431	-75,000	5,662,431	5,587,431	-75,000	5,602,431	5,527,431	-75,000
	20,000,000	6,082,781	6,007,781	-75,000	6,022,781	5,947,781	-75,000	5,962,781	5,887,781	-75,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入	1,000,000	308,958	124,958	-184,000	308,958	49,958	-259,000
	2,000,000	357,434	180,434	-177,000	357,434	105,434	-252,000
	3,000,000	740,008	583,290	-156,719	740,008	508,290	-231,719
	4,000,000	976,542	858,631	-117,911	972,365	783,631	-188,733
	5,000,000	1,197,461	1,084,961	-112,500	1,158,320	1,009,961	-148,359
	6,000,000	1,515,958	1,403,458	-112,500	1,464,976	1,328,458	-136,519
	7,000,000	1,773,010	1,660,510	-112,500	1,721,010	1,585,510	-135,500
	8,000,000	2,042,062	1,929,562	-112,500	1,990,062	1,854,562	-135,500
	9,000,000	2,314,915	2,202,415	-112,500	2,262,915	2,127,415	-135,500
	10,000,000	2,573,421	2,475,424	-97,998	2,521,421	2,400,424	-120,998
	11,000,000	2,921,409	2,837,815	-83,594	2,869,409	2,762,815	-106,594
	12,000,000	3,194,460	3,113,460	-81,000	3,127,940	3,038,460	-89,480
	13,000,000	3,469,106	3,388,106	-81,000	3,398,106	3,313,106	-85,000
	14,000,000	3,877,573	3,819,648	-57,925	3,806,573	3,744,648	-61,925
	15,000,000	4,211,497	4,192,300	-19,196	4,140,497	4,117,300	-23,196
	16,000,000	4,612,739	4,594,739	-18,000	4,506,335	4,519,739	13,404
	17,000,000	4,939,275	4,921,275	-18,000	4,830,275	4,846,275	16,000
	18,000,000	5,305,741	5,287,741	-18,000	5,196,741	5,212,741	16,000
	19,000,000	5,672,206	5,654,206	-18,000	5,563,206	5,579,206	16,000
	20,000,000	6,038,671	6,020,671	-18,000	5,929,671	5,945,671	16,000

【シミュレーション】

図表 II-93 世帯類型と負担の増減

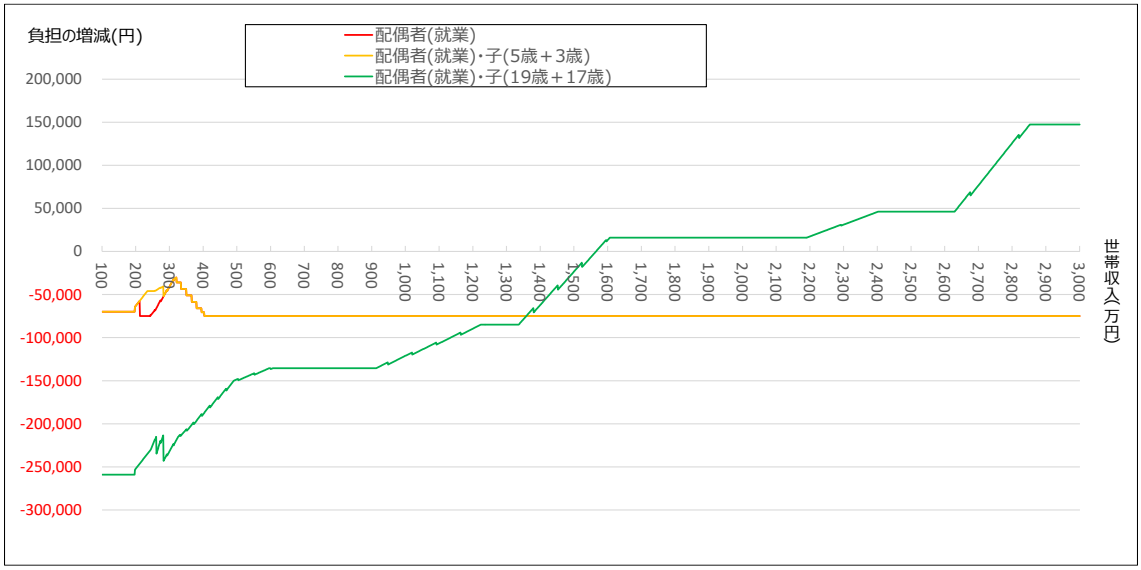


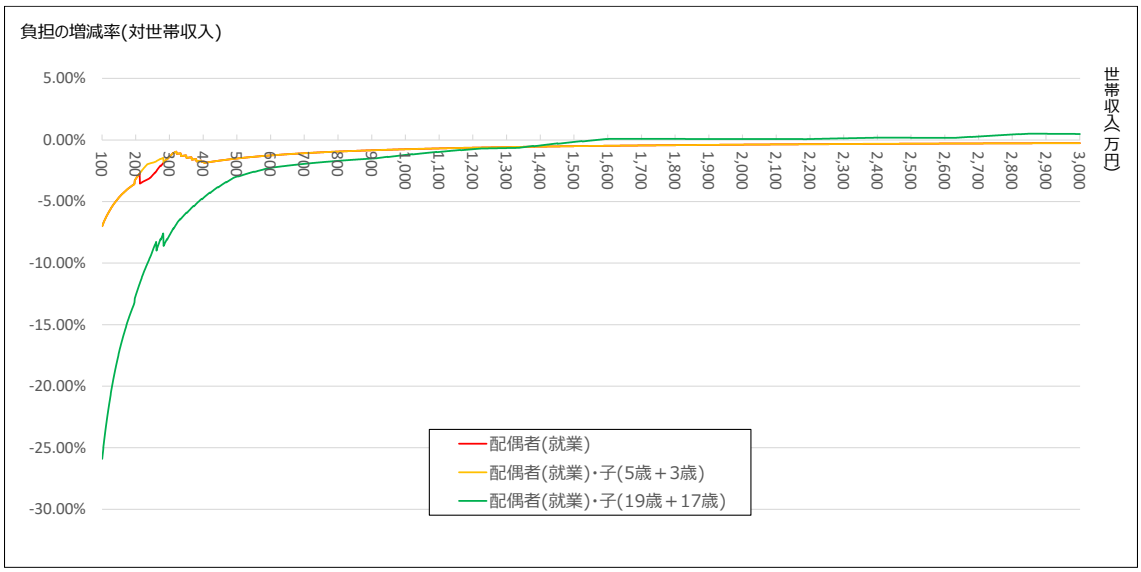


(注) 単身は影響なし。「配偶者(就業なし)」と「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同一

【シミュレーション】

図表 II-94 世帯類型と負担の増減





【シミュレーション】

(3) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（対象者拡大）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の人的控除(基礎控除除く)を廃止し、配偶者・子ども(扶養控除対象外の 15 歳以下含む)・その他扶養家族を対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	15 歳以下の子供を含め、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・22 歳以下の子ども**・その他扶養家族に対して一人**年間 32,500 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし
住民税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	15 歳以下の子供を含め、税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**配偶者・22 歳以下の子ども**・その他扶養家族に対して一人**年間 20,500 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額は還付なし ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,725,548,827,012	-14,248,790,760
個人住民税	11,463,842,961,409	11,465,868,228,134	2,025,266,726
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,178,859,911,065	-12,223,524,035

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、当シミュレーションでは配偶者控除の廃止によって得られる財源の一部が、22 歳以下の子ども向けの税額控除の原資となっており、子育て世帯への所得の移転がなされている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	17,450,275,515,689	30,202,773,965,523	61,178,859,911,065
差額	0	196,535,431,078	-208,758,955,113	-12,223,524,034

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-95 に示す。

再分配所得のジニ係数は改革後に下落しており、給付なしの場合と比較してもジニ係数はやや下がっている。これは給付付きとしたことで、所得税額が税額控除額を下回る低所得者も恩恵を受けることが要因であると考えられる。

図表 II-95　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3854**(改革により 0.0009 下落)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3414 **(改革により 0.0014 下落)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-96 に示すとおりである。

図表 II-96　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	275,624	-48,000
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	523,386	-1,000
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	787,446	-1,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,043,072	-1,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,310,369	16,104
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,621,400	18,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	1,971,524	49,093
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,353,440	56,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,695,990	56,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,057,740	56,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,434,204	27,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,812,359	-53,000
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,217,734	-53,000
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,693,509	-53,000
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,189,804	-53,000
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,665,579	-53,000
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,141,354	-53,000
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,596,609	-53,000
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,051,864	-53,000
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,507,119	-53,000

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	102,624	-101,000	83,624	-70,376	-154,000
	2,000,000	378,252	332,252	-46,000	258,252	177,386	-80,866
	3,000,000	668,446	614,446	-54,000	548,446	441,446	-107,000
	4,000,000	924,072	870,072	-54,000	804,072	697,072	-107,000
	5,000,000	1,174,266	1,137,369	-36,896	1,054,266	964,369	-89,896
	6,000,000	1,483,400	1,448,400	-35,000	1,363,400	1,275,400	-88,000
	7,000,000	1,802,431	1,798,524	-3,907	1,682,431	1,625,524	-56,907
	8,000,000	2,177,440	2,180,440	3,000	2,057,440	2,007,440	-50,000
	9,000,000	2,579,990	2,582,990	3,000	2,399,990	2,349,990	-50,000
	10,000,000	2,941,740	2,944,740	3,000	2,881,740	2,831,740	-50,000
	11,000,000	3,346,990	3,321,204	-25,786	3,286,990	3,208,204	-78,786
	12,000,000	3,865,359	3,759,359	-106,000	3,865,359	3,706,359	-159,000
	13,000,000	4,270,734	4,164,734	-106,000	4,270,734	4,111,734	-159,000
	14,000,000	4,746,509	4,640,509	-106,000	4,746,509	4,587,509	-159,000
	15,000,000	5,242,804	5,136,804	-106,000	5,242,804	5,083,804	-159,000
	16,000,000	5,718,579	5,612,579	-106,000	5,718,579	5,559,579	-159,000
	17,000,000	6,194,354	6,088,354	-106,000	6,194,354	6,035,354	-159,000
	18,000,000	6,649,609	6,543,609	-106,000	6,649,609	6,490,609	-159,000
	19,000,000	7,104,864	6,998,864	-106,000	7,104,864	6,945,864	-159,000
	20,000,000	7,560,119	7,454,119	-106,000	7,560,119	7,401,119	-159,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	232,234	-101,000	333,234	179,234	-154,000
	2,000,000	511,624	469,888	-41,736	511,624	433,166	-78,458
	3,000,000	736,835	758,579	21,744	709,472	705,579	-3,893
	4,000,000	999,131	1,021,631	22,500	947,131	968,631	21,500
	5,000,000	1,255,822	1,293,187	37,365	1,203,822	1,240,187	36,365
	6,000,000	1,543,235	1,612,080	68,845	1,491,235	1,559,080	67,845
	7,000,000	1,865,974	1,963,624	97,650	1,794,974	1,910,624	115,650
	8,000,000	2,178,420	2,352,420	174,000	2,107,515	2,299,420	191,904
	9,000,000	2,526,320	2,700,320	174,000	2,417,320	2,647,320	230,000
	10,000,000	2,894,186	3,068,186	174,000	2,785,186	3,015,186	230,000
	11,000,000	3,307,080	3,449,247	142,167	3,198,080	3,396,247	198,167
	12,000,000	3,747,160	3,831,060	83,900	3,626,760	3,778,060	151,300
	13,000,000	4,155,833	4,239,733	83,900	4,035,433	4,186,733	151,300
	14,000,000	4,565,190	4,712,090	146,900	4,420,348	4,659,090	238,742
	15,000,000	5,068,954	5,215,854	146,900	4,910,554	5,162,854	252,300
	16,000,000	5,548,464	5,695,364	146,900	5,390,064	5,642,364	252,300
	17,000,000	6,027,974	6,174,874	146,900	5,869,574	6,121,874	252,300
	18,000,000	6,483,229	6,630,129	146,900	6,324,829	6,577,129	252,300
	19,000,000	6,938,484	7,085,384	146,900	6,780,084	7,032,384	252,300
	20,000,000	7,393,739	7,540,639	146,900	7,235,339	7,487,639	252,300

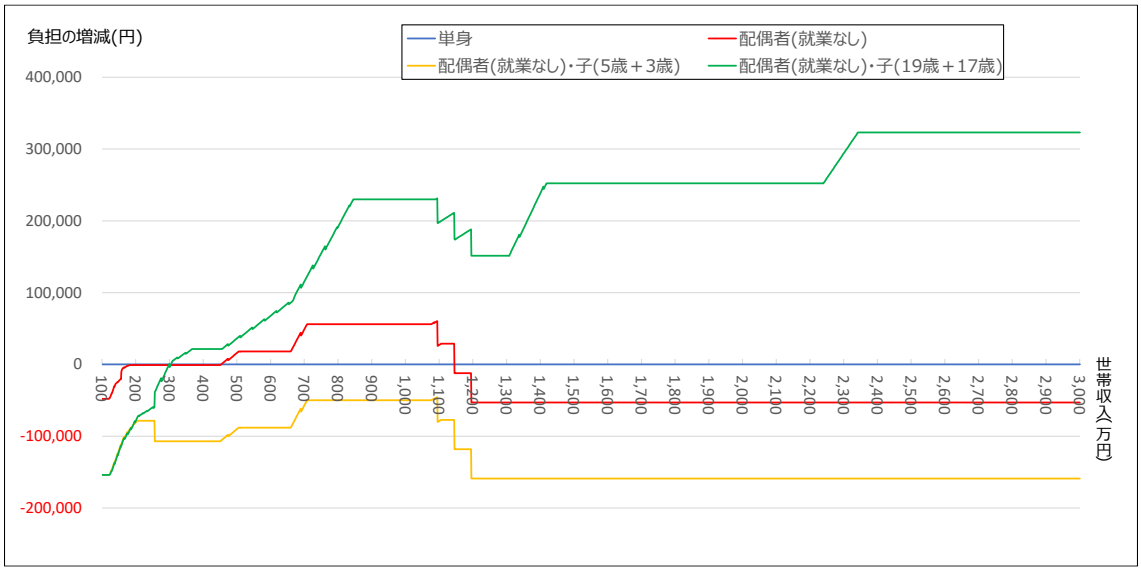
【シミュレーション】

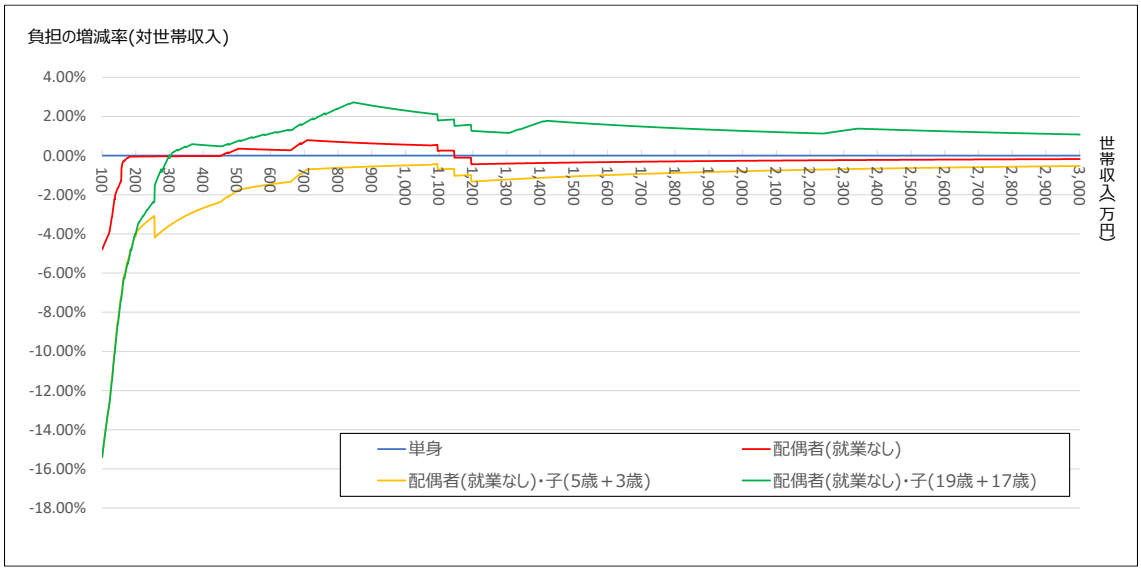
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	254,624	-48,000	182,624	81,624	-101,000	62,624	-91,376	-154,000
	2,000,000	347,824	306,824	-41,000	227,824	133,824	-94,000	107,824	-39,176	-147,000
	3,000,000	714,554	695,899	-18,655	594,554	522,899	-71,655	474,554	349,899	-124,655
	4,000,000	1,011,572	963,072	-48,500	891,572	790,072	-101,500	771,572	617,072	-154,500
	5,000,000	1,236,833	1,183,833	-53,000	1,116,833	1,010,833	-106,000	996,833	837,833	-159,000
	6,000,000	1,544,191	1,491,191	-53,000	1,424,191	1,318,191	-106,000	1,304,191	1,145,191	-159,000
	7,000,000	1,793,818	1,740,818	-53,000	1,673,818	1,567,818	-106,000	1,553,818	1,394,818	-159,000
	8,000,000	2,055,444	2,002,444	-53,000	1,935,444	1,829,444	-106,000	1,815,444	1,656,444	-159,000
	9,000,000	2,322,946	2,269,946	-53,000	2,202,946	2,096,946	-106,000	2,082,946	1,923,946	-159,000
	10,000,000	2,592,788	2,539,788	-53,000	2,472,788	2,366,788	-106,000	2,352,788	2,193,788	-159,000
	11,000,000	2,944,696	2,891,696	-53,000	2,824,696	2,718,696	-106,000	2,704,696	2,545,696	-159,000
	12,000,000	3,215,100	3,162,100	-53,000	3,095,100	2,989,100	-106,000	2,975,100	2,816,100	-159,000
	13,000,000	3,488,510	3,435,510	-53,000	3,368,510	3,262,510	-106,000	3,248,510	3,089,510	-159,000
	14,000,000	3,918,449	3,865,449	-53,000	3,798,449	3,692,449	-106,000	3,678,449	3,519,449	-159,000
	15,000,000	4,286,515	4,233,515	-53,000	4,166,515	4,060,515	-106,000	4,046,515	3,887,515	-159,000
	16,000,000	4,679,781	4,626,781	-53,000	4,559,781	4,453,781	-106,000	4,439,781	4,280,781	-159,000
	17,000,000	5,001,731	4,948,731	-53,000	4,881,731	4,775,731	-106,000	4,761,731	4,602,731	-159,000
	18,000,000	5,362,081	5,309,081	-53,000	5,302,081	5,196,081	-106,000	5,242,081	5,083,081	-159,000
	19,000,000	5,722,431	5,669,431	-53,000	5,662,431	5,556,431	-106,000	5,602,431	5,443,431	-159,000
	20,000,000	6,082,781	6,029,781	-53,000	6,022,781	5,916,781	-106,000	5,962,781	5,803,781	-159,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	207,958	-101,000	308,958	154,958	-154,000
	2,000,000	357,434	263,434	-94,000	357,434	210,434	-147,000
	3,000,000	740,008	666,290	-73,719	740,008	613,290	-126,719
	4,000,000	976,542	941,631	-34,911	972,365	888,631	-83,733
	5,000,000	1,197,461	1,167,961	-29,500	1,158,320	1,114,961	-43,359
	6,000,000	1,515,958	1,486,458	-29,500	1,464,976	1,433,458	-31,519
	7,000,000	1,773,010	1,743,510	-29,500	1,721,010	1,690,510	-30,500
	8,000,000	2,042,062	2,012,562	-29,500	1,990,062	1,959,562	-30,500
	9,000,000	2,314,915	2,285,415	-29,500	2,262,915	2,232,415	-30,500
	10,000,000	2,573,421	2,558,424	-14,998	2,521,421	2,505,424	-15,998
	11,000,000	2,921,409	2,920,815	-594	2,869,409	2,867,815	-1,594
	12,000,000	3,194,460	3,196,460	2,000	3,127,940	3,143,460	15,520
	13,000,000	3,469,106	3,471,106	2,000	3,398,106	3,418,106	20,000
	14,000,000	3,877,573	3,902,648	25,075	3,806,573	3,849,648	43,075
	15,000,000	4,211,497	4,275,300	63,804	4,140,497	4,222,300	81,804
	16,000,000	4,612,739	4,677,739	65,000	4,506,335	4,624,739	118,404
	17,000,000	4,939,275	5,004,275	65,000	4,830,275	4,951,275	121,000
	18,000,000	5,305,741	5,370,741	65,000	5,196,741	5,317,741	121,000
	19,000,000	5,672,206	5,737,206	65,000	5,563,206	5,684,206	121,000
	20,000,000	6,038,671	6,103,671	65,000	5,929,671	6,050,671	121,000

【シミュレーション】

図表 II-97 世帯類型と負担の増減

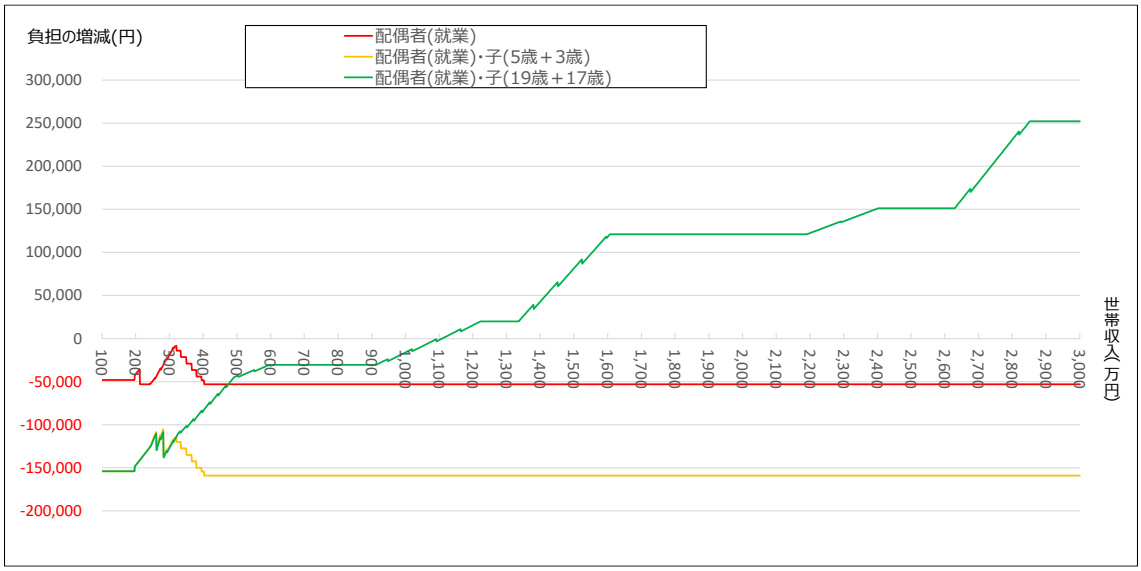


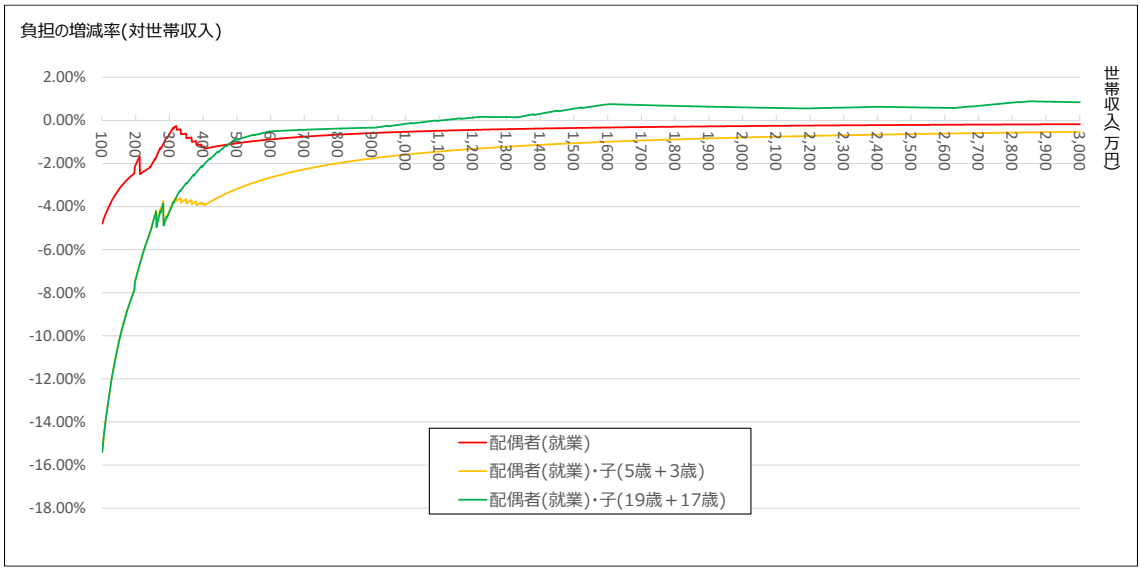


(注) 単身は影響なし。

【シミュレーション】

図表 II-98 世帯類型と負担の増減





【シミュレーション】

(4) 配偶者控除・扶養控除の廃止＋税額控除の導入（子どものみ）

① 制度改革の内容

個人所得税・個人住民税の配偶者・配偶者特別控除・扶養控除を廃止し、子どものみを対象とする税額控除を設ける。税収中立の範囲内で控除額を設定する。

改正内容		詳細
所得税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	子どもへの税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**18 歳以下**の子どもに対して 1 人**年間 68,000 円**・**19 歳以上 22 歳以下**の子どもに対して一人**年間 102,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし
住民税	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
	子どもへの税額控除を導入	上記控除廃止を財源として、**18 歳以下**の子どもに対して 1 人**年間 42,000 円**・**19 歳以上 22 歳以下**の子どもに対して一人**年間 63,000 円**の税額控除を設ける。 ※税額控除額が税額を上回ると還付あり ※税額控除は本人の所得制限、被扶養者年齢制限なし

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、ほぼ税収中立を保っている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,739,797,617,772	13,727,010,728,720	-12,786,889,052
個人住民税	11,463,842,961,409	11,479,699,229,527	15,856,268,119
その他	35,987,442,855,919	35,987,442,855,919	0
合計	61,191,083,435,099	61,194,152,814,166	3,069,379,067

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、当シミュレーションでは配偶者控除の廃止によって得られる財源が、22 歳以下の子ども向けの税額控除の原資となっており、子育て世帯への所得の移転がなされている。

【シミュレーション】

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,525,810,429,853	17,253,740,084,611	30,411,532,920,635	61,191,083,435,099
改革後	13,525,810,429,853	18,133,330,090,763	29,535,012,293,550	61,194,152,814,166
差額	0	879,590,006,153	-876,520,627,086	3,069,379,067

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-99 に示す。

調整なしの再分配所得のジニ係数は改革により上昇しているが、等価再分配所得は改革前後で下落している。子どもの数が多い世帯に有利な改革であることから、調整なし、等価の傾向の違いが出ているものと思料される。

図表 II-99　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3870**(改革により 0.0007 上昇)**
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3421**(改革により 0.0007 下落)**

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-100 に示すとおりである。

図表 II-100　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	323,624	0	323,624	323,624	0
	2,000,000	576,386	576,386	0	524,386	576,386	52,000
	3,000,000	840,446	840,446	0	788,446	840,446	52,000
	4,000,000	1,096,072	1,096,072	0	1,044,072	1,096,072	52,000
	5,000,000	1,363,369	1,363,369	0	1,294,266	1,363,369	69,104
	6,000,000	1,674,400	1,674,400	0	1,603,400	1,674,400	71,000
	7,000,000	2,024,524	2,024,524	0	1,922,431	2,024,524	102,093
	8,000,000	2,406,440	2,406,440	0	2,297,440	2,406,440	109,000
	9,000,000	2,748,990	2,748,990	0	2,639,990	2,748,990	109,000
	10,000,000	3,110,740	3,110,740	0	3,001,740	3,110,740	109,000
	11,000,000	3,487,204	3,487,204	0	3,406,990	3,487,204	80,214
	12,000,000	3,865,359	3,865,359	0	3,865,359	3,865,359	0
	13,000,000	4,270,734	4,270,734	0	4,270,734	4,270,734	0
	14,000,000	4,746,509	4,746,509	0	4,746,509	4,746,509	0
	15,000,000	5,242,804	5,242,804	0	5,242,804	5,242,804	0
	16,000,000	5,718,579	5,718,579	0	5,718,579	5,718,579	0
	17,000,000	6,194,354	6,194,354	0	6,194,354	6,194,354	0
	18,000,000	6,649,609	6,649,609	0	6,649,609	6,649,609	0
	19,000,000	7,104,864	7,104,864	0	7,104,864	7,104,864	0
	20,000,000	7,560,119	7,560,119	0	7,560,119	7,560,119	0

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	98,624	-105,000	83,624	-131,376	-215,000
	2,000,000	378,252	329,252	-49,000	258,252	116,386	-141,866
	3,000,000	668,446	610,446	-58,000	548,446	380,446	-168,000
	4,000,000	924,072	866,072	-58,000	804,072	636,072	-168,000
	5,000,000	1,174,266	1,133,369	-40,896	1,054,266	903,369	-150,896
	6,000,000	1,483,400	1,444,400	-39,000	1,363,400	1,214,400	-149,000
	7,000,000	1,802,431	1,794,524	-7,907	1,682,431	1,564,524	-117,907
	8,000,000	2,177,440	2,176,440	-1,000	2,057,440	1,946,440	-111,000
	9,000,000	2,579,990	2,578,990	-1,000	2,399,990	2,288,990	-111,000
	10,000,000	2,941,740	2,940,740	-1,000	2,881,740	2,770,740	-111,000
	11,000,000	3,346,990	3,317,204	-29,786	3,286,990	3,147,204	-139,786
	12,000,000	3,865,359	3,755,359	-110,000	3,865,359	3,645,359	-220,000
	13,000,000	4,270,734	4,160,734	-110,000	4,270,734	4,050,734	-220,000
	14,000,000	4,746,509	4,636,509	-110,000	4,746,509	4,526,509	-220,000
	15,000,000	5,242,804	5,132,804	-110,000	5,242,804	5,022,804	-220,000
	16,000,000	5,718,579	5,608,579	-110,000	5,718,579	5,498,579	-220,000
	17,000,000	6,194,354	6,084,354	-110,000	6,194,354	5,974,354	-220,000
	18,000,000	6,649,609	6,539,609	-110,000	6,649,609	6,429,609	-220,000
	19,000,000	7,104,864	6,994,864	-110,000	7,104,864	6,884,864	-220,000
	20,000,000	7,560,119	7,450,119	-110,000	7,560,119	7,340,119	-220,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	173,234	-160,000	333,234	63,234	-270,000
	2,000,000	511,624	427,166	-84,458	511,624	317,166	-194,458
	3,000,000	736,835	699,579	-37,256	709,472	589,579	-119,893
	4,000,000	999,131	962,631	-36,500	947,131	852,631	-94,500
	5,000,000	1,255,822	1,234,187	-21,635	1,203,822	1,124,187	-79,635
	6,000,000	1,543,235	1,553,080	9,845	1,491,235	1,443,080	-48,155
	7,000,000	1,865,974	1,904,624	38,650	1,794,974	1,794,624	-350
	8,000,000	2,178,420	2,293,420	115,000	2,107,515	2,183,420	75,904
	9,000,000	2,526,320	2,641,320	115,000	2,417,320	2,531,320	114,000
	10,000,000	2,894,186	3,009,186	115,000	2,785,186	2,899,186	114,000
	11,000,000	3,307,080	3,390,247	83,167	3,198,080	3,280,247	82,167
	12,000,000	3,747,160	3,772,060	24,900	3,626,760	3,662,060	35,300
	13,000,000	4,155,833	4,180,733	24,900	4,035,433	4,070,733	35,300
	14,000,000	4,565,190	4,653,090	87,900	4,420,348	4,543,090	122,742
	15,000,000	5,068,954	5,156,854	87,900	4,910,554	5,046,854	136,300
	16,000,000	5,548,464	5,636,364	87,900	5,390,064	5,526,364	136,300
	17,000,000	6,027,974	6,115,874	87,900	5,869,574	6,005,874	136,300
	18,000,000	6,483,229	6,571,129	87,900	6,324,829	6,461,129	136,300
	19,000,000	6,938,484	7,026,384	87,900	6,780,084	6,916,384	136,300
	20,000,000	7,393,739	7,481,639	87,900	7,235,339	7,371,639	136,300

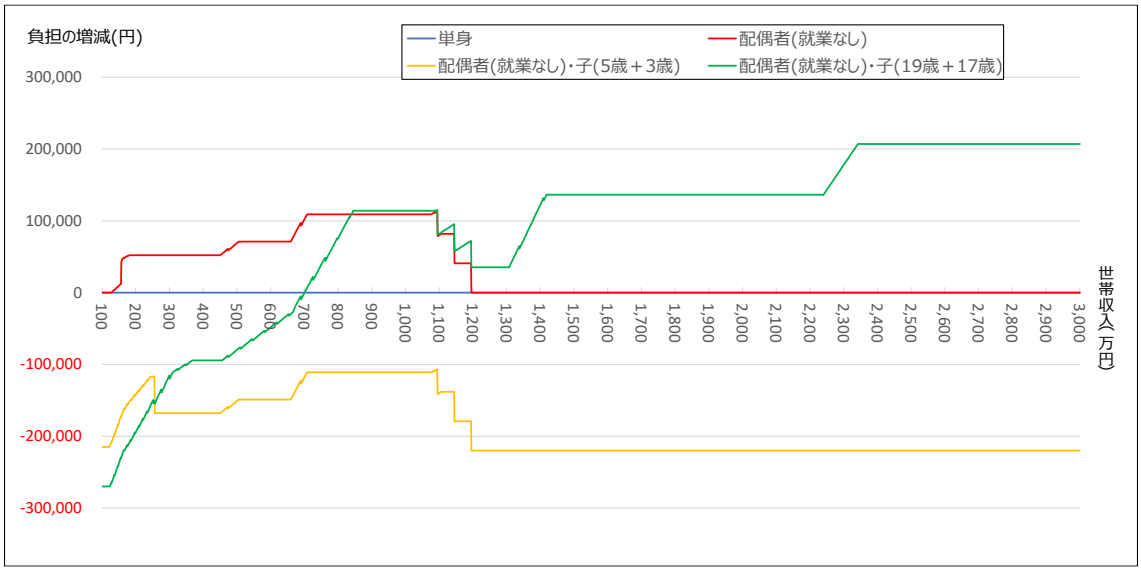
【シミュレーション】

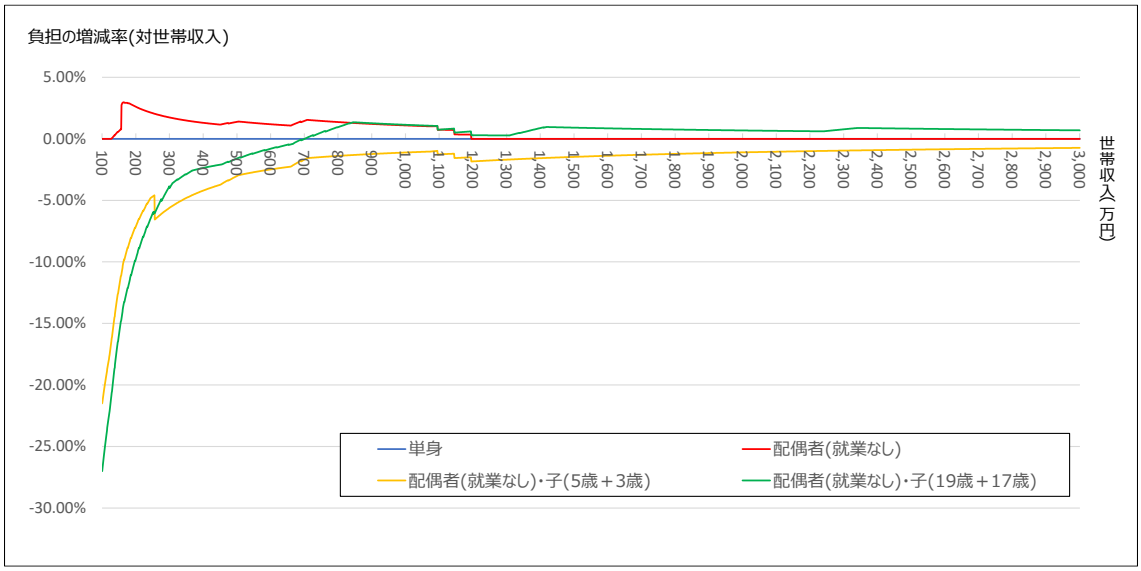
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	302,624	0	182,624	77,624	-105,000	62,624	-152,376	-215,000
	2,000,000	347,824	347,824	0	227,824	129,824	-98,000	107,824	-100,176	-208,000
	3,000,000	714,554	748,899	34,345	594,554	518,899	-75,655	474,554	288,899	-185,655
	4,000,000	1,011,572	1,016,072	4,500	891,572	786,072	-105,500	771,572	556,072	-215,500
	5,000,000	1,236,833	1,236,833	0	1,116,833	1,006,833	-110,000	996,833	776,833	-220,000
	6,000,000	1,544,191	1,544,191	0	1,424,191	1,314,191	-110,000	1,304,191	1,084,191	-220,000
	7,000,000	1,793,818	1,793,818	0	1,673,818	1,563,818	-110,000	1,553,818	1,333,818	-220,000
	8,000,000	2,055,444	2,055,444	0	1,935,444	1,825,444	-110,000	1,815,444	1,595,444	-220,000
	9,000,000	2,322,946	2,322,946	0	2,202,946	2,092,946	-110,000	2,082,946	1,862,946	-220,000
	10,000,000	2,592,788	2,592,788	0	2,472,788	2,362,788	-110,000	2,352,788	2,132,788	-220,000
	11,000,000	2,944,696	2,944,696	0	2,824,696	2,714,696	-110,000	2,704,696	2,484,696	-220,000
	12,000,000	3,215,100	3,215,100	0	3,095,100	2,985,100	-110,000	2,975,100	2,755,100	-220,000
	13,000,000	3,488,510	3,488,510	0	3,368,510	3,258,510	-110,000	3,248,510	3,028,510	-220,000
	14,000,000	3,918,449	3,918,449	0	3,798,449	3,688,449	-110,000	3,678,449	3,458,449	-220,000
	15,000,000	4,286,515	4,286,515	0	4,166,515	4,056,515	-110,000	4,046,515	3,826,515	-220,000
	16,000,000	4,679,781	4,679,781	0	4,559,781	4,449,781	-110,000	4,439,781	4,219,781	-220,000
	17,000,000	5,001,731	5,001,731	0	4,881,731	4,771,731	-110,000	4,761,731	4,541,731	-220,000
	18,000,000	5,362,081	5,362,081	0	5,302,081	5,192,081	-110,000	5,242,081	5,022,081	-220,000
	19,000,000	5,722,431	5,722,431	0	5,662,431	5,552,431	-110,000	5,602,431	5,382,431	-220,000
	20,000,000	6,082,781	6,082,781	0	6,022,781	5,912,781	-110,000	5,962,781	5,742,781	-220,000

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	148,958	-160,000	308,958	38,958	-270,000
	2,000,000	357,434	204,434	-153,000	357,434	94,434	-263,000
	3,000,000	740,008	607,290	-132,719	740,008	497,290	-242,719
	4,000,000	976,542	882,631	-93,911	972,365	772,631	-199,733
	5,000,000	1,197,461	1,108,961	-88,500	1,158,320	998,961	-159,359
	6,000,000	1,515,958	1,427,458	-88,500	1,464,976	1,317,458	-147,519
	7,000,000	1,773,010	1,684,510	-88,500	1,721,010	1,574,510	-146,500
	8,000,000	2,042,062	1,953,562	-88,500	1,990,062	1,843,562	-146,500
	9,000,000	2,314,915	2,226,415	-88,500	2,262,915	2,116,415	-146,500
	10,000,000	2,573,421	2,499,424	-73,998	2,521,421	2,389,424	-131,998
	11,000,000	2,921,409	2,861,815	-59,594	2,869,409	2,751,815	-117,594
	12,000,000	3,194,460	3,137,460	-57,000	3,127,940	3,027,460	-100,480
	13,000,000	3,469,106	3,412,106	-57,000	3,398,106	3,302,106	-96,000
	14,000,000	3,877,573	3,843,648	-33,925	3,806,573	3,733,648	-72,925
	15,000,000	4,211,497	4,216,300	4,804	4,140,497	4,106,300	-34,196
	16,000,000	4,612,739	4,618,739	6,000	4,506,335	4,508,739	2,404
	17,000,000	4,939,275	4,945,275	6,000	4,830,275	4,835,275	5,000
	18,000,000	5,305,741	5,311,741	6,000	5,196,741	5,201,741	5,000
	19,000,000	5,672,206	5,678,206	6,000	5,563,206	5,568,206	5,000
	20,000,000	6,038,671	6,044,671	6,000	5,929,671	5,934,671	5,000

【シミュレーション】

図表 II-101 世帯類型と負担の増減

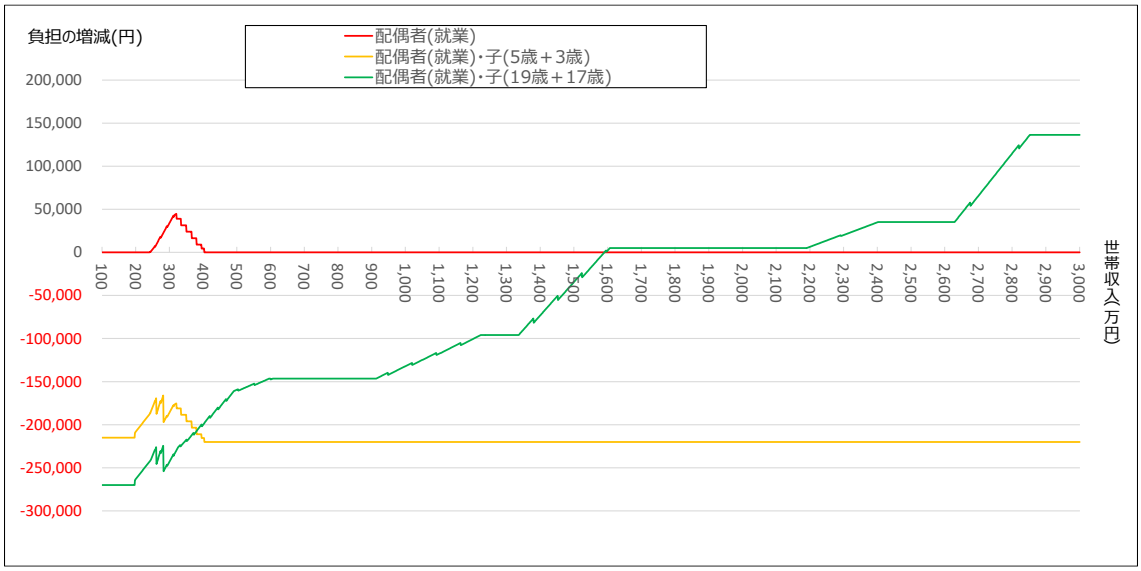


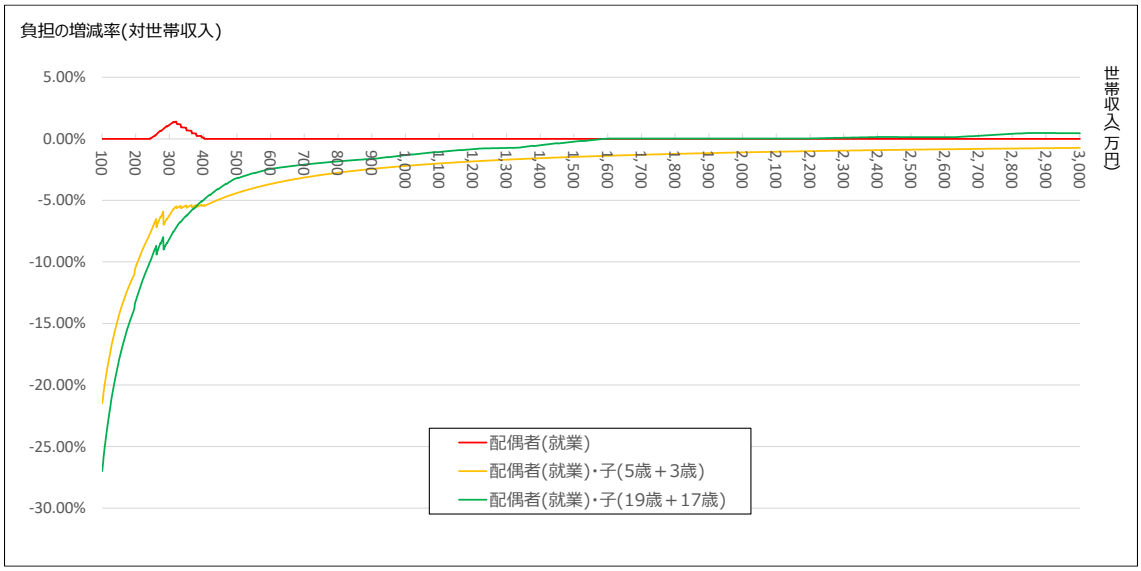


(注) 単身は影響なし。

【シミュレーション】

図表 II-102 世帯類型と負担の増減





7. シミュレーション結果（その他）

その他、米国の勤労所得税額控除と同等の給付付き税額控除(日米の所得差を調整)を設けるシミュレーション、N 分 N 乗方式(世帯単位課税)を導入する方式を想定する。なお、いずれについても必要な財源を消費税率引き上げにより賄う。

また、こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入のシミュレーションについても実施する。支援金については、定額で月 500 円のパターン、定率で 0.2%のパターンの双方のシミュレーションを実施する。

【シミュレーション】

(1) 勤労所得税額控除の導入＋消費税率 0.5%引き上げ

① 制度改革の内容

米国の勤労所得税額控除を参考とした給付付き税額控除を導入する。財源として、消費税率を 0.5%引き上げる。

<table>
<tr><th colspan="2">改正内容</th><th>詳細</th></tr>
<tr><td>所得税</td><td>給付付き税額控除の導入</td><td>米国の勤労所得税額控除類似の給付付き税額控除を導入する。（以下は世帯収入と税額控除額の関係）
<table>
<tr><th>子どもの数</th><th>逓増</th><th>定額</th><th>逓減</th><th>税額控除最大額</th></tr>
<tr><td>0</td><td>0～705,600
(7.65%)</td><td>705,600 ～
882,000</td><td>882,000 ～
1,587,600
(▲7.65%)</td><td>54,000</td></tr>
<tr><td>1</td><td>0 ～
1,057,500
(34%)</td><td>1,057,500
～
1,940,000</td><td>1,940,000
～
4,190,400
(▲15.98%)</td><td>359,550</td></tr>
<tr><td>2</td><td>0 ～
1,485,900
(40%)</td><td>1,485,900
～
1,940,000</td><td>1,940,000
～
4,762,620
(▲21.06%)</td><td>594,360</td></tr>
<tr><td>3 以上</td><td>0 ～
1,485,900
(45%)</td><td>1,485,900
～
1,940,000</td><td>1,940,000
～
5,074,470
(▲21.06%)</td><td>668,700</td></tr>
</table>
※基準として採用する収入は、世帯収入(各種控除前)である。</td></tr>
<tr><td>消費税</td><td>消費税率引き上げ</td><td>消費税を 0.5%引き上げる。</td></tr>
</table>

【シミュレーション】

② マクロの影響

a) 財政収支

消費税増税の影響に関して、実際には1%引き上げにより2兆円の増収が見込まれる。今回のシミュレーションにおいては、対象範囲が限定的であることから、増収額が0.6兆円程度にとどまり、合計で0.6兆円の減収となっている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,722,770,176,040	12,474,437,507,718	-1,248,332,668,322
個人住民税	11,463,842,941,080	11,463,842,941,080	0
その他	35,987,442,855,919	36,595,949,022,746	608,506,166,827
合計	61,174,055,973,039	60,534,229,471,545	-639,826,501,495

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

世帯類型別負担額（合計）を見ると、単身世帯・夫婦のみ世帯は負担が増加し、子育て世帯は負担減となっている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,524,185,284,788	17,249,039,857,108	30,400,830,831,143	61,174,055,973,039
改革後	13,537,161,867,764	17,369,050,151,863	29,628,017,451,918	60,534,229,471,545
差額	12,976,582,976	120,010,294,755	-772,813,379,225	-639,826,501,495

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-103 に示す。

給付付き税額控除の導入は低所得者層に有利であることから、再分配所得のジニ係数は低下している。

図表 II-103　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3825(改革により 0.0038 下落)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3378 (改革により 0.0050 下落)

【シミュレーション】

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。
(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・消費税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

d) 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-104 に示すとおりである。

図表 II-104　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	298,199	-25,425	323,624	298,199	-25,425
	2,000,000	576,386	566,165	-10,221	524,386	514,165	-10,221
	3,000,000	840,446	851,946	11,500	788,446	799,946	11,500
	4,000,000	1,096,072	1,108,822	12,750	1,044,072	1,056,822	12,750
	5,000,000	1,363,369	1,377,369	14,000	1,294,266	1,308,266	14,000
	6,000,000	1,674,400	1,689,650	15,250	1,603,400	1,618,650	15,250
	7,000,000	2,024,524	2,041,024	16,500	1,922,431	1,938,931	16,500
	8,000,000	2,406,440	2,424,190	17,750	2,297,440	2,315,190	17,750
	9,000,000	2,748,990	2,767,990	19,000	2,639,990	2,658,990	19,000
	10,000,000	3,110,740	3,130,990	20,250	3,001,740	3,021,990	20,250
	11,000,000	3,487,204	3,508,704	21,500	3,406,990	3,428,490	21,500
	12,000,000	3,865,359	3,888,109	22,750	3,865,359	3,888,109	22,750
	13,000,000	4,270,734	4,294,734	24,000	4,270,734	4,294,734	24,000
	14,000,000	4,746,509	4,771,759	25,250	4,746,509	4,771,759	25,250
	15,000,000	5,242,804	5,269,304	26,500	5,242,804	5,269,304	26,500
	16,000,000	5,718,579	5,746,329	27,750	5,718,579	5,746,329	27,750
	17,000,000	6,194,354	6,223,354	29,000	6,194,354	6,223,354	29,000
	18,000,000	6,649,609	6,679,859	30,250	6,649,609	6,679,859	30,250
	19,000,000	7,104,864	7,136,364	31,500	7,104,864	7,136,364	31,500
	20,000,000	7,560,119	7,592,869	32,750	7,560,119	7,592,869	32,750

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	59,624	-144,000	83,624	-87,376	-171,000
	2,000,000	378,252	28,952	-349,300	258,252	-259,498	-517,750
	3,000,000	668,446	333,180	-335,266	548,446	-17,569	-566,014
	4,000,000	924,072	708,308	-215,764	804,072	395,130	-408,942
	5,000,000	1,174,266	1,087,592	-86,674	1,054,266	815,030	-239,236
	6,000,000	1,483,400	1,498,650	15,250	1,363,400	1,293,871	-69,530
	7,000,000	1,802,431	1,818,931	16,500	1,682,431	1,698,931	16,500
	8,000,000	2,177,440	2,195,190	17,750	2,057,440	2,075,190	17,750
	9,000,000	2,579,990	2,598,990	19,000	2,399,990	2,418,990	19,000
	10,000,000	2,941,740	2,961,990	20,250	2,881,740	2,901,990	20,250
	11,000,000	3,346,990	3,368,490	21,500	3,286,990	3,308,490	21,500
	12,000,000	3,865,359	3,888,109	22,750	3,865,359	3,888,109	22,750
	13,000,000	4,270,734	4,294,734	24,000	4,270,734	4,294,734	24,000
	14,000,000	4,746,509	4,771,759	25,250	4,746,509	4,771,759	25,250
	15,000,000	5,242,804	5,269,304	26,500	5,242,804	5,269,304	26,500
	16,000,000	5,718,579	5,746,329	27,750	5,718,579	5,746,329	27,750
	17,000,000	6,194,354	6,223,354	29,000	6,194,354	6,223,354	29,000
	18,000,000	6,649,609	6,679,859	30,250	6,649,609	6,679,859	30,250
	19,000,000	7,104,864	7,136,364	31,500	7,104,864	7,136,364	31,500
	20,000,000	7,560,119	7,592,869	32,750	7,560,119	7,592,869	32,750

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	189,234	-144,000	333,234	162,234	-171,000
	2,000,000	511,624	162,324	-349,300	511,624	-6,126	-517,750
	3,000,000	736,835	401,569	-335,266	709,472	143,458	-566,014
	4,000,000	999,131	783,367	-215,764	947,131	538,189	-408,942
	5,000,000	1,255,822	1,169,148	-86,674	1,203,822	964,586	-239,236
	6,000,000	1,543,235	1,558,485	15,250	1,491,235	1,421,706	-69,530
	7,000,000	1,865,974	1,882,474	16,500	1,794,974	1,811,474	16,500
	8,000,000	2,178,420	2,196,170	17,750	2,107,515	2,125,265	17,750
	9,000,000	2,526,320	2,545,320	19,000	2,417,320	2,436,320	19,000
	10,000,000	2,894,186	2,914,436	20,250	2,785,186	2,805,436	20,250
	11,000,000	3,307,080	3,328,580	21,500	3,198,080	3,219,580	21,500
	12,000,000	3,747,160	3,769,910	22,750	3,626,760	3,649,510	22,750
	13,000,000	4,155,833	4,179,833	24,000	4,035,433	4,059,433	24,000
	14,000,000	4,565,190	4,590,440	25,250	4,420,348	4,445,598	25,250
	15,000,000	5,068,954	5,095,454	26,500	4,910,554	4,937,054	26,500
	16,000,000	5,548,464	5,576,214	27,750	5,390,064	5,417,814	27,750
	17,000,000	6,027,974	6,056,974	29,000	5,869,574	5,898,574	29,000
	18,000,000	6,483,229	6,513,479	30,250	6,324,829	6,355,079	30,250
	19,000,000	6,938,484	6,969,984	31,500	6,780,084	6,811,584	31,500
	20,000,000	7,393,739	7,426,489	32,750	7,235,339	7,268,089	32,750

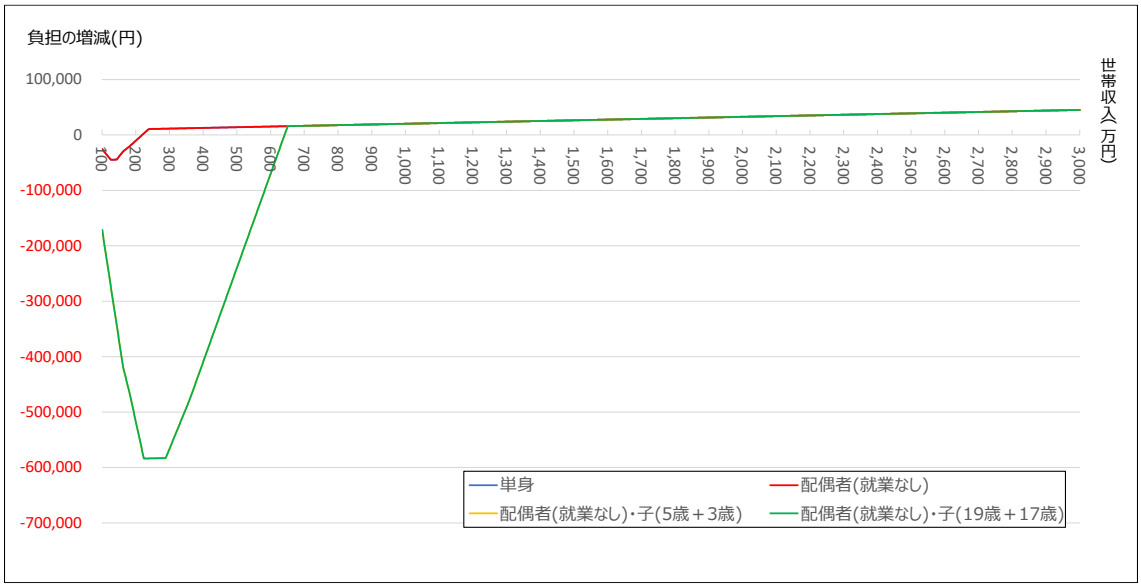
【シミュレーション】

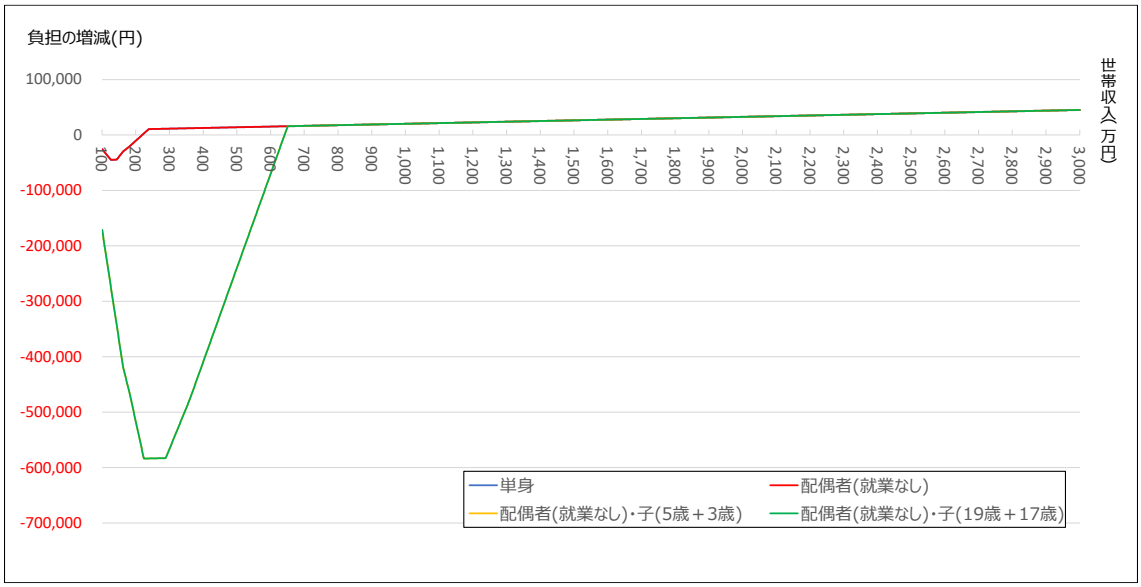
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	311,624	9,000	182,624	191,624	9,000	62,624	71,624	9,000
	2,000,000	347,824	305,473	-42,351	227,824	-67,926	-295,750	107,824	-241,926	-349,750
	3,000,000	714,554	726,054	11,500	594,554	246,504	-348,050	474,554	-108,306	-582,860
	4,000,000	1,011,572	1,024,322	12,750	891,572	656,632	-234,940	771,572	337,362	-434,210
	5,000,000	1,236,833	1,250,833	14,000	1,116,833	995,003	-121,830	996,833	711,271	-285,561
	6,000,000	1,544,191	1,559,441	15,250	1,424,191	1,415,471	-8,720	1,304,191	1,167,279	-136,912
	7,000,000	1,793,818	1,810,318	16,500	1,673,818	1,690,318	16,500	1,553,818	1,565,555	11,737
	8,000,000	2,055,444	2,073,194	17,750	1,935,444	1,953,194	17,750	1,815,444	1,833,194	17,750
	9,000,000	2,322,946	2,341,946	19,000	2,202,946	2,221,946	19,000	2,082,946	2,101,946	19,000
	10,000,000	2,592,788	2,613,038	20,250	2,472,788	2,493,038	20,250	2,352,788	2,373,038	20,250
	11,000,000	2,944,696	2,966,196	21,500	2,824,696	2,846,196	21,500	2,704,696	2,726,196	21,500
	12,000,000	3,215,100	3,237,850	22,750	3,095,100	3,117,850	22,750	2,975,100	2,997,850	22,750
	13,000,000	3,488,510	3,512,510	24,000	3,368,510	3,392,510	24,000	3,248,510	3,272,510	24,000
	14,000,000	3,918,449	3,943,699	25,250	3,798,449	3,823,699	25,250	3,678,449	3,703,699	25,250
	15,000,000	4,286,515	4,313,015	26,500	4,166,515	4,193,015	26,500	4,046,515	4,073,015	26,500
	16,000,000	4,679,781	4,707,531	27,750	4,559,781	4,587,531	27,750	4,439,781	4,467,531	27,750
	17,000,000	5,001,731	5,030,731	29,000	4,881,731	4,910,731	29,000	4,761,731	4,790,731	29,000
	18,000,000	5,362,081	5,392,331	30,250	5,302,081	5,332,331	30,250	5,242,081	5,272,331	30,250
	19,000,000	5,722,431	5,753,931	31,500	5,662,431	5,693,931	31,500	5,602,431	5,633,931	31,500
	20,000,000	6,082,781	6,115,531	32,750	6,022,781	6,055,531	32,750	5,962,781	5,995,531	32,750

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	317,958	9,000	308,958	317,958	9,000
	2,000,000	357,434	61,684	-295,750	357,434	7,684	-349,750
	3,000,000	740,008	391,958	-348,050	740,008	157,148	-582,860
	4,000,000	976,542	741,602	-234,940	972,365	538,154	-434,210
	5,000,000	1,197,461	1,075,631	-121,830	1,158,320	872,759	-285,561
	6,000,000	1,515,958	1,507,238	-8,720	1,464,976	1,328,064	-136,912
	7,000,000	1,773,010	1,789,510	16,500	1,721,010	1,732,747	11,737
	8,000,000	2,042,062	2,059,812	17,750	1,990,062	2,007,812	17,750
	9,000,000	2,314,915	2,333,915	19,000	2,262,915	2,281,915	19,000
	10,000,000	2,573,421	2,593,671	20,250	2,521,421	2,541,671	20,250
	11,000,000	2,921,409	2,942,909	21,500	2,869,409	2,890,909	21,500
	12,000,000	3,194,460	3,217,210	22,750	3,127,940	3,150,690	22,750
	13,000,000	3,469,106	3,493,106	24,000	3,398,106	3,422,106	24,000
	14,000,000	3,877,573	3,902,823	25,250	3,806,573	3,831,823	25,250
	15,000,000	4,211,497	4,237,997	26,500	4,140,497	4,166,997	26,500
	16,000,000	4,612,739	4,640,489	27,750	4,506,335	4,534,085	27,750
	17,000,000	4,939,275	4,968,275	29,000	4,830,275	4,859,275	29,000
	18,000,000	5,305,741	5,335,991	30,250	5,196,741	5,226,991	30,250
	19,000,000	5,672,206	5,703,706	31,500	5,563,206	5,594,706	31,500
	20,000,000	6,038,671	6,071,421	32,750	5,929,671	5,962,421	32,750

【シミュレーション】

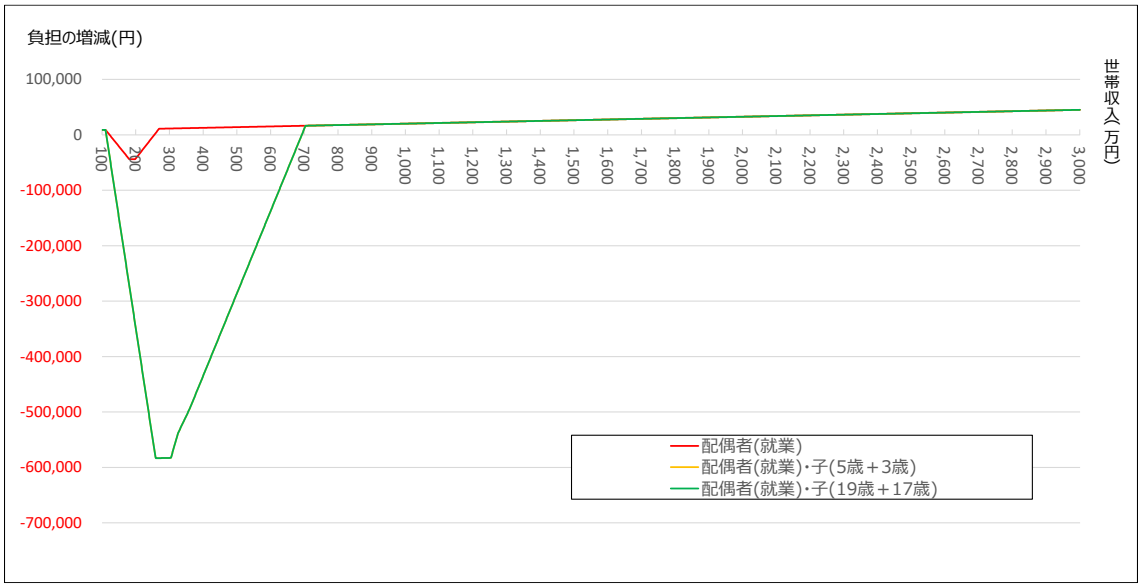
図表 II-105 世帯類型と負担の増減(勤労所得税額控除の導入＋消費税率 0.5%引き上げ①)

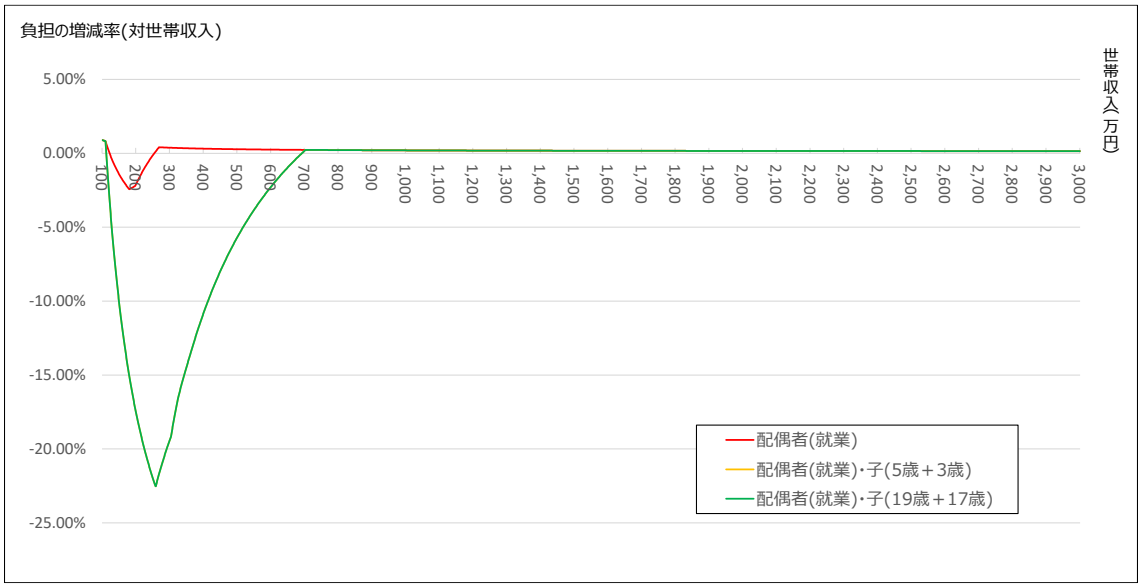




【シミュレーション】

図表 II-106 世帯類型と負担の増減(勤労所得税額控除の導入＋消費税率 0.5%引き上げ②)





【シミュレーション】

(2) N 分 N 乗方式の導入（世帯単位かつ配偶者控除・扶養控除廃止）＋消費税率 2%引き上げ

① 制度改正の内容

個人所得税の課税方式を世帯単位課税(合算分割)、つまり N 分 N 乗法(フランス同等)に変更するとともに、配偶者控除・扶養控除を廃止する。また、税収中立を図るため消費税率を 2%引き上げる。

改正内容		詳細
所得税	N 分 N 乗法の採用	課税方式を個人単位から世帯単位に変更 分割計数は、納税者本人 1、配偶者 1、第 1 子 0.5、第 2 子 0.5、第 3 子 1、第 4 子以降 1、その他扶養家族 0.5　とする
	人的控除の廃止	配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を廃止する
消費税	消費税率引き上げ	消費税を 2%引き上げる。

【シミュレーション】

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、個人所得税が 4.4 兆円程度マイナスになることが想定される。

消費税増税の影響に関して、実際には 1%引き上げにより 2 兆円程度の増収が見込まれる。今回のシミュレーションにおいては、対象範囲が限定的であることから、増収額が 2.4 兆円程度にとどまり、合計で 2.0 兆円の減収となっている。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,722,770,176,040	9,286,678,187,229	-4,436,091,988,812
個人住民税	11,463,842,941,080	11,463,842,941,080	0
その他	35,987,442,855,919	38,421,467,523,229	2,434,024,667,310
合計	61,174,055,973,039	59,171,988,651,538	-2,002,067,321,502

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。

(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。

(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

子育て世帯の恩恵が大きくなっている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,524,185,284,788	17,249,039,857,108	30,400,830,831,143	61,174,055,973,039
改革後	14,292,247,546,195	16,938,465,639,548	27,941,275,465,795	59,171,988,651,538
差額	768,062,261,407	-310,574,217,560	-2,459,555,365,348	-2,002,067,321,502

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-107 に示す。

N 分 N 乗方式は高所得者に有利であるため、再分配所得のジニ係数は、税制改正により上昇している。

図表 II-107　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3995 (改革により 0.0132 上昇)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3536 (改革により 0.0108 上昇)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

【シミュレーション】

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-108 に示すとおりである。

単身世帯・配偶者(就業)世帯においては、世帯収入に関わらず N 分 N 乗方式の恩恵はなく、消費税率引き上げによる増税の影響のみを受ける。配偶者(就業なし)あるいは子どもがいる世帯においては、世帯収入が低いと消費増税・控除廃止の影響が大きいため増税となる。一方、世帯収入が一定額を超えると負担・給付の合計額が下がり、制度改正の恩恵を受けることとなる。

特に、①配偶者が就業していない、②子どもの数が多い、③世帯収入が高い　世帯において恩恵が大きくなる結果となっている。

図表 II-108　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	359,624	36,000	323,624	359,624	36,000
	2,000,000	576,386	617,386	41,000	524,386	584,386	60,000
	3,000,000	840,446	886,446	46,000	788,446	853,446	65,000
	4,000,000	1,096,072	1,147,072	51,000	1,044,072	1,114,072	70,000
	5,000,000	1,363,369	1,419,369	56,000	1,294,266	1,369,266	75,000
	6,000,000	1,674,400	1,735,400	61,000	1,603,400	1,653,325	49,925
	7,000,000	2,024,524	2,090,524	66,000	1,922,431	1,943,385	20,953
	8,000,000	2,406,440	2,477,440	71,000	2,297,440	2,238,560	-58,880
	9,000,000	2,748,990	2,824,990	76,000	2,639,990	2,496,010	-143,980
	10,000,000	3,110,740	3,191,740	81,000	3,001,740	2,768,260	-233,480
	11,000,000	3,487,204	3,573,204	86,000	3,406,990	3,117,340	-289,650
	12,000,000	3,865,359	3,956,359	91,000	3,865,359	3,493,590	-371,769
	13,000,000	4,270,734	4,366,734	96,000	4,270,734	3,871,540	-399,194
	14,000,000	4,746,509	4,847,509	101,000	4,746,509	4,228,490	-518,019
	15,000,000	5,242,804	5,348,804	106,000	5,242,804	4,610,640	-632,164
	16,000,000	5,718,579	5,829,579	111,000	5,718,579	4,967,590	-750,989
	17,000,000	6,194,354	6,310,354	116,000	6,194,354	5,324,540	-869,814
	18,000,000	6,649,609	6,770,609	121,000	6,649,609	5,656,290	-993,319
	19,000,000	7,104,864	7,230,864	126,000	7,104,864	6,014,664	-1,090,200
	20,000,000	7,560,119	7,691,119	131,000	7,560,119	6,376,069	-1,184,050

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	239,624	36,000	83,624	119,624	36,000
	2,000,000	378,252	438,252	60,000	258,252	318,252	60,000
	3,000,000	668,446	733,446	65,000	548,446	613,446	65,000
	4,000,000	924,072	994,072	70,000	804,072	874,072	70,000
	5,000,000	1,174,266	1,249,266	75,000	1,054,266	1,129,266	75,000
	6,000,000	1,483,400	1,533,325	49,925	1,363,400	1,413,325	49,925
	7,000,000	1,802,431	1,823,385	20,953	1,682,431	1,703,385	20,953
	8,000,000	2,177,440	2,094,445	-82,995	2,057,440	1,974,445	-82,995
	9,000,000	2,579,990	2,387,235	-192,755	2,399,990	2,186,845	-213,145
	10,000,000	2,941,740	2,659,485	-282,255	2,881,740	2,550,710	-331,030
	11,000,000	3,346,990	2,952,385	-394,605	3,286,990	2,843,610	-443,380
	12,000,000	3,865,359	3,292,285	-573,074	3,865,359	3,243,510	-621,849
	13,000,000	4,270,734	3,657,715	-613,019	4,270,734	3,529,210	-741,524
	14,000,000	4,746,509	4,014,665	-731,844	4,746,509	3,800,840	-945,669
	15,000,000	5,242,804	4,396,815	-845,989	5,242,804	4,182,990	-1,059,814
	16,000,000	5,718,579	4,753,765	-964,814	5,718,579	4,539,940	-1,178,639
	17,000,000	6,194,354	5,110,715	-1,083,639	6,194,354	4,896,890	-1,297,464
	18,000,000	6,649,609	5,442,465	-1,207,144	6,649,609	5,228,640	-1,420,969
	19,000,000	7,104,864	5,774,215	-1,330,649	7,104,864	5,560,390	-1,544,474
	20,000,000	7,560,119	6,105,965	-1,454,154	7,560,119	5,892,140	-1,667,979

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	369,234	36,000	333,234	369,234	36,000
	2,000,000	511,624	575,888	64,264	511,624	575,888	64,264
	3,000,000	736,835	832,579	95,744	709,472	805,216	95,744
	4,000,000	999,131	1,100,631	101,500	947,131	1,067,631	120,500
	5,000,000	1,255,822	1,362,322	106,500	1,203,822	1,329,322	125,500
	6,000,000	1,543,235	1,654,735	111,500	1,491,235	1,621,735	130,500
	7,000,000	1,865,974	1,953,148	87,175	1,794,974	1,920,148	125,175
	8,000,000	2,178,420	2,232,563	54,143	2,107,515	2,199,563	92,048
	9,000,000	2,526,320	2,467,755	-58,565	2,417,320	2,418,460	1,140
	10,000,000	2,894,186	2,746,994	-147,191	2,785,186	2,665,219	-119,966
	11,000,000	3,307,080	3,048,630	-258,449	3,198,080	2,966,855	-231,224
	12,000,000	3,747,160	3,332,898	-414,262	3,626,760	3,251,123	-375,637
	13,000,000	4,155,833	3,696,035	-459,798	4,035,433	3,546,433	-489,000
	14,000,000	4,565,190	4,057,571	-507,619	4,420,348	3,813,374	-606,974
	15,000,000	5,068,954	4,448,894	-620,060	4,910,554	4,202,069	-708,485
	16,000,000	5,548,464	4,810,431	-738,033	5,390,064	4,563,606	-826,458
	17,000,000	6,027,974	5,171,967	-856,007	5,869,574	4,925,142	-944,432
	18,000,000	6,483,229	5,503,717	-979,512	6,324,829	5,256,892	-1,067,937
	19,000,000	6,938,484	5,835,467	-1,103,017	6,780,084	5,588,642	-1,191,442
	20,000,000	7,393,739	6,167,217	-1,226,522	7,235,339	5,920,392	-1,314,947

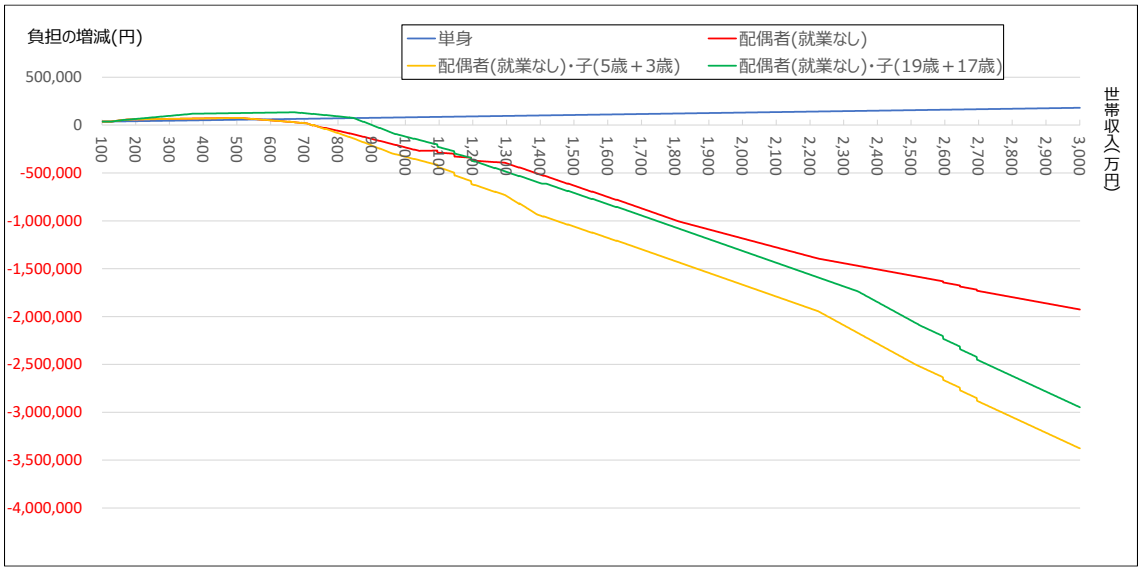
【シミュレーション】

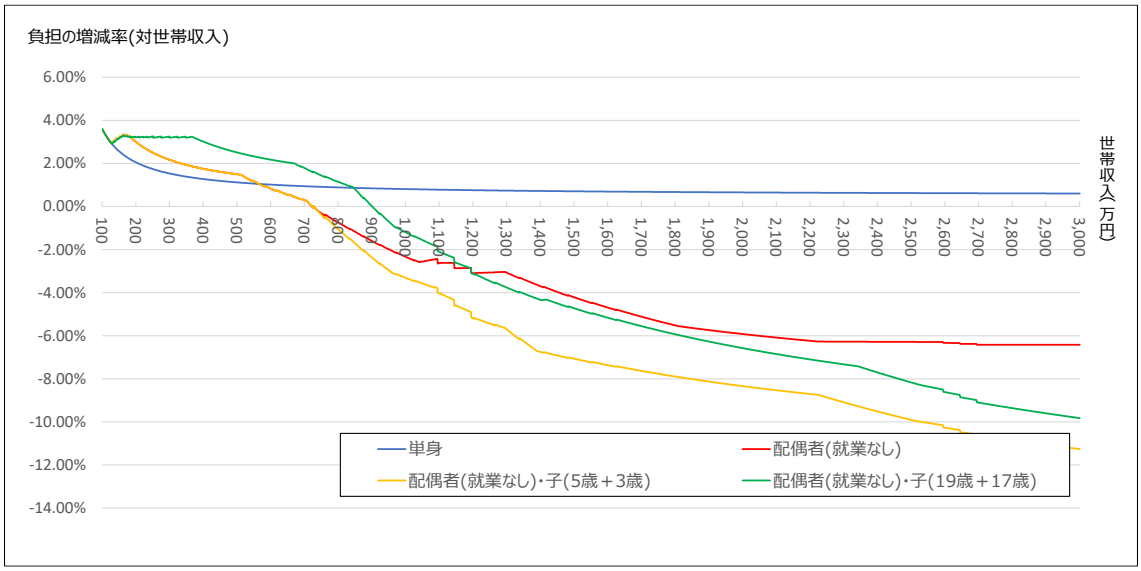
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	338,624	36,000	182,624	218,624	36,000	62,624	98,624	36,000
	2,000,000	347,824	388,824	41,000	227,824	268,824	41,000	107,824	148,824	41,000
	3,000,000	714,554	770,044	55,490	594,554	650,044	55,490	474,554	530,044	55,490
	4,000,000	1,011,572	1,064,072	52,500	891,572	944,072	52,500	771,572	824,072	52,500
	5,000,000	1,236,833	1,292,833	56,000	1,116,833	1,172,833	56,000	996,833	1,052,833	56,000
	6,000,000	1,544,191	1,605,191	61,000	1,424,191	1,485,191	61,000	1,304,191	1,365,191	61,000
	7,000,000	1,793,818	1,859,818	66,000	1,673,818	1,739,818	66,000	1,553,818	1,619,818	66,000
	8,000,000	2,055,444	2,126,444	71,000	1,935,444	2,006,444	71,000	1,815,444	1,886,444	71,000
	9,000,000	2,322,946	2,398,434	75,488	2,202,946	2,276,108	73,162	2,082,946	2,156,108	73,162
	10,000,000	2,592,788	2,673,788	81,000	2,472,788	2,516,906	44,118	2,352,788	2,396,906	44,118
	11,000,000	2,944,696	3,030,696	86,000	2,824,696	2,861,921	37,225	2,704,696	2,724,327	19,631
	12,000,000	3,215,100	3,306,100	91,000	3,095,100	3,137,325	42,225	2,975,100	2,968,550	-6,550
	13,000,000	3,488,510	3,581,067	92,556	3,368,510	3,411,729	43,219	3,248,510	3,242,954	-5,556
	14,000,000	3,918,449	4,019,449	101,000	3,798,449	3,783,637	-14,811	3,678,449	3,614,862	-63,586
	15,000,000	4,286,515	4,392,515	106,000	4,166,515	4,078,041	-88,473	4,046,515	3,909,266	-137,248
	16,000,000	4,679,781	4,790,781	111,000	4,559,781	4,456,956	-102,825	4,439,781	4,232,470	-207,310
	17,000,000	5,001,731	5,117,731	116,000	4,881,731	4,783,906	-97,825	4,761,731	4,474,170	-287,560
	18,000,000	5,362,081	5,483,081	121,000	5,302,081	5,209,256	-92,825	5,242,081	4,935,431	-306,650
	19,000,000	5,722,431	5,848,431	126,000	5,662,431	5,574,606	-87,825	5,602,431	5,300,781	-301,650
	20,000,000	6,082,781	6,213,781	131,000	6,022,781	5,939,956	-82,825	5,962,781	5,666,131	-296,650

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	344,958	36,000	308,958	344,958	36,000
	2,000,000	357,434	398,434	41,000	357,434	398,434	41,000
	3,000,000	740,008	794,810	54,802	740,008	794,810	54,802
	4,000,000	976,542	1,050,631	74,089	972,365	1,046,453	74,089
	5,000,000	1,197,461	1,284,961	87,500	1,158,320	1,251,961	93,641
	6,000,000	1,515,958	1,608,458	92,500	1,464,976	1,575,458	110,481
	7,000,000	1,773,010	1,870,510	97,500	1,721,010	1,837,510	116,500
	8,000,000	2,042,062	2,144,562	102,500	1,990,062	2,111,562	121,500
	9,000,000	2,314,915	2,421,651	106,737	2,262,915	2,388,651	125,737
	10,000,000	2,573,421	2,668,019	94,598	2,521,421	2,635,019	113,598
	11,000,000	2,921,409	3,019,040	97,631	2,869,409	2,973,578	104,169
	12,000,000	3,194,460	3,299,685	105,225	3,127,940	3,219,970	92,030
	13,000,000	3,469,106	3,579,331	110,225	3,398,106	3,497,556	99,450
	14,000,000	3,877,573	3,961,722	84,150	3,806,573	3,879,947	73,375
	15,000,000	4,211,497	4,261,368	49,871	4,140,497	4,179,593	39,096
	16,000,000	4,612,739	4,635,914	23,175	4,506,335	4,513,280	6,946
	17,000,000	4,939,275	4,967,450	28,175	4,830,275	4,760,222	-70,054
	18,000,000	5,305,741	5,338,916	33,175	5,196,741	5,092,091	-104,650
	19,000,000	5,672,206	5,710,381	38,175	5,563,206	5,463,556	-99,650
	20,000,000	6,038,671	6,081,846	43,175	5,929,671	5,835,021	-94,650

【シミュレーション】

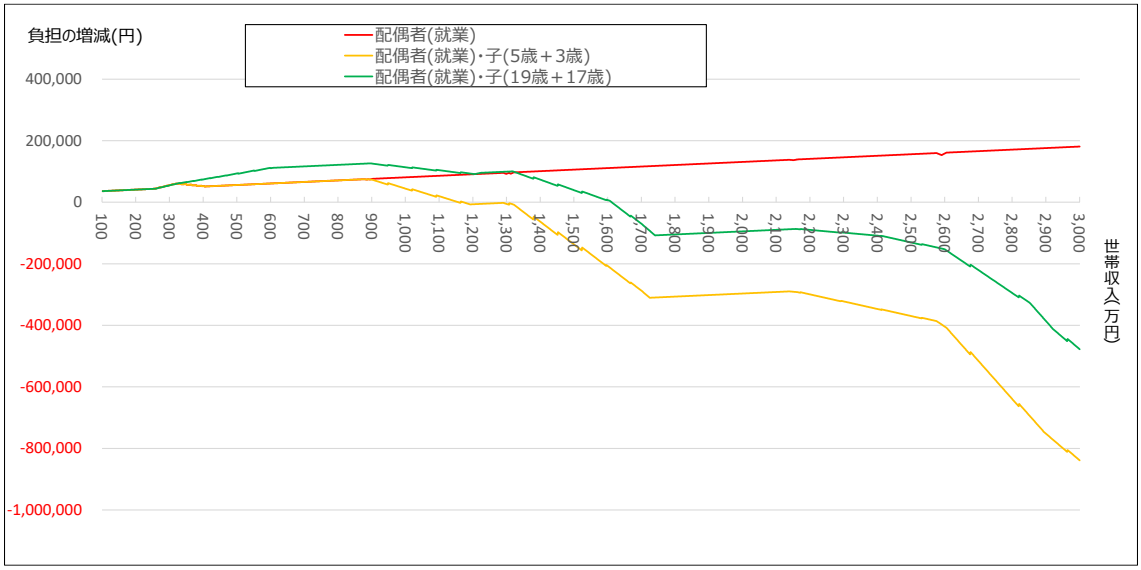
図表 II-109 世帯類型と負担の増減

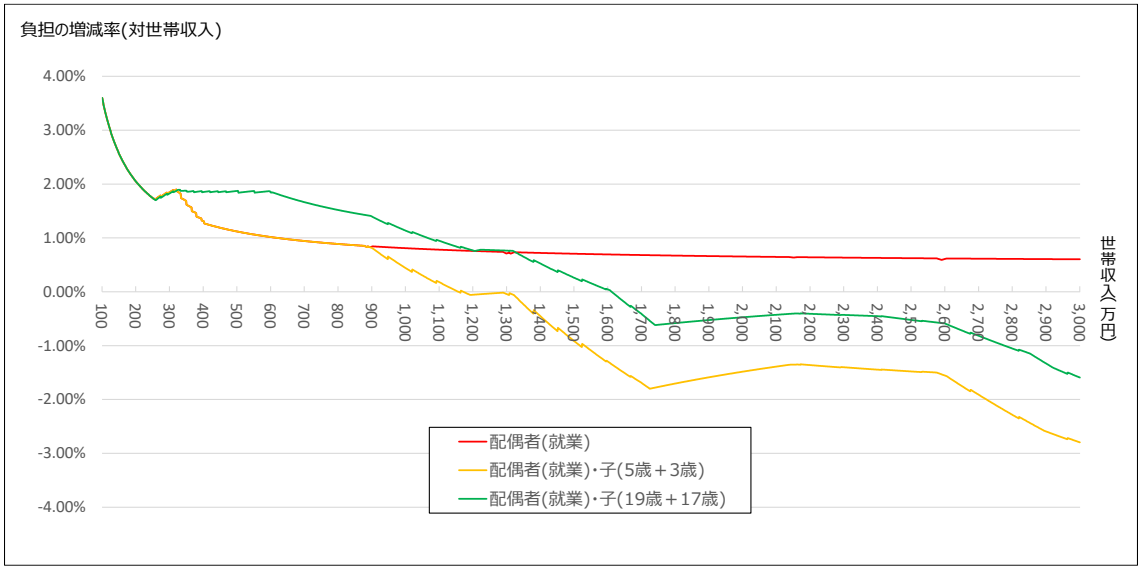




【シミュレーション】

図表 II-110 世帯類型と負担の増減





【シミュレーション】

(3) こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入(支援金は定額)

① 制度改正の内容

こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小を行う。また、児童手当拡充等の財源に充てるため、月 500 円の支援金を医療保険料に上乗せして徴収する。

種類			現制度	新制度
児童手当	0～2 歳	第 1 子・第 2 子	月 1 万 5,000 円	月 1 万 5,000 円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	3 歳～小学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	中学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万円	**月 3 万円**
	高校生	第 1 子・第 2 子	なし	**月 1 万円**
		第 3 子以降	なし	**月 3 万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**
扶養控除	0～15 歳		なし	なし
	16～18 歳	所得税	38 万円	**25 万円**
		住民税	33 万円	**12 万円**
	19～22 歳	所得税	63 万円	63 万円
		住民税	45 万円	45 万円

注：新制度の開始時期は、児童手当は 2024 年 10 月、扶養控除は 2026 年からとなっている。
出典：こども未来戦略方針、税制改正大綱

【シミュレーション】

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、個人所得税が 2,908 億円プラス、個人住民税が 338 億円プラスになる。また、児童手当の増額、支援金による財源調達により、その他 7,926 億円程度マイナスになることが想定される。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,722,770,176,040	14,013,600,412,010	290,830,235,970
個人住民税	11,463,842,941,080	11,497,690,640,949	33,847,699,869
その他	35,987,442,855,919	35,194,818,749,766	-792,624,106,153
合計	61,174,055,973,039	60,706,109,802,725	-467,946,170,315

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

子どものいない単身世帯・夫婦のみ世帯から子育て世帯に対して移転が行われている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,524,185,284,788	17,249,039,857,108	30,400,830,831,143	61,174,055,973,039
改革後	13,614,672,308,454	17,312,343,501,922	29,779,093,992,348	60,706,109,802,725
差額	90,487,023,666	63,303,644,814	-621,736,838,795	-467,946,170,315

世帯主の年代別に見ると、30 代・40 代・50 代は負担減(給付増)となり、20 代・60 代は負担増となっている。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	-0.6%	31.5%	72.2%	4.7%	-7.8%
増減税額	32 億円	-1,707 億円	-3,915 億円	-257 億円	424 億円

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-111 に示す。

児童手当の所得制限撤廃により、高所得者も児童手当の恩恵を受けることとなるため、ジニ係数はやや上昇している。

図表 II-111　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3879 (改革により 0.0016 上昇)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3434 (改革により 0.0006 上昇)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-112 に示すとおりである。

単身世帯・配偶者(就業)世帯においては、世帯収入に関わらず児童手当の拡充の恩恵はなく、支援金による負担増の影響のみを受ける。なお、支援金について、社会保険料控除の対象となることを前提とすると、所得が高い世帯の方が実質的な負担額は小さくなる。

子育て世帯について、最も恩恵が大きい世帯は、現在所得制限で児童手当の対象外となっており、かつ扶養控除縮小の影響も受けない 15 歳以下の子どもがいる高所得者世帯である。

図表 II-112　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	329,624	6,000	323,624	329,624	6,000
	2,000,000	576,386	581,486	5,100	524,386	529,486	5,100
	3,000,000	840,446	845,546	5,100	788,446	793,546	5,100
	4,000,000	1,096,072	1,101,172	5,100	1,044,072	1,049,172	5,100
	5,000,000	1,363,369	1,368,169	4,800	1,294,266	1,299,366	5,100
	6,000,000	1,674,400	1,679,200	4,800	1,603,400	1,608,200	4,800
	7,000,000	2,024,524	2,028,724	4,200	1,922,431	1,927,231	4,800
	8,000,000	2,406,440	2,410,640	4,200	2,297,440	2,301,640	4,200
	9,000,000	2,748,990	2,753,190	4,200	2,639,990	2,644,190	4,200
	10,000,000	3,110,740	3,114,940	4,200	3,001,740	3,005,940	4,200
	11,000,000	3,487,204	3,491,224	4,020	3,406,990	3,411,190	4,200
	12,000,000	3,865,359	3,869,379	4,020	3,865,359	3,869,379	4,020
	13,000,000	4,270,734	4,274,154	3,420	4,270,734	4,274,154	3,420
	14,000,000	4,746,509	4,749,929	3,420	4,746,509	4,749,929	3,420
	15,000,000	5,242,804	5,246,224	3,420	5,242,804	5,246,224	3,420
	16,000,000	5,718,579	5,721,999	3,420	5,718,579	5,721,999	3,420
	17,000,000	6,194,354	6,197,774	3,420	6,194,354	6,197,774	3,420
	18,000,000	6,649,609	6,653,029	3,420	6,649,609	6,653,029	3,420
	19,000,000	7,104,864	7,108,284	3,420	7,104,864	7,108,284	3,420
	20,000,000	7,560,119	7,563,539	3,420	7,560,119	7,563,539	3,420

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	209,624	6,000	83,624	89,624	6,000
	2,000,000	378,252	383,952	5,700	258,252	263,952	5,700
	3,000,000	668,446	673,546	5,100	548,446	553,546	5,100
	4,000,000	924,072	929,172	5,100	804,072	809,172	5,100
	5,000,000	1,174,266	1,179,366	5,100	1,054,266	1,059,366	5,100
	6,000,000	1,483,400	1,488,200	4,800	1,363,400	1,368,200	4,800
	7,000,000	1,802,431	1,807,231	4,800	1,682,431	1,687,231	4,800
	8,000,000	2,177,440	2,181,640	4,200	2,057,440	2,061,640	4,200
	9,000,000	2,579,990	2,524,190	-55,800	2,399,990	2,404,190	4,200
	10,000,000	2,941,740	2,885,940	-55,800	2,881,740	2,765,940	-115,800
	11,000,000	3,346,990	3,291,190	-55,800	3,286,990	3,171,190	-115,800
	12,000,000	3,865,359	3,749,379	-115,980	3,865,359	3,629,379	-235,980
	13,000,000	4,270,734	4,154,154	-116,580	4,270,734	4,034,154	-236,580
	14,000,000	4,746,509	4,629,929	-116,580	4,746,509	4,509,929	-236,580
	15,000,000	5,242,804	5,126,224	-116,580	5,242,804	5,006,224	-236,580
	16,000,000	5,718,579	5,601,999	-116,580	5,718,579	5,481,999	-236,580
	17,000,000	6,194,354	6,077,774	-116,580	6,194,354	5,957,774	-236,580
	18,000,000	6,649,609	6,533,029	-116,580	6,649,609	6,413,029	-236,580
	19,000,000	7,104,864	6,988,284	-116,580	7,104,864	6,868,284	-236,580
	20,000,000	7,560,119	7,443,539	-116,580	7,560,119	7,323,539	-236,580

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	339,234	6,000	333,234	219,234	-114,000
	2,000,000	511,624	517,624	6,000	511,624	397,624	-114,000
	3,000,000	736,835	742,235	5,400	709,472	610,235	-99,237
	4,000,000	999,131	1,004,231	5,100	947,131	859,731	-87,400
	5,000,000	1,255,822	1,260,922	5,100	1,203,822	1,116,422	-87,400
	6,000,000	1,543,235	1,548,335	5,100	1,491,235	1,403,835	-87,400
	7,000,000	1,865,974	1,870,774	4,800	1,794,974	1,713,774	-81,200
	8,000,000	2,178,420	2,183,315	4,895	2,107,515	2,026,315	-81,200
	9,000,000	2,526,320	2,530,520	4,200	2,417,320	2,348,520	-68,800
	10,000,000	2,894,186	2,898,386	4,200	2,785,186	2,716,386	-68,800
	11,000,000	3,307,080	3,311,280	4,200	3,198,080	3,129,280	-68,800
	12,000,000	3,747,160	3,751,180	4,020	3,626,760	3,561,680	-65,080
	13,000,000	4,155,833	4,159,853	4,020	4,035,433	3,970,353	-65,080
	14,000,000	4,565,190	4,568,610	3,420	4,420,348	4,355,268	-65,080
	15,000,000	5,068,954	5,072,374	3,420	4,910,554	4,857,874	-52,680
	16,000,000	5,548,464	5,551,884	3,420	5,390,064	5,337,384	-52,680
	17,000,000	6,027,974	6,031,394	3,420	5,869,574	5,816,894	-52,680
	18,000,000	6,483,229	6,486,649	3,420	6,324,829	6,272,149	-52,680
	19,000,000	6,938,484	6,941,904	3,420	6,780,084	6,727,404	-52,680
	20,000,000	7,393,739	7,397,159	3,420	7,235,339	7,182,659	-52,680

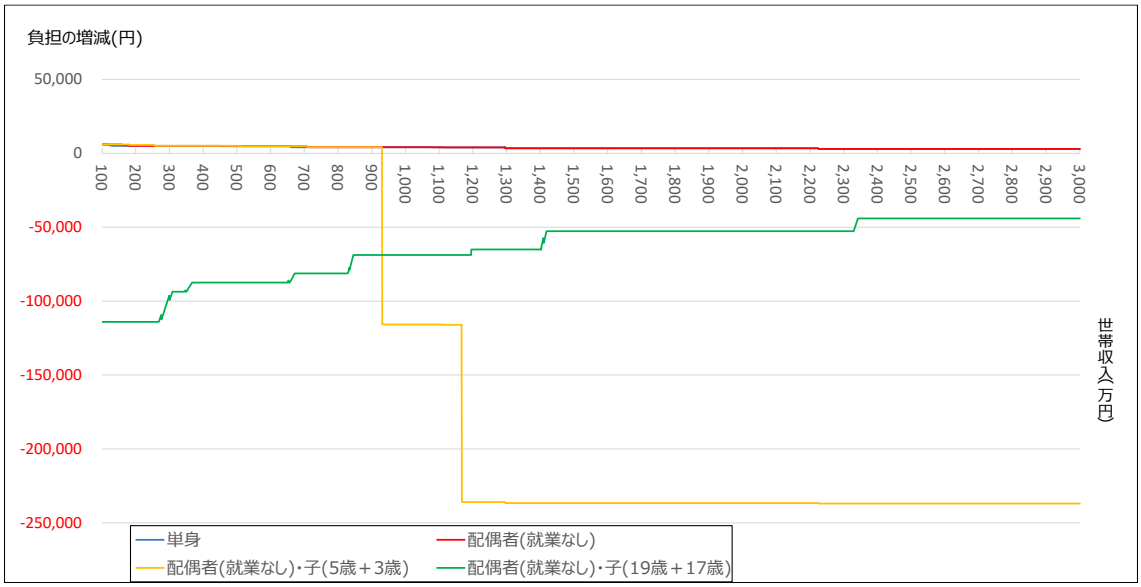
【シミュレーション】

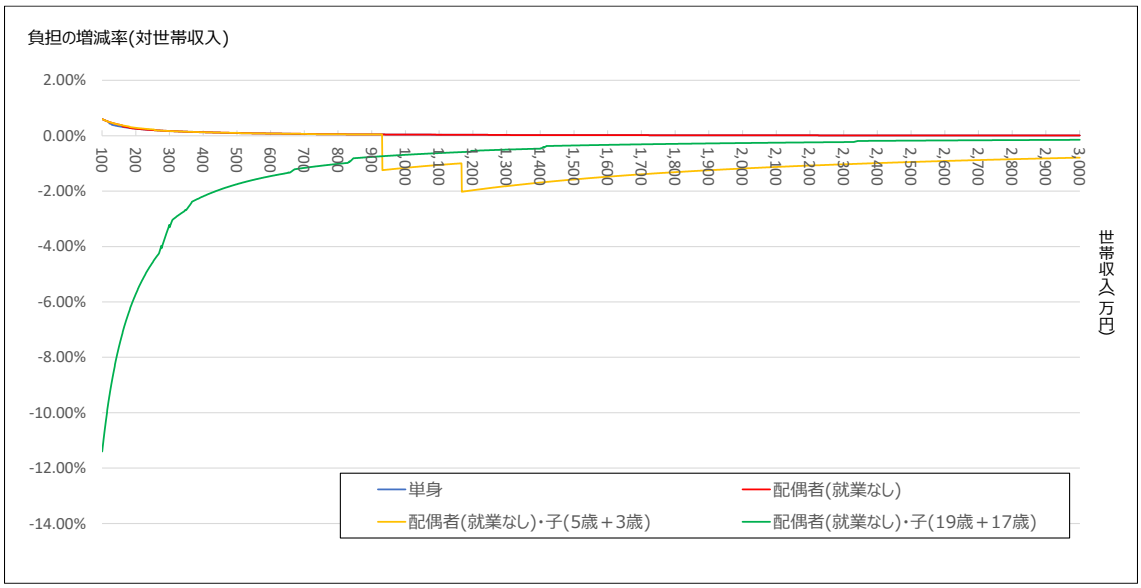
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	308,624	6,000	182,624	188,624	6,000	62,624	68,624	6,000
	2,000,000	347,824	353,824	6,000	227,824	233,824	6,000	107,824	113,824	6,000
	3,000,000	714,554	725,954	11,400	594,554	605,954	11,400	474,554	485,954	11,400
	4,000,000	1,011,572	1,022,072	10,500	891,572	902,072	10,500	771,572	782,072	10,500
	5,000,000	1,236,833	1,247,333	10,500	1,116,833	1,127,333	10,500	996,833	1,007,333	10,500
	6,000,000	1,544,191	1,554,691	10,500	1,424,191	1,434,691	10,500	1,304,191	1,314,691	10,500
	7,000,000	1,793,818	1,804,318	10,500	1,673,818	1,684,318	10,500	1,553,818	1,564,318	10,500
	8,000,000	2,055,444	2,065,944	10,500	1,935,444	1,945,944	10,500	1,815,444	1,825,944	10,500
	9,000,000	2,322,946	2,333,446	10,500	2,202,946	2,213,446	10,500	2,082,946	2,093,446	10,500
	10,000,000	2,592,788	2,602,988	10,200	2,472,788	2,482,988	10,200	2,352,788	2,362,988	10,200
	11,000,000	2,944,696	2,954,896	10,200	2,824,696	2,834,896	10,200	2,704,696	2,714,896	10,200
	12,000,000	3,215,100	3,225,300	10,200	3,095,100	3,105,300	10,200	2,975,100	2,985,300	10,200
	13,000,000	3,488,510	3,498,710	10,200	3,368,510	3,378,710	10,200	3,248,510	3,258,710	10,200
	14,000,000	3,918,449	3,928,049	9,600	3,798,449	3,808,049	9,600	3,678,449	3,688,049	9,600
	15,000,000	4,286,515	4,296,115	9,600	4,166,515	4,176,115	9,600	4,046,515	4,056,115	9,600
	16,000,000	4,679,781	4,689,381	9,600	4,559,781	4,569,381	9,600	4,439,781	4,449,381	9,600
	17,000,000	5,001,731	5,011,331	9,600	4,881,731	4,891,331	9,600	4,761,731	4,771,331	9,600
	18,000,000	5,362,081	5,371,681	9,600	5,302,081	5,251,681	-50,400	5,242,081	5,131,681	-110,400
	19,000,000	5,722,431	5,732,031	9,600	5,662,431	5,612,031	-50,400	5,602,431	5,492,031	-110,400
	20,000,000	6,082,781	6,092,381	9,600	6,022,781	5,972,381	-50,400	5,962,781	5,852,381	-110,400

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	314,958	6,000	308,958	194,958	-114,000
	2,000,000	357,434	363,434	6,000	357,434	243,434	-114,000
	3,000,000	740,008	751,408	11,400	740,008	631,408	-108,600
	4,000,000	976,542	987,342	10,800	972,365	863,765	-108,600
	5,000,000	1,197,461	1,207,961	10,500	1,158,320	1,070,120	-88,200
	6,000,000	1,515,958	1,526,458	10,500	1,464,976	1,381,958	-83,019
	7,000,000	1,773,010	1,783,510	10,500	1,721,010	1,639,010	-82,000
	8,000,000	2,042,062	2,052,562	10,500	1,990,062	1,908,062	-82,000
	9,000,000	2,314,915	2,325,415	10,500	2,262,915	2,180,915	-82,000
	10,000,000	2,573,421	2,583,921	10,500	2,521,421	2,439,421	-82,000
	11,000,000	2,921,409	2,931,909	10,500	2,869,409	2,787,409	-82,000
	12,000,000	3,194,460	3,204,660	10,200	3,127,940	3,047,660	-80,280
	13,000,000	3,469,106	3,479,306	10,200	3,398,106	3,322,306	-75,800
	14,000,000	3,877,573	3,887,772	10,200	3,806,573	3,730,772	-75,800
	15,000,000	4,211,497	4,221,696	10,200	4,140,497	4,064,696	-75,800
	16,000,000	4,612,739	4,622,339	9,600	4,506,335	4,440,339	-65,996
	17,000,000	4,939,275	4,948,875	9,600	4,830,275	4,766,875	-63,400
	18,000,000	5,305,741	5,315,341	9,600	5,196,741	5,133,341	-63,400
	19,000,000	5,672,206	5,681,806	9,600	5,563,206	5,499,806	-63,400
	20,000,000	6,038,671	6,048,271	9,600	5,929,671	5,866,271	-63,400

【シミュレーション】

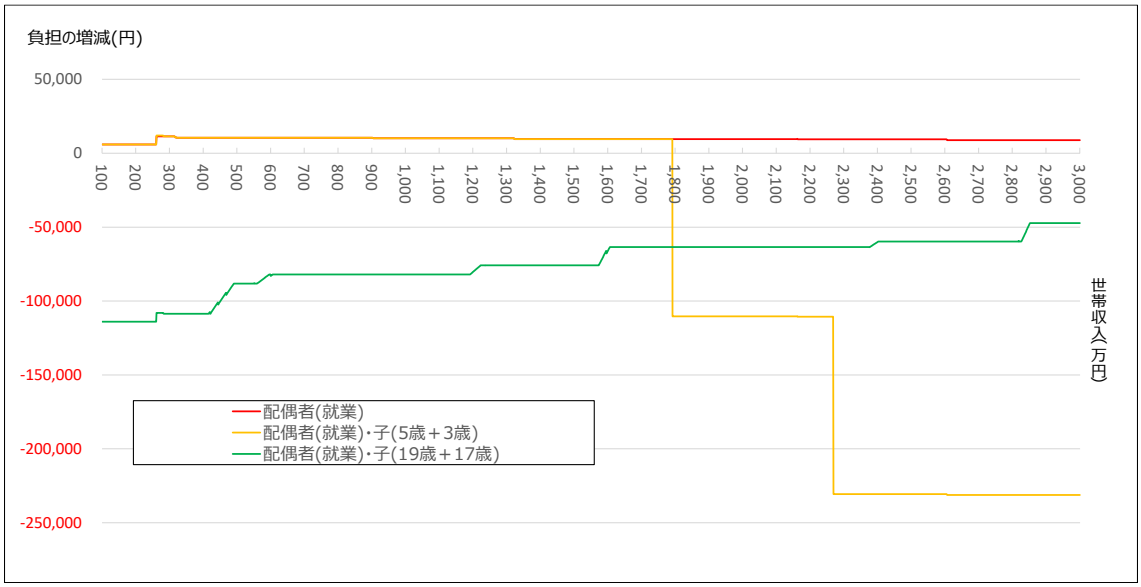
図表 II-113 世帯類型と負担の増減

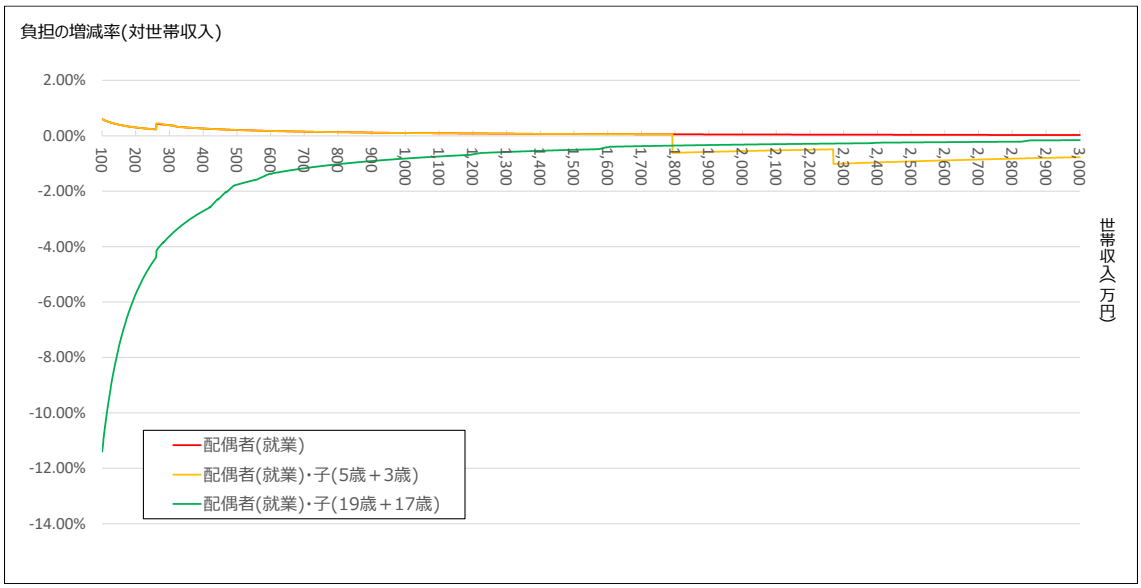




【シミュレーション】

図表 II-114 世帯類型と負担の増減





【シミュレーション】

(4) こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入(支援金は定率)

① 制度改正の内容

こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小を行う。また、児童手当拡充等の財源に充てるため、支援金として、健康保険料率を 0.20%引き上げ、医療保険料と併せて徴収する。

種類			現制度	新制度
児童手当	0～2 歳	第 1 子・第 2 子	月 1 万 5,000 円	月 1 万 5,000 円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	3 歳～小学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万 5,000 円	**月 3 万円**
	中学生	第 1 子・第 2 子	月 1 万円	月 1 万円
		第 3 子以降	月 1 万円	**月 3 万円**
	高校生	第 1 子・第 2 子	なし	**月 1 万円**
		第 3 子以降	なし	**月 3 万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**
扶養控除	0～15 歳		なし	なし
	16～18 歳	所得税	38 万円	**25 万円**
		住民税	33 万円	**12 万円**
	19～22 歳	所得税	63 万円	63 万円
		住民税	45 万円	45 万円

注：新制度の開始時期は、児童手当は 2024 年 10 月、扶養控除は 2026 年からとなっている。
出典：こども未来戦略方針、税制改正大綱

【シミュレーション】

② マクロの影響

a) 財政収支

制度改正により、個人所得税が 2,506 億円プラス、個人住民税が 190 億円プラスになる。また、児童手当の増額、支援金による財源調達により、その他 6,833 億円程度マイナスになることが想定される。

(単位：円)

制度名	現行	改正後	増減収
個人所得税	13,722,770,176,040	13,973,337,664,907	250,567,488,867
個人住民税	11,463,842,941,080	11,482,883,586,054	19,040,644,974
その他	35,987,442,855,919	35,304,192,479,191	-683,250,376,727
合計	61,174,055,973,039	60,760,413,730,153	-413,642,242,886

(注1)分析対象とした世帯に限定した金額である。
(注2)個人所得税は、給与所得・年金所得のみを対象としている。
(注3)その他は、消費税・地方消費税、社会保険料(被保険者拠出分)、児童手当(受給分についてマイナスとしてカウント)を対象とする。

b) 負担構造

子どものいない単身世帯・夫婦のみ世帯から子育て世帯に対して移転が行われている。

負担合計(子どもの有無)

	単身世帯	夫婦のみ世帯	子育て世帯	合計
現行	13,524,185,284,788	17,249,039,857,108	30,400,830,831,143	61,174,055,973,039
改革後	13,587,157,087,482	17,309,142,761,124	29,864,113,881,547	60,760,413,730,153
差額	62,971,802,694	60,102,904,016	-536,716,949,596	-413,642,242,886

世帯主の年代別に見ると、30 代・40 代・50 代は負担減(給付増)となり、20 代・60 代は負担増となっている。

世帯主年代別の増税・減税割合

	20代	30代	40代	50代	60代
年代別の割合	-1.4%	34.2%	79.8%	-4.1%	-8.6%
増減税額	60 億円	-1,487 億円	-3,469 億円	176 億円	373 億円

【シミュレーション】

c) ジニ係数

ジニ係数を図表 II-115 に示す。

児童手当の所得制限撤廃により、高所得者も児童手当の恩恵を受けることとなるため、ジニ係数はやや上昇している。

図表 II-115　ジニ係数の変化

		ジニ係数
調整なし	当初所得	0.4223
	再分配所得（現行）	0.3863
	再分配所得（改革後）	0.3873 (改革により 0.0010 上昇)
等価	当初所得	0.3803
	再分配所得（現行）	0.3428
	再分配所得（改革後）	0.3428 (改革により変化なし)

(注1)「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員１人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

(注2)1(2)に示す本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

③ 世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-116 に示すとおりである。

単身世帯・配偶者(就業)世帯においては、世帯収入に関わらず児童手当の拡充の恩恵はなく、支援金による負担増の影響のみを受ける。

子育て世帯について、最も恩恵が大きい世帯は、現在所得制限で児童手当の対象外となっており、かつ扶養控除縮小の影響も受けない 15 歳以下の子どもがいる高所得者世帯である。

図表 II-116　世帯毎の負担・給付の変化（合計）

税＋社会保障合計		単身			配偶者(就業なし)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	323,624	325,736	2,112	323,624	325,736	2,112
	2,000,000	576,386	579,854	3,468	524,386	527,854	3,468
	3,000,000	840,446	845,750	5,304	788,446	793,750	5,304
	4,000,000	1,096,072	1,103,008	6,936	1,044,072	1,051,008	6,936
	5,000,000	1,363,369	1,371,241	7,872	1,294,266	1,302,630	8,364
	6,000,000	1,674,400	1,684,000	9,600	1,603,400	1,613,000	9,600
	7,000,000	2,024,524	2,034,436	9,912	1,922,431	1,933,759	11,328
	8,000,000	2,406,440	2,417,864	11,424	2,297,440	2,308,864	11,424
	9,000,000	2,748,990	2,761,590	12,600	2,639,990	2,652,590	12,600
	10,000,000	3,110,740	3,124,684	13,944	3,001,740	3,015,684	13,944
	11,000,000	3,487,204	3,502,159	14,954	3,406,990	3,422,614	15,624
	12,000,000	3,865,359	3,881,118	15,758	3,865,359	3,881,118	15,758
	13,000,000	4,270,734	4,285,646	14,911	4,270,734	4,285,646	14,911
	14,000,000	4,746,509	4,762,241	15,732	4,746,509	4,762,241	15,732
	15,000,000	5,242,804	5,260,178	17,374	5,242,804	5,260,178	17,374
	16,000,000	5,718,579	5,736,774	18,194	5,718,579	5,736,774	18,194
	17,000,000	6,194,354	6,213,370	19,015	6,194,354	6,213,370	19,015
	18,000,000	6,649,609	6,668,625	19,015	6,649,609	6,668,625	19,015
	19,000,000	7,104,864	7,123,880	19,015	7,104,864	7,123,880	19,015
	20,000,000	7,560,119	7,579,135	19,015	7,560,119	7,579,135	19,015

【シミュレーション】

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(5歳)			配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	203,624	205,736	2,112	83,624	85,736	2,112
	2,000,000	378,252	382,128	3,876	258,252	262,128	3,876
	3,000,000	668,446	673,750	5,304	548,446	553,750	5,304
	4,000,000	924,072	931,008	6,936	804,072	811,008	6,936
	5,000,000	1,174,266	1,182,630	8,364	1,054,266	1,062,630	8,364
	6,000,000	1,483,400	1,493,000	9,600	1,363,400	1,373,000	9,600
	7,000,000	1,802,431	1,813,759	11,328	1,682,431	1,693,759	11,328
	8,000,000	2,177,440	2,188,864	11,424	2,057,440	2,068,864	11,424
	9,000,000	2,579,990	2,532,590	-47,400	2,399,990	2,412,590	12,600
	10,000,000	2,941,740	2,895,684	-46,056	2,881,740	2,775,684	-106,056
	11,000,000	3,346,990	3,302,614	-44,376	3,286,990	3,182,614	-104,376
	12,000,000	3,865,359	3,761,118	-104,242	3,865,359	3,641,118	-224,242
	13,000,000	4,270,734	4,165,646	-105,089	4,270,734	4,045,646	-225,089
	14,000,000	4,746,509	4,642,241	-104,268	4,746,509	4,522,241	-224,268
	15,000,000	5,242,804	5,140,178	-102,626	5,242,804	5,020,178	-222,626
	16,000,000	5,718,579	5,616,774	-101,806	5,718,579	5,496,774	-221,806
	17,000,000	6,194,354	6,093,370	-100,985	6,194,354	5,973,370	-220,985
	18,000,000	6,649,609	6,548,625	-100,985	6,649,609	6,428,625	-220,985
	19,000,000	7,104,864	7,003,880	-100,985	7,104,864	6,883,880	-220,985
	20,000,000	7,560,119	7,459,135	-100,985	7,560,119	7,339,135	-220,985

税＋社会保障合計		配偶者(就業なし)・子(19歳)			配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	333,234	335,346	2,112	333,234	215,346	-117,888
	2,000,000	511,624	515,704	4,080	511,624	395,704	-115,920
	3,000,000	736,835	742,451	5,616	709,472	610,451	-99,021
	4,000,000	999,131	1,006,067	6,936	947,131	861,567	-85,564
	5,000,000	1,255,822	1,264,186	8,364	1,203,822	1,119,686	-84,136
	6,000,000	1,543,235	1,553,435	10,200	1,491,235	1,408,935	-82,300
	7,000,000	1,865,974	1,877,302	11,328	1,794,974	1,720,302	-74,672
	8,000,000	2,178,420	2,191,571	13,152	2,107,515	2,034,571	-72,944
	9,000,000	2,526,320	2,538,920	12,600	2,417,320	2,356,920	-60,400
	10,000,000	2,894,186	2,908,130	13,944	2,785,186	2,726,130	-59,056
	11,000,000	3,307,080	3,322,704	15,624	3,198,080	3,140,704	-57,376
	12,000,000	3,747,160	3,762,918	15,758	3,626,760	3,573,418	-53,342
	13,000,000	4,155,833	4,173,360	17,527	4,035,433	3,983,860	-51,573
	14,000,000	4,565,190	4,580,922	15,732	4,420,348	4,369,740	-50,608
	15,000,000	5,068,954	5,086,328	17,374	4,910,554	4,871,828	-38,726
	16,000,000	5,548,464	5,566,658	18,194	5,390,064	5,352,158	-37,906
	17,000,000	6,027,974	6,046,989	19,015	5,869,574	5,832,489	-37,085
	18,000,000	6,483,229	6,502,244	19,015	6,324,829	6,287,744	-37,085
	19,000,000	6,938,484	6,957,499	19,015	6,780,084	6,742,999	-37,085
	20,000,000	7,393,739	7,412,754	19,015	7,235,339	7,198,254	-37,085

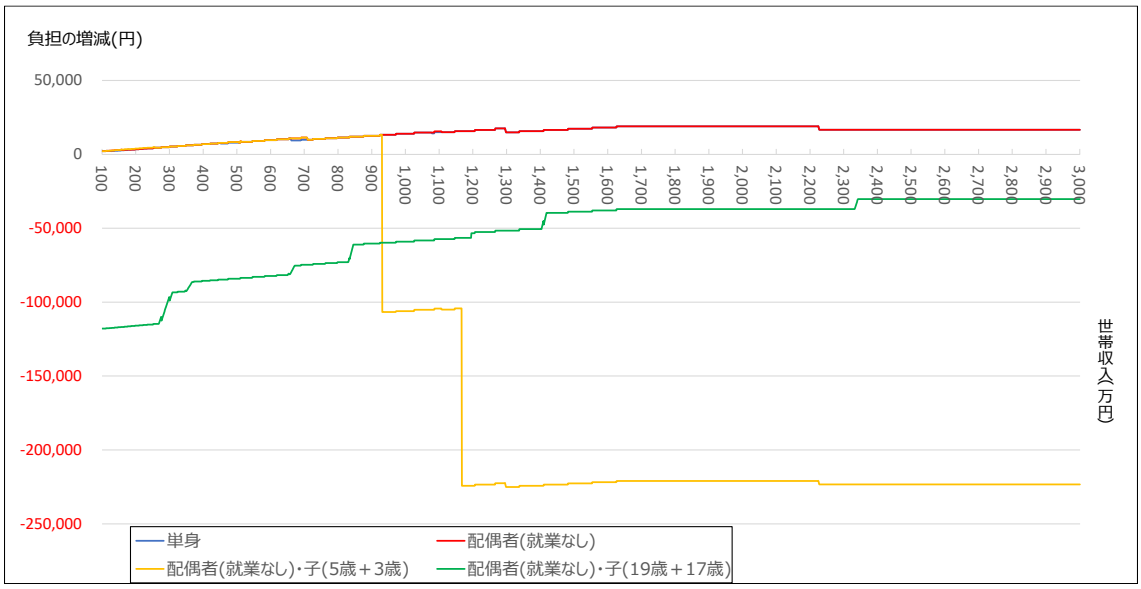
【シミュレーション】

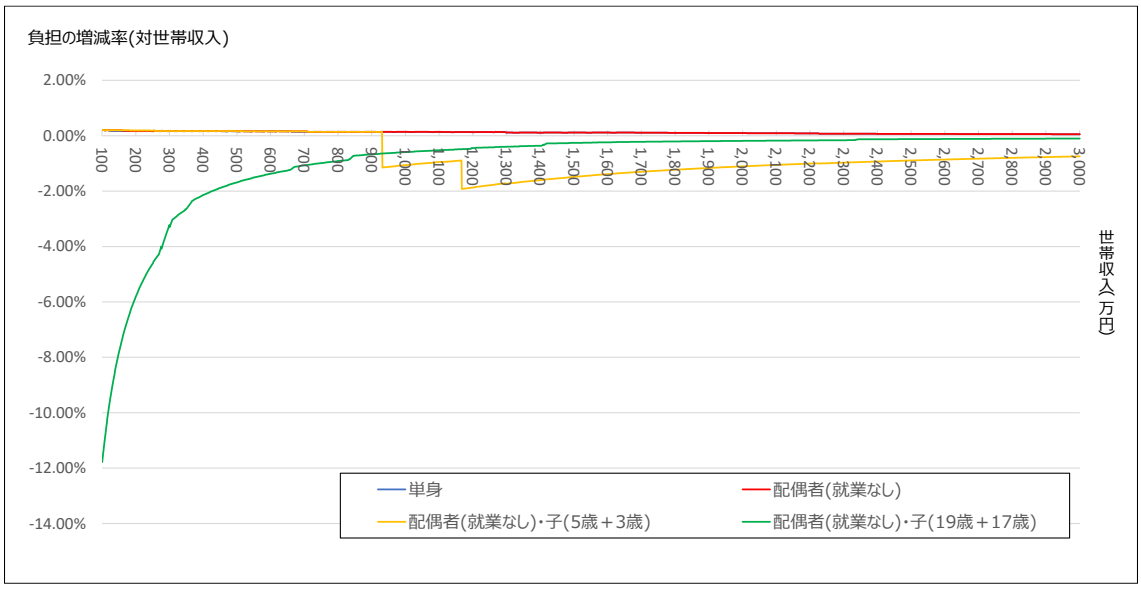
税＋社会保障合計		配偶者(就業)			配偶者(就業)・子(5歳)			配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入										
	1,000,000	302,624	304,016	1,392	182,624	184,016	1,392	62,624	64,016	1,392
	2,000,000	347,824	349,936	2,112	227,824	229,936	2,112	107,824	109,936	2,112
	3,000,000	714,554	720,299	5,746	594,554	600,299	5,746	474,554	480,299	5,746
	4,000,000	1,011,572	1,018,712	7,140	891,572	898,712	7,140	771,572	778,712	7,140
	5,000,000	1,236,833	1,245,233	8,400	1,116,833	1,125,233	8,400	996,833	1,005,233	8,400
	6,000,000	1,544,191	1,555,111	10,920	1,424,191	1,435,111	10,920	1,304,191	1,315,111	10,920
	7,000,000	1,793,818	1,806,418	12,600	1,673,818	1,686,418	12,600	1,553,818	1,566,418	12,600
	8,000,000	2,055,444	2,069,724	14,280	1,935,444	1,949,724	14,280	1,815,444	1,829,724	14,280
	9,000,000	2,322,946	2,338,906	15,960	2,202,946	2,218,906	15,960	2,082,946	2,098,906	15,960
	10,000,000	2,592,788	2,609,516	16,728	2,472,788	2,489,516	16,728	2,352,788	2,369,516	16,728
	11,000,000	2,944,696	2,963,872	19,176	2,824,696	2,843,872	19,176	2,704,696	2,723,872	19,176
	12,000,000	3,215,100	3,235,500	20,400	3,095,100	3,115,500	20,400	2,975,100	2,995,500	20,400
	13,000,000	3,488,510	3,510,134	21,624	3,368,510	3,390,134	21,624	3,248,510	3,270,134	21,624
	14,000,000	3,918,449	3,941,105	22,656	3,798,449	3,821,105	22,656	3,678,449	3,701,105	22,656
	15,000,000	4,286,515	4,310,323	23,808	4,166,515	4,190,323	23,808	4,046,515	4,070,323	23,808
	16,000,000	4,679,781	4,705,893	26,112	4,559,781	4,585,893	26,112	4,439,781	4,465,893	26,112
	17,000,000	5,001,731	5,028,995	27,264	4,881,731	4,908,995	27,264	4,761,731	4,788,995	27,264
	18,000,000	5,362,081	5,390,881	28,800	5,302,081	5,270,881	-31,200	5,242,081	5,150,881	-91,200
	19,000,000	5,722,431	5,752,767	30,336	5,662,431	5,632,767	-29,664	5,602,431	5,512,767	-89,664
	20,000,000	6,082,781	6,114,653	31,872	6,022,781	5,994,653	-28,128	5,962,781	5,874,653	-88,128

税＋社会保障合計		配偶者(就業あり)・子(19歳)			配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)		
		合計(現行)	合計(改革後)	変化	合計(現行)	合計(改革後)	変化
世帯収入							
	1,000,000	308,958	310,350	1,392	308,958	190,350	-118,608
	2,000,000	357,434	359,546	2,112	357,434	239,546	-117,888
	3,000,000	740,008	745,754	5,746	740,008	625,754	-114,254
	4,000,000	976,542	983,886	7,344	972,365	860,117	-112,248
	5,000,000	1,197,461	1,205,861	8,400	1,158,320	1,067,960	-90,360
	6,000,000	1,515,958	1,526,878	10,920	1,464,976	1,382,378	-82,599
	7,000,000	1,773,010	1,785,610	12,600	1,721,010	1,641,110	-79,900
	8,000,000	2,042,062	2,056,342	14,280	1,990,062	1,911,842	-78,220
	9,000,000	2,314,915	2,330,875	15,960	2,262,915	2,186,375	-76,540
	10,000,000	2,573,421	2,590,641	17,220	2,521,421	2,446,141	-75,280
	11,000,000	2,921,409	2,941,149	19,740	2,869,409	2,796,649	-72,760
	12,000,000	3,194,460	3,214,860	20,400	3,127,940	3,057,860	-70,080
	13,000,000	3,469,106	3,490,730	21,624	3,398,106	3,333,730	-64,376
	14,000,000	3,877,573	3,901,645	24,072	3,806,573	3,744,645	-61,928
	15,000,000	4,211,497	4,236,793	25,296	4,140,497	4,079,793	-60,704
	16,000,000	4,612,739	4,638,851	26,112	4,506,335	4,456,851	-49,484
	17,000,000	4,939,275	4,966,539	27,264	4,830,275	4,784,539	-45,736
	18,000,000	5,305,741	5,334,541	28,800	5,196,741	5,152,541	-44,200
	19,000,000	5,672,206	5,702,542	30,336	5,563,206	5,520,542	-42,664
	20,000,000	6,038,671	6,070,543	31,872	5,929,671	5,888,543	-41,128

【シミュレーション】

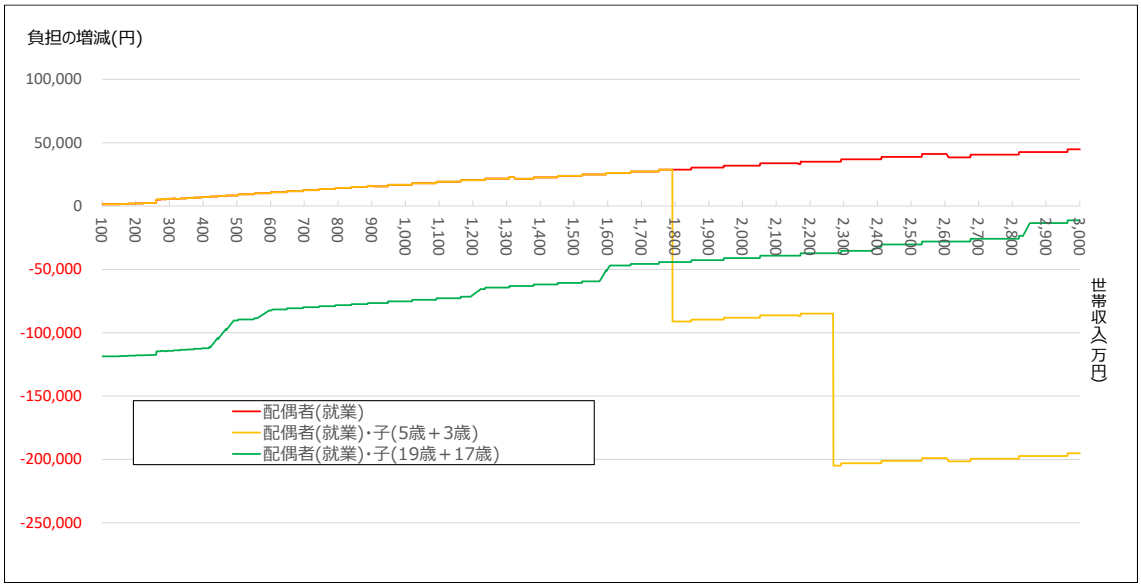
図表 II-117 世帯類型と負担の増減

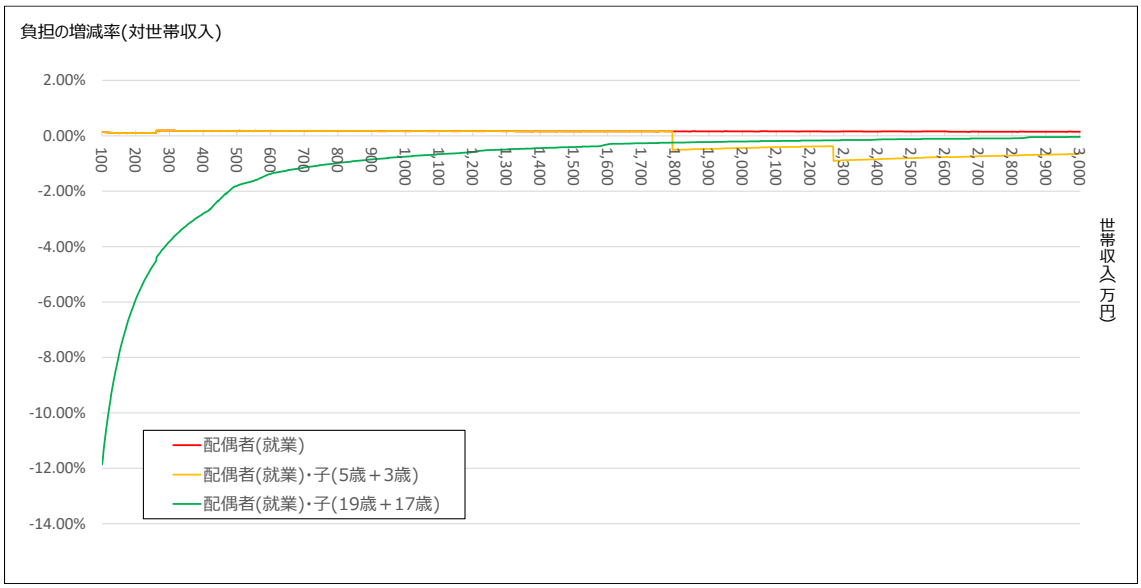




【シミュレーション】

図表 II-118 世帯類型と負担の増減





第 III 章 わが国への示唆

1. 調査対象国における少子化対策・子育て支援策

調査対象国の 6 か国の少子化対策・子育て支援策を見ると、少子化対策(出生率の上昇)を目的として支援策を実施している国はフランスのみであり、ドイツ・スウェーデンは出生率の上昇を念頭に置きつつもそれ自体は目的とはなっていない。イギリス・アメリカ・カナダについては少子化対策としてのものではない。

税制による少子化対策・子育て支援策については、図表 III-1 に示す。

①課税単位の変更、②子育て費用等の所得控除又は税額控除、③子どもを対象とした減免措置、④世帯状況に応じた減免措置が挙げられる。なお、給付付き税額控除と現金給付は経済的に同値である。

全ての国において、給付付き税額控除・現金給付のいずれかは導入されており、子どものいる世帯に対する支援がなされている。また、子育て関連費用の控除が設けられている国も多い(フランス、ドイツ、アメリカ、カナダ)。

【示唆】

図表 III-1 諸外国における少子化対策・子育て世帯への支援(税制措置・現金給付)

	少子化対策の位置づけ	家族関係社会支出対GDP比(2019年)	税制措置				現金給付	
			課税単位の変更	子育て関連費用の控除	子どもを対象とした減免措置	世帯構成に応じた減免措置(子どもの考慮)	子どもを対象とした手当	世帯構成に応じた手当(子どもの考慮)
フランス	○	3.4% (税制 0.7%)	N分N乗方式	保育費用・教育費(税額控除)			あり	
ドイツ	△(直接的に少子化対策ではない)	3.2% (税制 0.8%)	2分2乗方式 (※)	保育費用・教育費(所得控除)	児童扶養控除(所得控除)		あり (所得控除といずれか)	
イギリス	×	2.5% (税制 0.1%)			児童税額控除(給付付き税額控除)	勤労税額控除(給付付き税額控除)	あり	あり (給付付き税額控除といずれか)
スウェーデン	△(直接的に少子化対策ではない)	3.4% (税制 0.0%)					あり	
アメリカ	×	1.1% (税制 0.4%)	2分2乗方式 (※)	保育費用(税額控除)	児童税額控除(給付付き税額控除)	勤労所得税額控除(給付付き税額控除)		

【示唆】

	少子化対策の位置づけ	家族関係社会支出対GDP比(2019年)	税制措置				現金給付	
			課税単位の変更	子育て関連費用の控除	子どもを対象とした減免措置	世帯構成に応じた減免措置(子どもの考慮)	子どもを対象とした手当	世帯構成に応じた手当(子どもの考慮)
カナダ	×	1.9% (税制0.1%)		保育費用(所得控除) 授業料(税額控除)		カナダ勤労給付(給付付き税額控除) GST/HSTクレジット(給付付き税額控除)	あり	
日本	○	1.9% (税制0.2%)			扶養控除 (所得控除)		あり	

【示唆】

2. シミュレーション調査結果からの示唆

シミュレーション調査結果により、以下の示唆が得られた。

項目		内容
所得格差	所得控除から税額控除への転換	● 所得控除を税額控除に転換することは一般的には所得格差を是正するものである。 ● ただし、現状において所得制限がかけられている控除(配偶者控除・配偶者特別控除、基礎控除等)を廃止あるいは縮小する場合には、現行制度において対象外となっている高所得者世帯の負担を増加させず、中所得者世帯(所得制限の上限に近い世帯)の負担を増やす。4(3)、4(5)、4(6) ● 配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除(16-19 歳)を財源として、1-15 歳の税額控除を導入することが考えられるが、この場合には配偶者のみの中間所得者世帯や 16-22 歳以上の子どもがいる中間所得者・高所得者世帯から、1-15 歳の子どもがいる世帯に所得移転がなされる。 5(3)、6(3)、6(4)
	勤労所得税額控除 N 分 N 乗方式	・ 諸外国の制度のうち、勤労所得税額控除は所得格差を縮小し、N 分 N 乗方式は大きく拡大させる。3(5)、3(6)、7(1)、7(2)
	社会保険料への上乗せ	・ 社会保険料控除を維持することを前提とすると、所得税の限界税率が低い高所得者の負担が小さくなる。4(8)
就労インセンティブ	N 分 N 乗方式と就労	・ 一定の世帯収入があることを所与とする場合、現行の個人単位課税のもとで他の世帯員の収入に対する限界税率と、世帯単位の N 分 N 乗方式での他の世帯員の収入に対する限界税率が異なる。 ⇒就労を阻害するおそれ。 ・ ただし、就労インセンティブへの影響は、収入によって異なる。 - 収入が低い場合には、N 分 N 乗方式(世帯単位)の限界税率の方が高い。 - 収入が高く世帯人員が多い場合には N 分 N 乗方式(世帯単位)の方が限界税率が低い。 ・ 収入が低い場合の就労インセンティブへの悪影響を防ぐうえでは、個人単位の N 分 N 乗方式の導入の効果がある。

【示唆】

3. 少子化対策・子育て支援策に係る税制度のあり方

(1) 税制を含む制度の企画立案に係る考え方

少子化対策・子育て支援策として、新たな税制措置あるいは現金給付・現物給付等を行う上で、①目的の明確化、②施策の効果検証の実施、③制度の内容とそれを実現する手段の選択の区分を提示する。

① 目的の明確化

少子化対策・子育て支援策を併せて、子育て世帯への支援策が検討されているが、子育て世帯に対する支援策全てが「少子化対策」に繋がるわけではない。諸外国の例をみても、子育て世帯に対する支援策は各国において行われているが、目的としては、①子どもを有する家庭の生活の安定、②子どもの貧困対策、③少子化対策に大別される。このうち、少子化対策を政策目的として位置づけている国は、本調査の調査対象国の中ではフランスのみである。諸外国の例を参照する上でも、いずれの目的によって実施された施策であるのか、日本において何を目的として施策を実施するのかを明確化することが必要であろう。

また、少子化対策に主眼を置いた施策については、財源を捨象した施策単体の制度設計において、必ずしも所得格差の是正を組み込む必要はないものと考えられる。ただし、財源として、負担能力のあるものに負担を求める観点から、高所得者に対してより重い負担を課すことが考えられる。諸外国においても、フランスにおいて富裕層に対する特別税(所得税率の加算、不動産富裕税[137])や、アメリカにおけるオバマケアに係るメディケア追加税などの例がある。

② 施策の効果検証の実施

厳しい財政状況の下で限られた財源を有効に活用することが不可欠であり、少子化対策に向けて実際に効果のある施策に重点的に財源の配分を行うことが重要である。そのためには、これまで実施されてきた各種施策の効果検証を実施することが必要である。

目的は異なるが、アメリカにおいては、EITC 受給者の就業状況、賃金、経済的安定性、子どもの健康などへの効果について検証が行われ、それが政策立案の参考となっている。また、ドイツにおいても、希望出生率の実現に効果のある施策の検証が行われている。

③ 制度の内容とそれを実現する手段の選択の区分

税制措置(特に給付付き税額控除)と現金給付については、納税者・受給者の視点からはいずれの形式であっても経済的な効果は変わらず、少子化に対する効果も大きな違いはないものと思料される。他方、行政の立場からは、税制措置と現物給付のいずれの方式を取るの

[137] 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング(2023)「税制における事実婚・同性婚・パートナーシップ制度の取扱いに関する各国調査委託　報告書」参照

【示唆】

かによって、事務実施体制が大きく異なるほか、法的な整理、会計上の取扱い、国民・議会からの理解を得ることの容易さなどに違いがあるものと考えられる。いずれがハードルが高いのかどうかについては、その時々の政治情勢等によって左右される。

そこで、少子化対策の施策立案にあたっては、税制措置・現金給付については一旦区別せず検討した上で支援総額を決定し、当該支援を実現するために最適な手法が税制措置であるのか現金給付であるのか、更にはどの税目で実施するのかを検討することが望ましい。

(2) 日本において導入が考えられる税制措置等の課題の整理・評価

「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日)において、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させることを少子化対策の目指すべき基本的方向としている。その上で、次元の異なる少子化対策として、（１）構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、（２）社会全体の構造や意識を変えること、（３）全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の３つを基本理念として抜本的に政策を強化することを掲げている。

こうした観点から、こども未来戦略において、児童手当の抜本的拡充(図表 I-111 参照)や出産の経済的負担の軽減策、保育の拡充等が図られており、その財源として、国民健康保険に上乗せする形でのこども・子育て支援金制度（仮称）の構築が検討されている。こども・子育て支援金については、社会保障目的で新たに財源確保する制度であり、アメリカにおける追加メディケア税と考え方は似ている部分がある。しかし、追加メディケア税は負担能力の高い高所得者に負担が限定されており、所得に対するものであるため主に現役世代が負担するものとなっている。他方、こども・子育て支援金については、高額所得者のみが負担するものではないこと、現役世代のみならず高齢者世代も対象とするものとなっており、全世代が負担するものである。

こども未来戦略における各種施策の実施により、子育て世帯に対する支援が大幅に拡充することが期待される。こども未来戦略に掲げられた施策、特に経済的支援の充実を更に充実させる観点から、諸外国の制度も参考としながら実施が考えられる税制措置の論点整理・評価を行う。

具体的には、①子育て世帯等への支援を強化する税額控除の導入(財源は所得控除の縮小等)、②世帯単位課税(分割)への移行、③育児費用の所得控除又は税額控除について検討する。

① 子育て世帯等への支援を強化する税額控除の導入

子育て世帯等への支援を強化する税額控除の導入と、その財源としての所得控除の廃止について検討する。これは、子育て世帯に対する経済的支援の充実と、全てのこども・子育て世帯に対して同等の支援を行う観点から実施するものである。

当該制度については、①所得控除の廃止、②税額控除の導入、③(制度によっては)収入・

【示唆】

家族構成と税額控除の連動、の論点に分けられる。

a) 所得控除の廃止

所得税・住民税の所得控除のうち、扶養控除、配偶者控除・配偶者特別控除等の人的控除の廃止を想定する。これらの人的控除は、憲法 13 条・25 条から要請されるものであり、最低生活費を侵害しない税制を構築する必要がある。ただし、立法府には広範な裁量が認められている。そのため、法的な課題(憲法上の課題)はない。

ただし、現行制度において、配偶者控除・配偶者特別控除については所得制限が課せられていることから、配偶者控除・配偶者特別控除の廃止を財源とする場合には高所得者は負担しない制度となる。また、少子化対策の財源としては、本来は幅広い世代が負担し、かつ少子化対策を含む社会保障に充てられる消費税の引き上げも考えられるが、政治的に難しいものと思料される。

なお、手続き面については納税者・源泉徴収義務者・税務当局のいずれにとっても事務負担が軽減されるものであることから、課題が生じるとは言えない。

b) 税額控除の導入

所得控除を税額控除に移行することは、所得の多寡にかかわらず一定の税額しか控除しないため、高所得者も低所得者も所得税、住民税を納税している限り、同じ税額を控除することになる。また、給付付き税額控除とする場合には、課税最低限以下の者を含め、一定額の経済効果を受けることができる。そのため、シミュレーション結果が示す通り、所得格差を縮小させ、ジニ係数が低下することが見込まれる。

ただし、一定額の税額控除、特に給付付き税額控除を導入することは、一定額の現金を給付することと類似しており、経済的な効果は同等である。支援策として、税制（税額控除）を用いるか、給付を用いるかについては、所得等による対象要件の有無、新たに採る方策により生じる事務負担、収入の時期と軽減の効果を得られる時期のタイムラグ等を考量することが重要である。

c) 収入・家族構成と税額控除額の連動

アメリカの勤労所得税額控除のように収入や家族構成と税額控除額が連動する仕組みを導入することが考えられる[138]。収入や家族構成と税額控除額を連動させる仕組みを設けることにより、子どもの数や世帯収入に応じた税額控除額の設定が可能となり、効果的・効率的な財政支援が可能となる。特に、子どもを持つ貧困世帯や生活困窮者等への適切な支援に資するものとなる。また、逓増区間(収入の増加に応じて税額控除額が上昇する収入範囲)を設

[138] 納税者個人の収入と税額控除を連動させるが家族構成と連動させない仕組みも考えられるが、この場合には高所得者の配偶者で低所得の者も低所得者として扱う形となる。

けることで、勤労インセンティブを阻害せずに適切な給付を行うことも可能となる。ただし、日本とアメリカ等を比較すると、所得課税に係る制度やデジタル化の進展状況が異なっており、導入している国においても次のような課題がある。

まず、税務当局は、現在は有していない課税最低限以下の者を含む所得情報や世帯構成の正確な補足と管理が必要となる。課税最低限以下の者を含め、確定申告を行うことが必要となると想定されることから、税務当局・納税者それぞれの事務が増大する。特に各種所得情報や世帯構成の情報をマイナンバーを用いて名寄せし、一元的に管理する体制を構築することが望ましいが、現状は実現していない。なお、納税者の確定申告の増加に対しては、カナダ・スウェーデン等で導入されている記入済申告を日本でも導入することが考えられる。既にマイナポータル連携により記入済申告書の実現に近づいているところである。

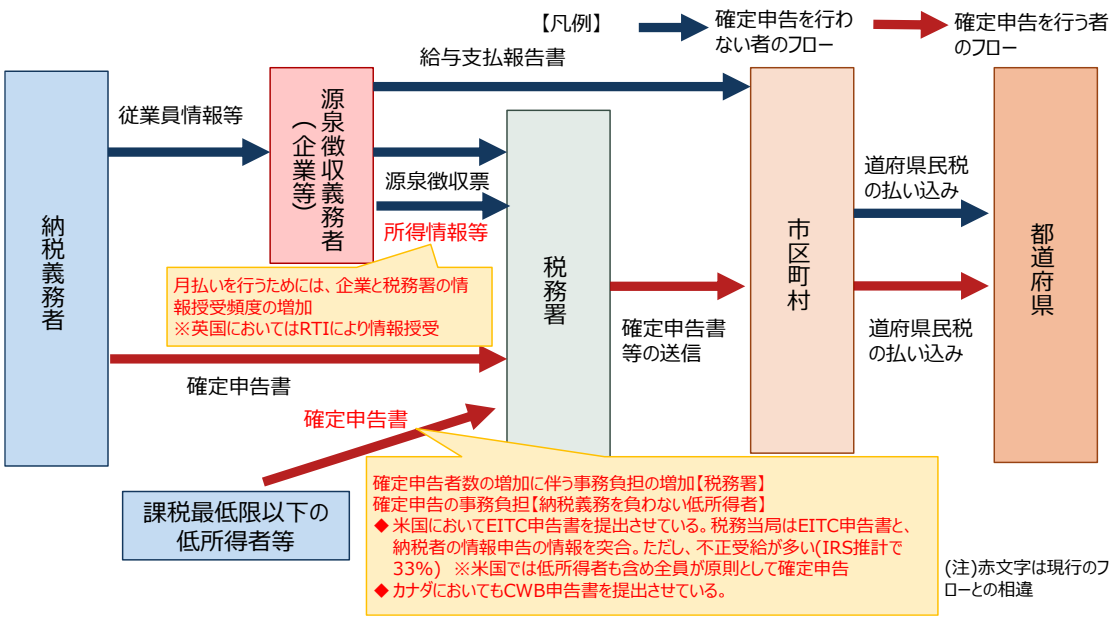
また、所得情報・世帯情報に係る不正を防ぐ観点からの税務当局の対応も必要となる。先述の通り、アメリカにおいては、過大受給・無資格受給が課題とされており、GAO（米国会計検査院）からたびたび指摘を受けている。IRS は計画を策定し、システムの改修や人員体制の拡充に取り組んでいる。

所得情報・世帯情報に係る不正に対しては、日本においても、生活保護の不正受給等において収入や家族構成等に係る調査が実施されているところである。ただし、生活保護受給者と比較しても、より多くの世帯が対象となる可能性があることから、調査の実施体制等の課題がある。収入情報については、法定調書等の情報をマイナンバーで名寄せすることで効率的な調査が可能となることが望ましい。

また、仮に課税年度途中に税額控除(給付)するためには、①前払いでの概算払い、②収入情報等のリアルタイムでの把握のいずれかが必要となる。①は過去のアメリカの例だが不正等の問題から 2010 年に廃止されたところである。②の例としては、現金給付の事例であるがイギリスのユニバーサルクレジットが挙げられる。収入や家族構成の把握は、子どもを持つ貧困世帯等への適切な支援に資すると前述したが、リアルタイムでの把握が可能となれば、さらにきめ細かい支援が可能となる点はメリットである。ただし、収入情報のリアルタイムでの把握のためには、源泉徴収義務者（企業等）の協力が不可欠であり、システム構築が必要となる。

【示唆】

図表 III-2 所得・家族構成と連動する給付付き税額控除導入の場合のフロー



d) 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置との比較

政府において、2023 年の経済対策に基づき、給付金・定額減税一体措置が実施された。当該措置は、納税者(住民)の側から見ると給付付き税額控除と同等の効果を有するものである。具体的には、以下の給付・減税措置が実施される。

図表 III-3 給付金・定額減税一体措置の概要

世帯類型	給付・減税額
2023 年度住民税非課税世帯	1 世帯あたり 7 万円＋18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円の給付 (2023 年夏以降に 3 万円が別途給付済)
2023 年度住民税均等割のみ課税世帯	1 世帯あたり 10 万円＋18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円の給付
2024 年度住民税･所得税の納付世帯	納税者・扶養親族 1 人につき　所得税から 3 万円、個人住民税所得割から 1 万円が減税 ※減税までの税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる場合には、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額が 1 万円単位で給付される。

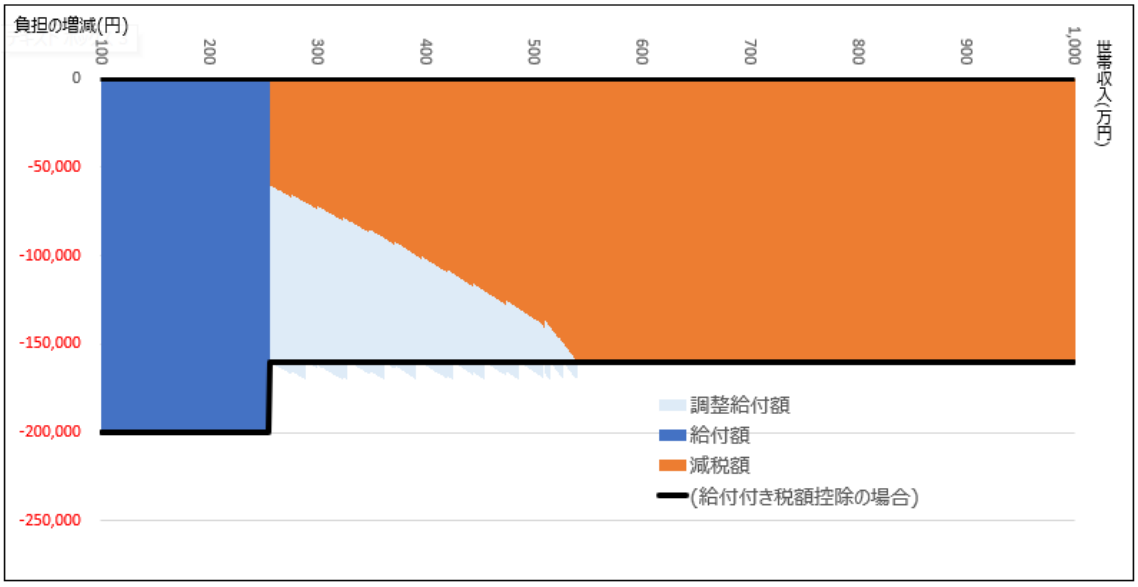
(注)2023 年度に住民税が課税されているが、2024 年度に新たに非課税となった世帯に対しては、1 世帯あたり 10 万円＋18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円の給付がなされる
(出典)内閣官房ホームページ(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)、低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料をもとに作成

【示唆】

令和 5 年度と令和 6 年度の収入・家族構成が同等である場合、納税者が受ける経済的な恩恵(減税額と給付額の合計)は、以下の給付付き税額控除を導入する場合と同等となる(図表 III-4 参照)。

- 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯に対しては 1 世帯当たり 10 万円＋18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円の税額控除
- 住民税・所得税の納付世帯に対しては納税者・扶養親族 1 人につき所得税から 3 万円、住民税から 1 万円の税額控除

図表 III-4 給付金・定額減税一体措置と給付付き税額控除の比較



(注) 夫婦＋18 歳未満の子ども 2 人のケースを想定している。なお、住民税非課税世帯については、3 万円の別途給付額を含んでいる。

(注) 令和 5 年度・令和 6 年度の収入・家族構成が同等であることを前提としている。

ただし、給付付き税額控除とは異なり、現金給付と税制措置を組み合わせた形であること等から、以下の相違点がある。

- 全体 : 給付対象となるか否かの判定の年度と、減税対象の年度が異なる。我が国における給付金・定額減税一体措置については、前年度の収入(2023 年度収入)を基準として給付の有無が決まるものの、当年度の収入(2024 年度収入)が給付の基準に該当した場合には別途給付がなされる。

 そのため、以下の課題がある。

 ①2024 年度に給付基準を満たさない収入を得ており、給付金の必要が小さい者にも給付がなされる

 ②2024 年度の収入が低く、給付金の必要が大きい者への給付の時期が、個人住

【示唆】

民税額の確定後となる

- 給付事務を行う地方公共団体 : 納税者の所得の算定・確認と給付額の算定や給付事務を実施する必要が生じる。⇒給付付き税額控除と比較して事務量は大きい
- 税務当局 : 給付(還付)を実施する必要がない。⇒給付付き税額控除と比較して事務量は少ない
- 納税者(国民) : 給付を受ける世帯について、税額の確定を待たずに給付を受けることができる。ただし、このメリットは、前年度の収入を基準としていることによって受けることができるものである。給付付き税額控除と同様に、個人住民税額を用いることで当該年度の収入を基準として給付額を算定する場合には、個人住民税の税額決定後の給付となるため、給付が遅くなる。

② 世帯単位課税(合算分割)の導入

世帯単位課税(合算分割)を導入することで、世帯人員が多い世帯の税負担を軽減するものである。なお、夫婦のみを対象とする 2 分 2 乗方式、子ども等を含む N 分 N 乗方式のいずれも考えられる。

当該制度については、①世帯合算課税の導入、②世帯人員等による分割の実施、の論点に分けられる。

a) 世帯単位課税の導入

世帯単位課税を導入するためには、税務当局が家族構成・世帯所得を全て把握することが必要となる。現状では、税務当局においては、税務上の扶養関係の把握はできているが、世帯単位の家族構成は把握できておらず、所得情報の合算もできていないことから、納税者による申告が必要となるものと思料される。ここでは、プライバシーの問題や我が国においても家制度の廃止に合わせて世帯単位課税から個人単位課税に移行した経緯についても考慮が必要になる、なお、不正調査においては、自治体を含む情報連携も必要となる。なお、家族構成についての情報提供を源泉徴収義務者の義務とすると源泉徴収義務者の事務が増加する。

また、現行のフローを前提とすると、国税である所得税の課税単位を変更する場合には、地方税である住民税の課税単位の変更も必要となる[139]。ただし、異なる市区町村に住む者を世帯合算の対象とする場合には、別々の市区町村でそれぞれ課税するか、最も所得が高い者が居住する市区町村で課税するのか、いずれの制度を取るのかによって住民税の徴収のフローが異なる。

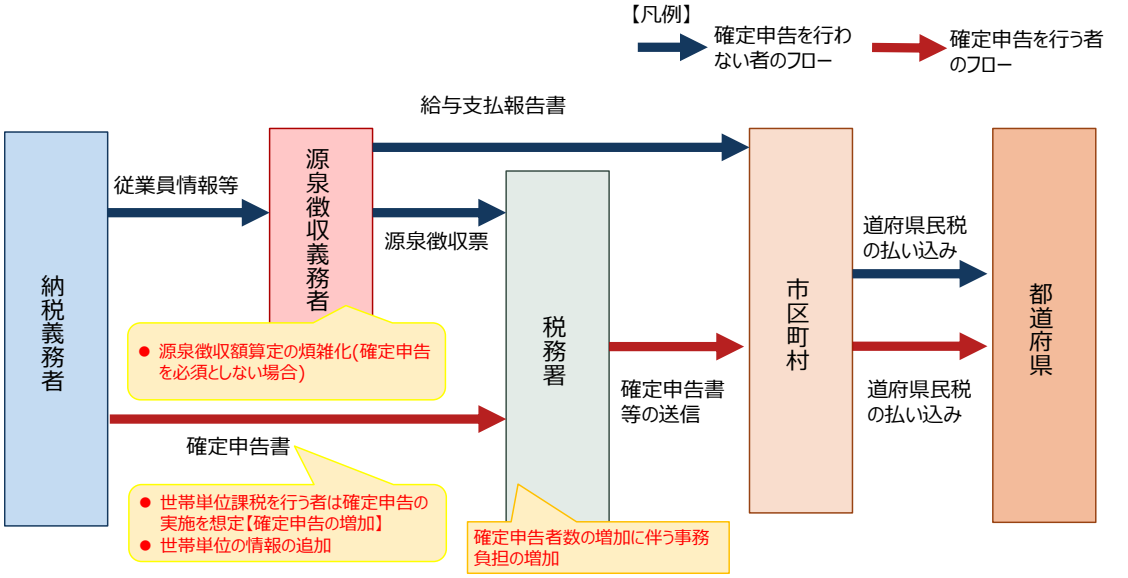
所得税・住民税の間で世帯単位を変更しない場合のフローが図表 III-5、変更する場合の

[139] 住民税の所得割は一定税率であることから、世帯合算によって納税額は原則変わらない。

【示唆】

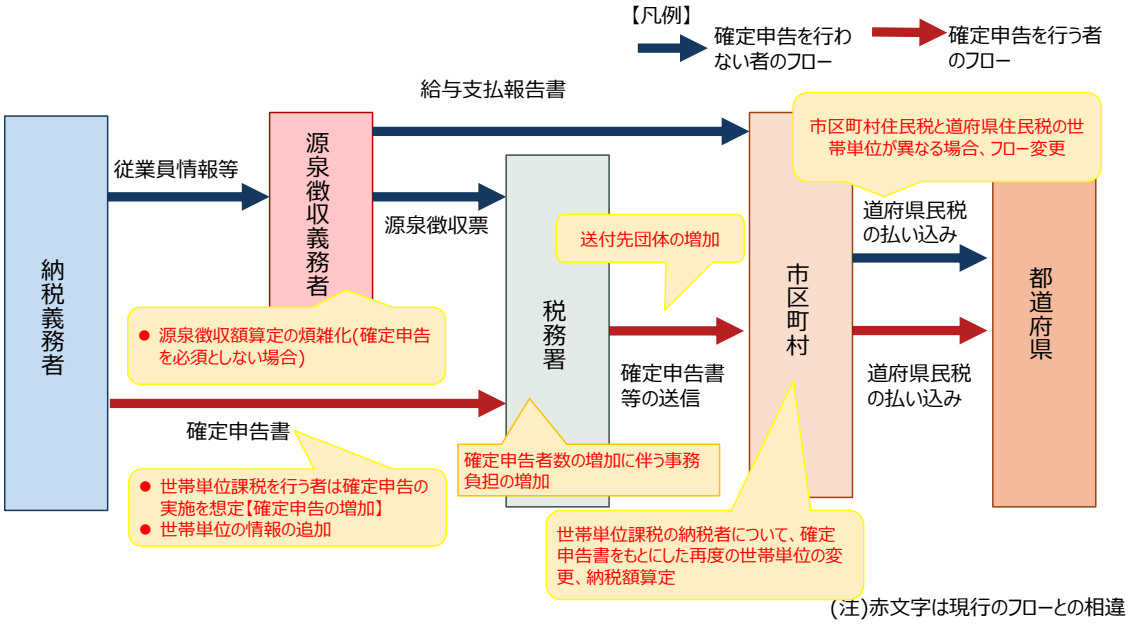
フローが図表 III-6 である。変更しない場合には事務負担の増加は限定的であるが、地方公共団体によっては、住民に対して課税することができないケースが発生する[140]。

図表 III-5 所得税・住民税の間で世帯単位を変更しない場合のフロー



(注)赤文字は現行のフローとの相違

図表 III-6 所得税・住民税の間で世帯単位を変更する場合のフロー



(注)赤文字は現行のフローとの相違

[140] N 分 N 乗方式、2 分 2 乗方式をとる国のうち、フランス・ドイツでは地方税としての所得税は導入されていない。また、アメリカにおいては連邦・州のいずれにも確定申告を行うことが必要である。

【示唆】

b) 世帯人員等のよる分割

世帯人員等で世帯合算所得を分割する場合には、シミュレーションで示した通り、高所得者・片働き世帯の恩恵が大きい一方、低所得者・共働き世帯の恩恵は限定的なものとなる。なお、N 分 N 乗方式が出生率に与える影響については、フランスにおいても十分に検証されているわけではない。また、日本において適用税率が最低税率である納税者が多く、恩恵を受ける世帯は高所得者世帯が中心となる。

③ 育児費用・授業料等の所得控除又は税額控除

調査対象国のうち、フランス、ドイツ、アメリカ、カナダにおいては育児費用等の所得控除又は税額控除が導入されているところである。特に育児費用については、給与収入等を得るための必要経費であるとも考えられるところであり、日本においても導入が検討に値するのではないか。

導入に当たっては、控除対象とする育児費用等の範囲が課題となる。

育児費用等への公的支援については、大きく 3 つの段階がある。一つは公的支援がないものである。例えば、補助・助成対象外のベビーシッター代や家事代行サービス代が挙げられる。次は、公費から相当額が補助されているものがあげられる。これは、2 歳以下の保育所等の利用料や、私立学校の授業料が挙げられる。最後に完全に無償化されているものである。これは 3 歳以上の幼児教育・保育、公立小中学校や公立・私立高校(2024 年度から)の授業料等である。

このうち、完全に無償化されているものは、所得控除・税額控除の対象とはならない。公費から相当額が補助されているものについては、公的補助の総額と補助方法を検討することが望ましい。例えば、授業料の一定額の税額控除を行う場合には、経済的には授業料引き下げと同値であり、どのような形態の補助が良いのか検討することが必要である。公的支援がないものについては、税制による支援のニーズが高いものと想定される。

そこで、まずは公的支援がない、あるいは限定的なベビーシッター代等を控除対象とし、その後対象を拡大する形も考えられる。

参考　インタビューの概要

本調査では、少子化対策・子育て支援策の現状や評価、課題等については、現地の関係機関とのオンライン会議を通じて聞き取り調査を行った。なお、一部の機関については、オンライン会議に代え、メールによる文書回答を頂いた。

＜現地インタビュー調査実施日（日付は日本時間）＞

国名	年月日	聴取方法	対象機関
フランス	2024 年 1 月 15 日	オンライン会議	フランス家族金庫
	2024 年 2 月 26 日	文書回答	フランス財務省
ドイツ	2024 年 2 月 14 日	オンライン会議	連邦家族省
	2024 年 2 月 16 日	オンライン会議	連邦財務省
スウェーデン	2024 年 2 月 26 日	オンライン会議	スウェーデン社会省 (Socialdepartementet)

令和 5 年度東京都主税局委託調査

「少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査及びシミュレーション調査委託」報告書